

嵯峨天皇宸筆

比叡帝延曆寺一系上  
觀院受菩薩大戒伏願  
不聖慈也拔濟謹和南疏

和南疏四月十日受菩薩戒監光定謹

空海書

法大寺母好共建法幢報  
仁恩德望二憚煩勞獲  
降赴此院此心望一存  
五甲觀空兼如上

九月十日

橘逸勢書

盤汎俱生愛河慈  
柯一飛便越苦海空  
省二緣真俗並照  
六夜圓法三明洞

小野道風書

好算破記乃...  
有久...  
東理安...  
以祿...持仁...

藤原佐理書

任物...  
屏...  
於...  
信物...  
人...

藤原行成書

昔...  
...  
...  
...

尊圓法親王書

持...  
...  
...

ニホン

に至りしは、後世専ら漢文を使用し、多く音讀を用ひしが爲めに、初めよりかく定められしにあら

ニホン

論なりと雖も、其文の趣を見るに、同時代記録の原文を其儘採録したるものと考へらるゝが故に、これ

ニホン

は神代紀の注により、ヤマトと訓すべきものなりと考ふ、なほ日本倭根天子皇とある倭の字は衍字なり

ニホン

ヤサボネ、佛蘭語にてはサヤホン、西語にてはパボン、葡萄牙語にてはセハンなど稱することなり、

ニホン

を、世に九代略記、九代實録とも稱したり、普通世に流布せるものは醍醐天皇以後に係り、稀に文武天皇

ニマウ

もの、今の普通本なり、其他寛政の小寺本、文政の大関本等あり

ニホンキリヤク

日本紀略 卷一 嘉永の刊本十四卷、國史大系第五卷に收む

ニホンシヨキ

日本書紀 卷一 三十卷十五册、國史大系第一卷に收む

ニマウノシユン

二孟旬 孟夏旬、孟冬旬をいふ、ツユシを見よ、

ニホンキツボネ

日本紀局 紫式部(ムラサキシキブ)を見よ、

ニホンサシヤウニン

日本三上人 伊勢神宮の慶光院上人、尾張熱田の賢願寺上人、信濃善光寺の大木願上人の併稱なり

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニホンイツシ

日本逸史 卷一 四十卷、國史大系第六卷に收む

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニホンイツシ

日本逸史 卷一 四十卷、國史大系第六卷に收む

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニホンイツシ

日本逸史 卷一 四十卷、國史大系第六卷に收む

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニマノコホリ

遼摩郡 所在 石見國肥前國郡の制定するに及び石見國は凡て五郡を管

ニシカウテンワウ

國雨降らず、而して仁海は、大師以來一家の相傳を以て、請雨經法の靈驗顯著なる故を以て、後朱雀天皇特に勅して雨を祈らしむ、即ち六月八日より宮中に入りて法を修すること六日、大雨沛然として降り、朝野其高徳を詠歌す、天皇勸賞して轡車を恩許し、且封七十戸を賜ふ、これより世に雨僧正といふ、永承元年五月寂す、年九十二(元亨釋書、日本佛教史綱)

天位を讓る、顯宗天皇之なり、億計王太子たること舊の如し、三年天皇崩すに及び、はじめて位に即き、大和國石上廣高宮に都す、十一年崩す、河内國南河内郡藤井寺村大字野中の埴生坂本陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ニシケテンワウ

名は惠仁(仁德)光格天皇の第四皇子、御母は東京極院藤原嫡子、第二十代の天皇(仁德)文化六年光格天皇の太子となり、同十四年三月受禪、九月即位す、天保十二年閏正月廿七日諡を先帝に奉りて光格天皇と云ふ、嘗て宇多帝諡法を停められしより殆ど六十年、爰に於て舊に復す、在位廿九年、年號を改むる事三、三年正月廿六日崩す、御年四十七、京都市下京區今熊野町の月輪陵に葬る(野史、陵墓一覽)

人情本 小説(セウセツ)を見よ、  
仁清燒 京燒(キヤウヤキ)を見よ、  
人足寄場 江戶時代無宿の者、井に寺社町勘定の三奉行、及び火附盜賊改加役の取計らひし囚徒の中に、入墨、敲等輕罪の者が、所刑既に済みたるも引取人なきもの、又は引取人あるも再犯の虞あるものを、人足として使役する爲め留置する處を云ふ、正しくは加役方人足寄場と略し、畧して寄場といへり(所註)江戶石川島に在り、又常陸國筑波郡上郷村、北海道函館等にも置きしもあり(肥前國)寛政二年二月、老中松平定信、先手頭火附盜賊改長谷川平藏宣雄の建議を用ひ、始めて石川島石川大隅守屋敷敷置の地(一萬六千三十坪)に、これを設け、宣雄を寄場所扱と爲す、後改めて人足寄場奉行を置き管理せしめたり、人足の住する小屋は七室に分ち、罪科の輕重によりて其居を異にし、一室約四十人を容るべし、老人、病人、婦人等は別置せり、又別に細工小屋ありて各自に手業を營ましむ、大工、建具、差物、塗師等種々あり、其人によりては島外へも出すもあり、もし手業なき者は、米春、絞油、炭團を製し、蠶細工をなさしむ、いづれも勞

仁賢天皇

名は億計王、又は大脚、字は鳥雄子(系)市邊押盤皇子の皇長子、御母は美媛、第二十四代の天皇(聖德太子)邊押盤皇子の、雄略天皇に殺さるゝに及び、皇弟(計)王と共に難を丹波國余社郡に避け、更に播磨國赤石郡に赴き、縮見屯倉首忍海部細目の家僮となる、會々清寧天皇の二年一月、播磨國司伊與來目部小橋、赤石郡に來り細目の家に宿れるの際、弘計王、歌に托して押盤皇子の王子たるを顯はしたるを以て、小橋驚き、急使を以て天皇に奏す、時に天皇皇子なかりしかば、大に喜びて二王を迎へ、億計王を立て、太子と爲す、天皇崩するの後、太子、弘計王の功績を稱へて

力の多少に従ひて貸錢を與へ、其内三分の一を預り置き、放免の時これを附與す、而してよく規定を守り、且手業等に精勵し、改後の効著しきものにして、引取人あるは、其身元を糺したる上にて放免し、引取人なきは、生地の名主或は地役人に引渡したり、放免の際には手當として錢五貫文乃至七貫文を與へ、品によりては、百姓ならば相應の土地、江戶市民ならば、生地へ店を開かしめ、職業用の諸道具をも官より給與するの制なりき、人足の數は寛政年間には約百二十三人なりしが、後漸く増加し、天保十三年には四百六十餘人、弘化元年には六百餘人に及び、幕府の末年には、大抵平均四百五十人なりしといふ、經費は設置の年には米五千俵、金五百兩を下附し、翌年よりは米三千俵、金三百兩を以て常經費と定め、其不足は島内貸地の地代、及び人足の手業より生ずるものを以て支辨せり、また其刑罪は、別に寄場内の規定ありて所罰したり、かくて王政維新の際に至り、人足を悉く解放し、遂に寄場を廢す(常州筑波郡上郷村の寄場は、石川島と同じく、寛政二年二月におきしが、幾もなくしてこれを廢し、函館には文久元年三月に設立せり、廢したる時代詳かならず(憲政黨類典、寄場人足仕置并心得書、寄場人足仕置書留牒、嘉永明治年間錄、徳川太平記、江戶會誌)

仁德天皇

名は大鷦鷯皇子(應神)應神天皇の第二皇子、御母は皇后仲姫命、第十六代の天皇(應神)應神天皇初め少子菟道稚郎子を寵し太子となしたりしが、天皇の崩後太子位を以て大鷦鷯皇子に讓りて、これを菟道に避け、互に揖讓すること三年の後、太子遂に自盡せるを以て、即ち位に即き、攝津國難波高津宮に都す、四年天皇高臺に登りて遠望するに、烟氣城中に起らざりしを以て、百姓の窮乏せるを察し、三年の間課役を免じ、用度を儉にし給ひしが、三年の後再び遠望するに、烟氣盛んに起れるが故に大に喜び、朕既に富めりと宣へり、皇后磐之媛傍に在りて、今や宮室朽壞して暴露を免れず、何をか富めりといはんやと訝りたるに、天皇は、天の君を立つるは、もと百姓の爲なれば、君は百姓を以て本と爲す、百姓の富めるは即ち朕の富めるなりと宣へりといふ、百姓傳聞して感激し、調を納れて宮室を營まん事を請ひしも聽し給はず、數年の後始めて課役を科せて宮室を造るや、庶民悦びて營作に従ひ、幾ならずして成る、世に聖帝と稱し奉る(高きや)のぼりて見れば烟立つ民のかまどはにぎはひにけり」といへる歌は、御製なりとして世に傳ふるものあれども、蓋し誤傳なり、此歌始めて和漢朗詠集に見えてより、扶桑略記、水鏡、新古今集にも載せたり、而して朗詠集なるは、帝王の題中に見えずして、國司の唐名なる刺史の題中に見えること注意すべきなり、且つ歌調を按ずるも、後世のものなるも疑ひなし(天皇また大に開墾のことに注意し、十一年には宮北の郊原を堀りて、所謂難波の堀江を通じ、茨田堤を築き、なほ河内なる和珣池を造り、横野堤を築き、攝津東生郡なる猪甘津に橋を渡

し、大道を作り、尋で河内國石川郡なる感次に溝渠を通ずる等、土功見るに足るもの多し、八十七年正月十六日崩す、壽詳かならず、和泉國泉北郡袖松村の百舌鳥耳原中陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、大日本通史)○按ずるに、天皇と稚郎子と皇位互讓のことは、蓋し疑問の存する所にして、書紀に傳へたるがごとく、形式上の互讓にあらざるは、伴信友既に中外經緯傳に之を疑へり、思ふに稚郎子の御母は身分賤しきに反し、天皇の御母は皇后にして、有力なる武内一族の後援を有し給へるがゆゑに、皇位繼承に關し、勢力の争ありしに基因せるものに似たり、

仁孝天皇

名は山鹿山鹿(山鹿)山鹿天皇の御宇、末一年は元慶九年二月二十一日即位改元す、四年を経て、宇多天皇寛平と改元す、

任那 「ミマナ」を見よ、  
仁和 光孝天皇の御宇の年號、末一年は宇多天皇の御宇に係る、元慶九年二月二十一日即位改元す、四年を経て、宇多天皇寛平と改元す、

仁清天皇

名は山鹿山鹿(山鹿)山鹿天皇の御宇、末一年は元慶九年二月二十一日即位改元す、四年を経て、宇多天皇寛平と改元す、

人情本 小説(セウセツ)を見よ、  
仁清燒 京燒(キヤウヤキ)を見よ、  
人足寄場 江戶時代無宿の者、井に寺社町勘定の三奉行、及び火附盜賊改加役の取計らひし囚徒の中に、入墨、敲等輕罪の者が、所刑既に済みたるも引取人なきもの、又は引取人あるも再犯の虞あるものを、人足として使役する爲め留置する處を云ふ、正しくは加役方人足寄場と略し、畧して寄場といへり(所註)江戶石川島に在り、又常陸國筑波郡上郷村、北海道函館等にも置きしもあり(肥前國)寛政二年二月、老中松平定信、先手頭火附盜賊改長谷川平藏宣雄の建議を用ひ、始めて石川島石川大隅守屋敷敷置の地(一萬六千三十坪)に、これを設け、宣雄を寄場所扱と爲す、後改めて人足寄場奉行を置き管理せしめたり、人足の住する小屋は七室に分ち、罪科の輕重によりて其居を異にし、一室約四十人を容るべし、老人、病人、婦人等は別置せり、又別に細工小屋ありて各自に手業を營ましむ、大工、建具、差物、塗師等種々あり、其人によりては島外へも出すもあり、もし手業なき者は、米春、絞油、炭團を製し、蠶細工をなさしむ、いづれも勞

ニシタ

四年會々皇居造營に際し、朝廷紫宸殿、常御殿、上舍唐門、四脚門を賜ふ、僧顯證之を經營し、正保三年に至りて落成し、始めて舊觀に復す、文政十年四國の靈場を摸し、大内山に八十八箇所の佛堂を造立す、明治二十年五月十五日火を失し、寢殿、庫裏、四脚門、其他廿五宇一時に燒亡し、金堂、觀音堂、御影堂、五重塔、輪藏、鐘樓、大黒殿、南大門、中門、外數宇幸に其災を免る、廿一年より殿舎七宇を再築し、其他も漸次増營せり、輪藏の美固より舊時に同じからざれども、その構造規模の如き、略に舊に據るもの、如し(三門、一に南大門と稱す、南面す、金剛力士を安置す(假寢殿、南大門を入りて西側に東面す、方丈庫裡等同所にあり(飛濤亭、寢殿の北に在り、光格天皇御遺愛の茶亭なり(遊廓亭、光琳が意匠を凝らしたる茶亭なり(二天門、中門なり、持國天多門天を安置す(祖師堂、一に御影堂と云ふ、中央に空海の像を安置し、傍らに宇多天皇の宸像、性信法親王の像を安置す(金堂、祖師堂の東に在り、本尊三尊の阿彌陀を安置し、左壇に光孝天皇の御像、右壇に徳川家光の像を安置す(經坊、金堂の東に在り、家光寄附の一切經を藏す(觀音堂、一に灌頂堂と云ふ、祖師堂の南に在り、手観音等を安置す(五重塔、金堂の東南に在り、三間四方にして高さ十八間なり、特別保護建造物たり、下層に五智如来を安置す、其餘鐘樓、鎮守、密經藏、文庫、寶藏等あり(寶物は、木造文殊菩薩坐像一軀、著色孔雀明王像一幅、著色聖德太子像一幅、唐草時繪寶珠宮一個、御室相承記六卷、尊勝陀羅尼梵字經一帖、時繪箱入聖教三十冊、櫻町天皇宸翰、淡紫紙金泥般若心經、紺紙金泥藥師經一卷、承久三年四年日次記一帖、皆國寶に指定せらる(山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

仁治

名は山鹿山鹿(山鹿)山鹿天皇の御宇、末一年は元慶九年二月二十一日即位改元す、四年を経て、宇多天皇寛平と改元す、

任那

「ミマナ」を見よ、  
人情本 小説(セウセツ)を見よ、  
仁清燒 京燒(キヤウヤキ)を見よ、  
人足寄場 江戶時代無宿の者、井に寺社町勘定の三奉行、及び火附盜賊改加役の取計らひし囚徒の中に、入墨、敲等輕罪の者が、所刑既に済みたるも引取人なきもの、又は引取人あるも再犯の虞あるものを、人足として使役する爲め留置する處を云ふ、正しくは加役方人足寄場と略し、畧して寄場といへり(所註)江戶石川島に在り、又常陸國筑波郡上郷村、北海道函館等にも置きしもあり(肥前國)寛政二年二月、老中松平定信、先手頭火附盜賊改長谷川平藏宣雄の建議を用ひ、始めて石川島石川大隅守屋敷敷置の地(一萬六千三十坪)に、これを設け、宣雄を寄場所扱と爲す、後改めて人足寄場奉行を置き管理せしめたり、人足の住する小屋は七室に分ち、罪科の輕重によりて其居を異にし、一室約四十人を容るべし、老人、病人、婦人等は別置せり、又別に細工小屋ありて各自に手業を營ましむ、大工、建具、差物、塗師等種々あり、其人によりては島外へも出すもあり、もし手業なき者は、米春、絞油、炭團を製し、蠶細工をなさしむ、いづれも勞

ニシタ

ニシタ

ニシタ

ニニク

忍辱 佛教の菩薩因行六度の一、梵語羅提の譯語、苦痛屈辱を忍耐すること、法界次第に「内心能安、忍外所辱境、故名」とあり、「ロクハラミツ」を見よ。

ニニクエ

忍辱衣 袈裟を云ふ、釋氏要覽に「如幻三昧經、袈裟名忍辱籠云々」、法華經に「如来衣者、柔和忍辱心是也」とあり。

ニニフ

任符 國司が任國に赴任する際、朝廷より其赴任を證明したる文書を云ふ、年給にて國司に任ぜられたるもの、其國に赴任せずして任符を返上して、更任に國替、名替、名國替を請ふ、之を任符返上更任、任符返上國替、任符返上名替、任符返上名國替と云ふ、「カウニン」、「グニガヘ」、「ナガヘ」、「ナクニガヘ」等を見よ。

ニニヘイ

仁平 名義、近衛天皇御宇の年號、久安七年正月二十六日改元、三年を経て久壽と改む。出典後漢書に「政貴仁平」とあるに據る（國朝年號譜）。

ニニベツチャウ

人別帳 江戸時代の戸籍帳簿をいふ、宗官人別改（シユウシンベツアラタメ）を見よ。

ニニミヤウテンワウ

仁明天皇 名義、御名は正良、世に深草帝と稱す、關白藤原兼實、皇太子、御母は檀林皇后橘嘉智子、第五十四代の天皇、天長十年二月受禪、三月六日位に即く、承和三年はじめて檢非違使廳をおき、六年には彈正臺、逮捕に堪へざるの故を以て其任を使廳に委ぬ、彈正の權是に於て檢非違使に移れり（ケビキシ）參看、既にして九年七月、春宮帶刀伴健岑、但馬權守橘運勢等、皇太子恒貞親王を奉じ、東國に走りて亂を謀るの風聞あり、即ち詔して健岑運勢等を捕へて配流し、太子を廢す、これ蓋し恒貞親王は藤氏の出にあらざるかゆゑに、藤原良房等これを喜ばず、遂に此事あるに至る、要するに、藤原氏と伴氏橘氏等との政權爭奪の結果に過ぎざるなり、在位十七年、改元する事二、嘉祥三年三月廿一日崩す、壽四十一、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草院に葬る、天皇親賢聰明にして衆藝を包綜し、最も經史に耽り、諸子百家の書通覽せざるはなし、兼て文藻を愛し、漢音の清濁を精辨し、射に工に、書を善くす、淳和天皇草書に巧みなるを以て著る、而して天皇妙に其法を得、人別つと能はざりきといへり（大日本史）。

ニニヤウヘイシ

仁明平氏 皇別、仁明天皇の第四皇子木康親王より出づ、木康親王は上野上總等の大守、太宰帥等を経て一品に進む、長子雅望王侍從四位上より神祇伯に進む、二子希世、隨時に平姓を賜ふ、本康の次子行忠王の二子佐幹、佐忠に、本康の三子惟時王の子寛にまた平姓を賜ふ（皇胤紹運録）。

ニニワウエ

仁王會 朝廷に於て、毎年三月及び七月に、太極殿、紫宸殿、清涼殿等にて、朝家の御祈の爲に、仁王護國般若經を講ずる儀式を云ふ、年中行事の一、また二月吉日を選びて臨時に行ふことあり、また一度の大仁王會と稱することあり、これ天皇御一代に一度行はるなり、齊明天皇六年五月、始めて之を行ふ、聖武天皇神龜六年六月に、宮中并に五畿七道に命じて行はしむ、後には正月吉日を選びて行へること、なれり（公事根源、江次第、建武年中行事）。

ニニワウキヤウホフ

仁王經法 仁王經を講讀して修する法をいふ、日月、星辰、火、竜帝玉部）。

ニヨイリンジ

如意輪寺 所在、大和國吉野郡吉野山、淨土宗、智恵院末、起原、延喜年中日藏上人の開基する所に於て、南朝の勅願寺なり、後醍醐天皇屢々幸し給ふ、正平年中兵火に罹りて、堂塔烏有に歸し、元年中世泰親王（後龜山皇子）小堂を營む、爾來漸次衰頹し、荒廢に屬せしが、近年維持金を募りて、面目を改む、本堂は本尊如意輪座像（傳に安阿彌作）なり、如意輪塔は楠木正行が髮を截つて佛殿に納め、一族百四十餘人の姓名を記し、籤にて「かへらじ」とかいて思へば梓弓なきかすに入らざることを祈るの和歌を彫り付けたる處なり（いま歌を彫り付けたる屏あるは、後世の偽作なり）厨子の屏に、巨勢金岡の筆なる吉野より熊野に至る景色繪あり、上に後醍醐天皇の御讀あり、正平年中燒失す、其地は庫裏の北に在り、寺内に正行の埋骨塚及び森田節齋の撰せる髻塚碑、藤本鐵石招魂碑等あり（京華要誌、大和國）。

ニヨイリンホフ

如意輪法 如意輪觀音を本尊として修する密法、如意輪は六臂にて敬愛の尊、輪寶を以て衆生を化する故に名づく、罪障消滅息災に行ふ、公家三壇御修法の一（其始末詳かならず、或は後三條天皇延久年中より始まる）。

ニヨウクワン

女官 刀自の下にありて雜役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によう官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、畢、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候」とあるにて、「によくわん」といふ「よくわん」との區別を知るべし、また浪江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤壺に「年老いたる女官とじなど世にいひしらぬまで、御祈りをたてまつる云々」、枕草子に「御かうしもあらず、女官ありてこれはななせ給へ云々」、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時詳參外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳祿、尤無便、他女官等如淨雲、歟、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前と見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ参り終るとあるは、女嬪を指したるなり、世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御叙于王之燕寢、以二歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヨウウ

女御 名義、天皇の侍妾の一、後世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御叙于王之燕寢、以二歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヤク

水、大風、炎旱、兵賊の七難並び起る時に此法を行ひ、又不斷之行ふ、古は専修寺金剛壽院相承の法なり（起原、寛治四年、朝廷の爲め圓融房にて始めて之を修す、金剛壽院覺尋、長宴僧都等これを勤む（諸法要略抄））。

ニヤクワウジ

若王子 所在、山城國京都上京區、禪林寺の北〇山城正東山、もと乗々院と號す（起原、天台宗（修驗道を兼修し、聖護院に屬したり）起原、永曆年中後白河法皇の草創にして、熊野那智權現を此地に勧請し、若王子と號す、弘安中、龜山天皇離宮を東山の地に造り給ふや、御所の鎮守とし、禪林寺新熊野とも稱せり、足利尊氏大に歸仰し、大僧正良海を座主となす、當時堂塔輪奐壯麗を極めたりしが、應仁の兵燹に罹り、以後衰頹に歸す、明治に至り、改めて神社と爲し若王子社と名づく、本社四棟、本宮、新宮、那智、若宮相並びて南面す、一町奥に辨天祠、金峯山祠、山神祠ありて、境内頗る幽邃なり（山城名勝志、山州名跡志、京華要誌）。

ニヨイ

如意 僧の所持する道具の一、梵語阿那律の譯語なり、我國にて「マゴノテ」と云ふものと同じくして、骨角竹木等を以て手の形を作り、柄の長さ三尺許となし、背等の痒くして、手の到らざる所を搔くこと、意の如くなるが故に、此名ありとも云ひ、又講僧、柄に文字を記して忽忘に備へ（即ち俗の笏の如し）自由に視ることを得るが故に、此名ありとも云ふ、心の表にして、形雲葉の如くするを法とすとも云ふ（釋氏要覽、持寶通覽）。

ニヨイチ

如一 名義、字は即非、源氏支那國福清縣林氏の子、年十八歳出家して禪宗に歸し、明州黃巖山の隱元に參して證悟す、明曆三年日本に渡來し長崎の崇福寺に住す、寛文二年字治の黃檗

ニヨウクワン

女官 刀自の下にありて雜役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によう官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、畢、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候」とあるにて、「によくわん」といふ「よくわん」との區別を知るべし、また浪江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤壺に「年老いたる女官とじなど世にいひしらぬまで、御祈りをたてまつる云々」、枕草子に「御かうしもあらず、女官ありてこれはななせ給へ云々」、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時詳參外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳祿、尤無便、他女官等如淨雲、歟、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前と見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ参り終るとあるは、女嬪を指したるなり、世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御叙于王之燕寢、以二歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニニク

忍辱 佛教の菩薩因行六度の一、梵語羅提の譯語、苦痛屈辱を忍耐すること、法界次第に「内心能安、忍外所辱境、故名」とあり、「ロクハラミツ」を見よ。

ニニクエ

忍辱衣 袈裟を云ふ、釋氏要覽に「如幻三昧經、袈裟名忍辱籠云々」、法華經に「如来衣者、柔和忍辱心是也」とあり。

ニニフ

任符 國司が任國に赴任する際、朝廷より其赴任を證明したる文書を云ふ、年給にて國司に任ぜられたるもの、其國に赴任せずして任符を返上して、更任に國替、名替、名國替を請ふ、之を任符返上更任、任符返上國替、任符返上名替、任符返上名國替と云ふ、「カウニン」、「グニガヘ」、「ナガヘ」、「ナクニガヘ」等を見よ。

ニニヘイ

仁平 名義、近衛天皇御宇の年號、久安七年正月二十六日改元、三年を経て久壽と改む。出典後漢書に「政貴仁平」とあるに據る（國朝年號譜）。

ニニベツチャウ

人別帳 江戸時代の戸籍帳簿をいふ、宗官人別改（シユウシンベツアラタメ）を見よ。

ニニミヤウテンワウ

仁明天皇 名義、御名は正良、世に深草帝と稱す、關白藤原兼實、皇太子、御母は檀林皇后橘嘉智子、第五十四代の天皇、天長十年二月受禪、三月六日位に即く、承和三年はじめて檢非違使廳をおき、六年には彈正臺、逮捕に堪へざるの故を以て其任を使廳に委ぬ、彈正の權是に於て檢非違使に移れり（ケビキシ）參看、既にして九年七月、春宮帶刀伴健岑、但馬權守橘運勢等、皇太子恒貞親王を奉じ、東國に走りて亂を謀るの風聞あり、即ち詔して健岑運勢等を捕へて配流し、太子を廢す、これ蓋し恒貞親王は藤氏の出にあらざるかゆゑに、藤原良房等これを喜ばず、遂に此事あるに至る、要するに、藤原氏と伴氏橘氏等との政權爭奪の結果に過ぎざるなり、在位十七年、改元する事二、嘉祥三年三月廿一日崩す、壽四十一、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草院に葬る、天皇親賢聰明にして衆藝を包綜し、最も經史に耽り、諸子百家の書通覽せざるはなし、兼て文藻を愛し、漢音の清濁を精辨し、射に工に、書を善くす、淳和天皇草書に巧みなるを以て著る、而して天皇妙に其法を得、人別つと能はざりきといへり（大日本史）。

ニニヤウヘイシ

仁明平氏 皇別、仁明天皇の第四皇子木康親王より出づ、木康親王は上野上總等の大守、太宰帥等を経て一品に進む、長子雅望王侍從四位上より神祇伯に進む、二子希世、隨時に平姓を賜ふ、本康の次子行忠王の二子佐幹、佐忠に、本康の三子惟時王の子寛にまた平姓を賜ふ（皇胤紹運録）。

ニニワウエ

仁王會 朝廷に於て、毎年三月及び七月に、太極殿、紫宸殿、清涼殿等にて、朝家の御祈の爲に、仁王護國般若經を講ずる儀式を云ふ、年中行事の一、また二月吉日を選びて臨時に行ふことあり、また一度の大仁王會と稱することあり、これ天皇御一代に一度行はるなり、齊明天皇六年五月、始めて之を行ふ、聖武天皇神龜六年六月に、宮中并に五畿七道に命じて行はしむ、後には正月吉日を選びて行へること、なれり（公事根源、江次第、建武年中行事）。

ニニワウキヤウホフ

仁王經法 仁王經を講讀して修する法をいふ、日月、星辰、火、竜帝玉部）。

ニヨイリンジ

如意輪寺 所在、大和國吉野郡吉野山、淨土宗、智恵院末、起原、延喜年中日藏上人の開基する所に於て、南朝の勅願寺なり、後醍醐天皇屢々幸し給ふ、正平年中兵火に罹りて、堂塔烏有に歸し、元年中世泰親王（後龜山皇子）小堂を營む、爾來漸次衰頹し、荒廢に屬せしが、近年維持金を募りて、面目を改む、本堂は本尊如意輪座像（傳に安阿彌作）なり、如意輪塔は楠木正行が髮を截つて佛殿に納め、一族百四十餘人の姓名を記し、籤にて「かへらじ」とかいて思へば梓弓なきかすに入らざることを祈るの和歌を彫り付けたる處なり（いま歌を彫り付けたる屏あるは、後世の偽作なり）厨子の屏に、巨勢金岡の筆なる吉野より熊野に至る景色繪あり、上に後醍醐天皇の御讀あり、正平年中燒失す、其地は庫裏の北に在り、寺内に正行の埋骨塚及び森田節齋の撰せる髻塚碑、藤本鐵石招魂碑等あり（京華要誌、大和國）。

ニヨイリンホフ

如意輪法 如意輪觀音を本尊として修する密法、如意輪は六臂にて敬愛の尊、輪寶を以て衆生を化する故に名づく、罪障消滅息災に行ふ、公家三壇御修法の一（其始末詳かならず、或は後三條天皇延久年中より始まる）。

ニヨウクワン

女官 刀自の下にありて雜役に奉仕する官女を云ふ（貞丈雜記）又刀自、得選を云へることあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものと別なり、有職問答に「女官事、によくわん」とは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によう官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と被仰聞、畢、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候」とあるにて、「によくわん」といふ「よくわん」との區別を知るべし、また浪江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かやく藤壺に「年老いたる女官とじなど世にいひしらぬまで、御祈りをたてまつる云々」、枕草子に「御かうしもあらず、女官ありてこれはななせ給へ云々」、禁秘抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口入供御、但近日兼刀自一同類諸女官等訴訟之時詳參外無殘事、御湯殿女官、奉公物也、無指傳祿、尤無便、他女官等如淨雲、歟、又同書に「早且供御湯、主殿官人奉行、釜殿運湯、須麻志女官二人所傳云々、又御手水、近代内々供之、昔女官之所獻也、主水司供之、御手水女官界之、參立御手水間前と見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ参り終るとあるは、女嬪を指したるなり、世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御叙于王之燕寢、以二歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

ニヨウウ

女御 名義、天皇の侍妾の一、後世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌御叙于王之燕寢、以二歲時獻功事」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

女院略譜表(宮傳等)に據り、其誤脱は當時の記録に徴して編成せり

女院號	御名	御父	御母	院號以前の院號の時日崩薨の時日
東三條院	藤原詮子	藤原兼家	藤原時姫	正曆二、九、長保三、閏
上東門院	藤原彰子	藤原道長	藤原倫子	一條中宮萬壽三、正、承保元、十、
陽明門院	藤原親王三條	天皇藤原	藤原妍子	後朱雀皇后治曆五、二、寬治八、正、
二條院	藤原親王一條	天皇藤原	藤原成子	後冷泉中宮延久六、六、長治二、九、
郁芳門院	藤原親王白河	天皇藤原	藤原賢子	堀河准母寬治七、正、永長元、八、
待賢門院	藤原璋子	藤原公實	藤原光子	鳥羽中宮一、天治元、十、久安元、八、
高陽院	藤原泰子	藤原忠實	藤原師子	鳥羽皇后保延五、七、久壽二、十、
美福門院	藤原得子	藤原長實	藤原方子	鳥羽皇后久安五、八、永曆元、十、
皇嘉門院	藤原聖子	藤原通忠	藤原宗子	崇徳中宮久安六、二、養和元、十、
上西門院	藤原統子	藤原親王	藤原璋子	後白河准母平治元、二、文治五、七、
八條院	藤原暲子	藤原親王	藤原得子	二條准母二、應保元、十、建曆元、六、
高松院	藤原暲子	藤原親王	藤原得子	二條中宮應保二、二、安元二、六、
九條院	藤原呈子	藤原忠通	藤原呈子	近衛皇后仁安三、三、安元二、九、
建春門院	藤原呈子	藤原忠通	藤原呈子	後白河女御嘉應元、四、安元二、七、
建禮門院	藤原呈子	藤原忠通	藤原呈子	養和元、十、建保元、十、
殷富門院	藤原亮子	藤原清盛	藤原亮子	安徳、後鳥羽准母、文治三、六、建保四、四、
七條院	藤原暲子	藤原信隆	藤原休子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
宣陽門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原休子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
宜秋門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原休子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
承明門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原休子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
坊門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原休子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、

女院號	御名	御父	御母	院號以前の院號の時日崩薨の時日
月華門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
今出川院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
京極院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
新陽明門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
延政門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
支輝門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
五條院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
遊義門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
永陽門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
昭慶門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
永福門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
昭訓門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
永嘉門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
陽德門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
章義門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
西華門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
廣義門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
章善門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
朔平門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
長樂門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
延明門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
談天門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
達智門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、
萬秋門院	藤原暲子	藤原信隆	藤原暲子	高倉後宮建久元、四、安貞二、九、

ニヨウ

Table listing courtiers and their families, including names like 藤原光基, 藤原基子, and their respective court ranks and titles.

Table listing courtiers and their families, including names like 藤原光基, 藤原基子, and their respective court ranks and titles.

起原語 女御の稱は、始めて書紀の雄略天皇の紀に見えたと、況く御殿に侍するものを言へるに、當時の的稱にあらず、この稱は、實に桓武天皇の朝に起りて、紀乙魚、百濟教法を、これに充てたるを以て嚆矢とす、爾後妃夫人の稱漸く絶えて、女御更衣之に代る、然れども其初は、四位五位の間に過ぎずして、夫人より其地位卑く、殆んど嬪の改稱なるが如くなりしが、仁明天皇の朝より後、文徳、清和、陽成、光孝等の數朝を歴て、宇多天皇の朝に至るまで、皇后を立て給はざりしが故に、女御の位漸く貴くなれり、蓋し當時には、後宮は位階の尊きもの其班首に居りしならん、即ち仁明天皇の朝には女御藤原貞子あり、文徳天皇の朝には女御藤原古子あり、清和天皇の朝には女御藤原多美子あり、陽成天皇の朝には姉子女玉あり、光孝天皇の朝には班子女玉あり、宇多天皇の朝には女御藤原温子あり、而して其父攝關の職に居りて勢力あり、其所生の皇子、皇太子と爲り給ふ時は、

超進して皇太夫人と爲り、中宮と稱す、仁明天皇の女御藤原順子、清和天皇の女御藤原高子の如きは是なり、藤原基經の女穉子、醍醐天皇の女御と爲り、尋で皇后と爲るに及び、女御の位益々貴し、爾來直ちに皇后たりしものは、極めて少くして、概れ女御より進みたり、故に女御は、多くは攝關等の女を以て之に充てたり、是に於て女御入内の儀ありて、直に三位に叙し、家司等の職を置き、朝廷より書を賜ふあり、又命名あり、著袴等の事ありて、其式頗る壯なりしが、南北朝の頃より、女御入内の儀全く廢絶せり、其後、後陽成天皇の朝に、豐臣秀吉、近衛前久の女を養ひて掖庭に入れ、女御となしてより、女御入内の儀また興る、明治に至りて其稱を廢す、女御の名は其居所によりて宣耀殿、弘徽殿、梅壺、桐壺等を女御に冠して呼び、或は私第の名を取て堀川女御、高倉女御と稱し、女王にて女御たりしは女王女御、齋宮にて女御たりしは齋宮女御と稱したり、○なほ天皇のみならず上皇太子の

侍妾をもまた女御と稱す、上皇女御は、榮華物語花山(御女宮)の巻に「院の女御(冷泉上皇の女御超子)曉方に御脇息に押かりて云々」と見えたり、而して上皇讓位後に召されしものは、女御の宣下なかりしが、鳥羽上皇の時より、御讓位後にも女御の宣旨を下したり、東宮女御は大鏡師尹の傳に「女御は三條院の東宮にておはしまし、わりの女御にて、宣耀殿と申して云々」、大和物語に「二條のきさいの宮云々、さてきさいの宮、春宮の女御と聞えて云々」とあり、又君親ありしものは、女御の宣旨なきも假稱したることありき、今鏡に「白川殿あさましき御すくせおはしける人なるべし、宣旨などは下されざりけれども、世の人は祇園の女御とぞ申ける」、平家物語の條に「其の名を葵の前と申ければ、内には葵の女御などぞき、やきあされける」と見えたり(古事類苑帝王部、同神祇部、官職要解、皇室典範)

ニヨウゴキフ

女御給 女御に給ふ年給(ニ)

ニヨウ

Table listing various types of clothing (clothes) and their descriptions, including items like 夏紫冬萌黄織物, 表綾色二重織物, and 表紅綾色二重織物.

シキフ(参看)を云ふ、給数は目一人、史生一人、又別勅給によりて年々二合を給する事あり、三代實錄に、「貞觀八年正月十三日、是日勅、女御從三位藤原朝臣多美子、自今以後、毎年給二分官一人、一分官一人」とあり(史學雜誌、年給考)

より以下の者は、相合曹司などありと云へども、其制にはあらずと見え、貞丈雜記に「古は女の事を總て女房と云ふ、房はれやとよむ字にて、部屋と云ふに同じ、部屋を持たる位位女を女房衆と云ふ也、部屋を持たざる女を女房と云ふ、うやまふ心なり、今は人の妻の事をのみ女房と云ふ也」とあり、而して禁中にては上中下の三處に分つて上臈、上臈の局にて、御匣殿、尙侍、及び二位三位の典侍、禁色赤又は青色を聽るされたる大臣の女又は孫を云ふ、禁色の衣にて陪膳に候す、又小臈あり、尙侍及び公卿の女を云ふ、又侍臣の四位五位の殿上人の女、及び諸大夫にても公卿たる人の孫は井に小臈となるなり、上臈の名には多くは、小路なく、大中納言、左衛門督、帥、按察使等を付く、然れども時には小路名もありき○中臈、外命婦、侍臣の四位五位殿上人の女、諸大夫良家の女、醫陰陽道の女等は、この格とす、又石清水八幡別當の女も、又中臈たるを得、小宰相、小督、小兵衛督、中將、少將、左京大夫、宮内卿、右京大夫、督、大貳、辨侍從、少納言、小輔、大進等の名を付く○下臈、攝關家の家司の女、賀茂日吉社司、及び藏人等の女は此の格とす、皆候名を稱す、宿老のものにして、賀茂祭に命婦を勤めてより國名を附す、伊豫、播磨、丹後、周防、越

前、伊勢、讃岐、相模等の如し、而して此等女房のうち、上臈内侍の外は、夜御殿朝餉の内に入らず、中臈は朝餉の候に候し、下臈は候にも候するを許さずと云ふ、又院中及び攝關家にもありて、此等の家にては大臈あり(禁秘抄、海人藻芥、女房官品、官職要解)に奉仕する婦女子の服裝につきては、古制詳かならず、大寶の令制に至り、始めて禮服、制服の別あり、尋で元正天皇養老三年十二月、婦女の服を定めしこと見えたと、いかなる様式なりしか史料闕けて知ることは能はず、嵯峨天皇弘仁九年三月、勅して男女を論ぜず、常服は唐法に據らしめたと、これ又その服裝詳かならず、平安朝時代以後に至りては、大に古制と異なる處あり、殊に平安朝時代の後宮には、唐衣、表著、打衣、五衣、單裳、打袴、小袷袴、汗衫、細長、腰卷等の制起り、殊に和を多く重れたるより、世に謂十二單重と稱したり、挿繪の正裝の圖は即ち是なり、室町時代、應仁以來殆ど廢絶せしが、江戸時代に至りて再興せり、挿繪の裝束の如きも、再興の制に係るものにして、著用次第も古記と異なる點少からずと云ふ、然れども大同小異にして名稱の如きは、平安朝時代



ニヨボク

せるを以て、女帝の事遂に絶ゆることになりたり、

ニヨボク 如木

「テノラウ」を参看、ニヨボク「ジヨボク」を見よ、ニヨボクギヤウクヤウ 如法經供養 法華經を寫し終へたる後に、行ふ供養を云ふ、如法經とは法の如く書寫する義なるも、後に法華經を寫す事ないへり、此寫經終れば十種の法にて供養す、之を十種供養と云ふ、十種とは一華、二香、三瓔珞、四抹香、五塗香、六燒香、七繒蓋幡幢、八衣服、九伎樂、十合掌を云ふ、起原 慈覺大師之を始む、觀岳要記に「天長六年、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院窟穴中、結草庵、植皮鹿庭三ヶ年、晝夜三時讀天台法華懺法、忽好坐禪、練行四種三昧、同八年初秋、天手自以草爲筆、以石爲墨、以禪定智水、一字三禮、書寫法華經、同九月十五日、窟穴中草庵、唯請當山座主義真阿闍梨、送十種供養云々」と見えたり、其後屢々如法供養を行ひし事如法經手記に、文治四年九月後白河法皇十種供養を行ひし事玉葉に委しく見え、増鏡北野の雪にも「五月廿三日十種供養の御經二部、淨土の三部經もかへせ給へり云々」、同書山もみぢの條に、弘長三年五月後嵯峨院、龜山殿にて如法經十種供養を行ひし事など見えたり、

ニヨライ

如來 佛教にて眞如より來生せる者をいふ、即ち佛位といふに同じ、又如去とも云ふ、梵語多陀阿迦度と云ひ、又恒他他とも云ふ多他を如と譯す、如は眞理を云ふ、眞理より來れる人なれば如來と稱す、凡位より修行して、正覺を成し、乘如去るが故に如去と云ふ、如來は化他、如去は自證の義なり、無量壽經に「從如來一生、解法如如、成實論に「乘如實道來、成正覺、故名如來」と見ゆ、阿彌陀、大日、藥師、釋迦等の如來あり、「ホドケ」を参看(摩訶薩婆抄、佛語解釋)

ニヨワウ

抄、佛語解釋)ニヨワウ 女王 王(ワウ)を見よ、ニヨワウロク 女王祿 「ワウロク」を見よ、

ニワウ 仁王

佛守護の神、多くは寺門の兩側に、其像を造りて安置せり、所謂金剛神なり、普通金剛力士といふ、一に二王に作る、正法念經に「昔有國王夫人一生千子、欲試當來成佛之次第、拘留孫佛探得第一等、釋迦第四等乃至維至當三千等、第二夫人生三子、一願爲梵王、請于兄轉法輪、次願爲密迹金剛神、護于兄教法云々」、空海の秘藏記に「金剛智也、此智摧滅煩惱、譬如金剛強力摧破諸物、其開發心實相門、以智慧、故先門立金剛、內置佛身」とあり、されば印度の傳説に由來し、後に教理上より之を説明する事となり、眞俗雜記問答抄に「諸寺門立金剛力士事問何、答、金剛力士經云、寺大門有金剛力士、能護于三世諸佛門、木欄仰云、右方持杵云、金剛、左方無持物、云、力士哉、二尊通云、金剛力士矣」とあり、經説に依れば、一人なれども後世二人となし、共に金剛力士と云へり、通鑑唐肅宗紀の註に「范成大曰、在處寺門有兩金剛神、是千佛教中最後者、一名婁至德、二名青華鬘」とあれば、已に支那にて二人となせるものなり、我國には、古く眞辨の作と云はる、執金剛神あり、即ち仁王と同神なり、後世二神となし、阿云の二音を示すものと云へり、



又カタノコホリ

額田郡 備後國 三河國

又カノ

起原國郡制定の際之を置きしものなるべし(諸國和名抄に新城(ニヒキ)鴨田、位賀、額田、麻津、六石、大野、驛家等の郷あり、拾芥抄以後又額田に從ひ、地誌提要「マカガ」と訓す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又カノコホリ

奴可郡 備後國 起原日本後記桓武天皇延暦廿四年の條に見ゆ(諸國延喜式「マカ」と訓す、和名抄に刑部、道部、斗意、三上等の郷あり、古圖怒哥に作り、寛知集奴可に復す、以後之に從ひ、郡名考「マカ」と訓じ、今又之と同じ、明治三十一年三上惠蘇の二郡を合して比婆郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

又キコジ

拔巾子 透額の冠の巾子を、高く抜き出したるものをいふ、堂上家の子弟、元服の時、これを著用す、冠(カナムリ)を参看(裝束集成)

又キテ

拔手 相撲協會(スマヒノセチエ)を見よ、

又キノサキノジンジャ

貫前神社 備後國 上野國甘樂郡(今北甘樂郡)一宮町(一名拔鋒大明神、本國の一宮にして、現今國幣中社) 經津主命(備後國平城天皇大同元年上野地二戸を神封に充て、仁明天皇承和六年從五位下を授け、清和天皇貞觀十八年四月正四位下に進め、陽成天皇元慶四年從三位勳七等を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十六年に從二位を奉る、堀河天皇康和五年六月社司に中祓を科す、神事を祓せる崇、御下に出でたるを以てなり、後堀河天皇寛喜元年十一月將軍藤原頼經、相模五郡時直を遣はして、神劍及び馬を奉らしむ、其神主は、物部牛麻呂の裔磯部氏之を世襲せり、明治に至り國幣中社に列せらる(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

又キホノツカヒ

拔穂使 大嘗祭(ダイウツヤウサイ)を見よ、

又ケニ

拔荷 江戸時代密貿易をいふ、拔は内密の義なり、又出買、仲買、拔買ともいふ、蓋し當時の制、外國貿易は、必ず長崎會所の手を經るべからざる定めなりしを「ナガサキ」を参看(其手を經ずして密に貿易を行ふにより名づく、後には、唐蘭以外の外船とも、密に商業を營むものあるに至る、而して禁を犯したる者は、必ず死刑に處する例なりしに、八代將軍徳川吉宗の時、拔荷を行へるもの數人ありたれども皆死一等を減じ、耳鼻を削ぎて追放せり、また享保三年に捕へたる張本の者三人は、特に耳鼻をも削がず、其儘これを釋し、首領の先生三左衛門を捕へ來りて罪を償はしむ(此先生三左衛門といへるは、常に支那人の衣服を著し、支那人と謀を合せ、支那船の中に乗込みて、我好商を誘ひ、其身は彼の地へも渡航し、海上を自由に往來して變幻出没を極め、踪跡容易に知れ難きものなりき)三人の者即ちこれを捕へて奉行所に差出したり、幕府は更に又其罪をも免し、命じて拔荷を行ふ者を視察せしめれば、奸商も一時手を收めたりといへり、尋で享保八年三月播磨文といへる者の船長崎に來りし時、奉行所より密に町使兩人に命じ、拔買人の體にて其船に近づき、金百兩を以て人參又は紗綾の類を買はしめ、數日の後、右の船頭財福を奉行所に召喚し、買ひ求めたる諸品を示して之を詰りたれば、遂に船中私販の本人五人を調査して、書上げしゆゑ、五人は禁獄せしめられしが、尋で財福井に投獄したる五人の者共、今後の航海を禁じて追放せしを以て、其後に來れる伊敬心、吳子明の二人は、眞の犯人を捕へて奉行所に呈したりき、下りて寛政年間に及びては、豫め外商と

又サ

幣 幣帛の一種(一)神に手向るものを云ふ、禱總(總は麻の義)の義にて、事を乞ひ禱ぐとて出すより名づく、白米、柿、紙などを細裁したるものなるより、切幣(切麻)または小幣ともいふ、専ら旅行の時、安全を神に祈らんが爲め、之を道路に散じて神に手向るなり、按ずるに、普通の幣帛にては、携帶の不便あるより、かくは計ひたるものならん、神祇本縁に「元幣、手向之幣云、而海路陸路、山道里道、在所浦々迄、大小神祇幣袋出、手向小幣奉、此袋錦也、白米白紙細切、神幣葉是細切櫻井、是少宛奉、切様口傳有」とありて、其一斑を知らる(二)被に出す麻、絹布、木綿、未だ織らざる木綿麻をも共にいふ、(ヘイハク)を参看(古事記傳、神道名目類聚抄、古事類苑神祇部)

又タノコホリ

沼田郡 備後國 安藝國 起原 仲哀天皇紀二年夏六月の條に初見す(諸國書紀沼田に作る、和名抄に今有、沼田、船木安直、眞(シラ)梨葉、部宇等の郷あり、中世沼田莊と稱して、郡名自ら廢し、豊田郡に合併せらる、正保圖以後

又タリ

之に依る、又西南隅部宇郷の内、後ち加茂郡に入れり、郡名考「トヨタ」と稱し、地誌提要「トヨタ」と訓す、今之に從ふ、明治三十一年高宮郡と合して安佐郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

又タリノキ

淳足柵 備後國 中浦原郡、柵址詳かならざれども、信濃川河口右岸なる沼垂濱の附近なるべし(起原諸國 孝徳天皇大化二年二月始めてこれを造り柵戸を置く、停廢の年代、舊史闕けて傳はらざるも、和銅五年出羽國を置かれしころ廢したるものならん(書紀、續紀)

又タリノコホリ

沼垂郡 備後國 起原 孝徳天皇大化二年淳足柵を造る、天武天皇の末、越國を分て三國となすに及び、越後國に屬し、蒲原、沼垂、石船、田川の四郡あり(諸國書紀淳足に作り、後ち沼垂に改む、和名抄に足羽、沼垂、賀地等の郷あり、室町時代の末年金澤庄と稱して郡名自ら廢れ、遂に寛知集後浦原郡に入る、郡名考以後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノクマノコホリ

沼隈郡 備後國 起原 天武天皇の朝、吉備國を分ちて備後國を建てし時置かれしものならん(諸國書紀延喜式又沼隈に作り以後同じ、和名抄に津宇、赤坂、春部、諫山等の郷あり、郡名考「マクマ」と訓じ、地誌提要「マノクマ」に復す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

又ノヒタタレ

布直垂 大紋(ダイモン)を見よ、

又バカハ

奴袴 指貫(サシマキ)を見よ、

又ヒドノレウ

縫殿寮 名(ヒドノ)を参看(大内裡内朝平門ツカサとも訓む、唐名尙衣局(諸國書紀大内裡内朝平門

又キホ

又ケニ

又サ

又タノコホリ

又タリ

又タリ

又ヒド



又ヒノ

の北國宮女王及び内外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る、中務省の被官...

又ヒノツカサ

縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司...

又ヒベノツカサ

縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司 縫部司...

又ボコ

沼矛 沼矛 (アマノボコ)を見よ、沼津城 沼津城 沼津城 沼津城...

又マツジャウ

沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城 沼津城...

又リゴ

えて除封し、同十九年二月城を壊ち、安永六年四月、水野忠友此地に封せられ、城を復興して治す...

又リコメ

塗籠 寝殿造の室の名、周囲を壁にて塗りたる故に名づく、明取を付け、妻戸ありて...

又リサヤ

塗鞘 漆を以て塗りたる刀の室を云ふ、サヤを参看、又リベノツカサ...

又リベノツカサ

漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司 漆部司...

又リユミ

塗弓 漆塗の弓を云ふ、貞丈雜記に「弓馬故實に、わり弓に藤つがふ事、先は三所藤をつ...

ネアヤ

は、かぶら藤二所(上はす、本はすの付けきはよくまくなり)矢すりの藤(にぎりの上の方を巻く)以上...

ね

根草蒲 製の色目の名、藻鹽草に、表は白に、裏は紅なりといひ、また胡曹抄に、裏を紅梅なりといひ、

ネイイチサン

寧一山 一寧(イチネイ)を見よ、ネウハツ 鏡鉢 「ハツ」を見よ、ネウヤクシンバウ...

ネキ

禰宜(禰義、念義) 神職の一種、神主の下にありて、祈年月次新嘗等の祭祀に預り、幣帛を...

朝野群載各六人あり、四位一人、五位五人となりしが、二所大神宮例文によれば、更に増して十福宜とな...

ネコマ

猫間 親骨に、くり形を施したる扇をいふ、大臣家に限り、他家には使用せず(海人藻芥、貞丈雜記、裝束集成)

ネコロギ

根來組 百人組(ヒヤクニン)を見よ、ネコロジ 根來寺 所在 紀伊國那賀郡根來村大字四坂本...

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

藏僧坊等を造り、一山の諸堂坊舎二千七百餘字あるに至る、建武以來世静かならず、軍卒の狼藉甚しかり...

ネコロ

紀伊國續風土記 根來塗 紀伊國那賀郡なる根來寺に於て製造せし漆器をいふ、正應元年高野山の...

ネコロ

根城 支城に對して、本城と爲したる城をいふ、即ち出城、端城等の根城とせる本城なり、...

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

ネツケ

根付 印籠及び煙草入等の紐

ネトリ

作品の大體を見るに、其圖は古歌の意を按じ、又は俳諧の旨を撰び、有名なる畫伯に囑して下繪を畫かしむる等、注意周到頗る其考案に苦慮せり、これよりして大に美術的作品を現はすに至れり、明和より享和に至りて、其流行一層劇甚を極めしかば、始めて根付彫刻師なる専門家出づ、就中吉村周山、小笠原一齋、和泉屋友忠等妙手と稱せらる、其他法眼舟月、壽貞、雲樹洞院幣丸、爲隆、峴江、松琅齋、出日右滿、河井頼武、清兵衛等亦名あり、いづれも意匠の斬新、刀法の自在なる、根付として未だ曾て見ざる處のものなり、文化文政以後に至りては、奢侈の弊風益々甚しく、其材料に多く貴金屬寶石を用ふるに至れり、當時の名工には、樂只軒牛加、山口友親、鳴鶴齋法實、神子齋龍珪、森川杜園、長井蘭亭、宮坂白龍、山口岡友等あり、それより明治維新の後に及びては、此等の工藝品は頗る衰頹に歸せしが、此根付の製品は追ひて進化し來りて、終に象牙彫刻の置物となりたり、今日象牙美術の發達を來たしは、主に此根付等より變化し來りたるものならんか(大日本美術略史)

ネトリケミ

根取檢見 敵引檢見(セビキケミ)を見よ、

ネノヒノアソビ

子日遊 正月初子の日、野邊に出て、小松を引き、遊宴するをいふ、又小松引とも稱す(起原詳かならざれども、萬葉集大伴家持の歌に「はつ春のはつれのけふの玉簪云々」など見えたれば、稱徳光仁兩天皇の頃、既に此遊びありしを知るべし、上下一般に、このことあり、亦必ずしも小松を引かず、野外にて遊宴せると多し、後には只一種の祝日となれり、朝廷にては、この日曲宴あり、子日宴といふ、亦若菜を供し、主上羹とし

ネハン

て聞召す、士庶人亦同じ、猶七種の條を合せ見るべし(公事根源、古今要覽稿、武家名目抄)

涅槃 初めは佛陀の入滅のとなりしが、後ち轉じて佛道修行の成就したる境界のこととなる、梵語摩訶涅槃那とも、泥涅とも云ひ、譯して寂滅、圓寂、圓常、滅度、無爲、不生不滅なども云ふ、又入滅とも遷化とも云ふ、遺教經に「佛臨涅槃、略說教誡云々」婆娑論に「以何義故名涅槃答、煩惱盡故名涅槃、復次火息故、名爲涅槃、復次三相寂、故爲涅槃、復次離臭穢、故名爲涅槃」とあり、涅槃經三十一迦葉品に「亦名涅槃、亦名無生、亦名無出、亦名無作、亦名無爲、亦名皈依、亦名窟宅、亦名解脱、亦名光明、亦名燈明、亦名彼岸、亦名無畏、亦名無退、亦名安處、亦名寂靜、亦名無相、亦名無二、亦名一行、亦名清涼、亦名無闇、亦名無礙、亦名無靜、亦名無濁、亦名廣大、亦名三耳露、亦名吉祥云々」とあり、佛敎の説に、小乘、大乘の涅槃あり、小乘涅槃には、灰身滅智と云ひ、即ち死を云ふ、大乘涅槃には眞如實相と云ひ、即ち生死を平等觀するを云ふなり、佛の死を弔ふ法事を涅槃會と云ふ、毎年二月十五日諸佛寺にて之を行ふ、釋氏要覽に「二月十五日佛涅槃日、天下僧俗有營養供養、即忌日之事也」と見えたり、尾張の壽廣和尚始めて涅槃會を山科寺(興福寺)に起せし事、今昔物語に見えたり、又常樂會とも云ひしこと、執柄年中行事に見ゆ、

ネハンエ

涅槃會 「ネハン」を見よ、

ネハンチウ

涅槃頭 禪宗の役名、堂の事を掌る(釋林象器箋)

ネヒノコホリ

婦負郡 所屬 越 中國

ネノコホリ

天武天皇の末年、三越を分ちし時建て、郡とせり(關西國郡縣考)

ネンケ

年貢 朝廷又は本家(ホンケ)參看)領家(リヤウケ參看)に、其配下の人民より毎年上つる納貢物を云ふ、即ち田租をも調庸をも云へり、後ち田租調庸の減じし後は、これに當るものを稱したり、貢は賦なり、年々獻上するを云ふ、又乃貢(納貢の意とも、農貢の意とも、即ち獻する意なりとも云へり、尙「ナウコウ」とも云)土貢(其土地より獻する意)とも云ふ(王朝時代には概して乃貢(稀には年貢)と稱し、鎌倉時代には乃貢、年貢併稱せられ、室町時代以後は、多く年貢(稀には乃貢)と稱し、時に物成をも年貢と稱したり、江戸時代には物成を年貢と稱し、又小物成をも稱したり、然れども一般に廣く年貢とのみいひて、現今の租税に當るものを總稱したり、按ずるに年貢とは、田島屋敷等に賦課されたる特定の税にて、年々一回若しくは數回を限りて、百姓より納付するものなり、多くは米なるもあれども、絹布、桑、漆または金錢等もあり、而して年貢と云ひ、乃貢と云ひ、共に政府より定めし名目にあらずして、土地人民より納むるものを漠然と云ひしものに係り、必しも確固として一定せしものにはあざざるべし、三代實錄光孝天皇和元年十月十九日の條に「太宰府少貳已下官人徵「願割、先是、彼府年貢雅達、詔下刑官、斷罪」とあるは、年貢の字の見えたる始なり、政事要略調庸未達の條寛平二年九月十五日の太政官符に「五畿七道諸國司、應令後司辨濟前司任終年、調庸雜物未進、事、右太政官云々、若寄、事役人專闕、乃貢者、加其科責一如前符者云々」とあるは、乃貢の字の見えたる始にして、調庸の類を乃貢と云へる

にも給せり(關西國郡縣考、院宮給、親王給、女御給、尙侍給、典侍給、公卿給、辨官給あり、各條に述べたり、就て見るべし(史學雜誌「年給考」)

ネンケ

年貢 朝廷又は本家(ホンケ)參看)領家(リヤウケ參看)に、其配下の人民より毎年上つる納貢物を云ふ、即ち田租をも調庸をも云へり、後ち田租調庸の減じし後は、これに當るものを稱したり、貢は賦なり、年々獻上するを云ふ、又乃貢(納貢の意とも、農貢の意とも、即ち獻する意なりとも云へり、尙「ナウコウ」とも云)土貢(其土地より獻する意)とも云ふ(王朝時代には概して乃貢(稀には年貢)と稱し、鎌倉時代には乃貢、年貢併稱せられ、室町時代以後は、多く年貢(稀には乃貢)と稱し、時に物成をも年貢と稱したり、江戸時代には物成を年貢と稱し、又小物成をも稱したり、然れども一般に廣く年貢とのみいひて、現今の租税に當るものを總稱したり、按ずるに年貢とは、田島屋敷等に賦課されたる特定の税にて、年々一回若しくは數回を限りて、百姓より納付するものなり、多くは米なるもあれども、絹布、桑、漆または金錢等もあり、而して年貢と云ひ、乃貢と云ひ、共に政府より定めし名目にあらずして、土地人民より納むるものを漠然と云ひしものに係り、必しも確固として一定せしものにはあざざるべし、三代實錄光孝天皇和元年十月十九日の條に「太宰府少貳已下官人徵「願割、先是、彼府年貢雅達、詔下刑官、斷罪」とあるは、年貢の字の見えたる始なり、政事要略調庸未達の條寛平二年九月十五日の太政官符に「五畿七道諸國司、應令後司辨濟前司任終年、調庸雜物未進、事、右太政官云々、若寄、事役人專闕、乃貢者、加其科責一如前符者云々」とあるは、乃貢の字の見えたる始にして、調庸の類を乃貢と云へる

ネンア

高野、小子、大山、菅田、ワヅリ、川合、大乗、高島、岡本、餘戸等の郷あり、正保圖婦負に作り、寛文中婦負に改む、寛知集、元祿帳之に仍る、郡名考又婦負に作りて「ネイ」と稱し、天保郷帳婦負に復す、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

然阿 眞忠(リヤウチュウ)を見よ、

ネンガウ

年賀 算賀(サンガ)を見よ、

ネンガ

年賀 算賀(サンガ)を見よ、

ネンガウ

年賀 算賀(サンガ)を見よ、

ネンガ

年賀 算賀(サンガ)を見よ、

ネンガ

年賀 算賀(サンガ)を見よ、

を知らず、保元元年閏九月十八日の宣旨に「御侍莊園等、或載官省符、或爲勅免地、四至坪付、券契分明、而世及澆季、人好貪婪、號加納、稱出作、本免之外押領公田、暗減率法、對押官物、蠶食之漸、狼戾之甚也、兼名以在廳官人郡司百姓、補莊官、定寄人、恣募名田、進課役、郡縣之滅亡、乃貢之權感、職而此由」とあるは、官物即ち田租を云へるものなり、又續實簡集所收康治元年十二月十三日鳥羽院下文、同二年正月二日領家下文、治承三年五月金剛峯寺下文等にも年貢の事見えたり、而して乃貢と年貢とが同一なることは、吾妻鏡に「文治三年七月廿八日、新日吉領武藏國河肥莊地頭、對押去々年乃貢、事云々、」また八月五日の條に「就帥中納言奉書、被進御請文、是新日吉領武藏國河越莊年貢事云々、六月一日御教書七月廿八日到來、勅令拜見、候訖、新日吉領武藏國河肥莊事、本自爲請所、令進御年貢、候之所也、而去年領家令進去之由依、承候、不知可進、年貢之所候云々、九月五日諸國莊公地頭等忽諸領家所務之由依、有其間、有限地頭地外、不可相交、乃貢以下不可存懈、於違越之輩者、可有三殊罪科之由被定云々」とあるに、明なり、猶建武式目追加にも、同一に用ひたること見えたり、鎌倉時代に併稱したることは、前掲の吾妻鏡にて明かなりと雖も、猶二三の例を擧ぐれば、吾妻鏡元暦元年正月十一日の條に「今日陸奥國郡所當事有沙汰、是准布之例、沙汰人百姓等私忘本進之儀、好錢貨、所濟乃貢追年不法之由、依有其間、白河關以東者、依下向輩所持者不及禁制、又絹布鹿裘甚無謂、本樣可令辨濟之旨被定云々、眞永式目に「諸國地頭令押留年貢所當事云々、」高野山文書文治元年十一月阿氏川莊年貢送文案に「進上當年御年貢絹

ネンキフ

年給 國年官年爵を給するをいふ、年官とは、天皇、太上皇、三宮、皇太子、親王、女御、尙侍、典侍、公卿、辨官等の所得とする爲めに、特に任補せる諸國の掾、目、史生等をいひ、年爵とは、太上皇、三后の所得とする爲めに、特に叙したる從五位をいふ、蓋し據は公解給(クゲタウ參看)の十分三、目は同じく十分二、史生は同じく十分一を職祿とし、從五位は、位田八町を給せらるゝの定めなれば、并に其官位に屬せる収入を以て、年官年爵を給ひたる人の所得と爲すなり、故に其人を任叙するも實務に當らず、また姓名を假作せることもありき、而して年官は春の除目、年爵は秋の除目(「サモク」參看)に之を任叙せり(關西國郡縣考六年八月勅して、京官の祿薄く、地方官利多きを以て、地方官の公解を割きて、其一を在京官の俸祿とす、是れ年給の濫賜なり、延暦以後は親王にも給す、是れまた皇子皇孫多くして、用途乏しきによりてなり、貞觀年中には、三宮以下公卿

ネンキ

年給 國年官年爵を給するをいふ、年官とは、天皇、太上皇、三宮、皇太子、親王、女御、尙侍、典侍、公卿、辨官等の所得とする爲めに、特に任補せる諸國の掾、目、史生等をいひ、年爵とは、太上皇、三后の所得とする爲めに、特に叙したる從五位をいふ、蓋し據は公解給(クゲタウ參看)の十分三、目は同じく十分二、史生は同じく十分一を職祿とし、從五位は、位田八町を給せらるゝの定めなれば、并に其官位に屬せる収入を以て、年官年爵を給ひたる人の所得と爲すなり、故に其人を任叙するも實務に當らず、また姓名を假作せることもありき、而して年官は春の除目、年爵は秋の除目(「サモク」參看)に之を任叙せり(關西國郡縣考六年八月勅して、京官の祿薄く、地方官利多きを以て、地方官の公解を割きて、其一を在京官の俸祿とす、是れ年給の濫賜なり、延暦以後は親王にも給す、是れまた皇子皇孫多くして、用途乏しきによりてなり、貞觀年中には、三宮以下公卿

にも給せり(關西國郡縣考、院宮給、親王給、女御給、尙侍給、典侍給、公卿給、辨官給あり、各條に述べたり、就て見るべし(史學雜誌「年給考」)

ネンケ

年貢 朝廷又は本家(ホンケ)參看)領家(リヤウケ參看)に、其配下の人民より毎年上つる納貢物を云ふ、即ち田租をも調庸をも云へり、後ち田租調庸の減じし後は、これに當るものを稱したり、貢は賦なり、年々獻上するを云ふ、又乃貢(納貢の意とも、農貢の意とも、即ち獻する意なりとも云へり、尙「ナウコウ」とも云)土貢(其土地より獻する意)とも云ふ(王朝時代には概して乃貢(稀には年貢)と稱し、鎌倉時代には乃貢、年貢併稱せられ、室町時代以後は、多く年貢(稀には乃貢)と稱し、時に物成をも年貢と稱したり、江戸時代には物成を年貢と稱し、又小物成をも稱したり、然れども一般に廣く年貢とのみいひて、現今の租税に當るものを總稱したり、按ずるに年貢とは、田島屋敷等に賦課されたる特定の税にて、年々一回若しくは數回を限りて、百姓より納付するものなり、多くは米なるもあれども、絹布、桑、漆または金錢等もあり、而して年貢と云ひ、乃貢と云ひ、共に政府より定めし名目にあらずして、土地人民より納むるものを漠然と云ひしものに係り、必しも確固として一定せしものにはあざざるべし、三代實錄光孝天皇和元年十月十九日の條に「太宰府少貳已下官人徵「願割、先是、彼府年貢雅達、詔下刑官、斷罪」とあるは、年貢の字の見えたる始なり、政事要略調庸未達の條寛平二年九月十五日の太政官符に「五畿七道諸國司、應令後司辨濟前司任終年、調庸雜物未進、事、右太政官云々、若寄、事役人專闕、乃貢者、加其科責一如前符者云々」とあるは、乃貢の字の見えたる始にして、調庸の類を乃貢と云へる



ネリカハ

替に事務を預りしが、後には専ら年預職を置きたるもありき(朝野群載、玉葉、桃元問答)

ネリツバ

煉草の銚を云ふ、煉草の銚の略、煉草とは、いため草の上に煉物を付けて固めたるを云ふ(貞丈雜記)

ネリ又キ

練緯(練貫) 髪斗目(ノシメ)を見よ



ノウイ

能 舞樂の一種、田樂能、幸若能、猿樂能等あり、所謂藝能の意なるべし、後ち田樂衰へ、幸若頼れ、猿樂獨り盛んなるに及び、能もまた自然の結果として、猿樂能の別名となり、更に主として、能の名稱を以て世に行はれ、本名なる猿樂能は却て忘れらるゝに至りしと雖も、時として猿樂、散樂など用ひられしことあり、諺(ウタヒ)、テンガク、サルガク、カウワカ等の條參看

ノウイン

能因 俗姓橋本恒、世に古曾部入道といふ、醍醐忠望の子、兄元愷の養子となり、事關白河天皇御宇前後の人なり、はじめ文章生となり肥後進士と號す、性和歌を嗜む、嘗て藤原長能に就きて作歌の法を問ふ、長能「山深み落ちては積るもみち葉のかはける上に時雨ふるなり」の詠を舉示して曰く、體裁宜しく此の如くなるべしと、之を聞いて深く領悟し、遂に長能に師事す、後ち刺髮し

ノウク

能因と改め、攝津國古曾部に居る、一日藤原兼房と同乗して二條東洞院に至り、遽かに車より下る、兼房怪しみて其故を問ひしに、こは才女伊勢御の舊跡にして庭松なほ存す、豈禮なくして過ぐるに忍びんやと答へ、行くと數十歩、樹影見えざるに及び、始めて車に就きしといへり、其歌を重んずること此のごとし、また藤原節信といふものあり、好事の士なり、嘗て能因に逢ひ相得て甚だ歡ぶ、能因懷中の錦囊を探り、一木片を出して曰く、これ長柄橋の様なり、我愛蔵すること久きも、今君に贈ると、節信大に喜び、また一枯蛙を出して曰く、これ井手の蛙なりと、二人愛觀し、歡を盡して去るといふ、而して藤原國の任に伊勢に赴くや、能因之に従ひしが、會々大早あり、即ち「天の川苗代水にせきくたせあま降ります神ならば神」と詠じて雨を祈りしに、須臾にして雲を興し、大雨三日、遠近皆濡りて傳へらる、能因又「都をは霞と共にし出しかど秋風ぞふく白川の關」の詠あり、世以て絶唱と爲す、なほ此歌は著聞集によれば、自ら住調と信じたれども、實事にあらずと譏られんとを慨し、閑居して面を風日に曝し、伴りて陸奥の旅より歸りたりと稱し、これを人に示したりとあり、大日本史には、袋草子によりて、其陸奥に遊びたるとあるを證し、右の逸話は後人の附會に係るとす、記して疑を存す、其詠歌後拾遺集に載せたる者多し、彼の百人一首に入りて著明なる「風ふく御室の山の紅葉葉は龍田の川の錦なりけり」の詠も、また同書秋の部に、永承四年内裏の歌合にと詞書して出でたり、舊書(支)集、八十島の記、歌枕等(大日本史、後拾遺集)

ノウクワン

能冠 元服(ゲンナク)を見よ、ノウシヤウムシヤウ 農商務省

ノキノ

治政府の官衙、農、工、水産、林野、鑛山、地質及び内外博覽會に關する事務を掌る、明治十四年四月、始めて之を置き、書記、農務、商務、工務、山林、驛遞、博物、會計の八局、及び農商工上等會議を設く、其後屢々官制の改革變更ありて、現今は省中を官房、秘書文書、博覽會、統計會計の五課あり、及び農務商工、山林、鑛山、水産の五局に分ち、製鐵所、特許局、林區署、鑛山監督署、農事試驗所、工業試驗所、生絲検査所、花産検査所、種牛牧場、蠶業講習所、水産講習所、糖業改良事務局、林野整理審査會等を管す(法令全書)

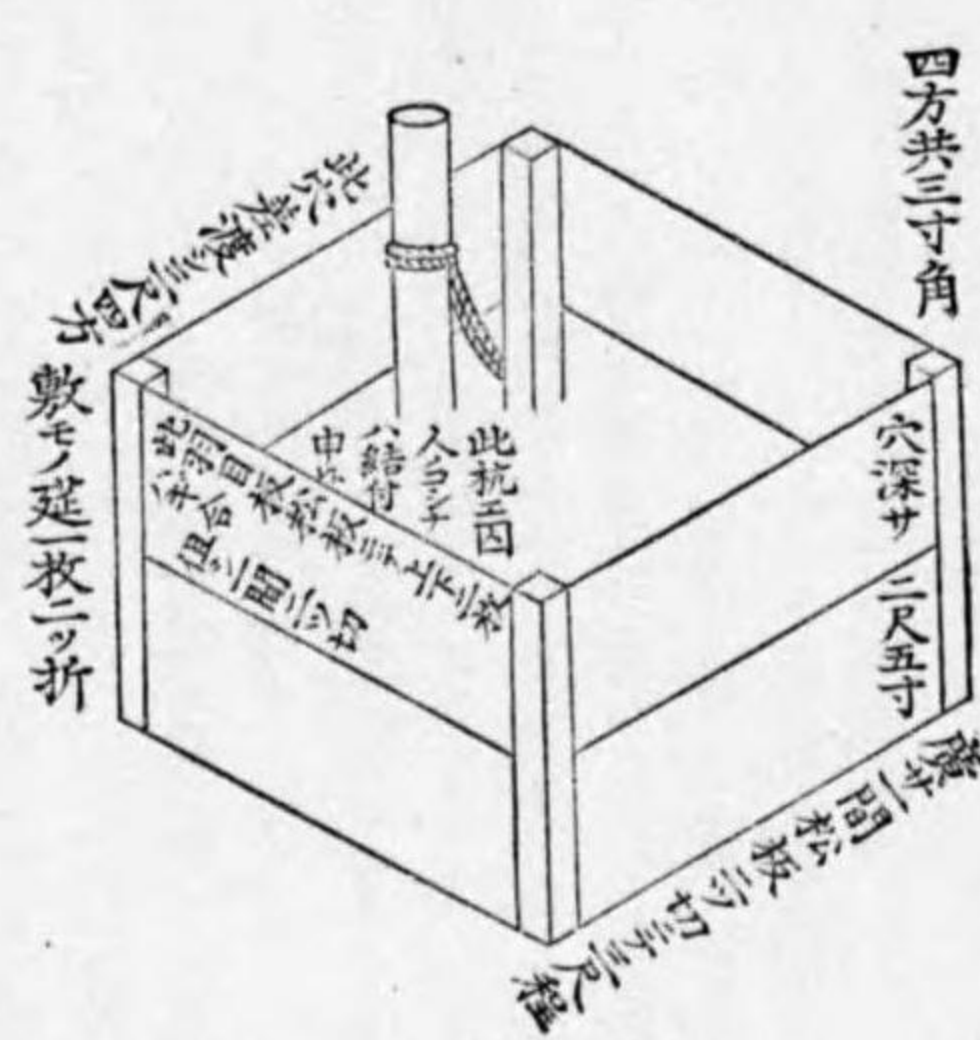
ノキノコホリ

能義郡 關西出雲國(原)古へ野城に作る、意宇郡を分ちて之を置く、蓋し天平以後の分置なるべし、關西和名抄に舍代、安來、楯縫、口縫、屋代、山國、母理、野城、賀茂、神戸等の郷あり、正保圖能儀に作り、寛文中舊に復す、郡名考「ノギ」と訓じ地誌提要又同じ、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

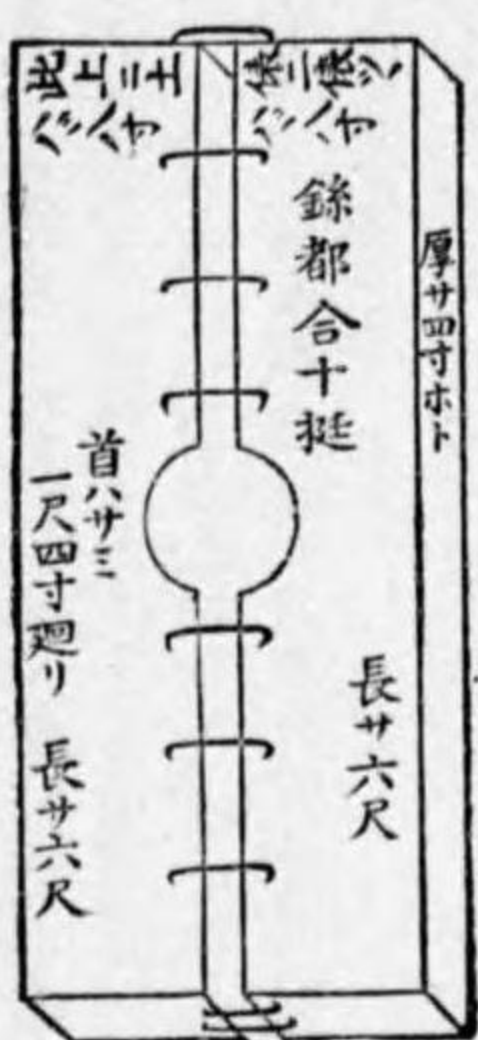
ノギリビキ

鋸挽 名義武家時代に行はれたる刑名、鋸を以て罪人の首を挽きて殺すをいふ、江戸時代には只形式のみなりき、起原(起原)平治物語に、筑後守平家貞が、長田忠宗を罵りたる詞の中に「哀れきやつを甘の指を甘日に切り、首をば鋸にて引切にし候はばや」と見え、源平盛衰記に、河野通信が、額入道西寂を殺せんとを記して「又鋸にて鬮殺に頸を切たりとも申す」と見ゆ、前者は永曆元年、後者は養和元年の事なれば、早く王朝時代の末に、このこと行はれしを知るべし、後ち暫く行はれざりしと見え、史籍に傳ふる處なし、室町時代の末年天下大に亂るゝに及びて、尤盛んに行はれたり、言繼卿記天文十三年八月十一日の條に見えたるは、恐らくは其蓋鵜なるべし、江戸時代には十處に通じての正刑

にして、主殺の者之を行へり、關西王朝時代の末年に行はれしは詳かなる記述なきも、普通の鋸にて引きたるべし、室町時代には、言繼卿記に「武家之囚人和田新五郎(三好被官)爲三京兆一被申付藥師寺與二於ミドリ橋、頭テノコギリニテ引云々、先左右手、次頭引云々、前代未聞之御成敗也」とあれば、これ普通の鋸にて引き切り、且其前に両手をも支解せしなり、後には多く竹鋸を用ひしが如し、江戸時代には、まづ罪人を引き廻にすること一日、それより日本橋南の廣場に晒して衆に示す、其法、穴晒箱と稱する、三尺四方、深二尺五寸の箱を土中に埋め、罪



(箱晒穴)



(柳首)

人を其中に入れ、箱の裏なる杭に繋ぎ、首枷を施し、

ノコギ

ノサキノツカヒ

荷前使 朝廷にて、諸國より奉る貢物の荷の初禮を、帝陵及び外戚の墓に獻らるゝ使をいふ、起原(起原)まづ十二月十三日に、使定の儀あり、使はいづれも納言己下の人を撰ぶ、かくて十二月の中吉日を撰びて遣はさる、幣に預る帝陵及び外戚の墓は、時代によりて異なりと雖も、清和天皇の時は、十陵四墓にして、後ち増減あり、延喜以來は十陵八墓となれり、起原(起原)皇年代略記には、持統天皇の御代に始ると見えたり、確かならず、平安朝の末に及びて其儀漸く衰へ、後三條天皇の頃には、僅かに故事を存するのみなりしが、幾もなくして終に廢絶せり、近陵(キンリョウ)近墓(キンボ)參看(江次第、公事根源、古事類苑帝王部)

ノコリキク

殘菊 襲の色目の名、表は黄色にて、裏の薄青なるをいふ、また裏は白なりともいへり、十月之を著用す(藻鑑草)

ノシメ

髪斗目 練緯(練貫)即ち經生糸、緯練糸にて織れる絹を云ひ、轉じて其地にて製したる衣服を稱す、和漢三才圖會に「經用練緯、用生絹織之、染茶色鴨草色蹄等、腰帶邊用、他色、似蛇之髮斗故名之、爲諸士嘉祝之衣」と見えたり、

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノシロ

能代塗 名義出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ、起原(起原)始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛驒の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製すと、其色淡黄にして木質透明す、時人これを能代塗といふ、飛驒春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而して之を製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは、棚、廣蓋、重箱、折敷等にして其精好なり、故に世人頗るこれを愛す、工人業

ノセノコホリ

を傳へて今に至る(工藝志料)
ノセノコホリ 能勢郡 所在 攝津國 能勢郡
和銅六年九月、河邊郡を割きて之を置く。和名抄に能勢、雄村、根根等の郷あり、明治廿九年豊島郡と合せて豊能郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ノタカ

野高 江戸時代、野に對して課したる税を云ふ、地方凡例録に「大方山高に類し、秣場等入江の場所にて、又持添の原、或は萱立の野方など、檢地して、反別を付たるものあり、無反別の場合にて、高入になし、年貢は其村定の通り納め、又は本高の内より抜き、野高永別段に納るもあり、又、眞菰菅高等は野高と唱るもありて色々なり」と見えたり

ノダチ

野劔 毛拔形ある太刀を云ふ、朝廷にて武官警衛の爲めに帶く、又行幸の日殿上人之を帶し、文官も非常の時は之を用ふ、筋を專にせし朝儀の細劔に對して云ふ、野郊に用ふる義、一説に飾なき太刀にて野卑なる心にて名づくとも云へど信じ難し、衛府の官人專ら帶する故に、衛府太刀ともいふ、また構造に毛拔形芝引の金具を設け、革緒を着け鞘平なるより、毛拔形劔とも、革緒劔とも、平鞘劔とも云ふ、四位五位裝束抄に「大將は蒔繪野太刀、公卿の時蒔繪細野太刀、次將并四府佐は本地細野太刀也、近代次將蒔繪細野太刀をもたしむ」と見えたり(和名抄、同葉註、西宮記、北山抄、禮葉考、西三條裝束抄、次將裝束抄、武家名目抄)

ノタチ

野太刀 長太刀(ナガタチ)を見よ、

ノチノイシ

野心院 九條忠基の法號、

ノチノ井

後唯心院 一條教輔の法號、

ノチノシヨウ

近衛經平(コノエツネヒラ)を見よ、

ノチノズ

後瑞雲院 廣橋兼宣の法號、

ノチノズ

後瑞慶院 大炊御門信宗の法號、

ノチノセイ

後清閑寺 高倉天皇の御陵、玉海、吉記、并に清閑寺法華堂に作る、山城國京都市下京區清閑寺町に在り。石を築きて垣と爲す、高二尺許、方各一丈五六尺、後鳥羽天皇建久六年、法華堂三味僧供田六口各二町を充つ(諸陵考、禮樂志、陵墓一覽)

ノチノセウ

後照光院 鷹司房平の法號、

ノチノゼン

後是心院 二條光平の法號、

ノチノゼン

後是稱院 廣橋兼勝の法號、

ノチノセウ

後專稱院 鷹司忠冬の法號、

ノチノダイ

後大染金 剛院 二條尹房の法號、

ノチノタム

後田邑陵 光孝天皇の御陵、小松山陵ともいふ、山城國葛野郡田邑郷立屋里小松原(今花園村大字宇多野)に在り。醍醐天皇延喜の制、陵戸四烟を置き、四至を定め、西は芸原丘峯、南は大道、東は清水寺の東北は大宰を

ノチノイ

後一音院 九條房實の法號、

ノチノイ

後一林院 今出川實種(イデガハ)の法號、

ノチノイツ

後一心院 鷹司冬家の法號、

ノチノウチ

後宇治入道 藤原實をいふ、

ノチノエン

後圓光院 鷹司冬教の法號、

ノチノエン

後圓教寺 堀河天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口に在り、一條天皇の御陵と相列す、封土の高一間半、兆域兩陵を通じて東西二十間餘、南北二十間、天仁元年三月、香隆寺より遷す(陵墓一覽、平安通志)

ノチノエン

後圓成寺前關白 一條兼香(イチヂウカネカ)を見よ、

ノチノエン

後圓明寺關白 一條兼冬(イチヂウカネフユ)を見よ、

ノチノラ

後岡屋關白 近衛基綱(コノエモツツグ)を見よ、

ノチノラ

後小野宮右大臣 藤原實實(フヂハラノサネサネ)を見よ、

ノチノカウ

後香園院 二條師嗣の法號、

ノチノカウ

後香隆寺前左大臣 大炊御門經光をいふ、

ノチノキヤウ

後京極院 藤原實實(フヂハラノサネサネ)を見よ、

ノチノチリ

後智足院 近衛房嗣(コノエフサツグ)を見よ、

ノチノチウ

後中書王 具平親王(トモヒラシムラウ)を見よ、

ノチノツキ

後月輪入道 九條兼孝(クダウカネタカ)を見よ、

ノチノツキ

後月輪東山院 孝明天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(陵墓一覽)

ノチノツキ

後月輪院 山城國京都市下京區今熊野町に在りて、光格天皇、仁孝天皇、光格天皇皇后欣子内親王、仁孝天皇皇后藤原繁子、仁孝天皇皇后藤原禧子の御陵をいふ(陵墓一覽)

ノチノトウ

後洞院前關白 九條輔實(クダウスケサネ)を見よ、

ノチノトウ

後東光院 九條植基(クダウタネモト)を見よ、

ノチノトキ

後常盤井入道 西園寺實後をいふ、

ノチノトク

後得成院 一條輝真(イチヂウテルヨシ)を見よ、

ノチノナガ

後長岡右大臣 藤原内麻呂を云ふ、

ノチノニ

後二條院 藤原師通をいふ、

ノチノノ

後野宮前内大臣 徳大寺公清をいふ、

ノチノ

二位藤原孝子、若狭守孝泰の女なり、後醍醐天皇の中宮、文保二年四月從三位を授けられ、七月女御と爲り、元應元年八月中宮となる、正慶元年五月光嚴院、院號を上りて禮成門院と稱す、元弘三年之を止む、同年七月皇太后と爲り、同年十月十二日崩す、御年三十一歳、諡して後京極院と號す(尊卑分脈、女院小傳、三宮傳)

ノチノキヤウ

後京極攝政 藤原良經をいふ、

ノチノクワ

後光福寺前左大臣 大炊御門經孝をいふ、

ノチノクワ

後光明照院 二條道平の法號、

ノチノクワ

後光明峰寺前攝政 一條家經(イチヂウイハツネ)を見よ、

ノチノケイ

後景皓院 鷹司房輔の法號、

ノチノサン

後三房 「サンバウ」を見よ、

ノチノジガ

後慈眼院 九條尙經(クダウヒサツネ)を見よ、

ノチノジフ

後十輪院 中院通村(ナカノキンミツムラ)を見よ、

ノチノシン

後心空華院 鷹司輔平の法號、

ノチノシン

後深心院 近衛道嗣(コノエミチツグ)を見よ、

ノチノシヤウ

後成恩寺 禪閣 一條兼長(イチヂウカネナガ)を見よ、

ノチノジヤウ

後淨土寺攝政 九條道房(クダウミチフサ)を見よ、

ノチノフカク

後深草天皇 名 御名は久仁、法諱素實、常盤井殿、又宮小路殿とも稱す、後醍醐天皇の第三皇子、御母は大宮院藤原嫡子、第八十九代の天皇、建元寛元元年六月十日降誕、同廿六日親王宣下、同四年正月、後醍醐天皇の禪を受け、四歳にして即位し給ふ、在位十三年、改元すること五、正元元年十一月、後醍醐上皇の意によりて位を皇太弟恒仁に傳へ院政を聽き給ふ、嘉元二年七月十六日崩す、壽六十二、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草法華堂に葬る、天皇孝友和順、讓位の後、毎に後醍醐法皇に侍して宴遊必ず従ふ、法皇崩御の後、龜山天皇親ら庶政を決し、院別當を置きて院中の事を管す、天皇預る所なし、後宇多天皇即位するに及び益々憂鬱、是に於て北條時宗、天皇の第一皇子を後宇多天皇の皇太子と爲す、天皇の意釋く、伏見天皇即位の時、淺原爲頼の謀逆あり、衆議紛々、龜山法皇の意より出づと爲す、藤原公衡勸めて法皇を六波羅に遷さんとす、天皇潛然として曰く、浮言信難し、何ぞ遽に此に至らん、先帝もし知るあらば、朕を何と思ひ給はんと、事遂に釋く(大日本史、陵墓一覽)

ノチノフク

後福照院 二條持基の法號、

ノチノフク

後普賢寺 光園院太閤 二條良基(ニヂウヨシモト)を見よ、

ノチノホウ

後鳳栖院 花山院入道 近衛忠綱(コノエタダツグ)を見よ、

ノチノホウ

後法性寺入道 藤原兼實(フヂハラノカネサネ)を見よ、

ノチノ

ノチノホフオン井

後法雲院 今出川  
公興(イマデガハキンガキ)を見よ、

ノチノホフコウ井

後法音院 鷹司信房の法號、

ノチノホフジャウジニフタウ

後法成寺入道 近衛尙通(コノエヒサミチ)を見よ、

ノチノムラカミノミササキ

後村上陵 醍醐天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字宇多野に在り。天皇遺詔して國忌山陵を置かしめ給はざりき、兆域周圍六十六間、封土高凡一間半、東面す(陵墓一覽、平安通志)

ノチノメウゲジサキノクワンハク

後妙花寺前關白 一條冬長(イチナデツフユラ)を見よ、

ノチノヤマシナノミササキ

後山科陵 醍醐天皇の御陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り。○兆域東西八町、南北十町、壇の深九尺、方廣三丈、校倉高四尺三寸、縱橫各一丈、御棺を倉に安ず、陵戸五間、係丁二十五人を置く、承平元年、四周の障を築ち、四年陵戸係丁を停め、醍醐寺をして守らしむ(禮樂志、陸墓一覽)

ノチノヨラク井

後豫樂院 近衛經顯(コノエツネヒロ)を見よ、

ノテマイ

野手米 江戸時代納税の一種、地方凡例録に「是は秣有之原野等、總村持にて野手相納、村中入會秣刈取る、村中刈り餘る程の大場ならば他村へ草札を渡し、野手米水を納めさせ、入會刈取るもあり、又前々他郷他村敷箇村入會の野方もありたり(武家名目抄、本朝軍器考、運歩色葉集)

ノナカケンサン

野中兼山 名號 幼名

の、また海懸ともいふ、形圖の如し、南朝紀傳、異本太平記等に始めて見えたれば、蓋し鎌倉時代より起りしものならんか、後には頗當に織ること多くなりたり(武家名目抄、本朝軍器考、運歩色葉集)

ノナカ

ノトノクニ

能登國 東南は越中加賀に接し、其他は皆海に至る、東西凡拾壹里、南北凡拾八里、北陸道に屬す。形勢加越諸山の餘脈、北海に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠、古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む(今の鹿島郡府中村、天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源賴朝鳳至郡を以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、徳田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清逃へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京部に奔る、是時に當り國人吉見氏頼(源範頼の裔孫)尊氏に應じ、屢々官軍と争ひ州豪の嚮背常なし、正平五年(北朝觀應元年)盛連の孫宗連、足利義詮に屬し采邑を復し、國事を掌る、天授(永和)中足利義滿、高山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年守護を其弟滿則に傳ふ、滿則七尾城に治し子孫世襲し、長、得田の諸豪皆之に屬す、應仁の亂、滿則の孫義統初め四軍に屬し、後ち東軍に降り管領となる、五世の孫義隆に至り、家宰游佐續光に薦せられ、子義春幼冲にして國勢日に衰ふ、天正五年上杉輝虎、將を遣はして來り攻む、會々義春病て歿す、長綱連(宗連十三世の孫)拒守す、續光綱連を殺して輝虎に降り、地遂に輝虎に歸す(高山氏十一世二百餘年にして亡ぶ)七年高山の故臣温井景隆、上杉氏の成將を襲殺し、七尾に據りて自立す、明年長連龍(綱連の弟)歿を繼田信長に送る、信長景隆を伐ちて之を降し、續光を殺

ノドワ

し、遂に全國を併せ、鹿島半郡を連龍に與へ、前田利家をして國事を掌らしむ、九年利家封せられて七尾に治す、後ち後徳川に治す、慶長四年羽咋鹿島二郡を割きて二子利政に與ふ、關ヶ原の役後、徳川家康利政の地を沒し、兄利長に全國を賜ひ世襲す、明治維新七尾縣を置き(越中射水一郡を兼治す)既にして廢して石川縣より兼治す(續圖古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with 4 columns: 延喜式拾芥(古圖), 和名抄抄(元祿圖), 郡名考(明治沿革), 郡區編制(天保郷帳地誌提要, 新郡區編制). Rows include 能登, 羽咋, 珠洲, 同, 同, 同, 同.



(載所考器軍)

ノドワ

喉輪 鏡の具、別に喉の部に添ふるも

ノノミヤノサダイジン

野宮左大臣

ノノムラニクセイ

野々村仁清 赤膚燒

ノビスパン

濃毘數般(新伊波斯波爾亞) 江戸時代、今の墨西國をいふ、メエア、イスパナの轉訛なり、北米の南方に位する共和國にして、當時西班牙の殖民地なりき(西曆千八百二十四年西班牙の内亂に乗じ獨立す)慶長六年十月、徳川家康より呂宋へ送りたる復書に「弊邦與濃毘數般、欲修隣交、非貴國年々往來之人、則海路難通」と見え、同七年八月の復書には「本朝與濃毘數般、欲作商船往來、者、不き必爲本邦(中略)故自貴國、告彼國、者期望之」とあり、以て家康が濃毘數般と通商貿易を望みたることを知るべし、會々同十四年九月前ヒリッピン大守ドン、ロドリゴ、デ、ペーロの乗船風波の爲めに、上總夷隅郡田尻に漂着せるを以て、徳川家康は大に優遇して、之を駿府に召見し、又江戸に赴きて秀忠に謁せしめしが、翌十五年五月四日、濃毘數般の商船、日本の何れの港に來るとも差支なき由の、西班牙王への書狀を裁し、宣教師フライ、アロンソ、ムニョスを使として西班牙におくれり、ロドリゴもまた共に歸國したりしが、此時京都商人田中勝助(當代記米屋リウセイ)に作り、慶長年録米屋わうぜに作る(ロドリゴに従ひ、濃毘數般に渡航して貿易を試みる)が(當代記、慶長年録によれば、家康の意を承けたるものなりといふ)同十六年西班牙國王ドン、フェリペ三世の命により、日本近海にありといふ金銀島を探險し、又濃毘數般總督サリナス侯ドン、ルイス、デ、ベラスコを奉じ、日本皇帝(家康)及び皇太子(秀忠)の許に使せんが爲め、司令官セバスチヤン、ビス

ノノミ

ノビス

府に群集し、遂に勝つことを得たり、是に於て兼山の名聲漸く高く、其出府せる時の如きは、老中久世廣之は微行して兼山を訪ひ、其政見を叩き、水戸義公は藩邸に招きて、政治文學を論じたりと傳へらる、故に明暦二年藩主山内忠義致仕し、國を忠豊に讓るに及び、兼山の功を賞して緑石を贈與し、舊知と合して一萬石を領せしめ、尋でまた郷士百騎を屬隸せしめたりき、然れども兼山の爲す所、往々にして専斷の弊なきこと能はず、加ふるに租税賦役を増加し、紙茶等を藩廳の專賣と爲し、また下民の奢侈を抑へ、飲酒を制限し、踊相撲等を停止せる爲め、同僚の猜忌と庶民の怨とを買ひ、寛文五年遂に其職を辭し、采邑本山に退きて風月を友とし、また時事を語らず、同年十一月十五日憂鬱病を發して歿す、年四十九、土佐郡湖江村字高視に葬る、兼山また儒學に志し、早く小倉三省、山崎闇齋と共に、谷時中に就きて朱子學を修め、鴻儒の名あり、南學の起る兼山の力與りて多きに居る、彼の藩内に令を布きて火葬を禁じたるが如き、また實に儒學研鑽の結果なりき、(ナシガク)參看(野中真繼傳、南學傳、野中遺事略、南海の偉業)

ノノミヤ

野宮 齋宮(サイグウ)を見よ、

ノノミヤウチ

野宮氏 姓は藤原、花山院家忠の十九世、定照の二男左少將忠長より出づ、忠長慶長十四年七月勅勤を蒙り、同十一月蝦夷へ配流、寛永十三年勅免を蒙り、慶安五年歸洛す、其男權大納言定逸始めて氏を稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○忠長 定逸 定基 定俊 定之

定晴 定顯 定業 定靜 定禎 定功

定毅

ノヘタカ

カイノは、サンフランシスコに乘じ、前年の書状に答へ、且つ勝助を護送するの名義により、濃毘敷般を發し、九月十五日浦賀港に入港し、尋で家康、秀忠に謁見して、方物を献じ、更に宇都宮、太田原、若松、會津、米澤、仙臺より、京都、大阪、堺等を歴覽し、各地の大名及び臣下と交際を結び、港灣を視察し、布教の事を圖りしといへり、同十七年七月朔日に至り、家康父子より同總督に對し、通商を許可し布教を禁ずる旨を認めたる答書を授け、ビスカイノは之を奉じて歸國せり、既にして同十八年、伊達政宗の使を羅馬に使はずや、其使者此國を過ぎ、元和六年又使を此國に遣はしたる等のことあり、幾もなくして西班牙の來航を禁ずるに及び、濃毘敷般との通商又自ら絶ゆ、明治二十一年十一月メキシコ共和國と修好通商條約を結び、二十二年一月之を交換す(外蕃通書、慶長年録、通航一覽、國師日記、ドン、ロドリゴ、デ、ビベロ報告、セバスタチヤン、ビスカイノ金銀探險報告、大日本史料)

ノヘタカ

延高 江戸時代、知行を渡す時、前知行の三ツ五分取の所を、此度村方の四ツ厘取にすれば、前知行の取米を四ツにて割るなり、然る時は前の高よりも減す、其減する高の分を延高と云ふ(地方落穂集)

ノヘマイ

延米 出目「デメ」を見よ、

ノボリ

幟 旗に乳を附して、竿の柄に通したるものをいふ、ハヤシの條を見よ、

ノミノスケネ

野見宿禰 天穗日命十四世の孫、出雲の人、勇力を以て聞ゆ、垂仁天皇の時、當麻村に當麻麻速といふものあり、勇敢多力にして、能く角を毀り鉤を伸ばす、恒に衆に語りて曰く、天下我力に抗するものあらば、死を以て勝

ノヤ

野矢 鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に「鹿矢」と見えたり、鹿(一名狩鹿)に差す、羽は何羽に限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く(軍器考、軍用記、貞丈雜記)また内裏火事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁秘抄、淺深秘抄に見えたり、

ノリカケ

乗掛 江戸時代、宿驛の駄馬に、二十貫目の荷物と、一人一人之れに乗ることをいふ、五街道類寄に「大低二十貫目までの行李を駄し、人之に乘れば三十六貫目内外となる、之に蒲團、中敷小付、跡付凡三四貫目を合せて四十貫目となる、後世之を乗掛といふ云々」と見えたり、

ノリト

祝詞 神に告げ白す詞、宣説言の義にして、コトを略げるなり、俗に約めてノツト、またはノトなどいへるはこれ訛なり、延喜式に「凡祭祝詞者、御殿御門等祭齋部祝詞、以外諸祭中臣氏祝

ノリモ

詞、また凡四時諸祭不云祝詞者、神部皆依常例宣之、其臨時祭祝詞、所司隨事備撰、前祭進官經三處分、然後行」とありて、古へ如何に祝詞を宣すべきかを知るべし、而して祝詞は、我國散文の始めともいふべきものにして、祝詞、誦詞、大祝等の數種あり(誦詞も亦此類なり)對句を設け、枕辭を冠し、巧みに言詞を修飾して優美に綴りたり、祝詞中に、御代御代に新作せられたるあり、また古のを改定したるもあれど、何頃に改作せしかは詳かならず、賀茂眞淵の説に、出雲國造の神壽詞は、舒明天皇の朝に、大祝の詞は天智天皇の兩朝の頃に、崇神遷却大祝祭の詞は文武天皇の朝に、祈年、廣瀬、立田の祭の詞は奈良朝の初頃に作られたるものなるべしと云ふ、本居宣長は之を駁して大祝大祝祭、御門祭等の詞は、既に神武の朝に在りといへり、醍醐天皇の時に至り、延喜式に、祝詞を記載せられたり(延喜式、祝詞考、古事記傳、日本文學史)

ノリモノ

乗物 駕籠(カゴ)を見よ、

ノリユミ

賭弓 射禮の後朝に、左右近衛兵衛が、射を試みる儀式をいふ、正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衛を右、左近左兵衛を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の砌より、右近は射場の東面、北間筋の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及ぶ、勝方亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅薩王、右納蘇利なり、畢て大將射手に贊を行ふ、これを「カヘリアルシ」といふ、(肥前清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ(公事根源、江次第)

ノロシ

ノロシ 御即位の調度、天皇高御座に御はす時に、御顔に發す具なり、團扇の如きものに柄を着けた

は

狼烟 軍中合圖の爲め、薪を燒きて火烟を擧ぐるものをいふ、狼の糞を加ふれば烟能く立のぼると傳へらる、蓋し古への煙の類なり(トツヒ)參看)名義詳かならず、和漢三才圖會に「以三狼糞積之、寇至即燃、以望其烟、謂之狼煙」と見え、倭訓栞に「野狼矢の義にや」といへり、築城記に「のろしは、かやりを燒如く、木をつみてなく也、用の時火を付る、狼のふんをくぶる也、狼煙けぶり、上へ能立のぼる也」とあり、北條五代記に「山の峰々に薪を積みおき、貝鐘をつらし、人守り居て、敵の舟來るを見付け、火をたて貝鐘をならせば、山峰に火を立つつけ、即時に三崎に聞え、舟を乗いだす、是を夜るばかりと名付、晝はのろしといふ、此三國に隣らず、關東諸國にもあり、兼日燃所を定めおき、萬の約束にも、相圖に立る事あり、狼の毛糞を求めおき、是を日中には、少し火中に入る時、烟空へ高く上るとあるにて其大概を知るべし、梅松論に「狼煙たつことなる、家に目ざしたるを忘れて樂榮えて久しかりし」と見え、たれども、南北朝頃の群籍を按ずるに、狼煙を用ひしことなければ、形容の句なるべし、尋で祇園執行日記天文元年八月十六日の條に「山科より將軍塚まで足輕かけ、のろし上げ候」とあるをばじめとし、爾來戰國時代には此事盛んに行はれしこと諸書に見ゆ、



るもの、左の圖にて知るべし、もと支那にて高貴の人物を隠蔽する爲めに用ひたるに倣ひしものなるべし、柄に

ハ

刀劍の縁の薄く鋭くして物を切るべき所を云ふ、又「ヤイバ」とも云ふ、焼刃の音便、刀の利からしめんため、焼を懸けたるを云ふ、諸刃なるを劍、片刃なるを刀と云ふ、此の刃と地鐵との境の直くなるを直刃、うねりたるをノケ刃、くるむたるを亂刃とも亂焼とも云ふ(和名抄、武家名目抄)

ハ

破 樂曲の一體の名、多くは中曲の緩吹の物なり、破は破砕の義にして、曲中次第に節拍の細碎なるの義なり、また入破といふ(歌舞品目)

ハイ

拜 支體を屈折して行ふ敬禮をいふ、古訓オロカムといひ、轉じてオカムともいふ、折れ屈むの義、佛法の漸く盛んとなるに及び、世人多くはオカムを以て合掌又手の事となし、通稱の拜は、字音を以てハイといひ、又轉じて禮といふに至れり、上古の拜は、座拜拍手なるが如くなれども、三韓支那と交通し彼の國の禮を模するに及び、立拜始めて起れり、然れども桓武天皇の朝までは、元旦にば拍手の禮を用ひしが、渤海人の其儀に陪するに由り、これを用ひざりし事あり、爾來拍手の禮永く廢せられしもの、如くにして、終にこれを神事にのみ用ひたり(後

ハイ

條を見よ)、これより立拜座拜の分交へ用ひられしが、民間普通の禮は、皆座拜なりしならん、立拜には一拜あり、再拜あり、再拜はまた二拜ともいふ、又兩段再拜あり、一に四度拜ともいふ、重ねて再拜するものにして、八度拜とは、更にこれを重ねるなり、稽首も亦拜の一種なり、古訓マカツクといふ、額突の意にて、頭首を下して座に至らしむるなり、書者は起居自由ならざるを以て、其拜多く簡略に従ひ、一座再至の禮を行ふ、即ち一度座して兩度連拜し、其間に起ざるをいふ、婦人の拜には肅拜あり、扱地拜あり、肅拜は肅して手を下すものにして、扱地拜は其手を座に著くるものなり、并に頭首をして座に至らしめず、婦人には男子の立拜の時にも、はじめより座拜を用ひし事あり、三拜、九拜は、佛家に用ふるの禮なり、而して常人も僧に對する時は、これを用ひて笏を執らず、甲冑せるもの、如きは、冑を脱して跪くを禮とし、武家の弓箭を帶せるは、舞踏せざるを法とす、また揖あり、推讓の意にて、人に向ひ笏を把り、支體を前に傾けるなり(イフ)參看)神事に用ふるの拜を神拜といふ、手を拍つ拍手といひ、後世誤りて拍手と書し、カシハテといへり、拍手の數は八開手といひて、八遍拍手するを一段とし、四段即ち三十二遍行ふを極とす、而して長拍手、短拍手の名あり、其拍つ事の緩急なるを以て之を分つ、短拍手はまたシノビテと稱す、靜肅にするの意なり、此外再拜、四度拜、八度拜等、常禮と異なるなし、要するに神を拜するには、拍手、拜のいづれかを以てするあれども、多くは之を重ねたり、遙拜とは神社に詣でずして、其方に向ひて拜するをいふ(神事ならずとも、遙拜を行ふことあり、皇居また君主等の居所に對ひして行ふが如き其一例なり)また合掌の如きは、印度の禮に

ハイカ

して、佛事にのみを用ひしが、後には神拜にも用ふるものあり(古事類苑禮式部)

ハイカ 拜賀 任官叙位の時に、御禮を申上るを云ふ、又奏慶とも、慶賀とも云ふ、

ハイカイ 俳諧 名義 理言俗語を詩化せる連歌の一體をいふ、故にまた俳諧の連歌、連俳とも稱す、俳諧なる名稱は、早く古今集以下の諸集に、諧謔の意を含みたるものを俳諧歌と稱して之を載せたりしが、所謂俳諧の起因は、諧謔的の連歌より出でたるより、其名稱を因襲して、また俳諧といひしが、後ち俳字を俳字に改めて用ふることを通例となれり

【肥前國】俳諧は連歌の變體なり、はじめ平安朝の中葉以後連歌盛んに行はれたりしが、遂に一種の狂連歌と稱するものを生じ、純正連歌に遊ぶものを柿の本業、狂連歌に遊ぶものを栗の本業といひ、後世俳諧の濫觴を爲せり、尋で室町時代の末葉に至り、山崎宗鑑あり、形式的連歌の繩束を脱したるのみならず、狂連歌中の狂連歌ともいふべき、極端なる一風の連歌を創始して、遂に豪宕磊落の氣を遣り、俳諧の新芽は、茲に最も力ある萌出を見たり、去れども宗鑑の試みたる新詩形は、上下二句を以て成る事、上代の連歌の如く、五十韻百韻と連續せるものにはあらず、永正十一年俳書の嚆矢として世に出でたる、宗鑑の犬筑波集に於て之を見るを得べし、既にして荒木田守武、彼の狂連歌と宗鑑風とを折衷して、大永五年一夜百吟を試む、所謂世の中百首、或は伊勢論語と稱し、教訓を旨とせるものなりき、天文九年獨吟千句の著あり、尋でまた俳諧連歌の式を定めたり、純正連歌が高尙にして貴族的なるに反して、俳諧の連歌の、俗耳に入り易くして、趣味又清新なるが爲めに、連歌を捨て、俳諧に入るもの益々多く、隨つて

ハイカ

其調も亂れんとするに際し、松永貞徳出で、之れを統一し、慶長三年勅に依りて花吟翁と稱し、花の本の稱號を賜ふに及び、連歌俳諧全く劃然たる分離を見、正保三年花吟亭に於て、貞徳俳諧の式を定め、慶安四年には、有名なる御傘世に公にせられたり、貞徳歿後數年ならずして、西山宗因(ニシヤマツウイ)参看(檀林風)ダンリンフウ(参看)を唱へ、天下舉つて之れに赴きしが、其流派の全盛を極むると共に、又一種の弊風を生じ、只管輕口の諧謔を競ひて、俗惡なる調想共に見るべき無きに際し、松尾芭蕉出で、幽玄閑寂を以て生命とせる正風體の俳諧を唱道し、俳諧は茲に一變せり(マツチバセチ(参看)かくて其角、嵐雪等、所謂蕉門の十哲以下の出づるありて、大に之を振起したるのみならず、用語また自在なるより、少しく文才ある者は皆俳諧を弄びたりしが、俳諧より出でたる發句の流行は、俳諧を壓し、遂に俳諧といへば、發句なるかの如くに思はしむるに至れるより、俳諧を解する者は、一流の俳人が、もしくは所謂宗匠と稱せらるゝ一部の人士に留まることとなり、俳諧は大に衰へたり(「ホック」参看)

俳諧は連歌より來れるを以て、其様式の如きも、和歌と狂歌との關係の如く、自ら難易の別あるも、連歌の法式を其儘採用したるもの多し、去聲の如き、折方の如き、花月の座を定めたるが如き是なり、而して其第一句を發句第二句を脇句といひ、第三句以下は、數の順序の如く、第三句以下第四句第五句と唱へ、最後の句を揚句と稱す、又句數に依りて百韻、七十二韻、四十四、五十韻、歌仙、源氏、長歌行、短歌行、箴、首尾、三ツ物等の名目あり、此外漢和、和漢、繪畫を以てせるもの、繪と句とを連續せるもの等、變體も少からず、折は初折、二の折、三の折と續け、各表裏ありて用ひたる外の一、安藤豊前守といへる者作り出せしに因りて安藤外とも名づく(甲斐國志)

ハイカ

ハイカイジイツサ 俳諧寺一茶 小林一茶(コバヤシイツサ)を見よ、

ハイシン 唄師 大法會の時、梵唄を發する僧を云ふ、(「ホンバイ」参看)

ハイシン 陪臣 君主を有する臣屬に對して、更に臣屬の禮を取るものないふ、即ち臣下なるもの、臣下なり、又者、又家來ともいふ、陪は重なる義、又ともいふも之と同じ、左傳に「王以上卿之禮、管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在者節春秋來承王命、何以禮、焉陪臣敢辭」と見たり、いま江戸時代の例を以て示せば、旗本、諸大名の如きは、將軍の臣屬たるを以て、天皇に對して陪臣たり、旗本諸大名の臣下は、また將軍に對して陪臣たるが如し、其他類推して知るべし、

ハイショウロン 梅松論 卷二、經濟雜誌社刊行群書類從十三輯に收む(内省)主として足利尊氏に關する戰記なれども、廻りて鎌倉時代より書き起し、兩統併立に關する記事等もあり、比較的正確なるものにして、史家の參考とするに足る、記述の體は大鏡増鏡に倣ひたるもの、如く、北野に參籠したる某法師の談話に作り成したり、尊氏兄弟の榮を飛梅の開くにたとへ、其子孫の後世を老松の千歳に祝きて梅松論と名づけたり(「梅松論」栗山愚の弊帚集に、寛正年中一圓齋道親親筆本の奥書によりて、細川和氏の夢想記なるべしと云へども信じ難し、文中尊氏を尊敬したるより考ふれば、足利氏の家臣の筆に成りしものなるべし、又文中當今量仁、當今豐仁と見え、崇光院の御即位等を記したるより考ふれば、貞

ハイゼン

ハイゼン 陪膳 天皇に供御を奉る時に伺候する人を云ふ、今云ふ給事人なり、主に典侍(采女等奉仕す(何れも髪上して仕ふ))又四位五位の殿上人、公卿も奉仕す、典侍は奉仕の際禁色を許されて、青又は赤色を着用す、四宮記に、節會陪膳、采女奉仕、内宴更衣典侍奉仕、御本殿、朝夕膳四位奉仕(女房可候也)朝夕飯膳、女房候、無女房者、五位以上候、公卿供朝夕膳者、挿笏不脱(臨時陪膳脱之)警蹕事、除伊勢齋者、可稱之、御責御座之時、供膳者奏御飯(御他所者、執竟御飯)者奏奏、御殿上侍之間、昇脱(脊上奏之)云々、禁抄抄御膳事の條に「役送者四位五位六位隨候、近代漸絶、陪膳上藤四位、候、役送、常事也、又公卿候、陪膳、上古常候也、(直衣常事也)高倉院御時、中山太政大臣常候也、其後經事」と見えたり、即ち鎌倉以後は、男子は四位五位の殿上人奉仕し、女房は典侍采女奉仕すること、舊來の通りたりしなり、而して四位五位の殿上人は、多く朝廷の典故に明かなる人を用ひたり(四宮記、禁抄抄、三中口傳、安齋附筆、松屋筆記)

ハイテウ 廢朝 天皇の朝政を視給はざるを云ふ、諸司に又は政を行ふこと恒の如し、令の制、天皇二等以上の親、及び外祖父母、右大臣以上、若しくは散一位の親には廢朝三日、國忌、三等以上の親、百官三位以上の親には廢朝一日と定めたり、禁抄抄によれば、天變、火事、糞奏事の淺深により、五日或は三日なりしが如し、廢朝の時には音奏警蹕を止め、清涼殿の御簾を垂れ、三關を警固せしむるなり(令義解、禁抄抄、拾芥抄)

ハイデン 拜殿 社(ヤシロ)を見よ、

ハイバラマス 榛原樹 後北條氏の時、關東ハイゼンハイバ

ハイム 倍膳 叙位任官又は縁等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖」引、盤腸將軍拜舞歸、輕絢細綺相追飛、老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被叙人等、相依禮道、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイム

ハイム 倍膳 叙位任官又は縁等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖」引、盤腸將軍拜舞歸、輕絢細綺相追飛、老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被叙人等、相依禮道、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイロ

ハイロ 倍膳 叙位任官又は縁等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖」引、盤腸將軍拜舞歸、輕絢細綺相追飛、老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被叙人等、相依禮道、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイロ

ハイロ 倍膳 叙位任官又は縁等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖」引、盤腸將軍拜舞歸、輕絢細綺相追飛、老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被叙人等、相依禮道、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイロ

ハイロ 倍膳 叙位任官又は縁等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞踏とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞踏するを親族拜といふ、杜工部詩集に「章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖」引、盤腸將軍拜舞歸、輕絢細綺相追飛、老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、内裏式七日會式に「被叙人等、相依禮道、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者、下堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞(他皆倣之)」と見えたり(古事類苑禮式部)

ハイカ

ハイカ 最後の表裏を名殘の折といふ(通俗志、俳諧節用抄、俳諧正風直旨傳、俳諧古目抄、俳諧年表、俳諧獨稽古、俳家人名錄、俳諧略史)

ハイカイジイツサ 俳諧寺一茶 小林一茶(コバヤシイツサ)を見よ、

ハイシン 唄師 大法會の時、梵唄を發する僧を云ふ、(「ホンバイ」参看)

ハイシン 陪臣 君主を有する臣屬に對して、更に臣屬の禮を取るものないふ、即ち臣下なるもの、臣下なり、又者、又家來ともいふ、陪は重なる義、又ともいふも之と同じ、左傳に「王以上卿之禮、管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在者節春秋來承王命、何以禮、焉陪臣敢辭」と見たり、いま江戸時代の例を以て示せば、旗本、諸大名の如きは、將軍の臣屬たるを以て、天皇に對して陪臣たり、旗本諸大名の臣下は、また將軍に對して陪臣たるが如し、其他類推して知るべし、

ハイム

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイム

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイム

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイム

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)

ハイム

ハイム 廢務 諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の滯滞を慮る事によりてなり(禁抄抄、拾芥抄)



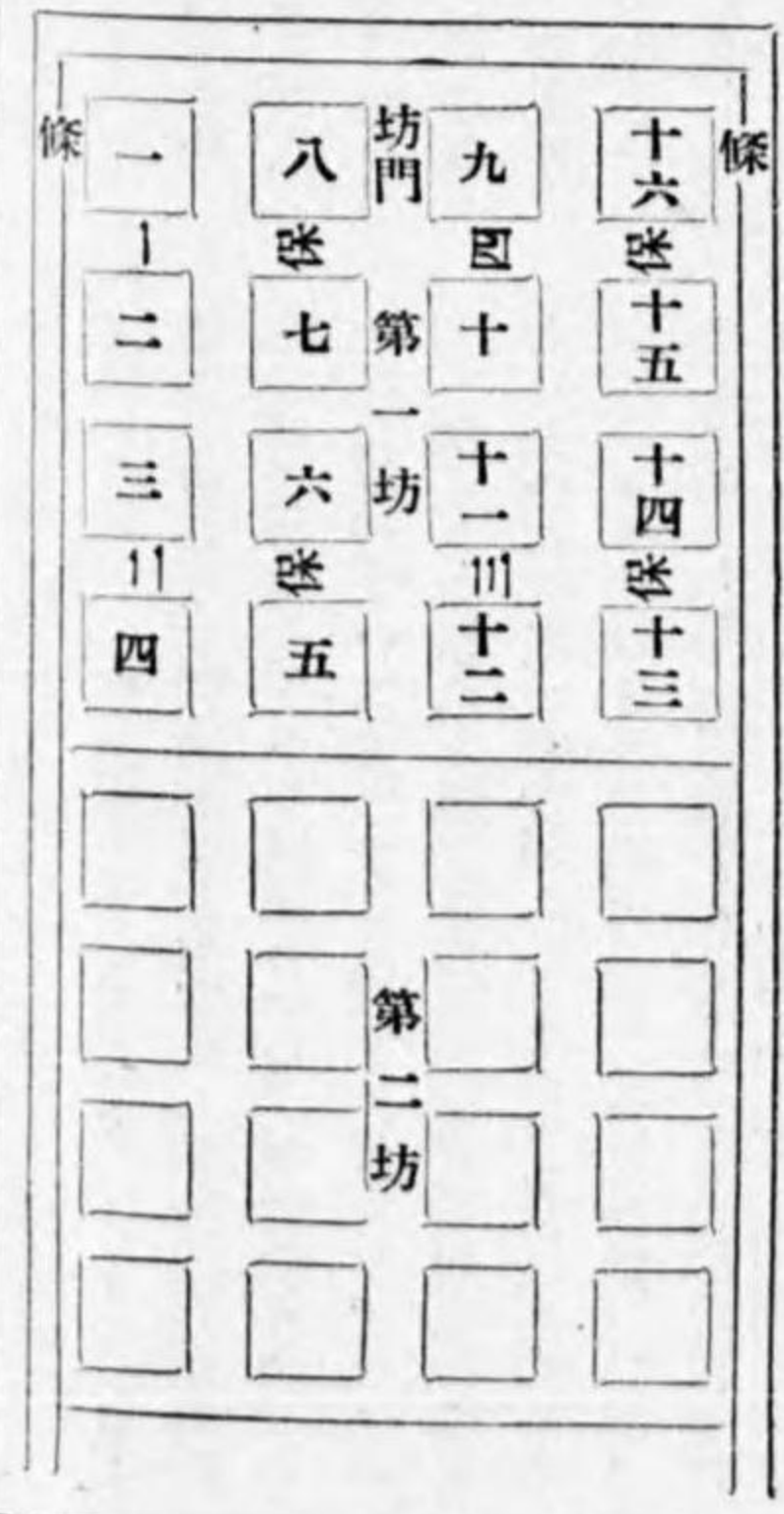
ハウ

（この方面）  
 ニンギョミの條に委しく述べたり、參看すべし（一）  
 都市の保は、桓武天皇平安城遷都の時、京城の區劃を  
 定めて、左右京保町に分ちたり、市宅卅二戸（一月の  
 長十丈廣五尺）を一町とし、四町を一保とし、四保を一  
 坊としたり、保を計るに、左京は西北よりして南に  
 下る、一二七八町を一保、三四五六町を二保、十一  
 十二三四町を三保、九十五十六を四保となす、左  
 右京を併せて三百保あり、保内の事を掌るものは刀  
 禰と云ふ、後一條天皇の長元中既に其名稱ありし事  
 小右記に見えたり、白河天皇應徳二年、堀河天皇康  
 和五年に於ける保刀禰の辭令は、朝野詳載に見えたり、  
 もとは京職の管下にありしが、其權檢非違使に移るや、  
 檢非違使の管下に屬するに至り、後鳥羽  
 天皇建久二年三月廿八日、後堀河天皇寛喜三年十一  
 月三日の宣旨に、保檢非違使とあるものも、保の刀  
 禰に外ならざるべし、鎌倉幕府にては、保内に保檢斷  
 奉行ありて、保内の雜務を掌らしむ（二）地方の保は、  
 其起原詳ならず、蓋し令制の五保は、家數によりて  
 定めたるものなれど、地方は都會と異にして、一般に  
 民戸の稀疎なりしより、五家は所在に散在して、充分  
 に行はれざりしが、五保の制度弛廢し、制限の撤去せ  
 らるゝと共に、家數によらざる一區劃を稱する名とな  
 りて、庄園郷保と並び稱せらるゝ迄に、大なるもの  
 となるに至りしなるべし、後一條天皇の代、穀倉院領  
 播磨國小犬丸保ありしこと、壬生文書に見えれば、  
 古くよりありしこと知るべし、又建久六年十二月四  
 日の同文書に、若狹國富保を公家長日御修法供米  
 等の領としたる事を記して、當保者、吉原安富相傳私  
 領也、永萬元年保號以後、殊入二功力、開發荒野、進  
 濟四ヶ所（國富郷、積死里、能野、大熊野浦、納物、追年  
 無國懈怠）而國中土民入コ作保領云々と見えたり、

ハウ

即ち以て保の起り、及び保の大きさ等の一斑を知る  
 を得べし、而して保を管するは、刀禰を置きたるこ  
 と、京都の保と同じ、猶「ニンギョミ」及び「ハウ」の  
 圖參看（拾芥抄、壬生文書、五人組制度の起原）  
 ハウ 坊 市街を區劃したる行政上の名、平安  
 京に就きて云はんに、全市を劃して之を分轄し、左  
 右京に各九坊あり、北より起りて南に限る、二條以  
 北は左右京ともその名相同じ、二條以南は其名を異  
 にす、最北の半坊は九坊の外とす、坊を計るには左  
 京は四より、右京は東よりす、坊は町より成る、凡  
 そ坊を立つるには方四十丈を町とし、四町を保とし、  
 四保十六町を坊とし、四坊十六保七十四町を條とし、  
 毎條に四坊を置、坊の間に必ず大路を通じて縱橫  
 に劃す、三條以南は四坊を管し、二條以北は各三坊  
 を管す、蓋し坊制は四坊を管するを例とすれど、二條  
 以北は大内裏の内に係るを以て、其管する所少きな  
 り、坊の中央の通街を坊門と稱す、町に八行あり、  
 一町に四行とす、行に八門あり、之を一戸とす、一戸  
 の長十丈、廣五尺なり、町内に小徑を開く、大路の邊  
 町には二、廣各一丈五尺、市人の町には三、廣各一丈、  
 自餘の町には一、廣一丈五尺とす、左右京に各坊十  
 二人、坊長三十五人を置きて坊を管す、坊令  
 は每坊に一人を置、但し一條二條は皇居  
 に接するを以て、特に一條より土御門まで  
 に一人、土御門より近衛まで一人、近衛  
 より中御門まで一人、中御門より大炊御  
 門まで一人、大炊御門より二條まで一  
 人を置き、二條以下は、每一條に一人を置  
 く、又條令とも云ふ、戸口を檢校し、奸非  
 を督察し、賦役を催進することを掌る、正  
 八位以下明庶強直にして、時務に熟したる

ものを以て之に補す、延暦十七年少初位下の官とし、  
 職田二町を賜ふ、天長二年初坊令は當坊若しくは  
 比坊より撰任せしが、是に至り京畿入色の人を簡用  
 することしたり、坊長は條毎に四人あり、但し一  
 條二條は各三人、北邊坊は一人を置く、又町長とも  
 云ふ、掌る所坊令と同じ、部内白丁の清正強幹なる  
 者を以て之に補す、若し當坊に人なき時は比坊の人  
 を撰補す、左に坊名を掲げて參考に資す、保（ハウ）及  
 び京都の條の挿繪參看（拾芥抄、平安通志）北邊坊、一  
 條より土御門に至る六保二十四町を管す、九坊の中  
 に入らず、桃花坊、土御門より中御門に至る、第一坊  
 は内裏内に屬し、第二坊より第三坊に至る十二保四  
 十八町を管す、銅駝坊、中御門より二條に至る、所  
 管桃花坊に同じ、左京、教業坊、二條より三條に至  
 る、四坊十六保七十四町を管す、以下各坊皆同じ、  
 永昌坊、三條より四條に至る、淳風坊、五條より六條  
 に至る、安樂坊、六條より七條に至る、崇仁坊、七  
 條より八條に至る、陶化坊、八條より九條に至る、右  
 京、豐財坊、二條より三條に至る、その管地以下左  
 京の教業坊に同じ、條もまた之と同じくして、永寧  
 坊、宣義坊、光徳坊、延嘉坊、開建坊等あり、



ハウ

坊制圖  
 四十丈  
 四十丈  
 八十四丈  
 八十四丈  
 ハウアン 保安 鳥羽天皇御宇の年號、元永  
 三年四月十日改元す、四年を経て、崇徳天皇天治と  
 改む、  
 ハウ井 方位 我國古より、維新前に至るま  
 で、方位を示すに、東西南北等の稱呼の外、別に十  
 二支等を以て示すことあり、即ち卯を東、酉を西、  
 午を南、子を北とす（拾芥抄）詳しくは左圖に就きて  
 知るべし、  
 北坎子  
 東 震 巽  
 西 兌 坤  
 南 離 艮  
 子 卯 辰 巳 午 未 申 酉 戌 亥 子

華庵、輕舉道人、庭柏子等の號あり、特に抱一の號を  
 以て著く世に知らる、播磨州姫路の城主酒井忠仰  
 の二男、忠以の弟、寶曆十一年七月江戸の藩邸  
 に生る、長じて文藝遊技を好み、其道に堪能なりし  
 が、寛政九年廿七歳の時、多病なりと稱し、幕府の允  
 可を得、十月江戸築地本願寺に於て得度し、等覺院と  
 號し、權大僧都となり、文如上人光輝の准連枝を以て  
 遇せらる、性多能にして殊に繪畫に秀づ、早くより兄  
 忠以の教を受け、漸く上達するに及び、楠木紫石に  
 就きて明畫を學び、後ち狩野永徳、土佐光貞等に畫法  
 を受け、更に圓山應瑞に學びて、應舉を追慕し、深く  
 寫生を研究せり、幾もなくして、また尾形光琳の風  
 を喜び、一變して其風を畫くに至る、當時谷文晁の  
 畫名一世を蓋ふ、抱一疾く交を結びて畫法を問ひ、  
 教を受けたることあり、而して入木道は、董堂敬義  
 に學び、後ち其角の風を慕ひて其筆意を得たり、傍  
 ら俳諧狂歌を好みて名吟名句また夥ならず、文化  
 六年居を江戸下根岸鷺塚に移し、畫は門弟を指揮し  
 て丹青に勵み、薄暮に至れば必ず芳原の花街に入り、  
 屢々樓上に畫進を開く、故に遊女にして、書畫俳諧を  
 抱一に學べるもの多し、文化十一年十一月廿九日寂  
 す、年六十八、築地本願寺塔頭善林寺に葬る、抱一名  
 門に生れて後ち桑門に入りしと雖も、性不羈にして  
 素行治まらず、晩年に及びては半僧半俗の體なりき  
 といへり、國光琳百圖、尾形流印譜、屠龍之技、青  
 麿春の曙、江戸鷺等（扶桑畫人傳、日本佛家人名辭書）  
 ハウエイ 寶永 東山天皇御宇（將軍  
 徳川綱吉一同家宣）の年號、末一年は中御門天皇御宇  
 に係る、元祿十七年三月十三日改元す、七年を経て  
 正徳と改む、舊唐書音樂志に「寶祥惟永、暉光日  
 新」とあるに據る、五條爲範之を勸申す（鹽尻）

ハウエイツウハウ 寶永通寶 名義江  
 戸時代に行はれたる錢貨の一種、寶永の年作りたる  
 を以て此名あり、直径一寸二分、重二錢四分、面  
 に、寶永通寶の文字あり、裏には、永久世用の文字  
 を縁に印せり、寶永五年正月、新鑄して之  
 を行はしめ、金一兩に、新錢三貫九百文より四貫に  
 至るを以て定價とせり、同六年、人民之を不便とせ  
 るを以て遂に廢す、錢（セ）の條の挿繪參看（大日  
 本貨幣史）  
 ハウエン 保延 名義崇徳天皇御宇の年  
 號、長承四年四月二十八日改元、六年を経て永治と  
 改む、文選に「永安寧、以祉福、長與大漢」而久  
 存、實至尊之所御、保延壽而宜子孫」とあるに  
 據る、右中辨兼文章博士藤原顯業之を勸申す（國朝年  
 號譜）  
 ハウカク 防鴨河使 鴨河の字を寫し  
 て訓むこと故實たり、京師鴨河の提防修繕を掌  
 る、鴨河の水屢々汎溢して市民大に害を被れるが故  
 に、特に此職を置きて防水を掌らしむ、長官一  
 人、衛門權佐にして檢非違使を兼帶せる者を以て臨  
 時に任命す、判官、主典、各二人、衛門府の官人を以て  
 之を兼ねしむ、初朝廷鴨河及び葛野河兩  
 所に別當を置きて防水を掌らしむ、天長元年制して、  
 三年を以て遷替せしむ、後改めて四年とす、貞觀三年  
 防鴨河防葛野河二使を罷め、山城國司に隸す、後ち臨  
 時に置くことなれり（日本紀畧、三代格、新儀式、官  
 職秘鈔、職原鈔、職官志）  
 ハウキ 寶龜 光仁天皇御宇の年號、神護景  
 雲四年十月一日改元、十一年を経て天應と改元す、肥  
 後國より再び白龜を獻じたるを以てなり（續紀）

ハウ

ハウ

ハウイチ 抱一 俗名は酒井榮八郎  
 忠因、出家して文詮暉真といふ、抱一、屠龍、鷺村、兩

ハウキ 寶龜 光仁天皇御宇の年號、神護景  
 雲四年十月一日改元、十一年を経て天應と改元す、肥  
 後國より再び白龜を獻じたるを以てなり（續紀）

ハウケ

ハウケハ 半靴 馬の上にて用ふる靴をいふ。禮抄に「馬のはたらく所、革の如くして、齒を以て作る、總じて靴と同じ事也」とあるにて知べし。公卿以下侍以上、騎馬の時之を着用す(裝束集成)

ハウケワウジ

方廣寺

所在 山城國京都府下京區茶屋町。世に大佛殿と稱す。天台宗。本尊盧舍那佛の座像、即ち大佛。起原清和天皇十四年豐臣秀吉地を阿彌陀峯の下に相して之を創建し、照高院法親王を導師となし供養す。舊殿棟高き二十五間、桁行四十五間餘、梁間二十七間五尺餘なりしが、慶長元年地震の爲めに崩壊し、同七年秀頼之を再興中、火を失して堂宇灰燼となる、同十五年又工を起し十七年成る、大佛は初め木像なりしが、此時銅像に改む、然るに十九年秀頼將に開眼供養を行はんとするや、徳川家康鐘銘の事に依りて之を停め、遂に大阪陣を生ず(オホサカケン)參看)之より妙法院の附屬となりしが、寛永二年また地震の爲に破壊せるを以て、老中松平信綱命して之を鎔かし、寛永通寶(文錢)を鑄、改めて木像の大佛を造り、金漆を塗る、寛政十年七月雷火の爲め、佛殿、大佛、樓門、回廊以下悉く焼亡す、其後再興すれども舊規に復せず、天保年中尾張國より半身の木像を造りて納む、現今の像是なり、佛殿、鐘樓(大鐘高き一丈四尺、徑九尺二寸厚き九寸)二王門址、豐太閣塔(石五輪塔)あり。三才圖會に、佛殿長十間、但座壇共、面長三間、眼横五尺五寸、竪二尺、鼻高五尺五寸、横四尺、鼻孔二尺、口竪二尺二寸、横八尺、耳長一丈、掌至指端二間、拇周六尺五寸、膝周二三間、足心一丈四尺、横七尺、羅勃數三百五十、大二尺五寸、白毫徑二尺、後光高十八間、蓮花壇各八尺」と見ゆ、即ち

ハウケ

木像に就いていへるなり(平安通志、京華要誌)

ハウケワウジ

方廣寺

所在 遠江國引佐郡奥山村大字奥山。臨濟宗方廣寺派の本山。本尊釋迦牟尼佛。起原清和天皇十六年次郎朝藤といふ者、三河に至りて無文禪師に謁し、遂に此地に一寺を創立し、禪師を請じて開山となす、北朝康應元年(南朝元中六年)二世悅翁、東隱院を建立し、同四年第三世空谷、臥雲院を建立し、應永二年第四世在徳三生院を建立し、同五年第五世仲翁藏龍院を建立し、益々隆盛を致す、永祿十一年十二月徳川家康途次當寺に一宿し、後ち天正八年九月祈願所となす、同十五年六月繪旨あり勅願所とせられたりと云ふ、同十八年十二月豊臣秀吉より朱印地を寄せらる、文祿元年二月火災に罹り、住持古例火定に入る、慶長八年家康また所領を寄附す、明和三年塔頭臥雲院住持覺天、大和吉野に至り、後醍醐天皇御陵の土を持ち歸りて、境内の御遺髪塔と傳ふるものあるを修理し、開山無文禪師が其皇子なることを顯揚せんことを務めたり、天明六年閏十月勅あり、開山に大慈普應禪師の諡號を賜はり、萬延元年九月、第三世空谷に大智妙觀禪師の諡號を、文久二年八月、第二世悅翁に大圓覺禪師の諡號を賜はり、慶應四年紫衣入院を許さる、これより益々大に隆盛を致す、從來南禪寺に屬したりしが、明治三十六年七月獨立し方廣寺派本山となる。遠江國風土記傳、方廣寺記録)

ハウケワウジド

寶光寺殿

北條時宗

ハウケワン

判官

「ハングワン」を見よ、

ハウケワン

坊官

東宮坊の官人を云ふ、トウケウワン(參看(内裏式))

ハウケワン

房官

門跡に仕ふる俗

ハウケ

僧を云ふ、髪を剃り僧衣を着して腰刀をさし、魚類を食し、妻帯なり、又職務とも殿上法師とも云ふ、宇多法皇御室に入御の時、公卿等出家を遂げたるも、猶法體にて宮仕せしより起ると云ふ、宣守記に「坊官自大臣息、至殿上人子稱之、是在家法師也、限貴所門跡召仕之云々」と見えたり、「モンセキ」參看(寺官抄、貞丈雜記)

ハウケワンダイ

判官代

院判官代(キンノハウケワンダイ)を見よ、

ハウケイ

方磬(磬)

樂器の一種、方響ともいふ、又「ウチナラシ」といへり、鐵、銅、石等を以て作る、其數十六枚、架の上下に連ね懸けて之を撃つ、御物は木架にて、簾又は撥等なし、令集解、大同四年三月の官符に、唐樂師十二人の中に方響師あり、今傳はらざるが故に詳かならず、然れども文獻通考に、後周正樂載三涼清樂、方響一架十六枚、具黃鐘大呂二均聲、また「方響、其編懸之次、與三雅樂磬異、下格以左爲首、其一黃鐘、二大簇、三姑洗、四中呂、五蕤賓、六林鐘、七南呂、八無射、上格以右爲首、其一應鐘、二黃鐘之清、三太簇之清、四姑洗之清、五中呂之清、六大呂、七夷則、八夾鐘、此其大凡也、後世或以鐵爲之、教坊燕樂用焉、非古制也、また陳氏樂書に「方響之制、蓋出於梁之銅磬、形長九寸、廣二寸、上圓、下方、其數十六、重行編之、而不設樂、倚于虞上、以代鐘磬」とあるにて明らかなり(體源抄、樂器考)

ハウケン

保元

名義後白河天皇御宇の年號、久壽三年四月二十七日代始に因りて改元す、三年を経て平治と改む(出雲國額兵云、以保元吉也とあるに據る、式部大輔永範之を勅申す(國朝年號譜))

ハウケンノラン

保元亂

起原藤原忠實

ハウケ

に二子あり、忠通、賴長といふ、忠通父に繼ぎて攝政關白となり、内覽の宣旨を賜ふ、忠實殊に賴長を寵し、常に忠通を抑ゆ、忠通故に忠實、賴長と不和を生ず、近衛天皇の時に及び、忠實、鳥羽法皇に奏し、忠通の内覽を止め、強いて賴長に譲らしむ、忠實益々不平なり、會々近衛天皇崩す、崇徳上皇其子重仁親王を立てんとし、衆望亦之に歸す、美福門院、近衛天皇の崩御を以て、崇徳上皇の咒咀に出づるとし之を妨げ、雅仁親王を立てんとし、法皇に勸む、忠通亦之を推舉し、議遂に決す、是を後白河天皇といふ、是より先鳥羽法皇、近衛天皇を愛し、崇徳上皇をして強いて位を譲らしむ、上皇因りて法皇と睦じからず、茲に到りて益々怨望し、又後白河天皇と不和を生ぜり、時に法皇、忠通を任用して賴長を疎んじ内覽を止む、忠實、賴長を皇太子の傅とし、且つ其内覽を復せんとし法皇に請ふ、省みられず、賴長憤怨す、保元元年七月法皇崩す、即夜之を葬る、崇徳上皇親しく其儀に臨まんす、藤原惟方遺詔と稱し、拒みて入れず、上皇大に怒りて宮に歸り、密かに後白河天皇を廢して重仁親王を立てんと謀る、賴長亦上皇を重祚せしめ、自ら關白たらんとし、遂に上皇に勸めて兵を擧げしむ、後白河天皇、源義朝、平清盛等に勅命を下し、上皇の軍を討たしむ、義朝即ち精兵四百餘人を率ゐて、大炊御門河原に陣し、清盛は三條河原の東堤に陣し、夜に乘じて並び進み、上皇の宮を襲はんとす、是より先上皇鳥羽殿に在り、尋で白河の北殿に幸し、武士を徵す、平忠正、源賴憲、源爲義、其子賴賢、爲成、爲朝等召に應じて白河殿に到る、是に於て部署を定め、爲義は諸子を率ゐて西門を守り、爲朝は西河原の門を固め、又忠正、賴憲は東門を、平家弘は春日河原の門を扼す、時に爲朝、策

ハウケンモノカタリ

保元物語

三卷、刊本一冊。保元の亂を専ら記したる假字の戦記なり、篇章を分ち、題號を掲げて事實を記したり、叙事虚飾多くして誤少からずと雖も、又參考に資するに足るものあり、本書は平家物語と同じく、語り物としたるより(語り物としたる證は花園院御記等にも見えたり)隨うて諸本異同を生じたり、參考保元物語に據れば、京師、杉原、鎌倉、半井、岡崎等の數本あり(參看)參考保元物語凡例に「醍醐報恩院所藏舊記に葉室時長作とし、大外記中原師香手書する所の保元物語を上る狀には、故師葉の鈔する所としたり」と見えたり、師葉は師香の父にして、鎌倉末の人な

ハウケ

ハウケ

ハウサ

れば、恐らくは本書著作の人にあらざるべし(參看)參考保元物語三卷あり、參考平治物語と共に、水戸の今井弘濟、水戸光圀の命によりて考訂し、弘濟歿する後、内藤貞顯に命じて重校したるものなり、諸本の異同を註し、異說妄談に涉れるものは、實錄にて考訂したり(史學雜誌、保元物語考)

ハウケフ井 寶篋院 足利義詮(アシカガヨシアキ)を見よ、

ハウケコ 房戸 郷戸(カウコ)を見よ、

ハウサウ 疱瘡 瘡癩病の一種、或は豌豆瘡(其瘡形、豌豆に似るを以てなり)瘡癩(面に瘡を止むる故なり)「イモ」などと稱す、又俗に滅茶、偏婆、又菊石ともいへり(起原清和)唐土傳來の病にて、魏以來よりあり、而して隋の巢元方が病論ありと雖も藥方なし、唐高宗帝の時、孫真人始めて治方を出せり、我邦にては、聖武天皇天平七年夏より冬に至る間始めて流行し、死者甚多し、其後桓武天皇延暦九年、文徳天皇仁壽三年又流行す、爾來人毎に之を患ひざるはなし、降りて江戸時代に至り、天保の末西洋より種痘の法傳來せしより、之を施して瘡瘡を免るゝに至る、シユトウ(參看(和名抄、三才圖會、倭訓栞))

ハウサウ井リウ 寶藏院流 寶藏院胤榮の創めたる槍術の流派。胤榮は奈良興福寺の塔頭寶藏院の院主にして、俗姓中御門氏(或は伊賀守といふ)法印となる、性刀槍術を好み、劍を上泉伊勢守に、槍を大膳大夫盛忠に學ぶ(川上秀澄の説に、高觀流の修業者に學ぶとあり)就中尤も槍術の妙を極め一派を開く、常に鐵鎧を用ひたるにより、鐵鎧院ともいへり、然れども胤榮、深門にありて武事を業とするは本意にあらず、吾が後嗣之を學ぶべからずと稱し、技を中村尙政に傳へ、慶長十二年八月廿六日八十



ハウズ

は其技藝達せざりしが、天保年間、信州松代藩主眞田幸貫海防に注意し、大小の火技を研究し、其臣に片井京助、佐久間象山等出づ、この時に當り高島秋帆は、西洋新式の砲術に精しく、之を江川太郎左衛門英龍に傳へ、盛んに砲術を講習し、大に其進歩を促したり、其流は始め西洋流と稱せしが、後に高島流と改む、佐久間象山は和蘭の兵書につき、西洋大小火技を講究し、業を其徒に授け、西洋眞傳と稱す、爾來水戸齊昭、鍋島閑叟、島津齊彬等の諸藩主井に之を奨励せしを以て、之を能くするもの日に多きを加ふ、なほ當時までは大小砲を共に修業したるものなれども、江戸時代の中葉までは、就中小銃の技に重きを置きたりしが、幕末に及びて、大砲の術をも見るに至れり、維新の後最新の洋式傳來し、加ふるに科學の發達と共に長足の進歩を爲しつゝある事、人の知れるが如し、「テツバウ」、「マイハウ」を參看、南海治亂記、武藝小傳、改選諸家系譜續編、寛永系圖、明良帶錄、淺野文書、日本教育史

ハウズ

坊主(房主) 寺院の住持を云ふ、一坊の主の義、後は僧侶の居所の名なり、吾妻鏡文治元年十一月廿二日の條に「豫州凌吉野山深雪、潛向多武峯云々、到着之所者、南院内藤室、其坊主號十字坊之惡僧也」と見えたるに於て、後世に至りては、住持に限らず、醫師、茶道、俳人、遊人、隱居に至るまで、剃髮の人は悉く坊主と稱し、終に惡口に之を用ふるに至りて、乞食坊主又は宿坊主と云ふに至れり(傍廂、倭訓栞)

ハウズ

坊主 武家にて、城内又は邸内に於て、茶の湯井に給事等の雜役を勤仕する者をいふ、剃髮にて法體なりしより名づく、幕府内に諸大名等に之を置く、いま江戸幕府の制を舉ぐれば、同願頭に屬

ハウタ

し、奥坊主、表坊主あり、奥坊主はもと小納戸坊主といへり、専ら茶室を管し、將軍には勿論、毎日登城の大名諸役人に茶を進むることを職とす、人数百人内外ありて、其中別に、小道具役坊主、用部屋坊主、肝煎坊主、時計役坊主、土圭問坊主等の分職あり、表坊主は殿中に於て、大名及び諸役人に給事する事を職とす、其數多き時は、二百人以上に及べることあり、諸大名等よりの報酬甚多く、家計豊かなるを以て、奢侈移情に流れしかば、屢々同願頭に令して戒諭せしめたり、西丸にも亦奥表坊主あり、又廣間坊主といふあり、廣間の掃除及び湯茶を掌る、而して奥表共に組頭ありて之を率ゆ、奥坊主組頭は、五十倭高二人扶持、役金廿七兩、表坊主組頭は四十倭高、二人扶持、四季施代四兩、奥表兩坊主は、共に二十倭高、二人扶持なりき、然るに慶應二年十二月に至り、坊主の員數を減じ、壯年の者は撤兵組に編入したり(更徴、嘉永明治年間録、古事類苑官位部)

ハウタ

端唄 謡曲の一種、江戸時代以後流行の端唄の歌をいふ、源流は江次大嘗會の條等に、大歌に對して小唄といへるあり、梁塵秘抄口傳抄等の頃に及びては小唄の稱失せて、大曲、今様の區別出で來たり、其今様とは、やがて小唄または端唄等に比すべき、當時流行の端唄唄のことなり、然るに流行はいつしか變遷して、露に今様といひしもの、即ち主として七五四句より成りたるものは既に古への姿となりて、更に新しきものを生ぜしかば、昔の今様を、そのまゝ今様とのみ呼びて、新しき流行歌を小唄と名づくることとなり、これ室町時代より、江戸時代の初めに係けての稱呼なり、而してまた別に、安土桃山時代より漸く興り來りし三絃と等との流行につれて、組歌といふもの生じた

ハウタ

り、組歌とは、在來の小唄の長きもの、短きもの數首を集めて、意味に於ては何の連續もなきものを、唯音樂の上に相連れて唱ふるものにして、かの糸竹大全、松の葉等に見えたる本手破手などいへるものこれなり、かく組み合せたる小唄に對して、單獨なる小唄を端唄と稱へしが、此語の起原たるに似たり、されば其中には、踊歌あり、さわぎ歌あり、石引歌あり、長きは七五、三四十節なるあり、短きは今の都々逸と全く同じきものあり、松の葉時代の所謂端唄とは、即ちこれなり(松の葉は元祿時代の撰)但小唄なる名稱は全く廢れしにあらず、なほ端唄中の特に小さき歌は勿論、かの端唄といふ名稱の生じた後の小さき流行歌は、端唄以外のものとして、松の葉別冊に掲げられたれば、若し此種類のもの、汎稱を要する事あらば、小唄といひしなるべし、既にして三味の組歌は廢れて、これに代りしものは、端唄の長きもの、即ち松の葉時代に長唄と稱したるものなりき、爾來三味と等との唱歌が漸く一致すると共に、端唄の短きものは、樂師の口の上らざることとなりしより、長唄端唄といふ區別は必要を失ひ、二上り、三下り、本調子の歌、及び長唄といふ新しき區別生じたり、かくて専門家以外に流行せし短き唄は、凡て小唄なる稱呼の下に復歸し、江戸長唄なる名稱は、江戸軒屋一派の唱歌として起る、今日普通に長唄といふものこれなり、而して長唄の對稱たりし端唄なる語は、軒屋派に比しては、多く短小なる唱歌を唱ひし歌澤派の唱歌を呼ぶ名となれり、されば今日所謂端唄は、詩形上の名にはあらずして、音樂上の名なりと知るべし(端唄評釋)

ハウタイ

砲臺 大砲を裝置して敵兵の來襲に備ふる所、また、臺場ともいふ、源流は

ハウチ

原詳かならず、寛永領國令の後、長崎の警衛は防海の第一要務なりとて、港口に許多の砲臺を築き、鍋島黒田の二家をして交代して、隔年に之を守らしめたり、尋で文化文政以後、北海頻りに警報を傳ふるに及び、幕府砲臺を蝦夷の各地に設けたれども、極めて微弱なりき、文化八年上總國周准郡富津の海岸に砲臺を築き、竹ヶ岡、多田良等にも設け、相連絡して外寇に備へ、松竹梅の號を附したり、富津臺場と稱す、本地を松ノ岡、陣屋を松ヶ岡と唱ふ、天保十四年代官森覺藏、羽倉外記等の支配に屬す、既にして松平下總守代りて守衛に當り、弘化四年松平肥後守の戌所となる、此時砲臺を新築して之に移すといへり、これより先文化六年相模國三浦郡に觀音崎砲臺を築きしが、嘉永六年更に品川灣の海中に六個の臺場を築き、明年に至りて成る、品川臺場、これなり、老中阿部正弘、これを總督し、江川英龍築造の任に當れり(此時十一個を築く筈なりしも六個のみ成る)諸大名に命じてこれを守衛せしめしが、安政三年に至り、大阪の兩河口にも築造せり、此外島津、毛利、水戸等の諸藩に於ても藩内に砲臺を築き、殊に島津氏は英船と、毛利氏は英米佛蘭の四國艦隊と實戰を遂げたるは、世人の普れく知る處なり、維新の後以上の砲臺悉く廢し、富津、觀音崎等は改築せられ、其他要所には新に之を築き、要塞地として砲兵の守備する處となれり(長崎三百年間、水戸烈公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、續德川實紀、泰平年表、北海道志、江戸會志、續々泰平年表)

ハウチ

寶治 名義後深草天皇御宇(鎌倉執權北條時頼)の年號、寛元五年二月二十八日、代始に因りて改元す、二年を経て建長と改む、開國春秋繁露に「氣之清者爲精、人之清者爲賢、治身者、以積

ハウチヤウ

坊長 「バウ」を見よ、寺の長老住持の居處の稱、後轉じて長老住持の稱となる、祖庭事苑に「今以禪林正寢爲方丈、蓋取則毗耶離城維摩之室、以三丈之室能容三萬二千師子之座、有不可思議之妙事故也、唐王玄策、爲使西域、過其居、以手版縱橫量之、得十笏、因以爲名云々」とあり(禪林象器箋)

ハウチヤウ

杖 杖、唐王玄策、爲使西域、過其居、以手版縱橫量之、得十笏、因以爲名云々」とあり(禪林象器箋)

ハウトク

寶徳 名義後花園天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を経て享徳と改む、開國唐書に「朕寶三徳、曰慈儉讓」とあるに據る、文章博士菅原爲賢之を勘申す(國朝年號譜)

ハウノテ

棒 棒、名義棒を使用する術、また棒術ともいふ、棒は多く櫛の木にて、長さ六尺乃至八尺、半棒は三尺なり、八角に削り、流により異なる處あり、また金撮棒といふは、筋金を入れ、鐵の疵子を末の處に打ちたるものなり、開國源起原詳かならざれども、篠塚伊賀守が八尺餘の金撮棒を振ひて勇力を顯はしたるとあれば、南北朝の頃には、早く用ひられしと明かなり、下りて三浦義意が白檜の丸木を一丈二尺に切り、八角に削りたるを以て敵兵を打ち倒したると等、往々にして史に見えたと、廣くは行はれざりしもの、如し、後世山科流、荒木流等ありて、之を教へたりしが、通常護身の爲めとなす、また罪人を捕縛する時に、これを兩足の間に投じて倒す等のこともありき(倭訓栞、太平記、北條五代記、嬉遊笑覽、柔術劍術圖解秘說、徳川幕府刑事圖譜)

ハウチ

バウ 杖、唐王玄策、爲使西域、過其居、以手版縱橫量之、得十笏、因以爲名云々」とあり(禪林象器箋)

バウモン

坊門院 名義高倉天皇第二皇女、母は中納言藤原成範の女、開國土御門天皇の准母、治承二年六月内親王と爲り、同日賀茂齋院となり、養和元年正月退下す、之れ高倉天皇の崩御に依りてなり、建久九年三月皇后(資格)と爲り、建永元年九月院號、承元四年四月十二日薨す、歲廿四(女院小傳)

バウモン

坊門氏 姓は藤原、關白道隆の三子隆家より出づ、隆家五世の孫信隆、後鳥羽天皇の外祖となり、左大臣を贈らる、是より其家起る、子信清五子隆清、共に始めて坊門と號す、信清の子忠清、承久の役に忠勤す、兵敗れ難髪して僧となり、越後に流さる、隆清四世の孫清忠、後醍醐天皇に仕ふ、其後世に聞えず、一族に水無瀬氏あり(公卿補任、尊卑分脈)

バウモンド

信行 信隆、信清、忠信、長信、信家、信顯、信真、隆清、清親、基輔、俊輔、清忠、重隆、ヨシアキ)を見よ、

ハウリヤク

寶曆 名義後醍醐天皇御宇(將軍徳川家重)の年號、寛延四年十月廿七日改元す、十三年を経て後櫻町天皇明和と改む、開國貞觀政要に「恭承寶曆、資奉帝圖、垂拱無爲氣埃、靜息於茲、十餘年矣」とあるに據る(國朝年號譜)

ハウリヤク

桃園天皇の御宇、天皇の近習に徳大寺公城、久我敏通の二卿あり、夙に推關朝權を専らにし、關東を畏怖するを

ハウモ

桃園天皇の御宇、天皇の近習に徳大寺公城、久我敏通の二卿あり、夙に推關朝權を専らにし、關東を畏怖するを

ハウリ

見聞して悲憤に堪へず、乃ち正親町三條公積、烏丸光胤、坊城俊逸、今出川公言等十餘人と相議して互に血誓し、陰かに皇權收復の策を建つ、時に公城の家人に竹内式部あり、山崎闇齋の學說を奉じ、大義名分を論じて人心を鼓舞せり、公城、敏通これに師事して神典舊書を研究し、また他の同志を勸説して式部の門に入らしむ、而して公城敏通等は、皇權收復を経營するに先づ君徳を培養し奉るを急務とし、寶曆五年侍讀伏原宣條をして經書を進講し、専ら式部の學說に據らしめたり、是より先式部の同志に藤井右門あり、血誓の堂上と相往來し、孫吳の書を講讀して専ら軍旅の事を教授す、是に於て血誓の堂上は心を兵學に潛め、且つ武技を講ずるを以て、御築地内(宮中及び辯神家を總稱す)に於て、近習の堂上は、武臣の業を習ふとの風説流傳して、聞く者潛に眉を蹙む、關白一條道香之を聞いて大に驚き、同六年四月、傳奏柳原光綱、廣橋兼胤に命じて武術修業を禁止せしむ、蓋し此風説は、式部が靖獻遺言を講讀するに、孔明の八陣圖を説きしに起因せるものなり、翌七年三月道香關白を辭し、近衛内前之に代る、是時に當り公城は、正親町三條公積、西洞院時名と議し、日本紀御覽の事を建言し、六月始めて神代卷御覽の事あり、公城及び坊城俊逸、高野隆古、白川資顯等皆承けて輪番に之を進講し、皆式部所傳の垂加流の學說を用ふ、而して天皇は日本紀、孝經、大學、孟子等の講義を聞召し給ふ餘暇に、又近臣と史記、通鑑等の會讀を催し、専ら衷心を學問に寄せ給へり、血誓の堂上は言を文事に託し、相互に御前に伺候して、大柄を皇室に收復せざるべからざる事由を言上し、専ら君徳を培養し奉るに注意したり、道香内前の二人は、垂加流を喜ばざりしを以て、相議して俄に、公城等は宮中の

ハオリ

動靜を式部に漏洩すと論じ、神書の進講を停止せり、これが爲め公城等の計畫は徒勞に屬せんとす、公城、時名、公積等乃ち關白を排除するの念慮を發し、前後封書にて、確乎不拔の毅慮を以て、諸事震斷あらん事を内奏せり、天皇此内奏を熱覺せらるゝに際し、寵妃曙内侍突然と御座所に參入せり、天皇大に驚き、内奏の書を御机の側に秘め給ひしに、内侍は主上の御舉止を見て、他の女房の艶書を隠し給ふかと疑念し、天皇の御座に在りしを窺ひ、密に之を見るに、勘解由小路實望の筆蹟なるを以て、大に驚愕し、卒忽其文意を手書して青綺門院に密告し奉る、女院之を内前に下し給ふに、内前愕然として、一條道香、九條尙實、鷹司輔平等と議し、禁中に列參し式部門の堂上は異謀ありと奏し、嚴罰に處せられんことを要請して已まず、主上震怒、御座を起ちて便殿に入り、内前等の爲す處に任せ給ふ、内前等專斷を以て議奏傳奏の兩役に下知し、公城以下二十餘人を對す、時に寶曆八年七月二十四日なりき、式部亦之に連坐し、追放の刑に處せられたり、マケノウチシキア(岩倉公實記)のなほ寶曆事件につきては、星野博士の武内式部君事蹟考、及び史學雜誌十編所載山縣昌藏氏の「寶曆における武内式部勤王事蹟考」あり、必ず參考すべし、

ハオリ

羽織 名義 羽織をいふ、ばふり(放)かけて着するが故に名づく、羽織と書くは、詞に就きてのあて字なり、又鶴鷺より起りたる名なるべしとも(倭訓栞)塵埃を避けんが爲に、着したる道服の上張の妻を、端折りたるよりの名なりとも(三省錄)稱すれども信難し(肥前藩)戦國時代より起りたるものなれど起原詳かならず、室町殿日記に、三好義長の調物を記したる中に「具足羽織十調下申候」と見

ハカ

え、宮參次第に「鞆を付けてはなり袴を着し云々」など見えたるを初見とす、爾來其製によりて種々の名目あり、并に男子の着用するものなりしが、江戸時代の初期より、女子も用ふる事となりたり、而して寛文以前は長羽織を用ひしが、其内編(蠶羽織)と稱し、甚短き一種の羽織ありき、延寶以後は少く短くなりしが、貞享の頃より元祿の中頃まで長羽織行はれ、中頃より以後短くなり、享保の頃は二尺二三寸、元文の頃よりまた段々と長くなり、二尺五六寸より三尺に餘れり、明和の頃また享保の如く短くなり、安永の末より天明に係りてまた丈長く身幅廣くなれり、なほ此時代革羽織と稱し、獸革より造りたるを、鷹之者の頭等は、之を着するを名譽と爲したり、并に通常服なりしが、維新後上下の制廢せらるゝに及び、男子は羽織袴と共に禮服として用ふる事となり、**長羽織** 廣袖羽織、袖無羽織、具足羽織、陣羽織(ナンバオリ)參看、金襴羽織、唐織羽織、烏毛羽織、革羽織、繩羽織、紙子羽織、雨羽織、ぶつき羽織、火事羽織(クハツバオリ)參看、三齋羽織、編蝠羽織等あり(武家名目抄、貞丈雜記、嬉遊笑覽)

ハカ

墓 國邊を埋めたる處をいふ、倭訓栞に「跡はかもなく、そこはかもなくなどいふ意にて、その跡のみ遺れるよりの名なるべし」といへり、「オクツキ」とも訓し、墳墓、墓所、塚、墳、兆域等とも稱す、墳は墓上に土などにて作りたる山をいふ、また帝皇の墓は、陵(ミササキ)參看)といへり(肥前藩)「太古」詳細なる事知り難しと雖も、概ね山嶺に起すを常とし、身分の下れる者、もしくは土地柄の工合上、較々山腹に下れるものあり、形状は圓形又は笠形、并に圓形にして、壕渠は多く設けざりし、之あるものなきにあらず、内部の構造は、棺

ハカ

は木を用ひ、楕は不規則形の大石を以て長方形に圍めるを常とせり(上代)神武天皇以後に至り、形状は瓢形のもの多く行はれ、仁徳天皇の頃に至りて尤も盛大を極めたり、而して當時殉死の風ありしより、殉死者をも其傍に葬ること行はる、これを陪塚と稱す、陪塚は瓢形古墳にては多くはクビネタル兩側に在り、圓形古墳も亦これと同じく、其數十箇箇に及べり、のあり、後世車塚と稱するもの、諸地方に在るは、皆古墳と陪塚との合稱にて、其狀恰も車に兩輪あるが如きよりいへるなり、瓢形古墳に前方後圓のもの、前後共に圓形なるものと、前後兩方共に角ばりたるものと三種あり、而して今日までに、其發見せられたる地方は、三十一箇箇の多きに達す、周圍には皆溝渠あるを法としたれども、此時代の中葉以後は其事絶え、陪塚も影を留めざるに至れり、なほ瓢形古墳は、何頃まで行はれしか明かならざれども、陵墓につきては、用明天皇以後は圓形のもののみなれば、帝皇に於ては早く衰へたるが如しと雖も、其他の貴族、地方の豪族等は依然としてこれを營み、上代を通じて行はれたり、また墳墓の地位は、古くは山嶺に築きたるも、漸く下りては山麓に起し、後ち益々低地に作る事となり、棺は木製のものもありたれども、貴族豪族間には石棺主として行はれ、今日其發見せらるゝもの尠なからず、石棺は垂仁天皇の時、石作連某が、皇后日葉酢媛崩去の際、製造したること、姓氏錄にあるを初見とすれども、安寧、孝昭、孝安の諸陵皆石棺なりしことを以て考ふれば、其製早くより行はれたるを知るべし、また陶棺の製あり、陶棺は今日までに七國二十九箇發見せられ、而も其中二十六箇は中國地方より出でたり、思ふに中國地方にて、重に用ひられしものならんか、櫛

(代上)

(代上)

(代上)

(石)

(棺)

ハカ

は規則正しき石を用ひ、且つ數室連合の制を設け、間々其壁に、赤色模様の附せるものもありき、而して垂仁天皇の時より、埴輪を以て殉死に代へ、これを墓側に植つる風を生じたり、詳しくは埴輪(ハニワ)の條を見るべし、また横穴あり、穴居の迹なりとも、葬穴なりともいへど、恐くは葬穴なるべし、武藏國比企郡の百穴の如きこれなり、上述の如く此時代には、石棺石槨の制なりしが故に、今日諸地方にて遺蹟の發見せらるゝもの頗る多く、狹塚、人穴、石壘、火雨塚、造り山、興し山、岩石山、塚穴、鬼の窟、鬼の雪隠、土蜘蛛石室、火塚、丸山、車塚、茶臼山等の稱を以て呼ばるゝもの、多くは皆古墳なり、また石槨石棺の一部を爲したる大石を鬼の魚板、石舟などいへり、右に擧げたる所にて、此時代の墓の形状の大概を知るを得べし、而して其制度を擧ぐれば、大化二年、詔して諸王諸臣墳墓の制を定め、王以上の墓は、その内長九尺、潤五尺、其外城方九尋、高五尋、役夫千人、七日に造り訖らしめ、上臣以下順次に減殺し、大仁以下有冠の人は役夫に差等あり、封ぜずして平かならしめ、庶人は單に地に収埋せしむ、下りて文武天皇大寶の制、三位以上及び別祖の氏宗に限り、墓を營むことを許し、四位以下の造ることを許さざりき、然れども其高潤等は詳かならず、而して墓上に碑を立て、卒都婆をおき、墓誌を埋むることも、早くより見えたり、雄略天皇が、小千部酒輕の爲めに、取雷酒輕之墓といへる碑柱を建てたるに、其碑破壊せしかば、更に生之死之捕雷酒輕之墓といへる碑文の柱を立てたるも日本靈異記に見ゆ、また喪葬令に「墓皆立碑(謂碑者刻石銘也)記具官姓名之墓」とあり、其他大武采女、那須國造、藤原鎌足等皆これを立てたること史籍に散見し、墓誌は船首王後、小野毛人等の

(七)

(七)

(七)

(七)

ハカ

墓より發見せられたるものあり、塔婆を置くことは大和多武峯藤原鎌足の墓側に述べてしといふ十三重の卒都婆を權輿と爲すべし、然れども其風未だ普れかりしにはあらざるなり(奈良平安朝時代)には前代の末期と大差なしと雖も、瓢形墳墓の如きは漸く衰頽し、また多くは平地に起したれども、山地に營むこともなきにあらず、形状は多く土をやゝ高く盛り上げ、又は大石などを置きたり、卒都婆を立つるの風は、佛教の隆盛と共に大に行はれ、仁明天皇の御陵にこれを置きたること文德實錄に見えたり、當時より漸く流行するに至れるものならん、なほ此風庶人にまで及びたるは、宇治拾遺に清徳といへる聖の死したる時、愛宕山に葬り、石の卒都婆を立てたることあるにて知るべし、されど其塔婆は如何なる形状なりしか詳かならざれども、光孝、冷泉、高倉諸天皇の陵のは、皆石の五輪塔(タワ)の挿圖參看)なり(鎌倉時代)形状は大体前代と同じ、而して五輪の塔婆を建つることは此時代一般に行はれしもの、如し、八木井三郎氏の説によれば、其形は、最初のものほど、屋根に反りを生ぜずして、稍々古寶塔時代の風を存し、且つ中間圓形の大き、屋根の縁とほ等しきを示せり、臺石は一個に限り、上部の擬寶珠まで凡そ五個に限れり、然るに後世の五輪は、漫りに此臺石の下に大石もしくは石垣を設け、一見仰ぎ見るの風を生ぜり、文字は中間圓形の石面へ、梵文を一字彫刻せるのみにして、他の文字なく、次なるは、臺石へ年號其他を刻めりといへり、其說大体に於て誤らざるに似たり、なほ此時代禪宗渡來してより無縫塔(タワ)の挿圖參看)あり、概ね禪僧の墓にこれを建つること、なれり(室町時代)には、塔上多く寶篋院塔(タワ)の挿圖參看)を建てたり、其形状は、家屋

(代時)

(代時)

ハカセ

の部分なる四隅の凸起外部へ傾き出さず、梵字を中間の方面に刻むの外、他に種々の文字を記入せず、九輪は大略木塔に似たる等の殊徴を、其初期にありては有し、而して後世はこれと反対の風を有せり

【江戸時代】には、普通の法名もしくは姓名等を刻したる墓石を建つること一般に行はれし、五輪塔、寶篋院塔、無縫塔等も並び行はれたり、而して庶人は高大の石を用ふるを禁ぜられ、既に天保二年四月の令に、墓碑の高さ、臺石共に四尺を限り、戒名の外、院號居士號等を刻するを停められしことあり、また棺槨の制は奈良朝時代までは石造のものも行はれしが、平安朝時代以後は多く木造となり、槨もこれと同じかりし、江戸幕府にては將軍の墳墓に石槨を用ひしこと、これありき、また墓に、供養の爲板都姿(板にて五輪の形を造りたるもの)を建つることも、早く平安朝時代の末年より起り、江戸時代には必ず之を建てたりき、陵(ミササキ)塔(タフ)葬式(サウシキ)板碑(イタビ)参看(書紀、令義解、宇治拾遺、好古日録、古京遺文、山城名勝志、山陵志、前王廟陵記、天保集成絲綸集、日本考古學、考古便覽、古事類苑禮式部、人類學會雜誌)

ハカセ 博士 大學寮(ダイカクレン)を見よ、ハカタタンドイ 博多探題 九州探題に同じ、キウシウタンドイを見よ、ハカタノタタカヒ 博多職 關西筑前國博多郡(關西)元弘の變、後醍醐天皇企策成らず、北條氏の爲めに隱岐に移され給へり、尋で間を得て隱岐を脱し、伯耆船上に幸す、時に菊池武時勤王の志あり、少貳貞經、大友貞宗と謀り、密かに擧兵の事を行在に奏す、天皇即ち錦旗を賜ふ、九州探題北條英時、其謀を聞きて武時を召す、武時陰謀の洩れたるを知

ハガタ

り、先んじて兵を擧んとし、貞經、貞宗等に圍る、貞經等大勢を觀望して應ぜず、是に於て武時手兵を率ゐて、英時を博多に襲ふ(關西)英時亦武時の來襲を豫期せるを以て、軍勢を城外に遣はして、直に之と應戦す、武時の兵少しと雖も、皆義の爲めに命を輕んじ、殊死して戦ひしを以て、英時の兵敗れて城内に退く、武時勝に乗じて益々之に迫る、英時拒ぐこと能はずして將に自殺せんとす、會々少貳貞經、大友貞宗等六千餘騎を率ゐて英時を救ふ、武時之が爲めに大敗し遂に戦死す、子武重、阿蘇惟時等繼かに脱して本國に歸る(關西)九州の諸將、變を聞きて博多に向ひ、遂に菊池の敗兵を破り、首級を英時に呈する者多し、後ち數日を経て武時等を梟首せり、菊池氏の南朝に盡す事、實に茲に始まる(太平記、博多日記、大日本史)

ハガタメ 齒固 齒首長壽を祝して食する大根、串刺、押鮎、煮鹽鮎、猪突(雄を代用す)鹿(田鳥を代用す)等をいふ、人は齒を以て命とするが故に、齒をヨハヒとも訓す、齒固は即ち「ヨハヒ」を固むる心なり(關西)原田起原詳ならず、土佐日記、江家次第、西宮記等に見えれば、平安朝時代より行はれたるを知るべし、當時宮中にては元日に之れを用ひたり、即ち内膳、右青瑠門より齒固具を供し、青瑠に盛りて獻り、主上聞食給ふ、降りて室町時代に、主上晝の御座に出御あり、生氣の色の御衣を、尋常の御直衣の上に重ねてめざる」と公事根源に見えたり、なほ鎌倉幕府にても此儀ありしが如く、吾妻鏡嘉祿元年正月八日の條に若君齒固の儀ありしことを載せたり、室町幕府にては(鎌倉公方及び諸大名も之と同じ)正月の吉日を用ひしが、其食する處のものは朝廷と異なりて鏡餅なりき、江戸時代には既に廢れ行はれざりし、正月元日に大服または雜煮より

ハガノ

前に、蓬菜に向ひ餅花びらを食するは其遺風なり(江家次第、西宮記、吾妻鏡、公事根源、鎌倉年中行事、年中恒例記、諸國年中行事大成)

ハガノコホリ 芳賀郡 所在(下野國)起原始めて日本後紀、弘仁十四年三月の條に見ゆ(治摩和名抄に古家、廣妹、遠妹、物部、芳賀、若糺、承舍、石田、氏家、丈部、財部、川口、眞壁、新田等の郷あり、後世郡の北境、氏家、新田二郷の地鹽屋郡に入る、後に變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考))

ハカマ 袴 腰帶より脚部にかけて纏用する服をいふ、禮服の一種なり、男女共に用ふ(關西)男の着用する袴には、地摺袴、染分袴、指貫、下袴、四幅袴、小袴、葛袴、大口、半袴、長袴、布袴等あり、女子の着用するものには、紅袴等あり(關西)神代に稱といふものあり、また「ハカマ」と訓す、これに膚に直接に附するもの、即ち襦袢と、表の裝束、即ち今稱する袴に當れるもの、二つありしこと、本居宣長の考證あり、されば袴の製は、古代よりありしことを知るべし、王朝時代には、上一班にこれを着用せり、江戸時代には、士人は平袴と稱する、襦袢低きものを着用せしが、文久頃より以後、襦袢高袴流行し、平袴は商人の着用するものとなり、婦人の着用するものも上古より、宮中の女官等は、いづれも紅の袴を着けたり、又平民の女も紅の袴を着せしこと、宇治拾遺物語に見ゆ、紅袴は長袴なり、武家にては、婦人は着用せぬ風習なれど、將軍の御葬所は式日にこれを用ひしことあり、なほ大名の息女などには、袴着を行ひしことありしこと、貞丈雜記に見えたり(裝束集成、貞丈雜記、四季草、嬉遊笑覽、古事記傳)

ハカマキ 着袴(袴着) 關西男女兒が始めて袴を着する儀式をいふ、音讀して「マキ」カゴ

ハカマ

とも稱す(關西)朝廷にてはまづ陰陽師をして其時日を勘せしめ、又着袴親を定む、着袴親は天皇もしくは時の大臣之を勤めたり、當日皇子は下袴を着し、着袴親、袴の腰を左に引廻し片匙に之を結び、次に直衣を着す、響鑼奏樂等の事あり、其裝束は内藏寮より調進す、而して袴は仲恭天皇の時は合御袴(紅打三重)安徳天皇の時は紅張三重御袴なりしこと史に見えたり、皇女は紅の長袴を用ふ、公卿の子女の式亦之に準じて知るべし、但し其着袴親は親戚中最尊望なる者を選び、裝束は親族の尊長より之を贈る、大臣子女の着袴は、宮中もしくは女院より賜はりしこと多し、武家にては、鎌倉幕府は將軍着袴の時、執權の腰を結びし儀式詳ならず、恐らくは朝廷と大差なかるべし、室町幕府にては、足利義勝の時常の御所にて此式あり、直垂を着し、其父義政自ら腰を結びたり、蓋し當時直衣の代りに直垂を用ひしことなるべし、なほ鎌倉室町兩幕府の例、諸大名等弓箭馬匹を獻じて之を賀したりき、江戸幕府にては、大猷院殿御實紀に、正保二年正月三日、若君御袴着始あり、御座所にて御對面あり、御前にて御袴を牧野内匠頭信成奉り、昆布進らせられ、若君内宮に參らせられ、千妙寺權僧正奉幣の役す、神酒載かせ給ふ、かへらせ給ひて後、御座所にて御三獻の御祝ありて、御所より青江貞宗の御脇差進らせ給ひ、若君より青江御刀、來國光の御脇差さし給ふ、この日に渡らせ給ひ、元日本城に出仕の輩まうのぼり拜賀す、出仕の輩に御祝の餅を給ふ」とあるにて其大略を知るべし、なほ此日能樂の催しあり、諸大名以下よりは酒肴を獻じて祝賀す、また一般の士人は、尊長または宿老、もしくは夫婦共健全にして子孫繁榮せる者を著袴親とし、吉方に向うて碁盤の上に立たしめ、左の足より之を穿

たしむ、此時始めて双刀を帶す、俗に御祝指と稱し、多くは鋭利ならざるものを用ひたり(大名諸大名等は名刀を撰びて用ふ)それより産土神に參詣し、歸路親屬等を訪ひ、又宴を其家に設け、招飲するの例なりき、袴は貴賤共に麻上下を用ひたり、而して碁盤の上に立たしむることは、深曾木(フカソギ)參看)の風の移りたるものなるべし、なほ基量卿記延寶七年正月六日の條に、基茂著袴のことを述べて、碁盤の上に立たしめしこと見えたれば、當時堂上家にては此風ありしこと明なり(關西)起原詳ならず、西宮記に、延長二年八月廿九日於弘徽殿親王著袴」とあり、また同書引東都王記に「天曆四年十月承子内親王初服袴、主上御飛香舎に結袴腰こと見えれば、平安朝時代の中頃より廣く行はるゝ事となりしなるべし、而して其年餘は室町時代に至るまで、公武共に一定せず、多くは三歳より五六歳までの間に行ひし、稀に入九歳又は十二歳に及べりもありき、又其時日も適宜に吉日を撰びたれば區々たりしが、江戸時代に至り、通常十一月十五日を用ひたれども、正月の吉日を選びたるもあり、年餘は男子五歳、女子七歳の時之を行ひたり、而して此式は古來より貴族の間に限られしが如く、一般に行はるゝこととなりしは、恐らくは江戸時代よりなるべし、女子の著袴もまた之と同じく平人には此事なし、且つ武家時代以後は、諸書に散見する所極めて少きを見れば、男子の如く盛んに行はれざりしものならん、江戸時代に公家大名等の息女に、之を行ひしことありといへり(西宮記、吾妻鏡、玉葉、玉葉、若君儀御祝記、徳川實紀、幕朝年中行事自歌合、女重寶記、千代鏡、貞丈雜記、古事類苑禮式部)

ハカリ

ハカリ 權衡(秤、稱) 物物の輕重を量る具、ハカルといふ動詞の轉じて名詞となりたるなり(關西)崇峻天皇の時、上毛野久比が突國より齋したる吳權を、天皇知し召さずして尋ね問ひ給ひしことあるを以て考ふれば、當時權の未だなかりしを知るべし、其後舒明天皇の代に、斤兩を定むる事あれども、其制明らかならず、文武天皇の大寶令の制に至り、斤兩に大小の兩種ありて、銀銅等を量るのみ大を用ひ、餘は皆小を用ひしめ、官私共に、大藏省及び國司の題印を請くる事、度量の二器に同じ、尋で和銅六年四月、權衡を天下諸國に頒行せり、然るに延暦年間に至り、大小の用法及び其器の製作も漸く濫れて、題印を請くる事も行はれざりしかば、勅して令制に従ふべき事を令せられき、而して延喜式の制は、湯藥を調合するにのみ小を用ひ、餘は皆大を用ひしむ、これ蓋し和銅六年の改制の時定めしならんとの説あり、又延久年間に宣旨稱を造られしも、其製明ならず、されど薰集類抄に記せる所、令式と異らざるを見れば、恐らくは新制を設けられしにはあらざるべし、鎌倉時代より桃山時代に係りては、權衡の制令、文書に見ゆるもの稀なり、蓋し其制古今異なる處なきを以て之に及ばざるのみ、なほ室町時代には、秤座に類するものなかりしとの説もあれど「二條玉屋町御秤屋天下一ちく後」と刻したる古秤あり、二條玉屋町は京都の地名にして、御秤屋とあるは、官允を得たる故なるのみならず、三貨圖彙に「神の家は、本國は勢州にて、京室町家に仕官し、秤座免許せられ、夫より代々京都住也」と見え、國花萬葉記に「神善四郎(二條玉屋町)」と見えたるによれば、上に擧げらるる古秤は神氏のものなるべく、從うて當時より秤の製造を管し居たりしを知るべし、尋で天正年間徳川家康の關東に入部するや、甲斐

ハカリ

武田氏の秤子たりし守隨兵三郎といへる者、井伊直政に就き、關八州の權衡を掌らんことを請ひて之を許され、慶長年中、神善四郎また家康より京秤座の免許を蒙る、かくして江戸時代には守隨、神の二氏にて權衡を掌ることとなり、神氏は京秤座、守隨氏は江戸秤座たりしが、承應二年閏六月更に兩氏の分轄を定め、守隨氏の秤は東三十三ヶ國、神氏の秤は西三十三ヶ國をして用ひしめたり、なほ此時古秤の正しからざるものは没収し、正しきものは秤座をして烙印せしめき、而して秤座は只に其製造のみを掌るのみならず、其偽造を防ぐが爲めに、檢定することをも委任せられたれば、時々人を派してこれを調査檢閲したり、また破損修繕等のごとも、各自自由に爲すことを得ず、一切秤座の手を煩はすの制なりき、また之を偽造せるものは、引廻の上獄門、貫目に偽なきは中追放に處したり、**ハカリ**は、權、格、皿(又は鈎)の三部分より成る、權はハカリノオモリと訓じ、單にオモリともいへり、錘の字をも用ふ、實によりてまた分銅とも法馬とも稱す、秤量すべき品物の目方に對する重しとなすものなり、鐵、銅、銀等にて造る、格は横木にして棒ともいふ、木材を用ひ、これに目方を盛り、中心を取る爲めに緒を付したり、取緒と稱す、皿は即ち品物を載するの具にして殊に大なるものは鈎を用ひてこれに引き懸けたり、而して秤の形は令に載する所のもの詳かならず、職人歌合に見えたるものは全く後世の者と同じ、**ハカリ**盤秤、合秤、黒銀秤(角銀秤、鍍銀秤)大直小秤、長盤直秤、小盤直秤、十匁掛秤、小直秤、小直目無秤、二分掛秤、大皿秤、中皿秤、小皿秤、綿秤(大引通秤、小引通秤)三十二貫秤、二十六貫秤、十六貫秤、十貫秤、六貫秤、三貫五百目秤、二貫秤、一貫六百目秤、一貫秤、中直秤、二重秤、

ハカリ

入子秤等あり、**ハカリ**令制は、銖(百黍の重)小兩(二十四銖)大兩(小兩の三倍)「ダイリヤウ」(參看)斤(大小共に十六兩の重)鈞(銖十六兩の重)也(綿二斤の重)等あり、延喜式及び續紀所見の制は、右の外に分(一兩の四分)、即ち六銖の重、塙囊抄に四銖を一分とすとあるは據る所を知らず、延(三斤五兩)等あり、即ち令制は銖兩斤とし、式制は銖分兩斤となしたるなり、式の制傳へて後世に至りしが、小兩の稱傳はらざりしが、其用廣からざりしが爲めなるべし、而して室町時代に至りて文目の稱あり、文目は本と錢一文の重さ、銖の目に當るをいふ、唐の開元錢即ち其重量なり、又錢と同じ、文目なり、蓋し銖兩等の名廢れて此稱あり、然れども何時に起るかを詳かにせず、按ずるに古來錢に幾文の稱あり、銖の幾目の名あるを合せ考ふるに、或は鎌倉時代より既にこれありしならんか、なほ金銀共四錢五分を以て一兩とする事、文明年間頃京師の大法なりといへば、これ蓋し室町幕府の定めなるべし、また此頃より安土桃山時代にかけて京目田舎目名あり、詳らかならざれども、京目といへるは、或は右に擧げたる四錢五分を以て一兩と爲せるものならんか、江戸時代には、匁を以て單位と爲せども、物に隨つて稱呼を異にし、これを大別して貫斤兩の三と爲すべし、即ち、貫は千匁を一貫、兩は黄金は四匁八分、銀子は四匁三分、其他は四匁を一兩とせども、また五匁を一兩と爲すものもあり、斤は普通百六十匁を一斤となす(「ギン」參看)而して貫斤兩は、共にそれ以上の特稱なく、只數量を冠して百千萬貫、又は斤兩といひ、匁以下は分釐毫糸等と稱す(書言字考節用集、甲斐國志、地方新朝、經濟錄、三貨圖彙、三河後風土記、古今要覽編、徳川禁令考、大日本租稅志、古事類苑稱量部)

ハギ

**ハギ** 襲の色目の名、胡曹抄、女官飾抄には、表は蘇芳にて裏は青なりといひ、薄色なりといひ、雁衣抄には、裏は萌黄なりといひ、秋之を著用す、**ハギジャウ** 萩城 所在 長門國阿武郡萩町の西北指月山麓(慶長九年四月、毛利輝元廣島より轉じて之に居城す、爾後三百年間毛利氏の居城たり、文久二年親山口に「ヤマグチ」參看)治所を移す、明治維新の際城塞廢毀す、明治九年十月、前原一誠時政を憤り、黨與を城中明倫館に集め兵を擧げんことを謀る、時の縣令關口隆吉、兵二中隊を以て萩に迫り一誠を走らす、餘黨尙ほ之に據りて抗す、官兵海陸より攻撃して明倫館を焚き遂に之を平ぐ、之を世に萩亂と稱す(入江萩名所圖畫、明治政覽、明治歴史)

ハギタテ

**ハギタテ** 佩 常用の太刀をいふ、貞丈雜記に「太刀に中半太刀、大太刀、長太刀(野太刀の事なり)などはばかぬ太刀なり、それに紛れぬ爲に、はき太刀と云なり(常にはたゞ太刀とばかりいふべし)佩太刀の長さは、人の大小によりて腕の長短あり、腕の長短相應に太刀の長短あるべし、短き腕にては、長き太刀はぬく事ならず、自由にくかるゝ位の長さを以て、自身の佩太刀の定尺とすべし、至極長きは三尺に限り、それより内二尺、又は二尺幾寸、是れ佩太刀の長さのほどらひなり」と見えたり、

ハギノト

**ハギノト** 萩戸 清涼殿の北の間の名、「セイヤウテン」を見よ、**ハギハラウチ** 萩原氏 卜部兼經の十世孫

治の二男兼從、慶長十三年從五位下に叙し、豐國大明神の社務となり、萩原氏と號す、其子員從、後四院天皇に伺候し、藤原を稱すべしとの仰を蒙る、其孫兼武、正徳元年、本姓卜部氏に復し藤原となる、爾來子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、諸家知譜拙記、華族諸家傳)

ハギハラノ井

萩原院 花園天皇(ハナノテノツルヲウ)を見よ、

ハギヤキ

**ハギヤキ** 萩焼 名義 長門國阿武郡萩に於て製出する陶器、其創始を詳かにせず、永正の頃より茶器を製すと云ふ、慶長三年に至り朝鮮人李敬此地に歸化し、名を高麗左衛門と更め陶器を製す、其品高麗の草登と稱するものに似、其實緻密ならず、釉色は淡薄なる白黄なり、當時點茶盛んに行はれ世人之を貴重す、茶碗多く、香盒花瓶盞盆之に次ぐ、其茶碗に割高臺と唱ふるものあり、臺輪に一處又は二三處缺くる所あるを以て云ふ、又缺處の無き者あり、世人通じて之を古萩と云ふ、是より後(寛文の頃)同國松本に於て更に一種の陶器を製す、是を松本焼といふ(工藝志料、古今陶藝攷)

ハギヤク

**ハギヤク** 馬具 馬に乗り、または馬を飾裝する時に用ふる器具をいふ、即ち馬背に置いて人體を安置する等の具を鞍(クラ)と參看)といふ、鞍の底に鞆あり、シメクラといふ、鞆の表に鞍褥(クラシキ)參看)又鞍(アツミ)參看)あり、鞍の左右にありて、脚を受くるものなり、鞆を貫きて鞍に連ぬるを力革と

ハギハ

いひ、馬の左右に垂れて、鞆の内にあるを障泥(「アフリ」參看)といふ、なほ馬の口に銜まはして之を仰勒するものを轡(クツハ)參看)といひ、麻布を以て造り、轡に連れて馬を控引するものをクツハラといふ、後世に稱する所の手綱なり、而して馬の體を籠ちて、之を驅るものを轡とす、乘馬に三掛を用ふ、轡(「シリガイ」參看)は馬背の末にあり、當胸は(ムナガキ)は馬胸にあり、當面(オモガイ)は馬首にあり、皆馬を絆ふものなり、又腹帶あり、馬腹を緊縮し、及び鞍を馬背に縛するものなり、又差繩あり、馬を牽くに供す、飾馬の具は、大に尋常の具に異る、鞍は唐鞍を用ひ、銀面あり、杏葉あり、雲珠あり、銀面は銀にて造り、之を馬の額に施す、杏葉は三掛に施すものにして各々數枚あり、雲珠は鞆の左右に交結する所に著く、皆美を以て主とするものなり(「カザリウマ」參看)而して軍馬には特に馬甲を被らしむる事あり(古事類苑兵事部)

ハクイン

**ハクイン** 白隠 名義 名は慧鶴、鶴林と號す、明和六年神機獨妙禪師、明治十七年正宗國師と勅諭せらる(續統)俗姓杉山氏、平賀國駿河國駿東郡原驛に生る、十五歳にして單讀傳和尙に就いて得度し、沼津大聖寺息道に侍す、尋で美濃に遊び、瑞雲寺馬翁に參し、居ること一年、去りて南禪、萬休、大巧等に歴參し、尋で備後に到り、福山の正壽寺に掛錫したりしが、未だ幾ならずして東上す、途次越後に入り、高田英嚴寺性徹に參す、會々慧端禪師の門人宗格、白隱を携へて信濃に赴き、慧端に見えしむ、商量數番、はじめて明眼の宗師を得たるを喜び、錫を正受庵に掛け、長昏參叩、遂に臨濟宗の正宗を明め、關山下の法燈を續ぐ、時に年廿九、爾後また東西に雲遊して益々精彩を著け、享保元年同門の請に應じて

ハクエ

松蔭寺に住し、盛んに宗風を振ふ、百廢爲めに一時に興り、蔚然として東海の法窟となる、明年京都に入り、始めて妙心寺第一座に轉ず、四方の學徒争ひ來りて掛錫し道聲遐邇に振ふ、これより隨緣應化、四方に奔走して半日の閑ある事なし、寶曆八年歸依の道俗龍澤寺を創め、請じて開山第一祖と爲す、明和の始め、大應錄を唱評するや、四來の徒預り聴くもの七百餘員の多きに達し、門弟の盛んなる古來多く聞かざる所とす、五年十二月松蔭寺に寂す、年八十四(續統)薊叢毒藥、槐安國語、夜船閑話、息耕錄、閉筵普說、寒林貽寶、關提記聞、宗鑑照假、假名法語(年譜、日本佛教史綱)

ハクエキ

**ハクエキ** 博奕 賭博(ハクチ)を見よ、

ハクチ

**ハクチ** 白雉 「ビヤクチ」を見よ、

ハクチ

**ハクチ** 賭博(博打、博奕) 名義 財物を賭して勝敗を争ふ戲をいふ、ハクウチの略なり、ハクウチは博を打つ人の稱なりしが、後に轉じて戲の名となれり、また博奕といひ、奕の吳音ヤクなるより、音便にてハクウチともいへり(起原)漢王朝時代には、錢財を賭し輪贏を争ふものを概言したるが如し、而して此戲の國史に見えしは、天武天皇の十四年、大安殿に御し、王卿をして博戲せしめ、御衣、袴、靴皮等を賜ひしを始めとす、されど其方法は明ならず、また之を禁ぜしは、持統天皇三年に、雙六を禁斷したるを始めとす、文武天皇の時、大寶律令を定むるに及び、嚴に制を立て、禁止したり、令義解に「謂博戲者、雙六樗蒲之屬」とあれば、當時行はれたるは雙六樗蒲等が重なるものなりしを知るべし、樗蒲は骰子なり、一名九采とも稱し、カリまたはカリウチとも訓す、九采とは其目が九變するよりの名なるべし、なほ萬葉集に折木四、切木四などをカリと讀ませたるをおも

ハクエ

ハクチ

へば、四箇を用ひて博戯せるものならん、此外なほ、攤、意錢、七半等のことありき、以來屢々制禁ありしが、其間自ら弛緩なきにあらず、且つ博奕の種類により、賭物の品類に依りては、必ずしもこれを禁ぜず、公卿も公然これを説びし事あり、鎌倉時代には、以上の外四半、目勝等の名あり、目勝は幕府にても營中にて行ひしこと史に見えたり、後に之を禁じ、士たるもの之を犯したる時は、所職を召上げ、所帯ある者はこれを奪ひ、下賤の者は、指を截り、家を毀ち、流罪に處したり、室町時代より桃山時代にかけては、其制漸く弛み、殆ど其禁なきが如し、されど諸大名中心ある者は、領内に令して堅く禁じたりき、江戸時代には塞を筒に入れて振り出し、其目によりて勝敗を定むるも主として流行し、兼てカルタも盛んに行はれたり、又取退無盡、三笠附とは其理博奕と同じ、此外富、棒引紋附等の博奕類似のものあり、一時流行を極めたれども、後皆禁ぜられたりき、なほ賭博は、武藝に屬して、従前は禁ぜざる所なれど、此時の方法は大に賭博に類するを以て屢々之を禁ぜり、而して此時代博奕を行ひたる者は、筒取及び宿の者は、重罪として遠島に處し、其家主、宿の兩隣、五人組等皆連座するの定めなりき、なほまた當時之を專業と爲すものあり、所謂博徒とも、長脇差とも、男達とも稱する輩と名づけ、尤も勢力あり、多數の乾分を有して繩張を争ひ、爲めに大争鬪を生じたること、普れく人の知る處なり、維新後もなほ此遺風を存す、關西關東六所謂盤雙六なり(スゴク)參看、櫻浦、七半、四半、目勝(此三つは塞を用ふるを明かなれば、雙六より變じたるものなるを明かなれど、方法は詳かならず)廻筒博奕、手目博奕(此二つは共に筒に塞を入れて振り出

ハクチーハクノ

すなり)カルタ(種々あれども、花骨牌尤も普れく行はれたり)三笠附(俳句の一種、前句附、冠附といふも同じ)ミカサツケ(參看)取退無盡(ムジン)參看富籤(トミクシ)參看、棒引紋付(一紙に俳優の紋所四十餘畫き、賭者をして其上に墨にて棒形數箇を畫かしめ、一箇に就きて錢四文を出さしむ、而して其圖に申りたる時は、其錢金の數に應じて賞金を與ふ)長牛(又重牛ともいふ)其他なほ多し、今省略に従ふ(嬉遊笑覽、古事類苑法律部)

ハクチャウ

白張(白丁) 白の布子張の狩衣を云ふ、又白丁とも書す、狩衣と同じ、カカリヤ(參看)主に仕丁など、これを著用するものなり、海人藻芥には、親王大臣家の仕丁は退紅、公達家の仕丁は白丁を著すとあり、一説として茲に掲ぐ(裝束集成、西三條裝束抄、海人藻芥、貞丈雜記)

ハクチャウ

白張(白丁) 兼持、香持、口取等の仕丁を云ふ、白布、白張にしたる綿布、狩衣を著る故に名づく、如木と云ふも同じ、服制の條の挿繪參看(貞丈雜記)

ハクノオンサウゾク

帛御裝束 天皇神事の御裝束、即ち白地無紋の御袍(冠も帶も共に無紋)を著け給へる命を云ふ、夏は生、冬は裏表白き練の平絹なり、衣服令制服の條に「凡服色白黃丹」とあり集解に「釋曰、我朝以白色(青色貴歟)爲天皇服也、喪葬令集解に「釋云、帛衣白練衣也、除帛衣者、我朝以白色爲貴色、天皇服也」と見えたり、帛御袍は上古より天皇の著御し給ふ服なりしが、嵯峨天皇、弘仁十年正月詔して、大小神事は帛御衣、其外諸節會には黃檀の御袍を用ふる、こと定め給ひしより、神事の服となれり(日本記略、禁秘抄、裝束圖式、裝束集成)

ハクノゴハウ

帛御袍 帛御裝束(ハクノオンサウゾク)を見よ、

ハクバノセチエ

白馬節會 「アチツマノセチエ」と訓す、同條を見よ、

バクフ

幕府 (一)近衛府の唐名、後には近衛大将の家を云ひ、轉じて其人を云へり、三長記建久六年八月廿九日の條に「申刻許、參幕府」被講、兩齋詩ことあるは、三長記の著者長兼が、左大将藤原良經の第に參りたるにて、即ち大將家を云へる例なり、また九日の條に「參大將殿」有、重御作文云々、幕府御風情披詳云々とあるは、右大将良經を云へるなり(二)將軍の唐名、史記案隱に「古者出征爲將帥、軍還則罷、理無常處、以幕府爲府署」故曰幕府ことあるより出づ、源賴朝鎌倉幕府を開くは、世多く建久三年征夷大將軍たるの時を以てすれども、建久元年十一月上落して大納言兼右大将となりし時を以て、幕府と稱するに至るとす、當時の慣例にて、幕府幕下と稱するは、近衛大将にして、近衛大将となれば、政所、侍所、藏人所以下の役所を置き、家司を任命する例なるを以て、賴朝が奏請して大將を望みたるは、即ち政所、侍所、問注所等、一の政府を造らんが爲めなりしなり、故を以て(一旦大納言大將を辭したれども)京都より歸りて、明年正月大將政始を行ひ、政所、侍所、問注所を置き、別當寄人以下を任じ、更に奉行入、京都守護、九州奉行等を任命し、命令も前右大将家政所より下知したるを以て知るべし、然れども天下を鎮するは、征夷の任尤も名實相叶ふを以て、賴朝之を望みて止まず、遂に建久三年七月に至りて征夷大將軍となれり、これより賴朝實朝以下代々皆征夷大將軍となり、足利氏(室町幕府)徳川氏(江戸幕府)の幕府も皆之に倣ふに至りしなり、

ハクホーハコイ

ハクホウ 白鳳 「ビヤクホウ」を見よ、  
ハクリク 博陸 攝政(セツシヨウ)を見よ、  
ハグリノコホリ 葉栗郡 所在 美濃國 起原 天正の末、尾張國葉栗郡の、木曾川西北の地を割て、美濃の國に屬せしめしより起る、關西關東美濃明細記葉栗に作り、後ち改めて、羽栗となす、古圖以後之に仍る、明治廿九年中島郡と合併して羽島郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)  
ハグリノコホリ 葉栗郡 所在 尾張國 起原 稱徳天皇紀、神護景雲三年九月の條に見えたり、風土記羽栗に作る、和名抄に葉栗、河沼、大毛、村國、若栗等の郷あり、中世上門眞庄ありて、其地廣く全郡に及ぶ、後ち羽栗に作り、元祿帳又羽栗に改め、以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)  
ハグロ 齒黒 鐵漿(カネ)を見よ、  
ハゴイタ 羽子板 名義 正月子女が羽子をつく板をいふ、羽子は椋の實に、羽根をつけたり、また胡鬼板ともいふ(羽子を胡鬼子ともいふ)并に羽子木板の略なり、起原 關西下學集に「羽子板(正月用之)」と見えて、ハゴイタ、コキイタと兩訓を施し、墟藝抄にも羽子板の名を載せたり、下學集は文安元年、墟藝抄は同三年の撰なれば、當時既に流行したる事をしるべし、また林逸節用集に「羽子板、胡木板(一子)」と見え、年中定例記正月十一日御對面の次第云々の條に「又今日比丘尼御所之御參(中略)御所く御みやげは、こきいた、こきのこ云々」などあり、按ずるに、世語問答に「これはなきなきもの、蚊にくはれぬまじなひなり、秋のはじめに蜻蛉といふ虫出きては、蚊をとりくふ物なり、こきのこといふは、木連子などを、蜻蛉がしらすにして、はねをつけたり、これを板につきあげれば、おつる時、とんぼうがへり

ハコサキ

のやうなり、さて蚊をおそれしめん爲めに、こきのこにつき侍るなり」と見ゆ、此説も眞なりとせば、最初は夏より秋にかけて用ひしもの、いつしか變じて正月の遊戯となりたるならん、江戸時代に入りては益々盛んに行はれ、今日なほ好んで婦女子の間に用ひらる、而して古への羽子板は、極めて粗雑なる繪畫を描きたるに過ぎざりしが、西鶴の胸算用江戶の事をいひて「正月のけしき京羽子板、玉ぶりくは漸く華美に赴きしなるべし、押繪は、寛政文化の際より行はれたりといへり(骨董集、嬉遊笑覽)  
ハコサキノミヤ 宮崎宮 所在 筑前國糟屋郡宮崎 八幡神の別宮にして、八幡大菩薩宮崎宮とも稱す、現今官幣中社、神應神天皇、相殿に仲哀天皇、神功皇后を合祀す、起原 延長元年八幡の若宮神の神託に因りて創建す、延喜の制、名神大社に列らしむ、凡神社、北大海に臨みて西域に向ふは、蓋し神慮なりといへり、降りて文治三年八月、源賴朝糟屋西郷を大宮司親重に與ふ、文永十一年十月、蒙古來侵の時、災に罹る、弘安三年九月また火災あり、其後永享六年六月又災上す、時に世亂れて興立する人なく、三十餘年の間假殿に鎮座せしが、大内持世、文正元年三月造營の事を始め、五年を経て成り遷宮す、本社、拜殿、廻廊、樓門、四門等、形の如く造營せり、享祿年中又災上せしを、天文年中大内義隆、本社を建立す、然れども遷宮の儀式古來より定例ありて、其費用多かりければ、未だ遷宮なくして假殿に在りしが、天正十五年豊臣秀吉遷宮の式を行ふ、慶長五年黒田長政入國後、社領五百石を寄せ、同十四年八月、舞臺、井に石鳥居等を建立す、其後屢々修復造營あり、嘉永六年以後八年間朝廷より攝夷の御祈あり、凡祭祀

ハコスエモノツカサ

は、毎年正月三日玉取祭、五月晴射、八月十五日、放生會、流鏝馬等を行ふ、明治十八年官幣中社に列せらる(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)  
ハコスエモノツカサ 宮陶司 官内省の被管、筥、陶器等の製造を管す、全く飲食の器具のみに係れり、正一人從六位上、佑一人正八位下、令史一人少初位上、使部六人、直丁一人、宮戸百九十七人、起原 聖武天皇大寶元年に創置し、平城天皇大同三年、大膳職に併置す(令義解、令集解、類聚三代格)  
ハコソ 箱訴 名義 江戸時代に於て、庶民が評定所の目安箱に投書して、將軍に直訴するをいふ、起原 八代將軍徳川吉宗の時、享保六年閏七月始めこれを設く、制度 目安箱は毎月二日、十一日、二十一日の三日、評定所の前に出し置き(此三日は評定所の寄合日にして、式日また大寄合と稱し、老中、寺社、町、勘定の三奉行、大目付、目付等出席して評定あり、なほ立合、内寄合と稱するもあれど、老中は出席せざりき)庶人に限り(一)政治に關する意見(二)官吏の私曲(三)訴訟の滯留(但し此場合には、直訴すべきよしを、奉行所に断はるを要す)等に就き、訴へんとすることあらば、訴狀を認め、姓名住所を明記して箱中に投ぜしむ、但匿名にして投じ、又は人を陥れんが爲めの造言は嚴禁し、犯す者は罰あり、而してもし箱中に訴狀ありと認むる時は、徒目付これを受取りて目付に出し、目付はこれを側衆に出し、側衆より將軍に呈す、論は將軍の左右に藏するを以て、箱の錠も將軍自ら開きて狀を檢し、又は側衆をして讀ましめ、これを取捨するの例なりき、目安箱メヤスバコ(訴訟(ソシヨウ)參看)享保集、成絲繪、科條類典、憲政類典、徳川實紀、續徳川實紀、江戸會誌

ハコソ



ハコダ

ハコダテセンサウ

函館戦争

明治元年

(慶應四年)幕府既に恭順の意を表し、官軍の江戸城を攻むるや、幕士中の主戦論者たる海軍の副總裁榎本武揚等憤懣に堪へず、八月十九日開陽、回天、蟠龍、神速、千代田形(以上演習船)成臨、三嘉保(帆船)長鯨(運送船)の八艦を率ゐて品海を脱し、書を留めて時政を誹議し、東北に走る、朝廷天下に令して糧食を與ふるを禁じ、且つ之を同盟各國に報ず、榎本等遂に颯風に逢うて、三嘉保成臨の二艦を失ひ、他は皆東走して陸前國寒風澤に泊す、時に九月、會津已に陥り、奥羽諸藩亦皆歸順す、獨り大島圭助等帥ゆる所の兵來り投ず、茲に於て榎本等は、書を平瀨口官軍總督四條隆謨に贈り、北地渡航蝦夷開拓の意見を陳じ、書を抜いて去り、十月南蝦夷鷺木港に入る、時に函館府知事清水谷公考、龜田の五艘隊に在り、兵を遣はして之を防ぐ、東軍連戦之を破り、五艘隊に薄まる、公考支ふる能はずして青森に遁る、東軍乃ち五艘隊に據り、永井尙志を推して函館奉行となし、錢穀を散じて庶民を賑はす、警報東京に達す、總督府乃ち官軍の出羽に在る者を遣はし、赴き討たしむ、公考之が總督たり、師青森に至る、而して時既に嚴冬、風濤積雪に阻まれ留まりて發せず、東軍使を松前藩に遣はし、降服を勸む、城主松前德廣之に應ぜず、東軍即ち進んで城に薄り、遂に之を陥れ、更に進んで館ノ新岩及び江刺を攻む、會々風濤大に起り、開陽先づ坐礁し、回天、神速の二艦亦激浪の爲めに傷く、東軍爲めに力を衰ふ、榎本等兵を携へて上陸し、先づ小砂子稻倉石の二塞を抜き、徑ちに館ノ新岩に逼る、官軍力戦遂に支へず、德廣熊石に遁る、東軍進んで江刺を侵す、德廣終に津輕に走る、是に於て東軍五艘隊を以て本營と爲し、松前、江刺、函館に分營を置き、蝦夷の地を管し、又函館在留の各國公使、及び英佛の二艦長を召見して、港内の事務を裁決することを告げ、更に一書を裁して艦長等に托し、徳川氏一族を奉じて蝦夷の地を開拓し、永く北門の干城たらんことを政府に請ふ、朝議答へず、二年三月官軍大舉して函館に向ひ、海陸並び進む、甲鐵以下八艘先づ發し、南部の宮古港に入る、東軍の將荒井郁之助甲鐵を奪はんと欲し、回天以下三艦を帥ゐて之を遂に要す、會々颯風に遭ひて三艦離散す、回天屈せず、獨り米國旗を掲げ、疾馳して宮古港に入る、官軍見て米艦となし、深く備へず、回天急に旗章を改め、巨艦を發して甲鐵に迫る、甲鐵の艦長中島四郎槍を揮つて艦内に圍入する東軍の士を斃す、暫くして諸艦の來り援ふに及び、回天支ふる能はず、港を脱して遁る、此時に當り官軍の乙部に在る者、東軍を崖山の要衝に破り、四月更に進んで江刺を略し、松前城に逼る、東軍遂に城を棄て、逃る、五月官軍の諸艦相率ゐて函館を衝く、東軍の三艦、辨天臺の應援を藉らんと欲し、伴り卻いて甲鐵等諸艦を誘ふ、官軍覺らず、之を逐うて深く港内に入る、忽ちにして敵丸雨注、官軍大に苦戦し、遂に志を遂げずして退く、是に於て官軍更に二艦を以て、函館の背を擣き、別に兵を派して寒川に伏す、而して甲鐵以下三艦は港の正面より逼る、三方並び進んで東軍に迫る、東軍の艦長松岡警吉能く戦ふ、激戦數次、東軍悉く其艦を失ひ、官軍の朝陽亦た轟沈せらる、官軍捷に乗じて進撃し、敵將土方歳三を斃す、東軍大に沮喪す、官軍遂に進んで五艘隊に薄まる、東軍の將永井尙志辨天臺に在り、力風して先づ降る、大島圭助又千代岡を捨て、五艘隊に入る、主將榎本武揚等、意必死を期す、既にして城中の士氣已に沮喪し、逃亡する者

ハコダ

相踵ぐ、榎本、大島、荒井等、事の爲すべからざるを知り、共に自ら刑に就き、餘衆を宥めんことを請ひ出で、降る、官軍乃ち大砲三十餘門、小銃千六百挺、米五百挺を收む、城兵前後出て降る者一千餘人、六月室蘭に據れる東軍の將澤貞節亦降り、北海始めて治平に歸す(北州新話、明治歴史)

ハコダ

ハコダテフキヤウ

箱館奉行

江戸幕府の職名、蝦夷箱館に駐在し、蝦夷全體を管轄し、邊防を修むる事を掌る、老中の支配、役金二千石、役料千五百石、在勤中の手當七百兩、芙蓉間詰とす、慶應三年九月足高役料を廢するに及び、改めて役金四千兩(奉行並は二千兩)を給したり、箱館奉行支配組頭(三百俵高、後に百五十俵高、役料三百俵、役金百二十兩、焼火間詰、同支配調役(百五十俵高、十人扶持、役金九十兩、同調役並(百俵高、七人扶持、役金七十兩、後に六十兩)與力、同心等あり)となし、勘定奉行石川忠房、同目付羽太正養等をして管轄せしめしが、享和二年二月はじめて蝦夷奉行をおき、正義及び戸田安倫を補す、五月箱館奉行を改む、尋て七月東蝦夷地を永代收公して幕領となし、文化四年三月、更に西蝦夷地を松前氏より收むるに及び、蝦夷全體を管轄する事となりたり、此年十月また松前奉行を改む、官衛もと龜田に在りしが、此時松前に移す、文政四年奉行を廢し、蝦夷地を擧げて松前氏に還付したりしも、安政三年米國と條約を訂結したるの結果、六月再び箱館附近を收めて公領とし、また箱館奉行を置き松前を治所となしたりしが、二年三月更に東西蝦夷及び諸島を收め、奉行をしてこれを管せしめ、元治元年、衛を五艘隊に移せり(續徳川實紀、休明公記、松前家記、市徴、武鑑、諸御

ハコダ

(院王廟金)

役代々記、北海道志) **箱根神社** 所出相模國足柄下郡(今足柄郡)元箱根村の一に箱根權現とも、箱根二社權現社とも又權現堂とも云ふ、祭神瓊々杵尊、彥火々出見尊、木花開耶姫尊の三座と、本地佛釋迦彌陀の二像とを安置す(今は佛像を除く)起原、天平寶字元年、滿願上人靈夢によりて勸請する所と云ふ、日工業に、神功皇后の時、武内大臣創むると云へるは信じ難し、緣起によれば、延暦の中頃迄、阪上田村鷹が蝦夷征伐の時、當社に參詣し、弘仁八年十月、嵯峨天皇の勅により駿豆相三州の内を社領に寄せ、鳥羽上皇相模酒匂郷を寄せしとあり、大江公資國守たりし時、百首相歌を兩度奉納す、治承四年十月、源賴朝兵を起し、相模に入るや、當郡早川莊を社領とし、尋て事ある毎に幣帛神馬等を奉り、尊崇尤も厚く、走湯權現と共に二所と稱し、將軍常に參詣ありたりしこと、吾妻鏡に見えたり、安貞二年十月、回祿の災に罹り、社頭僧坊悉く焼亡す、當社鎮座以來回祿の例なきを以て、北條泰時大に歎き、願文を捧げて之を陳謝せり、十二月に至り社殿を再造す、室町時代に至り、管領足利氏の崇敬衰へざりき、北條早雲當國を領する後、永正十六年四月、永樂四千四百六十五貫六百十四文の地を寄せたり、其の文書今に存す、大永三年六月、北條氏綱父早雲の志を繼ぎ、社頭僧坊等を新造す、天正十八年小田原陣の時、兵火に罹り、堂宇以下悉く烏有に歸せり、文祿三年二月徳川家康社領二百石を寄せ、慶長十七年十一月社殿を再興す、寛文七年九月、元祿十年九月修造し、其後屢々修理を加へたり、もとは社殿僧坊頗る多く、壯麗を極めたりしが、今や大に衰へ、僅に本殿拜殿等のみを存す、祭禮は舊時、毎年六月十二日より十四日に至る、別當を

ハコダ

金剛王院と云ふ、古義眞言宗仁和寺末にして、箱根山東福寺と號す、開山は聖占仙人(孝靈天皇頃の人)なりと云へど信じ難し、四世滿願上人再興すと云ふ、十九世行實の父は、源爲義同義朝に好あり、賴朝伊豆に流されし後に、賴朝に忠節を盡したり、此より別當尤も隆盛を致せり、今大に廢頽せり、社殿には薄綠太刀、赤木短刀、文書等頗る多し(新編相模國風土記稿、函山誌) **ハコネノセキ** 箱根關 所出相模國足柄下郡(今足柄郡)箱根町の東方に舊址あり、石垣存す、關原酒田始め詳かならず、吾妻鏡承久三年五月十五日の條に、「關原足柄箱根兩方道路」と見えたり、其場所固より明かならずと雖も、此頃既に關のありしことを知るべし、康暦二年六月、箱根蘆川宿の邊に關を置き、其征錢を鎌倉圓覺寺修理料に充てし事、圓覺寺文書に見えたり、蘆川宿は後の關所の所にして、元箱根の邊なりと云ふ、箱根社傳によれば、箱根の古關は横大門島居の邊に在りしが、後箱根町の東方に移されしなりとあり、疑ふべきに似たり、應永十三年六月の圓覺寺文書には、箱根山中水飲關所の事見えたり、水飲は伊豆郡津郡山中村に屬し、天正十七年秀吉山中城を築きし時に、關址を城郭内に入れしと云ふ、江戸時代に至りては、元和四年新關を置き、小田原城主をして預り警衛せしむ、後世々々小田原城主の警衛となる、維新の際に至りて亡ぶ、此の地は東海道の要衝に當るを以て、尤も重要視せられ、據察尤も嚴重にして、諸人大に苦みたりしと云ふ、「セキ」參看(新編相模國風土記稿) **ハコフミ** 宮文 笥の中に入れたる申文を云ふ、叙位の時に使用す、なほ申文(マウシツミ)叙位(ツヨキ)の條を見よ(建武年中行事註解)

ハコヤ

**ハコヤノヤマ** 菟姑射山 仙洞御所(セントウゴシヨ)を見よ、 **ハサミバコ** 挾箱 舊貴族が外出の時、著換の衣類等を納れ置く箱をいふ、従者をして持たしむるなり、後世飛脚の起るに及び、また之を用ひ、文書等を納めたり、挿竹の名を襲ひしものなりといふ、起原、もと挿竹といふものあり、二板をもて衣袴等を覆ひ、竹に挟みて擔はしむること行はれしが、此事廢れて箱に納むることとなり、舊名を踏襲して挾箱と稱す、按ずるに鎌倉時代には、將軍外出の時、衣服刀劍等を唐櫃に入れて從行したりしが、室町時代には長持を用ひたり、されど不便なるより、挿竹を參考して製出することとなりしものならんか、而して何時に始まりしといふ事明かならず、老人雜話には、大阪の津田近江守始めて製すと見え、常山紀談には、織田信長の時より起るとあり、されど川角太閤記天正十四年若石城攻の條に、「御挿箱を御取寄被成、其ふたに金銀をきりみたり、ふたごとに移しかけ申候」とあれば、當時既に此具ありしこと明かなり、これより次第に行はれ、江戸時代には、公家武家共に必ずこれを持たすこととなり、武家の制は、大抵槍を立てる格式の者より使用し、片箱、對箱、先箱、跡箱等の別あり、壹箇を片箱といひ、二箇並べ持するを對箱といひ、徒の先に持たするを先箱と稱し、馬、乗物等自身の跡に持たするを跡箱と稱す、將軍家は栗色塗網代の挾箱四箇を供先へ持たせ、三家、前田、島津、伊達等は金紋先箱にして二つ持たす、即ち對箱なり(金紋は挾箱の蓋の左右に、金にて大なる紋所二箇描きたるをいふ、但前田家なるは割紋と稱す、中央に一箇を描く、箱の棒にて、紋所の正面の中央を覆ひ、恰も一箇の紋を二分せしが如く見ゆればな

ハシ

リ)細川、鍋島、山内、上杉等は對の先箱にして、兩井伊は片箱を徒の先に持たす、なほ三家をばじめ先箱の者、更に乗物の跡に對箱を持たするあり、并に家々の格式に従ふ、七月藩及び高家の横瀬氏は跡箱にして金紋を付く、また國主、外様、帝鑑間の諸大名は、挾箱の棒に太き組紐を結ぶ、これを化粧組といふ、三家、喜連川、上杉等は色紫、其他は黒又は茶色を用ひたり、寄合の松下氏が、三千石にて黒の化粧組を用ひたるは特例とす、なほ萬石以下にては、先道具以上の者は、對箱を持たせ、跡道具の者は片箱なりき、其他江戸城大奥女中等も、位高きものは挾箱を持たせたり(後訓業、四季草、徳川盛世録、皇典講究所講演「近世武家儀從」)

ハシ

ハシ 波斯 天平八年七月入唐副使從五位上中臣朝臣名代等、唐人三名、波斯人一人を率ゐて拜朝し、尋で十一月に波斯人李密賢に位を授けしことあり、また江談抄には、波斯國の語を擧げたり、波斯國のこと、我史籍に見えたるは、僅に此事に過ぎず、而して波斯國の地位に就き二説あり(一)はヘルシヤとなすものにして、三宅米吉氏の説なり、同氏は、江談抄に擧げたる語は馬來語なることを、詳細なる比較研究によりて證し、且つ馬來語を波斯語と爲したるは支那人が大食人(アラビヤ人)より馬來語を傳聞して、誤稱せるものならんといひ、なほ大食人は波斯の故地に都し、波斯の海より通商せしなれば、支那に於て、波斯人の名を繼續して、又波斯人とも呼びならんと説かれたり(人類學會雜誌百六十九號)(二)はスマトラの東北岸ダイヤモンド岬に近きパセイとなすものにして、高桑駒吉氏の説なり、同氏は諸蕃志に「波斯國在西南海上、其人肌理甚黑、鬚髮皆紺、以青花布纏身、以兩金串、鈴手、無城

ハシ

郭、其王早朝、以三虎皮蒙机、足坐、群下跪拜而退、出則乘軟兜、或騎象、從者百餘人、執劍呵護、食餅肉飯、盛以三盤、而嚼之とあるを、隋書、舊唐書の波斯傳と比較するに一も符合せず、然るに右に記す處の容貌は崑崙人に類似し、食事の風は、支那の史籍の南海の風俗を記するものと一致するの故を以て、これを南海諸國の中に求めパセイならんといへり、パセイは馬來年代記によれば、はじめて回教に改宗せしサンドラ王マリク、アル、サリーの建設せし處にして、王は國を其子マリク、アル、タヒル及びマリク、アル、マンヌルの二子に分與し、マリク、アル、タヒル王は、サントラに都せり、有名なる亞刺比亞の旅行家イラン、パツタ氏がサントラに至りし頃(西曆一三四六年頃にして、即ち我光仁天皇の寶龜年間なり)其治世なりきといひ、其他の西籍にも多く散見し、パッセ、パセンなど記したるもあれど、パレンチン氏の著書には、パシと記したるは、波斯の字音に頗る近似せり(史學雜誌「江談抄に見えたる波斯國の位置に就いて」)暫く兩説を掲げて後考を俟つ、

ハシ

ハシ 瘰癧 瘰癧の色の名、瘰癧草には、表黃裏崩黄、雁衣抄には、表赤、裏黄なりといへり、ハシカ 瘰癧 瘰癧の色の名、瘰癧草には、表黄裏崩黄、雁衣抄には、表赤、裏黄なりといへり、ハシカ 瘰癧 瘰癧の色の名、瘰癧草には、表黄裏崩黄、雁衣抄には、表赤、裏黄なりといへり、ハシカ 瘰癧 瘰癧の色の名、瘰癧草には、表黄裏崩黄、雁衣抄には、表赤、裏黄なりといへり、

ハシカ

ハシカ 階隱 寢殿造にて階の上にはさし出したる廂を云ふ、階の雨にぬれざる爲めなり、三内口訣に「階隱は大臣に有之爲可申幸也」とあれば、大臣以上ならんでは、設けざりしものなるべし、この階段を昇りたる所にて、廂の中央部を階隱間また日隠間とも云ふ、古今著聞集に階隱の間に入れ、階にしりかけ、しばし時間をまたれる云々と見えたり(家屋雜考、貞丈雜記)

ハシカ

ハシカ 半色 襲の色目の名、表は薄色の濃きに、裏の同色なるものをいふ(高倉家記)

ハシカ

ハシカ 半物 女官の中にて中位にあるものを云ふ、ハシカは牛の意にて、身分の高からず、また極く賤しからざる女を云へるなり、中古以來皇后、中宮以下の家には召仕しもの、如し、枕草子に「人の家につきしきもの、童女、はしたもの」殿曆康和五年十一月十五日の條に「齋院御方、半物三人裝束、自内方被遣云々」など見えたるにて、其一班を知るべし、

ハシカ

ハシカ 半蒔 半蒔車 牛車の一、物見を半蒔にしたる網代車を云ふ、上皇、親王、攝關、大臣、大將等之用ふ、又女房も乗る例あり、但し女房には物見籠を掛けざる例なりと云ふ、網代車(アジロクルマ)牛車(ギツンヤ)并に同條の挿繪を見るべし(桃花葉葉、蛙抄、物具裝束抄、有職抄、輿車圖考)

ハシ

ハシニホヒノヲドシ 櫛勾威 威の一種、鏡の袖草摺等の上の方を櫛色にし、次を黄色、其次を薄黄とし、末は白糸にて威せるを云ふ、「オアドシ」を看、ハシノヲドシ 黄櫛威 威の一種、黄色に赤みきたる絲、即ち黄櫛色の糸にて威したるを云ふ(軍用記)ハシノユミ 櫛弓 弓(ユミ)を見よ、ハシバウチ 羽柴氏 豐臣氏(トヨトミウヂ)を見よ、ハシベ 土師部 上古朝に仕へ、埴輪土器等を造るを職とせる部民を云ふ、又ハシベとも訓む、垂仁天皇の代始めて土師部を定む、三十二年七月、皇后日葉辭媛命薨するや、殉死する者數十人、天皇之を憐み、野見宿禰をして、出雲の土部を召して、土を以て人馬及び種々の器物を造り、墓前に立て、人の代とし、殉死を禁じたり、天皇宿禰の功を稱して土部職に任じ、本姓を改めて土部臣とす、是より土部連等常に天皇の喪葬を主れり、大寶の令制定、陸司の中に土部十人を置きたり、義解に「土部十人、掌贊相凶禮」(謂、凶禮者送終之禮、即土師宿禰年位高進者、爲大連、其次爲少連、並紫衣刀劔、世執凶儀)と見えたり、天應元年六月土師宿禰友人、同道長等十五人奏上して、祖先は吉凶の祭事に預りしに、今は専ら凶儀に預る、願くは土師を改めて菅原と爲さんと、其請を許す、延暦十六年四月には勅して、吉禮に預らずして凶禮のみに預るは、垂仁天皇恩賞の意にあらずとし、土部宿禰の凶儀に預る事を禁じたり(古事記、古事記傳、書紀、續紀、三代格)

ハシモトウチ

ハシモトウチ 橋本氏 姓は藤原、閑院家の一族、西園寺公相の四男實俊を祖とす、實俊參議正

ハシモト

ハシモトサナイ 橋本左内 名は綱紀、字は伯綱、景岳、松園、櫻花晴暉樓等の號あり、長綱の長子、天保五年三月、越前福井に生る、世々藩醫たり、幼にして經史を吉田東蓑に學び、嘉永二年大阪に赴き、緒方洪庵に就きて、西洋醫術を修む、五年父の歿後、家を承けて醫員となる、安政元年江戸遊學を命ぜられて出府し、杉田玄白の門に入り、醫術及び蘭學を研讀せり、二年國に歸り、醫籍より披擲せられて、書院番組となり、其冬再び江戸の藩邸に遊學す、三年、藩新に明道館を興すや、其學監に補し、翌年建議して洋書講習所、武藝所を設け、新智識を藩士に教授するの道を開ける等、功績夥なからず、此時に際し、鎖港攘夷の論天下に喧しく、水戸春昭實に其本露たり、福井藩主松平慶永も亦鎖港攘に傾きしが、四年左内を江戸に召して侍讀となし、兼て職務に參與せしむ、是に於て左内、慶永を輔けて畫策せる處頗る多し、是より先、左内早く外籍を讀みて、天下の形勢に通じ、攘夷の不可を知らざるを以て、大に慶永に説く處あり、慶永爲めに其非を曉り、説を改めて、開國を唱へ、通商の利を語るに至る、而して彼の有名なる左内の日露同盟論は、同年十一月藩の目付兼學監村田鶴堂に贈りたる書中に見ゆ、著眼の非凡にして、見識の高きを知るべし、會々將軍徳

ハシモト

ハシモト 馬術 我國の上古は馬術を重んじてざりしと見え、馬に關する記事殆どなし、後ち支那との交通開くるに及び、馭術も輸入したるもの、如し、天武天皇十二年閏四月、詔して文武官に乘馬を練習せしめ、且つ騎兵を編制せるを、史に見えたる始めとす、かくて世と共に其術も進歩し、文武天皇の時既に競馬のこもあり、尋で朝廷の公事となり、また賀茂の競馬などありて、乘馬の術漸く精を加ふ、武門の興起するに及び、必要上之を貴び、其技の巧妙なる、後人をして驚愕せしむるものあり、源義經が三千の兵を従へ、相俱に馬に乗りて鶴越の絶險を下り、佐々木盛綱が馬に跨りて藤戸の海上を濟りしが

ハシモト

ハシリ

如きの類頗る多し、下りて室町幕府の時、小笠原氏世々其術を傳へたり、時に上總の人犬坪式部大輔慶秀入道道禪といふものあり、馬術に達し、足利義滿、同義持に仕ふ、これを大坪流の祖とし、其門に學ぶもの甚隆にして、傑出せるものまた多し、尋で後柏原天皇の時に、八條近江守房繁といふもの、業を小笠原氏に受け、特に精絶と稱す、即ち八條流の祖なり、後世馬術をいふもの、皆此二流を以て標準とす、また佐々木流、上田流、荒木流等あり、江戸時代に於ても新當流、新八條流の開始あり、八代將軍吉宗の時、蘭人ケイツルが馬術に巧なるを聞き、馬役高橋又右衛門をして、長崎に行きて就きて學ばしめ、尋でケイツルを江戸に召し、齊藤三右衛門盛安をして、從ひて學ばしめたり、西洋の馬術我國に傳はるは、これを以て權輿と爲す、大坪流、佐々木流、上田流、荒木流、八條流、新當流、新八條流等あり、なほ詳しくは各流派の條を見るべし(書紀、續紀、武術派祖録、日本教育史)

ハシリシユウ

走衆 鎌倉室町兩幕府にて、將軍の出行に、徒歩隨行して、駈使に供する者といふ、禮儀の時は烏帽子素袍にて小刀を佩ふ、平常は股だちを取り太刀をばく、夜に入れば鐵鞭を取る、強壯の者を之に任ず、又歩行衆とも稱す、曆仁元年二月、將軍藤原賴經、上洛の供奉の行列の中に、歩走三十人あり、室町幕府のそれは、嘉吉元年將軍足利義教、赤松滿祐の第に臨み、試逆の殃に遇ひし時、走衆遠山治部、市三郎等奮戦して死す、又三上某あり、走衆たり、嘗て駕に隨ひ疾走す、腸胃を傷て死す、文明中七人あり、服制の條の挿繪を參看すべし(吾妻鏡、官制沿革略史)

ハシリユコゲン

走湯權現 伊豆權現

ハジロ—ハセガ

ハジロ

(イゾゲン)を見よ、  
端城 根城(ネツロ)參看)に對して其支城をいふ、羽城とも書す、義後覺に蔚山城のこをいひて「仰の如く主計頭罷出で、和睦の儀を談す可きにて候へ共、此間以外の外違例に因て、端城にまかり有、此城には候はず」とあり、蒲生氏郷記に「九月端城私賀突井と云城あり(申略)私賀の城より上方道三里ほどのあなた、九月のかたに突井の城あり」とあるにて、これを知るべし、而して川住三郎氏は、長篠城の端城は、塚を隔て、本丸の東北に位し、三河大給城は、本丸の南、腰郭に接して、はじやう曲輪と呼ぶ地あるに基き、本丸に對して二三丸等いふなるべしといへり(端城考)三河物語に「長しの、城を打まわらせ給はんとて、かきよせ給ひて、大矢を射させて御覽じければ、案の外に本城、端城、藏屋共に、一間も残らず焼きはらひければ云々」とあるによりて考ふるに、此端城は、本城に隣接せる地位にあるべければ、川住氏の説是なるが如しと雖も、上に擧げたる義後覺、氏郷記に見えたる端城は、遠距離にあること明かなり、因ておもふに端城に二種あるものならんか、記して疑を存す、

ハズ

筈 矢(ヤ)を見よ、

ハセウ

芭蕉 松尾芭蕉(マツチバセウ)を見よ、

ハセガハセツリ

長谷川雪且 名蹟名

は宗秀、巖岳齋又は一陽庵と號す、雪舟の畫風に宗達光琳の骨法を折衷して一家を爲す、法橋に叙せらる、文政天保の間、江戸名所圖會、東都歳事記等を畫き、妙手の聞えありき、天保十四年正月二十八日歿す、年六十六、江戸淺草幸龍寺に葬る(浮世畫人傳)

ハセガ—ハセク

ハセガハトウハク

長谷川等伯 雲谷派の一派たる長谷川派の始祖なり、能登國七尾の人、初め狩野派を學びしが、後轉じて雲谷派に入り等頗るに學ぶ、特に肖像寫真に長じ、一時其右に出づるものなしと稱せられ、一門戸を立つ、年七旬に及びて筆力衰へず、等伯三子あり、善く家法を繼ぐ、其歿年詳かならず、慶長文録の人なり(畫乘要略)

ハセクラツネナカ

支倉常長 名蹟功



(集菟掛纂編料史)

名與市、六兵衛と稱す、伊達政宗に仕ふ、政宗南の志あり、即ち常長に命じ、西班牙人ソテロに就て、彼の國情を聞かしめ、更に歐洲に遣す、慶長十八年九月十五日陸奥國月の浦より發し、明年一月メキシコに著し、尋で西班牙マドリッド府に入り、國王に謁し書を呈し、更に伊太利に入り、法王ボール五世に見えて書品を呈し、使事を終へ、書品を齎し八年を経て歸る、後南蠻を伐たんとを請ふ、既にして禁教の令あり、爲に目的を果さず、元和八年七月一日歿す、年五十二(仙臺史傳)

ハセテ—ハタ

ハセテラ

長谷寺 「ハツセテラ」を見よ、

ハセノアサクラノミヤ

泊瀬朝倉宮

名蹟 雄略天皇の皇居、大和國城上郡黑崎岩坂二村の間、應永三年、之に遷都し給ふ、二十三年間の皇居となす(書紀)

ハセノナミキノミヤ

泊瀬列城宮

名蹟 武烈天皇の皇居、大和國城上郡南出雲村、應永三年八月、天皇崩御す、同年十二月太子(武烈天皇)壇場を泊瀬、列城に設けて、天皇の位に即き、この地を都と定め給ふ、武烈天皇八年十二月、天皇崩御に至るまで、即ち九年間の皇居たり(書紀)

ハソンザイモクフギヤウ

破損材木奉行

大阪破損奉行(オホザカハソンザイモクフギヤウ)を見よ、

ハタ

旗(旌、幡)

名義 儀式戰陣等の時に用ひて、標識又は裝飾となす器具をいふ、繒を用ふる故に名づくとも、ハは長き義、タは手にて、手の長くかゝりたれば爾か云ふともいへり、名義 旗の繒を旗足、または旗手、頭を旗首、旗頭の處に、旗の幅を張るべき爲に附したる横木の處を横上、旗竿に横上を結び付くる處を蟬口(又蟬木)といふ、儀式に用ふるもの、中、朝廷の公事に用ふるを仗旗といふ、此外神事佛事葬禮等に用ふるものは、特種の名稱なし、軍陣に用ふるものを軍旗といふ、仗旗は即位の條に重なるものを掲げ、また軍旗は別に其條に出しおきたり、伊弉册尊を紀伊國熊野の有馬村に葬る後、土俗此神の魂を祭るに、花の時は花を以て祭り、又鼓吹幡旗を用ひて歌ひ舞ふといへること、書紀に見えたるを始めとす、尋で景行天皇親征して、周防の婆摩に至り給ひし時、神夏媛媛素幡を立て、

降伏したることあり、素幡は白旗なれば當時これを以て降伏の意を表するに用ひしこと、なほ今日の如くなりしを知るべし、なほ神功皇后紀神皇天皇九年九月の條に「金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整」とも、又十月の條に「船師滿海、旌旗耀日」とも見えたり、これは新羅征討の時のことなれど、以て早くより戰陣に用ひしこと知るべし、推古天皇十一年十一月、聖德太子旗幟に繪畫を施せることあり、おもふに仗旗なるべし、旗に繪畫を描くこと、これを初見とす、大寶元年正月、文武天皇が朝賀を受けられし時、鳥形、日象、月象、青龍、朱雀、玄武、白虎等の幡立てしことあり、葬禮に用ひしは、黒坂命薨去の時、赤幡青幡等を用ひたるを初見とし、大寶令には、親王一品の幡四百竿、二品の幡三百五十竿、三品四品の幡三百竿、諸臣一位及び左右大臣は二品に准じ、二位及び大納言は三品に准じ、三位は二百竿、太政大臣は五百竿と規定せり、佛事に用ひたるは、嘉祥三年二月、仁明天皇御病の時、僧侶を召して加持せしめ、絹十二疋を以て續命幡とし、十二大寺刹に懸けたるを初見とす、これよりして旗の用途々々廣く、各種の場合に用ひられたり、武家時代に入りしは、戰陣の際最も必要なる器具として重んぜられしが、其製皆手長の旗なりしを、室町時代に至り、康正二年島山政長始めて旗に乳を付け、竿に通して用ひたり、乳付の旗と稱す、後に幟(ノボリ)といふ、爾來旗と幟とは別のものとして扱はるることとなり、戰場の外、儀式神事等にも用ひられたり、また同じく戰國の頃より、吹流し、吹貫等も戰場に用ひられしが、并に旗より變形したるものとす、なほ旗は筈、袖、指物にも用ふることもあり、日の丸旗は、江戸時代の末年船印に制定せられしに起因し、遂に國旗となれり、「コツキ」カ

ハタ

ハタカシラ

旗頭 大小名にして、一地方または一部族に長たるものを云ふ、鎌倉時代以後、陣中には各々其氏族の標として、旗を押立てて、戦ひし故

ハタカシラ 旗頭 大小名にして、一地方または一部族に長たるものを云ふ、鎌倉時代以後、陣中には各々其氏族の標として、旗を押立てて、戦ひし故

ハタイ—ハタガ

ハタケ

に、名づけしものなるべし、幟頭に對して旗下に屬する兵士を旗子と云ふ、太平記尾張小河東池田の條に「佐々木判官入道其勇健なるものなりければ、此軍天下の勝負を計るのみにあらず、今日打負なば、弓矢の名を可失とて、僅の勢を數々にしては叶まじとて、目賀田、檜崎、儀儀、平井、赤一揆を旗頭に、河端に傍て控へたり云々、」盧名記に「天正十三年より同十五年迄伊達政宗、仙道を攻たまふ(中略)然れども二本松右京亮吉次仙道旗頭として城を堅く守り候故、此城は落城せず云々、」東遷基業に「家成に懸川城を賜はりし後は、其甥石川數正に旗頭職を命ぜられ云々」など見えたるにて、一斑を知るべし、

ハタケミ

畑檢見 江戸時代檢見の一種、畑に行ふものとす、舊縣治要略に「畑檢見は往古の法にして、獨り夢作のみならず、二作三作をも爲すものあり、享保十八年、夢檢見廢止以降、是等の類定租として、容易に減租を聽許せざる事となり、されども五畿内中國の、綿花重なる土地は、木綿檢見と稱して、幕末まで存在せしものあり」と見えたり、

ハタケヤマウチ

村岡忠頼の長子將恒より出づ、又秩父氏といふ、將恒、武基、武常の二子を生み、武基秩父別當と號す、四世の孫重綱、四子重弘、重隆、重隆、重繼を生み、重弘は重能、有重を生む、重能、高山莊司たり、因て氏とす、其子重忠、源頼朝に仕へ、忠亮勇敏を以て著はれしが、後北條氏の殺す所となる、是より高山氏の勢稍々衰ふ、其裔篠塚伊賀守、新田義貞に屬し、勇武を以て名あり、而して武常は葛西氏、重隆は河越氏、重遠は高山氏、重繼は江戸氏、有重は小山田氏を稱したり(氏族志)

ハタケヤマシゲタ

高山重忠

ハタケ

幼名氏王丸、長じて莊司二郎と稱す、重能の子、伊豆に擧ぐるや、重忠の父重能、叔父山田有重并に京都にありて平氏に仕ふ、故を以て重忠、頼朝の徵發に従はず、八月頼朝の部將三浦義盛兄弟と金江川に戦ひ、尋て衣笠城を攻めてこれを抜く、然れども重忠密に頼朝に歸するの意あり、既にして頼朝の軍大に振ひ、兵を引て武藏に至るに及び、長井渡に赴きて降を請ふ、頼朝其罪を許し、軍に従はしむ、壽永三年頼朝、源義仲を討つに際し、重忠義經に従うて宇治川口より進み、尋てまた鴨越を踰え、平氏を一谷に攻め、并に殊功有り、文治三年重忠の目代、伊勢神戶を鈔暴するに座し、采邑を除きて千葉胤正の第に幽せらる、胤正間に居て調停する處あり、頼朝の怒漸く解け、伊勢沼田御厨の外、其本領を復するを得たり、尋て武藏に歸る、會々梶原景時に乗じて重忠を護り、重忠自ら鎌倉に出で、陳謝し、事自ら解く、五年頼朝の藤原泰衡を討つや、重忠先鋒として功あり、事平ぐの後葛岡郡を賜ふ、頼朝薨じ頼家嗣立するに當り、忠直の故を以て、遺命によりて之を保護す、元久元年重忠の子重保、事を以て平賀朝雅と隙を生ずるに及び、朝雅、妻の母牧の方に訴ふ、牧の方は北條時政の後妻なるを以て、時政に、重忠父子の異志ある旨を説く、時政即ち兵を遣はして重保を鎌倉の邸に圍みてこれを殺し、更に偽りて急に重忠を召す、重忠倉皇百餘騎を從へて郷を發し、二股川に至りて、始めて重保既に殺され、北條義時大兵を率ゐて來り討つを知り、兵を鶴峯に屯し、子重秀と共に、安達康盛の陣を突きて奮闘したりしが、遂に愛甲季隆の矢に當りて死す、年四十二、蓋し重忠武勇絶倫にして資性精忠、頗る感望あるを以て、北條氏の爲めに忌まれ

ハタケ

たるなり(大日本史)

ハタケヤマモチクニ

幼名尾張二郎、薨して徳本と號す、從五位左衛門尉より累進して、嘉吉元年從三位に陞る、尋て薨す、二年八月管領となりて政務を聞き、文安二年これを辭し、寶徳元年再び管領となり、享徳元年辭す、持國久しく權を握り、威勢強大に、耶麻尊横なり、初め子なきを以て姪政長を養ふ、幾もなくして義就を生み、鍾愛甚しく、遂に政長を黜け、義就を嗣とせんことを圖る、高山氏の家宰を遊佐氏、神保氏といふ、遊佐氏尤も勢力あり、義就の生るゝに及び其傳となる、神保氏之を嫉忌し、政長を奉じて家督と爲さんとす、是に於て家中二派に分れて紛争止まず、三年四月持國遂に政長を逐ひ、義就を嗣と定め、將軍足利義政の御教書を得て政長を黜せんとせしかば、政長は細川勝元の邸に遁れ、山名宗全又之を援けしを以て、持國志を遂ぐるを得ざりき、既にして宗全火を持國の邸に放つ、持國叔父道祐の家に逃げ、義就は遊佐國助の宅に入る、部下爲めに驢然たり、尋て義就伊賀に奔り、持國建仁寺西来院に蟄居す、是に於て政長家を繼ぎ、調を義政に執る、政長の部下神保某等持國を激するの不利を悟り、人を遣はして之を迎へ、陽に敬禮を竭す、康正元年三月薨す、年五十九、按するに持國家督の紛争は、その餘波延いて遂に應仁の亂を生ずる起因を爲せり、「オウニンノラン」參看(野史)

ハタサシ

旗差

武家にて旗旗を持ち、また之を奉行する所職をいふ、後世旗奉行の起るに及びて旗持ともいへり、源頼朝軍中に旗旗を持たしめて、隊伍の標となす事は、古代よりの制度なれば、必ず旗差の所役ありしなり、後三年の繪巻物に

ハタス

ハタフ

も、正しく旗差の者を見ゆれば、其名目は、杉原本平治物語牛若奥州下向の條に「上野國松井田と云處に、けふの亭に一夜宿せられけるに、主の男を見て、奴が眼さし頼魂、所存一つは有らん、彼等を語ひて、平家を滅さん時、旗さしにせばやと思ふ云々」とあるを初見とす、而して此後は、進退に賢きものならざれば不便なるが故に、思慮もあり、力量も過ぐれば、殊に輕捷なるものを擲びて其任に當たり、且つ鎌倉時代より室町時代の中葉にかけては、幕府には奉行といふ所職なかりしを以て、旗差たる者、即ち旗旗の奉行なりしかば、老功の武士を補したり、鎌倉の足利氏も、京都に准じて、侍たる輩の役する事なりしといへり、大名諸家には、雑色中間などの内にて、其役にあてたれど、其身は賤しくとも、武藝に達したる者を選び、騎馬にて役せしめたり、かくて室町時代の末期より、諸家にては、多く旗奉行を置きたるより、足輕の役となりたれど、なほ古に准じて、騎馬人の役する家もありき、また此頃よりして旗持とも稱することとなりたり、旗奉行(ハタフギヤウ)參看(武家名目抄)

ハタスリゴノラトシ

耳裳濃威(耳坐) 威の一種、袖草摺の整の兩端を耳と云ふ、其耳を裳濃にしたる威を云ふ、眞中は薄色なり、其左右を中色にし、亦其左右を濃くす「ナドシ」參看(軍用記)

ハタツケ

膚付

鷹春(ナメ)を見よ、

ハタフギヤウ

旗奉行

武家の職名、主將の旗旗を所管することを掌る、また旗大将、織奉行ともいへり、江戸幕府の制は、徳川氏家傳の總白の旗及び金扇の大馬標、半月の小馬標を始め、諸旗を掌る、老中の支配にして、役高二百石、菊之間縁

ハタモ

旗本(旗下、幕下)

頼語なり、二人もしくは三人を定員とし、與力一人、同心十五人づゝ之に屬す、與力は八十石高にして、同心には三十俵二人扶持を給せり、西丸にも亦一員ありて、待遇本丸に同じ、源頼朝舊くは旗差(ハタサシ)參看ありて此任に當りしが、文明以後、大名諸家にて此を置きたるより選りて、室町幕府にても此奉行を設けたり、戰場にありては、旗旗の進退は、勝敗に關する大事なるを以て老功の者を用ふ、武者奉行につきたる重職なり、人の品は、侍大将よりは下り、物頭よりは上に居るものなりといへり、また甲陽軍鑑信玄旗の條に「此六本の御旗奉行一人、總旗奉行一人、それによりて二人なり」と見えたる、總旗奉行は、總軍の旗と爲すべき種々の旗、馬標を奉行するものにて、常に等しく旗奉行とのみと稱へしなるべく、家によりては主將の旗も、總軍の旗も、總べ掌りて、區別せざりしもありしならん、江戸幕府にては、幕府開始以前既に、元龜天正の頃より此職ありしこと、書に見えたれど、其定役となりしは、元和三年十二月永井安盛が任ぜられしよりのことにて(累代武鑑には、元和元年初鹿野傳右衛門の任ぜられしより定役となるとあり)尋て寛永九年六月大久保彦左衛門、横田基右衛門任ぜられしより、始めて二員となり、後三員となる、慶應二年十二月之を廢す、軍中に在りては、重要な職なれども、此時代は昇平の世なりしかば、平時只五箇旬月並等に登營するのみにて、閑散の職となるを以て、老年の者を任補し、概れ前途なし(武家名目抄、吏職、明長帶録、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ハタモト

旗本(旗下、幕下)

陣中主將の居る處即ち本營をいふ、轉じて本營に詰め居る士人をいふ、再轉じて一般の家臣、及び主將其人の命令

ハタモ

旗本(旗下、幕下)

に服従せる他家の士人も稱することとなりたり、江戸時代には、幕府に直隸せる臣屬の内、一萬石以下の所領を有し、將軍に拜謁を爲すを得る階級の士に限りて此稱を用ひたり(一萬石以上を大名といひ、將軍に拜謁するを得ざるものを御家人といふ、「グアイミヤウ」ゴケニン)參看)蓋し軍中主將のある處は、必ず其旗旗を掲ぐ、旗本とは、其旗の傍側といふ義にして、即ち旗營の事なり、北條五代記に「秀吉公は、西の高山に陣城を構へ、小田原の城を見おろし、旗本には九州島津、同き大友、中國に毛利、同じき吉川、小早川を始めとして云々」と見えたる旗本は、これなり、而して旗營には近臣また親衛の士侍候せるが故に、これを指してまた旗本といふ、甲陽軍鑑末書に「武田勢を切崩し、旗本と旗本と一戦を遂げ云々」と見えたる旗本これなり、また臣禮をとる他家の士人をいへるは、播州佐用軍記に「小寺は赤松の氏族にて(中略)近年藝州毛利輝元の旗本たり」と見えたる旗本即ちこれなり、此種の外様大名はまた旗大名といへり、元寛日記に「諸大名旗本諸士御禮あり」と見ゆ、かくてまた一般に家中の士を旗本と稱することとなり、見聞雜錄に「内藤修理が子上州山家に引込みしを漸聞出し、御旗本へ被召出ししが云々」とあるは、其家に召抱へられたるをいへるにて、其一例なり、江戸時代には、前にいへるが如く、萬石未満にして將軍に拜謁し得るものをいひ、また御目見以上と唱へ、世俗單に以上と呼びたり、なほ旗本の内三千石以上にして、非役なりしものを寄合と稱し(布衣以上の役人にして非役なりしものをも又寄合といひしが、世俗之を寄合と稱して區別したり)三千石未満の旗本御家人にして非役のものを小普請(ゴコアシ)參看)と稱す(御目見以上を支配以下を組と唱

ハタモ

ハタモ 旗本御家人を區別したり。而して旗本の家格は、武役の階級に依りて之を分ち、其家柄に種々の別ありしと雖も、大抵兩番席(小姓組書院番)の者を以て一等とす、持高二千八百石より粟米三百俵までなり、其次を大番席とす、持高二千石未滿、粟米二百俵までなり、其他は御家人よりして小吏となり、御目見以上となりたる者にして、家柄定かならず、御家人より旗本となるには、御目見以上の役を三轉するか、若しくは三代御目見以上の役を勤めたる者にあらざれば、御目見以上の家となる事を許されず、故に御目見以上の役を勤めて、未だ永々御目見以上の申渡を受けざりし者は、其身一代御目見以上の格にありて、その子の代に至れば、以下に戻るものとす、而して其家格は、三千石以上の旗本に就きては、家老(重役と稱す)給人、中小姓、側用人、奥用人、納戸役、近習役、勘定方、祓筆、地方役人、藏元、子女の附き人(保傳)目附役、吟味役、廣敷番、武藝師範役、醫者、繪師、徒士、足輕、仲間等を置き、家來は在所江戸を合せて、上下百人餘の士足輕を養ひ、多くは譜第の者なり、在所には陣屋を設け、侍屋敷數軒あり、また米藏あり、牢獄あり、國札發行の會所あり(旗本の領地にては、死刑を執行すること能はず)地方には大庄屋、庄屋ありて里正の任に當る、三千石以下亦之に准じて知るべし、但し旗本の内にも、九千九百石を領して大名に劣らざるものあれば、百石又は百俵位の小身者もなきにあらざるが故に、一概には論じがたし、尊稱には殿様と稱し、寄合以上において御前と呼びしもありき(武家名目抄、徳川盛世録、徳川禁令考、舊幕府、旗本の風俗)

ハタモトイイクサアギヤウ 旗本軍奉行

ハタモトハツト 旗本法度 諸士法度(ヨシハット)を見よ、

ハタモトヤツコ 旗本奴 男達(ナトコダテ)を見よ、

ハチエウノケルマ 八葉車 名義(牛車)の一、車箱に入葉の紋(今の九曜の紋に似たり、牛車の條の挿繪を見て知るべし)を付たる車を云ふ、貴賤上下男女僧侶等も乗用す、大八葉小八葉の別あり、大八葉は公卿以上及び僧綱等の乗用に於て、小八葉は四位五位の人(即ち辨、外記、醫陰兩道の人)僧侶の有職非職等の者の乗用なり(聖徳太子傳)僧侶の者は大八葉、袖は唐草、上は白なるを正式の時、大八葉長物見なるを略式の時用ひ、親王以下は長物見小八葉を正式の時、切物見を略式の時用ひたり(飾抄、弘安禮節海人藻芥、物具裝束抄、與車圖考、裝束集成)

ハタモ

ハチキヤク 八虐 王朝時代の罪名、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反とは、至尊を害せんことを謀るをいふ、犯せる者は斬、其父子は没官、祖孫兄弟は遠流、家人、資財、田宅亦没官す、謀大逆とは、山陵及び宮闈を毀たんと謀るをいふ、刑并に縁坐の法、謀反に同じ、謀叛とは、國に背き偽に從ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは皆斬す、惡逆とは、祖父母、父母を毆ち、殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、(一)一家死罪に非ざる者三人を殺し、(二)人を殺して手足を支解し、(三)蠱毒を造畜し、(四)歷魅し、(五)伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打、(六)若しくは告訴し(七)又は殺さんことを謀り(八)及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、(一)(二)は斬、其子は徒三年、(三)は絞、(四)は徒二年、(五)は兄姉ならば徒一年半、其他は一等を加ふ、(六)は假令實なるも徒一年、(七)は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は遠流、(八)は斬に處す、大不敬とは、(一)大社を毀ち、(二)大祀神御の物、(三)若しくは乘輿服御の物を盗み、(四)神璽内印を盗み、又は偽造し、(五)至尊の御藥を合和する時、誤て本方の如くならず、及び封題を誤れる、(六)至尊の御膳に誤て食禁を犯せる、(七)至尊乘御の舟誤りて牢固ならず(八)乘輿を指屏し、情理切實せる、(九)詔使に對捍して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、(一)は遠流、(二)(三)は中流、(四)は神璽ならば共に斬、内印ならば盜めるは遠流、偽造せるは絞、(五)(六)(七)は共に徒三年、(八)は斬、(九)は絞に處す、不孝とは、(一)祖父母、父母を告訴し、(二)若しくは咒詛し、(三)若しくは罵詈

ハチキ

ハチサ

ハチサ 八十八箇所大師 四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代に盛んに行はれし、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また單に巡路とも

ハチシ

ハチシ 八座官 參議(サンギ)を見よ、

ハチシ 八十八箇所大師 八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代に盛んに行はれし、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また單に巡路とも

ハチシ

ハチシ 八座官 參議(サンギ)を見よ、

ハチシ 八十八箇所大師 八十八箇所をいふ、大師を信する徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代に盛んに行はれし、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國巡路また單に巡路とも



ハチモ

妃豊玉姫也とあるを、正説なるべしと云へり、八幡神は、古來より或は神武天皇の第三皇子とし、或は神功皇后の所生第三皇子とし、或は彦波瀲武鸕草葺不合尊とし、或は彦火々出見尊の事蹟を以て、八幡大神の傳説とし、或は彦火々出見尊としたれども、一も應神天皇を以て八幡神としたる者なし、八幡神を應神天皇としたるは、大神比義(宇佐八幡)の社家の假託の言に出づ、其説始めて宇佐託宣集に見えたり、且つ託宣集は、比義を欽明天皇の代の人とし、其子春鷹を和銅年中の人となせども共に信じ難し、聖武天皇の時、比義の裔大神田麿等豐前宇佐に神宮を造り、神託と稱し、八幡神を奉じて、大和に赴き、東大寺大佛を拜す、朝廷其誣言を信じて、神を以て佛と同視し、天應元年遂に菩薩號を奉るに至れり、然れども朝廷また應神天皇と認めざりしが如し、弘仁十四年神功皇后を配祀するに及びて、稍々比義の言を取るもの、如きも、猶ほ明かに應神天皇とせず、貞觀年中大安寺の僧行教、武内宿禰の裔を以て八幡神を石清水に遷し祭り、公然之を其祖先武内の仕へ奉れる應神天皇を祭れりと云へるより、其説朝野に傳播し、朝廷亦之を信じ、稱するに顯祖の號を以てし、暗に應神天皇を指すものに似たりと雖も、猶ほ公然天皇とはなざりき、然れども、これより皆八幡神を以て應神天皇とし、世人の信仰を受け、諸國莊園御厨を獻するもの多く、其土地に必ず八幡宮を勸請奉祀するに至れり、今諸國に八幡と稱する地名の存するは、皆其舊地なり、之に加ふるに清和源氏の諸將弓矢神として尊崇厚かりしを以て、日本全國に八幡宮多く奉祀せらるゝに至れり(八幡の神の考、八幡地名考)

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八大龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ、打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチリウノヨロヒ 八龍鏡 源氏重代相傳の鏡の名、源義家後三年の戦の時、八大龍王の形を、銀にて鏡の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八つ、打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチリ

ハチリ 八龍 源氏重代重寶の胃の名、銀にて鑿形打たる龍頭のものにて、龍を前に三、後に三、左右に一づ、打たれば八龍と名づくこと云ふ(源氏重代重寶の胃の名、銀にて鑿形打たる龍頭のものにて、龍を前に三、後に三、左右に一づ、打たれば八龍と名づくこと云ふ)

ハチリ

ハチリ 八龍 源氏重代重寶の胃の名、銀にて鑿形打たる龍頭のものにて、龍を前に三、後に三、左右に一づ、打たれば八龍と名づくこと云ふ(源氏重代重寶の胃の名、銀にて鑿形打たる龍頭のものにて、龍を前に三、後に三、左右に一づ、打たれば八龍と名づくこと云ふ)

ハツウマツリ

ハツウマツリ 初午祭 名義 毎年二月初の午の日に行ふ稻荷社の祭をいふ、諸神記に、元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神始現于伊奈利山、以三長曆推之、則某日當初午日、今不用三九日、而以三午日、諸人參詣、俗謂初午祭と見え、神社家等に、當社影向之日、偶二月初午日、故至今用此日

ハツ

ハツ 鉢 法要に用ふる樂器の一種、ハチとも云ふ、又銅鉢子、大銅鉢、銅盤、鏡鉢とも云ふ、南齊の程士素始めて之を造る、圓數寸あり、其大なるものは、圓數尺にして、扶南、高昌、疎勒等の諸國より出づ、并に隆起して浮漚の如く、草を以て之を貫き、相打ちて樂を和す(佛敎の辭典、佛敎圖彙)

ハツカ 幕下 近衛大将と云ふ、バクフ「コノエフ」を見よ、

ハツケ 八家 千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を云ふ、又鎌倉八家とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳ならず(豆相記)

ハツ

ハツ

ハツ

ハツ

ハツ

ハツサ

書くこと故實なりしが、堀田正俊老中の時、右筆頭久保吉右衛門、舊慣によりかく記したるを、正俊見告めて、毛色違へりといひしに、吉右衛門過言爲したるより、即坐に改易せられ、爾來は毛色のまゝに記すことなれり、武家の儀式もまた、鎌倉時代は明かならず、室町幕府にては、朝廷の如く、公家、諸大名、外様衆、御供衆、申次以下出仕して賀詞を述べ、太刀馬を獻す、返しあり、江戸幕府にては、正旦に次ぎたる重儀たり、萬石以上以下出仕して賀詞を述べ、皆白帷子長上下を著用す、太刀目録馬代を獻すること、元日の儀と同じきも、此日は官位に關はらず、三千石以上より諸大名に至るまで悉く之を獻る、太刀、馬上と稱す、また禁裡へ馬獻上の事あるは、前に述べたり、**起原** **起原**もと武家より起りて朝廷に及びたるものなれども、起原詳ならず、吾妻鏡寶治元年八月一日の條に、恒例の贈物を停止すべき事を、諸人に觸れられし旨見えたり、同書を通じて八朝の記事あるは、只此一箇所のみなり、蓋し其始めは、假初より事起りしが故に、記さざりしものにして、また同書の体裁は、年を経て恒例となりし上は、之を載せざる例なれば、前後に書きあらはさず、茲に至りて諸人の進物を停められし事のみを、記したるものなるべし、康富記には後鳥羽天皇の末つ方、鎌倉より事起ると語り傳ふとあり、而して其風朝廷に移りしこと、また明かならざれども、公事根源には「或説には、後醍醐院まだ若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑業を慰め申さんとて、近習の男女密々奉りけるに、其後ふしきに聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、内々御さたありけるなども申傳へたり」とあり、但し辨内日記寶治元年八月一日の歌に「たのめば深きにはびとぞなる」とあるは、悉といへる風俗を詠みたるものなれば、其頃既に行はれしならん、されど幾もなく絶えたりしを、後伏見院の時、再興したれども、また連絡せず、康承二年更に再興してより以後、引續きて此儀あり、武家にては、寶治元年に進物を停止したれども、儀式は廢せざりしのみならず、其後また進獻のこともあり、室町幕府には、月次の儀を重んじ、憑は内々のことにてありしを、成氏年中行事には、月次の禮を停めて八朝御祝と號し、御頼進上の事のみ記したれば、重立し儀式となりしは、此頃を濫觴とすべきか、江戸幕府は、正旦に次ぎたる大典として重んじたるが、其所以につきて二説あり、一は、天正十八年徳川家康關東入部の時が、八月朔日なりしより、吉例となりたりといひ、白石手簡、殿居靈等此説なり、二は、元和元年大阪落城の後、天下一統の賀儀なるが故なりといひ、年中行事歌合註に出で、内藤聖氏は此説或は然らんとし、記して疑を存す、なほ馬獻上のことは、慶長十五年より始めて史に見えたり、なほ此時代には、一般にも節日として祝賀し、知人の間に贈答の儀ありき（拾芥抄、武家名目抄、古今要覽稿、幕朝年中行事歌合、徳川盛世録、日記記事、内安録、骨董集）

ハツシ

ハツシウマハリ 八州廻 郡代(ケンダイ)の職員の條を見よ、  
ハツシキノカハネ 八色姓 天武天皇の十三年十月に制定したる八種の姓をいふ、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置是なり、此内真人より道師に至る五姓は、舊來なき所にして、此時始めて定めたるものとす、されど史籍に、朝臣、宿禰、忌寸、連等の姓を賜ひしこと見ゆれども、道師、臣、稻置の姓を賜ひしこと、見えざるのみならず、八色以外の姓も此後なほ多し、蓋しかく制定したれども、十分に

ハツシ

行はれざりしものなるべし、尙ほ各條及び「カバチ」參看(書紀、古事記傳、古事類苑姓氏部)  
**ハツシンテン** 八神殿 名義神祇官構内に在る一殿、神祇官西院の西築内、南北十丈、東西三丈、朱の玉垣を東南北の三方に圍らし、東面三箇所(北第一殿、第五殿、第八殿の前)に鳥居を設く、北より第一殿とし、八殿相並びて東面し、丸木の堅魚木を棟上に置き、また樽風あり、殿内に御體を安ぜず、只賢木を用ふといふ(大内裡圖考證)  
**ハツシヤウ** 八省 令制に、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省を云ふ、委しくは各條を見よ、  
**ハツシヤウ井ン** 八省院 朝堂院(テウダウケン)を見よ、  
**ハツシヤウダウ** 八正道 佛教の修行條目を云ふ、釋迦牟尼は、煩惱を斷滅する方法として、八正道を説けり、即ち正見、正思惟、正語、正業、正精進、正定、正念、正命之なり(阿含經)  
**ハツシユウ** 八宗 佛教の八宗派を云ふ、即ち華嚴、律、法相、三論、成實、俱舍(以上南宗六宗)天台、眞言(以上北宗二宗)是なり、各條參看(八宗綱要)  
**ハツステ** 八介 下總の千葉介、上總の上總介、相模の三浦介(以上三介)と云ふ伊豆の狩野介、出羽の秋田城介、近江の井伊介、加賀の富樫介、周防の大内介を云ふ、何頃の稱呼なるか詳かならず(安齋隨筆、類聚名物考)  
**ハツセテラ** 長谷寺(泊瀬寺) 所在大和國城上郡(今磯城郡)初瀬村泊瀬山、豐山神樂院と號す、又本長谷寺とも云ふ、新撰眞言宗豐山派

ハツタ

の本山〇本尊十一面觀音、西國三十三札所の第八番**起原** 靈龜年中弘福寺の修行僧道明、文武天皇の爲めに造立す、寺傳に、養老五年草創する所と云ふ、元亨釋書に、神龜三年成り、行基導師として落慶すと、又道明、徳道觀力して建立し、近江國高島郡より流出せし靈龜木を以て、稽主勳、稽文會をして十一面觀音を作らしむると云へり、元正天皇稻三千束を賜ひ、聖武天皇神龜元年勅して御願寺となす、神護景雲二年長谷寺に行幸して田八町を寄す、承和十四年觀音の靈驗著しきを以て、定額寺及び官長をして檢校せしむ、延喜年中料稻二千四百束と定む、創建以來火災に罹ること十數次なりしも、世間の信仰最も深く、寺運益々盛んにして、結構の宏壯今に衰へず、二王門を入れば、長廊を山腹に架し本堂に至る、慶安三年造立する所なり、本尊十一面觀音は、高二丈六尺、天文年中東大寺の佛工良學及び丹後の作る所なり、小池坊は觀音堂の西の岡上に在り、妙音院と云ふ、天正十一年根來より移したるものにて、今のは寛文七年徳川家綱の建立する所なり〇寶物に、銅盤法華說相圖あり、千體釋迦佛とも云ふ、堅二尺五寸、幅二尺、厚六分、中央に多寶塔を鑄出し、四傍に無數の諸菩薩を充滿す、其鑄造の技精妙なり、下段に銘文あり、近年五重大塔焼失後、灰中より現出したるものと云ふ、其他觀音銅像、菅公の筆と稱する長谷寺緣起、土佐光茂筆の長谷寺繪緣起、聖武天皇所納の經卷及び經筒、香爐、彌陀來迎圖等頗る多し(續紀、三代實錄、日本紀略、長谷寺緣起、大和廻、國寶目録)  
**ハツタウ** 法堂 佛教伽藍の法を説く堂を云ふ、百丈清規に「不立佛殿唯樹法堂」者、受佛祖親囑「云々」とあり、七堂伽藍(シチダウカラン)參看(禪林象器箋)

ハツト

**ハツト** 法度 法規をいふ、轉じて禁制の意にも用ひたり、即ち武家諸法度、諸士法度、五山十刹法度等いへるは、并に武家、諸士、五山十刹にて守るべき法規の義なり、夏山雜談に「鼻首を獄門といふやうなる事は、誤ても妨なし、禁制と法度とを、世俗に同事のやうに覺えたる人もあり、是等は事によりて妨あるべし、假令ば、禁制は濫妨狼藉する事御禁制也と書く、法度は、濫妨狼藉せざる事御法度也とかいへば、義理に背きたる事ありぬべし、往來の人、マメコ呑む事御法度なりとては、マメコのめよと聞ゆるなり」といへるは、其本義に就きて論じたるものにして、正に此説の如くなるべし、されど江戸時代の中葉以後は、通俗に禁制と同じ意にも用ひたること事實なり、即ち不義は御家の御法度といひ、また博奕は天下の御法度などいひしは、法規の義にあらずして、禁制の義なりとす、されば兩様に用ひられしこと知るべし、  
**ハツトク** 八徳 名義 胸服をいふ、形十徳に似たるより、かくいへるものなるべし、**製** 五徳雜考に「猶近代のものにて、仕立て様一概ならず、尤故實もなきことなり」とあれば、定まれる制もなきことを知るべし、紋所あり、染色定まらず、地は布又は木綿等にて作れり、**着用** もとは鞍昇下部等着用せり、蛭川記には「肩衣の上に、八徳又は皮衣など打かけ、貴人の前へ參候事、いかゞに見え候也」とあれば、室町時代には士人も著したりと見ゆ(貞丈雜記、瓦礫雜考)  
**ハツトリランセツ** 服部嵐雪 名號 通稱久馬助(或は桑助、又桑之助)後ち彦兵衛(或治助)と改む、俳名初め嵐亭治助といひ、後ち嵐雪と稱す、黃落庵、寒齋堂、雪中庵、不白軒、支峯堂、石中庵、山風

ハツノ

亭の諸號あり、法名雪中庵不白亭、家士調、**ハツノ** 名義 淡路小椋並村人(綾錦巻)は、江戸湯島生るとあり(承應三年生る、長じて江戸に來り、はじめ新庄陸州侯に仕へ、後ち井上相州侯(或曰河州侯)に仕へたりといふ、幾もなくして、松尾芭蕉の門に入りて、俳諧を學びたり、其時代に關しては、俳家奇人談には家を出でたる後に、蕉門に入りたりとし、風俗文選、作者列傳には、蕉門に入りたる後の出家とし、之を詳かにすること能はず、而して蕉門にありて、其高足として知られ、寶井其角と名聲を等しくし、芭蕉歿後には、江戸俳壇の牛耳を執り、其門に遊ぶもの夥なからず、世に此一派を雪門と稱す、其作句に就て之れを見るに、詞藻の豊富なる、格調の温雅にして精緻なる、彼の其角が豪宕磊落の風ありしに似ざるのみならず、その性行もまた其角の放縱なるに比し、嵐雪は稍々老實なりしといふ、寶永四年十月十三日卒す、年五十四、江戸駒込竹町常盤寺に葬る、深川長慶寺の墳墓は、後ち門人の建立にかゝるといふ、嵐雪また繪畫を能くし、なほ齊雲和尚の會下に參じて、大に得る處ありしと傳へらる、**清** 清水周竹、三田白峰、吉田白砂、熊谷素秋、櫻井吏登(雪中庵二世)和田東湖、帶金舞山、相十、稻川當國、大場寧和(一世)高野百里等尤も著ける、**撰** 其撰木綿、杜撰集、芭蕉翁一周忌集、わかな集、其帯、若水集(俳家奇人談、風俗文選、綾錦、江都諸名家墳墓一覽、俳家人名錄、類題發句集、俳諧年表)  
**ハツノコホリ** 幡豆郡 所在 三河國**起原** 延喜式に始めて見えたり、**和** 和名抄に能束、八田磯伯、意太、大川、大嶺、新島、修家等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)  
**ハツバウジロノカフト** 八方白兜



ハツビ

銀にて其全面を包みたる兜を云ふ、貞丈雜記に「今世畫工の俗説に、冑の左右二方銀にて包みたるを、八の字にかたり、八方白と云ふは非也、四方白は四方を銀にて包み、殘る四方は鐵地也、其鐵地の處をも、銀にて包めば八方白也、是一面に銀包の冑になる也、一面に銀をきせたるものなる故、銀のうすかれが、日よけになる也云々」と見えたり。

ハツピンハ

八品派 日蓮宗の一派、日隆を派祖とす、法華經本門十四品中に於て、涌出品より、囀累品に至る八品を以て、正依の經となせるより名づく、勝劣派の一分派なり、京都の本能寺、妙蓮寺、尼ヶ崎の本興寺、駿河の光長寺、上總の鷲巢寺を本山とす、末寺三百三十三ヶ寺あり、明治三十一年本門法華宗と改む。日隆は、越中の人、俗性桃井氏、字は深園、精進院と稱す、至徳二年生る、幼にして越中國圓城寺に入りて難髮し、十八歳の時京都に上り、妙顯寺の日露に師事し、法華經八品の深旨を究め、遂に一派を開く、應永二十七年に本興寺を、永享元年に本能寺を創め、爾來兩山師資相承く、寛正五年寂す、年八十、ニチレンシユウと參看(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、諸宗祖師略傳)

ハツブリ

半首(半頭) 額部を覆ふ鐵製の武具、内冑を射られざる爲にして、また半領、目の下の頬當を着たる時、顔面の全部を全く掩ひ得る料(軍用記所載) (北野天神記所載)



なり、此上に烏帽子、冑なども着用す、保元物語などに見えたるは、平安朝時代の末期より起りしもの

ハツベ

なるべし本朝軍器考(軍用記)

ハツベイシ

八平氏 桓武平氏の末流にして、坂東地方の豪族たる千葉上總、三浦、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾の八氏を云ふ、又坂東八平氏とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳かならず(書言字考節用集、武家職考) 太平記追記、奥勢跡道々合戦の條に「江戸葛西三浦鎌倉坂東八平氏云々三浦大多和合戦の條に「江戸豊島葛西河越坂東八平氏云々」など見えたり。

ハツモミチ

初紅葉 襲の色目の名、表は萌黄、裏青なるものをいふ、秋季着用す、「カサチノイロメ」の挿繪參看(深窓秘抄)

ハツユキ

初雪 襲の色目の名、表白、裏うるみ色のものをいふ、十一月頃用ふ、「カサネノイロメ」の挿繪參看(深窓秘抄)

ハツレン

伴天連 耶蘇敎の傳導師をいふ、ホルトガル語パドレの轉、院主又は和尚と譯す、父の義、また破天連、頗姪連、巴禮、馬轉連、馬天連など書したり、吉利支丹宗キリシタンシユウと參看(史學雜誌、往時の西洋交通が國語に及ぼしたる影響)

ハトウ

抜頭 名林邑樂、食調廿四曲中の一、或は乞食調とも云へり、一名宗紀樂と稱す、古樂にて小曲、一人舞、答舞還城樂、西國の胡父、猛獸の爲めに噬み殺されしかば、其子獸を索めて父の仇を報せしに象どり、此舞を作りしといひ、又唐土の后妃嫉妬のあまり、鬼となりしかば、樓に籠められたりしを、破り出で、舞ふ姿を摸せりとも云へり、これが傳來に就ては、婆羅門僧正、又は沙門佛習なりとも稱し、詳かならず、伴内麻呂此曲を善くせり、多く相撲競馬等の節會に用ひ、相撲節の勝者之を奏す(禮樂志、歌舞音樂略史)

ハトウ

ハトウワンオン

馬頭觀音 六觀音の一、頭上に馬頭を戴ける觀音にして、觀音が、轉輪王の寶馬が、須彌山の四方を驅馳するが如く、大威勢を以て、大慈悲心を行ふことを形容したるものなり、大日經疏五に詳説あり。

ハトノツエ

鳩杖 鳩を以て飾したる杖を云ふ、老人の携ふるもの、内裏にて御賀ありし時、鳩杖を奉らしむることあり、或は臣下の算賀の時に、特に宮中より賜ふことあり、宮中に杖を許さるは多く此杖なり、後漢書禮儀志に「三老五更八十九賜玉杖、長尺九、端以鳩爲飾、鳩者不噉之鳥也、欲老人不噉」と見えたり、其制は、竹にて鹿杖(今の樺木杖)を造り、杖に葉のつきたる枝一ツありて、上の樺木の端に鳩を造付くと醋中清話に見えたり、清輔尚齒會記に「はとのつゑにすがれるすがた云々」新後拾遺集神祇の部に「石清水社の歌會に、源家長朝臣、やはた山神やきりけんはとのつゑを老いてさかゆくみちの爲とてなどあり、亦建仁三年十一月廿三日、後鳥羽院が藤原俊成に、九十賀を賜ひし時、鳩杖を賜はれり、其時の長經日記に「其北置鳩杖、以銀作之、件杖竹形也、其上居鳩也、有二杖二葉、件葉書三和歌、有家朝臣詠之」と見えたり、いまも、八十以上の元老には、宮中より、優待の恩召にて、之を賜ふ。

ハナアヤメ

花菖蒲 襲の色目の名、表白、裏萌黄なるものをいふ、夏季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看(深窓秘抄)

ハナサクラ

花櫻 襲の色目の名、表白、裏青なるものをいふ、春季着用す(胡曹抄)

ハナシツメノマツリ

鎮花祭 朝廷に於て、毎年三月吉日を撰び、大神狹井の二神を祭るをいふ、蓋し春花飛散の時に、疫神分散して穢を行ふが故に、其驅逐の爲めに必ず此祭あり、故に鎮花といふ

ハナテシツク

放十徳 「シツク」を見たるを放出したるは誤なり(家屋雜考、貞丈雜記)

ハナナデシコ

花撫子 襲の色目の名、表紫、裏紅なるものをいふ、夏季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看(深窓秘抄)

ハナノコシヨ

花御所 室町殿を云ふ、足利義満室町に第を起し、花を多く植ふしより、時人稱して花の御所と云ふ(貞丈雜記)

ハナノモト

花の本 連歌宗匠の棟梁たる者の稱する號、宗祇が朝廷より此號を賜ひしに始まる、按ずるに花の本の稱は、もと連歌の意に用ひたり、十訓抄に「土佐判官道清といふものあり、源氏狹衣たてぬきに覺え、歌よみ、連歌を好み、花の月の前すきありきけり」と見え、太平記に「將軍家の花の下の會を、かはゆげなる遊哉と欺るものなり云々、また、花の下の連歌どもを呼び下し」など見えたり、なほ沙石集にも「花の下の十念坊ありけるが云々」ともあり、十訓抄なるは、菟玖波集の僧正慈遍が眞名序に「或詠花下、或嘯月前」輩」とあり、同普光園殿の假名序に「世々のひじりのみかども撰集に加へ、家々の道を待たる人も式目をつくりて、久しく雲の上のもてあそび、花の下のたはぶれとなれり」などあると同じく、風雅の意を述べたる詞に過ぎざれども、太平記なる花の下の會とは、連歌の會といふ事なるは論なし、依て沙石集なる花の下の十念坊などいへると合せ考ふるに、當時連歌師の事を花の下とか、花の下衆とかいへるにはあらざりしか、更に又按ずるに、後鳥羽院の時、連歌の上手を柿本衆、下手を栗下衆と名づけられしことあれば、是等に準據して宗祇號となりしものなるべし、宗祇の

ハツビ

と、今義解に見えたり、大神、狹井の二神は共に大物主神にして、前者は其和魂、後者は其荒魂なりと傳ふ、神祇官にて之を行ふ、崇神天皇の時、疾疫流行したりし時、大物主神の告により、太田々根子をして、同神を祭らしめたるに、疫癘忽ちにして息みたること、史に見えたるは、それよりして此神を祭るなるべし(書紀、今義解、公事根源、大三輪神三社鎮座次第)

ハナソノウチ

花園氏 姓は藤原、閑院家の一なり、正親町三條公兄の二男左近衛中将實教の男、公久を祖とす、右中将從四位下となり、寛永十二年卒す、その子實滿、參議從二位となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜)

ハナソノテンノウ

花園天皇 名は富仁、法名遍行、萩原法皇と稱す、醍醐天皇伏見天皇の第三皇子、母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女、第九十五代の天皇、應永仁五年七月降誕、皇兄後伏見天皇養ひて子とす、正安三年八月、後二條天皇の皇太子となり、延慶元年八月、後二條天皇崩するに及び、同月踐祚、十一月十六日即位あり、在位十一年、改元すること四、文保二年二月廿六日位を後醍醐天皇に讓る、因て尊號を上りて太上天皇といふ、元弘三年三月、後醍醐天皇隱岐より遷幸あるに及び、後伏見上皇と共に移りて六波羅に御し、五月また伊吹大平護國寺に幸し、留まること十八日にして京都に遷る、建武二年十一月、薨逝して、萩原殿に居り、正平三年(北朝貞和四年)十一月十一日崩す、壽五十二、山城國愛宕郡栗田村の十樂院上陵に葬る、天皇學

を好み、詩歌を善くし、親しく風雅集を撰す、また深く禪法を好み、僧妙超慧を以て師と爲し、花園離宮を捨て、妙心寺と爲し、更に玉鳳院を方丈の側に創め、移りて之に御し給へり(大日本史、陸奥一覽)

ハナタ

縹(花田) 藍染色の名、藍色の薄きもの、露草の花にて染めたるより名ありといふ、裝束にては、深縹、中縹、淺縹の三を通稱せり、袍、直衣、狩衣、衣、袴、位袋、指貫等を此色にて染め用ふ、袍は、深縹を八位(中古以来六位用ふ)、淺縹を初位の者着用す、狩衣は、成長の人四季通じて用ひ、白裏の者は六位の者常用す、衣は、白單の上、又は白二の上用ひ、袴は、深縹を五位以上、淺縹を内命婦着用す、位袋は、深縹を八位、淺縹を初位用ひ、指貫は、幼少の殿上人用ひ、六位は大禮の時と雖も用ふ、深縹は、帛一匹に藍十圍、薪一百二十斤、中縹は、帛一匹に藍五圍、薪六十斤、淺縹は、帛一匹に藍半圍、薪三十斤を用ふ(裝束色彙)

ハナタチハナ

花橘 襲の色目の名、表朽葉、裏青なるものをいふ、夏季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看(胡曹抄)

ハナチイデ

放出 本家より突出たる屋室をいふ、又ハナチイデとも云ふ、即ち左圖の如し、今昔物語平貞盛射盗人條に「法師をば、物忌がたくおぼすなればとて奥に入れて、その身は放出の方に居て、食した、めでれぬ」とあり、源氏物語梅枝卷に「うへはひんがしのなかのなはちいでに御しつらひのことにかう、しなさせ給うて云々」また其下文に「西の放出をしつらひて、御くしあげのないじなども、やがてこなたにまいれり云々」と見えたり、源氏物語の諸註に、いづれも母屋をしきりたるが、

ハナタ

ハナタチハナ 花橘 襲の色目の名、表朽葉、裏青なるものをいふ、夏季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看(胡曹抄)

ハナチイデ

放出 本家より突出たる屋室をいふ、又ハナチイデとも云ふ、即ち左圖の如し、今昔物語平貞盛射盗人條に「法師をば、物忌がたくおぼすなればとて奥に入れて、その身は放出の方に居て、食した、めでれぬ」とあり、源氏物語梅枝卷に「うへはひんがしのなかのなはちいでに御しつらひのことにかう、しなさせ給うて云々」また其下文に「西の放出をしつらひて、御くしあげのないじなども、やがてこなたにまいれり云々」と見えたり、源氏物語の諸註に、いづれも母屋をしきりたるが、

ハナソ

ハナタ

ハナチ

ハナハ

後、宗長、里村紹叱、松永貞徳、北村季吟等皆花の下と號したり、なほ紹叱の後裔は江戸幕府に仕へて、柳營の連歌師たりしより、世々此號を繼承したりといへり(小夜の寢覺、文藝類纂、續俳家奇人談、明良帶録、南窓閑話、野史、古事類苑文學部)

ハナハケンゲウ

塙檢校 塙保己一(ハナハホキイチ)を見よ、

ハナバタケパン

花畑番 江戸時代、小性組を云ふ、コシヤウを見よ、

ハナハホキイチ

塙保己一 本姓萩野、後ち師富須賀一の本姓なる塙を冒す、幼名辰之助、後ち千彌、保木野一と稱し、更に保己一と改む、水母子と號す、法名和學院總檢校心眼光明居士(年譜には五歳の時とす)寶曆十年(年譜八年とす)江戸に登り、雨宮檢校須賀一の門に入り、翌年また萩野宗因に國書を、川島實林に漢籍及び神道を、山岡俊明に律令を、東禪寺の僧孝首座に醫書を學びしが、十三年一座の衆分となり、寶曆六年、賀茂真淵の門に入る、されど其冬真淵歿したれば、從學する事半年餘に過ぎざりしといへり、安永四年(年譜八年とす)天明と改む、八年始めて群書類從編纂の志を起す、天明



(藏所氏紹忠塙)

三年一座の衆分となり、寶曆六年、賀茂真淵の門に入る、されど其冬真淵歿したれば、從學する事半年餘に過ぎざりしといへり、安永四年(年譜八年とす)天明と改む、八年始めて群書類從編纂の志を起す、天明

ハナフ

三年檢校に進み、四月また日野資枝に就きて和歌を學び、資枝の歿後外山光實に從ふ、五年水戸文公に見えて盛衰記の校正に預り、月俸五口を賜ひ、功畢るの後、更に大日本史の校正を囑托せられ、月俸を増して十口を賜ふ、六月今物語の刻成る、これ國書總刻の始なり、寛政五年幕府に請うて和學講義所を設立す(ツカクコウダンシヨ參看)是に於て保己一の名聲頗る高く、前後就きて學ぶ者頗る多し、六年盲人一座の取締を命ぜられ、十一年これを辭し、享和三年一座總録となりしが、文化二年職を辭して十老の列となる、一座の、先例、十老に入る者必ず京都に在住するを法と爲せども、保己一は講談所其他の事務を擔當するの故を以て、特にこれを免されたり、十二年四月別旨を以て將軍徳川家齊に拜謁し、爾來年首には、醫師と共に登營して拜賀するを得たり、文政元年二老に進む、二月群書類從全部の刻成る、四年正月總檢校となり、八月これを辭す、此月病にかかり九月十二日歿したりしが、明年七月九日に至りて喪を發せり、年七十七、江戸四ッ谷醫王山安樂寺に葬る、寺後ち廢頽に歸せるを以て、明治三十一年井上頼園博士等、遺族と議して隣地愛染院に改葬せり、屋代弘賢、中山信名、松岡辰方、石原正明、稻山行教、長野美波留、群書類從、續群書類從、武家名目抄(以上各條參看)史料、螢蠅抄、花咲松、椒庭譜略、家記、徒然草拾遺、松山集、鷗林拾葉、皇親譜略、假名曆略注、總隱集、水月文藻等、其他校正して出版せる古書等頗る多し(温故堂塙先生傳、前總檢校年譜)ハナフサイツテフ 英一蝶 名蝶姓は多賀、名は信香、通稱は助之進、また次右衛門といひ、翠葉翁、一峰閑人等の號あり、續群書類從の子、承應元年大阪に生る、幼より繪畫を好み、寛文六年、

ハナヤ

ハニフ

年十五の時、江戸に出で、狩野安信の門に入り、繪事に勵精して、安信に深く愛せられ、安雄の名を授けられしといふ、其後剃髮して朝湖と號し、斬新なる意匠の圖畫をつくりて、世にもてはやさる、元禄十一年十二月、繪畫をもて朝事を諷し、幕府の忌諱にふれ、三宅島に遠調せらる、島に駐まること十二年、寶永六年九月赦に遭うて江戸に還れり、その未だ三宅島阿古の浦に在るや、日々母を思ふの情切なりしかば、自ら窓を北方に向けて望郷窓と名づく、これより配所にて畫きしものには、北窓翁の落款を用ひたり、また一日前栽の草花に胡蝶の戯るゝを見て、心を慰め居りしに、偶々教罪の報到來せしかば、喜びの餘り名を英一蝶と改めたり、一蝶の鳥より歸りし後は、暫く深川海邊の宜雲寺に寄食せしといふ、一蝶の畫は元狩野派より出でしも、中頃己が工夫を參へて遂に一派を爲す、また俳諧を好み、俳名を曉雲また和央といふ、其角風雪と深く交り、往々名句ありて人口に膾炙す、享保十年正月十三日歿す、年七十三、江戸二本榎承教寺中願乘院に葬る、なほ一蝶派の系圖は「イツテフハ」の條に掲げれば、就きて見るべし(横井博士「日本繪畫史」)

ハナヤマフキ

花山吹 襲の色目の名、表薄朽葉、裏黄なるものを云ふ、春季之を著用す、カサネノイロメの挿繪參看(胡曹抄、雁衣抄)

ハナレモノ

雜物 甲の胸の威毛と、袖の威毛の色を違たるを云ふ(軍用記)

ハニフノゴホリ

塙生郡 所在 上總國

延喜式に始めて見ゆ、和名抄に、塙生、塙石、小田、坂本、横栗、河家等の郷あり、始め此郡の東境、古へ一宮川南の地に沿うて、東海に至りしが、後ち郡界變遷して、其地長柄郡に入れり、郡名考ハナフ

ハニフ

ハニフ

ハネダ

ハバ

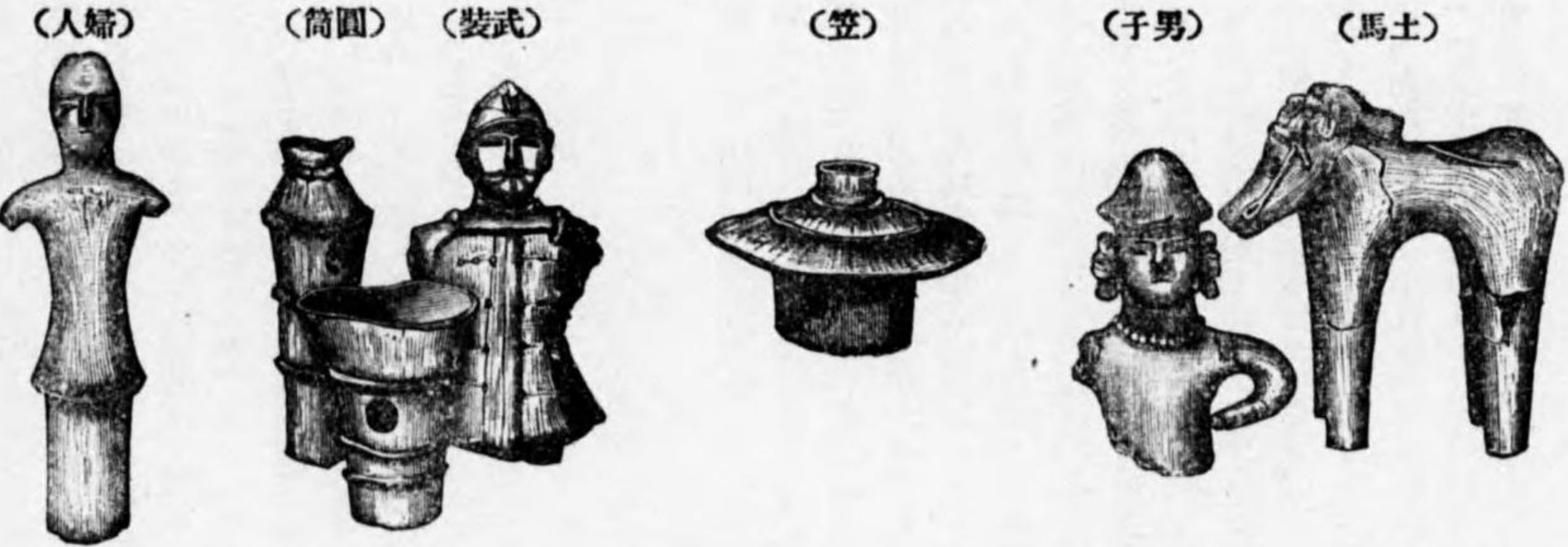
と稱し、地誌提要「ハニフ」兩條に訓す、明治十三年之上埴生郡と改稱せり、明治廿九年長柄郡と共に廢して長生郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ハニフノサカモトノミササキ

塙生坂 本陵 仁賢天皇の御陵、河内國南河内郡藤井村大字野中に在り、西南に面して、其形前方後圓、高さ二丈、四周に障あり、兆域方二町、守戸五烟を置く(禮樂志、陵墓一覽)

ハニフ

塙輪 各義上古墳墓の周圍に樹てたる埴製の器物をいふ、周圍に輪の如くに並列したるより名づく、また立物ともいふ、圓筒(土管形爲したるもの、坪井理學博士の説に従へば、最初は墳墓の崩れざる爲、土留の用に供し、後には神社の玉垣と同じく、區域を定むる用に供したるならんといひ、喜田貞吉、和田千吉の兩氏は裝飾ならんといへり)土隅(人、牛、馬、兔、野猪、鷄、水鳥等)土器(笠、楯、靴、甗、鉢、壺、鐘形の物等)起原諸國、垂仁天皇廿二年、皇后日葉酢媛薨じたる時、野見宿禰が、陵墓に生人を埋立つるの風に代へんが爲め、埴を以て人馬及び種々の物の形を造りて天皇に獻じ、之を陵墓に樹て、後世の法則と爲さんことを請ひしかば、天皇嘉納し給ひ、始めて皇后の墓に立てしめたり、埴輪の制實に茲に起る、而して坪井博士は、從來陵墓の周圍に物を立て列れる風もなく、埴を以て諸種の物を模造する風なかりしを、野見宿禰が突然此事を案出したりと信難しが故に、垂仁以前早く圓筒を立て列れる風ありて、野見宿禰は、これよりして、其上へ土隅を作り添へることを考へしものならんといひ、喜田貞吉氏、また埴輪を建つるとの、或は垂仁以前より存したりしにあらざりしかを疑へり、併に一説として、參考



に資するに足る、これより埴輪を築側に樹つると豪族間に流行したるがごとく、諸國に於て之を發見せり、而して統計の示す所によれば、其發見地は、凡て三十二國にして、東國地方最も多きを占めたり、これ中央學府附近は、調査十分なるが爲なるべきも、また以て其一斑を知るに足るべし、而して此風は何時まで存したりしか明かならざれ

ども、孝徳天皇の大化改新の時の詔に、埋葬に關する種々の制度を載せられたれども、埴輪に及ぼざるを見れば、當時既に絶えたりしか、または甚しく衰頽せるものなるべし、されど、埴輪が、文化の進歩比較的遅々たりし東北地方、殊に遠く磐城石代等に於て發見せらるゝより考ふれば、京畿附近に於て衰頽せる後も、なほ僻遠の地にありては、此風を存したりしならんとは、直ちに想像し得る所なり○埴輪土偶類(圓筒を除き)は墳墓の如何なる場所に樹てたるかは、今なほ疑問中にありと雖も、和田千吉氏の研究によれば、圓形古墳にては、圓筒配列以外の地に、皆向ひて右の方、殊にくびれたる部分より出で、獨り土馬のみ其兩方より出でたる例、一ヶ所あるのみなりといふ、これ方より一部分の研究に留まれりとも、記して參考に供ふ(書紀、ハニフ考、東京人類學會雜誌、古墳横穴及び同時代遺物發見地名表、考古界「古墳における埴輪の土偶埋没位置」同、埴輪圓筒は果して土留なるか)

ハネダフギヤウ

羽根田奉行 江戶幕府の職名、武藏羽根田の工事を掌る起原諸國、千石高、役料五百俵、老中の支配にして芙蓉間詰とす、天保十三年十二月、始めて之を置き、田中勝行を以て之に任す、十四年三月奉行組頭を置き、窪田治部右衛門を以て之に任す、弘化元年六月之を廢す(吏徵附録、續泰平年表)

ハバ

馬場 乘馬の練習場を云ふ、古くはウマバと訓す、馬場の本を馬出、末を馬駐と云ふ、圓らすに垣を以てす、之を埴と云ふ、其埴が方に雄埴雌埴あり、雄埴は高く結び、女埴は低く結ぶといへり、埴の外に、屋舎あり、馬術を觀覽し、或は點檢する處となす、昔時武徳殿前に馬場あり、天皇臨御し

ハバキ

て射御を覽給ふ所なり、故に武徳殿と稱す、また馬埒殿、馬場殿、又はウマキ殿とも云ひ、其馬場を内馬場と稱す、又近衛兵衛二府の馬場あり、衛府の兵士の調馬場なり、又此他に相馬馬場と云ふあり、其縦横同じきを謂ふ、此他臨時に設くる馬場あり即ち犬追物、流鏑馬、笠懸等を行はる、時、作るものなり、其作り様一ならず、即ち犬追物の時は圓形なり、弓杖十七杖四方にして小繩あり、大繩あり、共に繞らして輪狀をなす、小繩は馬場の中央にあり、徑弓杖一丈なり、大繩は其外にあり、長さ廿一尋なり、其周圍に砂をしく、之を鏑際と稱す、流鏑馬の時は、長二町となし、的を三ヶ所に掲ぐ、馬かへる所は兩方に扇形を作る、埒は兩方にあり、笠懸の時は殆ど流鏑馬の時に同じ、但しさぐりの遠さ一町となし、廣さ一尺八寸、深さ五六寸となす、矢道の廣さは弓杖一丈となす、後世武家起るに及びて、馬術益々貴ばれ、殊に江戸時代に至りては、馬術を業とする専門家を生じ、至る處に馬場を設けて、之を教習するに至れり、而して幕府にては、城内吹上其他に馬場あり、また天和二年初て湯島に馬術修練場を設け、之を新馬場と云ふ、江戸砂子には櫻馬場と記したり、之に次で寛文の頃馬場町の馬場、享保の頃木挽町馬場、高田馬場等出来せり、蓋し尤も古きは馬場町の馬場にして、寛文の頃出来たりと云ふ、此他諸國にも二三ヶ所より、多きは十數ヶ所の馬場を作り、藩士以下、馬術の修練場に充てたりき(倭訓栞、法量物、流鏑馬次第、江戸名所圖會、古事類苑武器部)

ハバキ

(綱)刀帶金、脛巾金) 柄の承口に裝置したる金具の名、即ち鐔際に刀膚に纏ひ、鐔をして動かさしむる爲めなり、刀の刃に帶く金なるが故に名づく、バキカネの略、一説に、脚に帶

ハバキ

く脛布の如きが故に、脛布金の義なりといへど、權ならず、突掛繩、一枚繩、二枚繩、上繩、下繩、太刀脛巾、古脛巾等あり、太刀脛巾は、まちなき一枚繩をいひ、古脛巾は、切羽の小なるものを、脛巾に作り付けたるをいふといへり(和漢三才圖會、日本釋名、劍甲新論、下學集、武家名目抄)



ハバキ 脛巾

今いふ脚絆也(和漢三才圖會) 絹、木綿等にて作る、形圖の如し、又葉にて作れるあり、これを葉脛巾といふ、「イナヒハバキ」とも、「イナミハバキ」とも訓む、(同條(貞丈雜記所載) 參看) 主上行幸の時、供奉の隨身及び春日祭の使、舞人等之を着し、脛巾は、兵衛、衛士、主帥、赤脛巾は、衛府督佐等集會の日之を著用せり、脛巾はもと裝束に付帶したるものなれば、大口、直垂、四幅袴を着せる時は、一班にこれを著す、近世は旅人、行人等が、著用せること、人知る所なり(裝束集成、貞丈雜記、四季草)

ハバキノクニ

伯耆國 東は因幡、西は出雲、南は備後、備中、美作、北は海に至る、東西凡十七里、南北凡八里、山陰道に屬す(形勝) 大山中央に挺立して支脈左右に蜿蜒し、國の西北一隅斗出でて出雲の東隅に對し、中海を擁す、西北平坦、稍々沃饒に屬す(拾芥抄) 古へ伯伎に作る、古事記神代卷に見ゆ、天武天皇の時國造あり、國府を久米郡に置く(今の國府村) 元弘三年醍醐天皇隱岐より本國に潛幸し給ふや、國人名和長年船上に奉迎し勤王の師を興す、因て國守に任じ、守護に補す、延元元年長年京都に戦死し、子顯興職を襲ぎ、尋で征西將軍懷良親王に從ひて西海に赴く、興元元年足利尊氏、山名

ハバキ

時氏を守護となす、正平中時氏、吉野に歸順して丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、隱岐六國を併せ、後ち再び足利義隆に降り、諸子を分封し、本國を長子師義に與ふ、師義卒して其子氏之嗣ぎ、河村郡松崎に治す、元中七年其弟滿幸、之を足利義滿に讓り、擊ちて之を走らす、義滿因て滿幸を守護となす、滿幸尋で誅せられ、義滿、氏之を復封し、久米郡倉吉に居り、子孫に傳ふ、七世澄之に至り國勢日に衰へ、大永四年尼子經久に滅ぼさる、經久終に河村郡羽衣石の南條宗勝、久米郡岩倉の小鴨氏等を逐ひ、全國を併す、永祿中毛利元就本國を略定し、宗勝等を納れ、杉原盛重を泉山に置き、國內を鎮せしむ、天正八年豊臣秀吉西伐し、宗勝の子元續を誘降す、十年元就の孫輝元、秀吉と媾和し、本國及び備中の半を割きて之を織田氏に納る、明年秀吉、元續元清兄弟に羽衣石岩倉二城を分ち與ふ、十九年秀吉本國の半を吉川廣家に賜ふ、關ヶ原役後、徳川家康、廣家及び南條氏の封を收め、中村一忠を全國に封じ米子城に治す、慶長十四年一忠卒し、嗣なくして國除す、明年加藤貞泰大洲(伊豫)に轉じ、一政事に坐して封除し、池田光政に全國を賜ふ、寛永九年光政備前に徙り、從弟光仲之に代り世襲す、明治維新島取縣より兼治す(備前) 古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

延喜式	拾芥抄	元祿圖	郡名考	明治沿革	郡區編	新郡區
和名抄	寛知集	天保帳	地誌提要	制	編制	
會見	同	同	同	同	同	西伯
汗入	同	同	同	同	同	

ハバサ

ハバサキモン 馬場先門 所傳江戸城廓門の一、和田倉門の南方に在り、此門内に馬場あるが故に名く、又昔此の門は閉切にて、往來なかりしかば不明門とも云ふ(源傳) 寛文八年四月、火事の爲め馬場先門の往還を許し、橋を架す、是より馬場先門と云ふ、殿居臺に「當所は正徳元年迄御門無之、文昭院様當所にて馬場出来、朝鮮人騎射爲三上覽之、御床出来候後、御門出来、南角者御櫓有、明和九年大火に同録、日比谷御門升形の向、今石疊有之所也、當所御門外は、八代州河岸、元來増上寺舊地、朝鮮人來朝の節留致候所也」といへり、門衛には、譜代大名二萬石限り、番士五人、羽織袴を著く、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は外櫻田門に同じ(案の一、本、殿居臺)

ハバシロ

母代 其人の母分として、後見するものを云ふ、實母または繼母の義にはあらず(類聚名物考) 天皇には准母(ツェンボ)と云ふ、大鏡内大臣道隆の條に「さて其の宮の上のさし次の四の御方は、御匣殿と申、御かたちとうつくしくして、式部卿宮の母代にておはしませしも、はやううせさせ給ひにき、源平盛衰記に「大和國の女、攝政基實公の北政所、高倉院の御母代を白河殿と號す」など見

ハバド

馬場殿 殿造にて、馬場に臨みて建築せる殿舎を云ふ、多く廊の中に設くと云ふ、後世の馬見所に同じ、源氏物語野分卷に「うまばのおとど、南の釣殿などは、あやうげになんとて、事行ひののじる云々」と見えたり、後鳥羽院は、競馬を獎勵せられ、二條殿、京極殿を始め、水無瀬、宇治、鴨、泉等の離宮に、馬場殿を設けられし事、明月記に見えたり、ハバンセン 八幡船 倭寇の徒、即ち室町時代支那朝鮮等の沿岸を侵略せる我國の邊民が乗用せる船をいふ、船中八幡大菩薩と記したる標旗を用ひしを以て、彼國人呼んで爾か云へるなり、南海通記豫州能島氏倭大明國記の條に「この時我國の賊船各八幡宮の幟を立て、洋中に出で、西蕃の市舶を侵し掠めて其の財産を奪ふ、故に其の賊船を稱して八幡船と呼也」とあり、又野島流兵守微船錄口義にも見えたり、海軍(カイケン) 倭寇(ワカウ) 參看、

ハブ

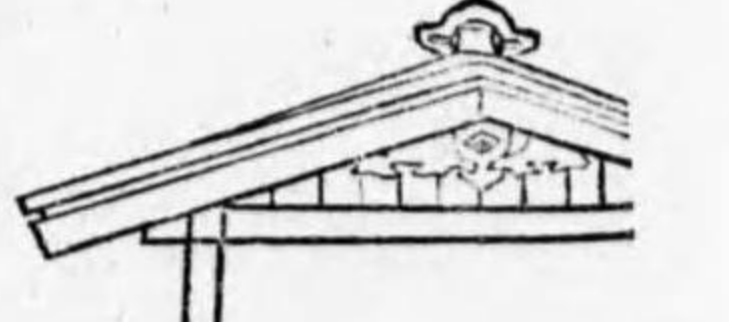
破風(搏風) 屋根の切妻の合掌形の板を云ふ、もとは神建造の千木と同一物なりしを以て、其形は直なるを本式とす、故に之を本破風とも云へり、屋根の面に取付たるを障泥破風と云ふ、和漢三才圖會には、大棟の肩に小棟を寄せかけて作りたるを云へり、現今之を据破風と稱す、其形は屋根に据付たるが如き故に名づく、切妻破風の下に並べて二ツの破風を置きたるを千鳥破風と云ふ、入母屋造の破風を入母屋破風と云ひ、多くは屋端にあり、現今千鳥破風と稱するは、据破風及び入母屋破風を併せ云ふ、棟より軒迄の長さ、左右異なる屋根の妻の破風を流破風、下半の上下凹曲線をなし、上半は凸曲線をなすものを、唐破風、屋根の軒より起る唐破風を軒唐破風、上方の凸なるものを起破風、本家の軒

障泥破風



(載所彙辭建築)

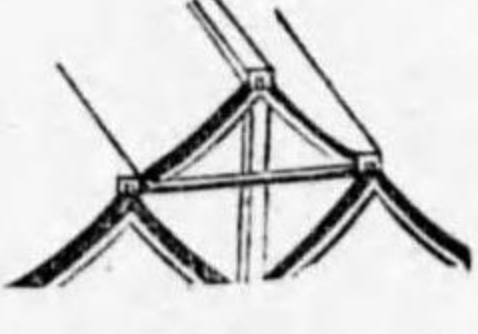
起破風



障泥破風



千鳥破風



(載所考雜屋家)

ハフツツ

き居る意なり(和漢三才圖會、家屋雜考、建築辭彙) ハフツツ 葉二 横笛の名器、鬼丸とも名づく、朱雀天皇の重器、此笛は源博雅が朱雀門にて得たる笛なりといふ、博雅早世の後、僧淨藏繪旨によりて、此笛を吹く、此笛赤葉青葉各一あり、故に名づく、天下第一笛と稱す、後ち藤原道長に傳はり、後一條院御在世の時、藏人某を以て此笛を召されしことあり(拾芥抄、江談抄、樂器考)

ハフリ

祝 名義姓の一種(和漢三才圖會) 古事記開化天皇の條に、御上祝とあるを初見とす、又姓氏錄に、鴨部祝、紀祝、波多祝、三歲祝等見えたり、祝部とは別なれば、混同すべからず、いま祝姓を帯びたる氏を擧ぐれば左の如し、「カバネ」參看(古事記、古

ハバド

ハフタ

ハフリー—ハマグ

事記傳、丹生祝氏文、新撰姓氏錄、姓名錄抄)
波多祝 三歳祝 鴨部祝 紀祝 御上祝 丹生祝
ハフリ 祝 神職の一、神社に奉仕して

大和に行幸し、神武天皇の陵を拜せらるべしとの勅
を見るに至れり、會津薩摩の二藩これを見て、長州一
派の過激黨を抑制せんとし、急に中川宮、近衛衛白等
と策を定め、閣下に伏奏して行幸延引の事を決し、
更に長藩の堺門を警衛せるを解き、藩士の在京を禁
ずると共に、堂上における過激黨たる三條實美以下
の官爵を削り、その参内を停め、宮中諸門の警備は、
會津二藩の兵を以て之に充つ、長藩士等已むを得ず、
實美以下の七卿を奉じて本國に歸る、既にして長藩
は、會津の爲めに其勢力を失ひしを憤り、兵力を以
て二藩を挫き、京都の形勢を一轉して、再び過激黨の
朝廷と爲さんことを望み、辭柄を陳情嘆願に借り、家
老福原越後、國司信濃、益田右衛門介に兵を授けて
上京せしめたり、茲に於て長藩と會津二藩とは、閣
下に戦を開くに至れり、長州の三家老は、兵を
具して東上し、福原越後は伏見に、國司信濃は洛西
天龍寺に、益田右衛門介は山崎天王山に陣營を張り
て、陳情の表を呈し、陰謀の處あるの兆を顯はした
れば、一橋慶喜は會津藩主松平容保、薩摩藩主島津久
光と謀り、三家老に日を期して歸國すべきを命じた
れども敢て承服せず、慶喜等即ち征討の策を決し、各
々部署を定め、長藩に於て、七月十八日夜半、福
原越後を首將として伏見街道より進み、松平三河守、
戸田采女正を破りしと雖も、彦根、會津の藩兵の來
援に會して山崎に敗走せり、尋で十九日早曉、國司
信濃の兵、下立賣、中立賣、蛤門の三面を襲ふ、中
立賣は國司自らこれを率ゐ、勢威尤も盛んにして、既
に宮中に亂入せんとするに當り、薩兵三百餘人馳せ
來りて、側面より砲撃せしかば、國司の勢敵せずして
敗走し、天龍寺の陣所に退く、又蛤門は、來島又兵
衛將として、會津桑名の兵と奮戦し、大にこれを破

ハマグ

りて公家門に進入す、時に小松帶刀薩兵を率ゐて來
り、會津の二藩を援けて、盛んに砲撃せるを以て長
兵途に敗れ、來島以下自殺するもの多し、而して南面
堺町門の方面は、竊に前夜より鷹司公の邸内に集り
居たりし久坂玄瑞、眞木和泉等、天王寺より來りし兵
を率ゐて、彦根、越前の勢と戦ひ、未だ勝敗の決せざ
るに當り、會津の兵來援し、北風に乘じて火を鷹司
邸に放ちしかば、長兵は黒烟猛火の中に包まれて散
亂し、久坂玄瑞等死する者亦多し、諸方面の兵悉く
潰ゆ、福原、益田、國司の三家老は、諸門の戦に
敗れて、海路より本國に歸る、幕府即ち、朝命を以
て長藩主毛利慶敬父子の官爵を削り、且つ有栖川宮
以下、長州與黨の公卿七十餘人の参内を停め、尋で禁
閣に對して發砲せるを名とし、紀伊中納言を首將に、
松平越前守を副將とし、山陰、山陽、西海、南海の二十
餘藩に命じて長藩を討討するに決し、長州征伐は起
れり、「チャウンウセイバツ」參看(元治夢物語、幕府
衰亡論、幕末小史、徳川太平記)

ハマグ

ハマグテン 濱御殿 所在江戶芝濱、今は
濱離宮と稱す、開闢前芝濱附近は寛永の頃までは
蘆葦叢生し、將軍鷹獵の場所なり、四代將軍徳川家綱
の時、この地凡五萬八千坪を徳川綱重に賜ひ下屋敷
となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸
御用御屋敷と稱したりしが、後濱御殿と改稱せり、
寶永四年大に修理を加ふ、淺野土佐守長澄其工を助
く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及
び大手門橋等は皆この時に成れり、又從來御殿を守
管せるものを、濱御殿預りといひしを、濱御殿奉行と
改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼
失し、一時荒廢せしを、家齊將軍の時更に修理し、燕
の茶屋、燕の茶屋、燕の茶屋、御亭山腰掛、松原

ハマグ

腰掛、五番堀前腰掛、鹽濱、葉屋、新錢座、東屋等をも
造營し、大に面目を改む、慶應二年十一月奉行を廢し
て海軍奉行の所轄となし、始めて石室を築き海軍所
となす、明治二年七月軍務官、外國官、これを管し、
延邊館と名づく、三年十月苑地を宮内省に屬し、濱
離宮と稱す、外國の賓客には往々此館を旅館に充て、
或は招待することもあり、苑地大に荒廢に屬し、今
は中島、海中、燕、葉屋の茶屋のみ存せり(御府内備
考、瀨田問答、法令全書、園藝考)
ハマダシヤウ 濱田城 所在石見國那賀
郡濱田町の北、松原浦龜山丘上又龜山城といふ
處、開闢元和五年古田大膳大夫重治州松坂より
入部して、始めて之を築く、其子重恒慶安元年卒し、
嗣なくして除封し、翌年松平康映入部、五代康福に至
る、寶曆九年本多忠徹入部、明和六年に至り、本多
康福再び本城主となりしが、天保七年康福の時奥羽
棚倉に移り、松平齊厚六万石を領し城主となる、慶
應二年武聰の時、長人之を逐ひ城遂に廢す(八重葎、
濱田鑑、武鑑)
ハマダヤヘエ 濱田彌兵衛 所在詳かな
らず 長崎の商人末次平藏茂房の配下におり
て、海國貿易に従事し、其船長たり、當時東洋の海面
には海賊の横行甚しく、内外の商船、皆大小の銃砲
刀劍を裝置せるを常とせり、彌兵衛の船も亦之を備
へしが、會々其船、台灣府に寄港するや、和蘭水上警
察所は、武器を引渡すべきを命じたるに、彌兵衛之を
拒絶し、印度商會が斯る押領を爲すの不正當を唱へ、
抵抗して屈せず、此に於て台灣總督ヒター、マイツ
(第三代總督)は、彌兵衛を其家に招き、懇々と以て
其始末を商議し、盛大の宴を設けて之を饗應し、彌
兵衛の醉へるに乗じ、人を遣はして、彌兵衛の許諾

ハマナ

を得たりと稱し、船中の武器を押取せり、既にして
彌兵衛之を知りて大に憤激し、閩人を脅嚇するに、日
本滞在の印度商會に返報すべきを以て且閩人に服
從せるシンカム種族の土人十六名を誘ひ去れり、か
くて彌兵衛は歸國の後、末次平藏と謀りて復讐の舉
に出でんとし、寛永五年弟小左衛門、子新藏等を率
ゐる二艘の商船に乗じて、台灣府に着し、異議なく二
三の武器を引渡したり、總督マイツは、彌兵衛の伴
ひたる十六人の台灣土人の中十一人を捕へて獄に下
し、併せて日本皇帝(幕府)を指すならんよりの贈物
なりとて携へ來れる品物をも沒收したれども、敢て
意に介せざるが如くなりき、既にして二人の船長(何
人なるか詳かならず)等は直ちに出發の願を聞届け
られんが爲めに、一日マイツを訪問せり、マイツは船
長に對し、出發の餘りに急激なるを説き、詳々として
意見を吐露しつゝありしに際し、別墅の園庭に潛み
居たりし一隊の日本人、突然現はれ來り、衣服の下に
隠しおきたる刀劍を提げて總督に逼れり、かくて徒
入者の一人たる彌兵衛は小左衛門、新藏の二人と共に
マイツに對して談判を開きしが、總督は直ちに急
使を城中に派して事變を報じ救助を求めたり、會々
船中に残りたる彌兵衛部下の士も現場に來着し、茲
に閩人との小闘はじまり、互に死傷ありしが、閩人
は遂に一万二千五百三十三斤の生糸、并に純銀八万六千
マルクを彌兵衛に支拂へるを以て、彌兵衛は、總督
の長子を質として長崎に歸帆せり、後、肥後侯これ
を聘し祿を賜ふといふ(台灣島志、事實文編)○近時、
台灣に於て此舉を爲したるは、彌兵衛にあらずして
天野屋太郎左衛門なりとするものあり、説は史學雜
誌第七編第七號にあり、就きて見るべし、

ハマナ

ハマナツシヤウ 濱松城 所在遠江國敷
智郡濱松○又引馬城とも稱す、開闢諸説あり、永正
年間三善爲連久野佐渡守之家をなして城を築かしむと
いひ、或は永正中三河國外蝶城主大河内備中守欠綱
引馬城を築くとし、又大河内兵庫助之を築くともい
ふ、開闢永正十年三月今川義元、欠綱を當城に攻む、
其後天文中より永祿八年に至るまで飯尾乘連、乘龍
父子城主となる、其後飯尾の臣江間氏之を守る、同十
一年十二月徳川家康之を得、元龜二年岡崎より移り、
天正五年新城を營み六年に至りて成る、即ち引馬城
を改めて濱松城と號す、此時本多作左衛門重次郎を
作る、今に作左曲輪と稱す、天正十四年家康駿河國府
に移り、同十八年堀尾吉晴城主となり、其子忠氏繼
ぐ、慶長六年出雲松江に移り松平忠頼代る、同十四
年掛川城へ移り水野重伸之に代り、元和五年紀伊國
に移り、高力忠房又之に代る、其後寛永十五年松平乘
壽、正保元年太田資宗、延寶六年青山宗俊、享保十
四年松平信祝、寛延二年松平重訓、寶曆六年井上正
經、文化十四年水野忠邦等相代りて封ぜらる、弘化
二年井上正春六万石に封ぜられて入部、後子孫相
繼ぎて明治維新に至り、上總鶴舞へ移封す(遠江風土
記傳、濱松土産、武鑑、明治政覽)
ハマユカ 濱床 帳台(チャウダイ)を見よ、
ハマユミ 破魔弓(濱弓) 所在江戶時代
歳首に兒童の弄ぶ弓をいふ、後には二張立の飾り弓
に矢を添へたるをいへり、破魔を射る弓の義、破魔

ハママ

ハママツシヤウ 濱松城 所在遠江國敷
智郡濱松○又引馬城とも稱す、開闢諸説あり、永正
年間三善爲連久野佐渡守之家をなして城を築かしむと
いひ、或は永正中三河國外蝶城主大河内備中守欠綱
引馬城を築くとし、又大河内兵庫助之を築くともい
ふ、開闢永正十年三月今川義元、欠綱を當城に攻む、
其後天文中より永祿八年に至るまで飯尾乘連、乘龍
父子城主となる、其後飯尾の臣江間氏之を守る、同十
一年十二月徳川家康之を得、元龜二年岡崎より移り、
天正五年新城を營み六年に至りて成る、即ち引馬城
を改めて濱松城と號す、此時本多作左衛門重次郎を
作る、今に作左曲輪と稱す、天正十四年家康駿河國府
に移り、同十八年堀尾吉晴城主となり、其子忠氏繼
ぐ、慶長六年出雲松江に移り松平忠頼代る、同十四
年掛川城へ移り水野重伸之に代り、元和五年紀伊國
に移り、高力忠房又之に代る、其後寛永十五年松平乘
壽、正保元年太田資宗、延寶六年青山宗俊、享保十
四年松平信祝、寛延二年松平重訓、寶曆六年井上正
經、文化十四年水野忠邦等相代りて封ぜらる、弘化
二年井上正春六万石に封ぜられて入部、後子孫相
繼ぎて明治維新に至り、上總鶴舞へ移封す(遠江風土
記傳、濱松土産、武鑑、明治政覽)

ハン

は、藁又は繩を圍めて作りたる的にして、其文字は借字なり、また其矢を破電矢といふ。...

ハンカチ 番鍛冶 後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ、後鳥羽天皇建久九年位を主御門天皇に譲り上皇と稱す、刀鍛冶を作ること好まれ、御親らも菊一文字等を作り給へり、故を以て鍛冶の妙手を諸國より召して、毎月刀を作らしむ、備前則宗、備中貞次、備前延房、栗田口國安、備中恒次、栗田口國友、備前宗吉、備中次家、備前助宗、同行國、同助成、同助延等十二人を撰び、十二月に分ちて院内に上番せしめ、多くの刀を作らしめ給ふといへり、之を三番鍛冶と云ふ(承久記、軍器考)。

ハン井

所領安堵の文書に署するを安堵御判と云ふ。...

ハンガク 藩學 江戸時代、諸大名が、設立したる學校をいふ、多くは其藩地にありたれども、江戸の藩邸内に設立せるものも亦尠ならず、主として藩士の子弟を教育し、農工商人の如きは、入學を許さざる所多かりき、科業は、漢籍を重にし、或は雜ふるに國學、醫術、武技等を以てしたるあり、而して舞目也。

ハンコヤキ 萬古焼 名義伊勢國小向村に於て製出する陶器。...

ハンカ

教則、教授の有様等は、いづれも大同小異にして、多くは幕府の學問所の制を模し、漢籍の法も未注を用ひたれど、或は古注を用ひ、或は新古を折衷したるものもなきにあらず、費用は總て藩の負擔に係り、束修謝儀を收めず、生徒は多く通學にして、寄宿は極めて少かりき、然るに幕末に際し、外國の關係起り、天下多事なるに及び、各藩にても新教育を施すの必要ありしより、國學、英學、數學、航海術、洋式の砲術、練兵、醫學等を課するもの日に多く、其後逸を抜きて之に學資を給し、江戸及び諸國に遊學せしむるものあるに至りしが、維新の際大半は廢絶に歸したれども、其中なほ存して、中學若しくは高等學校となりたるもの亦尠ならずなり、いま重なる藩學を擧げば左のごとし(日本教育史資料、日本教育史、古事類苑文學部)。

- 明倫堂(金澤) 壯猷館(金澤)
造士館(鹿兒島) 養賢堂(仙臺)
明倫堂(名古屋) 學習館(和歌山) 醫學館(和歌山)
時習館(熊本) 再春館(熊本) 修猷館(福岡)
修道館(廣島) 明倫館(萩) 明倫館(山口)
博習堂(山口) 弘道館(佐賀) 好生館(佐賀)
弘道館(水戸) 弘道館(彦根) 尙德館(鳥取)
有造館(津) 明道館(福井) 正義堂(福井)
長久館(徳島) 教授館(高知) 致道館(高知)
開成館(高知) 日新館(會津) 明德館(秋田)
明義堂(南部) 興讓館(米澤) 好生堂(米澤)
演武校(米澤) 立教館(桑名) 誠之館(福山)
成徳書院(佐倉)

ハン

ハンカチ 番鍛冶 後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ、後鳥羽天皇建久九年位を主御門天皇に譲り上皇と稱す、刀鍛冶を作ること好まれ、御親らも菊一文字等を作り給へり、故を以て鍛冶の妙手を諸國より召して、毎月刀を作らしむ、備前則宗、備中貞次、備前延房、栗田口國安、備中恒次、栗田口國友、備前宗吉、備中次家、備前助宗、同行國、同助成、同助延等十二人を撰び、十二月に分ちて院内に上番せしめ、多くの刀を作らしめ給ふといへり、之を三番鍛冶と云ふ(承久記、軍器考)。

ハンガミシモ 半上下 名義上下の一種、下に常の袴を着せる麻上下をいふ、通常麻上下といへば、半上下をいへるなり。...

ハン井

ハン井 版位 「ハンニ」を見よ。

ハンガク 藩學 江戸時代、諸大名が、設立したる學校をいふ、多くは其藩地にありたれども、江戸の藩邸内に設立せるものも亦尠ならず、主として藩士の子弟を教育し、農工商人の如きは、入學を許さざる所多かりき、科業は、漢籍を重にし、或は雜ふるに國學、醫術、武技等を以てしたるあり、而して舞目也。

ハンコヤキ 萬古焼 名義伊勢國小向村に於て製出する陶器。...

ハンカ

教則、教授の有様等は、いづれも大同小異にして、多くは幕府の學問所の制を模し、漢籍の法も未注を用ひたれど、或は古注を用ひ、或は新古を折衷したるものもなきにあらず、費用は總て藩の負擔に係り、束修謝儀を收めず、生徒は多く通學にして、寄宿は極めて少かりき、然るに幕末に際し、外國の關係起り、天下多事なるに及び、各藩にても新教育を施すの必要ありしより、國學、英學、數學、航海術、洋式の砲術、練兵、醫學等を課するもの日に多く、其後逸を抜きて之に學資を給し、江戸及び諸國に遊學せしむるものあるに至りしが、維新の際大半は廢絶に歸したれども、其中なほ存して、中學若しくは高等學校となりたるもの亦尠ならずなり、いま重なる藩學を擧げば左のごとし(日本教育史資料、日本教育史、古事類苑文學部)。

- 明倫堂(金澤) 壯猷館(金澤)
造士館(鹿兒島) 養賢堂(仙臺)
明倫堂(名古屋) 學習館(和歌山) 醫學館(和歌山)
時習館(熊本) 再春館(熊本) 修猷館(福岡)
修道館(廣島) 明倫館(萩) 明倫館(山口)
博習堂(山口) 弘道館(佐賀) 好生館(佐賀)
弘道館(水戸) 弘道館(彦根) 尙德館(鳥取)
有造館(津) 明道館(福井) 正義堂(福井)
長久館(徳島) 教授館(高知) 致道館(高知)
開成館(高知) 日新館(會津) 明德館(秋田)
明義堂(南部) 興讓館(米澤) 好生堂(米澤)
演武校(米澤) 立教館(桑名) 誠之館(福山)
成徳書院(佐倉)

ハンカ

ハンカチ 番鍛冶 後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ、後鳥羽天皇建久九年位を主御門天皇に譲り上皇と稱す、刀鍛冶を作ること好まれ、御親らも菊一文字等を作り給へり、故を以て鍛冶の妙手を諸國より召して、毎月刀を作らしむ、備前則宗、備中貞次、備前延房、栗田口國安、備中恒次、栗田口國友、備前宗吉、備中次家、備前助宗、同行國、同助成、同助延等十二人を撰び、十二月に分ちて院内に上番せしめ、多くの刀を作らしめ給ふといへり、之を三番鍛冶と云ふ(承久記、軍器考)。

ハンコヤキ 萬古焼 名義伊勢國小向村に於て製出する陶器。...

ハンサウ 椀(匣、半挿) 湯水を盛る調度を云ふ、和名抄に「匣説文云、匣、爾爾反、一音移、漢語抄并俗用、椀字、所出不詳、或説云、此器、有柄、半挿、其中、故名半挿也」柄中有「道可」以注、水之器也、今昔物語に「はんさうに水など入れて、たらのひの手もなきなど云々、」日中行事に「水司の御手水を參る、女官案にすみて持ちて參る、はんさう二、たらのひの中の盤白かれのうづは物にすみて、御やうじ二具してまゐらす」と見えたり、秋齋問語に「はんさうは湯水をつぐ物にて、俗に云ふ、湯桶の類なり、これに湯水にても水にても、つぎて手洗へうけさる物なるに、近年齒ぐるめの具の盟を、あやまりてはざうと云ふはいか、堂上方元服の調度、官備儀式の器物に、はんさうと云ふは湯つぎなり、況やはんさうと云ふなまれるをや」と見えたり、一説に、貴人飯後に口そ、ぐ器にて、鐵漿のみに限らず、飯漱なりと云へど、信じ難し(類聚名物考)。

ハンカ

ハンカチ 番鍛冶 後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ、後鳥羽天皇建久九年位を主御門天皇に譲り上皇と稱す、刀鍛冶を作ること好まれ、御親らも菊一文字等を作り給へり、故を以て鍛冶の妙手を諸國より召して、毎月刀を作らしむ、備前則宗、備中貞次、備前延房、栗田口國安、備中恒次、栗田口國友、備前宗吉、備中次家、備前助宗、同行國、同助成、同助延等十二人を撰び、十二月に分ちて院内に上番せしめ、多くの刀を作らしめ給ふといへり、之を三番鍛冶と云ふ(承久記、軍器考)。

ハンコヤキ 萬古焼 名義伊勢國小向村に於て製出する陶器。...

ハンサウ 椀(匣、半挿) 湯水を盛る調度を云ふ、和名抄に「匣説文云、匣、爾爾反、一音移、漢語抄并俗用、椀字、所出不詳、或説云、此器、有柄、半挿、其中、故名半挿也」柄中有「道可」以注、水之器也、今昔物語に「はんさうに水など入れて、たらのひの手もなきなど云々、」日中行事に「水司の御手水を參る、女官案にすみて持ちて參る、はんさう二、たらのひの中の盤白かれのうづは物にすみて、御やうじ二具してまゐらす」と見えたり、秋齋問語に「はんさうは湯水をつぐ物にて、俗に云ふ、湯桶の類なり、これに湯水にても水にても、つぎて手洗へうけさる物なるに、近年齒ぐるめの具の盟を、あやまりてはざうと云ふはいか、堂上方元服の調度、官備儀式の器物に、はんさうと云ふは湯つぎなり、況やはんさうと云ふなまれるをや」と見えたり、一説に、貴人飯後に口そ、ぐ器にて、鐵漿のみに限らず、飯漱なりと云へど、信じ難し(類聚名物考)。

ハンサ

持弓一組を備へたり(御府内備考、殿居鑑)

藩札 江戸時代、諸藩の領内に於て通用せし一の紙札を云ふ(稀に旗本の知行所にもあり)...

ハンサ

十四日の相場に據りて、新紙幣と交換せしむ、藩札處分の節の調査に、藩札を用ひしは、凡二百八藩、旗本知行八所(丹波の藤掛、牧、但馬の小出三家、備中の戸川、豊後の木下)...

ハンサ

院と云ふ、文明三年、伏見の指月に移し、今の名に改む、後土御門院、勅願所となし、禁裏道場に擬せられ、歴朝天皇の御位牌を安置す、文祿三年、豊臣秀吉伏見城を築くの時、今の地に移す、泉涌寺と併稱せられて、皇室に由緒深き名刹なりしも、維新の際御位牌を、泉涌寺に移されてより大に衰廢せり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ハンサ

子に宮に關む、太子胤を避けて右土御神宮に就り給ふに際し、瑞齒別皇子また後れて至る、太子、皇子を疑うて引見するを肯ぜざりしかば、皇子は他意なきを辯疏し、更に平群木苑と共に兵を率ゐて住吉仲皇子を討ち、遂に之を平ぐ、太子大に喜び、功を賞して村合屯倉を賜へり、既にして履中天皇の立つに及び、其二年皇太子となり、六年天皇崩すの後位に即き、元年十月都を柴籬宮に遷す、五年正月廿三日崩す、壽詳かならず、和泉國大鳥郡中筋村の百舌鳥耳原北陵に葬る、在位の間、風雨時に順ひ、五穀成熟し、人民富饒海内無事なりき(大日本史、陵墓一覽)

平遠識に「半昇殿者、近始於貞觀代、自今以後一切停止云々」とあれば、半昇殿は清和天皇の代より始まり、宇多天皇の時停めたるが如し、されど職原抄に半昇殿の事見えれば、其後もありしが如し(官職秘抄、職官抄)

に至り、學則を更革し、外國學校の制に倣ひ、教場を廣くし教授を盛んにせり、明治元年東京府の所管となり、二年大學南校と改稱す、四年文部省の所管となり、單に南校とのみ稱し、五年また開成學校と改め、十年東京醫學校と合併して東京大學と名づく、即ち今の東京帝國大學の前身なり(日本教育史、文部省第一年報)



(載所式圖東裝)

紅、黄、白等なり、東宮、親王、攝家、清花等童體の時これを著用す、但し古くは童體ならざる人も著せしこと、今鏡花ちる庭の面の段に、中院雅實が、半尻なる狩衣して家居せられしこと見えたるにて知るべし、東宮の著し給ふは、經緯紫、若松、唐草、窠中十六菊、親王は、地綾、白龜甲浮文紫にて、菊の折枝なり、紋定まらず、臣下は、經緯萌黄、若しくは若松、唐草等なり、著用の次第は、まづ前張(或指貫)次に衣、

ハンサ

ハンシヨウウテン 半昇殿 侍醫を云ふ、侍醫は、主上殿上の間に出御の時、小板敷まで上りて、龍頭を拜し奉る故に名づく、又半殿上とも云ふ、寛

ハンシヨウウテン 半昇殿 侍醫を云ふ、侍醫は、主上殿上の間に出御の時、小板敷まで上りて、龍頭を拜し奉る故に名づく、又半殿上とも云ふ、寛

ハンズ—パンタ

牛尻、腰帶、袖扇、履と、衣文墨童訓と見えたり(衣文墨童訓、裝束集成、裝束圖式、裝束甲冑圖解)

ハンズ 辨事 禪宗にて雑務に役する者の總稱、即ち寮元、寮主、副寮、延壽、堂頭、淨頭、化主、園主、磨主、水頭、炭頭、莊主、監收等を云ふ、園主は炭蔬を裁種する事を掌り、又園頭とも云ふ、磨主は磨頭とも云ひ、春磨の事を掌り、水頭は湯を沸かし、炭頭は炭炭を備へて寒を防ぎ、莊主は莊舎田圃の事、監收は租税を收納する事を掌る、此外湯頭、醬頭、米頭、麥頭、麻頭、穀頭、火頭、柴頭、燗頭、燗頭、燗頭等あり(較修清規、禪林象器箋)

ハンセツ 半切 名紙の一種、元は全紙を半裁したるものを云ひしが、後には別に製出せり、専ら消息に用ひたるもの、一に巻紙とも切紙とも云ふ、これ半切紙を幾枚もつき合せて一巻となしたる故なり、後世此種の紙の需用を増すに及び、延寶天和の頃より別に半切と云へる物を漉き出すに至れり、京西洞院にて作る物は尤も有名なり、文明日々記五年八月八日の條に「八幡田中殿より、御香水御返事調候(杉原半切)以蠟藏奉之」又十二年十一月二日の條に「今朝飯次持參大繪色々十五卷、半切給十一卷」など見えたり(關東京半切類、羽二重繪入、漉紋、忍ぶ、此君紙、奉書、龍形、白縮、色しば、和藤内、草唐紙、大雲等、其他色半切、布目等數品あり(雍州府志、昔々物語、紙譜)

ハンセン 判錢 制札(セイサツ)を見よ、ハンダンノシヨク 判斷職 執權(シツケ)を見よ、パンタラウ 番太郎 江戸時代、自身番に附屬せる小使をいふ、即ち自身番に詰めたる家主の雜役に使役するものにして店番ともいふ、別に一小家

ハンチ—ハンデ

自身番の傍に設け、小商賈を營む、其家を番屋といふ、火事などある時は、妻は行厨を炊出し、夫は之を背負ひて火事場へ赴き、又町内の者への目録にと、晝は帳を立て、夜中は提燈を點し、風扇、風下等へ、各町内の番太郎二十三人宛一團となり、糧食其他雜役に奔走すといふ、(ツシヤン)參看(江戸の花)

ハンチヤウ 番帳 武家に於て、出仕宿直の番を結ひて張出し置く帳をいふ、又番文とも稱す、吾妻鏡仁治二年十二月八日の條に「小侍所番帳更被改之云々」、建長三年六月五日の條に「五方引付更被結番之、爲三方秋田城介義景輕服之役、始出仕、奉行此事云々、其番文云(番文略す)」と見えたり、又直番帳あり、快元僧都記に見えたり、ハンチヤウ 番長 近衛府及び兵衛府の條の職員を見よ、ハンデン 班田 名義 王朝時代天下の公民に、口分田(クワンテン)參看)及びその他の賜田を班ち授くるをいふ(方法)田は六年に「たが班授す、若身死して田を還すべし(班田すべし)年をいふ)に至りて即ち收公す、班年に至るまでは、同戸内の人を之を佃食し、租税も代りて輸するなり、没官、逃亡、死去等に因り、公に還すべき田は、皆其主をして自ら量りて一處として還さしむ、班年に至れば、其正月三十日以内に左京職諸國司より太政官に申し、十月十一日より其田地と、給すべき人とを校勘して簿を造り、十一月一日に至りて、田を受くべき人を總集して之に給授し、翌年二月廿日以内に其事を訖(しむ、班田の事兩年に渉ると雖も、前年を稱して班田とするなり、其翌年即ち田を受けて耕種するを得る年を、初班とす、假令へば班年の翌年に生れたる子あり、次の班年に至りて六歳なり、即ち口分を授く、其翌年

を以て其者の初班とす、即ち七歳なり、若七歳にして死せりとも、次の班年即ち十二歳に至るまでは口分を收公せず、戸内の人を佃食す、又班年の翌々年に生れたる子は、次の班年に至りて五歳、翌年は六歳なりといへども、これに口分を授けざるは、班田を受けたる者、其年に死すといふとも、班年に至るまでは、收公せざるを以て、平進すればなるべし、田を授くる順序は課役を先にし、不課役を後にし、其課不課の中に於ては、無きを先にし、少きを後にし、貧を先にし、富を後にし、田地の損失ある時は、班年を待たずして之を給す、神田寺田の如き不稅田は更に加授せず、而して班田の事を掌るは、五畿内は班田使、畿外は國司にして、班田使は臨時に任命して派遣す、後には長官次官等をおきたり(關西諸國)參看)德天皇大化二年、始めて戸籍計帳、班田收授の法を造り、公民に口分田を給す、白雉三年にまた班田のことあり、尋で齊明天皇四年、天智天皇甲子歲、同天皇三年、文武天皇四年、同十年を班田の年とす、それより文武天皇大化二年に至るまで次を逐ひて班給せり、而して大寶の時、其制始めて定まる、尋で和銅元年、同七年、養老四年、神龜三年を造籍班田の年とす、其後遂次班田あれども六年一班の法の如くに、必しも行はれざりしものあり、今は之を略す、天長五年に班田あり、この後元慶二年に至るまで、五十箇年間班田の行はれざりしと、元慶二年の勅に見えたり、また諸國一般の授給も行はれざりしこと、各地の奏言にて徴せらる、元慶四年再び班田を行ひ、仁和二年、寛平四年、昌泰元年、延喜四年等を班年とす、延喜二年の官符に、承和元年の格に、畿内は一紀一班とす、而して承和十二年には授けて班せず、元慶五年に校班を行ふ、自餘の諸國は或は五六十年班

ハンデ

班田の事兩年に渉ると雖も、前年を稱して班田とするなり、其翌年即ち田を受けて耕種するを得る年を、初班とす、假令へば班年の翌年に生れたる子あり、次の班年に至りて六歳なり、即ち口分を授く、其翌年

ハンヂ—ハンド

給せずといへり、承和十一年より計ふれば、齊衡三年、貞觀十一年、元慶四年、一紀に當れり、然るを五年に校班せるは遅延したるなり、寛平四年、延喜四年また一紀なれども、當時の官符に、諸國も同じく一紀一班とし、新制の年を以て計班の初めとし、近年に給班せるは、班年より計ふべしといへり、各地の班年同じからざるに至りしこと、以て知るべきなり、尋で延喜十六年を班年とす、承平天慶の亂後、造籍班田のことに終に廢絶す(田制篇、大日本租稅志、職官志)

ハンデンジヨウ

半殿昇 侍醫を云ふ、(ハシヨウアン)を見よ、

バンドウ

坂東 名義 相模國足柄以東を云ふ、(サカノヒガシ)とよび、又山東とも云ふ、山東とは下野國唯日時以東の地の義なり、共に同一地方を指せるにて、坂と山とによりて其名を異にせるのみ、即ち初めには、相模、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥の八國を云へり、後ち安房國を置くに及びて、坂東九國と稱し、出羽國を置くに及びて、坂東十國と稱したり、源平以後は奥羽兩國を除きて、坂東八國と稱し、或は略して單に東八國とも云ふ、南北朝時代以後には、關東と混同して、坂東を關東八州と稱したり、令義解に「東海道坂東(謂駿河與相模界坂也)東山道山東(謂信濃與上野界山也)と見え、景行紀に「日本武尊速乎確日坂(時、有、順、弟、橋、媛、之、情、故、登、確、日、嶺、而、東、南、望、之、三、嘆、曰、吾、孀、者、耶、故、因、山、東、諸、國、曰、吾、孀、國、也)と見え、孝德紀に大化二年三月、東國々司に下したる詔の中に、前以「其家大夫、使治東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令、毀譽各聞云々」と見え、古事記に「倭建命還上幸時、到足柄坂本(中略)故登立其坂、三嘆詔曰、阿

バンド

豆腐波夜、故號其國、謂阿豆腐也、即自其國、越出甲斐、坐酒折宮之時(中略)擧火燒之老人、即給東國造也」と見え、常陸風土記に「古者自相模國足柄岳坂以東諸縣、總稱我姬國(中略)至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣、織田連等、總領自坂以東之國、于時我姬之遣、分爲八國、常陸居其一矣」と見えたり、此等諸書によれば、坂東、山東、吾孀國は、全く同疆域なるが如し、然れども、吾孀國の疆域は、天武紀によれば、天皇吉野を出で、伊賀名張を経て美濃に至れるを、東國に至ると記し、美濃尾張等以東の兵を召すを、東國の兵を召すと記し、萬葉集高市皇子の薨去を悲みし柿本人麿の歌に「鳥之鳴吾妻國之御軍士乎喚賜而」とあるは、此の時のことを指したる者なり、又同集東歌の卷を見るに、伊豆、信濃、遠江、駿河以東諸國の歌を載せれば、吾孀は三關以東を指したるにて、寧ろ關東と同意に用ひられたるが如し、後世に至りても、舞樂に用ひらるゝ東舞に、駿河舞等あるを見れば、その東といへるは、同じく坂東の疆域にあらざりしこと明かなり、吾孀の疆域は、本條に直接の關係なきも、アヅマの條に漏れたるを以て此に補説す(關西諸國)坂東山東の號は、前に引ける書紀、令義解、常陸風土記等に見えたるにて、古より稱へしことを知るべし、而して風土記、孝德紀に八國または八道(國)と云ふが如し)と記したるは、此時安房國なきを以て、陸奥國を含みしものと知るべし、養老二年上總國を割きて安房國を置きしより九國となる、故に續紀神龜元年四月の條に「勅坂東九國」と云へり、天平寶字三年、坂東八國の浮浪人を遷して、雄勝櫛戸となし、又坂東八國に勅して、陸奥國若し急速あらば、國別二千以下の兵を差發して、相救援せしめられしは、并に陸奥を除きて

バンド—ハンニ

坂東八國と云へるなり、後ち出羽國を置くに及びて、十國となりしが故に、坂東十國と稱す、政治要略嘉祥元年十一月三日の格の文中に、坂東十國と見えたるにて知るべし、然るに吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語等には、東八箇國と記し、陸奥出羽兩國を除きて稱へたり、蓋し是れ地形上、白河關以南を限りたるものならんも、一は軍事上、奥羽兩國は、藤原清衡以來永く藤原氏に屬したるを以て、源平の根據地は、後の所謂關東八國に限られたるによるなるべし、太平記にも、坂東八箇國、東八箇國、または坂東の八平氏等の名見えて、坂東は八國に限りたるが如し、保曆間記に「建武元年十二月成長親王と申に、足利直義副て、關東八箇國の守護として云々」とあるは、吾妻鏡以下の諸書に見えたる坂東八箇國を、關東と稱したる初見にて、建武記の決斷所沙汰條々に「關東十箇國成敗事」とあるは、政治要略等に見えたる坂東十箇國を、關東と稱したる始見なり、是より以降、坂東の地を關東とのみ稱して、坂東と稱する事は廢るゝに至れり、アヅマ、クワントウ)參看、

バンドウノハツベイシ

坂東八平氏

ハンニン 判任 令制にて任官の四等級の一、太政官にて任補するを云ふ、主政、主帳、家令、内舍人、及び文學才伎長上は皆判任とす、(クワンセイ)參看(令義解)

ハンニヤ

般若 佛經にて菩薩の一、智慧を司る、般若は梵語、譯して智慧と云ふ、智慧を以て一切の諸法皆空の理を悟り、愛慾の煩惱を斷つなり、蓮花の上に座し、身眞金色(或は白色と云ふ)にして六臂あり、左の第一手に寶篋を持す(尊容抄、佛敎いろは辭典)

ハンニヤシ

般若寺 所傳大和國添上郡奈良町字般若寺村奈良坂の南國園眞言律宗○本尊文殊菩薩...

若狹舊事考、殘樓記、高橋氏文考、上野三碑考、神名帳考證土代、中外經緯傳、長良の山風、竹榮秘抄、史籍年表等尤も著はる(古學小傳、慶長以來名家著述目錄、雜誌文)

襲二箇所あり、下の方をば、上に折り返へておくなり、後世に至りては、襦を別にし、半臂の胸を合せ、其上より腰の邊に、引き纏ふ様にしたるもあり、又袖を全く略し、襦を折りかへすことなきもあり、大くびは六寸にて、上さまに狭く仕立つ、又忘緒あり...



(載所式圖東裝圖臂半黒)

ハンノフトモ 伴信友 幼名鏡、通稱州五郎、法名善岳院道林信友居士...

ハンビ 半臂 兩袖の幅極めて狭く、丈短かき衣をいふ、下着なり...

ハンピタヒ 半額 冠の一種、冠の角の上部に半月形の穴をあけ、羅を以て之を被ふ、暑天の節、天皇の召すものなり、カカムリとの挿圖參看(裝束集成)

ハンフ

ハムロ

ハヤシ

ハヤシ

ハムロウチ 葉室氏 姓は藤原、參議大藏卿勳修寺爲房の二男權中納言顯隆より出づ、顯隆家號を葉室と號し、葉室中納言と云ふ、子孫因て氏とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)



(集蒐掛纂編料史)藏氏彦文概大

ハンボ 判補 令制にて任官四等級の一、式部省にて任補するを云ふ、舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等は判補とす(令義解)

ハヤシガホフ 林鷲峰 林春齋(ハヤシシ)を見よ、ハヤシシヘイ 林子平 名は友直、六無齋と號す...

ハヤシジュツサイ 林述齋 名は實、幼名は熊藏、字は德詮、述齋また蕉隱と號す、私諡して快烈府君といふ...



ハヤシ

對馬に於て禮を受くることいなすや、老中小笠原忠  
周上使となり、述齋應聘使となりて彼の地に赴く、爾  
後以て例となる、而して將軍徳川家齊深く述齋を眷  
遇して機務を議し、閣老また其識見に服し、屢々政務  
を諮問する處あり、其重ぜられし事推知すべきなり、  
天保九年職を子筑に譲りて大内記と稱す、然れども  
舊の如く機務に參預せり、十二年七月十四日歿す、年  
七十四、  
政重修譜、武家名目抄、徳川實紀、史料、朝野舊聞、  
稿、新編武藏風土記稿、新編相模風土記稿、續藩翰譜、  
孝義等其重なるものとす、其墓述體裁、起例發凡、  
軍爲取捨の如き、皆述齋の手に出でざるなしと雖も、  
編纂に至りては、人を撰びてこれに分屬し、自ら總  
裁たるのみなりき、成島司直の御實紀における、塙  
保己一の史料及び武家名目抄におけるが如き、これな  
り、セイダウ「シヤウヘイザカカクモンシヨ」參看  
(碑文、昌平志、續徳川實紀)

ハヤシユンサイ

林春齋

名諱名は  
恕、一名春勝、また春齋と稱す、鷲峯、向陽子等の

號あり、私に文穆と諡す、  
和四年五月京都に生る、長するに及び、儒を那波活  
所に、書道を松永貞徳に學びしが、十七歳にして江  
戸に出で、爾來父に従うて業を承く、寛政十八年羅  
山と共に寛永系圖の編纂に従事し、正保三年父の職  
を襲ぎ、寛文元年治部卿法印に叙し、三年弘文院學士  
の號を賜ふ、四年國史館を忍が岡の弘文院内に興す、  
延寶八年家を子風岡に譲りて老し、同年五月歿す、年  
六十三、實性至孝、溫和貞慎、博覽強記にして、經史子  
集曉達せざるはなかりき、  
鷲峯文集、王代一覽、周易詠解、孟子詠解、日本百  
將傳抄、論語詠解、職原抄會通等六十餘種(野史、先

ハヤシ

哲叢談、儒職家系、本朝名家著述目録)  
ハヤシドウシユン 林道春 林羅山(ハヤシ  
シラザン)を見よ、

ハヤシノフアツ

林信篤

林風岡(ハヤシ  
ホウコウ)を見よ、

ハヤシノフカツ

林信勝

林羅山(ハヤシ  
ラザン)を見よ、

ハヤシフギヤウ

林奉行

江戶幕府  
の職名、幕領の樹木伐採及び木材の運搬、監護人の檢  
察を掌る、勘定奉行の支配、持高、十人扶持、元禄八  
年十人扶持を給し、明和七年之を停む、焼火問詰と  
す、手代七人、見習二人づゝこれに屬す、  
享三年六月始めて四員をおき、爾來人員定まらず、十  
七八員に及べりもあり、跡なき時は一員の時もあり  
き(明長帶祿、武鑑、官制沿革略史)

ハヤシホウカウ

林風岡

名諱名は懸、  
一名信篤、字は直民、風岡また整字と號す、私諡し  
て正獻といふ、  
あり、經書を通覽し、好んで詩賦を爲す、學を見春信  
に承く、春信の歿後代りて諸生を率ゐ、詩禮を以て任  
と爲し、研精志を勵し、手卷を釋かず、初め春信聰敏  
絶倫にして名聲一世を傾く、風岡終日謙遜なるを駭  
者の如し、蓋し聲聞を兄と抗するを欲せざるなり、春  
信歿するに及び、神米煥發、事を處する流るゝが如  
し、人始めて其宏量を知る、尋で父に従うて本朝通  
鑑編纂のことを輔け、延寶八年家を襲ぎ、貞享四年  
二月、大藏卿法印に叙し、弘文院學士の號を賜ふ、會  
々將軍徳川綱吉大に學を好み、文教を興すの際なり  
しを以て、元禄四年風岡に命じて東遊せしめ、從五位  
下大學頭に叙す、是より先儒員皆剃髮して列を方外  
の徒と同じくしたりしが、此に至りて去髮に列し、小

ハヤシ

性組番頭に准せらる、享保四年大内記と改め、明年  
致仕し、十七年五月歿す、年八十九、風岡人となり  
豪俊雄邁にして通博多識、家綱、綱吉、家宣、家繼、吉  
宗の五代に歴仕し、綱吉吉宗の二代殊に信任せらる、  
家宣家繼の時、新井白石信任を蒙りて權を弄し、議頗  
る協はず、是を以て意平かならず、屢々致仕を請ひし  
も許されず、蓋し家學を承けて名望あるが故なりき  
(野史、先哲叢談、儒職家系)

ハヤシラザン

林羅山

名は忠勝、  
一名忠、通稱又三郎、字は子信、視察して道春といふ、  
羅山と號す、私諡して文敏といふ、  
伯父吉勝に養はる、  
より學を好み、神童の名あり、文祿四年建仁寺大統  
庵の長老慈裕に就きて儒學を修め、學業大に進む、



(集鬼掛纂編科史)藏所氏昇林

慶長五年十八歳の時始めて朱註を讀み、遂に意を宋  
儒の説に留め、八年徒を集めて論語集註を講ず、時  
に博士舟橋秀賢奏して曰く、古より書を講ずる者、明  
經博士の職あり、經義未だ新註を講ぜず、今信勝

ハヤト

匹夫にして師表の位に居り、明りに朱學を唱ふ、僭  
越甚し、請ふ之を罪せんと、朝廷未だ報ぜず、また之  
を徳川家康に告ぐ、家康卻けて曰く、道を講ずるに、  
新古の註を問はんと、是に於て羅山の學大に行は  
る、九年藤原惺高に師事し、又家康に二條城に見ゆ、  
爾來駿府、江戸、京都の間を往來し、家康秀忠の眷遇  
を受けしが、慶長十三年、家康の侍讀となり年俸を賜  
ふ、是時に當り天下新に定まり、綱紀未だ立たず、羅  
山常に謀議に參與し、幕府出す所の諸法度、外國に授  
くる國書、其他の文案概ね其手に成る、諸宗法度、禁  
中諸法度のごとき、皆羅山の草する處なり、十八年采  
邑を城州に賜ひ、元和四年また宅地を江戸に賜ふ、而  
して此年東西に奔走し、寧處に違あらずと雖も、ま  
た嘗て講學を怠らず、在京の間、生徒に教授せり、寛  
永元年四月將軍家光の侍讀となり、これより常に江  
戸に住す、六年十月民部卿法印に叙せられ、明年忍ヶ  
岡の北地を賜うて別荘となす、羅山即ち書院を起し  
たりしが、九年尾張義直、羅山の爲めに其地に即き  
て孔子廟を營む、即ち聖堂の起原なり、慶安四年武藏  
に於て采邑を加賜せられ、舊地と併せて九百二十石  
を食む、明暦三年正月廿三日歿す、年七十五、羅山人  
となり恭遜謹恪、和順優如、家康、秀忠、家光、家綱の  
四代に歴仕して、いまだ嘗て旨に忤はず、加ふるに博  
覽強記にして兼れて詩文を能くし、また國典に通ず、  
江戸時代文教の起る、其力與りて多きに居る、  
寛永諸家系圖傳、本朝編年錄、羅山涉獵抄、日本考、朝  
鮮考、神社考、野槌、宇多天皇紀略、鎌倉將軍家譜、  
京都將軍家譜、織田信長譜、豐臣秀吉譜、寛永私記、  
四書集註抄、駿府政事錄、羅山文集、羅山詩集、神  
道秘傳、折中俗解等三百餘種(野史、儒職家系、近代  
名家著述目録)

ハヤト

倭人

據として、附近に蕃殖したる一人種をいふ、敏捷勇  
猛なるを以て名づく、古事記傳に「猛勇を波夜志と  
も、登志ともいへれば、波夜と云に、猛勇き意も  
あるなり、隼字を書くことは、迅速きこと此鳥の如  
く、又波夜夫佐てふ名も合へばなり」と見ゆ、  
(一)大和民族と爲すもの、書紀に倭人は大隅降命の  
裔なりとあるに由る、(二)熊襲と同種族と爲すもの、  
熊襲と倭人とが、其居住の地を同じくしたると、且つ  
熊襲の如き強大なる種族が、一時に滅亡することは  
あり得べからざると、熊襲の名は神功紀に絶え、其以  
後は倭人の名のみ史に現はれたると、熊襲倭人二種  
族の名が、同時に史に見ゆることなき等の理由によ  
る、(三)大和民族にもあらず、熊襲族にもあらず、特  
種の一種族となすもの、倭人の風俗言語が、大和民族  
と異なり、且つ倭人に對する政府の施政が、他に異な  
りたること、古書に熊襲倭人二種族が、同一なりとの確  
證なき事等の理由による、かく三説ありていまだ定  
説を見ず、蓋し倭人が、大和民族と別種なること疑ひ  
なく、紀に火爾降命の後としたるが如きは倍するに  
足らずと雖も、果して如何なる人種なりしかば、俄に  
斷じ難し、  
す、而して姓氏錄によれば、允恭天皇の時、薩摩の  
倭人叛したれば、額田部湯坐連を遣はして征討せし  
めしことあり、また清寧欽明齊明等の諸朝に、倭人の  
内附せること史に見えたり、然れども倭人が朝廷に  
奉仕せることも、其由来久しきことし、履中天皇紀  
元年の條に、近習倭人に刺領中といふものありしを  
載せ、清寧天皇紀元年十月の條にも、倭人が、雄略天  
皇の崩御を悲み、陵側に泣號して遂に死したるとを

ハヤト

倭人

載せたり、倭人が早くより皇化に服したるにあらざ  
れば、此の如くなる能はざるなり、但し持統紀三年  
五月の條に「倭人、大隅阿多魁帥、各領三邑衆一互進  
誅焉」と見え、同七月の條に「賞賜倭人大隅阿多魁  
帥三百三十七人、各有差」と見えたるを思へば、當時  
なほ一部族を爲し、酋長を有したることを察すべし、  
而して大寶の令制を按ずるに、衛門府に倭人司あり、  
朝廷に奉仕せる倭人を司る、後大同三年衛門府の、  
左右衛士府に併せらるゝに及び、兵部省に隸屬せ  
り、其倭人の職とする處は、宮門を警衛し、歌舞を  
奏し、竹器を製作するにありて、交番京都に出勤し、  
定額の員數闕くる時は、京畿に住する者を以てこれ  
に宛てたり、蓋し當時にありては、倭人の族京畿地方  
に住せるもの、甚多かりしなり、なほ倭人の交替は、  
其始め年限定まらざりしも、靈龜九年六月を以て限  
りとし、人數は八十人となしたりしが、桓武天皇の時  
其半を減じ、後には分番上下一年を以て限りとし  
るに至りしかば、一年は京にありて職事に従事し、  
一年は本國にありしものなるべし、更に下りては、交  
替も止みて、京畿に居住せし倭人を以て、これに宛つ  
ることとなりたり、かくのごとく倭人は朝廷に奉仕  
せりと雖、其九州にあるものに至りては、朝命を奉ぜ  
ざるもの尠ならず、屢々其叛せることあり、即ちこ  
れより先、大寶二年八月多織の倭人叛したれば、幣  
帛を太宰府所部の神祠に奉じ、兵を發してこれを討  
たしめ、幾もなくして鎮定せりと雖も、其形勢なほ  
不穩なりしが故、唱吏國司(薩摩國)の請を入れ、國  
内要害の地に、柵を立て守りを置かしたるなり、養老  
四年二月に至り、倭人また叛し、勢頗る猖獗にして、  
大隅國司陽麻呂を殺す、是に於て大伴旅人を征軍  
人持節大將軍、笠御室、巨勢真人を副將軍と爲し、こ

ハヤト

倭人

ハヤト

れを征せしめ、翌年七月漸く平らなるを得たり、されば朝廷は、大隅薩摩等の華人等が、將來また叛せんことを慮り、同六年四月、兩國の國司は、壹岐對馬の國司と共に、其國に際しては、必ず太宰府の官人を以て補任する事となす、これよりして其勢力大に衰へたるが如きも、天平十二年藤原廣嗣の叛するや、華人の族これに屬せるもの多かりしが、廣嗣の敗死と共に歸順し、勢力亦振はざるに至る、蓋し漸次に皇化に服したるなり、但し朝廷に奉仕せる華人は、其後も職を以て世襲し、南北朝の頃にも、國役として、行幸供奉雜人の料を諸國に課したること壬生家文書に見ゆ、かくの如く、華人の一部は早く京畿に住して朝廷に仕へ、一部土着の種族も亦然化して、固有の習俗を失ひしが、雄悍の風氣は、なほ昔日の面影を存し、所謂薩摩華人と稱して、人の能く知れる所なり、ハヤトノツカサ(書紀、日本人種新論、歴史地理)

ハヤトノツカサ

隼人司 名稱ハヤトノツカサ、ハヤトノツカサ、ハヤトノツカサとも訓ず、唐名布護署、隼人を檢校し、歌舞を教習する事を掌る、兵部省の被管職、正一人正六位下、後世諸大夫又は諸道并に侍等之に任ず、多くは五位六位なり、佑一人正八位上、令吏一人大初位下、史生二人、大同四年置く所、延喜式の制五人となる、使部十人、延暦十四年四人を減じ、後又一人を減す、直丁三人、華人(起原)上古より華人を召し、狗吠を以て宮中を警衛せしむ(ハヤト)參看文武天皇大寶の令制隼人司を置き、衛門府に屬す、延暦二十四年隼人男女四十人の内、半を減じて二十人となす、大同年中司を廢して衛門府に併せ、尋で府廢するに及び、改めて兵部省に屬し、佑一人使部二人を減す、四年勅して

ハヤミ—ハラカ

定額の隼人闕あらば、自今京畿の隼人を以て之を補せしむ、衣料を給することハヤミに准す、元慶元年佑一人、使部四人、直丁一人、大衣一人を置く(職原抄、職官志)

ハヤミノコホリ

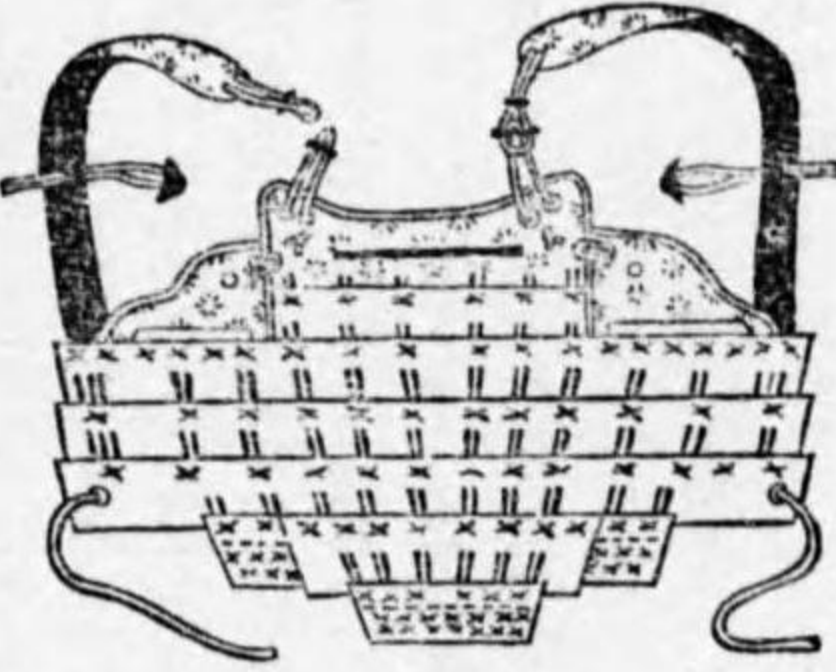
速見郡 所屬後國 起原景行天皇十二年冬十月、天皇が頃田より此地に幸し、石窟の上城を稻葉川上に誅せし日本紀に見ゆ、蓋し當時は猶色なりしを、後ち改めて郡とせり(和名抄)和名抄に朝見、八坂、田布、山香等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ハユマ

驛馬 驛馬を云ふ、早馬の義なり、後世は傳馬のみ云へり、この馬に乗じて使用するを、ハユマツカヒと云ふ、驛(エキ)「エキバ」參看、

ハラアテ

腹當 腹部に着する武器の一種、板目革を横にして、すかけに綴ちたるものなり、草摺袖もなく、只腹を包むのみに用ふ、雜兵の着するものにして、多くは鎧、腹巻を着せず、身輕に裝ふ時、用ふるものなれども、鎧の下に着する事もあり、源平盛衰記、大



(載所圖附記用軍)

ハラカノリウ

腹赤奏 朝廷年中行事の一、毎年元日節會の日、内膳司より腹赤を獻するを云ふ、腹赤は爾倍魚なり、其腹赤色なるを以て名づく、世に鱒魚といへり、景行天皇の御宇筑紫宇土郡長濱に

平記、明德記等に其名見えたり(貞丈雜記、軍用記)

ハラノ—ハラヒ

て海人之を得て天皇に獻じ、後ち聖武天皇天平十五年正月十四日、太宰府より之を進獻せしより、毎年の節會に供することとなり、爾來恒例となれり、平城天皇大同元年五月に民府を思めんが爲め、腹赤の進獻を停めらる、嵯峨天皇の時、舊に復して、弘仁内裏式に其儀を載せられたり、降りて治承五年正月、世亂の爲め腹赤奏なく、後ち遂に廢れたるが如し、建武年中行事に「元日節會云々、七層御曆腹赤の奏など、古は庭にすゝみて奏しけるとかや」と記されたり、江戸時代に入り、寛永年間、肥後熊本城主細川忠利、これを領内に得て、仙洞に進獻したることあり(此時獻じたるは鯛の一種なりしといふ)されど腹赤奏は行はれざりき(江次第、同抄、比古遺衣、好古類纂)

ハラノコホリ

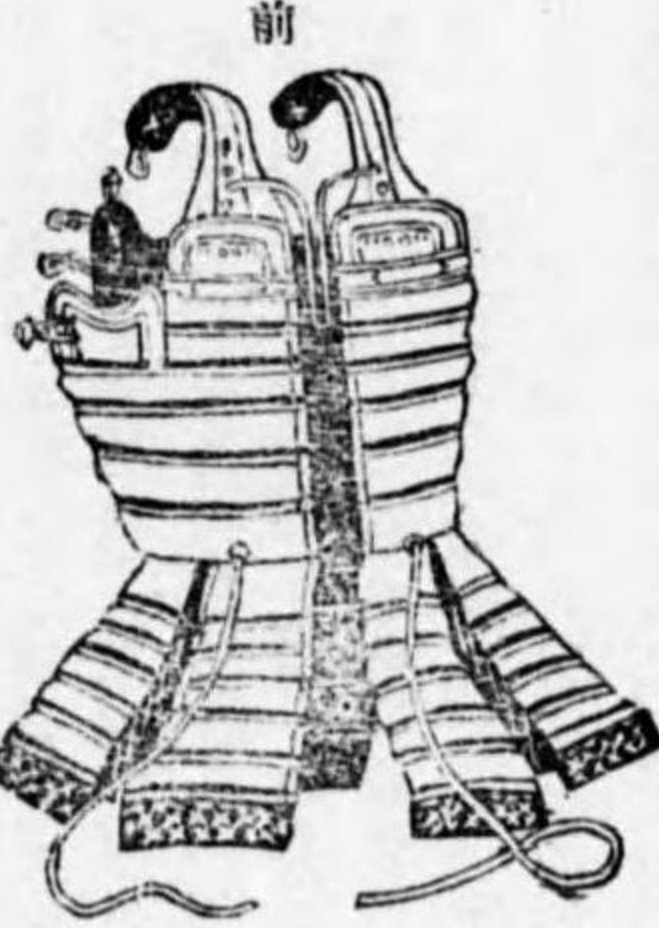
幡羅郡 所屬武藏國起原 續日本後紀承和元年二月の條に見えたり(和名抄)續日本紀幡羅に作る、和名抄に上秦、下秦、廣澤、荏原、幡羅、那珂、霜見、餘戸等の郷あり、郡名考「ハタラ」と稱し、地誌提要「ハラ」に復す、今之に従ふ、明治廿九年大里郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ハラヒ

祓 名災穢を解除するをいふ、即ち穢を去り淨に就き、惡を除き善に遷り、災厄を拂ひ吉祥を求むるなり、拂の義、古くはハラへと訓じたり、除解、祓除とも書す(起原)伊非諸尊が黄泉國に赴きて穢れたるより、日向の橋の小門の阿波岐原にて、まづ身に着けたる杖、衣服、冠、手纏等を投げ棄てたることあるを初見とすべし、蓋し我國俗不淨を思むる念極めて強きを以て、此風習を生じたるなり、なほ右は穢に觸れたる場合に、自ら行ふ者なるが、別に人に科したる者あり、素戔嗚尊が、高天原

ハラヒ

にて暴行したるより、諸神等相議し、千位置戸(チナクヲオキド)參看)を負はせ、髪を切り、手足の爪を抜かしめたるは其初見とす、惡事を爲すは、即ちまた穢なりとして、これを解除したるものなり、かくして祓の風次第に廣く行はるることとなりしが、大別して、事前に行ふものと、事後に行ふものと二つとなす、事前に行ふものとは、祭祀、祈禱奉幣、參詣の事あるに臨み、其當事者が、豫め行ふものにして、事後に行ふものとは、多くは除服の爲めにし、其他焼亡、雷震、疾病、死穢等の後に行ふものなり、罪あるものに祓を課するが如きも、亦後者の例なり、而してこれを罪人に科するは、殆んど贖罪の如きものにして、普通通の罪をも罰したりしが、後には神事の罪穢のみ之を用ひ、桓武天皇の延喜二十年五月には、犯罪の輕重により、大祓、上祓、中祓、下祓の四等に分ち、祓の料物を出さしめたり、なほ是より以前には善祓、惡祓ありて、二重に科したりしが、此時省きて一となせり、蓋し惡祓とは惡を去るをいひ、善祓とは善に遷るをいふならん、爾來常に此法によりて神職を罰したりき、但し武家時代に入りては、此種の祓は跡を絶ちたるがごとく、史籍に見ゆる處なし、なほ祓は、神代に起因せるものなれども、大寶令の大祓の文にも、東西文部が、漢文の呪文を讀み、横刀を進ずること載せられたれば、陰陽家の説を混じたるも、甚久しき事にして、其後陰陽の祓益々盛んになり、加ふるに佛家の説をも雜へ、自ら爲すの祓は、其本意を失ふに至れり(見)祓は物を出して之を贖ふものにして、其物に數種あり、人形は、其人の身に代ふるものにして、之を以て身體を撫で、災厄をこれに托して、河海に流し棄つるなり、故に撫物とも、また形代とも云ふ、菅と麻とは、上古より用ひしが、後世は麻



(載所圖附記用軍)

のみを用ふ、稻及び散米は、天孫降臨の故事に起り、茅輪(チノワ)參看)は素戔嗚尊の故事に基くといふ、解繩は、大祓の詞に、天津菅曾を八針に取り刻くとある言に據りて、後世造り出したるものなるべし、鹽または鹽水、鹽湯を澆ぎ、また垢離搔等の事は、伊非諸尊身淋の遺風ならんが、なほ此外に罪人に科する祓には古く素戔嗚尊に千位置戸を科したるは上にいへるがごとく、其後も馬太刀等を出さしめしが、桓武天皇の延暦年間、四等の祓を定むるに及び、馬、太刀、弓、矢、木綿、麻、酒、米以下、數十種の品を、其等級によりて出さしめたり(委しくは三代格を見よ) (以上各條參看)河臨祓、神籬祓、百度祓、千度祓、萬度祓、これらは、陰陽師が、僧侶の誦經を摸し、神前にて中臣祓詞を、百度、千度、萬度讀むものにして、名は祓なれども、實は祈禱を主とするなり(七坐祓、四十坐祓、八十坐祓等あり(書紀、類聚三代格、古事類苑神祇部))

ハラマキ

腹巻 名腹巻の一種、胴の製腹に巻きて背にて合はす如くに作りたる武器をいふ、(起原)神代子板、鳩尾板、梅檀板、弦走等なく、袖なきを本式とす、故に袖付の緒なし、後世は袖を付することあり、此時には綿かみの革に結び付くるなり、草

ハリツケ

磔(機物、張付) 名武家時代に行はれたる刑名、機物、張付とも稱す、木柱に罪人を縛して刺突して殺すをいふ(起原)養和元年に、河野通信が、額入道西家を生虜して入付にせること、源平盛衰記に見え、源頼朝が、屋島の戦後に、長田忠宗父子を土入付にせること、平治物語に見えたり、早く王朝時代の末年より行はれしなるべし、但

ハリガ—ハリツ

摺は前後左右合せて七枚あり、小札、毛引等は、體の如し、なほ背にて合する様に作りたるより、押付の板あれど、逆板と上巻とはなし、但後世此合せめの隙を塞ぐ爲めに、背板といふ具を製し、それに上巻の總を付けたるもあれど、古圖には更に見えず、而して腹巻を直垂狩衣の下に著したる裝を下腹巻、上に著したるを上腹巻といふ、また體の下にも著したり、此外大腹巻(源平盛衰記)小腹巻(愚管抄)腹巻(著聞集)などの名見えたりと詳かならず、(起原)何時より起りしものか明かならざれども、新儀式野行幸の條に「鷹鷲飼親王公卿著腹纏行儀」とあり、扶桑略記延長六年十二月五日の條に「諸衛官人著袴衣腹巻行儀」とあり、此腹纏腹巻は、此處に所謂腹巻と同じものなるや否や断しがたし、源平盛衰記、平治物語等に至りて、盛んに見えたれば、蓋し平安朝時代の末年より起りしものなるべし、製作名所等は(ヨロヒ)の條を參看せよ(軍用記、本朝軍器考、裝束甲冑圖解、古事類苑兵事部)

ハリガミ

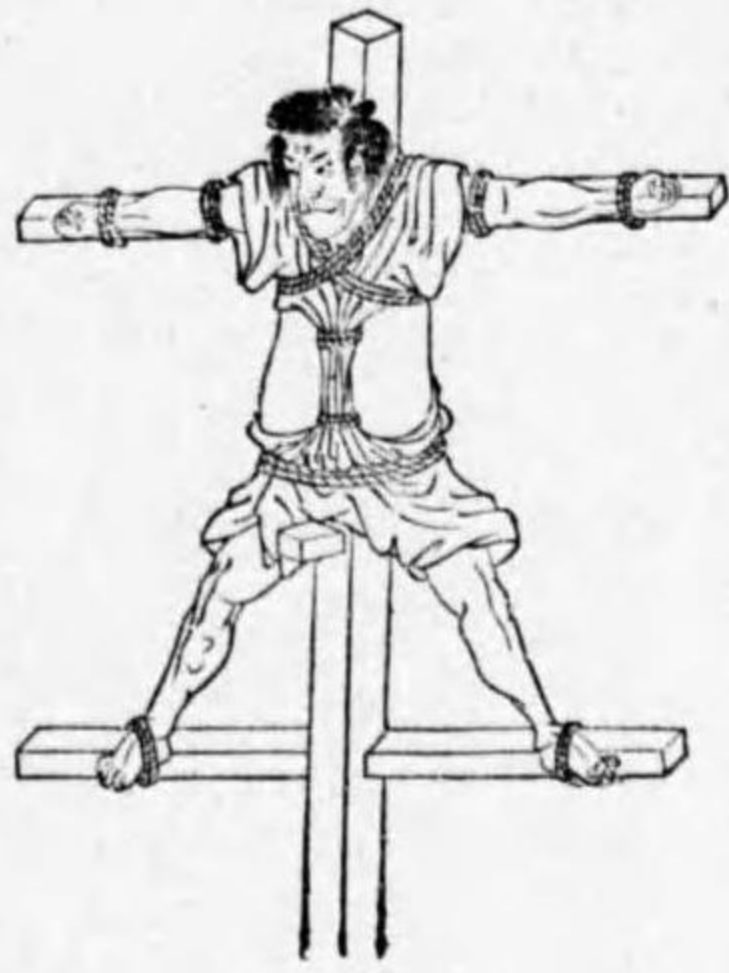
張紙 法度命令を人に見せしむる爲に、壁に張りたる紙を云ふ、即ち壁書のことなり、(カベガキ)參看、

ハリコツ

張輿 輿の一種、疊表を張りて、押縁を打ちたるものを云ふ、板輿に似て、略儀の時に用ふ、(コシ)の挿繪參看、

ハリマ

土八付といへるは、右の外前後全く所見する處なし、降りて室町時代の末、戦國の際には尤も盛に行はれ、逆機物などいふ酷刑もありき、江戸時代には土庶を通じての正刑にして、磔に行ふべき犯罪は(一)主人を殺せる者(二)親を殺せる者(三)金子を添えて捨子を貰ひ、其子を殺せる者(四)古主へ手負はせたる者(五)密通して本夫を殺せる女(六)重き謀計を企てたる者(七)主人に手負はせたる者(八)古主を殺せる者(九)關所を破れる者(十)關所破りの者を案内せる者(十一)似金銀を製造せる者(十二)師匠を殺せる者(十三)親に手負はせ、又は打擲せる者(十四)主人又は親が重罪を犯せるよし、偽りて訴訟せる者等にして(一)は鋸引の上にて磔に處し(二)(三)(四)(五)(六)は引廻し(七)(八)は晒の附加あり、而して又(一)(二)(六)(九)の諸犯は、刑執行前に罪人死せざば、屍を鹽詰にして、生者の如くに所置



(載所錄總大罪刑)

し、然る後磔に行ふ、逆機物は江戸の初世に、耶蘇教徒を刑せし以後絶えて行ひしことなし(註)盛衰記に見えたる八付は、其方法を記さざれば詳にしがたきも、後世と大差なかるべし、戦國の際には全く江戸時代と同じかりしこと、鳥居強右衛門磔の古圖を以ても明かなり、江戸時代には四人刑場に著すれば、非

ハリマ

人數人にて馬より下し、罪木へ仰臥せしめ、手足を横木へ縛し、囚人の衣服を左右袖脇下より、腰の邊まで切り破り、胸間へ左右より巻付、繩にて三ヶ所をイホ結びにし、更に胴繩(腰の處を繩二重にて縛す)繩繩(繩を擧げに、二重に縛す)をかけ、罪木を起して地上に建つ、檢使は同心に命じて囚人の名簿を改め、相違なきを確めし上、禪左衛門(檢多頭)に指揮して處刑せしむ、即ち突手の非人は白衣、股引、脚半、尻り端折にて繩襪をかけ、まづ二人鎖を把て左右に分れ、囚人の眼前に鋒を交ゆ、之を見せ給といふ、突手は囚人の正面二尺餘を距て、聲をかけて素突を試み、之を引くや否、一人鉢を擧げ、右方の脇腹より肩先まで貫き、鋒先出づること一尺餘、一捻り捻りて抜き、其後は左右より交々突くこと二十四五乃至三十に至り、彈左衛門死骸を改め、檢使の指令を俟ち、突手をして咽喉を右より貫く、これを止めの鎖といふ、晒は右のまゝにて三日二夜なること獄門と同じ、刑場は多くは淺草小塚原と、品川鈴ヶ森にて行ひ、又犯罪地にて之を行ふことあり、罪木は、柱の長さ二間の五寸角にて、上下二ヶの横木あり、土中に埋むること三尺、木は樽を用ふ、又前に述べたる土八付は、平治物語に「頭殿の御墓の前に、左右の手足を以て竿を尋がせ、土に板を敷きて、土八付といふ物にして、なぶり殺しにせられける」とあるにて、其状を知るべし、逆機物は逆張付とも稱す、逆に囚人を縛して刑殺するをいふ、死刑(シケイ)參看(甲陽軍鑑)太閤記、御定書百箇條、科條類典、南蠻寺興廢記、切支丹宗門來朝實記、楓軒偶記、御仕置裁許帳、徳川政刑史料)

ハリマノクニ

播磨國 國東は攝津、西は備前、美作、北は因幡、但馬、東北は丹波、南は海に

ハリマ

至る、東西凡貳拾里、南北凡拾四里餘、山陽道に屬す(形勢)攝丹の山脉其首に連り、山陰を界す、瀬海の地大抵平衍、且港泊至便にして山陽の要津たり、土壤膏腴、田疇大に闢く(歴史)古(針間)に作り、後播磨に改む、成務天皇の御宇、景行天皇の孫御諸別王に、此國を分ち賜ふ、因て播磨別と號す、仁德天皇の朝、國造あり、國府を飾磨郡に置く(今飾東郡姫路の東、國府寺村)鳥羽天皇の朝、源季房(村上天皇の裔)を國守に任じ、子孫赤穂郡赤松莊に居る、因て赤松氏と稱す、源賴朝平氏を滅ぼし、土肥實平梶原景時をして、本國及び美作三備の守護を兼せしむ、建久四年季房の曾孫赤松則景守護となり、赤穂郡白旗城に治す、建武中興の時、其子孫則村、勤王の功を以て守護に補す、尋て事に坐して罷められ、之を新田義貞に賜ふ、則村遂に叛して足利尊氏に屬す、尊氏則村を守護となす、子則祐赤穂郡若槻城に居り、備前を加封し、其子義則又美作を加賜し、提封三國に跨がる、嘉吉元年義則の子滿祐、將軍足利義教を弑し、奔りて山西郡城山城に據る、將軍足利義勝之を誅して、本國を掛持豊に賜ふ、應仁の亂滿祐の從孫政則、細川勝元に黨して、故封を復し姫路に居る、尋て又飾西郡置鹽に城き之に徙り、同族別所則治をして三木に居らしめ、東境八郡を管し、小寺豐職をして姫路に成せしむ、永正十七年政則の嗣義村、その臣浦上村宗に弑せられ、封疆日に登まる、享祿四年義村の子晴政、村宗を殺して故地を復し、置鹽に居る、子義祐に至て國勢日に衰ふ、天正五年織田信長、豊臣秀吉を本國に封じ、西伐せしむ、義祐の子則房歎を納れ、小寺政職備後に奔る、別所長治、秀吉と相抗すること四年にして亡ぶ、秀吉則房を阿波に徙し、全國を併せ姫路に治す、十三年木下家定を姫路に封す、關ヶ原の役擧り

ハリマ

Table with columns for various regions and their administrative divisions, including names like 鹿子賀, 明石, 赤石, etc.

徳川氏、池田輝政を全國に封じ姫路に治す、元和三年其孫光政を因幡に移し、本多忠政を姫路に(十五萬石、後に酒井忠恭)小笠原忠真を明石に(十萬石、後に松平直明)封す、爾後龍野(初小笠原長次、後に脇坂安政)赤穂(初池田輝興、後に森長直)林田(建部政長)小野(一柳直次)山崎(初池田恒之、後に本田忠英)三日月(森長俊)安志(小笠原長興)三草(丹羽素氏)の八藩を建て共に十藩となす、明治維新福本藩を置き(鳥取の支封池田徳潤)既にして廢して縣となし、更に合併して姫路縣を置き、改めて飾磨と稱す、後ちまた廢して鳥取縣の所轄に歸す(註)古(針間)の條を見るべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with columns for various regions and their administrative divisions, including names like 飯粒, 赤穂, 狹夜, etc.

ハリマノシ

播磨節 井上播磨掾の創めたる淨瑠璃節の一派、播磨は通稱を市郎兵衛といふ、京都に住し内裏の御座製造の事を業とす、初め謡曲を學びしが、音吐遅く、緩急張弛の節、心のまゝなるより、虎屋源大夫の門に入りて淨瑠璃を學び、業成るの後、古流の節譜に、注意したりしが、會々江戸萬歳を聽きて、其節に感ずる處あり、遂に一派を開き、はじめ大阪に下り、寛文の頃より世上に流布す、幾もなく受領して井上大和掾藤原榮と稱し、操人形を興行して聲名を博せり、後ち播磨掾と改む、其語る處尤適動の氣韻に富み、景事道行の類に長じ、就中うれひ修羅を得意したり、而して其情に應じ景に合せ、色々に使ひ分けたる餘風令に残り、播磨地と稱して、後の竹木豊竹共に此流を汲みたり、貞享二年五月十九日歿す、年五十四、京都長明寺に葬る、

播磨は大阪に於ける淨瑠璃の開祖にして、後世此地に淨瑠璃の盛大を來したるもの、實に其力による、「シヤウリ」參看(聲曲類纂、寺山氏淨瑠璃史)高野氏(淨瑠璃史)

ひ

妃 名義皇后の次位にありて、天皇の御嬪に侍するものいふ(歴史)原注(上古は、天皇の嫡妻を稱し、其他の御嬪に侍する者を、汎くキサキといへり、蓋し令制の、妃、嬪、夫人等を總稱したるものに近し、書紀を按ずるに、神代より此名あれども、支那風に慣ひて後世より追書したるものなれば、これを以て起原と見るべからず、故に其何の時に起れるかを詳かにするを得ず、文武天皇令制定の時に至り、皇后の次位に在るものを妃と稱し、且つ二人を以て定員とし、其位を四品以上と定めたり、品は皇族の位階なれば、隨うて妃も亦、皇族より擢みたることを知るべし、是に於て妃の制度始めて定まる、然れども當時妃と稱するもの甚少し、只僅かに、續紀大寶元年七月の條に、皇太妃の名あるのみ、桓武天皇の時に至り、夫人藤原旅子に妃の號を贈る、これを令制後の初見とす、此時皇族を以て充つるの制は、

ハリマ

ハルケ

ヒアア

既に壞れたり、爾來妃の稱の、史上に見はるゝもの、歴代の中僅かに二三に過ぎず、明治に及び其制を廢し、更に皇太子、皇太孫、親王、王の妻を妃と稱することになり、其意義全く轉化せり(古事類苑帝王部、皇室典範)

ヒ 樋 刀劍の刃に細く長く刻りたる溝を云ふ、又血槽とも書す(倭訓栞、武家名目抄)

ヒアフキ 檜扇 名物檜の薄板を以て、作りたる扇を云ふ(檜扇の薄板は、親王以下三位以上は廿五枚、四位五位は廿三枚、六位以下は十二枚を以て作る、縹糸は白の絹糸なり、板地の繪様は、持つ人の老少によりて差あり、普通壯年の人の使用するは、板目の泥繪に、少し散し描きたるものなり、攝家盛年の人は、兩方の表に藤の丸おしたるものなり、東宮の持ち給ふは、金青、綠青を以て、白地に鶴に松、龜に波を描き、村濃糸の垂れに、松枝を結びつけたり(使用束帯、衣冠、直衣などの時、公家之を使用す、もと夏冬共に通用したれども、後世編蝠の起るに及び、専ら冬の扇となり、持様は要の上二三寸の處を持つこと故實たり、女子も大儀の時扇扇を持ってども、これは古くより和扇といひて、檜扇と稱せず、アコメアフキ及び衣服、服制の條の挿繪參看(裝束集成、貞丈雜記、飾抄、西三條裝束抄、禮業考、當代裝束抄、世俗淺深秘抄)

ヒアフリ

火焙(火罪)

武家時代に行はれたる刑名、罪人を焼き殺すをいふ、江戸時代にては火罪と稱せり(原田實録、勢州軍記に、北島信雄が、囚人を火焙にせることあるを初見とす、これより引續き盛んに行はれしが如し、江戸時代にては、放火の罪を犯せるものに科する正刑にして火罪と稱す、尤も初世にありては、耶穌教徒又は重罪の者に、

ヒアア

適宜これを科したることもありき(勢州軍記に、火焙のことを叙して、燒殺のことあり、なほ土津靈神言行錄に「會津先太守蒲生氏之世(中略)作大壇植二木、以首槓繫罪人、令兩手抱竹輪、而東、麻葉、燃之、左右前後持之、之、罪人踴躍而死、名之謂燒松烙」と見ゆ、燒松烙と特稱すれども、これももとより火焙なれば、勢州軍記に記せるも、恐らくは此の如き方法なりしならんか、又掃葉雜談に、寛文年間、稻葉正則が、松永某、安藤某を火罪に行ひしことを述べて「其下屋敷へ、廣く穴を堀り、内には炭火を起して、大なる丸竹を架し、其上へ兩人を渡し、鯛の漬やきを焼くが如くにして焙り殺し」とあり、これ江戸時代のことにて、殊に一諸侯の私刑なれど、尤も火焙といふ字義に適せり、戰國の際にも、か



(載所錄秘大罪刑)

かる方法行はれしなるべし、されば室町時代末年の火焙は、其法必ずしも一様ならざりしならん、而して江戸幕府の正刑としての火罪は、必ず引廻しの屬刑あり、順路を経て囚人刑場に着すれば、下働非人六人にて馬より下し、繩のまゝ罪木に登せ、輪竹の内に入れ、上臂を釣竹に結び付け、細腰、高股、兩足を柱に縛り、孰れも太繩にて二重にかけ、泥にて塗り、更に其上を小繩にて巻く、畢りて茅薪を以て四面を覆ふ、之を籠造りといふ、然る後茅一把づつ、結びたるまゝ、二三重に積み上げ、猶中程より上部に、茅を敷く、用意終れば彈左衛門の手代、檢使に告げ、檢使これを檢し、下役同心に命じて名簿を調べ、相

ヒウガ

違なきを確めたる後、薪茅にて出入口を塞ぎ、彈左衛門をして點火せしむ、非人即ち茅二三把を一手にもち、風上より火を點じ、籠にて燃る、或は處々より點火することもあり、刑人既に焚死す見れば、燃餘の薪茅を引き除け、非人又茅四五把づつに火を點じて持ち、刑人の左右に別れ、一人は鼻、一人は陰囊を焼き、女子ならば兩乳を焼く、是といふ焚なり、焚骸は其まゝにして三日二夜晒しおくこと獄門と同じ、死刑(シケイ)參看(甲陽軍鑑、御定書百ヶ條、刑罪大祕錄、徳川政刑史料、古事類苑法律部)

ヒウガノケニ

日向國

東南南海に臨み、西は肥後、大隅、薩摩、北は肥後、豊後に至る、東西凡十七里、南北凡四十里、西海道に屬す(形は南北に長く、沿海の地委蛇折轉して東南に亘り、頗る平沃の壤あり、山脈西北を繞りて南走し、支脈國內に散布し、西境尤も峻嶲なり(原田實録)上古國に屬す、瓊々杵尊高千穗宮(今諸縣郡都城宮丸村其遺址なりといふ)に居給ふ、皇曾孫彦火天孫尊東征の師を起し中國を裁定す、是を神武天皇と爲す、景行天皇十二年西征して豐國を平げ、始めて本國を定め、國造を置く、和銅六年四郡を割て大隅國を建つ、後ち國府を兒湯郡に置く(府址佐土原に在り、今那珂郡に屬す)保元中土持信綱に白杵郡縣莊を賜ふ、源頼朝、薩摩守護島津忠久をして本國の守護を兼ねしむ、建保の初、將軍實朝其兼職を罷む、建武中興、忠久五世の孫貞久再び守護を兼ね、初頼朝伊東祐時を兒湯郡都於郷の地頭に補す、足利尊氏の叛するや、祐時の支孫祐持及び土持榮宣等皆之に屬す、尊氏島山直顯を守護とし、來て諸縣郡穆佐郡に鎮せしむ、正平五年祐持の子氏祐直顯と共に、足利直冬に應じて官軍に屬し、島津氏と戦ふ、既にして和を違す、十

ヒウガ

Table with 2 columns: 延喜式, 古郡名考, 明治沿革, 新郡區編. Rows include 和名抄抄, 元祿圖, 天保郷帳, 地誌提要, 郡區編制.

三年肥後の菊池武光來り伐ち、大に直顯を破り、三股城を拔く、十六年島津貞久、直顯を逐ひ、悉く諸縣郡を併す、應永中氏祐の子祐安、勢漸く強大、島津氏を破て赤江川南北の地を取る、寶徳三年將軍義政、祐安の孫祐堯を守護に補す、祐堯遂に土豪十二黨を滅し、宮崎郡を取る、是に於て土持宣綱(榮宣五世の孫)白杵郡に據り、島津氏亦諸縣郡の數城に據て相峙し、本國の地三分す、文明十七年祐堯の子祐國、那珂郡を署し、飯肥城を圍み、島津氏の兵と戦て敗死す、其孫義祐に至て島津氏と兵連て、解けず、永祿四年遂に飯肥城を取る、天正五年島津義久大舉來り侵し、都於陷り、義祐及び其嗣祐兵出で豊後に奔り、此地皆島津氏に歸す、土持親成(宣綱五世の孫)亦島津氏に屬す、六年大友義鎮兵を遣り來り攻め、土持氏を滅して其地を取る、俄にして義久兵を分て大友氏の諸堡を陥れ、全國を併す、豊臣氏の九州を定むるや、地を割て祐兵を飯肥五万七千石に、高橋元種を縣五万石に、秋月種實を高鍋三万石に封じ、諸縣郡を島津氏に與ふ、慶長八年徳川氏、島津以久を佐土原三万石に封す、十八年高橋元種事に坐して除封し、有馬直純代封せられ、延岡に移る(後に内藤政樹)凡て四藩となす、明治維新悉く之を縣とし、既にして廢して美々津郡城三縣を置く、明治五年肥後球摩郡米良十四村を兒湯郡に屬す、更に合併して宮崎縣を置く(明治十一年)古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

ヒウチアケロ

火打袋

火打石、火口、藥等を入る、袋を云ふ、軍陣旅行等の時の用心とす、縫様は、織物等を丸く切りて、さし渡六七寸許にして裏を付け、縫ひて縁に糸にてがかりを付け、緒を通して引しむる様にす、又革にて作る、太刀の一の足の根に結び付く、日本武



尊東夷征伐の時、大倭姫命、天叢雲劍に火打袋付けて參らせしを始めとす(軍用記、貞丈雜記)

ヒエノジンジャ

日吉神社

近江國滋賀郡、舊比叡山の西谷、横川の間小比叡、後ち之を神路山に移す○小比叡と稱し、之を地主神と爲す、二の宮にして、現今官幣大社(其大宮を大比叡と稱し、大物主神を祭る、大日吉神社を參看すべし)○世に山王と稱するは、僧最澄、唐の天台山國清寺に山王祠あるに准據して、比叡山に延暦寺を創建したる時、此宗の守護神として大三輪神を祭り始めて大比叡神と稱し、古來より在來れる日吉神と共に山王の名付けしより起る、然れど僧家の私號なりしも、

いつしか、眩惑されて遂に一般に稱するに至れるなり(大山昨神、相殿に御妻鳴玉依姫神(原田實録)創建の年月詳かならず、弘仁の年僧最澄、佛寺を比叡山上に建て、大三輪神を遷し、日吉大宮といひ、本社を山下に移して二宮小比叡神といふ、大同元年近江の地二戸を神戶に充て、貞觀元年從五位上を授け、元慶四年從四位上に叙し、延喜の制、名神大社に列る、天元五年音楽走馬を奉り、七月勅願によりて、十一月中申の日に臨時祭を行ふ、長久四年、毎年内藏寮官幣を奉るを制し、五年廿二社に加へらる、後三條天皇延久三年十月行幸あり、日吉行幸此に始まり、以來屢々御幸行啓あり、四年四月始めて官幣を立て祭を行ふ、永保元年十一月、永く廿二社の列に加へ、保安四年白河法皇日吉神輿を修めて本社に遷し奉らしむ、これより先鳥羽、崇徳の頃より、延暦寺僧徒若し訴ふる所あれば、本社神輿を奉じ、兵甲を帯び、京に入り事を訴ふ、世に是を神輿振と云ふ、若し請ふ所得ざれば神輿を棄て、去る、朝廷神威を畏れ、其意に従ひ、或は慰めて神輿を還らしむ、其時必ず奉幣あり、壽永二年九月正一位を授け、建久三年賀茂臨時祭に准じて臨時祭を行はしむ、順徳天皇の建保元年より、臨時祭に殿上の使あり、此頃より恒例の祭祀となりしものに似たり、安貞二年本社及び諸末社洪水の爲めに流損せるを以て、御體を大宮に遷し、明年四月に至て遷宮を行ひ、正元元年災に罹り、越前に勅して造營せしむ、正平六年十二月叡山の請に因て臨時祭を行ふ、元龜年中、織田信長延暦寺を焼きし時より、祭禮一旦中絶せしが、天正十九年再興せり、凡日吉祭は四月及び十一月の中申日を用ふ、其冬祭を臨時祭といふ、今に至て四月大津浦に神幸あり、其式の盛なること祇園會の如し、初

ヒウチ

ヒエノ

ヒエノ

ヒラド ヒガキ

天智天皇庚午の年、鴨縣主志麻呂、祝部として仕へ奉りしより、其裔世々大神を執て神幸の祝詞を奏す、此日又幸鋒を立て炬火を燃し、志賀浦の桂を取て賀茂社に奉り、賀茂祭の後、葵を本社に奉るは、蓋し上古別雷神を天降し奉りし時の遺風なり、凡大小比叡兩社に仕ふる者、願宜神主祝禱禰宜神主祝禱等三十餘人、各其半を分て左方右方と云ふ(日吉社記、淡海地志、神祇志料、古事類苑神祇部)

ヒラドシ 緋威 威の一種、緋色に染めたる草、即ち紅花にて染めたる草にて威したるを云ふ、又朱纒、日纒、火威、火鬼、緋纒、水魚纒、日威、鮎威、日鳥魚威とも書く、また紅威とも云ふ、單に緋威と云へば草の緋威を云ひ、糸の緋威は糸緋威と云ふ(軍用記、貞丈雜記)

ヒラノツカヒ 氷魚使 朝廷にて、山城守治川、近江國田上川の綱代より供御の氷魚を召す使を云ふ、和名抄に「鮎、今案、俗云氷魚是也、白小魚名也、似鮎魚、長一二寸者也、延喜内膳式に、山城國近江國氷魚綱代、各一匹、其氷魚始九月、迄十二月廿日貢之と見えたり、

ヒラリノヒ 射禮日 射禮(シヤライ)及び手番(テツカヒ)を見よ、  
ヒガキクワイセン 菱垣廻船 名義江戶時代、大阪より貨物を江戸に運漕する廻船の一種、其船、垣橋の筋を菱垣にするを以て名づく(廻船)開闢元和五年泉州堺の人、紀州牟婁郡富田浦にて、二百五十五石積の船を借りて、之に大阪より木綿、油、綿、酒、醬油其他の商品を搭載して江戸に運送したるに始まる、尋て寛永元年大阪北濱町泉屋平右衛門、江戸積問屋を起し、同四年毛馬屋、富田屋、大津屋、鹽屋の數戸、また此業を開けり、然るに正保年中

ヒガキ

に至り、攝津傳法村の商人、試に駿河の廻船を雇入れ、之を大阪に乘廻し、海路より貨物を江戸に下せるものありしに、歌回悉なく、江戸に達せしかば、是に於て海運の便なるを悟り、大阪及び西宮兵庫等の商人は、始めて貨物を運漕するの捷船を開きたりといふ、これ大阪なる廻船の濫觴にして、當時は小早といふ、二百石より四百石積までの船にて往來し、江戸に組合もなく、物貨の決算、難船の處分、船頭の曲事等頗る紛亂せしかば、元祿七年江戸荷主大阪屋伊兵衛、荷主を十組に分ち、又大阪に廿四組を定め、大行事を置き、諸船を統理せしめ、重立たる荷主の内を選り、往復の度に船足船具等を調査せしめたり、而して菱垣廻船は、大阪廿四組と江戸十組とに關するもの、及び幕府と諸藩との荷物に限りて登載し、他の商品或は己の買積を爲すを禁じたりき、然るに享保十五年酒店組は分離して別船とし、之を樽廻船と稱す、爾來兩廻船相協和せざりしが、安永二年樽廻船に塔載貨物の分界を爲し、船株鑑札を興ふる事となりしより、菱垣廻船一時海上に勢力を得たれども、幾もなくしてまた衰退したれば、文化五年町方用達杉木茂十郎之を患ひ、諸規則を改正し、百方經營して、新船百艘を備へ、十組の仲間を擴めて六十五組となし、挽回するを得たるも、久しからずして再び衰へしが故に、屢々官に哀訴し、遂に天保十四年十組の取扱に屬する貨物は、樽船に塔載すべからざるを命するに至る、時人これを菱垣一方積といへり、然るに天保十二年諸株仲間停廢の令あり、菱垣廻船廿四組の株仲間も解散し、爾來運漕を管理する者なく、弊害百出せるを以て、廿四組の荷主中、綿、油、紙、木綿、藥、砂糖、蠟、蠟、蠟の九店相計り、更に船船を造りて菱垣

ヒカク ヒガシ

廻船の業を擴張せり、而して此頃における船船は皆千石以上の大船なりきといふ、十組問屋(トクミトヒヤ)及び船の挿繪等參看(雲錦隨筆、日本商業史)  
ヒカクシノマ 日隠間 階隱(ハシカクシ)を見よ、  
ヒカケノカツラ 日蔭蔓 名義冠の巾子に結びて、垂下したる紐をいふ(國語)古へは、羅といふ蔓草を用ひしも、中世以來は、細き圓紐又は分組の糸を代用せり、長さ一丈二尺餘なり(禮服用著用の際用ひし、結び目は纏の上であり、色は重に青白等にして、年少の者は、紅梅、白梅交、萌黄色を用ひたり、又高倉家傳によれば、大臣白、殿上人紅梅、地下前黄と見ゆ、「カムムリ」の挿繪參看(裝束集成、裝束圖式)  
ヒガシイチテウ井 東一條院 名義藤原立子、法名清淨觀音、後京極關白藤原良經の女、母は中納言藤原能保の女、藤原順徳天皇の中宮、仲恭天皇の御母、承元三年東宮に入りて御息所となり、同四年十二月從三位に叙せられ、同廿九日女御と爲り、同五年正月中宮と爲り、承久四年三月院號、嘉祿二年八月十日落飾、寶治元年十二月廿一日崩す、年五十七(女院小傳、女院記、三宮傳)  
ヒガシクセウチ 東久世氏 姓は村上源氏、久我權大納言晴通の曾孫通廉始めて氏を稱す、參議正三位に至り、貞享元年九月薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(家譜)  
○通廉 博高 博胤 通積 通武 通庸  
ヒガシサンテウ井 東三條院 名義山城國京都二條の東洞院の東、南北二町、東西一町、

○起願滿願 重明親王の弟にして、藤原氏之を傳頌せしより、藤原氏の女にて、己に母皇となれば、常に此に居住するとなれり、寛平九年八月に、宇多上皇并に皇后此所に遷御せらるゝあり、また天元三年六月、一條天皇は此所に誕生せられたりき、本朝文粹大江匡衡の文に「洛城有二形勝、世謂之東三條、昔是大相國之甲第、傳爲左丞相之花亭、聖上不忘舊里、再備天臨、始廻翠花」一日禮外祖於當時、今准紫禁、二年移朝儀於此地云々とあり、第内鎮守に角振明神、牟明神あり、永延元年十月從四位下、久安六年正一位を授く、又持佛堂に普賢堂あり(山城名勝志、平安通志)

ヒガシサンテウ井 東三條院 名義

藤原詮子 藤原東三條關白藤原兼家の第二女、母は攝津守藤原仲正の女、時姫、一條天皇御母、圓融天皇の女御なり、天元元年宮に入り女御となり、凝華舎に居る、天元五年正四位下に叙せられ、寛和二年三月正三位に進み、一條帝登降するに及び、尊びて皇太后と爲す、正曆二年九月落飾、長保三年閏十二月二十二日崩す、御年四十(日本略紀、女院小傳、女院記)  
ヒガシサンテウノオトド 東三條大臣 藤原兼家(フヤハラノカネイ)を見よ、  
ヒガシサンテウノサタイシ 東三條左大臣 源常をいふ、  
ヒガシサンテウノダイリ 東三條内裏 山城國京都三條の北、東洞院の西、烏丸の東に在り、もと濟家の宅にして、後に白河法皇の皇居となる、類聚雜要抄に「大治元年二月二日戊戌、白河院移御新三條殿、攝津守家保朝臣造崇云々」保元物語に「内裏は高松殿なりしが、分内狭くして便宜悪かりなるとて、俄に東三條殿へ行幸なる云々」百鍊抄平治元

年、藤原氏之を傳頌せしより、藤原氏の女にて、己に母皇となれば、常に此に居住するとなれり、寛平九年八月に、宇多上皇并に皇后此所に遷御せらるゝあり、また天元三年六月、一條天皇は此所に誕生せられたりき、本朝文粹大江匡衡の文に「洛城有二形勝、世謂之東三條、昔是大相國之甲第、傳爲左丞相之花亭、聖上不忘舊里、再備天臨、始廻翠花」一日禮外祖於當時、今准紫禁、二年移朝儀於此地云々とあり、第内鎮守に角振明神、牟明神あり、永延元年十月從四位下、久安六年正一位を授く、又持佛堂に普賢堂あり(山城名勝志、平安通志)

ヒガシ

年の條に同年十二月九日夜、右衛門督信賴朝前下野守義朝等謀反、放火上皇烏丸御所、奉移上皇、上西門院於一本御書所などあり、烏丸御所と云ふも此地のことなり(平安通志)  
ヒガシソノウチ 東園氏 姓は藤原、中御門家の一族、園基任の二男基教始めて氏を稱す、左近衛中將從四位上となり、寛永十三年卒す、其子基賢權大納言正二位となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)  
○基教 基賢 基量 基雅 基植 基長 基治 基仲 基貞 基敬 基愛

ヒガシニテウ井 東二條院 名義藤原公子、法名圓鏡智、西園寺實氏二女、母は大納言藤原隆衡の女、貞子、順徳後深草天皇の中宮、寛元四年二月從三位に叙せられ、建長八年十一月入内して女御と爲り、正嘉元年正月中宮と爲り、正元元年十二月院號、永仁元年六月尼と爲り、嘉元二年正月廿一日崩す、年七十三(女院記、女院小傳)  
ヒガシノシユウ 東泉 室町幕府の時、出家の人、幕府に參するに、東向の衆より出仕するを云ふ、委しくは西衆(ニシノシユウ)の條を見よ、  
ヒガシノタイ 東對 對屋(タイノヤ)を見よ、  
ヒガシハウシヤウウチ 東坊城氏 姓は菅原、五條高長の男參議長經の二男茂長始めて氏を稱す、茂長治部卿正三位に至り、康永二年二月薨す、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)  
○茂長 長綱 秀長 長遠 益長 長清 和長 長淳 盛長 長維 恒長 長詮

○基教 基賢 基量 基雅 基植 基長 基治 基仲 基貞 基敬 基愛

ヒガシ

○通廉 博高 博胤 通積 通武 通庸  
ヒガシサンテウ井 東三條院 名義山城國京都二條の東洞院の東、南北二町、東西一町、

ヒガシホンクワンジ 東本願寺 所在京都市下京區烏丸通り七條上る常樂町(國語)眞宗大谷派の本山○本尊安阿彌作阿彌陀佛(國語)眞宗長七年本願寺第十二世教如の時(本願寺の草創は、西本願寺の條に述べたれば參看すべし)徳川家康の歸依により、後陽成天皇の勅許を得て、今の地に本寺を建立し、教如住持となる、是より先文祿元年十一月、本願寺第十一世顯如寂し、嫡子教如後を繼いで第十二世となりしが、母如春尼故ありて、教如の弟准如を住持となさんとし、豊臣秀吉に哀願し、遂に教如を境内の裏門に隱退せしめたり、後ち家康、本願寺の勢力大なるを憂ひ、其勢を殺がんとを圖り、教如が不遇の地にあるを好機とし、東に隣接して敷地を寄附し、別に一寺を建立せしめ、上野國麻橋妙安寺に安置せる親鸞自作の像を迎へしむ、これより本願寺は東西兩寺に分れ、西本願寺を表、東本願寺を裏と云ふこととなる、慶長九年假本堂落成し、本尊及び親鸞の像を安置す、寛永十六年第十三世宣如の時、徳川家光六條七條の間において、新屋敷地二十六箇町を更に寄附せり、同年宣如、影堂再建を經營し、萬治元年上棟、尋て落成し、假影堂を集會堂となす、寛文七年第十五世常如の時、本堂再建を經營し、同十年に至りて成る、享保四年第十七世眞如の時、大門再建を經營し二十一年を経て、元文四年三月に落成す、天明八年正月第十九世乘如の時、火災に罹りて、諸堂燒失し、僅に寶庫のみ全きを得たり、幾もなく河内八尾大信寺の堂宇を移して假堂となし、寛政元年三月影堂の再建を企圖す、將軍徳川家齊爲め

○通廉 博高 博胤 通積 通武 通庸  
ヒガシサンテウ井 東三條院 名義山城國京都二條の東洞院の東、南北二町、東西一町、

ヒガシ

ヒガン

に巨材を寄附して工事を督勵す、八年十一月第二十世達如の時、本堂再建の工事を起し、十年に至りて影堂本堂共に落成し、同年大門再建の工事を起し、享和元年に至りて落成す、然るに文政六年十一月再び火災に罹る、八年家齊再び巨材を寄附す、同十年再建を企圖し、天保六年三月に至りて兩堂共に落成す、嘉永元年第二十一世嚴如の時、大門再建の工事を竣ふ、然るに安政五年六月三たび火災に罹りて焼失し、六年二月假堂を建立し、八月徳川家茂先例に依り巨材を寄附す、萬延元年八月落成す、文久三年七月四たび火災に罹る、慶應元年十二月朝廷より兩堂再建の諭旨を下し、併せて金若干を賜ふ、明治十二年嚴如再建の事を諸國の末寺檀徒に告ぐ、十三年四月朝廷重ねて金若干を賜ひ、再建の工事を督勵したまふ、廿二年五月九日影堂上棟し、廿五年十一月十九日本堂上棟す、廿八年四月本堂等を遷座し、大供養の法會を修す、即ち今の堂宇なり○影堂(大師堂と云ふ、二重屋根作り)外陣の正面に、見真二大字の勅額を掲げ、内陣に親鸞の像并に歴代門主の畫像を安置す○本堂(阿彌陀堂と云ふ)影堂の南に在り、中央に本尊阿彌陀佛の立像、左右に今上皇帝聖躬萬歳、孝明天皇尊像を安置し、北の脇壇に聖徳太子、南の脇壇に法然等の像を安置す○鐘樓、舊建築物は、慶長七年伏見桃山城より移したるものなりしも、安政五年焼失したり、明治廿六年七月當初の構造に換して再建し、廿七年十一月落成す○集會堂、寢殿、拜領御殿(明治十四年大宮御所の一部を拜領し、三十四年三月移し、建立したるもの)此外黒書院、白書院、玄關、香部屋、寶庫、茶所等あり、現境内二萬一千九百三十二坪三合、境内所有地七條細地、火防地等を合せて、五萬七千五百六坪八合三勺あり、

ヒガシ—ヒカハ

附屬港成園は、下京區根敷馬場東玉水町にありて、一萬六千坪餘あり、名園を以て名あり、別院は内地に四十七ヶ所、清國に一ヶ所、韓國に三ヶ所あり、末寺八千三百三十七ヶ寺、説教場二百九十八ヶ所あり(大谷寺誌、大谷派本願寺名所圖會)  
**ヒガシヤマテンワウ 東山天皇** 御名は朝仁(醍醐天皇の第二皇子、母は敬法門院藤原宗子、内大臣宗條女、新上西門院藤原房子を養母と爲す、第百十三代天皇(醍醐天皇)延寶三年九月降誕、天和二年靈元天皇の儲君となり、三年皇太子に立ち、貞享四年三月二十一日受禪、四月二十八日即位す、在位二十二年、改元すること二、寶永六年六月二十一日位を中御門天皇に譲る、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、十二月十七日崩す、壽三十七、山城國愛宕郡今熊野村の月輪陵に葬る(野史、纂輯御系圖、陵墓一覽)  
**ヒガシヤマドノ 東山殿** 藤原道家及び足利義政をいふ、各條を見よ、  
**ヒカハノジンシヤ 水川神社** 所在武藏國足立郡(今北足立郡)大宮町高鼻○大社といふ、又三宮火河大明神といへり、武藏國の一宮にして、現今官幣大社(關東大己貴命、素戔鳴尊、稻田姫命)關東國關西國出雲國皆築大社を遷し祀りたる所に於て、孝昭天皇の時、勅願によりて創建すといひ、或は日本武尊東征の時、勸請し給ひしといふ、天平神護二年神封三戸を寄せ、貞觀元年正月從五位上を授け、十一年十一月正四位下、元慶二年正四位上を加へ、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年、月次、新嘗祭の案上官幣に預る、治承四年源賴朝社殿を再建し、社領三千貫の地を寄す、天正十九年徳川家康社領百石を寄附し、文祿五年伊奈忠次を奉行として

ヒカミ—ヒガン

宮社の遺蹟あり、尋で慶長九年社領二百石を増して三百石とし、寛文七年再び造營あり、祭祀は、毎年十二月十日に行ふ、其他正月三ヶ日、天下泰平の御祈禱、七日奉射、六月十五日神輿渡り等あり、神主岩井、角井、物部等事を掌る、明治の代官幣大社に列す(新編武藏風土記、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)  
**ヒカミノコホリ 水上郡** 所在丹波國 起原始めて崇神天皇紀六十年七月の條に見ゆ(清和名抄に前山、竹田、美和、春部、船城、佐沼、伊中、賀茂、氷上、石生、餘戸等の郷あり(郡名異同一覽、國郡沿革考))  
**ヒガン 彼岸** 春分または秋分の初日より數へて、第三日を始めとし、其後七日間を彼岸といひ、彼岸の第四日を中日といふ、此七日間は俗人寺院に參詣し、佛に供し僧に觀す、又僧侶は、讀經法談を爲す、之を彼岸會といふ、到彼岸の略、般若心經註に「梵云波羅密多、此云到彼岸、諸佛地謂之彼岸」とあり、譯名義集に「波羅密諸經論中、多稱到彼岸、生死爲此岸、涅槃爲彼岸、煩惱爲中流、菩薩以無相智慧乘禪定舟航、從生死此岸、故知理定以明波羅密」と見えたる如く、波羅密多の譯にして、此日金剛般若經を讀みたるより起りし稱なるべし(地原清語)天竺にては、春秋の二分は、日正東に出でて、正西に没するが故、之を時正といふとは書に見え、たれども、未だ彼岸を修することを聞かず、支那にてはまた然り、即ち此事我國に入りて起りたる風俗なりとす、日本後紀を按ずるに、延暦廿五年二月の官符に、諸國分寺の僧をして、春秋二仲月、別七日、崇徳天皇の爲めに、金剛般若經を轉讀せしめしことあり、天野信景は、之を以て彼岸會の權輿なるべしとい

ヒキ

へり、なほ源氏物語にも「十五日彼岸のはじめにては」(彼岸のはじめなど見え、蜻蛉日記にも「二月十九日になりぬ(中略)ひがんに入りぬれば」と見えたり、古くより行はれしを知るべし、蓋し春秋は、暑寒の中間にして、二分は、晝夜平等なれば、身心適合し、修業に宜しき時節なり、且つ淨家にては、時正を以て日想觀(十六觀經に見ゆ)の時節を定むるより、隨うて一七日の法筵を開き、翌日を觀念し、西方淨土を識知せしむるの因を推して彼岸會と名付けしものならん、而して之を曆書に載する事となりたるは、昔時談義法比叡山の阪本に限り、廿一ヶ所の談義所ありて、能辯の僧說法し、他の寺院にては絶えてこれなかりき、故に部部の善男善女阪本に群集して聽聞するもの、彼岸の時節を辨知せずして、迷惑せしより、叡山より曆家に請ひ、書き載せて貰ひしより、いつとなく時候の様に定まりしならんとの説あり、或は然らん、江戸時代には、家々牡丹餅團子等を造りて佛に供へ、又隣家親戚等への贈答あり、彼岸中一般に佛參慕參の人多く、諸寺にては七日の間、施餓鬼供養を行ふ、また江戸市内の人は六阿彌陀へ參詣するとも流行したり、六阿彌陀とは、  
一番上豊島村 西福寺 二番下沼田 延命院  
三番四ヶ原 無量寺 四番田端 興樂寺  
五番下谷廣小路 常樂院 六番龜戸 常光寺  
にして、また山の手六阿彌陀、西方六阿彌陀等あれども省略に従ふ(日本歲事記、善庵隨筆、東都歲事記、風俗畫報「東京歲事記」同「彼岸の説」)  
**ヒキ 引** 江戸時代租を減除するを云ふ、地形地味の變革、及び水旱風旱等あれば、則ち之を點檢して其租を減除するなり、而して引に諸種あり、年々引とは陣屋敷、郷藏敷、堤敷、溝代、道代等、其

地に須要なるものあれば、永く潰地となし、其用に供へて租を除くなり、連々引とは、山崩川池地成石沙入等、人工を盡くせば、終に起返すべきもの、租を除くなり、地不足引とは、山崩堤切石沙入等にて田地潰損し、舊石盛に應ずるに足らず、因て其不足を量り租を除き、或は田界の分明ならざるものを檢核し、段別に不足を生ずるを以て、其租を減するなり、無地高引とは、古檢の田畠を檢核するに、段別の増減を生ぜず、唯石盛下り高減殺せるを以て、其租を減するなり、田畠成引とは、田の畠となりしもの、其石盛を下げて租を減するなり、關東の段取は、田は米納、畠は永納なるを以て引となさず、田の段別を改めて畠とし、永取となす、乃ち租米自ら減殺す、陣屋敷引とは、城地一様の陣屋、及び空地に建設するものを除き、田畠を潰し新設するを以て、其租を除くなり、寺屋敷引とは、私領の内農民荒地を墾闢し、檢地の三分の一、若しくは五分の一を寺屋敷となし、又は古跡一様の寺地あり、除地となすべからず、地租を徴すべからざる者等の租を除くなり、堤敷引とは、檢地の後新堤を高内の地に築き、又は従來小堤にして危きを以て加築する等、潰地の租を除くなり、道代引とは、檢地の後新道を田畠に作り、又は従來の路狭く、之を廣めし等の地租を除くなり、溝井敷引とは、用水の溜池敷地の租を除くなり、溝代引とは、用水溝を作るに、水路を他村に取るものあれば、熟議の上、敷地に係る租米作徳米を償ふ、之を井料米又は水代米と稱す、是れ百姓の缺損たるべからざるを以て、其敷地の租を除くなり、堀田敷引とは、多水の田濕地の類田場、盡く種藝すれば水腐となる、因て田内を掘上げ畔を作り、其土を積みて種藝す、其掘上げし所は、水築り種藝すべからざるを

以て其租を除くなり、浪缺引とは、風雨高浪等にて、海邊防湖の堤等破壊して田地に及び、再築し難きを以て、潰地となりし所の租を除くなり、淵成引とは、洪水の爲め田畠の川成川缺となり、遂に深淵となりし所の租を除くなり、山崩引とは、大雨地震等にて山崩壊し、石沙田畠に入りし所の租を除くなり、石沙入引とは、洪水にて川堤破壊し、石沙田畠に流入し、又は大雨にて山谷の川流水溢れて、石沙田畠に流入せる所の租を除くなり、土取場引とは、道堤の營繕に供ふる土は、概ね堤外附洲原野等の空地に取ると雖も、其費用多く、又は近所に空地なき時は、已むを得ず高内の地を潰して之を取り、其租を除くなり、土置場引とは、洪水の爲め泥土田畠に流入し、之を棄つるに所なく、田畠の内を潰して之を置き、其地租を除くなり、野地成引とは、地勢の低き所は雨水停滯し、水邊の低き所は悪水浸漬等にて、作毛腐敗し、復産生して、到底耕作し難き所の租を除くなり、冷水場引とは、冷水田中に涌出して、作毛登熟せざる所の租を除くなり(地方凡例録)年期引とは、手餘荒地となりし所を、年期を定めて地租を除くを云ふ、鐵下年期引とは荒地を起返すも、地味尙ほ然せざるものは、亦年期を定めて地租を除くを云ふ、四壁引とは、四圍塙壁の傍六尺一分を除きて檢するを云ふ(取箇例言)其他一作引、竿達引、石盛達引、石間引、郷藏引、伊勢屋敷引、江桁敷引、井堰敷引、懸水堀敷引、永荒場引、荒場引、荒地引、川成引、池成引、川缺引、石置引、押堀引、神田引、神佛免引等あり、各條參看(大日本租稅志)  
**ヒキ 比木** 千木(チギ)を見よ、  
**ヒキアハセ 引合** 檀紙(ダンシ)を見よ、  
**ヒキイレエボシ 引入烏帽子** 掛緒をか

ヒキ

ヒキ—ヒキ

ヒキオーヒキツ

けずして、其まゝ頭に引入れて冠るをいふ、烏帽子其物の名にあらず、又其種類を問はざるなり、立烏帽子にも、風折烏帽子にても、其他何にても、通じてしか稱すること、知るべし、近世は烏帽子の製作固くなりたれば、引入難けれど、昔は柔かなれば、容易に、頭に引き入ること出来たるなり(貞丈雜記)

ヒキオビ

引腰 裳の附屬品、裳(モ)を見よ、

ヒキコシ

引腰 裳の附屬品、裳(モ)を見よ、

ヒキタテエボシ

引立烏帽子 名義紙にてうすく大きびに作りたる烏帽子をいふ、縁はヘンメリにしたり、其他は殆ど梨子打烏帽子に同じ、只其後方を引立てたるを異にするのみ、地は主に嗜好を用ふ、又布にても作り、専ら出陣の時、冑の下に著用す、エボシと參看(裝束集成、貞丈雜記、飾抄、隨兵日記、當代裝束抄)

ヒキツケシユウ

引付衆 鎌倉室町兩時代の職名、評定衆の補助にして、訴訟を聽斷し、庶務を施行し、兼て政所の簿書を註記する事を掌る、引付といへば、もと記録の名より出でたる名稱なり、即ち政所にては、訴訟の額末を註記し、其訴に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記録を、賦銘引付と云ひ、又警中平常の規格を記せしものを引付と云ふ、其他何事にもあれ、後證となすべき事を記録せし物をいふは稱せり、引は導引の意、事の手引となすべき由縁あり、付は著識の義、今世物を記したるを、書附といへるに同じ、さて引付衆は、政所に祇候して、訴訟以下の公務を沙汰し、記録所の職員たるを以て、かく稱せざるなり、(原頼朝)將軍原頼朝の時、建長元年十二月、始めて三番を置く、三方引付とも稱せり、評定衆北條政村、外二人を以て引付頭人に兼補し(爾後北條氏を以て、必ず頭人と

ヒキツ

す)寄人の内、藤原行方外四人を以て引付衆とし、訴訟に難滞ならしむ、同四年將軍宗尊親王の時、五番として、人員を増加す、同六年また引付衆を十四人とす、弘長二年四五の二番を停めて更に三番とし、文永三年引付沙汰を停め、引付頭人は評定衆、引付衆は寄人に選り、同六年引付を復し、更に頭人五人、衆十餘人を補す、正應三年二番を停む、永仁元年之を停め執奏を置き、同三年引付を復し五番を置き、乾元元年また増して八番を置き、後屢々増減あり、蓋し北條氏の末年、國家多事なりし故、此紛更を致せるなり、凡訴人を召すは、引付頭人の奉書を用ひ、其訟を聽くは一番毎に二十事を定とす、又近國の神社、鎌倉諸堂の修理は、引付にて聽斷せしむ、弘長元年訟獄壅滞するを以て、引付衆を召して之を督責し、評定衆及び引付衆の誓書を徴す、毎番に右筆を置き、公事の裁判の座に候じ、文案の記録を掌る、政所寄人の内にて此を兼ね、室町幕府に至り、建武中、鎌倉の制に倣ひ、引付衆五番を置き、頭人五名を補す、職掌鎌倉に同じ、足利氏の族なる吉良、石橋、山名、一色、細川、畠山諸氏は頭人に補する時は正頭と稱し、また攝津二階堂、伊勢、波多野、佐々木等の他氏を頭人に兼補する時は、權頭と云ふ、此内に地方頭人、神宮頭人、禪律頭人の類、職掌によりて區別あり、引付衆はまた、内談衆とも稱す、政所の次官なるを以て、内評定の時に、事務を議するによりてかく名づく、内評定を、常に内談と云ふ、文筆の事を掌るにより、右筆衆と云ひ、又分掌あるにより、奉行衆ともいへり、鎌倉の時の如く、別に右筆を置かず、凡そ訴訟有れば、先づ管領に稟す、管領、賦奉行に命じて檢勘せしめ、其受くべき者は、事項を訴狀に題し、これを開闔に付す、開闔、これを引付頭人に告げ、裁判者を定む、訴

ヒキナヒキハ

訟落居の時、解狀を封じて訴人に返す、訴人受けて、更に一通を寫して、主者に封進し、左證に備ふるを例とす、曆應二年、引付頭人、及び奉行人等、訴訟を壅滞すること二十日を経る者は控訴を許し、引付に命じ、期を刻して申理せしむ、又毎月頭人の第に會集し議事を盡す、此を式日内談と云ふ、歳首及び將軍始めて職を襲ふが如き時は、則ちこれを幕府に行ふ、此を内談始といふ、籤者、奏者、著到、鬮子(當籤の次第によりて、發議人の前後を定む)の四役を設く(皆右筆を以て之に充つ、籤者を上首とす)其儀、執事衆員左右に班列す、雜仕硯蓋を執り、關役の前に置く、關役起ちて關を硯蓋に盛り、舉りて抽籤し、衆員に示す、奏事目録を執りて執事に進む、讀畢りて發議事を決す、衆員唯諾す、議畢りて籤者進め、例に循うて月日姓名を署し、座に就きて酒を賜うて罷む、これ室町一代の制なり○また開闔あり、引付衆を進止し、署務を整理す、引付衆の典故に慣熟したる者を選びこれに補す、又例として御前衆を用ふ、後ち未參衆も亦預る(武家名目抄、官制沿革略史)

ヒキナホシ

引直衣 「オヒキナホシ」を見よ、

ヒキノコホリ

比企郡 所産武藏國

延喜式に始めて見ゆ(油漕)和名抄に郡家、沼後、都家、瀬瀬等の郷あり、今男衆郡南境の地大半を併せ、又横見郡の全部を併せて、舊比企郡の一部を入間郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヒキハタ

引膚 皮の一種、其皺蟻の肌膚に似たる故に、蝨肌ともいふ、歐文、波文とも書す、此皮にて作りたる箱袋を俗に引膚とも云ふ、引膚尻箱の略なり(埴書抄、武家名目抄、貞丈雜記)

ヒキマハシ

引廻 江戸時代、斬罪以上の重刑者に附加する刑名、犯罪人を馬上に縛し、其罪狀を紙幟に記し、市内、或は犯人の住所、犯罪の場所等引廻して衆人に示し、然る後本刑に行ふ、(出牢、前書、手續等は死罪者と同じく取計ひ、改番所前にて、周り三寸程の太繩を腰繩となし、亭の細引を増繩にかけ、夫より牢屋見廻へ案内をなし、死罪の筒條と同様、檢使の申渡済みたる後、囚人なれば檢使より出役の引廻檢使、町方與力受取り、



(載所録 秘大罪刑)

死罪同様に、非人足取圍み、裏門前より出で、非人囚人を抱き馬に乗す、馬に乗せ方は、鞍の上へ一枚打懸けて囚人を乗せ、三筋の繩を菰へ引添へ、非人左右兩人にて其繩を取り、動かざる様になす、重病の者は曲鎌と唱ふる木へ結び付け、鞍へも縛付く、引廻檢使は、町方與力雙方兩人馬上にて付添へ、下役同心は囚人の人数に因り同じからず、但檢使與力は、仕置の前日、日番又は懸りの町奉行に申渡す、引廻し歸の節は、牢屋敷より出見ホシの者一同へ通

ヒキマ

ヒキメ

知し、死罪場に出づ、囚人を裏門前にて馬より下し引入、檢使與力同心引續き入り、檢使場へ出で、死罪者の如く取り計ふ、引廻の行列は、先拂非人五人、幟持手代り共非人三人、拾札持手代り共同三人、籠二本、手代り共谷之者四人、但拔身、捕道具二本、同上谷之者四人、囚人附非人四人、宰領谷之者二人、宰領小屋頭二人とす(刑罪大略録)

ヒキメ

一種、木製にして中を空にし、且つ數個の穴を穿ちたるものをいふ、響き目の略、目は穴なり、之を射る時、穴に風入りて音響を發するが故に名づく、射るべき者を疵けすして、之を倒すべき爲めの製にして、犬追物、笠懸等に用ふ、四季草に、大なる物なる故重くして飛ぶ故、申を空にふりぬきて軽くする也、中を空にしても、猶重き故、穴あけて、風に乘じて飛ぶ様にたくみたる物也、鳴らすべき爲に、穴をあけたるにあらず、穴あるもの故、風吹き入りて自然に鳴る也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐る、也と見ゆ、其飛ぶ音響の鳴くに似たれば、慕目といふとも、慕の目は夜よく物見る者なれば、元來夜、魔性の物を射べき爲に、爾か名付くともいへるは、俗説にして取るに足らず(關原藩)木にて作る、桐竹を用ふるは略なり、大小は其人の弓勢に従ふ、豎横の寸法は一寸違にするといふ、假令豎の長さ五寸ならば、横の太さは六寸にし、八寸ならば九寸とするが如し、まかぶらより慕目じり迄の長さは、慕目總長さの四分の一、まかぶらより上の口迄の長さは、同四分の三とす、なほ目柱は慕目くじけざる爲めに竹を厚くして彫り入るなり、なほ古くは慕目くりといふ職人ありて、空にくりたりしが、後世は其法絶えなれば、豎に二つに割りて中をくり、後に合はするがごとくなりたり、

ヒキメ

ヒキメ



穴は犬射慕目は五つ、笠懸慕目は六つ穿つ、また竹の根にて製りたるは、生の時中をくりぬき、穴は穿たず、詳しくは左圖を見るべし、

ヒキメー—ヒキヤ

しこと、歴々史籍に見えたり、なほ室町時代よりは、武家にて誕生のことある時、之を射ること慣例とな

ヒキヤウシヤ

飛香舎

一、藤室ともいふ、藤を庭に植ゑられたるを以て此名あり、歴世女御入内の儀を行はるゝ所にして、又

ヒキヤ

とし、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽あり、欄を設く、西方廊より常御殿其他に通ず、東南

ヒキヤク

飛脚

の意なるべし、徳川幕府天正十八年徳川家康江戸に入府するや、馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門

ヒキリ

月番を定めて之を擔當し、名づけて手板組と稱したり、元禄十一年三度飛脚問屋ありと雖も定期發着を

ヒキリヤウ

引兩

り、華族に列し、子爵を授けらるゝ(華族譜) ○信孝 信康 康照 基康 冬康 宜康

ヒキリ

るを二引兩(見聞諸家紋には輪なく二畫のみなり)三線なるを三引兩と云ふ、一ツ引兩は大黒(單に中

ヒケ—ヒケチ

ゆ、其の故は前代の文に三髯形をせられしが減りて、今の世二引兩に成りぬ、是を又亡さんとす文は一

ヒケニ

Table with 2 columns: Temple Name (e.g., 大聖寺, 寶鏡寺) and Location (e.g., 京都烏丸上立賣, 同寺之内小川西)





ヒサマツウチ

萬一、生糸一兩、亭二兩、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、江次第に「敷」膝突一枚、爲「警」御酒一...

ヒサマル

松山、伊勢桑名、伊豫今治、下總多古等の部を見よ、義より其嫡子義朝に傳ふ(保元物語)平家物語劍卷に...

ヒサマルノヨロビ

義、義家より爲義、爲義より義朝に傳ふ、保元物語新院召爲義一條に「此ひざ丸と申は、牛千がしがらひ...

ヒサマツウチ

久松氏 松平氏の條、伊豫松山、伊勢桑名、伊豫今治、下總多古等の部を見よ、...

ヒサマツウチ

久松氏 松平氏の條、伊豫松山、伊勢桑名、伊豫今治、下總多古等の部を見よ、...

ヒシカハモロノフ

専ら世に行はる、世に江戸繪と稱して印刻の畫を賞美すること、師宣より始まりといふ、尤も美人畫に...

ヒシカハモロノフ

師宣 長男 菱川師房 菱川重嘉 菱川師永 菱川彌右衛門 菱川政信 菱川友房 古山師重 古山師政 菱川正之丞

ヒシキ

非職 非職人を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、又僧の役にもあり、ヒシキノヒト 非色人 公家にて禁を聽されざる者を云ふ、「キンシキ」を見よ、

ヒシキ

非職 非職人を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、又僧の役にもあり、ヒシキノヒト 非色人 公家にて禁を聽されざる者を云ふ、「キンシキ」を見よ、

ヒシカハモロノフ

菱川師宣 名號通稱吉兵衛(又長兵衛)に作る、晩年剃髮して友竹と號す、...

ヒシヤモンダウ

宇治郡山科村字安末(舊)天台宗、門跡の一(起原)播磨延暦年中、僧最澄草庵を京北出雲路に構へ、自刻毘沙門天の像を安置して出雲寺と號す、世人之を...

ヒシヤモンダウ

宇治郡山科村字安末(舊)天台宗、門跡の一(起原)播磨延暦年中、僧最澄草庵を京北出雲路に構へ、自刻毘沙門天の像を安置して出雲寺と號す、世人之を...

ヒシヤモンダウ

唯其寺名のみを存したり、慶長年中後陽成天皇勅して僧天海に寺號を賜ひ、其修興の事を命ぜらる、江戸幕府また安祥寺境域の一半を割かしめ、本寺を此に移す、天海未だ功を峻へずして寂す、寛文中天海の高足公海、遺志を繼ぎ、寛文五年勅許を得、更に此所に中興して、是より再び代々法親王の御住院となり、天台座主に兼補せらる、名利となれり(平安通志、京華要誌)

ヒシヤモンダウ

日代宮 舞向日代宮(マキムクノヒシロノミヤ)を見よ、ヒスマシ 桶洗 厨等を掃除する卑賤の女を云ふ、又單にスマシとも云ふ、倭訓栞に「なまめ、みかほなどの類なれば、乾清の義なるべし、ほし反ひ也、女工の賤業をもて、名目によべるにや」と云へど、疑はし、和名類聚抄に「穢廁、説文云、穢(音威、和名比)廁也、國語註云、廁(音投)行(音清)廁也」と見え、その箋註に「按比、蓋廁中受糞之器、今廁中猶存此遺古之名、人放糞則捉去、掃清之、司之女皆曰比須萬之、説きたり、従ふべきに似たり、枕草子に「おほやけ人すまし、大鏡に「后宮のすまし」など見ゆ、また孟津抄に「すまは下女なり、最下のものなり」とあり、

ヒセツクワン

被接官 或る官司に屬せる四部官(シブクワン)を參看)以外の官職を、其所屬の

ヒセツクワン

被接官 或る官司に屬せる四部官(シブクワン)を參看)以外の官職を、其所屬の

ヒセツクワン

備前中納言 宇喜多秀家(ウキダヒデイ)を見よ、ヒゼンノクニ 肥前國 國東は筑後、北は筑前及び海、西南及び西に海に至る、東西凡二十一里、南北凡二十五里、西海道に屬す、形勢東北山を負ひ、東南海を帯び、地勢二支を分ち、西南海に突出す、其西北一支は平戸島となり、五島群嶼に連る、其南方一支は更に兩腋を分ち、左に鯛浦を抱き、右に佐賀灣を擁す、灣の北方は平衍にして、土壤肥沃、九州に冠たり、肥前國、ヒノミチノクチともいふ、上古肥後と一國にて火國と稱す、景行天皇西征の時、此國に至りし事あり、後ち國造を置き、國郡の制定の時、分ちて肥前肥後の二國となし、國府を佐賀郡に置く(遺址今久知井村に在り)嘉祿の初、將軍藤原頼經、少貳氏をして國事を管せしむ、足利尊氏の叛するや、少貳貞經等之に屬す、肥後の菊池武重、獨り勤王の師を起し、國の豪族有馬(高來郡)大村(彼杵郡)二氏等之に應ず、又千葉胤胤下總より來りて小城郡を領し、皆征西將軍の節度を受く、正平中菊池武光盡く全國を徇ふ、南朝因て守護を兼領せしむ、建徳の初より足利義満に定めらる、蓋し其以前より之ありしならん、爾來兩度の祭、絶えず朝廷に於て行はれたり(合義解、延喜式、古事類苑神祇部)

ヒシノモン

菱紋 紋所の名、源義光之家紋に用ふ、初め源頼義、夢に關城寺新羅明神に詣り、路に高祖六孫王經基に逢ふ、經基菱葛にて作れる衣を持ち、頼義を招きて曰く、汝今子を生まん、我此衣をその子に授けんと、頼義之を受けたりと見て覺めき、是より先、妻懷胎、夢の日を以て義光を生む、頼義大に喜び、菱の文ある衣を以てその産衣となす、是より當流菱を以て紋と爲す、後世種々なる變形を生じ、唐菱(一名大内菱と稱す、大内氏之を用ふ)松皮菱、割菱、武田氏之を用ふ○三菱、四割菱の下の一箇を除きたるもの、近江仁正寺の市橋氏之を用ふ○四菱、菱形四ツを菱形に組み合せたるもの、粟田口、南部、柳澤の諸氏之を用ふ○丸に四菱、松前氏之を用ふ○幸菱、常陸牛久の山口氏之を用ふ○米倉菱、武藏金澤の米倉氏之を用ふ、三階菱、大中小の菱形を三段に重れ、其外廓をとりたるもの、上州請西の林、豊前小倉の小笠原、播州安志の小笠原、肥前唐津の小笠原諸家之を用ふ(諸家系圖彙、見聞諸家紋、武鑑)

ヒシヤモンテンワウ

毗沙門天王 佛經にて四天王の一、梵語、吠室羅摩拏の約轉、多聞また普門と譯す、身に七寶金剛莊嚴の甲冑を著け、左手に三戟を執り、右手を腰に押す、或は右手に寶塔を捧げ、鉢を持する像もあり、福德の神にて、須彌山の半、第四層の水精埵に居す、北方の主にて、元量百千の夜叉を總領して、北洲を守護す、故に北方天とも稱す、我國古來より七福神の一として崇敬せり、「シチフクシン」參看(曼荼羅抄、七福神考、秘藏記、佛敎いろは辭典、尊容抄、佛語釋)

之に代り移りて唐津に治す、關ヶ原の役、鍋島直茂を東軍に納れ、故封を保ち(佐賀三拾万石)世襲す、其支封を小城(直茂の子勝茂第二子元茂)蓮池(勝茂第三子直澄)鹿島(直茂第四子直朝)とす、大村嘉前、松浦鎮信、五島支雅(純支の子)亦皆西軍に屬せず、封疆舊に仍る、元和の初、有馬直純(晴信の子)を日向に移し、松倉重政を島原に封す(後松平忠恕)正保中唐津の寺澤堅高狂疾を以て國除し、屢々變更あり、最後に小笠原長昌を封す、元祿二年松浦棟(鎮信の曾孫)其弟昌に新田壹万石を分つ、凡十藩なり、また江戸幕府の制、長崎奉行を置き、長崎及び外國通商の事を管す、明治維新の際長崎府を置き、既にして皆廢して縣とし、又合併して長崎伊萬里二縣とし、後伊萬里を廢して更に佐賀縣を置く、古より管郡の變遷左表の如し尙ほ詳しくは各郡の條并に「ヒノクニ」參看すべし(地誌提要、國郡沿革、郡名異同一覽)

Table with columns for historical records (六國史、舊事紀、風土記) and administrative divisions (郡、縣、支封). Rows include locations like 小城、佐嘉、神崎、養父、基肆、嶺、榮.

Table with columns for administrative divisions (郡、縣、支封) and geographical locations (葛津、藤津、高來、北高來、南高來、西彼杵、東彼杵、東松浦、西松浦、北松浦、南松浦).

備前國 備前國は播磨、西に備中、北は美作、南は海に至る、東西凡拾貳里、南北拾壹里、山陽道に屬す、東西南北の兩河美作より來りて、國內を貫流し、兒島一郡海を抱きて備中に連り、島嶼布設岐に接し、運輸に便なり、北方山多く平地少し、南方稍々衍沃なり、古へ吉備國と稱し、備中、備後、美作の地を併稱せり、神武天皇東遷の時、行宮を此國に建て高島宮といふ、崇神天皇の御宇、吉備津彦及び其弟稚武彥命此國を巡撫す、應神天皇の御宇、吉備國を分ちて、稚武彥命の孫御友別命の兄弟子孫に賜ふ、その裔蕃衍し、吉備朝臣等皆その後なり、而して吉備氏は、又國造を世襲せり、天武天皇の御宇、分て、備前、備中、備後の三國と爲す、本國十二郡を管す、元明天皇和銅六年、六郡を割きて美作國を置き、國府を上道郡に定む(今の國府市場村)鎌倉幕府の初め、土肥實平、梶原景時をして守護たらしめ、佐々木盛綱に兒島郡を賜ふ、後ち加治長綱を以て守護となす、建武中興の際松田盛朝を守護

ヒゼンノクニ

備前國

Table with columns for historical records (六國史、古書、大邑、赤坂、石元、藤原、藤野、三野) and administrative divisions (郡、縣、支封). Rows include locations like 赤坂、石元、藤原、藤野、三野、津野、兒島.

肥前燒 肥前國に散在せる諸窯にて製造する焼物の總稱、即ち唐津窯、有田窯、大河内窯、三河内窯、白石窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、及び長崎の裏山窯等より製出す、「カラツヤキ」「アリタヤキ」「シライシガマ」「シダガマ」「コダシガマ」「カ、ヤマガマ」參看(古今陶藝攷) ヒゼンヤキ 備前燒 備前國伊部村にて製出する陶器、世人單に備前と呼び、また伊部、火津等の稱あり、其實一にして其觀を異にせり 肥前燒 肥前國に散在せる諸窯にて製造する焼物の總稱、即ち唐津窯、有田窯、大河内窯、三河内窯、白石窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、及び長崎の裏山窯等より製出す、「カラツヤキ」「アリタヤキ」「シライシガマ」「シダガマ」「コダシガマ」「カ、ヤマガマ」參看(古今陶藝攷) ヒゼンヤキ 備前燒 備前國伊部村にて製出する陶器、世人單に備前と呼び、また伊部、火津等の稱あり、其實一にして其觀を異にせり 肥前燒 肥前國に散在せる諸窯にて製造する焼物の總稱、即ち唐津窯、有田窯、大河内窯、三河内窯、白石窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、及び長崎の裏山窯等より製出す、「カラツヤキ」「アリタヤキ」「シライシガマ」「シダガマ」「コダシガマ」「カ、ヤマガマ」參看(古今陶藝攷) ヒゼンヤキ 備前燒 備前國伊部村にて製出する陶器、世人單に備前と呼び、また伊部、火津等の稱あり、其實一にして其觀を異にせり

を三日月六兵衛といふ、所作の陶器に缺月の記號を印す、故に此名あり、又一工人あり、能く茶器を作り、櫻花の記號を印す、并に靑色の釉を施し、其火候度に過ぎ、茶褐色に變する物を以て佳とす、皆肥厚にして、其實堅實なること我邦に冠たり、後世に至りて播盆酒壺を製するを以て名を得、備前すりばち、備前とくりと呼べり○伊部と稱するは、茶褐色の釉を施し、而して其上に更に黄色の濃釉を撒し、種々の形狀を爲し、以て備前と稱を別にす、偶像あり、動物像あり、茶壺食器に至るまで奇形のもの多し○火津とは、紅線の束縛するが如き斑文あるを以て名く、其實白土にして全體に釉なし此窯も亦天正年間より始まる○古來職工あり、森氏、木村氏、頓宮氏、金重氏、大響氏、寺尾氏なり、工人業を傳へて今に至る、焼物の(ヤキモノ)の挿繪參看(工藝志料) ヒゼメ 火責 武家時代に於ける榜間の一種、後醍醐天皇の時に、二條爲明が六波羅にて榜問せられし時、炭火を盛んにして、其上に青竹を破りて敷き並べ、雑色左右に立ち雙び、兩手を引張りて、之を歩ませんとせしことあれば、當時既にこの種の榜問行はれたるを知るべし、室町時代の末年即ち戰國の際には、屢々行はれし者のごとく、其法は鐵箸を赤く焼き、背と尻との邊に押あて、焼網らしめしといふ、江戸時代には、寛永四年に耶蘇教徒を火責にせること、記録に散見せる外には其例なし、「ガクモン」參看(太平記、耶蘇天誅記、徳川政刑史料) ヒソクイロ 秘色 襲の色目の名、表は經の紫に、緯の青なる織色にて、裏の薄色なるものをいふ(雜事抄) ヒダカミノクニ 日高見國 (一)廣く平

らなる土地の汎稱(二)陸奥の一部の稱にして、并に上古使用せられたり、(三)大藏詞を初めとす、釋紀に公望私記を引きて、「中臣解除天文云々、又四方之國也、大倭日高見之國也、安國正定奉天云々、公望竊案、四方望高遠之地、可謂日高見國、歟、指似不可言、一之所稱謂耳」と見えたり、書紀通釋に「鈴木重胤云、日高見之國の號は、其始高千穗宮にて、稱へ始めたるならむ、其は古事記に、皇孫命御天降の處に、朝日之直刺國、夕日之日照國と詔へる大御言ぞ、日高見之國と云語の起とは聞えたる、然れば日高見の號は、此傳を以て説べし、如此に四方は皆晴れ、朝日より夕日迄、天津日の甚能く見ゆるが故に、日高見の國の號起れるなり、景行紀東夷之中有日高見國、また蝦夷已平、自日高國還と見え、常陸風土記に置信太郡、此地本日高見國也とあるは、地名なれど、元來地形に依て號する所なるべし、古事記傳に、何國にまれ、廣く平なる所を云ふと云ひ、又續紀三紀伊國阿提飯高平瀨三郡とある飯高を、和名抄には日高郡とあり、又豐後國郡名の日高は、比多と和名抄に見ゆ、風土記には日田とあり、是に因て思へば、飛騨國も日高國かと云へり、現存六帖に、出づる日の高見の國を安國と祈る末をば神や照さむと詠めるは、後釋に「日高見國とは、山遠くして、打晴て平に廣き地を云也、山の遠き地にては、山と空と日との間遠くして、日の高く見ゆる物なればなり、大和の國の中央は、廣く平なる地なるを以て如比云へり、何れの國々に至るも皆同じ事なり」と云へり、之を要するに日高見は、その地形より云へるものにして、必ずしも一所に限らざりしが如し、(二)景行紀二十七年武内宿禰の奏言の條に「東夷之中、有日高見國云々、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、擊可取也、また四十

ヒタカ

ヒダケ

年の條に「愛日本武尊則從上總轉入陸奥云々、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸云々」と見えたり、その位置に關しては、新井白石は、陸奥多賀の邊なりと云ひ、鈴木重胤は、陸奥國楡生郡に日高見神社あるより、其附近ならんと云ひ、田口卯吉氏は、常陸國なりといへり、蓋し田口氏は、常陸風土記に「分筑波茨城七百戸、置信太郡、此地本日高見國」とあるに據りしものなるべし、此より甲論じ乙駁して、或は陸奥國鹽釜近傍と爲すものあり、久米邦武氏の日高見考出で、陸奥國宮城野地方なりとしたるより、田口氏も前説を取り消して之を賛成したり、これより後日高見國の位置に關する學説は、ほゞ一定したるが如し、然るに喜田貞吉氏は、仙石亮氏が、陸奥國北上川沿岸の平地と云ひたるものにて、北上は則ち日高の訛言なるべしと云へるを一大卓見なりとし、更に進で、日本後紀に見えたる續日本紀奏上の際の上表文中に「伏惟天皇陛下、德光四乾道契八眉、握明鏡、以惣萬機、懷神珠、以臨九域、遂使仁被渤海之北、箱種歸心、威振日河之東、毛狝屏息」とある日河は、後の北上川を指したるものにして、修辭の都合上、渤海の二字に對する爲め、日高見川の文字を省略したるものに係る、延喜式に桃生郡日高見神社あるなど思ひ合すべし、吾妻鏡文治六年二月の條に北上川の名見えれば、日高見の轉訛は、鎌倉時代以前なること明かなりと説き、なほ言語學上により、中古の例波行の音を轉訛して、屢々加行となすことあれば、愈々北上は日高見の轉訛にして、日高見國は北上川流域なるべしと断定せられたり、従ふべきに似たり(古事紀傳、書紀通釋、史海、歴史地理「日高見國と日高川」、日本地名辭書)

の職名、飛驒、加賀、越前、美濃等十萬石の地を管し、行政司法の事を掌る、本陣は飛驒高山に、出張所は越前本保、美濃下河邊に在り、勘定奉行の支配、四百俵高、焼火問詰とす、地役人に頭取六人、同格一人、地役人三十人、同見習六人あり(起原沿革、安永六年五月之を置く、郡代(グンダイ)天領(テンリヤウ)地役人(ヂヤクニン)參看(参看)重録(武鑑))

**ヒタセニ** 鑄錢 錢貨の中に、大われ、かたなし、ほろ錢、其他惡しき錢をいふ、泉貨鑑に「按ずるに、鑄錢の説區々なりといへども、鑄錢は、多くは足利家治世の時より起り、其頃は皆唐宋の錢を渡來して通用せり、故に民俗、私に其錢文を擬鑄て、之を挾ものあり、皆銅色鈍赤、文字夷漫して、錢質至て惡薄云々」といへり、以て其趣を知るに足るべし、

**ヒダタクミ** 飛驒工 王朝時代、飛驒國より朝廷に貢したる木工をいふ、飛驒國人は古へより木工の技に長じたるが故に、早くより、工人を朝廷に貢する義務を課せられたり、大寶の令制に「凡斐陀國、庸調共免、每里點匠十人、每四丁給給匠丁一人、一年一替、餘丁輸米、充匠丁食」と見ゆ、蓋し匠丁を貢するが故に、特に庸調を免ぜられたるなり、また延喜式にも「飛驒國調不輸、但浮浪人輸、商布」毎年貢匠丁百人、其返抄、准調庸例、凡飛驒匠、丁役中身死、勿貢其代、役畢還國者、免當年係役」と見ゆ、即ち令制には、里毎に匠丁一人を貢せしめたるも、後ち變じて、毎年一百人を貢することに定まりたるを知るべし(三代實錄貞觀八年二月二十九日の條に「飛驒國年貢匠丁一百人、三箇年間、停四十八人、貢六十人」とあれば、貞觀以前貢人の數定まりしこと明かなり)然れども工役頗る苦痛なりしが如く、飛驒工の逃亡せること屢々なるを以て、令して

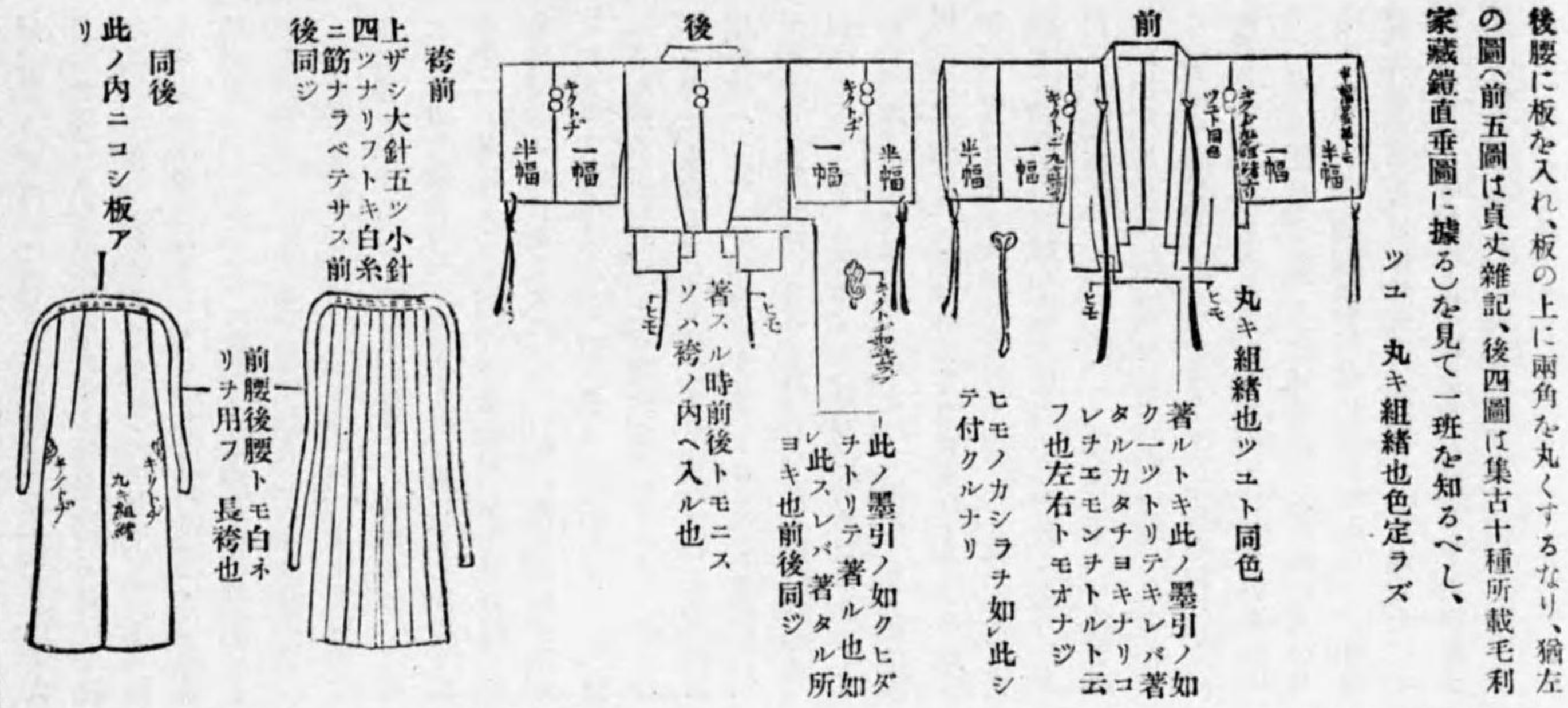
ヒタセ

ヒタタ

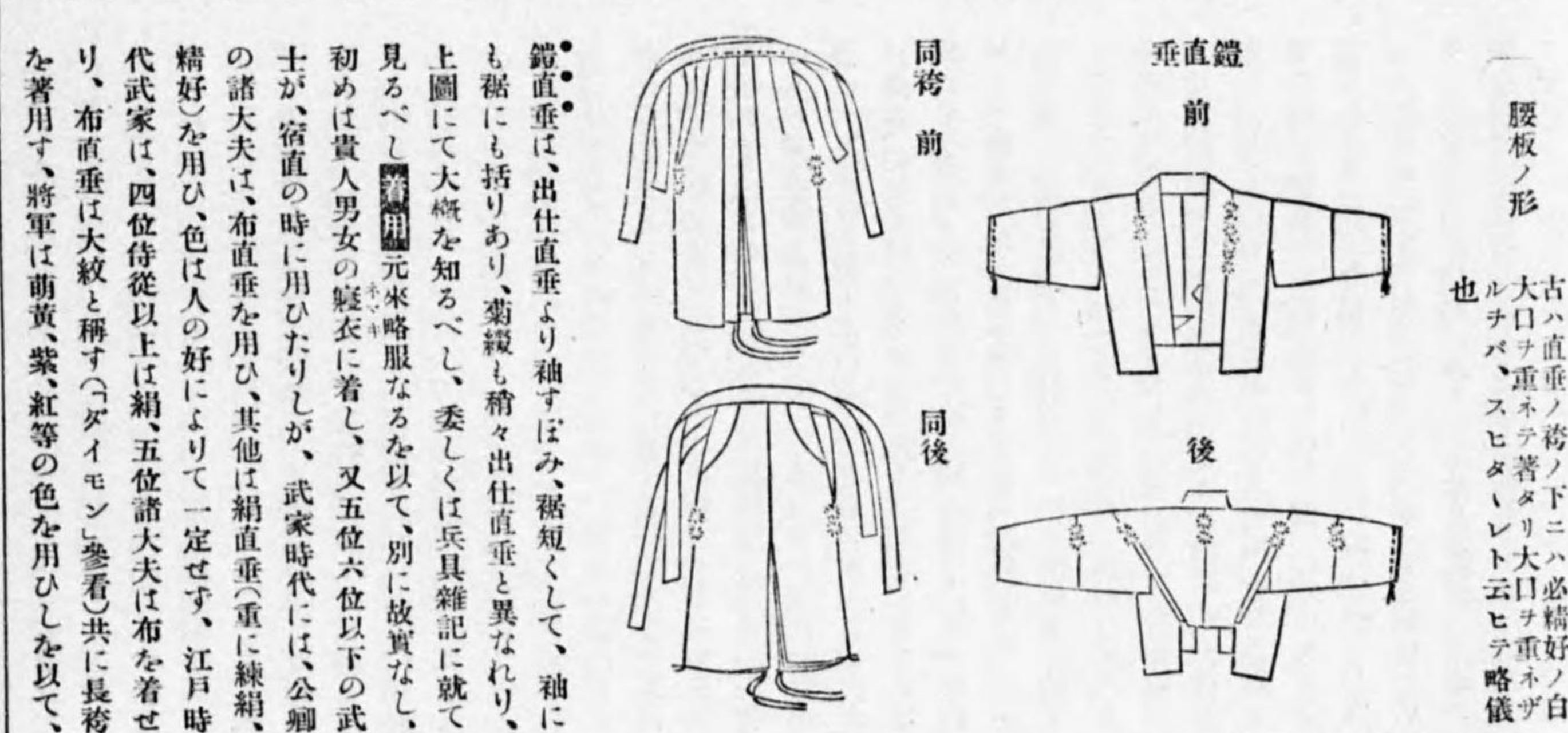
これを檢査捕獲せしめし、延暦十五年、弘仁二年、同五年、承和元年等の國史官符に見ゆ、而して其工人は、工匠の技に巧なりしこと勿論なりと雖も、亦往古より多く木の子を出す、木の子はオカヒキともいふ、後の木挽なり、王朝時代の末年には、工人よりは、寧ろ木挽職のもの多かりき(令義解、延喜式、類聚三代格、三代實錄、工藝志、難波江、松の落葉)

**ヒダタレ** 直垂 名義もとは貴人の夜の具なりしが、後ち公武諸人の常服となり、江戸時代武家にては、侍従以上の著する禮服となり、又下妾とも云ひ、鐵直垂に對して出仕直垂とも云ふ、武人の鐵の下に著るものを鐵直垂と云ふ、安齋隨筆には、庶人の常服にて、常にヒダと著る服なる故に名くといひ、武家名目抄には「直垂は、ヒダ、レ、又ヒダ、リ」と云ひて、もと水干より出たり、水干の頭は、狩衣の首上の如くなれば、著るにぐび上を内へ折て、方領の如く引ちがへて著るを以て、方領に調し、身を二幅にして直垂と名付たるなりといへど疑はし、後松日記に「直垂はもと宿直に、夜寒を凌がん料に、綿入たる衣を著て、柱によりそひなどして、夜を明かせしものなるべし、宿直衣袋に入れて出て、宿直裝束の上に打著て帶などもせで、ひたぶるにうちたれて著たれば、ひた、れとは云ひしなるべし」と云へり、従ふべきに似たり(續職方外紀、素襖に同じ、袖の下に露綴あり、前方の兩腋、及び後方の兩袖、背の五箇所に露綴あり、露綴露綴共に組緒を用ふ、地質は紗、生絹、精好、布を用ふ、色定まらず、木蘭地、萌黃、紅朽葉等を用ひ、其外人の好によりて、種々の色を用ふ、近代に至り露綴の上に家紋を付け、袖は一幅半としたり、但布直垂(大紋)は二幅なり袴は長袴にして、前後、後腰共に白練を用ひ、太き糸にて上ざしあり、

ヒタタ



後腰に板を入れ、板の上に兩角を丸くするなり、猶左の圖(前五圖は貞丈雜記、後四圖は集古十種所載毛利家藏鐵直垂圖に據る)を見て一斑を知るべし、



諸人は之を憚りて用ひざりき、黒は内事の者なれば、思ひて著用せず(起原沿革)始め詳かならず、思見集詞書に「ある人ひた、れ得ざせん」とある云々」とあるを初見とす、之は夜の具にて常服にあらず、古記別記に「次召三行家行朝臣、賜比多々禮(櫻萌黃)仰云、路頭定有寒氣、以之禦寒云々、玉葉文治六年正月十一日兼實の女任子入内の條に「主上云々、入夜御殿、西戶御帳西帳中云々、自本安内藏察御衣、并紅御直垂等、次三位殿脫御袴、御衣ヲ北方ニ押遣テ臥御(主上南、三位殿北)其上先著紅直垂、其上奉著御衣云々」と見えれば、男女共に貴人は、夜著る用ひたるを知るべし、此外中右記、宇治拾遺等に見えたり、蓋し是等によりて考ふれば、直垂は、もとは衾類に云ひたりしが、後には烏帽子を著け、常服にも用ひ、又鐵の下に著けて、鐵直垂など稱するに至りしものなるべし、武家の常服の如くなりたるは、いつの頃なりしか、詳かならざれども、野府記寛和元年十一月三日の條に「召覽彼父貞盛朝臣之直垂(黃衣)爲甲介裏一悉損、續江談抄に「真信公記天慶度云、征東大將軍參議右衛門督藤原忠文赴東軍、予使時名一贈金錢百文及精好綾二端一畢、件渡著甲介表之料也、以紅梅綠一云々、兵範記に「直垂、元武士之服也、爲直仕聽之、文門之直衣相同也」と見えれば、武人が早くより著けたること明かなれども、常服となりしは、蓋し保元以後のことなるべし、山槐記治承二年正月二日の條に、平維盛が標原に狩したりし時、折烏帽子、直垂、小袴、行膝にて騎馬せしこと見え、明月記元久元年七月十二日の條に、藤原頼實が直垂を著て、御狩に參會せしこと見えれば、この頃には公家武家共に用ひたること明かなり、鎌倉時代までは、諸人の望にまかせて、別に制なかりし

ヒタタ

ヒタタ

ヒタチ

が、建武式目追加に載せたる、貞治六年十二月二十九日の禁制に「中間以下輩直垂之絹裏絹腰并烏帽子懸不用事」とあるより、以後は侍以下のものは、絹を用ふるを得ざることとなり、江戸時代には、武家侍従以上の禮服(大紋は除く)と定められ、將軍以下之を著用せり。直垂、源平盛衰記入道院參の條に「入道既に腹巻を著ける上は、一門の卿上雲客數十人各思々の直垂に色々の綴著て、中門の廊に二行に著座せられたり」と見えたり、然れども鑑の下に水干をも著けしこと、保元平治物語、源平盛衰記、平家物語等の中に見えれば、一般に直垂を著用せしにあらで、各その好む所に任せしものなるべし、然れども直垂のみは、大將軍たる人ならでば、著るを得ざりき、齋藤實盛が北國に出征せんとせし時、直垂を望みしに、平宗盛之を許さざりき、又源義經が、兄頼朝の大場の陣に参りし時、左右なく直垂を着、白旗をさし、侍たる心得ずと、頼朝の告めたるを、平家物語異本、平治物語に見えたるにて知るべし、また後醍醐天皇を隱岐に護送せる千葉貞胤以下十人の武士等、撰みて色々の綾織物の水干直垂など云ふものを、様々に織畫し、精好を盡したること、増鏡に見えたるにて、一定せざりしを知るべし、建武二年に、武者所の武士が、直垂に蜀錦、吳綾、金紗、金襴、紅紫の類は、警固の時に著すべからざることを令したり、これ直垂の制を設けし始めなり、然して室町時代に至りては、水干は殆ど絶えて、直垂のみ一般に用ひらるゝに至り、關國地質色等によりて名づく、直垂垂、赤地錦直垂、緋地錦直垂、細筋直垂、金襴直垂、木蘭地直垂、三途目結直垂、襦直垂、村瀨直垂、大引兩直垂、二引兩直垂等あり、此他武器考証、武家名目抄等によれば百數十種の多きに上り(古今要覽稿、安齋

ヒタチ

隨筆、貞丈雜記、武家名目抄、歴世服飾考、後松日記) 總、南は下總、北は磐城、東は海に至る、東西凡十一里十八町、南北三十里十町、東海道に屬す。磐城の諸山分岐して南走し、那珂久慈二水之を割して東流す、筑波峯その東南に突起し、山勢北進して下野諸山に連る、南方平原多し、衆水西來瀕して霞浦と爲り海に注ぐ。關原治國上古は蝦夷之に居住す、崇神天皇の朝之を討ち平けて、新治、筑波、茨城の國造を定め、日本武尊東征の後、那賀、久慈、多珂の國造を置く、孝德天皇の朝、始めて之を併せて六郡と爲し、常道國を置き、後ち常陸と改稱す、國府を茨城郡に置く(府中是なり、今新治郡に屬し石岡と云ふ)天長中、親王之の任國となし、守を太守と稱す、平治中平清盛奏請して、佐竹忠義を國の介に任じ、本國の事を管せしめ、久慈郡太田城に居る、治承の末、源頼朝兵を遣はして忠義を撃ち之を殺す、忠義の從子秀義陸奥に奔る、頼朝北伐の日、秀義來歸し、舊邑に復するを得たり、頼朝又小田知家に筑波郡を授け(小田城に治す)建久四年大掾義幹の地、茨城、新治、鹿島、行方(四郡)を收めて、其支族實幹に與へ、府中城に治す(大掾氏は平國香大掾たるより世襲し、義幹は其九世の孫なり)佐竹小田二氏互に國の介に任じ、國事を知る、建武中興、足利尊氏を守護とす、既にして佐竹貞義(秀義五世の孫)尊氏の叛に應じ、大掾高幹(實幹七世の孫)小田治久(知家七世の孫)官軍に屬し、後ち皆尊氏に降る、關東管領足利氏の八館の列を定むる時、三氏皆其班に入る、應永の末、江戶通房(初那珂郡に居り、後茨城郡川和田城に居る)大掾氏を襲ひ、其水戸城を取り、勢威頗る振ふ、爾後大掾氏月に衰へ、疆域大に整まる(この時佐竹氏久慈、多賀、那珂、茨城の四郡

ヒタチ

を領し、小田氏筑波、新治、河内、鹿島、行方、眞壁信太七郡五拾三城を擁す)天正二年小田氏治(治久八世の孫)上杉の故臣太田資正と戦ひ、城陷つて自盡し小田氏亡ぶ(知家より治久に至る十四世)獨佐竹義重兵勢頗る盛なり、十八年江戸重通(通房六世の孫)大掾高幹(高幹十世の孫)を滅し、悉く全國を併せ、子義宣をして水戸城に居らしめ北條氏と相抗す、北條氏の亡ぶるや、義宣歎を豐臣氏に送り本國を領する故の如し、關ヶ原の役畢り、徳川氏其封を削りて出羽秋田に移し、家康の六子信吉を水戸に封す、信吉天して嗣なく十一子頼宣之に代り、駿河に轉するに及びて、十二子頼房を封す(三十五萬石)其支封を府中(慶長六年六郷政業を封す、元祿中頼房の五子頼隆封を受く)尖戸(頼房の七子頼雄)と云ふ、又松平信一を土浦に(後に土屋政重)松平康直を笠間(後に牧野貞通)山口重政を牛久に封じ、寛永中頼房の庶長子頼重、封を下館に受け、尋で讃岐高松に移り、寛文中増山正綱代て封ぜらる(後に石川總茂)其他谷田部(初下野茂木細川興元)下妻(井上正長)麻生(新莊直頼)三藩を置き凡て十藩、明治維新府中を改めて石岡と稱し志筑藩(本堂親久)を設く、磐城の守山藩(水戸の支封松平頼之)松川に移り、水戸の傳相中山信徴藩別に班し(松岡)凡て十三藩となる、既にして皆改めて縣とし、又廢して新治茨城二縣を置き、後ち茨城一縣となる。古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with 2 columns: 古事記, 吾妻鏡, 郡名考. Rows include 延喜式拾芥, 元祿圖, 天保郷帳, 郡區編制, 新郡區編制, 後名抄, 寛知集, 地誌提要, 寛知集, 地誌提要.

ヒタツテンノウ

敏達天皇 名號御名は 譯語田皇子、また淳中倉大球敷天皇と申す。系統欽明天皇の第二皇子、母は皇后石姬皇女、第三十代の天皇。欽明天皇十五年皇太子となる、三十二年天皇崩す、明年位に即き、譯語田幸玉宮に都す、蘇我馬

Table with 10 columns: 筑波, 河内, 信太, 行方, 鹿嶋, 眞壁, 新治, 茨城, 那珂, 多珂. Rows include 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同.

ヒタツ

多珂同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

ヒタチ

子大臣たり、六年百濟より經論若干卷、并に律師、禪師、比丘尼、咒禁師、佛工、寺工等を貢したれば、詔して、これを難波大別王寺に置く、八年新羅また佛像を獻す、十三年鹿深臣、佐伯連(二人名を闕く)百濟より歸り、各佛像一軀を齎せり、馬子殿を造りて之を安す、佛法はよりして瀾漫するに至る、十四年二月疫疾行はれ、民死するもの多し、三月大連物部守屋大夫中臣勝海等、以て佛法を興行するの結果とし、奏して其法を禁断せんことを請ふ、即ち詔して佛像塔殿を燒き、餘像を難波の堀江に投ず、既にして京都府を患ふるもの尠ならず、民間仍て、佛像を燒くの致す所と爲せり、六月馬子病により三寶を奉ぜんことを請ふ、天皇もと文史を好みて佛法を信ぜず、馬子に詔して曰く、汝獨り之を爲せ、他人を惑はすこと勿れと、八月十五日崩す、壽詳かならず、河内國石河郡太子村の河内磯長中尾陵に葬る(大日本史、陸臺一覽)

ヒタリ

死す、義持本國を高光に賜ひ、尹綱の從子師言を以て國司を襲がしむ、文明中尹綱の孫基綱復國司となり細江に居る、初高光家臣三木正賴櫻洞城に居て國を監す、其曾孫嗣頼に至り松倉城に居り、國內の豪族高山山田鍋山畑の諸黨を脅制す、弘治の初姉小路氏絶つ、嗣頼姉小路氏を冒し、因て國守に任ず、子自綱嗣ぐ、天正十三年豐臣氏金森長近を遣して之を撃たしむ、自綱拒戦克たすして出亡す、乃ち長近を封じて高山に治せしむ、六世頼時に至り、元祿中徳川氏其封を出羽上山に移し、前田綱紀に命じて成隊を高山に置かしめ、代官伊奈氏田賦を掌る、既にして城を毀ち成を罷め、郡代を置き國事を統しむ、明治維新改めて高山縣とす、後ち廢して筑摩縣より兼治す、また廢して山梨縣と爲して管す。古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看す(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

Table with 2 columns: 延喜式, 拾芥抄, 元祿圖, 郡名考, 明治沿革帳, 和名抄, 寛知集, 天保郷帳, 郡區編制, 新郡區編制, 益田, 同, 同, 同, 大野, 同, 同, 同, 荒城, 同, 同, 同, 同.

ヒタリ

姓伊丹氏(或はいふ河合氏)實名詳ならず、名人忠辰録には宗憲に作る。關原播磨明石の人なりとも紀伊根來の人なりとも、讃岐高松の人なりともいひ定説なし、後ち山城伏見に居を下し彫刻を業とす、技、神に入るの妙ありて、名聲頗る高く、築紫郎桃山城の承應、欄間、其他の神社佛閣等に彫刻を施したり、或はいふ、京都室町六條に居を卜したりしが、其頃祇



ウツク

頭に出座するの意なり、大名諸家にては皆是れに倣ひ、老臣奉行人を凡て出頭衆と云へり、然れども全く定まれる職名にあらず、康富記嘉吉二年八月の條に「去廿二日御評定始日、與頭人波多野出雲守、座席令相論也、爲評定衆、上者任位階上首、可着頭人出頭上之由、肥前申之云々」とあるを初見とす(武家名目抄)

ヒデン井

悲田院

名義 王朝時代、孤兒、病者を養ふ所にして、施薬院の別所なり、左右の京職、九箇條の令に依て、京中路邊の孤兒病者を見るに隨て、施薬院及び悲田院に送るなり(關西圖説)京鴨川の西門外、天平二年五月、光明皇后、始めて設けらる、始め左右兩京に在りたるが如し、延喜式に「凡東西悲田、毎年冬季所給古幣疊三十枚者、下三行施薬院、總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數、均分給」と見えたり、拾芥抄の時、鴨川の一箇所となれるか、同書に西畔に在りといへり、施薬院(セヤクケン)を參看、

ヒト 毗登 姓の一種、皆外國より歸化せるもの、即ち蕃別の人々に限られしがごとし、いま其姓を帯びたる氏は神、大角集、伯太首神、國背穴人、狛、凡、尊等とす(姓氏錄、拾芥抄、姓名錄抄)

ヒトガタ

人形 祓(ハラヒ)を見よ、

ヒトジチ

人質 和親、降伏、もしくは違心なきの證として、親戚家臣を人に致すをいふ、又證人とも稱す、古くはムカハリといへり、神后紀に、仲哀天皇の九年十月、皇后が新羅を親征し給へる時、新羅王、微叱己知波珍干岐を出して質となしたる事あるを初めとす、これより後、新羅百濟等常に質を我國に送りたり、尋で武家時代に入り、諸豪族間戰爭のこと屢々あるに及び、廣く行はるるに至りしが、其尤も盛んなりしは、室町時代の中葉以後、即ち戰國の際なりき、江戸幕府にても、其初期には、諸大名をして質を幕府に納めしめ、之を證人といひしも、幾もなくしてこれを停めたり、然れども諸大名の妻子をして江戸に置かしめしことは、此時代を通じて行はれ、以て暗に質に擬せり、蓋し質は元來契約の保證なれば、約に背きたる時は、質を受けたる方にて、其質を殺したること尠からず、故に又約を破らんとして、質を奪ひしことも多かりき(武家名目抄、古事類苑兵事部)

ヒトツバシシケ 一橋家 徳川氏の分家にして、三卿の一、トクカハヤチ(一橋の部)及び「サンキヤウ」の條を見よ、

ヒトツバシモン

一ツ橋門 江戸城内廓門の一、神田橋門の西に在り、徳川氏入國の時、大きな丸木の一ツ橋をかけしより、其名起れりと云ふ、貞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀨名貞雄の説に、古より一ツ橋と云ひしは疑なし、延寶八年江戸圖に、今の民部卿治齊卿の御屋形は、松平伊豆守屋敷なり、因て一ツ橋を其頃頭に伊豆橋といひしと見ゆといへり、按ずるに、此橋欄干葱花子の銘に、一ツ橋萬治三年辛未二月吉日と鐫す、伊豆橋の名の俗稱なること明かなり、門衛には、諸代大名、帝鑑、雁之間衆二萬石限り勤仕す、其以下勤者半年なり、番士四人羽織袴着用、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令神田橋と同じ(御府内備考、殿居儀)

ヒトツビキリヤウ

一引兩 「ヒキリヤウ」を見よ、

ヒトツヤナギウチ

一柳氏(播磨小野) 姓は越智氏、其先は河野氏より出づ、河野四郎通信の

ヒトリ

ヒトフ

尤も盛んなりしは、室町時代の中葉以後、即ち戰國の際なりき、江戸幕府にても、其初期には、諸大名をして質を幕府に納めしめ、之を證人といひしも、幾もなくしてこれを停めたり、然れども諸大名の妻子をして江戸に置かしめしことは、此時代を通じて行はれ、以て暗に質に擬せり、蓋し質は元來契約の保證なれば、約に背きたる時は、質を受けたる方にて、其質を殺したること尠からず、故に又約を破らんとして、質を奪ひしことも多かりき(武家名目抄、古事類苑兵事部)

ヒトリ 火取(燻爐) 調度の一、燻物をたく香爐を云ふ、火取香爐の略なり、銀にて作り、上に銀の籠を蓋へり、或は外は木にて作り、蒔繪を施し、内は銅陶器を填めて、上に金の籠をするもあり、中古貴族の家にては、二階の棚の上段に置きて香をたきて匂をなめたり、「テッド」の條の挿繪を見て其一斑を知るべし(倭名抄、箋註倭名抄、類聚雜要抄、真丈雜記)

ヒナアソビ

雜遊 「ヒヒナアソビ」を見よ、

ヒナハツツ

火繩筒 鐵炮(テツパツ)を見よ、

ヒニン

非人 賤民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし(關西圖説)起原詳かならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめしこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見なれども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在廓、其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、使爲盜賊不混住也」とあれども、また證據あるにあらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、犬神人といふものあり、掃除等の賤役に從ひ、死人、不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門叢書に「は、犬神人を指して非人といへり、應安元年のことなれば、室町時代には犬神人の類を非人といへることを知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、犬神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、犬神人と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するものならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即ち

十三世の孫宜高、大永中伊豫を去て美濃に赴き、土岐頼藝に仕へ、一柳氏と改む、藩論譜に、尾張一柳御府に住せし故に名づけしならんといへり、世々厚見郡西野村に住す、孫直末、豊臣秀吉に仕へ、美濃竹鼻城一萬石を領す、天正十八年戰死す、弟直盛其後を繼ぎ、尾張黒田城三萬石に封ぜらる、慶長五年徳川家康に仕へ、屢々功あり、六年伊勢神戸城に移る、寛永十三年直重伊豫西條に移封す、而して伊豫直野一萬石を弟直家に、同小松一萬石を弟直頼に分封す、寛文五年直興事に坐して除封せられ加賀國に謫す、因て支族直家の孫直次をして宗家を續かしむ、正保元年播磨小野一萬石を賜ふ、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩論譜、家譜)

○宜高 直高 直末 直盛 直重 直興  
○直次 末禮 末長 末栄 末英 末昭  
○末周 末延 末彦 末徳  
伊豫小松(一萬石)  
○直頼 直治 頼徳 頼邦 頼壽 頼欽  
○頼親 頼紹 頼念

ヒトフデカギリ

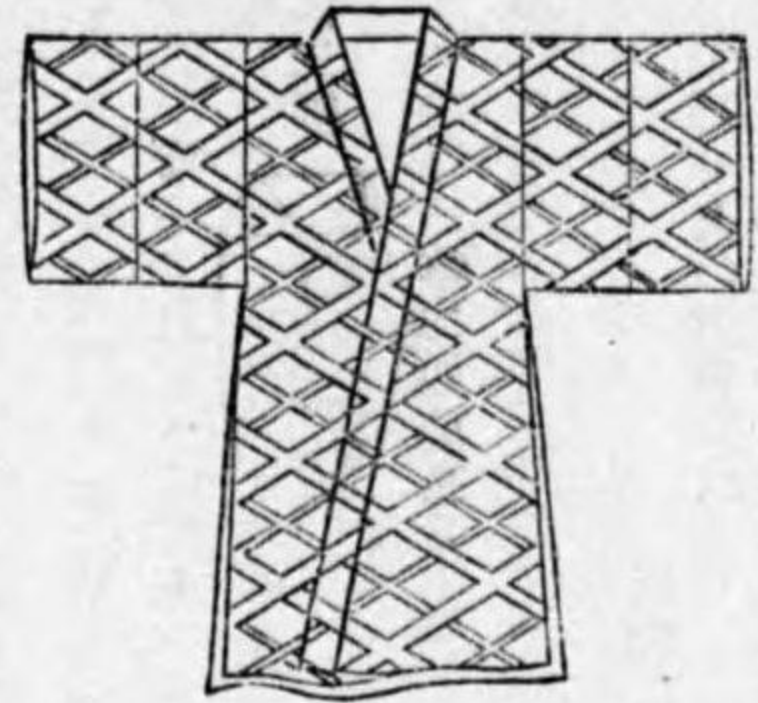
一筆限 江戸時代檢地帳面に、一廉づ、に田畑屋敷を書き載せたるを云ふ(舊幕府治要略) 地方凡例錄に「是は水帳及び名寄帳等の面に、一段畝歩にても、五畝三畝程にても、田畑一枚限りに一打を爲し、何畝何歩は何某と幾つも記し置き、檢見の節に内見帳、荒地起返し、小前帳等にも、田畑何枚限に何畝何歩と認めて田畑に建札を爲し、帳面と引合する、その帳々を一筆と唱ふる也、帳面に一打ちて認る事故一筆といひ習はしたる」と覺

ヒトヘ

ヒトリ

ヒニン

ゆ、假令は五廉に記せば、五筆といひ、十廉あれば十筆と唱ふる也」と見えたり、



單(單衣) 名義 祖の下に着用する裏なき衣をいふ、男子の著するものと、女子の著するものと二種あり、着用主として紅の綾を用ひ、冬は張、夏は板引にする、こと男女共に同じ、又、女子は萌黄をも用ひ、男子は若年は重菱の紋、老年は遠菱、極老は白色を用ひたり、建久二年の宣言に四位以下の地下は、綾の單を着用すべからざるよし令せられき、夏は下に汗取を着せり(装束圖式、女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成)

ヒトヘガサネ

單重 名義 單衣を二つ、端を縫ひ捻り重ねたるをいふ、單衣を二枚、捻り重ねたること前にいへるが如し、袷にあらず、絹質は生織物、又は綾等を用ひ、色は普通蘇芳、女郎花等なり(關西圖説)夏季に女子これを着用す(女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、羽倉考)

ヒトヨギリ

一節切 樂器にて笛の一種、尺八の短きものなるべし、和名抄に、兩節間、俗云與とあれば、竹を截り兩節の間に製したる故に、名づけたるものなり、室町時代、連歌師宗長の吹きたるもの、或は野田城にて芳休が吹きて、信玄是を聞くとして殺されたるも、此一節切なりと云ふ(箋註倭名抄、難波江、樂器考)

ヒニン 非人 賤民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし(關西圖説)起原詳かならず、橋邊勢の姓を改めて非人と稱せしめしこと三代實錄にあるは、非人といふ文字の初見なれども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、三才圖會には「推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而後攝州天王寺庄之悲田院、洛外悲田寺以爲乞食在廓、其魁首爲長吏、廓外者爲非人、食其長吏相改、使爲盜賊不混住也」とあれども、また證據あるにあらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民に、犬神人といふものあり、掃除等の賤役に從ひ、死人、不淨物等の取方づけの事を爲せり、山門叢書に「は、犬神人を指して非人といへり、應安元年のことなれば、室町時代には犬神人の類を非人といへることを知るべし、また後愚昧記建徳二年四月の條に、犬神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、犬神人と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するものならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は即ち

ち穢多なり、因て按ずるに、長吏、穢多、犬神人、河原者、非人などいへるは、只場合によりて稱を異にせるに留まり、要するに同種のものなりしなるべし、江戸時代に入りては、穢多と非人と其性質を異にし、同じく賤民なれども、穢多是獸皮を製するを職業とし、非人はさることには關せず、其貧しき者は、市中に出で、乞食を事とせり、江戸にては東善七、松右衛門の二人にて之を總轄し、井に非人小屋頭と稱す、善七は淺草に、松右衛門は品川に住したり、共に穢多頭彈左衛門に隸屬せり、而して非人が幕府に對する公役としては、罪人の取扱にして、引廻人ある時は護衛の任に當り、死刑執行の時には、其雜役并に跡片付け等の事に從へり、而して世人の之を賤むこと穢多と同じく、婚嫁を爲さざるはいふまでもなく、穢多ありとして、數居より内に入るを許さざるのみならず、煙草の火を使用するをも謝絶せり、明治四年八月、非人の稱を廢し、平民と爲す、世を新平民と稱す、なほ非人の預に屬する牢屋あり、溜と稱す、(タメ)參看(和漢三才圖會、燕石雜誌、徳川政治史料、刑罪大總錄、史學雜誌、穢多非人の由來、皇典講究所講演「穢多非人考」)

ヒニコヤアツケ

非人小屋預 「アツケ」を見よ、

ヒニテカ

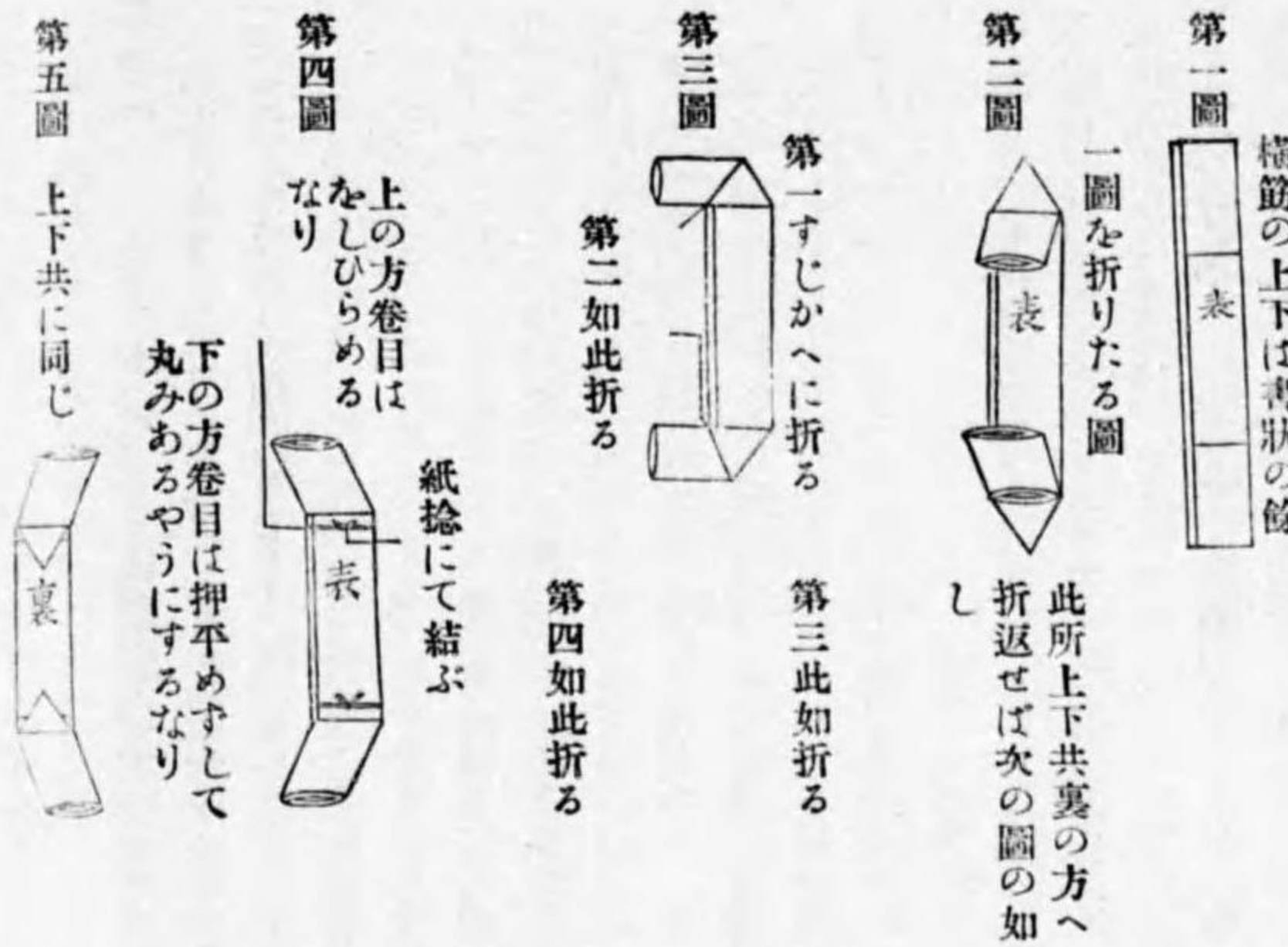
非人手下 江戸時代に於ける庶人の屬利、非人頭に下付して其籍に編入するをいふ、重きものは遠國に遣はし、其地方の非人手下と爲す、これを遠國非人手下と稱したり、なほ入墨又は晒の上にて此刑に處するものもありき(御定書百ヶ條、徳川政治史料、古事類苑法律部)

ヒネリフミ

捻文 手紙の一種、書狀を卷きて、捻りたるものを云ふ、又立文とも云ふ、普通は

ヒネリ

上短く、下長く捻り、婦人に送るには上を長く、下を短く捻ること故實なりと云ふ、捻り様は、書状の上を禮紙(ライシ)巻看にて巻き、更に其上を白紙にて堅に包み、其上下の書状より餘る分を、筋違へに左へ折り、又右へ折りに更に裏の方へ折るなり、書状の巻きたる幅は定まりなきも、杉原などは大概一寸三分許りと云ふ、禮紙は謹上書(等輩に用ふ)の時、書状と別の紙を用ひ、進上書(上輩に用ふ)の時、友紙(書状と同じ)を用ひ、進上又謹上を書かば封をかくす、これなき時には、封を書くなり、今左に捻り様を示す(貞丈雜記)



ヒノウ

此外紙捻にて結ぶ口傳及び捻文緊状の表巻の圖あれど省界す、

**ヒノウチ** 日野氏 姓は藤原、右大臣内膳の長子眞夏より出づ、眞夏の孫家宗の時、山城宇治郡日野の別業に法界寺を創立す、五世の孫資業、日野法界寺薬師堂を建立す、是より日野氏と稱す、十一世の孫資名(資朝の兄)北朝に仕へて權大納言に至る、名家の一、子孫足利將軍と結び、其家益々盛んなり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、其支族に裏松、四辻、鳥丸、柳原、竹屋、日野西、外山、豊岡、三室戸、北小路等あり、是等を總稱して日野家と云ふ(尊卑分脈、有職中抄、華族譜)

- 有國 資業 實綱 有信 實光 資長
- 兼光 資實 家光 資宣 俊光 資名
- 時光 資康 重光 義資 重政 勝光
- 政資 内光 晴光 輝資 資勝 光慶
- 弘資 資茂 輝光 資時 資枝 資矩
- 資愛 資宗 資貴 資秀 資謙

**ヒノヲノミササキ** 榎尾陵 後村上天皇の御陵、また觀心寺陵ともいふ、河内國南河内郡川上村大字寺元在り、圓丘、方二丈許なりといふ(山陵志、陸奥一覽)

**ヒノオマシ** 晝御座 天皇が、日中に出御の時に座し給ふ御座をいふ、清涼殿の身舎、東方に向ひ、御帳を立て御座を設く、御座の飾は前に獅子狛犬あり、御帳縁平敷の疊二帖を敷き、中央に茵一枚(中宮帳、端錦裏打)を置き、御座の南端に御帳(箱束、

ヒノカ

柄西を備へ御座の前の板に御帳を置き、鏝細變繪の五硯、筆臺、魚形の水入等あり、清涼殿の圖參看(延喜式、禁中抄、禁裏秘抄、政事要略、大内裏圖考證)

**ヒノカミ** 日神 天照大神(アマテラスオホカミ)を見よ、

**ヒノカミ** 日上 上卿を云ふ、公事の日第一の公卿、諸事を奉行するより名づく、シヤウケイを見よ(有職問答)

**ヒノカミ** 火神 迦具土神をいふ、古事記に「次生火之夜藝速男神、亦名謂火之岐毘古神、亦名謂火之迦具土神、(中略)故伊邪那美神者因生火神、遂神速坐也」とあり、

**ヒノギヨサ** 晝御座 「ヒノオマシ」を見よ

**ヒノケニ** 肥國 今の肥前肥後地方の古稱、また火國に作る、古事記、伊弉諾伊弉册二尊國生みの條に「肥國、謂日向日豐久士比泥別」とあるを初見とす、建日向日豐久士比泥別、即ち此地方を支配せる神の名なるべし、而して舊事記には「肥國謂日向日豐久士比泥別」とあるより、或は建日向日豐久士比泥別の句に誤りありと説くものあれども、古事記の本文によるに、筑紫島のことはいひて「此島亦身一而、有四面」と見え、四分國ありしこと明かなれば、日向國を立つる時は、五國となり、之と合はず、舊に從ふべきなり、而して景行紀に「天皇從草北發船、日沒遙視火光往之、得着岸、問其火光處對曰、是八代縣豐村、尋其火不を得、主、並知非入火、故號其國曰火國」と見え、火國は肥前肥後兩風土記に八代郡火邑とありて、即ち和名抄にある肥伊那郷なり、今日の八代郡、野津、宮原、有佐、種山の諸村に當る、故にこの火國は一小國の名に過ぎずして、今日の兩肥地方を汎稱せる、

ヒノク

古事記に所謂肥國とは同じからず、古人往々これを混同し、景行紀なる火國を、古事記の肥國と同様に考ふるものあるは誤なり、但し肥の國の名義は、火の國なるべし、按ずるに、肥國の火は、後世にも、松橋の海上に陰曆七八月の頃、盛んに見ゆることあり、國人龍燈と稱して神火となせり、おもふに、古くより此火ありしが爲め、火國といひしものなるべく、肥の字は宛て字なること明かなり(景行紀にある火は、海上の火にあらず、船中より岸の方に見えたる火を望み給ひしものにして、龍燈とは別なり、混すべからず)後ち國制定の時、肥前肥後の二國に分る、「ヒセンノクニ」、「ヒゴノクニ」參看(古事記傳、不知火考、事蹟通考)

**ヒノクマノアコノヲカノヘノミササキ** 檜隈安古岡上陵 文武天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字栗原在り、高さ三丈、兆域方三町、陵戸五畑を置く(延喜式、陸奥一覽)

**ヒノクマノイホリノミヤ** 檜隈廬入野宮 名義宣化天皇の皇居、大和國高市郡檜隈村、原宣化天皇元年正月、都を檜隈廬入野に遷し宮號となせり、同四年二月天皇崩御に至る迄、即ち四年間の皇居たり(書紀)

**ヒノクマノオホウチノミササキ** 檜隈大内陵 天武天皇、持統天皇の御陵、大和國高市郡高市村大字野口在り、南面にして八角形、高さ五丈、池溝を繞らす、正面に石門を設く、持統天皇元年冬之を築く、延喜の制、兆域東西五町、南北四町、陵戸五畑を置く(延喜式、禮樂志、陸奥一覽)

**ヒノクマノサカアヒノミササキ** 檜隈坂合陵 欽明天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字平田在り、西面にして、前方、後圓、高四間、

題三十四間、溝を以て環らす、兆域方四町、陵戸五畑あり、推古天皇二十八年、砂礫を陸上に敷き、城外に土山を築き、諸氏をして大柱を樹てさしめらる(延喜式、禮樂志、陸奥一覽)

**ヒノサウソク** 晝裝束 東帯を云ふ、東帯は盛儀に著るものなるをもて、直衣を宿衣と云へるに對して稱するなり、「ソクタイ」參看(枕草子春曙抄)

**ヒノタメシ** 水様 元日節會の日、宮内省より水室收蔵の水の厚薄等の有様を奏上するを云ふ、延喜式に「凡歲水之處、收水多少、及水厚薄、處具錄、元日詳臣未、喚之前、省之輔以上將、本司入奏、并進、水様、其詞曰、宮内省申水司、今年收水、合若干處、水若干室、厚若干寸、已上、益、自去年、若干室、減、自去年、若干室、仕奉、御事申給云々」とあるにて推知すべし、後世は宮内省の被管水司より之を奏す、而して水室の厚薄の寸法は、瓦石を以て、其形となして奉ること、なれり、古は水の厚薄により、年内の豐凶を下し、若し水らざる時は、水の御祈とて大祓法を行はれたり、故に宮内省より、年々注意して、其厚薄を檢し、今年もよく水りて、目出たき由のためしを奉るなり、而して書紀仁德天皇の六十二年五月、額田大中彦皇子園鶴野に獵したる折、水室の水を得て、天皇に獻せられしに、斜ならず歡感ありしこと見えたり、爾來諸國に水室を設置し、帝室の御用とす、但し水様を奏する事につきては、起原詳かならず(書紀、延喜式、公平根源)

**ヒノニシウチ** 日野西氏 姓は藤原、日野家の一、廣橋權大納言總光の三男總盛を祖とす、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)

ヒノサ

ヒノモ

**ヒノモト** 日の本 「ニホン」を見よ、

**ヒハ** 琵琶 樂器の一種、琵琶録に「以手前曰琵琶、以手却曰瑟」とあり、其器を鼓彈する状によりて名づく、また國腹といふ、もと胡國より傳へたるより胡琴とも稱す、箏、和琴と併せて樂器の三絃ともいへり、雅樂に用ふるものは、其體圓に首曲りて頸長し、長さ三尺七寸、是れ天地人と五行とを法るなりといふ、絃四筋、これ四時を象るなりといへり、槽は紫檀紫藤とを以てし、撥は黃楊を以て作る、平家琵琶は雅樂のものと同一、薩摩琵琶は、平家に比すれば胴の所圓形を爲し、首曲らず、全體堅固に製し、全體の形他より大なり、筑前琵琶は平家と反對に竿長くして胴短し、撥は、平家筑前は略同、形狀を爲せども、筑前の撥は非常に厚く、平家の約三倍あり、薩摩のは、平家のそれと厚相似たれども、形は全く異なり、龜の羽を擡げたるに似たり、なほ筑前の三四の兩絃は、同音を發すること他のものと著しく相違す、阿波國甲、琵琶首面の總名、漢土にて槽と云ふ、木輪、甲に彫鏤するをいふ、遠山、甲の表に雁金點の如く刻成せる所、腹板、表の板總名、腹板の本、覆手の所、撥面、撥を用ふる所に革を張りたるもの、半月、腹板の表、覆手鹿頭の間に在る穴、半月、覆手の下に在る一圓の穴、隱月、覆手の下に在る小穴、常に撥本を納むる所、覆手、又伏手と云ふ、腹板の上、絃本を持つ所、此物に孔を穿ちて四絃を張るなり、通絃孔、覆手通絃の孔、猪目、通絃孔の周、玳瑁を以て飾と爲す者、蟻通、鹿頭の上、柱の兩邊、蟻通ばかりの處、磯、腋の周を總ての名、落







ヒヤウ

ヒヤウ

ヒヤウ

に封せられてより、子孫相繼ぎ維新に至る、其後陸軍の所轄に屬し、第十師團の兵營となる(播磨古城沿革誌、武鑑、明治政覽)

ヒヤウコギ

神籬 上古神祭の時、清淨の地を選び、廻りに常盤木を植ふ、以て神居となすものをいふ、社殿の類なり、後世室内庭上等にて神祭の時、神木を机上に奉安して神座と爲すもの亦之より出づ(古事類苑神祇部)而して神籬の釋義に敬説あり

(一)柴諸木の略、柴樹を立て、それを神の御室として祭るよりの名なり(古事記傳)(二)檜垣の意、神社には垣結ひまはすものなる故にいふ(類聚名物考)(三)生諸木の略、もと神籬の豊饒り坐る森の樹立を指していへり、即ち神籬の留まりたる生諸木なれば名付く(鐘廻)國關西皇孫降臨の時、高皇產靈神詔して吾則天津神籬と天津磐境とを葦原中國に起樹て、吾孫の爲めに齋かるべし、汝天兒屋命、天太玉命は天津神籬を持って、葦原中國において吾孫の爲に齋奉れと宣ひ、其後神武天皇大倭國故傍の橿原の宮にして、即位の元年皇天二祖の詔に従ひ、神籬を建て、神を祭り、崇神天皇六年の秋倭葦原に、磯城神籬を立てられしことなど、書紀、古語拾遺に見えたり(東雅)なほ垂仁紀には、新羅王に天日槍を持ち來り獻りたる寶物の中に熊神籬の名見ゆ、古事記傳の説に、熊は借字にて、隈(クマ)と、同音にて、隠れ、こもりて、露ならぬをいふ、さて、こぼ、韓國にて神を祭るに、其神籬を坐する具にて、世に佛像を入れ置く厨子といふ物などの如く、作りたるものなるべし、こぼ皇國の神籬とはやうかばりて、外をかこみて、内のあらはに見えず、隠れる故に、くまひもろぎと、皇國にて名けたるなるべし、もとより神籬のさまにはあらざれども、神の御かたを坐するものなる故に、其名

を負せたるなりと見ゆ、  
ヒヤウ 火箭(火矢) 射付けたるものを焼く爲めに、火を付したる箭なりと雖も、其製詳かならず、欽明天皇紀十五年十二月の條に「筑紫物部莫奇委沙奇能射火箭、蒙天皇威靈、以三月九日酉時、焚城拔之」とあるを初見とす、而して平家物語に木曾義仲法住寺殿を攻めし時、かぶらの中に火を入れて射、法住寺殿を焼き立てたること見ゆ、かゝる製のありしことを知るべし、なほ太平記赤坂合戦條に「何くにも水可とも見えぬに火矢を射れば水弾にて打消候、云々」應仁記所々合戦條に「寄手より火箭を射て構を焼き拂ふ間云々」など見えたれど、如何なるものなりしかば明かならず、而して大砲渡來の後は、また石火矢、棒火矢等の名あり、略して單に火矢といへり、(イハ)イハウを參看、

ヒヤウエノチン

兵衛陣 陰明門を云ふ、  
「イハ」イハウを見よ、

ヒヤウエノフ

兵衛府 唐名武衛、  
ネリノツカサ」とも訓む、左右あり、唐名武衛、左兵衛は陽明門内の左近衛府の南、右兵衛は股宮門内の右近衛府の北、宮城内の兵衛の陣は、左は宣陽、右は陰明門に置く、宣陽門陰明門以外を警衛し、行幸の時前後を警衛す、宣陽門左右各一人、從五位上、後世中納言參議散三位、非參議四位等之に任ず、佐各一人正六位下、後世五位殿上人之に任ず、大尉各一人正七位下、少尉各一人(後二人)從七位上、大志各一人從八位上、少志各一人(後二人)從八位下、醫師各一人(養老五年置)從八位上、府生各四人、番長各四人、兵衛各四百人、使部各三十人、直丁各二人(應和元年置)用明天皇紀に、兵衛の稱見えたれど、恐くは追記ならん、天武天皇朱鳥元年に左右兵衛の

ヒヤウコレウ

再び此職をおきたり(武鑑、古事類苑官位部)  
クラノツカサ」とも訓む、左右あり、唐名武衛、  
所屬大内裡安嘉門の西方、諸陵寮の東方、兵衛の儀仗及び兵器の出納を掌る、勅により兵器を請ふ者あれば、覆奏して渡す、頭左右各一人從五位上、助左右各一人正六位下、大允左右各一人正七位下、少允左右各一人從七位上、大屬左右各一人從八位上、少屬左右各一人從八位下、史生左右各二人、直丁左右各二人(應和元年置)天武天皇の時、既に兵衛あり、文武天皇大寶元年改めて寮となし、左右の二に別つ、後世寮を改めて司となす、次で寛平八年、左右兵衛及び兵造、鼓吹の四司を合して、兵衛一寮となし、工部及び大角小角、鉦鼓長上各一人、舊左右使部十二人皆本寮に録す、昌泰元年頭、助、大少局各一人となし、史生四人を兵部省に録す、次で兵部省の被管となりしが、間もなく舊に復し、延喜三年醫師一人を置く、後世助に權官を置く(書紀、令義解、令集解、延喜式、官職秘鈔後附、職原鈔、職官志)

ヒヤウシ

拍子 樂器の一種、木屬にて、拍節の具なり、神樂、能馬樂、東遊等の歌曲に之を用ふ、其拍子を笏拍子といふ、其形笏に似たるを以てなり、又百師とも拍板ともいふ、古き物語などには「ハウシ」といへり、源氏繪合巻に「はうしたはばす云々」とあり、木を以て造る、其形ち笏に似たり、長一尺二寸、上は横二枚を合せて二寸六分、厚三分五厘、下は横二枚を合せて、二寸六分、厚二分五厘、外面四方、擊法、平齊の方と割口とを以て撃つなり、二枚を重ねて之を用ふ、蓋し飲歌の遺法なり(起原)我邦上古より之を用ひたり、神代記に「於介、また、木々合々」とあるもの其起りなり、

ヒヤウコ

名あれば、當時既に官制定まりならん、大寶元年職員を制定す、延暦十四年使部十人を減す、十八年督を從四位下、佐を從五位上に昇せ、少尉少志各二人を増す、大同三年兵衛各百人を減す、弘仁二年舊數に復す、同年使部二十人を減す、後世大小尉増し、近衛天皇の時、各二十人とし、後白河天皇の時各五人を増し、土御門天皇の時には更に増して、三四倍に至りしと云ふ(令義、續紀、後紀、三代格、延喜式、官職秘鈔、職原鈔、職官志)

ヒヤウコ

兵衛 攝津國武庫郡、いま神戸市の一部を爲し、其南端に位す、もと務古水門と稱す、神功紀十年二月の條に、其名はじめて見えたり、當時既に難波より西航する要津たりしが、三韓との交通開け、其貨船來往するに至りては、常に此港にも碇泊したりし、後ち輪田泊と稱し、所謂五泊の一たり(ゴハク)參看)古來より造船瀬使造大輪田泊使等をおき石堤(防波堤)を築きて、停泊の船を保護するに勉めたりしが、屢々風波の爲めに破損を蒙り、修理せるとまた數度なりき、治承四年平清盛命じて修築せしめしと雖も、なほ成功に至らざりしもの、如し、此年清盛都を福原に移す、福原は今の夢野より福原を経て、兵庫の海岸に至れる一帯の地これなり、當時宋の商船此港に來りて貿易せるもの多かりしを見れば、其繁榮なりしこと、想像するに難からざるべし、建久年中に至りて石堤始めて完成す、實に僧重源の功なり、之を經島と稱す(平家物語に清盛の時成立せるが如く書したるは誤なり)而して兵庫の稱は、東大寺所藏延慶元年十二月二十日の文書に「攝津國兵庫經島云々」とあるを初見とす、蓋し鎌倉時代に入りて輪田泊の名衰へ、専ら兵庫と稱するものなりしものなるべし、南北朝時代に至り、楠木正成、新田義貞

ヒヤウチヤウサ

評定沙汰 鎌倉時代裁判の時、取捨引付終りし後、評定所にて沙汰あるを云ふ、關東にては執權連署、兩六波羅にては探題、并に五方引付頭人衆中等、皆評定所に參列して其沙汰あり、開闢一人、合奉行一人、開書奉行等評議を幹事し、開闢先づ執權連署の前に向ひて、引付勘録事書を讀上ぐ、是を讀進申と云ふ、其後評定衆は各意見を述ぶるために、先づ闢に定めたる順序に従ひて意見を述べ、引付の勘録改むべき事あれば、本引付に返して、重ねて沙汰あり、勘録細なき時は之を確認す(沙汰未練書)

ヒヤウチヤウシヨ

評定所 名義江戶幕府至高の裁判所なり、寺社町勘定三奉行管轄の事件にして特に重大なるもの、三奉行中、二者互に關聯したる事件、及び大名旗本の訴訟、并に越訴、其他事務も幕府に關係せるもの等を裁判す(新編)江戶城内、和田倉門外龍の口、評定所事件の輕重種別等により裁判組織を異にし、其大要を擧ぐれば(一)老中直裁判三奉行、大目付、目付、陪席す(二)三奉行立合裁判、目付陪席す、一坐掛と稱す(三)三奉行、大目付、目付立合裁判、五手掛と稱す(四)寺社町兩奉行立合裁判、四手掛と稱す(五)主任奉行、大目付、目付立合裁判、三手掛と稱す、而して評定所の定式的集會に、立合、式日寄合なる二種の定日あり、立合は毎月六日、十四日、二十五日(後ち四日、十三日、二十五日)となるに、三奉行、側衆、目付出席し、三奉行の管轄違、交渉、其他重き公事訴訟の裁判、及び吟味等を行ふ(明曆三年までは、老中も出席したりしが、其後中止せ

ヒヤウ

ヒヤウ

ヒヤウ

等が、足利尊氏の大军を遣へて此地に戦ひしこと、有名なる事實にして、普れく人の知れる所なり、かくて豊臣秀吉の頃に至りては、純然たる百貨輻輳の商業地となり、四國中國九州の海陸産物の大販市に入るもの、皆一度此地を経るに至り、江戸時代にも關西の要津として、益々繁榮を極めしが、慶應三年五月、港を開きて外國五市場となし、神戸を以て外人の居留地となしたるより、兵庫神戸共に頓に面目を改め、加ふるに神戸の港も亦良港なりしより、船舶の入津日に多く、遂に兵庫神戸を合して神戸市とし、兩港を總稱してまた神戸港といふ事となりたり、但し部分につきては、なほ神戸泊所、兵庫泊所といひ、これを區別す(史學雜誌「兵庫築島考」、歴史地理「上古の兵庫港」、神戸開港史、大日本地誌)

ヒヤウコクサリノタチ

兵庫鑲太刀 柄も鞘も、銀のべがねにて包み、帯取に銀の鑲を付けたる太刀を云ふ、兵庫鑲とは、兵庫寮にて作りし鑲にて、極めて上手なる故に賞美せしなり、太平記公家一統の道徳に「宮は兵庫鑲の丸鞘の太刀に、虎の皮の尻鞘かけたるを、太刀懸の半に結てさげ云々」と見えたり、又黄金にて作りたるを御所作兵庫鑲と云ふ、同じく太平記に見えたり(貞丈雜記、武家名目抄)

ヒヤウコフキヤウ

兵庫奉行 江戸幕府の職名、攝津國兵庫に駐在し、外國交易其他兵庫市街の事を管す、一人を定員とす、老中の支配、役高千石、役料現米六百石、芙蓉問詰とす、兵庫奉行支配組頭ありてこれに屬す、組頭は百五十俵高、役料二百俵、役金八十兩を給す(起原)元治元年十一月始て置きしが、慶應元年十月兵庫の開港を中止せる時之を廢したりしも、同三年六月開港を許すに至り、

ヒヤウ

(合春日) 式日寄合は毎月四日、十二日、二十二日(後...

ヒヤウ

職員中、重なるもの左の如し、評定所留役、三奉行...

ヒヤウ

鑑、江戸舊事考、徳川政利史料、徳川禁令考、古事類苑...

ヒヤウ

(兼評書出) に補するが故に、他姓の評定衆を出世評定衆と號し...

ヒヤウチヤウフギヤウ

評定奉行

職倉室町兩幕府等の職名、評定衆の進止を指...

ヒヤウドウ

平等院

世都宇治町、鳳凰堂の稱あり、天台淨土兼學...

ヒヤウフ

屏風

て、風を防ぎ、又は物を遮る爲めに用ふる具、中...

ヒヤウ

るもあり、幅二三尺位とし、その上に紙又は布、絹等を張り、文字、繪畫、地圖等を書きたり、一枚なるは所謂衝立にして、二枚以上を枚に至るものあり、折目(蝶番)は上下二所に革にてわなをつけ、其わなへ裁を通したりしが、今は紙布にて張り續けたり、その材料及び制は、延喜内匠寮式等に委しく見えたり、**ヒヤウ**正倉院に鴨毛屏風存せるを見れば、早くより屏風の行はれしことを知るべし、中古以來宮中に諸種の屏風を用ひられたり、即ち即位調度には孔雀形屏風あり、神事の時には黒形屏風、大宋屏風等、御馬御覽(賀茂祭に御覽の用とあり)には馬形屏風(ウマカマノヒヤウ)と稱す、佛名には地獄邊屏風(ナゴクヘンノヒヤウ)と稱す、等を用ひられたり、其他宮中にも用ひられたるものに、漢書、打毯、坤元錄、變天圖、賢聖、山水、文集、樂府、月次、カンナキウ、和歌屏風等ありしこと、江談抄、江次第、枕草子以下の諸書に散見せり、室町時代以後、江戸時代に至りては、將軍を初め諸侯、金に任せて、當時有名の畫工をして圖せしめ、善美を盡したり、また徳川家康同家光の如きは、枕屏風として、世界の地圖を畫かして、航海并に各國の形勢を常に注意したりと云へり、駿府記に「慶長十六年九月廿日南蠻世界圖屏風有御覽、而及異域國々之御沙汰云々」と見えたるにても、其一斑を知るべし、此外和蘭人上陸圖、各國の帝王又は其風俗等を屏風とし、現今に傳はるもの少からず、なほ此時代に入りて屏風の用頗る廣く、士庶人等皆之を使用したりき、(一)構造又は(二)屏風に畫きたる畫畫により種々の名稱あり、(一)高さによりては、八尺、七尺、六尺、五尺、四尺、三尺等の屏風等あり、又枚數によりては、八枚折、六枚折、四枚折、二枚折等の屏風あり、扱

ヒヤウ

りたるものによりては、鴨毛、織物、絹張、布張、網張、網代、金、銀屏風等あり(二)前に掲げたる宮中の諸屏風及び江戸時代に用ひられたる世界圖の屏風南蠻人上陸圖屏風また馬揃屏風以下一々掲ぐるに堪へず、此他古來より著名なるは、法隆寺藏蓮花圖絹本着色二神屏風、東寺藏絹本着山水色屏風等は、共に國寶となれり、**ヒヤウ**フシヤウ 兵部省 唐名兵部、唐大内省朱雀門内、式部省の西門、兵部省を總管し、中宮職、春宮坊、六衛府の舍人、齊宮寮の門部等を列補し、衛士、防人、健兒を管し、鎮守府の官人、太宰府及び諸國の帶仗官、并に六衛府長官以下の馬料、左右馬寮、兵庫寮等の事に關係せり、又武官兵士の名帳、考課、選叙、位記、及び朝集、祿賜、假使、兵器、儀仗、城障、烽火等の事を掌る、被管に兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり、**ヒヤウ**卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大丞一人正六位下、少丞二人從六位上、大録一人正七位上、少録三人正八位上、史生十人、和銅元年六人を置き、大同四年四人を増す、書生十人、弘仁四年置く、省掌二人、天長七年置く、使部六十人、延喜式三十人となす、直丁四人、**ヒヤウ**上古兵馬は物部大伴二氏掌りしが、天武天皇の時、兵部省を置く、大寶元年兵部省を改め職員を置く、後世大輔少輔に權官を置く、當省は國家の兵權を掌るが故に、民部省に次での重職なり、故に令制、卿を以て四位官となすと雖も、王朝時代の末より、稀には親王を任することありしも、多くは公卿の兼官となれり、大少輔又名家の五位の人を任じ、中には清家の公達をも補するに至れり、建武中興の時、護良親王を以て、兵部卿となし、大に兵權を

ヒヤウ

振張せしも、幾もなくして天下擾亂し、有名無實のものとなれり、明治二年二月軍務官を廢して、再び兵部省を置き、卿、輔、丞、録、史生、省掌、使部の職員を定め、下に兵學寮、武庫司、會計司、札問司を置く、四年八月官制を改め、軍醫寮を増し、會計司を廢して、造兵司を置く、五年二月陸海軍省を置き、本省を廢す(令義解、續紀、延喜式、類聚三代格、官職秘抄、職原鈔、職官志、法令全書)**ヒヤウ**フノテツカヒ 兵部手結 「テツカヒ」を見よ、**ヒヤウ**マシ 兵馬司 關西、牧畜、兵馬、郵驛公私の牛馬等のことを掌る、兵部省の被管、**ヒヤウ**正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、使部六人、直丁一人、**ヒヤウ**關西文武天皇大寶元年制定す、大同三年左右馬寮に併す(令義解、官職秘抄後附)**ヒヤウ**モン 豹文(平文) 種々の色をまぜて色どりたるを云ふ、烏帽子にも、素襖にも、直垂にもあり、烏帽子は掛緒を青赤白にて彩色したるを云ひ、素襖、直垂は紋を種々の色にて彩色したるを云ふ(貞丈雜記)**ヒヤウ**ラウフキヤウ 兵糧奉行 關西、安土桃山時代における武家の職名、兵糧を辨備して、兵士に配當することを掌る、出陣の時に定む、臨時のものなり、**ヒヤウ**天正十年二月織田信長信濃を攻めし時に、菅尾九右衛門兵糧奉行たりしこと安土日記にあるを初見とす、多くは物頭の類を以て充つ、豊臣氏の時に至り、五奉行の中より兵糧奉行とし、兵糧の倉を預る藏奉行を兵糧小奉行と稱す、大名諸家にては、小荷駄奉行たる者、倉方の有司を率ゐて、兵糧配當の事を掌り(武家名目抄)

ヒヤウラウマイ

兵糧米 武家時代、幕府または武門の棟梁たるものより、兵に供する爲め、特に諸國に賦課したる米をいふ、兵糧米とも云ふ、兵糧米を徵收する使を兵糧米使又は兵糧米催使、兵糧米を徵發する所を兵糧料所と云ふ、**ヒヤウ**治承四年十二月、平清盛が高倉院の院宣を受けて、諸國公田莊園に兵糧米を課したること山槐記にあるを、史に見えたる始めとす、蓋し此時諸國に源氏峰起したるを以て、之を征討する兵士の糧食に給せしなり、尋で壽永元年三月再び兵糧米を課し、人民苦みたること吉記に見えたり、後ち源義仲平氏を破り、長驅して京都に入るや、又平氏に倣ひて兵糧米を課したりき、然るに三年正月義仲粟津に戦死せしを以て、翌二月に至り、五畿七道諸國に令して之を停止せしむ、この後源範賴同義經の部下、平氏追討の武士等軍糧に缺乏せしを以て、兵糧米と稱し、諸國の莊園より徵收したり、元暦元年五月二十四日源義經令して、高野山傳法院領七ヶ荘内の兵士兵糧米供給雜事役を免除したること、根來寺文書に見え、宮寺縁事抄元暦二年正月頼朝下文に「近年之間依平氏追討、守護武士等、或獵抑留御年貢、或充催糧米云々」と見えたるを以て知るべし、其後幾もなくして平氏亡び、天下靜謐に歸せんとせし時に當り、頼朝、弟義經と隙を生じ、義經を追捕し、奸濫に備へんことを名として、文治元年十一月二十九日、勅許を得て、再び全國の公田莊園に課し、段別に三升を徵收したり、兵糧米を徵收するには、地頭をして其任に當らしめ、別に幕府より兵糧米使を發遣して取立てたり、然るに兵糧米は官物の内より徵收して、別に人民を苦めざる方法を取りしと雖も、地頭等は之を口實として、押領亂暴せしを以て、領家人民の困苦を來たし、之

ヒヤウ

を訴ふるもの多きを以て、文治二年正月高野山領の兵糧米を停止し、二月後白河院御領弓削莊、神時莊等の兵糧米を停め、三月に至り終に五畿七道諸國兵糧米を停止せり、この後は一定の土地を指定して兵糧料所としたり、然れども臨時事あるに當りては又兵糧米を課したり、承久の役段米三升の兵糧米を課したるが如きは是なり、この時も文治の時と同じく、武士等兵糧に事寄せて亂暴せるを以て、亂後直に停めたり、足利尊氏の時、兵糧料所を置きて、兵糧米を徵收せり、蓋し鎌倉幕府に倣ひしものなるべし、建武式目追加觀應三年七月二十四日の令に「以近江、美濃、尾張三箇國、本所領半分事、爲兵糧料所、當年一作可預置軍勢之由、相觸守護人等訖、同年八月二十一日の令に「次軍勢發向所々々八箇國(近江、美濃、伊勢、志摩、尾張、伊賀、和泉、河内)本所領事、爲兵糧料所、當年一作可均分之由、先度被定下之處云々」と見え、其他太平記以下の諸書にも見えたり、戰國時代以後の兵糧はいかなる方法によりて徵收せしが詳ならず、而して此時代は多く單に兵糧と稱したり、豊臣秀吉の時に及び、僅に其遺制を見る、即ち慶長元年十月、園城寺領江州便宜の地を兵糧料所に充つべしと令せることあり、爾後遂に廢絶す(國學院雜誌、兵糧米考)**ヒヤク**ガウ 白毫 佛陀の眉間より發する光のことと云ふ、法華經妙音菩薩品に「爾時釋迦牟尼佛、放大人相肉髻光明、及放眉間白毫相光、徧照東方百八萬億那由他恒河沙等諸佛世界」とあり、觀佛三昧經に「太子生時、白毫眉間舒長五尺、樹下將成道時長一丈四尺五寸、成道已長一丈五尺、外現十楞、內現空相、放之、能遍十萬圓卷如秋滿月、分明皎淨色映雪珂、當於眉間云々」とあり、

ヒヤク

**ヒヤク**コロウ 白虎樓 大内裡八省院内四樓の一、右樓、西樓、龍尾道西樓ともいへり、大極殿の西南に位し、蒼龍樓と相對す、構造等總て蒼龍樓と同じ、シヤウリウロウを見よ、**ヒヤツコタイ** 白虎隊 明治成展の役、會津藩にて、藩士の子弟より、年十五以上十七以下の者を選びて編成せる軍隊の名、隊長は日向内記にして、訓練は佛國兵式なり、士中、寄合、足輕の三隊に別つ、士中白虎は、上士の班の子弟にて、一隊三十八人あり、時は慶應四年(明治元)八月二十二日の戦に、士中白虎の一隊、藩主に從ひて瀧澤村に至り、戸の口原に奮闘し、二十三日萬難を排して若松城に入らんと爲し、道既に塞がりて入ることを得ず、飯盛山上より望めば、烟焰天に漲り、五重の天主閣は、黯雲滅没の中にあり、隊士等誤りて城陷ると爲し、主辱めらるれば臣死すと慷慨し、跪て城を拜し、環座して自刃するもの、飯沼貞雄、林八十治、梁瀬竹次、西川勝太郎、井深茂太郎、石田和助、伊藤俊彦、有賀織之助、津川潔美以上十六歳、梁瀬勝三郎、野村駒四郎、篠田義三郎、鈴木源吉、間瀬源七郎、安達藤三郎、永瀬雄次(以上十七歳)等十六人、世に十六白虎隊と稱す、會津籠城(アヒツラウシヤウ)參看(白虎隊事蹟、維新史料)**ヒヤク**サイ 百濟 「クダラ」を見よ、**ヒヤク**シヤウダイ 百姓代 村役人(ムラヤクニン)を見よ、**ヒヤク**チ 白雉 孝德天皇御宇の年號、大化六年二月十五日、穴戶國司草壁連醜經、白雉を獻じたるを以て改元す、白雉五年天皇崩御の後、天武天皇白鳳と改元するまで、年號なきこと凡十九年間なり(書紀)

ヒヤク

ヒヤクニニツシユ

百人一首 藤原定家(フナハラノサダメイ)を見よ、

ヒヤクニングミ

百人組 鐵砲百人組(テツバウヒヤクニングミ)を見よ、

ヒヤクホウ

白鳳 私年號の一種(一)其時代に關して諸説あり、大職冠傳に孝德天皇五年より十六年間繼續すと(二)古活字版水鏡(凡十一年繼續)古代年號(凡六年間繼續)年代記、皇代記、二中歴(凡二十三年間繼續)海東諸國記(凡二年間繼續)和漢合運圖等いづれも齊明天皇七年を白鳳元年とし(三)古代年號紀、神皇正統記は天智天皇元年より(凡六年間繼續)とし(四)袖中抄所引の帝皇系、山家要略、廿二社古式所引の扶桑明月集、和漢合運、藤河風土記等は弘文天皇(書紀天武天皇元年)元年を白鳳元年とし(五)古代年號紀(凡九十三年間繼續)藤河風土記(凡十二年間繼續)は天武天皇元年を白鳳元年とし、合運圖に白鳳に作る(六)水鏡には天武天皇二年を白鳳元年とし、如是院年代記白鳳に作り、シネンガツ」參看(栗里雜著)

ヒヤクマンタフ

百萬塔 (タフ)を見よ、

ヒヨシノジンジヤ

日吉神社 「ヒエノジンジヤ」を見よ、

ヒライツミノタチ

平泉館 陸奥國西磐井郡(今磐井郡)平泉村に舊址あり、平泉停車場の傍にして、高館の南、從來御所屋敷の名あり、東西三町、南北三町計、今田圃となりて農家數軒あり、官道を挾めり、藤原朝初め藤原清衡陸奥六郡を領し、江刺郡豐田館にありしが、嘉保元年此館を營みて移れり、之を奥御館と云ふ、爾來基術、秀衡、泰衡、相繼ぎて之に居り、而して秀衡の時伽羅御所を構へて常に之に住せり、吾妻鏡に「秀衡館事、金色堂

ヒラウケノクルマ

檳榔毛車 牛車の一、檳榔の葉を細くききたるものにて、車體を覆ひし車を云ふ、檳榔なき時は菅を用ふ、單に毛車とも云ふ、太上天皇以下四位以上のものを用ふ、又女官、僧正法印大僧都等の僧侶も之に乗る、然れども庶牛車、物見籠以下階級によりて差あること勿論なり、防抄に蘇芳(綠浮線綾)下簾(蘇芳下簾)轅(連着車轅)疊(纏綿端)榻(大臣黄金物、納言已下黒漆金物、執柄家納言間敷物、大臣之後黄金物)とあるにて其一斑を知るべし、牛車(ギツシヤ)及び同條の挿繪を見るべし(西宮記、桃花葉、飾抄、門定有職抄、輿車圖考)

ヒラウヒサシノクルマ

檳榔廂車 牛車の一、車體の前後及び物見の上に廂ある檳榔毛の車を云ふ、又檳榔毛廂車とも云ふ、眉の唐棟の如くなり、又雨盾とも云ふ、太上天皇親王、攝關大臣等之用ふ、牛車(ギツシヤ)及び同條の挿繪を見よ(飾抄、有職抄、輿車圖考)

ヒララ

平緒 東帶の時裝飾として袍の上に着くる平組の緒、釵の具なり、古くは、太刀の帯の結び餘りを、長く垂らしたりしが、後世全く別物となれり、長さ二尺餘、幅三寸餘、捻り糸にて組みたるものに、色糸を以て種々の模様を刺繡す、

ヒラガナ

平假名 「カナ」を見よ、

ヒラカノコホリ

平鹿郡 羽後國續紀淳仁天皇の天平寶字三年九月の條に始めて見ゆ、和名抄に山川、大井、邑知、山本、塔甲、御船、釜刀、餘戸等の郷あり、正保圖平列に作り、文中、舊に復して平鹿となす、寛知集以後之に仍り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヒラギヌ

平絹 「ヘイケシ」を見よ、

ヒラサヤノタチ

平鞘太刀 野釵を云ふ、裝束に鞆の縫物あり、上皇略儀の御幸の時、御車の内に入れらる、攝關以下公卿將軍出行の時、車の内に入れて、下車の後には先駆に持たしめ、身に佩ぐ事なし(名目抄、西三條裝束抄)

ヒラシキ

平敷 天皇御座の疊を云ふ、即ち敷き並べたる當の疊の上に、主上御座の料に綴繡

ヒラオ

後には、家の紋を付したるもあり、東帶の時、袍の上に着け、太刀の帯とは別に於て前に垂る、この



是ヲ切平緒ト云フ (載所解圖色服)

垂れたる部分を垂といふ、衣服及び服制の挿繪中東帶の圖を參看すべし(裝束圖式、裝束甲冑圖解)

ヒラオリハ

平御側 側衆(ソバシユウ)を見よ、

ヒラガナ

平假名 「カナ」を見よ、

ヒラカノコホリ

平鹿郡 羽後國續紀淳仁天皇の天平寶字三年九月の條に始めて見ゆ、和名抄に山川、大井、邑知、山本、塔甲、御船、釜刀、餘戸等の郷あり、正保圖平列に作り、文中、舊に復して平鹿となす、寛知集以後之に仍り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヒラギヌ

平絹 「ヘイケシ」を見よ、

ヒラサヤノタチ

平鞘太刀 野釵を云ふ、裝束に鞆の縫物あり、上皇略儀の御幸の時、御車の内に入れらる、攝關以下公卿將軍出行の時、車の内に入れて、下車の後には先駆に持たしめ、身に佩ぐ事なし(名目抄、西三條裝束抄)

ヒラシキ

平敷 天皇御座の疊を云ふ、即ち敷き並べたる當の疊の上に、主上御座の料に綴繡

ヒラタ

疊二帖を敷き、其上に中唐鏡御錦ヲ打一枚を敷くなり、高御座に對したる詞なり、又平敷御座とも云ふ、清涼殿の帳臺の前、東廂に敷設す(禁秘抄、安齋隨筆) ヒラタアツタネ 平田篤胤 通稱大角、初名元琢、また胤行、後ち篤胤と改む、大塚また眞菅屋、氣吹屋等の號あり、私塾して神靈能眞柱大人といふ、大和郡和泉の四子、平田篤胤の養子、安永五年八月廿四日出羽國秋田城(久保田城)に下り、幼時漢籍を中山青菴に、醫術を叔父大和田柳元に學びしが、繼母の酷遇に堪はず、寛政七年、歳二十の時、家を脱して江戸に赴き、或は消防夫となり、或は市川團十郎(七代目白猿ならん)の弟子となり、或は商家の炊夫となり、具さに辛苦を嘗む、十二年備中杉山の藩主板倉侯の家士平田篤胤の知遇を受け、遂に養はれて其嗣子となる、享和元年始めて本居宣長の著書を讀みて古學を修めんとし、松坂に名簿を送りて其門人となりしも、其年九月宣長歿したるを以て、遂に親しく教を受くることを得ざりき、文化八年十二月駿河に寓して古史成文を撰び、また古史微の稿を草し、爾來著々と著述に従ひ、徒を集めて、盛んに古道を唱道したりしが、文政六年仕を致して板倉家を去り、浪人となり、此年富小路貞直の執奏によりて、古史成文、古史微、古史微開題記等數部の著書を、光格上皇に獻じ、六人部是香の周旋により、また仁孝天皇へも獻じ、天保八年更に大扶桑國考をも進獻せり、九年秋田藩主佐竹侯、篤胤の篤學を聞き、切に歸藩を望みしを以て、命に應じ、再び秋田藩士となり、縁百石を給せらる、然るに其善天朝無窮層、頗る幕府司天臺の説に違へるの故を以て、幕府の忌憚に觸れ、天保十一年藩廳に對し、篤胤を在國せしむべしとの命

ヒラノノジンジヤ

ありしがゆゑに、篤胤は翌年江戸を去りて本國に歸る、幾もなくして旗本近臣となり俸祿を加増せられしが、同十三年九月十一日歿す、年六十八、秋田城北なる廣澤山正洞院に葬る、明治十六年正四位を贈らる、古史成文、古史微、古史傳、古史系圖、神字日文傳、疑字編、靈能眞柱、赤縣大古傳、志部能石室、皇國度制考、赤縣度制考、印度藏志、天朝無窮層、三大考釋々々、天說釋々々、皇典語彙、伊吹會文集、西籍概論、出定笑語、大道大意、神道大意等百餘部、大塚君御一代略記、平田篤胤傳、伊吹會先生著撰目錄) ヒラデンノツルギ 槌螺鈿 槌の中に螺鈿を摺り込みたる鈿をいふ、一説に、槌ある螺鈿鈿をいふとあるは非なり、金銀の槌、或は瑠璃水精の槌に、唐草等諸種の模様を螺鈿にて摺り込む、鞘は蒔繪、裝束藍草、白銀柄なり、行幸の際、公卿之を帶す(裝束集成、裝束拾葉抄、防抄、裝束圖式) ヒラノノジンジヤ 平野神社 山形縣山形市城葛野郡大北山村平野〇現今官幣大社、今木、久度、古開、相殿比咩神の四神を祀る、後世或は本社を仁德天皇なりと云ひ、或は今木神は日本武尊にして、源氏の氏神、久度神は仲哀天皇にして平氏の氏神、古開社は仁德天皇にして、高階氏の氏神、比咩神は天照大神にして大江氏の氏神なりといふも信するに足らず、而して伴信友は、今木神は、桓武天皇の御母高野皇太后の遠祖百濟國王を祀れると説き、吉田東伍氏亦之に賛し、なほ同氏は相殿比咩神を以て桓武天皇外祖母大枝眞妹の祖神なりといへり、并に從ふべきに似たり、久度神は即ち葦の神なり、古開神は詳かならず、伴信友は大和の地方ならんといへり(原清延曆元年十一月に、田村後宮今

ヒラバ

本大神に從四位上を授けたること、續紀に見えたるをはじめとす、田村宮は奈真田村に在り、淳仁天皇の皇居たりき、延暦十三年に至り、はじめて平野社を建て、この地に移す、古度古開の二神も、承和三年今木大神昇叙の時、同じく加階ありしこと續日本後紀にあれば、田村の後宮より共に移されたる、宮内鎮座の靈なるべし、比咩神は嘉祥元年平野無位比賣神に從五位下を授けしこと續日本後紀に見えたり、思ふに此頃よりして祭りしものならんか、延喜の制名神大社に列し、月次新嘗祈年等案上の祭に預り、後また廿二社の一に列す、天元四年二月圓融天皇行幸あり、平野行幸此にはじまる、これより屢々行幸御幸行啓等のことありて、朝廷の崇拝甚厚かりき、平野祭は毎年四月十一日の上申日に行ふ、其濫觴は、或は延暦弘仁の間に起るといひ、或は仁壽貞觀の間といひて詳かならず、而して此祭には、皇太子必ず社頭に參向し、神前の儀式あり、また桓武天皇の御裔及び大江和氣氏等の氏人見參に預る等の例もあり、臨時祭は花山天皇の寛和元年よりはじまり、毎年四月十一日の上申日、即ち例祭の日、同時に之を行ふ、五位殿上人使を勤め、東遊走馬等あり、幣帛等は略々加茂臨時祭の如し(善神考、古事類苑神祇部、大日本地名辭書) ヒラバリ 平張 平に張りて日覆などにする天幕を云ふ、禪に對したる名なり、和名抄屏障類に「帶周禮注平張羊蓋切、和名比良波利」と見えたり、ヒラマツウチ 平松氏 姓は平氏、西洞院時慶の二男時庸始めて氏を稱す、時庸元時興と云ふ、權中納言正二位に至り、承應三年七月薨す、子孫相襲きて華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、系譜、華族譜)

ヒロヤ

○時庸 時量 時方 時春 時行 時升
時章 時亨 時門 時保 時言 時厚

ヒラヤナクヒ

平胡録 ヤナクヒを見よ、
毘盧遮那(毘盧舍那) 梵

ヒルシヤナ

毘盧遮那(毘盧舍那) 梵
語、摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那

の解に二義あり(一)密教に大日如来を云ひ(二)顯教
には偏一切處と云ふ(一)毘は遍、處遮那は光明照と
譯す、除闇遍明の義、煩悩の純淨く衆徳悉く備はり、
身土相稱ひ、一切處に遍きこと、日光の照さるる處
なきが如し、大日經疏に「大毘盧遮那者、梵音毘盧
遮那者、是日之別名、即除暗遍明之義也、照世間日
則有三分、若照其外不能及内、明在二邊不
至一邊、又唯在晝光不燭夜、如來智慧日光則不
如是、遍一切處、作大光明矣、無有内外方所
晝夜之別、乃至如是等種種因緣、世間之日不可爲
喻、但取其小分相似、故加大名、曰摩訶毘盧遮
那也」と見えたり(二)毘は遍、處遮那は一切處と譯
せり、煩悩の體淨く、衆徳悉く備はり、身土相稱うて
一切處に周遍する故なり、大藏法數に「梵語毘盧遮
那華、言遍一切處、以真如平等性常照身土死得
故也、普賢觀經に「釋迦牟尼名毘盧遮那遍一切處、即
身亦遍非唯光遍也」と見えたり、

ヒルノギヨサ

畫御座 「ヒノオマシ」を見
よ、

ヒロウフキヤウ

披露奉行 關西至町
幕府の職名、評定始の時、奏事の役に從ひ、御前御
沙汰始には公事披露を爲し、將軍の許可を得て其事
を奉行することを掌る、また當日には訴訟以下の公
事を沙汰し、將軍の台聽に達し、又許可を蒙りて裁
判を爲す事あり、御前奉行とも稱す、恩賞方の内、引

ヒロシ

付來たるもの、兼める所なり(起原關西鎌倉時代に
は披露奉行を定置したることなしと雖も、永仁中暫
く引付方を留め、評定寮寄合衆の内より奏事の職を
おき、公事披露の事を役せしめ、尋てまた引付を復
したる時、なほ奏事をば廢せずして、更に設置した
ることあり、これ披露奉行の濫觴といふべし、室町
時代に及びはじめ職名となる、文和三年五月評定
始の時に披露奉行橘原左近大夫の名、御評定着座次
第に見えたり、なほ同書至徳二年二月十二日、御恩
沙汰の條にも披露奉行人飯尾肥前守、雅樂備中守、飯
尾善左衛門爲久、松田主計允とも見ゆ、下りて正長
二年に至り、披露奉行人は各結番の次第を守りて参
勤し稟白の條數は三ヶ條に過ぐべからず、時刻は巳
刻たるべし、以後に於てはこれを略せしむべし、また
奉行人等、訴狀を請取りて、披露する事は、向後將軍
の上裁もしくは賦別奉行の外は停止すべしと規定し
たり、なほ式評定寮も、規式の披露を勤むれども、常
日訴訟以下、公事の奉行を勤仕せざるが故に披露奉
行の内に加はらず、シキロウヤウヤウシユウカシ 參看
(御評定着座次第、建武式目、武家名目抄)

ヒロシゲ

廣重 歌川廣重(ウタガハヒロシ
ゲ)を見よ、

ヒロシゲハ

廣重派 歌川廣重の創めたる
浮世繪の一派、ウタガハヒロシゲ「ウキヨエ」を見よ

ヒロシマシヤウ

廣島城 關西安藝國沼
田郡廣島市の中央、東西九町南北十三町、前中城
後廓の三區に分つ、本丸を俗に在間、又當摩城とも
いふ(起原)天正十七年毛利輝元、郡山城より徙り之
を創築す(關原)慶長五年關ヶ原の亂に依り除封、福
島正則清洲より轉じて城主となる、元和五年除封、淺
野但馬守長晟之に代り和歌山より入部す、四十二萬

六千石を領す、爾後子孫相續き明治維新に至る、同二
十七年征清の役大本營を此に移させられ、二十九年
四月解かる、今五師團の兵營となす(藝藩通志、明治
政覽、法令全書)

ヒロセ

廣瀬郡 所屬大和國
(起原)始めて崇峻天皇紀に見ゆ、蓋し地勢上より考
察するに磯城の分地なるべし(關西)類聚國史廣瀬に
作る、和名抄に城戸、上倉、下倉、山守、散吉、下
勾等の郷あり、拾芥抄、又廣瀬に從ひ、以後同じ、明
治廿九年葛下郡を合併して北葛城郡を置く(郡名異
同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヒロセノコホリ

廣瀬神社 所屬大
和國廣瀬郡河合村川合(現今官幣大社)祭神若宇迦
乃賣神(五穀を獲る神、即ち倉稻魂命なり)を祀る、
また大忌神、廣瀬河合神とも稱す(起原)類聚崇神天
皇の御宇に、河合村の里長に神託ありて建立せるこ
と、廣瀬社縁起に見えたりと詳かならず、而して其正
しく史に見えたるは、天武天皇四年四月に、大忌神を
廣瀬河曲に祭らしめ、翌五年七月また此事ありしを
始めとすべし、延喜の制、名神大社に列し、祈年月次
新嘗の案上官幣、祈雨の奉幣に預り、後また二十
二社の一に列す、廣瀬祭は風災を鎮撫し、年穀を禱
祈するものにして、毎年四月七月の四日、これを行ふ、
五位以上一人を祭使として、各幣帛を奉らしむ、龍
田神社の祭と同日同時に行ふを以て、世に廣瀬龍田
祭と稱す(書紀、古事類苑神祇部)

ヒロタノジンシヤ

廣田神社 所屬播
磨國武庫郡廣田村(現今官幣大社)祭神天照大神の
荒魂後世更に八幡、住吉、南宮、八咫の四神を合祀し、
廣田五社と稱し、また西宮とも號す(起原)類聚崇神功
皇后新羅より凱旋し海路難波に赴かんとし、務古水門

ヒロハ

○忠幸 豊忠 長忠 前豊 前秀 經豊
基豐 忠禮 忠朝 忠隆

ヒロハタウチ

廣幡氏 正親町天皇の皇孫
智仁親王の三宮忠幸王に姓源を賜ひ、尾張國に下り
て武家となる、後ち歸京して清華に列し、寛文七年正
月正三位に叙し、八年十二月權大納言に至る、子孫
相繼ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる
(諸家知譜拙記、華族譜)

○賴資 經光 兼仲 光業 兼綱 仲光
兼宣 兼郷 綱光 兼顯 守光 兼秀
國光 兼勝 總光 兼賢 綏光 兼茂
貞光 兼廉 兼頼 勝胤 伊光 胤定
光成 胤保 胤光 賢光

ヒロハシウチ

廣橋氏 姓は藤原、日野家
の一、日野兼光の五男四辻權中納言賴資より出づ、名
家の一にして、准大臣を極官とす、子孫相繼ぎて、明
治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(尊卑分脈、右
職袖中抄、華族譜)

に至りて船進まず、これを卜ふに、天照大神誨へて曰
く、我が荒魂は皇居に近づくべからず、當に御心廣田
國に居るべしと、皇后即ち葉山媛をして此地に就い
て祭らしめたるも、神功紀に見えたり、此時鎮座
ありしを知るべし、延喜の制、名神大社に列し、祈
年月次相嘗新嘗等の案上官幣及び祈雨の幣帛に預
り、後また二十二社の一に列す、祭祀は毎年七月七
日例祭神あり、八月十八日に後の例祭を行ふ、而
して攝社の中に、姪子を祀れる祠あり、世に四宮夷
と稱し著名なり(書紀、諸神記、古事類苑神祇部)

ヒレ

領巾 名義上古女子が、頭より肩に
掛けて裝飾となしたる巾をいふ、歴世服飾考に、ひ
れは振手の約りたる名なれば、この領巾も本は振ん
料のものならんといへり(製作)錦、羅、紗等につく
る、形詳かならず(着用)正装せる時、これを用ふ
(起原)清和書紀崇神天皇の巻に「埴安彦之妻音田媛、
取後香山土裏領巾頭而云々」とあるは、史籍に見
えたる始めなれども、必ず太古より用ひしものなる
べし、書紀天武天皇二十一年三月の詔に「亦膳夫采女
等之手織巾巾、並莫服」とありて、大寶の令條にも
見えざれば、當時公事には用ひざる事となりたるな
り、但慶雲二年四月に、采女の領巾を舊に復するこ
とあれば、また用ふることになりしならん、なほ私
事には一般に服用したり、其後延喜式、西宮記等所載
の女官の服制には、皆領巾あるを見れば、いつしか再
び公事に用ふる事となりしなるべし、鳥羽天皇の朝
以後遂に用ひざるに至れり(裝束集成、歴世服飾考)
「エボン」參看、

フ

フフ 傳 東宮坊(トウカウバウ)を見よ、
符 被管または解を以て言上すべき者に對
し、其上官より下せる公文をいふ、唐制より出でた
るものにして、唐六典に「凡上之所以達下、其制有
六、曰(中略)符」とありて註に「尙書省下於州、州
下於縣、縣下於鄉、皆曰符」と見えたり、符は、即ち

フウ

八省彈正奏等の符も之に准す、而して在京の諸司に
下す時は、使人位姓名及び鈴劍を注せざるものとす
(黒板博士説)

フウス

副寺 禪宗にて、監寺を助けて一寺
の事務を執るものを云ふ、専ら會計の事即ち常住の
金穀錢帛米麥等一切の支收出納を掌る、古は庫頭と
云ふ、後ち寺によりては櫃頭とも、財帛とも掌財と
も云ふ、備用清規に「副寺之職、職小任重、衆人命
脈所繫、米麩當須細潔、粥飯貴得精豐、醬黃豆鼓
合辨、及時糲醋姜油滿足供衆云々」とあり、副寺に三
人あり、維那の上一人、上副寺といふ、維那の下二
人、下副寺と云ふ(禪林象器箋)

フウゾクウタ

風俗歌 雅樂に用ふる歌曲
の一種、古代諸國に行はれたる歌謡、即ち、國風歌
の意なり、略して風俗とも稱す、もとは「クニツザシ
」といひ、物語類には「フウク」と記せり、歌舞品目に
「もと諸國にて、民の口ずまみにせし歌曲どもを採擇
して、大歌所よりすゝめて、公事に用ひられしと云

フウソ

主務又は監督官廳より、其下級官廳に下せる公文の
式にして、例令(一)太政官より八省又は諸國(二)民
部省より諸國(三)國より郡に向ひて之を下せど
も、その被管にあらざるものへは、之を下すことな
し、而して(一)を太政官符、略して單に又官符とい
ひ(二)を省符(三)を國符とも稱す、公式令に、太政
官より國に下す符、即ち官符の書式を載せたり、今
一例として左に示す、
太政官符其國司
其事云々到符執行
大辨位姓名 史位姓名
年月日 使人位姓名
鈴劍

フウソ

主務又は監督官廳より、其下級官廳に下せる公文の
式にして、例令(一)太政官より八省又は諸國(二)民
部省より諸國(三)國より郡に向ひて之を下せど
も、その被管にあらざるものへは、之を下すことな
し、而して(一)を太政官符、略して單に又官符とい
ひ(二)を省符(三)を國符とも稱す、公式令に、太政
官より國に下す符、即ち官符の書式を載せたり、今
一例として左に示す、
太政官符其國司
其事云々到符執行
大辨位姓名 史位姓名
年月日 使人位姓名
鈴劍

フウソ

「と云へるが如く、諸國の流行謠の中、曲調のよきものを撰びて、貴族等の歌ひしより、雅樂にも用ひしものなるべし、故に後世の謠歌と同じく、七言に發したるが多し、大嘗會の時、悠紀主基兩國より奉る歌、及び大歌所の歌中に、近江ぶり、水蓬ぶりなどあるは、皆所々の風俗歌なり（振とは曲節の意なり）而して其風俗歌の、後ち轉じて神樂、龍馬樂、今樣等に入りたるもの亦多し、今傳ふる風俗歌は、神樂、龍馬樂と同じく、延喜の頃、定められしなるべし、其曲は小筑波より彼行まで二十五曲あり（歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史）

フウソクマヒ

風俗舞 諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしこと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり（歌舞音樂略史）

フウドキ

風土記 名義諸國の風土、即ち山川原野村名の源由、古老の舊聞異事、及び其土地より出づる産物等を記したる書籍を云ふ、後世の地誌なり（原田實元）天明天皇和銅六年始めて諸國に令し、風土記を奉らしむ、續紀に「和銅六年五月甲子制、畿内七道諸國郡郷三好字、其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目及土地沃培山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上」とあるもの是なり、これによりて諸國より漸次奉りし書

フエ

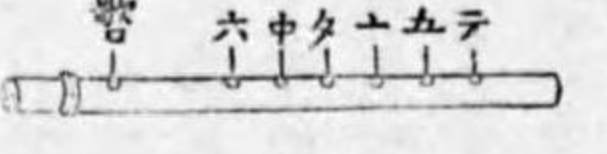
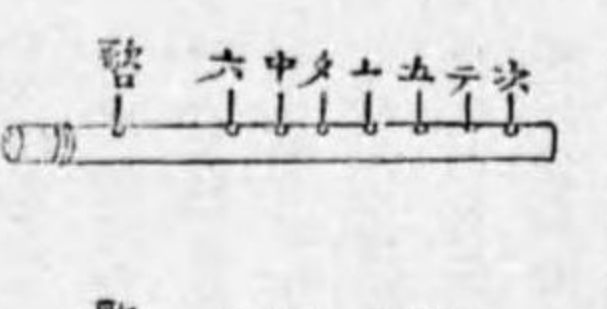
籍は即ち風土記にして、今に傳はれるは常陸、播磨、出雲、肥前、豐後の五風土記のみなり、後に至りて此等風土記も散逸し、或は勘進せざりし國もありしと見え、延長三年に至り、諸國に令して勘進せしめたり、朝野群載所載の延長三年十二月十四日の太政官符に「五畿七道諸國司、應早速勘進風土記一事、右如聞諸國可有風土記文、今被左大臣宣爾、宜仰國宰令勘進、若無底本、探求郡内、尋問古老、早速言上者、諸國承知、依宣不得遲問、符到奉行」と見えたるに於て知るべし、この時の風土記は現存せるものなきが如し、惣國風土記と稱するものあれども、東山天皇の頃、駿河淺間神主某が偽作せしものなること、中山信名の説に見えたり、而して後世地誌を編するもの、亦此名を冠して冠したるもの尠ならず、封内風土記、新編武藏風土記、新編相模風土記等これなり○和銅撰進の常陸、出雲、肥前、豐後、播磨の五風土記に就ては、栗田博士の撰述古風土記あり、また散佚せる風土記の断片を諸書より採録したる同博士の纂訂古風土記逸文あり、其附録には、風土記の解説、及び風土記に關する古人の譯論を載せたり、就て見るべし、

フエ

笛 名義吹奏する樂器の總稱、篳篥、篳篥の如きも、篳篥の笛など文詞に用ふるのみならず、歌詞としては、井に笛とのみひたりしが、後世は篳篥を以て、笛と區別する事となりたり（原田實元）天照大神が、天岩戸に隠れ給ひし時、天鈿命、天香山の竹を採りて、笛に作りたる事、元々集、鎮座本紀等にあれども、舊史に載せざれば確かならず、常陸風土記に、崇神天皇の御宇、建甍間命が、國柄を征したることを記したる條に「天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、鳥杵唱曲、七日七夜、遊樂歌

フエ

舞とあるを初見とすべし、おもふに神代より、既に存したりしならん、また體裁紀なる春日皇女の歌に「流れ来る、竹の、いくみ竹、笛竹、本方をば、琴に造り、末方をば、笛に造り、吹きならす、三語が上に、昇り立ち云々」と見え、また同書毛野臣の妻の歌にも「平方ゆ、笛吹きをば、近江野や云々」と見えたり、此種の笛は、所謂和笛と稱するものにしてまた神樂の時に用ひたるより神樂笛と稱す、後ち三韓唐との交通開くるに及び、横笛あり、笛あり、井に雅樂に用ふ、大寶の制、治部省の被管に雅樂寮あり、其職員の中、笛師二人あり、雜笛を教ふる事を掌り、笛生六人あり、雜笛を習ふことを掌り、別に笛工八人あり、朝儀の時、吹奏のことに從へり、なほ天武紀十四年九月戊午の詔に「凡諸歌男、諸歌女、笛吹者、即傳己子孫、令習歌笛」と見えたるに於れば、古來傳習の歌笛を世業とせしめたりしが如し、而して類聚國史大同四年三月丙寅の條に「定雅樂寮雅樂師、歌師四人、笛師二人、唐樂師十二人、横笛二人、高麗樂師四人、横笛、篳篥、莫目、舞師等也、百濟樂師四人、横笛、篳篥、莫目、舞師也云々」と見え、また延喜式に、横笛師は、和笛を解せざれば、任用することを得ずとあれば、其頃までは、和笛を重んじたりしを知るべし、而して笛は、其他の樂器と共に大に精神の間に流行したりしこと、日記物語等に見えたり、また尺八は、體源抄に、知足院關白の説を載せて、尺八に二種あり、長きものは、太笛に似たり、短なるものは音篳篥に似たり、近代樂府廢して用ひず、保元三年正月廿三日、左近將曹清原助雅の子旨を奉じ、古譜に依りて尺八を吹けりといえたり、當時同じく弄ばれしこと明かなり、爾來笛は、主として雅樂または精神間にのみ存し、其他にはあ



より多く用ひざりしが、室町時代能樂の起るに及び、はじめて能管あり、江戸時代俗曲の行はれ、清樂の輸入せるより、俗曲の横笛及び明笛あり、近時また洋樂傳はりて、更に洋式の諸笛あり（神樂笛、大笛、本笛、長笛、和笛とも稱す、カグラアエ、參看）横笛（龍笛、羌笛、簫とも稱す、ソウウチキ、參看）猪笛（高麗笛とも書す）歌笛（東遊に用ふ、中管とも稱す、猪笛の少し大なるものなり、後世廢して用ひず、猪笛を以てこれに代ふ、尺八、笙（シヤウ）參看）篳篥「ヒナリキ」參看）能管（能樂に用ふ）明笛（清樂に用ふ）井に俗曲の横笛、其他洋曲に用ふるもの其數多く、また樂器の用を離れたるものに、鳥笛、鹿笛等あり、鳥獸の音を發するものにして、これを呼びよせるの用に供す（各種類の條に述べたれば就きて見るべし）口穴のある方を面とし、なき方を背となし、吹口の右端を首とし、左端を尾とし、口穴は神樂笛、猪笛、歌笛は七口、横笛は八口あり、口穴の名は左圖のごとし、上圖は横笛、下圖は猪笛、神樂笛、歌笛等なり、而して中六の二口を合て下と稱す○笛の譜に宜陽殿竹譜（太田丸譜）南竹譜（貞保親王譜）長竹譜（博雅三位譜）綿譜（王監物頼吉譜）懷竹譜（大神判官惟季譜）等あり（書紀、懷竹抄、樂道類聚、音樂略解、歌舞音樂略史）

フエイ

武衛

兵衛府の唐名、ヒヤウエフを

フカク

舞樂

専ら舞踏を主とせる雅樂をいふ、其曲管絃と同じ、但奏法の異なるのみ、この樂は聲樂と異り、身體の周旋手足の屈伸の如き、一

フエイ

フカク

曲中數十の法あり、加之用ふる所の裝束器具種類夥多にして、一々之を詳記しがたし、茲にはその梗概を記すのみ、詳しくは體源抄、教訓抄、仁智要錄、樂家錄、歌舞品目等に就て見るべし（儀式）凡舞樂に左右の區別あり、唐部を左方舞（左舞）とし、猪部を右方舞（右部）とす、この兩部を組み合せて、舞樂幾番といふ、舞樂を奏するに正略二式あり、庭上に舞臺の高き三尺、方二丈四尺なるを組み建て、上壇に數舞臺の高四寸、方一丈八尺なるを設け、平面に綠色の純子を敷き、下段に黒漆板を敷き、朱塗の扶欄を四周し、其四隅に金の寶珠を作る、又前後兩邊に三級の階あり、階を直らして緋純子の幕を張り、其四隅に流蘇を垂る、之を水引と稱す（雨儀の舞は、屋舎中に數舞臺を設け、通常の太鼓鉦鼓を用ふ）又舞臺の左右に大太鼓、大鉦鼓を具へ、其側繻綵を施したる屋舎を作り、三管及び羯鼓三の鼓の諸手、これに居る、屋舎二字、左を唐部とし（羯鼓を置く）右を猪部とす（三の鼓を置く）略式は、數舞臺と稱し、厚板を以て造れる臺を用ひ、又沙立と稱し、庭上に白沙を敷き、以て舞臺に宛つ、此沙立の時は、一鼓二鼓を以て羯鼓の三の鼓に代用し、太鼓鉦鼓は擔ふべきものを用ふ、而して伶官は太抵五十人を要すと雖も、或は之を省減する事もあり、これは今代の式にして、概れ宮中の宴遊に用ひらるゝ音樂なり、舞樂の奏樂者を管方と稱す、篳、篳篥、笛の三管に、各一人の主あり、之を音頭といふ、尙又管絃舞樂あり、琵琶、笙を加ふるを云ふ、舞樂の最初は先振舞を奏し、天神地祇を祭る、次に唐部猪部交番に奏す、番舞畢りて後ち必ず長慶子を奏して退く、又舞に文舞、武舞の別あり、又平舞、走舞あり、萬歲樂の如きは文舞にして平舞なり、太平樂羅陵王の如きは武舞にして走舞なり、そ

フカク

フカク

の組織の壯大なるを、鋪設の華麗なるを、本邦諸音樂に冠たるものなり、「ガガク」クワンケン」參看（音樂略解、如關社誌）

フカクサノウタイジン

深草右大臣

大炊御門信量をいふ、

フカクサノホツケタウ

深草法華堂

後深草、伏見、後伏見、後光嚴、後圓融、後小松、稱光、後土御門、御柏原、後奈良、正親町、後陽成の諸天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字深草に在りて、兆城面積三百四十二坪餘、今の法華堂は明治元年に再造せり（陵墓一覽、平安通志）

フカクサノミカド

深草帝

仁明天皇を稱す、ニシヤウテンソウを見よ、

フカクサノミササキ

深草陵

仁明天皇の御陵、世に東車塚と稱す、山城國紀伊郡深草村大字深草に在り○清和天皇貞觀三年に四至を定め、八年また改定し、東は大墓、南は純子内親王家、北は谷、西は貞觀寺に至るを限りとなす、延喜式の制、東西一町五段、南七段、北三町、守戸五畑を置き、近陵に列し、殯幣の例に入る（延喜式、禮樂志、陵墓一覽）

フカクサノミササキ

深曾木

幼童髮置の後、其髮の漸く長じたる末を剃ぎ整ふる儀式をいふ、又髮曾木、剃髮、垂髮（剃るといふを思ひてなり）とも稱す、男子は五歳、女子は四歳に行ふを例とすれども、三歳六歳もしくは七八歳にして行ひし事もあり、日時は二月、四月、十一月の中、吉日を撰びて之を行ふを法と爲す由、拾芥抄に見えたり、例証の尤も多きは、十一月、十二月にして、三月、八月、九月等にも行ひしとなきにあらず（關社誌）其兒の髮置の式に従事せるものを髮親と定め、當日まづ幼童を恭盤の上

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク

フカク



フカン

に立たしめ、吉方に向はせ、加茂河川の石を取りて、これを両手に握らせ、兩足にも亦同石を踏ましめたる後、髪親の髪を左右に分ちて其末を割ぐ、而して其剃きたる髪は、河中に投ずるの風なりき...

フカンデンデン

不埒佃田 天災地變等によりて荒損し、營種に堪へざる田地を云ふ、不埒に、例不堪と、過分不堪との二あり、十分一までの損害を例不堪、十分の二以上の損害を過分不堪と云ふ...

フキヌ

の史に見えし始めなり(不埒佃田は、官奏を見るべし)延喜以後例不堪過分不堪の名見えたり(田制篇)...



吹貫 旗幟の一種、丸き輪に、長き絹を張り、竿に付けたるものをいふ、輪の内を風の吹き貫く義なり、絹の長は、大抵旗幟と同じ、また竹を半月形にためて、絹を張りたるを吹流...

フギン

夫金 夫米(フマイ)を見よ、奉行 或事務を専ら執行ふ人をいふ、後ち武家の職名となる、上長の命を奉はりて、其事を行ふの意、はじめ動詞たりしを、後ち轉じて名詞となしたるなり、朝廷にては公事の日、其公事を奉はり行ふ人をいへり、中古以来の日記に屢々見えたり、即ち四方拜の奉行、元日節會の奉行、踏歌節會の奉行等のごとし、これらに類して、武家にては...

フギヤ

た奉行の稱生じたり、即ち「鎌倉幕府」にては、いまだ評定引付の兩衆をおかざりし時は、家司として命令を奉行する人を公事奉行人と稱し、常には奉行人ののみも稱したり、これ定まりたる職名にあらざればなるべし、もとより文官の長たるが故に、多くは文筆に堪へたる京家の官人を招きて此職に充て、建長年間引付衆をおくに及び、井に奉行人に補すべき門族を以て、其衆に定めしかば、評定衆の内にも、政所問注所の執事、引付頭人など帶せざる輩は、もとの稱呼に従ひ、奉行人ともいひたりしが故に、特更、引付衆、政所問注所の兩寄人等は、普通に奉行人と呼びたり、されば同じく奉行人と稱する内にも、各々階級ありしと雖も、皆政務の席に列りて訴訟を沙汰し、國用を辨する重職なれば、引付衆兩寄人にも、必ず評定衆に至るべき名族の輩を以て、補するの例なりき、而して此等奉行人の他に、また臨時常置の各奉行あり、恩澤奉行、安堵奉行、官途奉行、評定奉行、訴訟奉行、保檢斷奉行等のごとし(室町幕府)にも、多くは鎌倉の奉行人たりしもの、子孫を求め、奉行人に補したれば、職掌も亦其準據なりしを知るべし、すべて臨時に沙汰すべきことある時は、此輩の内にて、奉行に充てらるること通例なりき、而してまた前代のごとく、臨時常置の各奉行また勢なからず、評定奉行、公人奉行、守護奉行、官途奉行、披露奉行、普請奉行、吉書始奉行等のごとし、なほ此時代には、大名諸家等にては、幕府の制にならひ、老臣の次に奉行職をおくこと出で来たれど、其中には一族老臣にして、直ちに奉行たるものありて、各家の法一様ならず(桃山時代)に至りまた五奉行(ゴアキヤウ)あり、大老の下に位して、専ら政務を執

フキヨ

行せり(江戸幕府)にても、其開府の前は、老中を奉行又年寄といひしは、前代の稱を襲ひたるものなり、而して此時代には政務并に軍事に關する各種の奉行、即ち寺社奉行、勘定奉行、陸軍奉行、海軍奉行等頗る多く、大抵は常置の職なりき、なほ鎌倉室町江戸三幕府の職名としての奉行の名は、職制の條の表に掲げたれば、就きて見るべし(武家名目抄、古事類苑官位部)

フキヨク

部曲 上代臣、連、伴造、國造、村首等の有したる私民を云ふ、カキ又はカキノミと云ふ、又民部と書きて同じカキとも云ふ、倭訓栞に「顯宗紀に民をよめり、藩籬の義なるべし、部曲をもよめり、姓序考に「部曲をばトモ、又はムレと訓むべし、トモは伴部の意、ムレは群の義なり、總てもの多く集れるをムレ、ムラなど云へるは古言也」但言集覽に「民部、雄略紀、垣、カキはカコミなりといへり、コミ反キ也」など見え、歴史地理所載「古代の郷と戸と家に就きて」の論文中に、諸書に家人又は部曲、民部をカキベとも云ふ、家垣内の部民の意なりと云へり、また宮崎博士は、廣く私家の従者を云へるものなり、安閑紀の古訓に部曲を氏奴とよませ、天智三年の條に、民部家部とあるを、天武紀四年の條に、同じ人民のことを指して、部曲といへるにて證とすべし、其語源は、韓語の皆叱智、女眞語の古出と類似して、友伴の義に従者の義を兼ねたるものなりと云へり、従ふべきに似たり、猶委しくは同博士の部曲考を見るべし、按ずるに部曲の民は上代よりあり、豪族は皆之を有したるを以て、頗る勢力ありしが、孝徳天皇の大化二年、詔して、悉く之を停廢せり、

フク

復 上古租調を免除することをいふ、書紀、天智天皇五年七月の條に「大水、是秋復租調こ

フキヨ

フク

フキヤウ

とありて、ユルルと訓めり、賦役令に「凡人在狹郷、樂運就寬、去本居路程、十日以上復三年、五日以上復二年、二日以上復一年、また、凡没落外藩、得還者、一年以上復三年、二年以上復四年、三年以上復五年、外藩之人投化者、復十年、其家人奴被放附戸貫者、復三年」と見えたり、

フク井

福井城 越前國福井市(福井)慶長六年五月結城秀康入國、北庄の城を毀ち之を築く、六ヶ年を経て成る(福井)元和九年五月秀康の子忠直除封、寛永元年六月、同子忠昌高田より移る、封五十五万五千石餘(後三十萬石を領す、子孫傳へて明治維新に至る(越前國誌、名蹟考))

フクウケン

不空罽索法 密教の修法の一、不空は心願、不空の義、罽索は彼此折縛して成就せしむる義なり、不空罽索觀世音菩薩を本尊として修す、不空罽索觀世音菩薩は、一面三目四臂なりとあり、三面二臂なるもあり、三面六臂なるもあり、三面十臂なるもあり、一面三目十八臂なるもあり、十一面廿二臂なるもあり、持物等各々同じからず、然れども一面三目八臂の像、尤も流布す、委しくは不空罽索陀羅尼自在王咒經、不空罽索神變真言經等にあり、我國には弘仁四年藤原冬嗣、興福寺内に南圓堂を建立し、不空罽索の像を造立安置したることあれども、其法を修したる起原等は詳かならず(阿婆縛鈔、扶桑略記)

フクヲカ

福岡城 筑前國早良郡福岡(福岡)慶長五年黒田長政新に工を起し、數年にして成り、名島より移りて治所となす、五十二萬石を食む、子孫相傳へて明治維新に至る、今本丸を遺し兵營となる、十二師團の所管に屬す(鶴城起原、明治政覽)

フクカ

フクシ

フクケ

覆勘 鎌倉時代訴訟に關して裁斷を下したる後、原被兩造の申請により、重ねて之を審理するをいふ、即ち判決に對し、訴訟人(原被兩造)若し之に服せざれば、重ねて先の引付頭人(ヒキツケンシユウ)參看(に)顯顯の子細を陳述す、頭人其言ふ所理なければ受理せず、理あれば重ねて本引付に附し、先の下知につきて沙汰するを云ふなり(沙汰未練書)

フクシ

服解 朝廷の官員が、重服中現在の官を解かる、を云ふ、令義解に「凡職事官遭父母喪、并解官、自餘(謂非重喪者)皆給假」とあるにて知らるべし、重服によりて解官せば、服終るの後本官に復す、之を復任と云ふ(令義解、同集解、貞丈雜記)

フクシマ

福島正則 名市松、後ち剃髮して馬齋と號す(福島)與左衛門某の子(野史)には新右衛門正光の養子、實は星野成政の子とし、落穂集また新右衛門に作り、新右衛門は豊臣秀吉の父と、異父同母弟なりと記せり、今藩翰譜に従ふ(福島)正則が播磨の守護たりし時、正則弱齡を以て其近臣となり、天正六年播磨三木の城攻に軍に従ひしより以來、鳥取、山崎等の諸戰皆功績あり、十一年志津ヶ嶽の戰に、七本槍の一人として武勇一軍に冠す、食邑五千石を賜ひ五位下に叙し、左衛門尉となる、因て左衛門大夫と稱す、十三年伊豫國今治城十萬石に封せらる、十五年九州征討の陣に従ひ、十六年肥後宇土の一揆を平げ、十八年小田原征伐の軍起るに及び、また葦山城を拔く、文祿元年朝鮮に渡航し、威名を海外に振ひ、四年尾張國清州城に移りて二十萬石に増加し、尋で從四位下侍從に叙任し、羽柴の姓を賜ふ、慶長四年徳川家康の養女を以て子正之に配す(前年秀吉薨す)五年關ヶ原の役には家康に與

フクケ

服解 朝廷の官員が、重服中現在の官を解かる、を云ふ、令義解に「凡職事官遭父母喪、并解官、自餘(謂非重喪者)皆給假」とあるにて知らるべし、重服によりて解官せば、服終るの後本官に復す、之を復任と云ふ(令義解、同集解、貞丈雜記)

フクカ

フクシ

フクシ

し、三成等の軍を破る、戦畢るの後、功によりて安藝備後の二國四十九萬八千石を賜ひ、廣島城に居す、八年四位少將に進む、同年七月徳川秀忠の女、豊臣秀頼に嫁するに際し、上方の諸大名起請文を書して秀頼に呈す、實に正則の計策する處なり、會々十六年秀頼上洛して家康に面會せんとするや、池田輝政、淺野幸長、加藤清正等これに供奉して京都に赴きしが、正則獨り病と稱して大阪に留まる、これ蓋し深謀の存したるが爲なりきといへり、既にして大阪冬の陣起るに及び、家康深く正則に慮る處あり、命じて關東の留守ならしむ、元和三年參議從三位に進みしが、五年六月恣に廣島城を修したるに座して封を奪はれ、更に津輕の地四萬五千石を賜ひたれども、翌月改めて信濃國川中島に移され、信濃越後に於て、四萬五千石を賜ひ、信濃高井野村に盤居を命ぜられたり、寛永元年七月謫所に卒す、歳六十四、而して正則の死幕府に聞え、堀田正利檢使として川中島に赴きしが、いまだ至らざるに先だち、正則の家臣津田四郎兵衛、正則の死屍を火葬せるを以て幕府、これを責めて遂に采邑を沒收す(藩翰譜、野史、徳川實紀)

フクシヤウケン

副將軍 將軍に副として、兵士を統率する臨時の官、大寶令の制、出征の師一萬以上には副將軍二人をおき、三千人以上には副將軍一人をおきの定めなりき、欽明紀廿三年七月の條に「遣大將軍紀男廣宿禰將兵出師、副將軍河邊臣禮備出居曾山云々」とあるを初見とす、然るに中古以來大將軍副將軍の職を任すること自ら絶え、偏に一軍の首將を呼びて大將軍とし、次將を副將軍と稱することになりたり、平家物語に「大將軍には小松の權亮性盛、副將軍には薩摩守忠盛など見えたるは、宣旨によりて補任せられしものにあらず、されど

フクシ

朝廷の命に出でたる將帥にして、その名稱も、全く私の稱呼と稱するを得ざるに似たり、但し太平記に「先一番に中書王の副將軍として被選たりける千種宰相中將忠顯卿、坊門少將正忠云々」とあるは、當時の俗稱か、然らざれば著者の意にて認めたるものにして、平家物語のそれとは大は赴を異にし、正しく次將の代名詞たるに過ぎざるものとす、また別に權副將軍あり、令制を按ずるに、一萬人以上の軍には副將軍二人とあれば、其内の一人は權副將軍とも稱すべきなれど、其名の見えたるは、續紀に鎮守府權副將軍佐伯宿禰久真、また陸奥鎮守府副將軍百濟王英孫等ありて、鎮守府の他に所見なきを以て考ふれば、只鎮守府のみにこれありしものなるべし、されどこれまた遷延の事にして、多くは聞えず、後弘仁年中鎮守府の官員を定めたる時、將軍一員を制定したれば、爾來稱しを置くこと廢絶したり、「シヤウケン」參看(令義解、書紀、續紀、武家名目抄)

フクシヤウジ

福祥寺 關西攝津國八郡(今武庫郡)須磨村大字四須磨字上野の上野山と號す、世に須磨寺と云ふ、關西國天台宗の本尊聖觀世音菩薩、光孝天皇和二年の創建にして、開基は文鏡上人とす、傳に、昔漁人須磨海に於て、一椀木所造の觀音像を得、小字を結びて之を安置す、靈驗尤も著し、終に天聽に達し、文鏡に令して造らしむといへり、久壽年間源賴朝之を崇敬し造營して鎮守等と起し、頗る繁榮を極む、後世に至る迄坊舎十七字を有せし巨刹なりしが、今荒廢を極め、堂宇僅かに二三を存するのみ、寺寶には、有名なる青葉笛、武藏坊辨慶若木櫻の制札、平敦盛自筆の和歌等あり、然れども青葉笛の製物なる事は、湯淺常山既に辨じ、若木櫻の制札は平家物語によりて偽作せし事、名所圖會に見え

フクセ

たり、又門前に若木櫻、本堂の左に源義經腰掛松あれど共に信じ難し(伽藍開基記、和漢三才圖會、攝津國名所圖會)

フクセイ

服制 太古既に冠、衣、帶、裳、袴、履等あり、服飾の由來久しきを知るべし、凡、當時貴族の男女は、多く珠玉を以て飾とす、其衣は左衽袵袖にして襦なく、衽を約するに紐を以てす、衣の下に褌を著り、褌の上に裳を著く、これを上下服と稱す、紀元九百年代の頃までは、概ねこの制なりき、一千年代以來、外國交通頻繁なるに至り、彼土の織工を貢らしめ、漸く古風を變じたり、故に雄略天皇は、遺詔して朝野の衣冠未だ鮮麗ならざりしを恨とし給へり、推古天皇十一年始めて位階の制を定め、各々當色の衾を以て冠とす、項は緞總て囊の如く、縁を著くといへり、十六年皇子諸王以下、并に金髻華をつく、其服は錦、紫、緋、織、及び五色の綾羅を用ふ、十九年菟田野に獵せしに、諸臣の服色皆冠色に從ひ、并に髻華を著けたりといふ、孝德天皇大化二年、改めて七色十三階の冠を制す、曰織冠、服色深紫を用ふ、二曰繡冠、服色同上、三曰紫冠、服色淺紫を用ふ、四曰錦冠、服色眞紫を用ふ、五曰青冠、服色紺を用ふ、六曰黑冠、服色黒を用ふ、七曰建武、服色紺かならず、天武天皇十三年また爵位名號を改めて、階級を増加し、朝服の色を定む、淨位以上并に朱華、正位深紫、直位淺紫、勳位深紫、務位淺紫、追位深紫、進位淺紫、持統天皇四年、百官及び畿内右位者の上目を考へ、善最、功能、氏姓の大小を以て、冠位を量り授く、其朝服は、淨大壺以下、廣武已上黒紫、淨大壺以下廣武已上赤紫、正八級赤紫、直八級深紫、勳八級深紫、務八級深紫、追八級深紫、進八級深紫、上下袴の帶、白袴を通用す、其餘

フクセ

常の如し、文武天皇大寶元年、始めて新令に依り、改めて官位服色を制す、親王四品以上諸王諸臣一位皆黒紫、諸王二位以下、諸臣三位以上赤紫、直冠上四階深紫、下四階淺紫、勳冠深紫、務冠淺紫、追冠深紫、進冠淺紫、皆漆冠なり、綺帶、白襪、黒革屨、直冠以上皆白細口袴、勳冠以下白履裳、これ漢韓交通以來、彼土の制をも斟酌して、定められたるものにして、是に至りて其制大に備はる、而して衣服令に於れば、禮服、朝服、制服の三等あり、并に別條に出したれば就きて見るべし、また禁色の制あり、「キ」ンツキ參看、なほ天皇御服は、上古以來常衣を用ひらる、聖武天皇天平四年正月、始めて冕服を服し給ふ、弘仁の制、大小の祭祀、及び諸陵の奉幣には、常衣を用ひ、即位、元正朝を受け給ふには、袞冕十二章を用ひ給ふ、之を禮服といふ、又黃纁染及び麤麁の御袍等あり、皆大小の朝禮に用ひらる、後世衣冠或は直衣を用ひ給ふともあり、童帝は、空頂黒幘、日形天冠を召し、大袖小袖御裳を用ひらる、女帝の御服は同じかれども、白衣にして繡を用ひず、皇后の御服は弘仁の制、助祭に常衣を用ふ、蓋し上古以來の例なり、又元正朝賀には袴衣を用ひ、大小の諸會には、細紋、禮服を用ひらる、後世冊立、受賀には、白綾の衣裳を用ひらるゝことなり、而して禮服以下其制に違ふものは、式部彈正總て之を糾彈す、嵯峨天皇弘仁九年詔して、諸臣の常服は男女を論ぜず、唐制を用ひしむ、但し五位已上の禮服及び諸朝服の色、衛仗の服は舊制に依りて改めず、朝綱漸く弛ぶにあたりて、服飾奢侈に流れ、一條天皇已後は、關西廣袴、舊制に違へること少からず、白河天皇の時に至りては、品制盡く亡びたり、鳥羽天皇の時、内大臣源有仁務めて服飾の新意を好み、古制の柔軟なるを厭ひ、

フクセ

専ら剛毅を尚び、一時之に倣ひしかば、是に於て又大に變革せり、凡袍に縫掖開接の二種あり、共に下襲、中臂、袖、單、大帷、表袴、大口袴等を用ふ、また直衣、小直衣、狩衣、布衣、直垂、水干、長絹、素襦等あり、また東宮親王の服に牛尻あり、神事の服に小忌衣あり、女官の服に唐衣、五衣、小袿、裳、打衣、袂取等あり、衣服令に定むる所と大に異なり、武家時代に入りても、禮服朝服には變革なしと雖も、將軍は袍の外に、直衣、直垂、水干等を用ひ、神事には淨衣を用ひ、公家に對する時は、重に狩衣を用ふ、庶民は直垂、小素襦、肩衣、袴及び胸服等を用ひしなり、江戸時代また其制概ね同じかれども、直衣は法會及び晴の宴會に用ひ、小直衣は兩山の拜等に用ふ、また長上下、半上下の制あり、武臣は三家三廻は直衣、その他は袍なり、また直垂、狩衣、大紋、布衣、素襦等あり、又庶民に至るまで押並べて肩衣、羽織、袴を禮服として用ひたり、維新後、古來の服制一變し、専ら歐米の法を斟酌し、大禮服、通常禮服の制を立てらる、然れども民間猶ほ舊時の服を用ふるもの多し(日本制度通)衣服(イフク)女房裝束(ニヤウバウシヤウヅク)冠(カンムリ)位階(キカイ)十二單(シフニヒト)并に各種類の條下參看せよ、

フクセウ井ンクワンバク

福照院關白 二條滿基をいふ、

フクヘキ

復辟 攝政(セツシヤウ)を見よ、

フクミコウバイ

茗紅梅 襲の色目の名、表は紅梅、裏蘇芳色なるもの、春之を用ふ、カサネノイロメの挿繪參看(重色目)

フクモン

覆問 鎌倉時代裁判の時、引付(ヒキツク)シユウ(參看)にて問答終りし後、頭人引付衆等評議中に訴訟人即ち原被兩造が共に所存あ

フクリ

りて、申述べんとすることあらば、重ねて問答を遂ぐ、之を覆問と云ふ(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

フクリン

覆輪 器物の縁のみを、金銀等にて覆ひ飾れるものを云ふ、金にて飾れるを金覆輪、銀にて飾れるを白覆輪と云ふ、鏡、鐙、鐙、鞍等に多く用ひたり(倭訓栞、貞丈雜記、軍用記)覆輪鏡とは、絲威の鏡の胸板、肩上推付板、冠板等の端々の捻返を金銀又は細金にて覆輪取りたるを云ふ、絲の色覆の性質によりて紫金覆輪鏡、黒絲白(銀)覆輪、唐紅白覆輪等の名あり、保元平治物語、平家物語、太平記等に見えたり、覆輪太刀とは、鍔も覆輪にて、鞘のみれの方に、股寄鞘の半分程あり、刀の方に芝引鞘の半分程ある太刀を云ふ、この芝引股寄を長く通じたるを長覆輪と云ふ、保元平治物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等に金覆輪、白覆輪、長伏輪、小幅輪等の太刀あり、鞍に金覆輪、黄覆輪、白覆輪、角覆輪等の名、平家物語等に見えたり、

フクルマ

文車 文書書籍等を入るゝ車を云ふ、山槐記治承三年十二月五日の條に「前關白文書、於三大内左兵衛陣屋被合目錄云々、被召寄文車七輛櫃百餘合、衛士守護之、今日十餘合云々」と見えたり、牛車(ギツシヤ)の挿繪參看、

フクロクジユ

福祿壽 壽老人(シユラウジ)を見よ、

フクワウ井ン

普光院 足利義教(アシカカ)ヨシノリ)を見よ、

フクワウラン井ン

普光園院 二條真實の法號、

フケ

武家 武士(アシ)を見よ、

フケアツケ

武家預 「アツケ」を見よ、

フケシ

**フケシユウ** 普化宗 名義禪宗の一派、普化禪宗の略、普化禪師(唐の人)を開祖と爲るが故に名づく、其宗徒を薦僧といふ、古く行脚修行の用として薦席を携へたるが爲なり、後ち薦の字の俗なるを忌み、虚無空寂の義により虚無僧と改む、其宗義とする處は普化禪師と臨濟禪師と、機縁の語録とあり、曰く、普化居常、入市振鐸曰、明頭來、明頭打、暗頭來、暗頭打、四方八面來、旋風打、虚空來、連架打、臨濟一日令僧把持云、或過不明不暗、時如何、師托開曰、來日大悲院裏有齋、僧回舉似濟、濟曰、我從來疑著此漢、明暗頭を坐斷して、明暗不到の處に徹底し、後ち始めて一枝の竹管を以て大法輪を轉するを得とす、之を本則といふ、(原注)薦僧の名は、始めて三十二番職人歌合に見え、其判詞に薦僧は、三味紙きぬを肩にかけ、面桶腰につけ、貴賤の門戸によりて、尺八を吹く外には別の業もなき事にや」とあり、白き衣の上に黄色の袖なき物を重ね著、腰に面桶と薦席の巻きたるを帯び、尺八を吹く體を描けり、此歌合は、岩瀬京傳の考證に従へば、天文六年以前の書なりといへり、然らば、室町時代の中葉よりして、薦僧といへる、尺八を吹奏して托鉢する一種の僧の生じたるを知るべし、また雍州府志、汲江庵の條に「中世有異僧號明庵、不知何處人、也、其普化振鈴之作略、常好尺八、自號普化道者、尺八一枝之外、不携一物、有人問佛法、則一吹而去、與大德寺一休和尚善友」と見ゆ、明庵は文明頃の禪僧なり、世これを以て普化宗薦僧の祖となすものあれど、明庵と前後して、薦僧といへる僧の生じたること、三十二番職人歌合によりて明かなれば、明庵を薦僧の祖とはなし難けれど、明庵よりして、薦僧と普化宗と、はじめて結び付られしもの

フケシ

(傳)にあらざるか(古へぼろくといへるものあり、露とも書す、早く明惠上人(高倉天皇の承安三年に生れ、六十歳にて寂す)のぼろくの草子に見え、また徒然草にも「世を捨てたるに似て我執深く、佛道を願ふに似て鬪争を事とす」と見えたり、蓋し不秩序なる社會に生じたる半俗半僧の徒にして、また薦僧の類なり、思ふに薦僧は、或は暮露と同一系統を有せるものにあらざるか)爾來薦僧といへるもの、社會の一階級に存したりしが、當時未だ一定の宗名制度と稱すべきものなく、唯斯の如き一種の佛教的流俗ありしのみ、薦僧もまた極めて卑き地位にありしことは、林道春の野槌に、ぼろく／＼の事を説きて薦僧に及び、僧とも見え、俗とも見え、又山伏とも見え、刀をさし、尺八を吹き、背には、篋を負ひ、人の門に立ちて物を賣ふ、これまたぼろく／＼の類にして、巧人の徒なりとあり、以て江戸時代の初期には、全く室町時代中葉のそれと同じく、大に顯はれざりしことを見るべし、然るに後世普化宗の徒が、金科玉條と爲す慶長十九年幕府より發したりと稱する、薦僧の提書内に「薦僧之儀者、勇士浪人一時之爲隱家、不入守護之宗門、依而天下之家臣諸士之席、可定置之條、可得其意事、また「虚無僧取立之儀、諸士之外、一向坊主、百姓、町人、下賤之者、不可取立事」などの條あり、此條目は偽書にして、三上博士は、四代將軍の末頃に、浪士中の或者が薦僧寺に入り、窮策を案じて、偽條目を作りたるものなるべしといへり、従ふべし、而して幕府が薦僧に關して發したる最初の法令は、延寶五年十二月のを以て始めとし、其定むる所も、極めて些々たる事に係れり、思ふに薦僧といへるものが、社會の勢力を得るに至りしは、蓋し此時代以後の事なるべし、また普化宗な

フケシ

る名稱の起りて、禪宗の一派たるに至りし事は、何時にあるか詳かならざれども、延寶五年の法令には、虚無僧諸派本寺中とのみありて、普化宗の名なし、吾人の見聞したる所にては、享和二年に一月寺及び鈴法寺より、寺社奉行所に呈出したる書の中に「普化禪宗の儀は云々」とあるを尤も古しとす、爾來屢々法令文にも見ゆ、是また江戸時代中葉以後に生じたる宗名なるべし、なほ前にいへる慶長十九年の提書は偽作なりと雖も、其徒は此條目を本據として、これに違ふことある時は、堂々幕府に對して、條目の履行を迫りたるより、いつとなく有功の條目と變じ、普化宗は、勇士浪士一時の隱家たるの實を現はすに至れり、故に武士にして復讐を圖り、または讒に會うて身を容るゝに所なき者は、多くこれに投じて其目的を貫くの便を得たり、されど其弊また之に伴ひ、無賴の徒其宗門に歸するものありしより、或は木賃米代をも拂はず、押しして止宿し、或は合力を強請し、もしこれに應ぜざる時は、尺八を以て百姓町人を打擲する等のことありしのみならず、總本寺等は、尺八は宗徒以外禁止の法令を利用し、本則授與の名を以て利慾を逞うせしかば、百姓町人も亦本寺の許可を得て、尺八を弄するに至り、宗門漸く墮落して、一種の演藝家となり、遂に明治十年に及びて廢宗に歸し、住僧は民籍に編入せられたり、なほ寺院の數は、古くは百二十餘箇寺に達したりしも、幕末には九十二箇寺のみなりき、(原注)普化宗總本寺(勤詮派)武藏鈴法寺(括愍派)を以て、普化一宗總本寺(勤詮派)とし、宿寺を江戸に設く、これを江戸番所また風呂屋ともいふ、又京都明暗寺(寄竹派)常陸心月寺(小菊派)上野理光寺(小笹派)高崎慈常寺(梅地派)ありて、諸派の本寺を支配す、また本寺以下其寺に從

フケシ

うて、末頭、直末、孫末、配下等の稱あり、而して宗務に當れるものを、住職、看主、院代、出役、役僧、番僧に分つ、住職は剃髮し、看主は有髮なり、而して入宗を請ふ者あれば(一)まづ入門の趣意を尋問し、不忠不義等、武士道に於て欠くる事なしと認めたる上(二)武家勤仕の證人連印捺印の證文を取り(三)兩万其他一切の所持品を收納せしめ(四)入宗金を請求し(五)次に祖師開山の靈前に於て、師弟の契約を結びて宗具を授與し(六)諸般の條目提書を讀み聞かせて本人の請判を求め(七)終りに取名印、即ち門弟取立の證印を授け、茲にはじめて徒弟となる、但し武士道に欠け、もしくは犯罪ある者、并に武士以外の僧侶百姓町人下賤の者は、門に入るを許さざりき、脱俗に關して、はじめてより宗法に熱心なるにあらずして、一時其身を容るゝ爲めに入宗せる輩は、一旦歸俗の機到來すれば直に脱宗して其家を嗣ぐ、これ普化宗の特有にして、不幸の武士が、本宗に貢ふ處少なからざるは、實に此點にありき、而して宗具は、尺八、天蓋、袈裟又は掛絡等を著し、木太刀、懐劍の準帯を許されたりき、但し其風俗に變遷ありしことは、博物筈に「承應明曆の頃、野郎あたまにはあれど、散髪にて、常の編笠をかぶり、白布のひとへを上に着たるは、そのかみの紙衣の遺意なるべし、此體元祿のはじめまでも然り、其頃より袈裟を着たり、笠は其後迄も、淺く開きたるなり(中略)延享の頃に至りて、大かた衣服も今のやうに、丸くけり帯などになりしが、笠は下の方廣き窓ある編笠なり(註略)錦の筒袋を腰に下げ、笠も若める形を用ひて(註略)だて風なりしは、明和以來なり」とあるにて知るべし、(原注)普化派、義文派、司祖派、芝郎派、隱巴派、確南派、野木派、兒派、夏澤派(以上早く滅ぶ)新詮派、括愍派、梅

フケシ

士派、小菊派、寄竹派、根笹派、不智派、擁州府志、嬉遊笑覽、徳川禁令考、日本佛教史綱、廿二番職人歌合註、密嚴教報、普化宗略史、史學雜誌、普化宗に就て、**フケシヨハツト** 武家諸法度 江戸時代の諸大名の遵奉すべき憲章をいふ、二代將軍徳川秀忠の治世、元和元年七月始めてこれを發布せり、世に元和令と稱す、爾來七代家繼、十五代慶喜を除く外、歴代の將軍就職の初に於て、諸大名を營中に召して頒布するを例とせり、但時勢を察して、多少の増減修飾を加ふるとなりしが、八代吉宗の時、元和の令を其儘用ひしより、後ち數代の間これに倣ひ、嘉永七年の令に、大船製造を許可する一條を加へし外、皆元和令を襲用したりき、今一例として左に元和令を示すべし(徳川實紀、徳川禁令考、古事類苑法律部)

**武家諸法度**

- 一文武弓馬之道、專可相嗜事、
- 左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修練乎、
- 一可制群飲快遊事、
- 令條所載、嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡國之基也、
- 一昔法度、輩不可隱置於國々事、
- 法是禮節之本也、以法破理、以理不破法、昔法之類、其科不輕矣、
- 一國々大名小名、並諸給人、各相抱士卒、有爲叛逆殺人、告者、速可追出事、
- 夫挾野心之者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劍、豈足允容乎、
- 一自今以後、國人之外、不可交置他國者事、
- 凡因國、其風是異、或以自國之密事、告他國、或

フケシ

以他國之密事、告自國、後嗣之萌也、

- 一諸國居城、雖爲修飾、必不可言上、况新儀之構營、堅令停止事、
- 城過百雉、國之害也、峻峻淺淺、大亂之基也、
- 一於隣國、企新儀、結徒黨者有之者、早可致言上事、
- 人皆有黨、亦少違者、是以、或不順君父、乍違于隣里、不可不守舊制、何企新儀乎、
- 一私不可締婚姻事、
- 夫婚合者、陰陽和同之道也、不可容易、易曰、匪寇婚媾、志將通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無繆民、也以緣成、黨、是姦謀之本也、
- 一諸大名參觀作法事、
- 續日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上、不得集行、云々、然則不可引卒多勢、百萬石以上、不可過二十騎、十萬石以下、可爲其相應、蓋公役之時者、可隨其分限事、
- 一衣裳之品、不可混雜事、
- 君臣上下、可爲各別、白綾、白小袖、紫袴、練無文小袖、無御免、衆、猥不可有、著用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡之飾服、甚非古制焉、
- 一雜人恣不可乘輿事、
- 古來依其人、無御免、乘家有之、御免以後乘家有之、然近來及家郎諸卒、乘輿、誠濫吹之至也、於向後、者、國大名以下、一門之歷々者、不及御免、可乘、其外昵近之衆、並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度、但公家門跡、並諸出家之衆者非制限、
- 一諸國諸侍可被用儉約事、

フケデ

富者彌誇、貧者耻不及、俗之潤弊、無甚於此。所謂一國主可操三政務之器用、凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當、國有善人、則其國彌盛、國無善人、則其國必亡、是先哲之明誠也、

右可相守此旨者也、  
慶長二十年卯七月日  
武家傳奏 「テンソク」を見

フケドノ 富家殿 藤原忠實を云ふ、  
フゲンエンミヤウホフ 普賢延命法

普賢延命法の一、普賢菩薩を本尊として、壽命の延長を祈禱する増益法を云ふ、金剛壽命陀羅尼經に依る。肥後國熊本二年十月宮中に於て始めて嚴修せられ、後天台宗の皇慶此法を以て名あり、皇慶より覺範、院昭、聖昭、契中相承したり(諸法要略抄)フケンジノセツシヤウ 普賢寺攝政

近衛基通(コノエモトミチ)を見、  
フゲンボサツ 普賢菩薩 佛經にて菩薩の一、梵語に、伽輪跋陀また三曼陀と云ふ、或は又偏吉と譯し、賢首と云ふ、彼我の國土に往來して、佛陀の教化を扶け、衆生を濟度す、又延命の徳あるを以て普賢延命菩薩とも、單に延命菩薩とも云ふ、延命の祈禱を行ふ時其本尊となす、釋迦佛にありては、普賢(右)文殊(左)とを二脇士とするを常とす、身は月色の如く、内外明徹、慈悲の相を顯はし、右手に金剛杵を持し、左手に金剛鈴を執り、五佛の寶冠を頂き、大蓮花の上に坐し、六牙の白象に乗る、又別に兒普賢あり(尊容抄、佛教いろは辭典)

フコ 封戸 王朝時代皇室また諸王諸臣の勳

フサウ

功、位階職分ある者に賜はる戸口を云ふ、封を賜ふに民戸を以てする故に名づく、食封(シキフ)參看、  
フサウコケ 扶桑國 日本(シキフ)參看、  
那の書より出たり、元慶六年八月、日本書紀竟宴の歌橋直幹の序に「天下無爲扶桑之域歸仁」と見えたるを初見とす、又三代實錄元慶八年三月の條僧宗睿傳に「遙指扶桑云々歸着本朝」と見えたり、又皇國の扶桑略紀、藤原長清の夫木和歌集、紀齊名の扶桑集、水月義公の扶桑拾葉集など書名に附するとも其後行はれ、現今にても扶桑經などの名あり、而して下學集に「扶桑日本總名也、朝暾必昇於若木扶桑之梢、故呼日本云扶桑國也」と見えたるは扶桑國の名義を説きし古きものなるべし○扶桑國が何所なりかに就きては、古來より諸説あり(一)松下見林は、日本と見做す從來の説に反對して我國よりも更に東方に位する所にあるべしと主張し(二)平田篤胤は大扶桑國考を著し、和漢の書を博く引用して、扶桑は日本國なりと斷じ、松下氏の説を攻撃し(三)物祖徠は、扶桑はフサにて、兩總の地なりとし、白石子筆語も之と同説を掲げ、(四)三宅博士は、フサの唐音フサンなるより扶桑の文字を宛てたるにて、名づけしにて、フサ國は即ちフサの國なりとし、フサは穀とも譯し、精義に當ると云へる松下見林の説に従ひ、精は我國産なること、古語拾遺によりて明かなれば、扶桑の木は精なるべしと云へり(五)西洋にては十八世紀の中頃、佛國の東洋學者ドギエム氏は、漢史に見えたる扶桑國を研究して、亞米利加洲の中メキシコ國なりと斷じたるより、西洋の學者間の注目する所となり、フリードリッヒ、ノイマン氏は、更に其説を確めたり、爾來獨乙の東洋學者ユリエス、ハイニンリツヒ、グラブロート氏が前二氏に反對して、亞米利加に

フサウ

もメキシコにもあらず(自説を掲げず)としたる外、悉くメキシコ説に一致せしが(七)一八九二年に、和蘭の東洋學者グスタフ・ア・シユレーゲル氏は、扶桑名國を研究して、樺太アイヌを指したる者なりと斷定してより、皆此説に傾きたり、元來支那にて扶桑國の名見えたるは、風原の離騷に「飲餘馬於咸池兮、馳餘轡乎扶桑、折若木拂日」とあるを始めとす、扶桑は木の名にて、此名木を産する所なるが故に、其の地名に呼びたる者係りて、此の木が周代已に支那人に知られたるも明かなり、又呂氏春秋の爲欲編に、北至三夏南至北戶、西至三卷、東至扶桑とあれば、周末既に東方の一方を指す稱呼となりしを知るべし、然して之は單に東方を指すのみにて、其位置不明なり、山海經には一層委しく扶桑國の位置を示し、東海の中にあるとし、大人國、君子國、青邱國、黑齒國の事を記したり、又淮南子に「東方之極、自碣石山過朝鮮貫大人之國、東至日出之次、搏木之地、青土樹木之野」と見えたり、日出と云ひ、大人之國、君子國と云へるは、共に支那人の五行説より出でたる者なり、五行説によれば、東方は木徳にて青色に屬する故に、日出の域を扶桑と云ふなり、支那人が東方を木徳仁者の住地と迷信して、此處に大人君子不死の國ありと信じたる者にして、その扶桑國と云ひ、大人國と云ふも、架空の説に過ぎざるなり、從來我國の學者が、我日本を指したる者と説きしは、此の傳説の起りし理由を知らざりしによるなり、故に支那人の地理上の知識が東方に廣がるに従うて、扶桑の地は漸次東方へ移り行きたり、昔時漢人が黃河流域に限られしときは、今日の山東省が扶桑國なりしならんも、山東省も漢人の領内に入るや、更に東に移り朝鮮半島となり、燕喜以後支那人が韓地と往

フサウリヤクキ

扶桑略記 卷之三十三  
大系六卷に收めたり、神武天皇より堀河天皇迄の史實を漢文にて記述せる編年史にして、六國史等に見えざる記事も尠ならず、蓋し多くの古書を參酌綜合して編纂したるものに係り、往々引用書を註したり、而して其引用書の、後世に傳はらぬものありて、頗る有益なる書なれども、著者が僧徒なるを以て、靈異記等に見えたる、奇蹟、并に神社佛閣の縁起の確ならぬものを掲げ、また好みて異説を載せたり、本書を讀むものは、此點に關して、多くの注意と取捨を要す、今傳はる所は、文政五年の官本にして、神武天皇より神功皇后の初年までと、七卷の聖武天皇下記より、廿一卷の陽成記まで開卷あるを以て、拔萃本一冊を附録として其開を補へり、拔萃本は狩谷望之が言ふ所の古鈔節本即ち是なり、史籍集覽本は鈔節本を以て直に開卷を補ひ、伴信友見する所の清和記開卷と、高野山舊藏の陽成記等と増補したり、國史大系本も増補したる所は全く同じきも、尾張眞福寺本、高野山本、金勝院本、新井白石所藏鈔

來交通するや、扶桑は更に東方に移りて、我國を指すに至り、支那人又我國人と往來交通するや、更に東方に移り、文獻通考に「又倭國一名日本、在中國直東、扶桑後在倭國之東、約去中國三萬里」と見えたり、梁書東夷傳によれば、倭國の東に文身國即ちアイヌあり、文身國の東に大漢國あり、大漢國の東に扶桑國ありとし、一層東方に扶桑國が移りしを以ても、單に東方を云へる名稱たること知るに足らん、委しきことは白鳥博士の「扶桑國に就て」の論を見るべし(大扶桑考、文「扶桑國」、地學雜誌、扶桑國に就いて)

フサシリガイ

總鞆 厚總鞆を云ふ、レンガヤクシリガイを見、  
フサツ 布薩 佛經にて、身口意を清淨にして、如法に住し、戒を修業するを云ふ、梵語、又布薩陀婆、布沙陀、通沙他、布禮他、優補陀婆と云ふ、清淨、淨住、增長とも、善宿、長養とも譯す、即ち戒を清淨にして住し、功德を増長する意なり(根橋易土集、釋氏要覽、禪譯名義集)釋氏要覽に「此律、居常戒也、此云共住、又云淨住、毗奈耶云、夏酒陀、唐言長養淨、謂除破戒垢、長養清淨、故意令半月々々憶所犯事、對無犯人、說露冀改前惡、一則遮現在之更爲、二則懲未來之慢法、故、毗尼母論云、何名布薩、答、斷名布薩、謂能斷所作、能斷煩惱、斷一切不善法、故又云清淨、名布薩」と見えたり、布薩戒を受くる時に讀誦する經を布薩戒本と云ふ、大同元年勅して、受戒の後必ず二部の戒本を讀誦せしめたり、此布薩戒を授受するの費用に充つる田地を、布薩戒本田と云ふ、官寺に充て置きて不輸租田とす、孝謙天皇天平寶字元年閏八月廿三日の勅に、聞くが如くは、佛法を護持するは木又(解脫の義)より尙きはなし、尸羅

節本、秘閣本、皇典講究所本、井上小杉兩博士所藏本等に據りて増補校訂を加へ、更に狩谷拔萃の扶桑略記考證を參考して、その説を釐頭し示したり、群書一覽載する所の扶桑略記は、第一卷醍醐天皇昌泰元年より起りて、第十四卷後鳥羽天皇建久二年に至ると(殘闕本)見えたり、恐くは、本書とは別のものなるべし(續)延曆寺の僧阿闍梨皇圓の皇圓は太政大臣藤原道兼四世の裔參河權守重兼の子なり、史才あり、延曆寺功德院に住す、法然は實に皇國の弟子なり(扶桑略記、本朝書籍目録、群書一覽、史學雜誌「水鏡と扶桑略記の價值を論ず」)

フサントクシチ

不三得七 名義古へ收租の率にて、每人營む所の町段に付き、收穫の十分七を收め、十分三を免するをいふ、若し十分八を收め十分二を免するを不三得八、十分六を收め十分四を免するを不四得六と稱す、後世の所謂定免法(サヤウメン)參看)なり(肥後國)桓武天皇延曆十六年六月詔して、始めて不三得八の田租を設け、尙收穫に水旱蟲霜の爲め、損傷八分の内、四分以上に及ぶときは又之を減損す、同十九年四月、不三得八の法、百姓堪へ難きを以て、不三得七の法に改む、同廿一年七月、毎月率を立て、常に不三得八の法に由らしめ、七分以上を損する戸は、特に制限を立て、五分以下の損は、之を通計して、一分に過ぎざれば、二分を通計し、三分以下と爲し、七分以上を収めしむ、平城天皇大同元年十一月、また不三得七の舊例に復し、尋で同三年九月、不四得六と爲して、通計の法を用ひざらしむ、降りて保元平治以後、兵農分れてより、諸國の租法大に變じ、四公六民など稱するに至る(大日本租稅志)

を(性喜また清涼の義)を勸め導くことは、實に禮を施すに在り、是を以て官の大寺は、別に永く戒本師田十町を置き、自今以後布薩を爲す毎に、恒に此物を以て量て布施に用ひよと見えたり、文德天皇齊衡二年五月加賀の國分寺に、布薩戒本田二町を置き、清和天皇貞觀五年二月能登國々分寺に三町を置きしこと、文德實錄、三代實錄に見えたり、延喜の制にも布薩戒本田は、不輸租田なりしこと主稅式に見えたり、  
フシ 武士 常に武術を習ひ勵み、戰陣に出づるを職とするものを云ふ、武人とも武者とも、軍士とも、戰士とも云ひ、モノ、フとも、サムラヒとも云ふ、其家を武家と云ひ、其門流を武門とも云ふ、又その家を弓馬家とも弓家とも云ふ、弓箭を持し、馬に跨り

フサウ

フサシ

フサシ

フシ

て、征戦を事とする故なり、源頼朝右近衛大将となり幕府を鎌倉に開き、尋で征夷大将軍となりしより後、(公家(朝廷)に對して將軍(幕府)及び之に隷屬する御家人の大小名等を武家と云ひ、將軍を武家棟梁又は弓筋長者とも云へり、弘簡錄に「唐天寶十一載改諸衛士爲武士」とあるより出でしものなるべし、我國にて武士の名の見えたるは、續紀實錄二年十一月の條に「格勤工巧武士總五十五人、賜絲人十納」とあるを始めて、また平家物語に「預りの武士難波次郎經遠御車を寄せて云々、百練抄に「正治元年二月十四日武士等、相、左衛門尉中原政經、藤原基清、小野義賢、參院御所云々」など見ゆ、武者は續古事談に「大安寺の釋迦佛は、天の造りたる也、其なうつして佛師康尙此佛を造れり、維敏、滿仲など云ふ武者より始めて、結縁助成せり云々、保元物語に「惟行二の矢を番て引ん」としけるが、心神忽にくれ(中略)馬より倒に落れるが矢に荷はれて暫く落(中略)餘りに武者の剛なるも、却ておこがましく覺えける云々、軍士は舊事本紀に見えたりども、これは後世の武士とは異なり、吾妻鏡文治五年六月廿七日の條に「此間奥州征伐之外無他事、此事依被申宣旨、被催軍士等、建保元年五月四日の條に「將軍家令、尋、開軍士等勳功之淺深、給云々、武家は吾妻鏡文治二年二月廿五日の條に「北條殿自去年在京執行武家事、之間云々、關太曆文和元年五月廿六日の條に「昨日飛脚到、武家以外懸之體也云々、康富記文安四年十二月廿九日の條に「高太史員職語云、今年伊勢大神宮造替行方本棟使諸道輩、可下向候處、依公方要脚不足、令延引了、或年延不可然之由、武家奉行開關等申沙汰之間云々、武家棟梁は、梅松論に「實天下の將軍武家の棟

フシウ フジキ

梁にて云々、太平記節度使下向條に「今までは武家棟梁と成ぬべき人なきによりて云々、弓筋家は太平記節度使下向の條に「尊氏卿默然として、暫くは物も不、其有て我諸代弓筋の家に生れ、僅に源氏の名を残すと雖も云々、弓筋長者は太平記雲景末來記の條に「將軍と申すは、弓矢の長者にて海内の衛護の人也、武門は吾妻鏡曆二年十二月廿三日の條に「前對馬守親光爲公家、爲武門、抽大功、訖云々、弓筋家は吾妻鏡文治二年三月廿六日延朗上人の事を云ふ條に「此上人者、多田新發滿仲八代苗裔對馬太郎義信男(註略)也、出粟葉弓筋之家、入一實圓乘之門云々、太平記節度使下向條に「尾張右馬頭(中略)三百餘騎、騎、弓筋の家に生れたるものは、名こそ惜め、命をば惜まぬ者云々」など見えたり、サムラヒ「アツダウ」等參看すべし、猶ほ武士武門の起原沿革等は、日本歴史評林に收めたる内藤耻叟、栗田博士、青山延光諸氏の論説及び國學院雜誌所載の武家の源委(内藤耻叟氏)讀史餘錄等に就て見るべし、

フシウ 俘囚

王民にして、蝦夷の略する所となりて、賤隷と成りし者いふ、軍に俘ともいふ、尙ほ夷俘(イフ)を見よ(續紀)

フシカケ

節陰 矢(ヤ)を見よ、  
夫食 江戶時代、農民が食料としたる米穀をいふ、  
節陰 地方一國一郡等非常の凶作か、不時の災害を蒙りたる時には、村民の請願により、夫食を貸し付くる事あり、これを下よりは夫食、上よりは夫食、貸付といふ、其法は、男一人につき、米は二合、麥は四合、粟稗は八合、女一人につき、麥二合、粟は四合の比例を以て與へ、翌年より、無利足五ヶ年賦を以て返納せしむ、

フジキ フシタ

されど其間凶歲あらば一ヶ年延にして先へ送り越したり、但し六十歳以上十五歳以下の男は女に準じ、三歳以下は男女共算入せず、而して村長より夫食拜借のことを、郡代代官所に願ひ出づれば、吏人、其家々軒別に改め、米穀家財等の貯、并に親類縁者の助力の有無等を詳しく調査し、農具の外、賣代になる品、全くこれなきを見定めたる上、郡代代官より夫食料借何証書を、勘定所に呈して指令を請ひ、其許可を得て貸し付くるものにして、一切代金を付與し、米穀其物は貸さず、其代金は幕府の金藏より、郡代代官にて請取り、まづ三十日分を限りて渡し、其後も三十日毎にこれを渡し、なほ代金は正、四、七十の四月に勘定所へ書き上げおき、下米直段を以て、冬の夫食は十月の相場、春の夫食は正月の相場を以てし、夏に至れば、麥出來するにつき貸し渡さず、されどもし餘儀なき事情ありて、貸渡すとせば、四月の相場を以てせり、右は幕領の事なれども、私領にては所々の下米相場にて、三十日毎に貸出すといへり(地方凡例録、田園類説、舊幕藩治要略)

フシキアン

不識庵 上杉輝虎(ウヘスギテルトラ)を見よ、

フシタウ

武士道 關東武士の遵奉したる道徳を云ふ、武士の守るべき道の義、尙武の氣象に忠孝、勤儉、慈悲(博愛)節操、禮讓等の諸徳を具へたるものは是なり、猶委しく云へば、其君たり、主たるものに忠實を盡すを第一要義とし、武道を練磨し、節操を奨励し、恩義を重じ、然諾を守り、卑怯未練を耻とし、名を重じ、祖先を傷げざらんことを誠む、又武道とも、士道とも、モノノフノミチとも云ふ、清正記の訓誡七條の内に「學文之事可入精、兵書を讀、忠孝の心懸専たるべし云々、武士の家に生れ

フシタ

てより太刀刀をとつて死る道本意なり、常々武士道の吟味をせざれば、潔き死は、仕にくきものにて候間、能々心を武事に刻む事肝要に候、武訓に「武士の道、内には忠孝義理を以て、本として兵法を知り、外には武藝を習ひ、武備をも乏しからざるを以て助けとす、武道初心集に「武士道に於て肝要と仕り候は、忠勇義の三つに止り申候、忠勤の武士節義の武士、勇剛の武士を申候」と見ゆ、井上哲次郎氏は「武士道は、武士が従來實行し來りし處の道徳にして、蓋し日本固有の氣象之れが基礎となり、後ち儒教と禪とを交へ、この三者の融合調和によりて發達せるものにて、我邦に一種特異なるものなり」と云へり(起原)武士道は源平武士以後、大に發達奨励せられたるものなりと雖も、もと國民固有の尙武の氣象より出でたるものにて、其淵源する所深し、特に大伴、佐伯、物部諸氏は、世々武官にて朝廷を守護し、軍務を専らにせしかば、累代武事を奨励し心膽を練磨し、常に「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、徒には死なじ」と稱す、子孫を訓戒し、又東國の人は「額に筋は立つとも、背には筋は立てじ」と唱へて、戰場には進むを知て、退くが如き卑怯を誡めたり、其剛勇敢爲の氣概ありしこと想見するを得べし、大化二年上古の族制政治を改革し、郡縣政治を施くや、武器は悉く收めて兵庫に納れ、武官にあらざるものは、諸王大臣と雖も私に之を帶ぶること禁じ、徴兵令を布き、諸國の壯丁四分一を點じて兵とし、軍國の制を設け、其一部を割きて衛士防人とし、京都及び九州の邊を成らしめたりき、故を以て後來一部に發達したる武藝も一般に普及するに至れり、特に東國の兵士は、昔時よりの訓誡により、益々忠君愛國の念盛なりき、故を以て大化

フシタ

改新の第一に、東國の國司を召して諭す所ありき、天武天皇は東國の人を率ゐて弘文天皇と争ひ、終に天下を治め給ひ、淳仁天皇は東國の人を召して朝廷の護衛とし給へり、太宰府に防人を置くや、之を諸國の軍團に徴せしむ、幾もなくして専ら東國の兵士を以て邊防を成らしめたり、昔時交通不便の時に當り、東國より九州に赴く者、今日の兵士が海外に赴くよりも猶ほ難しとする所、然かも東國の士は「大君のみも畏み、磯にふり海原渡る父母を置きて、今日よりは顧みなくて大君のしこのみたてと出で立つわれは、天地の神を祈りて幸箭ぬきつくしの島をさしてゆくわれは」と高吟しつゝ、勇氣凛々郷里を出で立ちたりき、千載のものと之を讀む、懦夫をして起たしむるに足る、この時に當り、獨り防人のみならず、東北蝦夷を征服せし鎮兵も、又東國の士なりき、聖武天皇以來蝦夷の勢猖獗なるを以て之を征服せんとし、鎮守府を置き、諸藩を設け、相武總常野の兵を、鎮兵として之に配し、大伴家持、同弟廣、坂上田村麿等征東將軍となり、征東大使となり、東國の士を率ゐて終に征服したりき、かくの如く東國の士は、防人となり鎮兵となり、多くの辛苦を嘗め、加ふるに祖先以來武勇を以て著はれし大伴氏一族に率ゐられしを以て、關東武士は益々剛勇敢爲の氣象に富み、茲に於て關東は早く既に勇武の本地となり、武門武士の中原となれり、東北蝦夷平き、西邊の憂ひ少く、泰平久しくして藤原氏政權を握るに及びては、月卿雲客詩歌管絃を事とし、武事を卑みて、夷狄の所業としてこれを退け、加之藤原一族にあらざれば、高位高官に昇ることを得ず、檢非違使の如き卑官すら、容易に得ること能はざりき、故に京都に意を得ざる者は、去て地方に赴き、豪族と結び、永住して

フシタ

住人となり、其地位を固むるに至れり、是れ實に諸國に武門武士の起る所以なり、後朱雀天皇の代平將門叛するや、平貞盛、下野住人藤原秀郷之を伐て平く、其子孫關東に蔓延して頗る勢力を有したりき、後一條天皇長元元年、平忠常上總に據りて叛す、源賴信關東の兵を發して之を討す、後冷泉天皇の代陸奥の會長安倍賴時同貞任の叛するや、源賴義亦關東の兵を率ゐ、前後九年餘を費して征服したりき、是に於て源氏の勢は、平氏に代りて關東を壓するに至れり、殊に賴義の子義家、將帥の器を以て、前九年役に從ひ、既に武功を顯はし、後三年の役出羽の清原家衡を伐ちて之を平ぐるに及び、東國の武士は全く義家の恩威に服するに至る、其子義重は上野新田に住し、新田氏を稱し、義國は足利に住じ、足利氏を稱し、其族關東に蔓延せり、又義家の弟義光の子孫は、甲斐に武田、常陸に佐竹氏あり、勢盛なり、此時に當りて獨り源氏のみならず、諸國豪族漸く多し、平氏は相模に三浦、伊豆に北條、武藏に秩父、下總に千葉、伊勢に平氏、藤氏は下野に宇都宮、伊豆に狩野、伊藤、加賀に富樫、進藤、肥後に菊池の諸氏あり、かくのごとく豪族各々その國に住して土地を領し、門葉蔓延すれば、分家して他所に移る、其時には居所の地名を冠して苗字とし、或は荒野を開闢し、或は山林を占む、其大にして名田を多く有せるを大名又は高家と稱し、小にして名田小きを小名又は黨と云ふ、斯くの如く私有の庄園多く、財産豊かなるを以て、各子弟從僕を養ひて私兵とせり、之を家の子、郎等又は家人と云ふ、家人と主人との關係は、數代繼續するを以て、其間益々親密となり、終に全く君臣の關係を生じ、主君は家人郎等を愛して之を訓育奨励し、家人は互に武事を習練し、禮儀を重んじ、主

フシタ

君に忠節を盡さんことを期す、是れ即ち武士道の起原なり...

フシタ

法を破り、奢侈遊宴を事として、滅亡を取りしと雖も、猶ほ高時の自盡するや、相殉へるもの大名四十...

フシタ

士の範を取れり、元和元年武家法度にて「文武弓馬之道、專可相嗜」...

フシナハメノヨロヒ

伏縄目録 伏縄目の草にて感したる鑑を云ふ、フシナハメノカハシを...

フジノコホリ

富士郡 所在駿河國起原 皇極天皇紀、三年七月の條に始めて見ゆ...

フシミシヤウ

伏見城 所在山城國紀伊郡伏見町の東、今堀内村に舊址あり、故址は一面の山林畑地となり...

フシミテンワウ

伏見天皇 名諱 御名は照仁、法名素融、後深草天皇の第二皇子、御母は玄輝門院藤原...

フシナ

元年三月十五日即位す、在位十一年、改元すること二、永仁六年七月廿二日位を後伏見天皇に譲る...

フシミド

伏見殿 所在山城國紀伊郡伏見 初めは藤氏長者領にして、藤原頼通の子橋俊綱傳領して山庄となし...

フシミ

伏見宮 榮仁親王を祖とす、初め宮號を有栖川と稱し、後伏見と改む、崇光天皇の第一皇子なり...

フシミ

- 邦高親王 貞敦親王 邦輔親王 貞康親王
邦房親王 貞清親王 邦尚親王 邦道親王
邦致親王 邦永親王 邦建親王 邦忠親王
邦行親王 邦賴親王 邦敬親王
邦家親王 邦愛親王
邦高親王 貞敦親王 邦輔親王 貞康親王
邦房親王 貞清親王 邦尚親王 邦道親王
邦致親王 邦永親王 邦建親王 邦忠親王
邦行親王 邦賴親王 邦敬親王
邦家親王 邦愛親王

フシミ

フジツキ

紅葉山山下に寶藏出来、寶藏番を仰付らんとあり、慶政私記を引用せる頭註の説またこれと同じ。下番もまた寛永中おくり所なりといふ、慶應三年番之頭を廢す(柳營秘鑑、吏徴、吏徴別録、柳營沙汰書、徳川實紀)

フジツキヤウ 伏見奉行

幕府の職名、山城國伏見市街の政務を行ひ、及び宇治、伏見、木津等の川筋の船舶を管轄し、また京都町奉行と共に、近江丹波兩國の政令を發し、其訴訟をも裁斷す、多くは大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も、其待遇他の奉行と大に異なる處あり、老中の支配、持高、役料三千俵、芙蓉問詰にして、從五位下に叙せらる、人員一員とす、與力十騎、同心五十人、伏見牢番一人これに屬す(肥後國志、慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部)

フジツキヤキ 伏見焼

天皇の時、山城の工人某伏見に於て陶の清器(清淨の器を云ふ)を造りて朝廷に獻せしことあり、而して其後陶窯廢す、元和元年伏見の人、鶴幸右衛門といふものあり、始めて小兒玩具の土偶人を造る、時人呼んで人形屋幸右衛門といふ、其他の工人巧を傳へて今に至る、其造る所の物は、土偶人及び禽獸又祭器に用ふる蓋壺等なり、其土偶を作る法は、背面を分て兩片と爲し、模型にて作り窯に入れ、焼きて後膠を以て兩片を縫合し、着色を施して形状を具す、同國深草里の工人も亦之を製出す、幸右衛門の作りし所の土偶は、世に稀に傳ふるものあり(工藝志料)

フジン

夫人 名譽妃の次位にありて、天皇

フジン

の御庭に侍するものない(肥後國志)夫人の稱は、日本書紀反正天皇の條に、初めて見えたりども、後世支那風を學びて、追書せるものにして、當時此稱ありしにあらず、大寶の令制、夫人三員を置き、三位以上と定めたり、多くは大臣の女を以てこれに充つ、爾來歷朝多く散見せりと雖も、後女御、更衣等の稱新たに起るに及び、自然廢絶に歸し、文德天皇の時なる藤原緒夏以後は、全くその稱を見ざるに至り、尋で明治に至りて夫人の稱を廢す(古事類苑帝王部、皇室典範)

フジンフギヤウ 普請奉行

時代以後武家の職名、室町幕府に織田豊臣の二氏にては、城壁、堤防、堀垣等の修築を掌り、江戸幕府にては江戸城の石垣、堀、橋の普請、地形繩取、各所の土居、石垣、堀浚井に神田、玉川兩上水、江戸市内の明屋敷、拜領屋敷の請取渡等の事を掌る、而して江戸幕府の制は、老中の支配、二千石高、諸大夫、芙蓉問詰とし、二員あり(肥後國志)江戸幕府の制、普請方下奉行(百俵高、十人扶持、二員あり、明和五年創置)普請方改役(百俵高、七人扶持、四員あり、後二員となる、明和五年創置)普請方(二十俵高、三人扶持、寛政元年創置)同心、地割役等あり(普請はもと僧家の語にして、普く天下に請うて、堂塔を營建する意より出でたる辭なれば、俗家にて作事といふと異なる事なき筈なれど、武家時代より、殿舎堂塔等造作の事を作事といひ、城壁、堤防、堀垣など修築するを普請といひしより、作事普請の兩職に分れたるなり、されども一致の司なれば、土木の役ある時は、兩職共に與り聞くと、常のこととなり、江戸幕府の制又これと同じく、土木建築の事は、作事、普請、小普請の三奉行にて分掌し、普請奉行は、上に

フジヤ

いへる如く、地取石垣等の事を掌り、作事奉行は殿舎を建築する事を掌り、小普請奉行は繁雜の工事を掌りたり(肥後國志)鎌倉幕府には、作事奉行の名のみありて、普請奉行の稱所見なしと雖も、提を築き、路を作る等の事を奉はる奉行ありしをおもへば、これ自ら普請奉行の職掌にかなへり、室町幕府に至り、はじめて職名となる、殿中申次記に「杉原伊賀守は普請奉行候間云々」とあり、雄川親元記寛正六年五月二日の條に「秋庭仙洞爲御普請奉行罷出」とあるを初見とす、而して事ある時は、五ヶ番衆の中より、各々其人を定めてこれを司らしめたり、なほ庭中掃除の役をも兼ねるがゆゑに、或は庭奉行と呼ばれし事もありき、織田豊臣兩家の世には、近習馬廻の内より、然るべき輩を撰びてこれに補したり、また其頃大名諸家にて、幕府の命により、普請の役に從ふ時、家臣等をして各々預れる所々の修築を爲さしめたる者をも、私には普請奉行といへり、江戸幕府にては、創置の年代詳かならざれども、慶長中既に其名あり、又總普請奉行とも稱す、もと使番其他より兼帶し、人員も定まらざりしが、承應元年二月永井直元、城朝茂を以て定役となし、爾來二員となる、明和五年上水及び道路の事を兼掌せしむ、文久二年七月之を廢し、屬吏を以て作事奉行の支配となしたり「サクツギヤウ」參看(武家名目抄、右司勤仕録、明貞帶録、職掌録、東職紀聞、吏徴、吏徴別録、徳川實紀、泰平年表、武鑑、徳川禁令考)

フシヤ 步射

すべて歩立にて射る大的、小的草鹿、圓物などの總名なり、騎射に對して云ふ、奉射とは別なり(貞丈雜記)

フシヤ 奉射

神前にて、法樂の爲め大的を射るをいふ、神に手向奉るの意なり、室町時代以後此

稱あり、オホマト參看(貞丈雜記、四季草) 佛敎の儀式に、咒願文、表白文等を誦讀することをいふ、法華經に「受持誦讀」とありて、註に、誦讀は誦讀なりとあり、梵語伽陀を、誦讀と譯すと云ふ説あれども、伽陀は頌と譯す、今誦讀文は頌にあらず、

フシユクテン 不熟田

水旱蟲害等によりて、成熟せざる田地を云ふ、令制にては、十分の五以上は租を免じ、七以上は租調を免じ、八以上は課役共に免除せしめたり(合義解)

フシユツ 武術

劍術(ケンシユツ)砲術(ハツシユツ)槍術(サウシユツ)弓術(キウシユツ)柔術(ジウシユツ)馬術(バシユツ)長刀(ナギナタ)の諸項を見よ、なほ武藝十八般といへるは、弓、弩、刀、劍、矛、盾、斧、鉞、戟、鞭、管、槌、矢、杷頭、綿繩、套字、白打の諸藝なりと、和漢三才圖會にあれど、多くは支那に行はれたるものにて、我國にて武術といへば、普通前に擧げたる諸藝を指すことと知るべし、

フシユシンバウ 富壽神寶

錢貨の一種、徑七分五厘強、重一錢、錢文は嵯峨天皇の宸筆并に備空海の筆なりといふ(肥後國志)嵯峨天皇弘仁九年十一月、鑄造して之を行はしむ、而して、年々五千六百七十貫文を鑄、同十二年より天長五年まで、年々三千貫文を鑄、同六年より承和元年まで年々千八百三十貫文を鑄たりといふ、錢(セニ)の挿繪を見よ(大日本貨幣史)

フシユフセカウモンハ 不受不施講門派

日蓮宗の一派、宗祖日講なるを以て名づく、別に寺院を建立せず、備前國龍華教院を其宗務所并に教會所となす(肥後國志)日興が不受不施の主義を主唱して配流せられ、此派一たび絶えんとし

フシユ

たるも、後日講出で、亦盛んに之を主唱す、即ち寛文六年四月守正護國章を作りて幕府に上り、其主義を詳かにす、幕府は、身延山の日興等の請を容れ、日講等を召して審問し、遂に日講を佐土原に配流す、日講佐土原に謫居すること三十三年にして、元禄十一年其地に寂す、後遺弟等、幕府の禁制あるを以て、公然弘通するを得ざりしも、窃に主義を抱持したるものありたり、而して元禄二年日興の派より分れて、自ら一派をなす、これより奥門派講門派の稱あり、不受不施派即ち奥門派は、財法の二施共に施主を立つるも、講門派は財施に施主を立て、法施に立てず、其外二三の異點あり、明治十五年三月、日心政府に請うて、講門派の獨立を許可せられ、備前の龍華教院を本所となし、教會組織となせり、「ニチレンシユウ」フシユフセハ參看(萬代鏡鏡録、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜誌)不受不施の過去及び現在) 日蓮宗の一派、法華の行者たる者は、他宗他門の者より供養を受けず、又他宗他門の者に施さるる義なり、日興を派祖とす、本山は備前國妙覺寺にして末寺なし、教會所十數箇所を有す(「ニチアフ」參看)日蓮宗の派、佐渡より移されて鎌倉に遷りたる時、北條氏が供養せんとしたるも、斷然として斥け、甲斐の身延山に遷したる意に由ると云ふ、文祿四年九月豐臣秀吉妙法院に於て、千僧供養の法會を營めるとき、妙覺寺日興の弟子日興、秀吉の請待に應ぜず、始めて不受不施の義を主唱し、日重等が請待に應じて供養を受けたるを以て、宗祖の本意に違背するものとなし、極力排撃したり、慶長四年徳川家康の命により、大阪城に至りて審問を受けたるも、不受不施の主義を主唱して、日重、日紹等を宗門の罪人なりと

フシユ

なせり、同五年六月家康之を對馬に配流す、寛永五年に至り、日樹關東に在りて、亦不受不施の義を主唱し、徳川秀忠夫人淺井氏の葬禮の布施を受けず、身延山の衆僧がこれを受けたるを排撃せり、日賢、日弘、日進、日充等の諸學僧、また四方に呼應して此義を弘通す、寛文七年四月幕府日樹をして信濃の伊奈に籠居せしめ、日賢等の諸學僧を處分したり、これより此主義を唱ふるもの絶えたりしが、後日述日院等恩田派と稱し、日明日禪等悲田派と稱し、共に不受不施の義を弘通したれば、幕府再び之を禁制したり、然れどもその流派絶えず、明治八年六月日正、教部省に上書して、此一派の再興獨立を請ひたるも却下せられ、後再三上書し、九年四月十日に至りて許可せられたり、「ニチレンシユウ」參看(萬代鏡鏡録、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、史學雜誌)不受不施派の過去及び現在) 染色の名、紅(クレナキ)を三度染めたる色をいふ、袍をば此色にて染め、五位以上の人を着用す、また無位の諸王之を着すること、彈正式に見えたり(裝束色彙) 燻草 染革の一種、地を燻べて、種々の花草を白く現はしたるものをいふ(工藝志料)貞丈雜記に「松葉を火に焼きて、其烟にてふすべて色を付くるなり、今世は松葉に、たばこの莖と、二色を用ふるなり、革に白く紋を出だすには、厚紙にて紋をほりぬきて、それをそくひにてはり付けて、扱ふすべて後紙の紋をばき取るなり、其あと白くなるなり、うづらまきのふすべ革は、革をふとせ丸木にても、太き竹にても巻きて、ほそき麻糸にて横にばらんと巻きて、又すぢかひに巻きて、ふすべて糸をとき去れば、鴉の羽の文の如く紋出づるなり、

フスベ





フタサ

しを、承和十四年皇孫在原業平捨て、寺院となす、故に在原寺とも稱す、貞觀の初高岳親王奏請して、上毛野石上叡奴の三内親王の地五十五畝町を遺して、不...

フタサシ

札差 江戶時代旗本御家人の慶米受取方より、其實買等を請負ひたる商人をいふ、昔慶米請取手形の渡るや、其人名を書して、これを割竹に挟み、藏役所の藁苞に挿みたるより起り...

フタサ

るものは、其札差料を、見込金一分までを限り、相對にて定む、此外實働(ワリカハ)と稱し、百俵即ち三十五石に就き、金二分の拂米口錢を取りたり、此定めはいつ頃より始まりしものか明かならざれど...

フタシ

を釣株といへり、なほ札差株の價は、文政天保頃までは千兩なりしが、維新前には二百兩乃至二百五十兩に下落したりき、右の如く札差は單に藏米請取の代理者にして、且つ其拂方をも爲したりしのみならず、旗本御家人に對する貸金また莫大なりしを以て、...

フタシヨ

札所 三十三觀音(サンジフサンクワンオン)、及び八十八箇所大師(ハチジフハツカシヨガイシ)の條を見よ、

フタセ

札錢 制札錢を云ふ、セイヤツの條を見よ、

フタチ

武太刀 軍陣に佩く太刀の總名、飾太刀、蒔繪太刀等に對しての名なり(貞丈雜記)

フタツイロ

二色 襲の色目、表薄色、裏黄色なるものをいふ(織文圖會)

フタツヒキリヤウ

二引兩 「ヒキリヤウ」を見よ、

フタヘ

二重 襲の色目の名、表裏ともに同色なるもの、但し大方は紫、崩黄などをいへり(布衣記)

フタラサン

二荒山神社 下野國河内郡宇都宮市馬場町〇もと宇都宮大明神と云ふ、本國の一宮にして、現今國幣中社(舊稱豊城入彦命一宮記、神名帳頭註に事代主命、性靈集恒蒙に大己貴命、健御名方命を祭るとし、國人は大己貴命、豊城入彦命を祭ると爲す)起原詳かならず、續後紀承和三年十月丁巳の條に「奉授下野國從五位上勳四等二荒山正五位下」とあるを初

フチ

見とす、延喜の制名神大社に列す、承平年中、平將門追討の時、征伐所禱あり、天慶中將門平定の時、二季の祭禮及び料所を定置し、康平年中源義家、安倍貞任征討凱旋の日、報賽として生贄を献じ、兵器を奉納す、元暦元年源頼朝平家追討として祈請し、後ち當國地頭御家人等、所役として五月會頭を始めて置く(下野國志、神祇志料、官國幣社一覽)

フチ

扶持 米を以て給する縁をいふ、石高は一人一日の食料を標準として與ふるが故に、何人扶持の稱あり、二人扶持は、大抵四合の割合なりき、成田分限帳に「扶持侍、三百人扶持上杉岩松齋殿、百人扶持上杉竹知齋殿、同上杉大藏承殿、同小山圖書頭殿、六十人扶持里見道玄殿、三十人扶持足利道永殿云々」と見え、また福島正則家中分限帳にも「四十人扶持飯沼平右衛門、三十人扶持津井九郎云々」と見ゆ、江戸時代また之に同じかりき、而して職掌に附屬したる扶持を役扶持といふ、假令ば作事奉行の役扶持は五十人扶持、鷹匠頭の役扶持は廿人扶持なるが如し(武家名目抄)扶持はもつとスクルの義にして扶助といふに同じ、其人に縁を與へて扶助するの意より轉じて、縁其ものをいふこととなりたるなり、

フチ

藤 襲の色目の名、胡曹抄、雁衣抄には表薄紫、裏青なりといひ、藻鑑草、布衣記には表紫、裏薄紫なるものといへり、春着用す、

フチ

斑(駁) 馬の毛色のマダラなるものを云ふ、和名抄に「駁馬、説文云、駁、補車反、駁馬、俗云布知无萬、不純色馬也」とあり、青駁、黒駁、栗毛駁、鶴毛駁、鹿毛駁、槽毛駁、葦毛駁等あり、皆其毛色にて斑あるを云ふ、

フチ井ウチ

藤井氏 姓は卜部、平麻呂の五世神祇大副兼忠の男、神祇大副兼國二十七世精熊

フチ

兼充を祖とす、兼充寶永六年六月堂上に列せられ、民部權大輔從四位下となり、藤井家と稱す、正徳五年七月卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族譜)

フチ

兼代 兼護 兼行 兼武 兼福 兼行 兼道 兼徳 藤色の糸、即ち紫の糸にて威したるものを云ふ、藤威の畧、チドシと參看(軍用記)

フチ

藤谷氏 上冷泉の支流、權大納言爲家十一世爲滿の二男爲賢より出づ、爲賢權中納言從二位となり、承應二年七月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜、世系、華族譜)

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

に江戸に出て、支藩守山侯に謁して遊説願る勉めたりしが、會々齊修の遺書見せられ、齊昭遂に封を襲ふことを得たり、天保元年抵ばれて郡奉行となり、後ち諸職を経、十年側用人に轉じ、深く齊昭の眷遇を蒙り、常にその機密に參與せり、齊昭が改革の政を布き、或は弘道館を建て、或は兵器軍艦を造り、文教武備を盛んに爲したるもの、實に東湖獻替の功多しとせざるなり、然れども東湖が、齊昭を補佐して行ひたる施政の中、往々にして幕府の忌憚に觸るゝものありしを以て、弘化元年幕府は、齊昭に命ずるに、致仕謹慎の事を以てするや、東湖またこれに坐して塾居を命ぜられしが、嘉永二年に至りて故さる、嘉永六年再び側用人となりて、學校奉行を兼ね、此時に當り、米糧浦賀に來りて通商を請ふのことあり、天下の議論頓に沸騰したりしが、幕府は前將軍徳川家慶の遺命により、齊昭を起して海防の議に與らしめしが故に、東湖は齊昭を輔けて計畫する處甚多かりしと雖も、その主唱、攘夷にありしを以て、議論閣老等と合はず、然れども其怒號したる攘夷論は、天下に反響して、志士の渴仰する處となり、水藩は攘夷論の木鐸を以て目せられたり、而して東湖は實に其藩論を代表する地位にありしかば、諸藩の俊才來りて、國事を論じ教を請ふ者、日に其門に填まるの有様なりき、安政二年十月二日江戸大震あり、東湖此日災に罹りて卒す、年五十、水戸市常磐原に葬る、明治二十三年三位を贈らる〇按ずるに東湖は、早くより開國の必要を認め居たりと雖も、志氣を鼓舞するの方便として攘夷論を主唱し、且つ兵器軍艦の製造を急務と爲したるものなること、先賢既に其説あり、故に改めて辯ぜず(藤田東湖回天詩史、常陸藩、弘道館述義、東湖詩草(藤田東湖、新

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチ

爲修 爲知 爲兄 爲達 爲寛 爲誠 爲通 爲虎 爲虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す、一正(幽谷)の二子、水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇穎、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち職然として悟る處あり、刻苦して書を講じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に



フチハ

皇を奉じて太政官廳に即位せしむ、兼實右大臣に居ること數年、遂に志を得ず、其孫基通早く攝政となる、兼實頗る不平なり、因て大江廣元の關東に在るを介して源賴朝と信託す、元暦元年義仲亡びし後、賴朝兼實を攝政に擬し、兼實もまた之を望みしと雖も、法皇近衛基通を寵して許さず、文治元年賴朝弟義經と隙を生ずるや、義經、賴朝追討の院宣を法皇に請ふ、兼實、院宣を下すべからざるを奏す、法皇用ふる能はず、遂に宣旨を下す、既にして義經西奔す、賴朝北條時政を遣はして、義經を求むると共に、奸亂を防ぐを名とし、諸國に守護地頭を置き、兵馬の權を收むるや、賴朝朝廷の政治に關與し、議奏十人を置き、兼實を内覽とす、明年三月遂に攝政氏長者となる、既にして賴朝奏して、攝政家所領を基通より兼實に譲らんことを奏す、法皇基通を愛して、往復難難、遂に攝政領を兩分す、五年太政大臣となり、幾くもなくして辭す、兼實攝政となり、銳意治を圖り、徳化を施し、善政を行ひ、廢れたるを興す、天下良相と稱す、建久三年法皇崩御の後、賴朝と共に協力して政を行ひ、稍々專横なり、建久七年十一月關白を罷む、是より先兼實攝政たるの時、法皇の寵妃丹後局の嫌惡を受け、事々其意を行ふ能はざるを嘆じたりき、既にして丹後局、賴朝、兼實等、各々女を中宮となさんと欲したりしが、兼實の女任子勝を制して入内せしも、皇女を生み、兼實大に失望したり、この時に當りて丹後局、其女宜陽門院の別當源通親と結び、通親の養女重子を後鳥羽天皇の宮中に入れて皇子を生む、是に於て兼實遂



兼實 (署名)

法皇近衛基通を寵して許さず、文治元年賴朝弟義經と隙を生ずるや、義經、賴朝追討の院宣を法皇に請ふ、兼實、院宣を下すべからざるを奏す、法皇用ふる能はず、遂に宣旨を下す、既にして義經西奔す、賴朝北條時政を遣はして、義經を求むると共に、奸亂を防ぐを名とし、諸國に守護地頭を置き、兵馬の權を收むるや、賴朝朝廷の政治に關與し、議奏十人を置き、兼實を内覽とす、明年三月遂に攝政氏長者となる、既にして賴朝奏して、攝政家所領を基通より兼實に譲らんことを奏す、法皇基通を愛して、往復難難、遂に攝政領を兩分す、五年太政大臣となり、幾くもなくして辭す、兼實攝政となり、銳意治を圖り、徳化を施し、善政を行ひ、廢れたるを興す、天下良相と稱す、建久三年法皇崩御の後、賴朝と共に協力して政を行ひ、稍々專横なり、建久七年十一月關白を罷む、是より先兼實攝政たるの時、法皇の寵妃丹後局の嫌惡を受け、事々其意を行ふ能はざるを嘆じたりき、既にして丹後局、賴朝、兼實等、各々女を中宮となさんと欲したりしが、兼實の女任子勝を制して入内せしも、皇女を生み、兼實大に失望したり、この時に當りて丹後局、其女宜陽門院の別當源通親と結び、通親の養女重子を後鳥羽天皇の宮中に入れて皇子を生む、是に於て兼實遂

フチハ

に、丹後局等の爲めに遅けられ、中宮任子も寵を失ひて、宮を出づるに至れり、九年正月天皇位を土御門天皇に譲る、通親外戚の權に據りて威福を專にし、兼實朝政に預らず、毎に之を憤る、これより失意の地にあり、快々として樂まず、建仁二年薨逝し、承元元年薨す、年六十、諡玉葉、ヨククエウ、參看(大日本史)

フチハラノカネミチ 藤原兼通

堀河關白と稱す、第宅堀河に在るを以てなり、忠義公と諡す、師輔の二子、天慶九年周防權守に任じ、累進して康保四年藏人頭に補し、安和二年從三位參議に移り、天祿三年權中納言に任ず、時に弟兼家の官位、兼通の上あり、故に快々として樂まず、互に權を争うて隙ありしが、兼通夙に攝關を望めるを以て、兼家の爲めに先んぜられんことを恐れ、此年兄伊尹攝政を罷むるに及び、僅れて圓融天皇の母后(兼通の妹)に請ひ、關白は兄弟相及ぼすべしといへる旨を、記さしめたる遺書を天皇に呈し、任命に預からんことを強請せり、天皇母后の遺命に違ふを恐れ、已むを得ずして其内覽を聽し、中納言より直に擢りて、内大臣に任ず、天延二年氏長者となり、太政大臣に拜し、從二位に昇る、尋で關白となり、三年また從一位に叙す、貞元元年内裏火あり、天皇移りて兼通の堀河第に御す、屋宇の壯麗なる、密かに禁閉に擬せるを以て、時人呼びて今内裏といへり、二年病ありて危篤なるに際し、兼家は、其途に起つべからざるを料り、自ら代りて關白たらんとし、急に駕を命じて入朝す、兼通聞いて大に怒り、病を力めて參内し、奏請して關白を左大臣藤原賴忠に譲り、且つ兼家の大將を罷め、治部卿に貶す、尋で薨す、年五十三、勅して正一位を贈り、遠江公に追封す(大日本史)

フチハ

封す(大日本史)

フチハラノカタリ 藤原鎌足

一名鎌子、本氏は中臣、御食子の子、藤原氏の祖なり、常陸に生る(元亨釋書には大和高市郡の人とあり、今大鏡に従ふ)皇極天皇三年神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島(攝津國島上郡)に居る、蓋し大志を抱くを以てなり、而して孝德天皇潛龍の日、鎌足と相親善にして、敬待する事厚し、鎌足深く其知遇に感じ、密かに翼戴の意を通す、是時に當り、蘇我入鹿不臣の心を挾み、社稷を覬覦す、鎌足慨然として匡濟の志あり、宗室諸王の中有爲の主を察し、即ち意を中大兄皇子に屬し、相共に肺腑を布き、伏藏する所なし、然れども人の嫌疑を恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託して相往來す、時に鎌足、皇子に勸めて曰く、大事を成さんとせば、叱咄の臣なるべからず、大王宜しく蘇我倉山石川麿と婚を結びて好を爲し、而る後これと謀らば、成功の路近かるべしと、皇子大に喜びて之に従ひ、遂に其女を納る、是に於て石川麿赤心を開いて皇子を奉戴するに至れり、既にして鎌足また佐伯子麿、葛城稚犬養綱目を以て與黨と爲し、四年六月三韓進調の日、入鹿の入朝するを伺ひ、皇子と共に入鹿を誅す、入鹿の父蝦夷尋でまた自盡し事平ぐ、尋で天皇、位を中大兄皇子に譲らんとし給ふに及び、鎌足は皇子に説きて輕皇子に譲らしむ、これを孝德天皇と爲す、天皇鎌足を以て内臣となし、大錦冠を授く、而して大化革新の政、皆鎌足が中大兄皇子と計りて畫策せる所なりき、白雉五年紫冠を授けらる、天智天皇即位の二十年十月、鎌足病あり、天皇其第に親臨して病を訪ひ、尋で皇太子大海人皇子を遣はし、大織冠を授け、内大臣と爲す、位左右大臣

フチハ

の上におり、また姓藤原を賜ふ、同月薨す、年五十五(或云五十六)攝津阿武山に葬りしが、後ち大和多武峯に改葬せり(大日本史)

フチハラノキンスエ 藤原公季

關院太政大臣と號す、仁義公と諡す、師輔の六子、關院家の祖なり、幼にして孤となる、村上天皇の中宮安子は公季の姉なり、これを憐みて中宮に養ふ、天皇亦深く養愛を加へ、服食一に皇子に擬す、但用ふる所の食器、稍々其制を降るのみ、人臣の宮中に養せらるゝ事、古來之なきを以て、時人異みたりといふ、康保四年加冠し、即日從五位下に叙し、累進して寬和中權中納言に任じ、長徳中大納言に轉じ、陸奥出羽按察使、左大將を兼ね、寬仁元年右大臣に遷り、皇太子傅を兼ね、治安元年從一位に叙し、太政大臣に拜す、長元二年薨す、年七十三、正一位を贈り甲斐公に追封す(大日本史)

フチハラノコレカク 藤原惟方

粟田別當と稱す、法名寂信、顯顯の二子、從永治平治の間、官階累遷し、檢非違使別當となり、從三位に進む、甥藤原信賴、弟信俊の爲めに、惟方の女を娶れるを以て、情好密なりしが、信賴が、藤原信西を除かんとし、源義朝と圖りて兵を擧ぐるや、深く惟方と結託する處あり、既にして信賴、二條天皇及び後白河上皇を幽するに及び、惟方等に命じ、二宮の舉動を窺はしめ、而して機務皆惟方と謀る、會々兄光賴、惟方の信賴に與し不義を行ふことを詰問せるを以て惟方悔悟し、藤原經宗と謀を合はせ、夜に乗じて乘輿を奉じ、大内を出で、平清盛の六波羅第に幸せしむ、惟方身短小なり、別當となるに當り、人呼びて小別當といひしが、今やはじめ信賴に黨し、後ちこれに背けるが故に、また目して中小別

フチハ

フチハラノコレカク 藤原伊周

幼名小千代、世に帥内大臣と稱す、道隆の二子、才貌人に優るの故を以て、特に道隆の愛する處となり、正暦二年參議に任じ、尋で權中納言に拜し、明年俄に遷りて權中納言となり、正三位に進み、又叔父藤原道長等を超えて、五年内大臣に陞る、時に年二十一、明年道隆病に罹り、關白の職を視る、と能はず、因りて奏請して、伊周をして文書を内覽せしむ、既にして道隆薨じ、藤原道兼關白となるに及び、内覽を停めしが、道兼在職七日にして薨す、伊周密に關白たらんことを望み、一條天皇の意また伊周にありしと雖も、大后東三條院は道長の姉なりしを以て、天皇に強請する處あり、内覽の宣旨遂に道長に下る、伊周大に不平の情を抱く、時に藤原爲光の二女鷹司第に孤居す、伊周其妹に私し、華山法皇亦其妹に挑み給へり、伊周以て妹に通ぜりものとなし、弟隆家に告ぐ、隆家即ち輕俠の徒數人を率ゐ、夜法皇が鷹司第より還幸するを窺ひ矢を放ちて是を

フチハラノカタリ 藤原鎌足

怖さんとし、誤ちて御衣の中つ、事京都に暗傳す、天皇略ぼ知食したれども、法皇の爲めに慙ち、驟かに推究する處なかりき、既にして伊周大法を修し、東三條院を咒咀せりと風聞あり、是に於て天皇震怒し、伊周を太宰權帥に、隆家を出雲權守に左遷す、はじめ伊周は、道長と互に權力を争ひ不和なりしが、隆家の暴行、大元帥法舉行の風聞あるに際し、道長これに乗じて二人を退けたるものにして、實に道長の畫策する處に係る、故に此時伊周の黨與たりし源明、藤原賴親、源方理、藤原周賴、藤原相尹、源親定等、皆連坐して罰せられ、伊周の勢力頓に風挫せり、然るに伊周は配所に赴く途、病に罹りしかば、天皇これを憐み、勅して伊周を播磨に、隆家を俱に置く、此後伊周母の疾に遇ひ、密に歸りて西京に匿れしが、天皇檢非違使に命じ、伊周を筑紫に徙さしめたり、三年赦に遇うて京部に遷り、長保三年其本位を復せられ、五年從二位に進む、寬弘二年勅して、大臣の下大納言の上に居り、朝政に參預せしむ、五年大臣に准じ、封一千戸を賜ひ、尋で正二位に叙す、因て儀同三司と稱す、是より先伊周の妹定子、皇后となり敦康親王を生めるを以て、親王必ず青陽に登るべきを信じたりしに、後ち道長の女中宮彰子、敦成親王を生むに及び大に望を失ふ、七年薨す、年三十七(公卿補任、大日本史)

フチハラノサダイ 藤原定家

難髮して明靜といふ、世に京極中納言と稱す、後成の子、治承壽永の間、進みて正五位下に叙す、文治元年殿上に於て、源雅行と忿争し、燭を以て其頰を打つに坐して除籍せらる、父俊成深くこれを憂ひ、歌を詠じて其意を寓す、後白河法皇聞いて之を憫み、尋で本位に復す、五年左近衛少將に

フチハ

フチハ

フチハ

叙し、因幡安藝の権介を歴、正四位下に陞り、建仁中、左近衛權中將に任じ、美濃介を兼ね、定家風和歌を以て名あり、後鳥羽上皇これを愛し、屢々面諭奨励せらる、定家深く其知遇に感ず、元久の初め、上皇新古今集を撰するに當り、每部皆冠するに、古人の歌を以てせり、而して上皇特に勅して、定家及び藤原家隆の歌を部首に置かしむ、世これを榮とす、建暦元年從三位に叙し、建保中參議に任じ、治部卿となり、正三位に進み、尋で民部卿に遷る、貞應元年參議を辭す、安貞元年更に正二位に陞る、定家性頗る輕跳にして進取に急なり、素と才氣を負ひ常に不遇を嘆じ、怨懟の言屢々歌詠に見はれしが、正二位に叙するに及び大に悦ぶ、貞永元年權中納言に任ず、後堀河天皇の御宇、勅を奉じて新勅撰集を撰み、天福元年祝髮し、仁治二年薨す、年八十、定家頗る史傳を涉獵し、又詩を能くす、而して和歌の才、之を天資に得、縱橫馳騁、精微を曲盡せり、且つ家學淵源あり、典義秘說究めざる所なし、此時に方り、諷詠大に起り、歌人輩出す、定家之を蔑如し、自ら標置する處頗る高く、一世を睨視せり、後鳥羽上皇嘗て宣はく、定家才學匹なし、然れども心術正しからず、推獎する處あるに至りては、則私なき能はず、且つ其詠歌、専ら流麗を尙び、意味を主とせず、蓋し彼れ、逸群の才を以て結構巧みなり、故に克く其美を濟せり、もし骨力頓弱なるものをして、これを學ばしめば、索然として感興なからんと、また嘗て、天智天皇より當時に至る、作者凡百人の和歌、各々一首を撰み、書して人に與ふ、世に百人一首と稱す

(首一人百)  
藤原實資  
藤原實資、鳥羽院注密勅、毎月鈔(大日本史)

幼名大學丸、世に後小野宮右大臣と稱す、齊敬の子、祖父實賴養うて子と爲す、實資の愛する所となり、其珍寶莊園悉く實資の手に歸す、少にして屢々清要を歴、長保三年權中納言に任じ、右大將を兼ね、是時に當り、藤原道長世々の權威たる而已ならず、皇后の父たりしを以て、威福を縱にしたりしが、三條天皇即位するに及び、驕猾殊に甚しく、朝臣上下齷齪附し、唯及ばざるを恐れ、朝廷の綱紀日に頹弛す、實資獨り侃然として回撓する處なく、天皇亦竊に倚賴し給へり、始め藤原濟時之女城子宮に入りて幸あり、小一條院を生む、既にして道長の女研子の中宮となるや、天皇城子を以て皇后と爲さんと欲したれども、道長を憚りて決せず、道長天皇の意を擲り、外贊囊を示し、内沮礙せり、冊拜の日に及び、廷臣佞媚の徒、其皇后職に補せられん事を恐れ、悉く中宮の御所に往き、逃れて朝命を避く、天皇使を遣はして之を召したれども、衆皆應ぜず、實資適々病あり、これを聞いて曰く、天に二日なく、土に兩主なし、我豈權臣を恐れて、朝命を忽にすべけんやと、即時疾を力め、藤原隆家等數輩と入朝し、嘉會に預る、天皇深く實資等を徳とす、會々天皇久しく眼疾を患ひ給へるに乘じ、道長は早く其女の生む處を立てんとし、天皇に迫りて位を後一條天皇に譲らしめ、皇長子小一條院を以て其儲副となす、而して道長は實資を以て東宮大夫たらしめんとしたるに、實資辭して事遂に寤む、寛仁三年刀夷賊西海を寇すや、太宰權帥藤原隆家符の到らざるに先だち兵を發し、撃つてこれを卻け、捷を京都に奏す、朝臣即ち其酬賞を議するに際し、藤原公任等、符の到らざる以前、兵を發したるの故を以て、賞を加ふべからざるを主張したるに、實資はこれを駁して廷

フチハ

議を動かし、賞遂に行はる、治安元年右大臣に拜し、尋で皇太弟傅となり、萬壽三年登車宮中に入り、班列に就かすして直ちに上殿するを聽さる、長暦元年從一位に叙し、永承元年正月薨す、年九十、實資性明達にして方正、權貴に阿らず、はじめ上東門院の入内するや、道長一時の名望を要し、屏風の和歌を作らしむ、藤原公任其選首たり、華山法皇亦御製ありしが、實資獨り拒みて作らず、道長即ち人をして懇願せしめたれども、固辭して應ぜざりき、後一條天皇中宮を立つるに及び、百僚皆會す、道長實資に謂つて曰く、我和歌を賦せんとす、卿これに和するか、實資これを諾す、因て詠じて曰く、此世をば我世とぞおもふ望月のかけたることもなしとおもへば、實資其僭慢を惡み、盡辭これを發し、遂に和せず、道長嘗て邪崇あり、實資往いて候す、鬼忽ち人に憑りて曰く、賢者方に来る、我此人を見るを欲せずと、欬ち解散の狀を爲し、疾即ち瘳ゆ、時人號して賢右府と號す、然れども性土木を好み、終歲修葺相繼ぎ、斧鉞の聲常に絶えず、殆んど東大寺と相比す、故を以て頗る物議を招くといふ、(補任、大日本史)

**フチハラノスケマサ** 藤原佐理  
敦敏の子、實賴の孫、天徳五年從五位下に叙し、爾來累進して天元元年參議に任じ、永觀二年從三位に進む、正暦三年參議を辭し、出で、太宰大貳となり、また皇后宮大夫を兼ね、三年正三位に陞りしが、會々宇佐の神人と争闘することあり、神人、これを朝に訴ふ、因て大貳を罷り、京都に歸るの途、伊豫の海岸に泊せり、時に風濤惡烈にして數日纒を解くを得ず、一夜夢中に、三島大明神來り、佐理に囑するに、社額を揮落せんことを以てす、佐理敬んで之

フチハ

を語したり、覺むるに及びて風靜まり、波穩かなりしかば、即ち岸に登りて齋戒し、額に書して去る、之より先佐理書を以て兼明親王、藤原行成と名を齊うしたりしが、此事ありしより名聲益々世に著れしといふ、長徳四年七月薨す、年五十五、入木道(ニフボクダウ)參看(公卿補任、大日本史)

**フチハラノスミトモ** 藤原純友  
眞範の子、眞範性狼狽にして行檢なし、伊豫掾となる、承平中南海の諸國、群盜大に起り、海中を抄掠し、沿海の群邑爲めに騒然たり、朝廷紀淑人を以て伊豫守となし、これを追捕せしむ、純友亦追捕の事を行ふ、賊淑人の威信に服し、衆を率ゐて降る、既にして純友異謀を蓄へ、任滿ちて歸らず、日振嶋に居る、時に平將門、常陸の間に跨り、威隣國に震ふ、純友即ち賊の餘黨を誘うて是に應じ、京都を犯さん事を圖り、密に兵士を遣はし、每夜火を坊肆に放てるを以て都下驚擾せり、而して朝廷は東西並び起れる兵事に苦しみ、將門を誅せんとせるが故に、天慶二年符を下して純友を教諭し、從五位下を授け、其甘心を求めしと雖も、純友の狂悖日に甚しかりき、會々讃岐介藤原國風來りてこれを攻めたりしも、却て其破る處となり、阿波に走りしかば、純友は進みて讃岐の國府を燒きしを以て、國風は更に淡路に遁れたり、純友因りて伊豫讃岐を略し、また山陽の地を侵す、是に於て朝廷、小野好古を追捕使、源基經を次官となし、これを討たしむ、官軍未だ至らざるに當り、純友の部將藤原恒利出で、降る、恒利具さに、海陸の險夷、及び賊の巢窟を知れるが故に、國風は恒利を嚮導と爲し、大に純友を敗る、純友遁れて太宰府に至る、勢まだ熾にして、官軍屢々利あらず、朝廷更に藤原忠文を征西大將軍となし、諸軍を總べしむ、忠

文未だ發せざるに先ち、小野好古は陸路より、藤原慶幸、大藏春實は海路より進みて、筑前博多に赴き、純友を襲ひ、擒斬略々盡く、純友僅かに免れて伊豫に歸りしが、警固使橘遠保の捕ふる處となりて、途に斬らる(大日本史)

**フチハラノセイケウ** 藤原惺高  
名は肅、字は欽夫、惺高、栗立子、廣野高、都御掾等の號あり、冷泉爲純の子、世々播磨國細川庄を食む、幼にして穎悟凡ならず、七八歳の時僧東明に從ひて書を讀みしが、後ち僧となりて壽首座と改め、更に東明の師僧九峯に就いて文を學ぶ、天正六年別所長治の爲めに細川庄を侵掠せられしを以て、族を擧げて京都に來り、相國寺中妙壽院に寓し、益々力を學に肆にす、時に五山の詩學未だ衰へず、其徒才鋒を以て稱せらるるもの多かりしと雖も、皆惺高に抗する能はず、是に於て名聲漸く著る、然れどもや、佛説を疑ひ、儒學に志し、が、後また播磨に歸り、龍野城主赤松廣道に寄る、廣道其才學に服し、待遇甚渥し、十九年關白豐臣秀次、僧周保をして、五山の詩僧を相國寺に會して聯句を爲し、其技を闘はしむ、惺高一たび會してまた往かず、衆之を強ふれども肯かざりしかば、人あり諷するに關白の旨なるを以てしたるに、頭を掉りて曰く、凡そ物は類を以て聚る、餘愈孟郊才相並ぶが如くして、而して後ち聯句を爲すは可なり、然らざれば則ち隻脚木履を着け、隻脚草鞋を着くるが如し、其耦せざるや必せり、予備に耦ふを欲せずと、秀次聞いて悦ばず、時に豐臣秀吉朝鮮を討ち、諸將從うて肥前名護屋にあり、惺高因りて避けて肥前に赴く、徳川家康亦其賢を聞き、時々延見せり、後ち去りて豊後に遊び、文祿二年江戸に赴き、尋で京都に歸る、惺高既に儒道

フチハ

に志し、恒に世に眞師なきを憂ひ、明に就せんとするの意あり、即ち海に航したりと雖も、風波に遇つて志を達するを得ざりき、これより京都に寓し、戸を開ち客を謝して六經を研鑽し、尤も心を四子新註に潜め、遂に儒となり、始めて濠洛關閩の書を表章し、悉く舊學を棄て、聖道を興すを以て自れの任となす、名聲漸く著る、慶長四年石田三成、佐和山にあり、人を以て惺高を招く、惺高將に赴かんとして果さず、明年三成敗死し、赤松廣道亦之に黨するの故

を以て自殺せり、九月家康京都に入り、屢々惺高を召して、書を講じ道を説かしむ、會々僧承兌の忌む處となれるを以て、意を仕官に絶ち、深く自ら暗晦す、然れども生徒益々進み、聲望漸く隆んたり、公卿侯伯、弟子の禮を執るもの亦多し、十一年淺野幸長の聘に應じて紀伊に赴きしが、十八年幸長歿するに及び再び京都に歸る、十九年門人林羅山、後藤光次と議し、惺高を奉じて學校を建てんとしたるも、大阪の亂起りしを以て果さざりき、元和五年九月十二日



(集菟掛纂編料史)藏所氏助之紙細

フチハ

没す、年五十九、京都相國寺中林光院に葬る、惺高幼にして學び、老に至りて怠らず、釋老に出入し、百家を涉獵し、聖道を崇め異端を排す、精義折理破竹の如し、未だ嘗て其力を勞せざるなり、性甚だ酒を嗜みしと雖も、或は旬を経て飲まず、或は痛飲酔うて亂れず、而して人に接するや欣然として談論し、終日倦まず、道を問ふものあらば、人品に隨ひて常に教誨せり、近世文教の興る、其力與りて多きに居る

フチハラノタカスケ

藤原隆資 四條隆資(シテウタカスケ)を見よ、

フチハラノタカヨシ

藤原隆能 系譜

清綱の二男、母は高階爲行の女、顯職人、主殿首、參河守等に歴任し、正五位下に至り、繪所預に補せらる、繪所一流の祖なり、仁平四年に鳥羽金剛心院の扉に畫き、久壽二年參河守となりたるより考ふれば、崇徳近衛兩朝頃の人なること明かなり、此人佛畫の外、一種の纖麗なる優繪を描きたること、世に有名なる源氏物語の繪を見て知るべし、歿年詳かならず、土佐派(トサ)并に繪畫の條の挿繪參看(人車記、尊卑分脈、扶桑名畫傳、横井博士「日本繪畫史」)

フチハラノタタヒラ

藤原忠平 名號

世に小一條太政大臣と稱す、真信公と勅諡す、系譜 基經の四子、時平の弟、平中興正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じ、たれども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大辨となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左兵衛督を兼ね、檢非違使別當に補す、尋で從三位

フチハ

に叙し、權中納言に任じ、藏人所別當となり、右大將を兼ね、十一年大納言に轉じ、十三年正三位左大將に進み、明年右大臣に拜す、延長二年正二位左大臣となり、三年東宮傅を兼ね、はじめ兄時平、延喜格式を撰し、未だ成るに及ばずして薨す、忠平これを踵ぎ、格十二卷、式五十卷を上る、八年朱雀天皇即位するに當り、詔して鳥機を攝政せしむ、是より先基經の薨後、攝政關白を置かざりしが、此に至り、天皇幼冲なるを以てまた置きたるなり、承平二年從一位に陞り、牛車に乗じて上東門を出入するを聽され、六年太政大臣に拜し、攝政の如し、天慶三年三宮に准すること、忠仁公の故事の如く、また輦車を聽さる、四年攝政を罷めて關白となり、村上天皇の御宇に入りてもなほ然りしが、天曆三年八月薨す、年七十、詔して正一位を贈り、信濃公に封じ、其墓を以て荷前例幣の數に入る、忠平寛厚慈愛、薨するに及び天下これを惜む、而して兄時平、仲平と共に、並に哀職に登り、一門短絛す、世にこれを三平といへり(公卿補任、大日本史)

フチハラノタタミチ

藤原忠通 名號

法性寺關白といふ、系譜 忠實の長子、賴長の兄、事關白嘉承天永の間、正二位權中納言に累進し、永久三年權中納言に轉じ、内大臣となり、元永二年左近衛大將を兼ね、保安二年内覽の宣旨を蒙り、尋で關白となる、三年從一位に進み、左大臣に拜す、崇徳天皇即位するに及び、關白を停めて攝政となり、大治三年太政大臣に拜し、明年また關白となり太政大臣を辭す、既にして近衛天皇の立つや、また攝政たり、天養元年勅して大和國を賜ふ、忠通人を遣はして國內を檢査せしめたるに、興福寺僧徒これを拒みしかば、明年更に石見國を賜へり、忠通も備前

フチハ

伊賀を食む、此に至り三國を併領す、久安五年再び太政大臣となり、六年これを辭し、また攝政を停めて關白となる、是より先忠實、二子賴長を愛し、忠通と相諧はざりしかば、忠通に命じて内覽を賴長に譲らしめんとす、忠通命を奉ぜず、忠實大に怒り、兵士を遣はして、忠通より朱器臺盤を奪ひ、悉く賴長に授け、以て氏長者と爲し、且つ其宅地莊園を没す、忠通敢て意と爲さず、朝參すること故の如くなり、時に賴長漸く驕恣なりしが故に、天皇これを厭ひ、最も忠通を親任し給へり、仁平三年内覽を停め、賴長これに代る、蓋し白河法皇の意に出づるなり、既にして法皇またや、賴長を疎んじ、始めて忠通の言を信するに至りしが、久壽三年天皇崩じて嗣なし、時人望を崇徳上皇の皇子重仁親王に屬す、然るに美福門院これを忌み、雅仁親王を立てんとするや、忠通また賛同し、爲めに法皇に説く處あり、議遂に決す、これを後白河天皇となす、保元元年賴長亂を起して戰歿するの後、忠通再び氏長者となる、三年關白を辭し、應保三年薨す、長寛二年薨す、年六十八、忠通關白を以て四世に歷仕し、朝廷の典故を暗んず、且つ其人となり寛厚にして、喜怒色に形れず、善く詩を賦し文を屬す、また和歌に工にして、殊に書法に長ぜり、晩年に至り其書精巧の域に達し自ら一家を爲す、世に法性寺流といふ(入木道「ニフホクダウ」參看)また佛を好み最も台教に通じ、兼れて眞言を學ぶ、嘗て別業を法性寺の傍に造る、故に世に法性寺關白といへり(大日本史)

フチハラノトキヒラ

藤原時平 名號

世に本院大臣と稱す、系譜 基經の長子、事關白仁和二年冠禮を仁壽殿に行ふ、光孝天皇手ら冠を加へ給へり、其日また正五位下に叙す、尋で從四位下に進み、

フチハ

左近衛權中將となり、三年藏人頭に補し、寛平中讃岐權守を兼ね、參議、左右衛門督、檢非違使別當を歴、五年中納言に任じ、右近衛大將、春宮大夫を兼ね、尋で大納言に轉じ、また左大將に遷り、藏人所別當に補し、從三位に叙す、時平人となり色を好み、嘗て伯父藤原國經を給いて其妻を奪ひしことあり、既にして宇多天皇位を醍醐天皇に譲るや、天皇を戒諭して曰く、時平は功臣の後にして、年少なりと雖政事に暗練せり、はじめ其内行謹まざるを聞きしも、朕措いて問はず、去春以來屢々激勵を加へ、公事を習はしむ、宜しく顧問に備へて輔導せしむべしと、是に於て權中納言菅原道實と共に政を執る、昌泰三年左大臣となり、大將元のごとし、延喜元年從二位に叙す、時に道實右大臣に陞り、頗る勢望あり、而して宇多上皇密に藤氏の權を抑へんとするの意ありしかば、厚くこれを任用し、また天皇と謀り、道實をして専ら機務を決せしめんとせり、時平聞いて平かなる能はず、源光、藤原國藤、藤原菅根等と結託して、道實を誣構し、道實遂に貶黜せられしかば、時平は茲に有力なる政敵を失ひて、權力全く其一門に歸したり(「スガハラノミチザネ」參看)此時に際し、風俗奢侈に流れ、衣服華麗を競ひ、屢々制限を立つると雖禁を犯す者多し、時平即ち豫め天皇と謀り、一日自ら鮮服を着けて入朝す、天皇伴り怒り、職事を召して曰く、朕近時華奢を禁じたるに、左大臣百僚に長たるの身を以て國禁を破る、大臣の舉動此の如くなるべけんやと、時平恐惶し、隨身を屏去ること月餘に及ぶ、天下之に鑑み、奢風頓に改るといふ、七年正二位に叙し、九年薨す、年三十九、勅して正一位太政大臣を贈る(公卿補任、大日本史)

フチハラノトシナリ

藤原俊成 名號

初名顯廣、薨髮して釋阿といふ、世に五條三位と稱す、系譜 俊忠の子、事關白にして聰敏、和歌を善くし、藤原基俊の門に入りて、古今集の秘旨を受く、これを久うして名譽益々著る、平居和歌を詠するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜座、未だ嘗て惰容なし、其成るに及び、雅淡深遠、語熟し、意婉なり、後鳥羽天皇尤もこれを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で藤原俊成、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千載集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源俊賴、基俊と相諧はず、其徒各々門戸を立て、互に相短毀せり、而して俊成は、基俊に於ては、其學力を稱し、俊賴に於ては、其風體を取りしが、撰集の事あるに際し、多く俊賴の歌を採る、人或は、基俊の惡む處とやらんと言へるに答へて、我は唯歌を取るのみ、何ぞ師弟流派を問はんやといへり、時人其坦夷を稱す、時に俊成の歌名一世を被ひ、屢々歌の判者たり、晩年に至り豁然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を判する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに哀老して、朝に聞いて夕に忘る、恐らくは引証疎謬を致せるもの、亦渺なからざるべし、而して猶自ら省みず、一己の私意を以て妄に其優劣を判せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及びて、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だこれを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰耗して復た朝する能はず、土御門天皇其榮寵を極めしめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀を和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハ

フチハラノナカマロ

藤原仲麿 名號

上る、即ち御製和歌并に鳩杖を賜ふ、時人以此異歌となす、元久元年薨す、歳九十一、系譜 古來風體鈔、長秋詠草(大日本史)

淳仁天皇の御宇、姓名を賜ひて、藤原惠美押勝といふ、系譜 武智麿の二子、事關白となり敏賢にして、略々書史に涉り、阿部少麿に従ひて算數を學び、其術に達す、内舍人、大學少允を歴、從四位下に累進し、民部卿となり、天平十五年參議に任じ、左京大夫を兼ね、尋で近江守に遷り、十八年式部卿に轉じ、東山道鎮撫使を兼ね、從三位に進む、天平勝寶元年大納言に陞り、紫微令、中衛大將を兼ね、從二位となる、仲麿深く孝謙天皇の寵する處となり、毎に左右に侍したりしが、天平寶字元年皇太子道祖王廢せらる、に及び、皇嗣に關して廟堂頗る異論ありしと雖、天皇は仲麿の議を用ひ、其女婿たる大炊王(仲麿の子眞從の卒後、其妻栗田諸姉を子養して大炊王に再嫁せしめたるなり)を冊立し給へり、天皇の信任かくの如く厚かりしを以て、參議橋本良嗣これを除かん事を圖りしも、事成らずして減ぶるや、連坐するもの多く、仲麿に反對せる公卿等皆退けらる、これより仲麿の威内外に振ひ、百官目を側つ、既にして同二年淳仁天皇即位するに及び、その外戚と擁立との功を以て、權勢甚熾なり、この年勅を奉じて官名(クワンセイ)參看)を改めしが、仲麿は大保(舊稱右大臣)となり、功封三千戸、功田一百町を賜ひ、別に鑄錢舉稻及び惠美家印を用ふるを聽されしが、明年、大師(舊稱太政大臣)に進み、從一位となる、五年正一位に陞り、近江國淺井高島二郡の鐵穴各々一處を賜ふ、時に其子三人參議、他は衛府國司に任じ、姻戚亦顯要に居る、故に衆怨を慮り、猜防益々甚しき

フチハ

フチハ

に際し、會々僧道鏡、稍々孝謙上皇の寵を蒙り、仲鷹の寵幸衰へしかば、此時政上皇の手に出づ。私にこれを除かんとし、八年上皇に諷して四畿内、三關、近江、丹波、播磨等の兵事の都督となり、反謀顯る露る、上皇之を知りて大に怒り、少納言山村主をして中宮院の鈴印を収めしめ、詔して其官位姓名を剝奪し、功封を没収し、且三關を警固せしむ、仲鷹即ち其夜近江に走りしが、藤原藤下鷹征討使として下向し、加ふるに、山背守日下部子廣等まづ近江に至りて、勢多橋を焼きしを以て、仲鷹色を襲ひ、將に越前に赴き、鹽燒王を立てんとし、精兵を率ゐて發知關に入りしも、物部廣成の敗る處となり、其子越前守辛加知亦任地にて殺されしかば、進退據を失ひ、船に乗じて淺井郡鹽津に渡航せんとして逆風に會ひ、轉じて高島郡三尾崎に至り、官軍と戦うて大敗し遂に斬らる、年五十九、妻子眷族與黨、皆尋で誅に伏す(大日本史)

**フチハラノフヨリ** 藤原信賴 藤原信賴、忠隆の三子、藤原人となり庸闇にして、他の才能なし、而して後白河上皇の嬖幸する處となり、累りに右兵衛佐、左近衛權中將等を歴、藏人頭に補し、保元三年參議に任じ、右衛門督を兼ね、正三位權中納言に進み、檢非違使別當となる、信賴寵を恃みて驕恣なり、藤原通憲と權勢を争うて相軋り、互に事に因りて之を圖らんとす、時に信賴大將たらん事を望みしに、通憲上皇を諫止したるを以て、其目的を達せざりしかば、大に之を怨み、常に病と稱して朝せず、中納言源師仲と相結び、其家に就いて日夜武藝を習ひ、通憲に報せんことを謀る、而して通憲は、平清盛と婚を通じて、勢力甚熾んなり、會々源義朝孤立して援なく、資望頗る平氏より輕かりしが故に、清盛と相語らず、信賴之を察し、引いて與黨となし、平治元年

フチハ

年清盛が、熊野に赴きたる不在に乗じて兵を擧げ、三條殿を焼き、後白河上皇及び二條天皇を幽し、通憲を殺したりしも、清盛の敗る處となり、軍を棄て、通る、義朝即ち東國に走らんとし、八瀬に至るの頃、信賴追及し、共に從はんことを請ふ、義朝罵りて曰く、卿首として大事を擧げ、然も一戦に及ばず、何の面目ありて、我に見えんとするかと、鞭を擧げて其頰を撃つ、信賴俯して答ふる能はず、是に於て仁和寺に入り、上皇に哀訴す、上皇これを憫み死一等を宥さんと欲したれども、天皇諷かず、清盛に命じて六條河原に斬らしむ、年廿七、平治の亂(ヘイザノラン) 參看(公卿補任、大日本史)

**フチハラノヒデサト** 藤原秀郷 世に田原藤太と稱す、藤原村雄の子、藤原朝武の孫にして、壽略あり、延喜の末罪を犯して配流せられしが、後ち下野掾、押領使となり、六位に叙す、天慶四年平將門叛し、關東諸國を陥れ、凶熾甚熾んなり、秀郷陽にこれに應じ、其營に至りて諷を通ず、將門その至るを聞いて甚喜び、時將に髮を梳りしが、結束するに及ばず、急に帽を戴いて出で迎ふ、秀郷謂らく、彼今大事を擧ぐるに際し、舉措輕跳なること此の如し、これを誅する易なる而已と、遂に平貞盛と協規同力して將門を攻め、大に之を破る、將門箭に中りて馬より墜つるや、秀郷進みて其首を斬る、功を以て特に従四位下に陞り、功田を賜うて子孫に傳ふ、後ち下野武藏兩國守に任じ、また鎮守府將軍に拜す、歿年詳かならず(大日本史)

**フチハラノヒロツグ** 藤原廣嗣 宇合の長子、天中從五位下に叙し、大養徳寺となり、尋で太宰少貳となる、時に廣嗣、吉備眞備、僧玄昉と相語はざりしが、天平十二年八月上表して

フチハ

政事の得失を論じ、天地の災異を陳じ、眞備玄昉の二人を除かんことを請ふ、朝議許さず、是に於て九月遂に兵を太宰府に起し、營を遠河郡に造り、兵營を設け、烽燧をおく、朝廷即ち大野東人を大將軍に、紀飯麿を副將軍とし、東海、東山、山陰、山陽、南海五道の兵一萬七千餘人を率ゐて、廣嗣を征せしめ、また別に佐伯常人、阿部虫麿に兵四千餘人を授けて之を援けしむ、既にして東人等進みて豐前に入り、廣嗣の將、京都郡(豐前國)鎮長小長谷常人を斬り、登美、板櫃、京都三營の兵千七百餘人を生虜にす、十月廣嗣自ら兵一萬餘人を率ゐ、筑後國板櫃川に到り、佐伯常人等と戦うて利あらず、廣嗣の軍之よりしてまた振はず、出で、降る者相繼ぐ、是に於て廣嗣事の成らざるを知り、肥前國佐賀島より船に乗じ、靴羅島に到り、標蕩する事一晝夜、西風忽ち起りて船進まず、再び佐賀島に吹き還され、進士阿部黒麿の捕ふる處となる、東人命じて十一月一日松浦郡に誅す、明年正月餘黨并に生虜の罪を決し、杖徒流死没入する者殆ど三百餘人なり、天平勝寶中眞備貶せられて筑前守となり、尋で肥前守となりしが、會々廣嗣の墓に詣りて之を祭り、遂に祠を立て、請じて鏡湖(永鏡、鏡宮に作る)と號し、また爲めに知識無怨寺を創せりといふ、廣嗣生れて魁偉、博く典籍に亘り兼ねて佛敎に通じ武藝絶倫にして兵法に練習せるのみならず、天文陰陽の書、管絃歌舞の技、皆精微を究め、才能を以て稱せらるる○按ずるに廣嗣の擧兵は、京都における政權争奪の結果に過ぎず、久米邦武氏は「武智麿の兄弟皆薨せり、因て從兄弟五に長を争ひ、廣嗣は式家の嫡なれば、豐成仲廣(南家)永手(北家)等と軋し、志を得ず、玄昉眞備等は帝の謀臣にして、廣嗣を太宰府に遠けしが遺恨の本なるべし」といへ

フチハ

るは従ふべし、天平十二年九月太宰府の管内に下されたる詔の中に、逆人廣嗣等本凶惡、長益詐許、其父故式部卿常欲除棄、朕不能許、掩蔽至今、比在京中、讒亂親族、故令遷遠、冀其改心、といへるは、其消息を洩らしたるものなり、而して京都にもまた内應同盟の徒黨ありしことにつきては、吉田東伍氏が「十月官軍西へ向け出發の後、俄に平城に留守官をおき、征西の諸將へも、此旨使を立て、報知し、帝は俄に大和を避けて關東を指し、伊賀伊勢に巡幸せられたるにて知るべし、斯くて十二月廣嗣亡びて後還御せらる、左れば内應の徒黨は、其計策を見透かされ、兵を動かして得ずして捕はれたるなり」といへるもの、頗る當を得たり(續紀、大日本史、史海、僧玄昉「同、田口氏の史海」)

**フチハラノフチフサ** 藤原藤房 幼名は惟房、藤原宣房の長子、藤原後醍醐天皇に仕へて、左大辨に任じ、參議を歴て中納言に進み、左兵衛督を兼ね、檢非違使別當となり、正二位に至る、元弘元年北條高時兵を遣はして京都を犯さんとす、藤原親王夜人を馳せて變を上る、時に藤房は弟季房、藤原師賢等と宿直したりしが、急に天皇及び神器を奉じて逃れ、三條河原に抵りて、藤原親王以下數人追ひ至る、天皇肩輿に御して奈良に赴き、遂に笠置に入り給へり、藤房等皆微服して之に従ふ、賊夜火を行宮に放つ、藤房即ち師賢、源具行等數人と天皇を扶け、三月有玉山に至りて、賊兵の爲めに捕へられ、二年五月常陸に流さる、三年五月高時誅に伏するに及び、京に歸るを得たり、時に四方の義兵興起して賊を平定せるを以て、天皇は藤原實世に勅し恢復の賞を論ぜしむ、將士功を争ひ、實世之を決すること能はず、因て藤房に勅し、代りて其事を掌らしむ、

フチハ

藤房乃ち勤惰を勸察し、眞偽を臆別し、擬授略は備はる、然るに天皇、内勅を下して恩賜する所多し、藤房謙むべからざるを知り、病と稱して朝せず、天皇更に藤原光經を以て之に代らしむ、光經將に奏して賞を行はんとするや、天皇内旨によりて徒らに行賞を施し、有功の將士恩賞に預からず、而して天下漸く無事なるや、天皇政治を顧みず、宴遊を事とせるを以て、世大に擾動し、將士また亂を思ふに至る、建武元年出雲守護高良千馬を獻す、天皇大に喜び、馬寮をして養はしめ、天馬と呼ぶ、一日馬場殿に御し、内大臣藤原公賢に問うて曰く、天馬の出づるその應如何と、公賢故事を引て時瑞を識し、群臣また慶賀す、藤房後れて至る、天皇亦これを問ふ、藤房支那の故事を引きて不祥となし、却て賞罰當を失し、執政多きを述べ、大に諫むる所あり、天皇悦びずして罷む、後ち屢々言上して諫むる所あれども、聽かれず、是に於て藤房、臣の道我に於て盡くるとなし、宮中を逃れて北山の岩倉に入りて僧となる、天皇大に驚き、宣房に命じて之を索めしむ、宣房人を馳せて之を召さしめしに、藤房和狀を以て答へたれば、宣房乃ち親ら馳せて岩倉に至れば、藤房既に無し、而して其終る所を知らず、世に妙心寺授翁(宗弼)は、藤房の出家したるものなりと稱すれども、其誤なることは、大日本史、史學雜誌「妙心寺授翁は藤房卿に非ざる説」に辯じて餘蘊なし、なほ宗弼(ツウヘツ)參看(大日本史、史學雜誌)

**フチハラノフユツク** 藤原冬嗣 世に閑院大臣と稱す、藤原内膳の二子、藤原延曆の末左右衛士尉を經、大同中從五位下に叙し、春宮亮となり、侍從を兼ね、從四位下中務大輔に進む、弘仁元年朝廷藏人所をおくに及び、冬嗣、巨勢野足と

フチハ

共に其頭となる、尋で春宮大夫、式部大輔を經、從四位上に陞り、參議に拜し、遷りて左衛門督を兼ね、また春宮大夫となり、三年正四位下に叙し、左大將を兼ねしが、五年從三位に進み、八年權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、明年大納言に任ず、十二年右大臣に拜し、正二位に累進せり、天長中意見封事三條を上りて時事を論じ、皆嘉納せらる、二年左大臣となり、三年七月薨す、年五十二、正一位を贈り、文徳天皇即位するに及び、外祖父の故を以て更に太政大臣を贈る、冬嗣器宇温俗、識量弘雅、才文武を兼ね、寛容物に接す、また施藥院(ヤクケン)參看)をおき、親族貧乏の者を收養し、勸學院(クワンガクケン)參看)を設け、子弟に教授せり、嘗てまた弘仁格、内裏式を撰し、更に國史を監修したりしが、いまだ成らずして薨じたり(公卿補任、大日本史)

**フチハラノミチイヘ** 藤原道家 世に光明寺僧といひ、單に峯殿とも云ふ、法名行惠、又東山入道とも稱す、長經の長子、母は藤原能保の女、延久四年生る、土御門順徳兩朝に仕へ、侍從、左近衛中將、權中納言を歴て、從二位に叙す、左近衛大將を兼ね、建保六年進で左大臣となる、承久元年征夷大將軍源實朝試せられて源家嗣なし、執權北條義時、道家が源頼朝の妹の孫に當れるが故、其子頼經を迎へて將軍となす、三年九月九條天皇立つ、道家天皇の舅たるを以て攝政となる、尋で後鳥羽上皇兵を擧げて關東を討す、七月義時の軍京都を陥れ、天皇を廢し、道家の攝政長者を尊む、安貞二年十二月關白となる、三年長子左大臣敦實、道家に代りて關白となる、然れども道家尙ほ舊のごとく機務に預れり、文曆元年後堀河上皇崩じ、

フチハ

四條天皇幼冲なり、時に道家の子頼経は將軍にして、外舅西園寺公經は後院別當たり、一門皆顯要の地を占め、道家、教實父子頗る政を專にし、勢威朝野を壓せり、嘉祿元年教實薨するに及び、道家又攝政となる、曆仁元年准三宮に准ぜられしも辭して受けず、尋で薨す、詔して朝參故の如くならしむ、幾もなくして四條天皇崩じて繼嗣未だ定まらざるや、道家、順德天皇の皇子忠成親王を立てんとす、北條泰時聽



(集苑掛纂編料史)藏所爵公條九

かすして、土御門天皇の皇子邦仁親王を立て、是を後醍醐天皇となす、天皇即位の初め政大小となく道家及び西園寺實氏に諮問せり、晩年毘沙門谷に光明峯寺を建て之に居住す、依て光明峯寺殿と云ふ、建長四年薨す、年六十、嘗て東福寺を京都東山に創立して、東大興福二寺に擬し、僧圓爾をして之に居らしめたり、**藤原道兼** (桃華葉業、大日本史)

リ、又粟田關白ともいふ藤原兼家の四子藤原道隆始め華山天皇即位するや、中納言藤原義懷外舅の親を以て朝政に干與し、頗る勢力あり、兼家、これを忌み、天皇をして早く讓位せしめ、己れ攝政たらんことを欲す、道兼時に藏人左少辨として天皇に親近したりしが、父の意中を推察し、其目的を貫かんことを謀るに際し、會々女御藤原氏子薨じ、天皇追慕の情極めて切なり、道兼即ち僧嚴久と佛經を開説し、位を去らんことを勧めて曰く、陛下た、早く捨身して、女御の菩提を弔ひ給はば、供養之に過ぐるものなからん、臣亦奉從して出家すべきなりと、天皇是に於て意を決し、寛和二年六月、夜道兼と共に潜かに宮を出でて華山に赴かんとす、期に臨み天皇猶豫し給ひ、朕且く再考すべしと宣ひしに、道兼聲に應じて、劍璽已に東宮に歸せり、事止むべきにあらずと奏聞せしを以て、天皇已を得ず華山元慶寺に投じて落飾し給へり、而して道兼亦被刺すべかりしに、即ち天皇を欺いて曰く、臣父に告げずして形を變ぜば、永く不孝の子たるべし、請ふまづ家に歸り、訣別したる後にせんと、即ち衣を拂うて去る、天皇はじめて其責る處となりたるを悟りしも、亦策の施すべきことなかりき、既に一條天皇位に即き兼家攝政となるや、道兼亦登庸せられ、未だ半歳ならずして、累進して權中納言に任じ、永祿元年權中納言に拜し、正二位に叙し、正曆元年右大將を兼ね、明年内大臣となり、五年右大臣に轉じ、六年道隆の後を嗣ぎて關白となりしが、職に在ること七日にして薨す、年三十五、勅して太政大臣正一位を贈る、道兼人となり雄傑にして得多く、心性鷹房なり、また常に華山天皇を讓位せしめたるを自負し、人に語りて曰く、吾父に功あり、關白たるもの吾にあらずして誰ぞやと、然るに道隆職を襲ぐ

フチハ

フチハ

フチハラノミチカカ

藤原道隆

世に中關白と稱す藤原兼家の長子藤原道隆、永觀二年累進して從三位に叙し、春宮權大夫に任じ、寛和中權中納言、權大納言を歴、正二位に叙す、永祿元年内大臣となり、尋で左大將を兼ね、正曆元年兼家疾を以て關白を辭するに及び、道隆これに代り、尋で攝政となる、はじめ兼家竊に藤原有國、平惟仲等に、諸子中職を嗣がしむべき者を議したる時、有國は道隆の弟道兼と善きを以て、道兼を推し、惟仲は嫡庶の分亂るべからざるの故を以て道隆を推したり、兼家惟仲の説を是としこれに従ひしが、道隆傳聞し、喜ばずして曰く、吾が執政の職を得たるは、德運にあらずして、徒に嫡長たるが爲めのみ、何ぞ眉目と爲すに足らん、然れども有國に對しては報せざるべからずと、其職を承けて攝政となるに及び、首として有國父子の官を奪ふ、正曆二年内大臣を辭し、四年攝政を停めてまた關白となる、而して除目官奏なほ攝政に准す、長徳元年病に罹り、子伊周をして權中に省中の事を攝せしめ、四月薨す、尋で薨す、年四十三(公卿補任、大日本史)

フチハラノミチナガ

藤原道長

難髮して行觀といふ、後ち行覺と改む、世に法成寺關白、法成寺攝政、法成寺入道前關白太政大臣、寺關白など、稱す藤原兼家の五子藤原道長、天元三年從五位下に叙し、累進して永延元年從三位に陞り、左京大夫を兼ね、明年權中納言となり、正曆中權大納言に轉じ、從二位に叙し、左近衛大將を兼ね、時に兄關白道隆の子伊周前冠にして内大臣たり、道

フチハ

長これと權を争ひ、恒に相詰はざりしが、長徳元年道隆病むに及び、奏請して、伊周をして内覽せしむ、既にして道隆薨じ、道兼代りて關白となりしも、在職七日にして薨す、是に於て伊周關白たらんことを望み、一條天皇の意亦伊周にありしと雖、天皇の御母東三條院は、道長の姉なりしを以て、道長の爲めに、強て天皇に請ふ處あり、天皇已むを得ず、道長をして内覽せしむ、尋で右大臣に拜し、兵長者となる、既にして長徳二年四月、伊周及び其弟隆家事に座して配流せられ、其餘黨皆卻けるに及び、天下の權全く道長的手中に歸す、此年七月左大臣となり、正二位に進む、長保二年道長の女、女御彰子立ちて中宮となる、上東門院これなり、後一條、後朱雀の兩帝を生む、是に於て道長漸く權を弄せるが故、天皇これを厭ひ、自ら中書王の免妻賦の後に「叢蘭欲茂秋風吹破、王事欲寄、讒臣亂國」と書し給へり、晏駕の後道長これを函中に發見し、怒りて破棄したりといふ、尋で三條天皇即位するに及び、道長の借悉益々甚し、はじめ天皇潛龍の時、藤原濟時の女臈子を納れて小一條院を生みしが、此に至り、道長また其女研子を進め、遂に立て、中宮となし、臈子を皇后と爲す、而して天皇の太子は敦成親王にして、一條天皇の皇子、母は道長の女彰子なりき、故に道長は早くこれを擁立せんとし、天皇が眼疾を患ひ給へるに乗じ、長和五年天皇に迫りて位を太子に讓らしむ、後一條天皇これなり、道長即ち攝政となり、三宮に准じ、年官年爵を賜ふ、明年攝政を子頼通に傳へ、從一位に叙す、三條上皇崩するに及び、道長遂に太子を廢し、更に彰子生む所の敦良親王を皇太弟となす、尋で太政大臣となる、寛仁二年兼車宮中に入入するを許されしが、幾もなくして太政大臣を辭せり、

是歳十月、女威子立ちて中宮となる、道長喜に勝へず、和歌を詠じ、志を寓して曰く「此世をば我世とぞおもふ望月のかけたることもなしとおもへば、此時に際し、道長は位人臣を極めたる而已ならず、其女三人皆后位に居り、四女孀子は敦良親王の妃、五女御匣殿は廢太子小一條院の妃となり、而して故一條院には叔父たり、後一條天皇及び太子敦良親王には祖父たりしを以て、天下の勢望榮華を一身に集めたりき、三年疾によりて薨す、萬壽四年十一月病篤きに及び、車駕親臨してこれを問ひ、また爲めに詔して天下の調庸を免ぜらる、十二月薨す、年六十二、長元元年其墓を以て、荷前例幣の數に列せらる、道長寛仁中、上東門私第を營み、費を諸國司に課し、其大石を輸するや、民舎の戸牖を徹して地を藉り、行人を過め之を曳かしむるに至る、第成るに及び、王公以下贈遺相繼ぐ、性甚だ佛乘を信じ、六齋日毎に天下の殺生を禁じ、また屢々佛堂に供養す、其儀御齋會に准じたり、はじめ淨妙寺を木幡に造り、別當所司をおき、後ち法成寺を京極に創め、これを東大寺に號せんと欲し、大に功役を興し、公卿をして、宮中諸司及び神泉苑、乾臨園等の石を採り、以て其用に充てしむ、土木いまだ成るに及ばずして道長病に罹る、頼通其事を亟くせんとし、諸國に令し、響る公事を緩にするも、此役を怠るなからしむ、故に遐邇奔湊し、日ならずして成る、病革るに及び移りて此に居る藤原運府秘鈔、法成寺攝政記(公卿補任、古事談、大日本史)

フチハラノミチノリ

藤原通憲

難髮して圓空と號し、後ち信西と改む藤原實兼の子、高階經敏の子養する處となる、然れども本姓を改めず藤原鳥羽崇徳近衛の三朝に歷仕し、正五位下

フチハ

フチハ

日向守に任ず、宏才博覽にして典故に練達し、兼れて經學天文算道佛敎に通じ、詩歌管絃に堪能なり、今日存する處の信西書箱目錄を檢し、其藏書類多く、丸流百家皆備ばらざるはなきを見ても、學殖の一斑を知るべし、然るに其家たるや、南家の儒流たるがゆゑに、當時凡庸公卿間に卓然として秀でたりと雖も、榮達の望なかりしを以て、快々として樂まず、加ふるに、一日自ら相して、劍首を貫くの相あるを知り、遂に意を決して僧とならんを欲したりしが、居る所の官卑くして、日向入道を以て世に稱せられんを憾み、屢々鳥羽法皇に請うて少納言たらん事を望み、天養元年遂に之に任ぜらる、幾くもなくして薨す、久壽二年後白河天皇の即位するや、通憲の妻朝子天皇の乳母たるの故を以て、深く親任する所となれり、會々保元の乱、ハウゲンノラン(參看)起るに及び、通憲勅を奉じて源義朝等に軍事を諍ひ、其策によりて克つことを得たり、乱平ぐの後、藤原頼長の與黨藤原成隆、同盛黨等潛匿して出でざりしかば、通憲即ち計を設け、其罪を科して曰く、某は某國に配し、某は某地に放つと、是に於て成隆以下罪死に抵らずとなし、難髮して出で降り、源爲義、平忠正等亦降を請ふ、通憲竟に死を以て論ず、廷臣往々にして異論あり、通憲奏して曰く、臣聞く、非常の事は、人主専らこれを斷ず、今もし反徒を宥さば、恐くは後患を遺さん、悉く斬るに若かざるなりと、天皇これに従ふ、嵯峨天皇以來朝臣を死に處すること久しく絶えたりしに、是に至りて亦此事あり、爾來天下の事與り聞かざるはなく、權勢日に隆なり、はじめ藤原忠通、大内の類廢し、朝儀の廢闕せるを憂ひ、繕治の事を奏請したりしも、鳥羽天皇、冗費を致さん事を慮り許さざりしが、通憲事を用ふるに及び奏してこれを

フチハ

修治し、殿堂門簾、諸司八省、繞に年を踰えて成り、朝會内宴悉く舊に復す、また延久の故事に違ひ、記録所をおき、政事を裁決せり、既にして二條天皇禪を受く、然れども政上皇に出で、通憲の權威益々大なりしが、通憲これと隙あり、而して信賴近衛大將たらん事を望むに際し、通憲上皇を諷めて其不可を陳じ、また唐安藤山の事實二卷を圖して進覽せり、蓋し信賴を以て安藤山に比し、以て諷したるなり、信賴聞いて之を衒み、源義朝が通憲と相諍はざるを見て、引いて餘黨となし、通憲を除かん事を圖り、平治元年、平清盛熊野に赴きたる間に乘じて兵を擧ぐ、通憲探知し、俄に大和田野に奔る、信賴等其逃亡を知らず、即ち兵を率ゐて三條殿を圍みて之を火し、曉に及び通憲の宅を焼き、多く婢妾を殺す、而して通憲は、田原に赴き穴を穿ちて其内に隠れしが、義朝の將源光泰の捕ふる所となる、信賴命じて斬首し獄門に梟す(平治の乱「エイザノラン」參看)通憲博學多藝なるのみならず、また歌舞を好み、嘗て歌曲中佳なるものを撰び、磯禪師に教へて之を舞はしむ、自拍子此に始まるといふ(日本書紀、法曹類林、日本紀註(大日本史、愚管抄、平治物語))

フチハラノミヤ

藤原宮 藤原持統、文武、二天皇の皇居(大和國高市郡大原村)藤原持統天皇朱鳥七年(天皇即位の三年)藤原宮地に幸し、同八年春藤原宮に幸し、冬十二月藤原宮に都を定め給ふ、文武天皇即位の年、また此に都を定め、百姓千五百五煙を宮中に入れ布を賜ふ、元明天皇の和銅三年に至り、都を平城に遷さる(ナラノミヤ)の(參看)同四年藤原宮焼亡し、遂に廢墟と爲る、其間約十六年間なり(書紀、續紀、日本書紀)

フチハ

府治革論) 藤原基經 幼名手古、世に堀河大臣と稱す、昭宣公と勅諡す(長良の子、叔父良房に養はれて其家を嗣ぐ)仁壽元年正六位上に叙し、齊衡天安の間左兵衛少尉、少納言、左近衛權少將を経て、職人頭に補し、貞觀五年左中將に遷り、六年參議となる、八年伴善男等應天門を燒くや、源信に連なる、藤原良房、これを信じ、信を罪せんとするに際し、基經其誣たるを知り、良房に説く所あり、信因て罪を免かるゝを得たり、是歲從三位に進み中納言に拜し、十年左大臣に陞り、明年陸奥出羽按察使を兼ね、十二年大納言に轉じ、從二位に叙し、十四年右大臣に拜す、十八年清和天皇即位するに及び、年尙幼なるを以て、萬機を攝政すること良房の故事のごとし、元慶元年六將を辭す、二年正二位に叙し、四年太政大臣に任じ、明年從一位となり四年攝政を停めて關白となる、既にして天皇稍々長じ昏狂日に甚し、基經之を憂ひ、八年二月遂に天皇を廢し、光孝天皇を立つ、天皇定策の勳を念ひ、禮遇愈々渾く、轡車に駕して宮中を出入するを許し、また諸道の博士に命じて、太政大臣の職掌を勸奏せしめ、同年六月特に勅を降し、萬機を以て、まづ基經に稟し、然る後奏問せしめらる(これ即ち關白の義なれども、また職名とならず)天皇皇子多し、然れども基經を憚りて太子を定めざりしが、三年不豫の、とあるに及び、基經の議により定省親王を太子と爲す、此年天皇崩じ太子即位す、宇多天皇これなり、天皇また百官に詔し、萬機巨細となくまづ基經に關白し、然る後奏せしむること一に故事のごとなりき、基經上表してこれを辭す、因りて重いて轉廣相に命じ、勅答を作らしめられしが、

フチハラノモトツネ

藤原基經 幼名手古、世に堀河大臣と稱す、昭宣公と勅諡す(長良の子、叔父良房に養はれて其家を嗣ぐ)仁壽元年正六位上に叙し、齊衡天安の間左兵衛少尉、少納言、左近衛權少將を経て、職人頭に補し、貞觀五年左中將に遷り、六年參議となる、八年伴善男等應天門を燒くや、源信に連なる、藤原良房、これを信じ、信を罪せんとするに際し、基經其誣たるを知り、良房に説く所あり、信因て罪を免かるゝを得たり、是歲從三位に進み中納言に拜し、十年左大臣に陞り、明年陸奥出羽按察使を兼ね、十二年大納言に轉じ、從二位に叙し、十四年右大臣に拜す、十八年清和天皇即位するに及び、年尙幼なるを以て、萬機を攝政すること良房の故事のごとし、元慶元年六將を辭す、二年正二位に叙し、四年太政大臣に任じ、明年從一位となり四年攝政を停めて關白となる、既にして天皇稍々長じ昏狂日に甚し、基經之を憂ひ、八年二月遂に天皇を廢し、光孝天皇を立つ、天皇定策の勳を念ひ、禮遇愈々渾く、轡車に駕して宮中を出入するを許し、また諸道の博士に命じて、太政大臣の職掌を勸奏せしめ、同年六月特に勅を降し、萬機を以て、まづ基經に稟し、然る後奏問せしめらる(これ即ち關白の義なれども、また職名とならず)天皇皇子多し、然れども基經を憚りて太子を定めざりしが、三年不豫の、とあるに及び、基經の議により定省親王を太子と爲す、此年天皇崩じ太子即位す、宇多天皇これなり、天皇また百官に詔し、萬機巨細となくまづ基經に關白し、然る後奏せしむること一に故事のごとなりき、基經上表してこれを辭す、因りて重いて轉廣相に命じ、勅答を作らしめられしが、

フチハ

其文中「所謂社稷之臣非朕之臣、宜以阿衡之任爲卿之任」の句あり、時に阿衡は典職なしと説くものあり、基經聞いて喜ばず、これよりしてまた改を改作して之を賜ひ、事漸く解く(阿衡の紛議「アカヲノフンギ」參看)寛平二年病あり、奏請して關白する事を辭し、明年正月薨す、年五十六、正一位を贈り、越前公に封じ、其墓を以て、荷前例幣の數に列せらる、基經職にありて慎重祇畏なり、清和天皇以來萬機を總攬し濟益する所多し、また致く儒術を崇び、釋奠の日、公卿を率ゐて先聖を拜し、明經博士をして周易を誦せしむ、元慶中勅を奉じて文德實錄十卷を撰す、而して藤氏の盛大となりし所因のもの、蓋し良房に起因すと雖、而も基經其後を繼いで、勢力を發展したるに基くなり(公卿補任、大日本史) 藤原行成 義孝の長子、祖父伊尹養うて子とす(寛和和申侍從となり、左兵衛權佐に任じ、永祿正曆の間、備後權介を兼ね、從四位下に叙し、長徳元年藏人頭となる、はじめ行成、藤原實方と事を殿上に争ふ、實方怒に堪へず、行成の冠を取りて之を中庭に投ず、行成敢て争はず、主殿司をして冠を取らしめて之を著し、除るに暴行の理由を問ふ、一條天皇部を隔て、之を見、密かに其器宇の大なるに感じ給ひしが、會々藏人頭藤原俊賢參議に遷るに及び、天皇藏人の後任を俊賢に譲す、俊賢行成を勸めたるに、天皇は官階卑賤の故なるを以て躊躇し給ひしが、俊賢重ねて、行成の才能人に過ぎ、獻納を司るに足る、何ぞ資望の淺きを以て其登庸を沮まん、それ人君の務は人を知るにあり、人を知れば賢者益々徳を進め、小人自ら戒心を懷く、然らざれば、政事愈失なき能はず、陛下

フチハラノユキナリ

藤原行成 義孝の長子、祖父伊尹養うて子とす(寛和和申侍從となり、左兵衛權佐に任じ、永祿正曆の間、備後權介を兼ね、從四位下に叙し、長徳元年藏人頭となる、はじめ行成、藤原實方と事を殿上に争ふ、實方怒に堪へず、行成の冠を取りて之を中庭に投ず、行成敢て争はず、主殿司をして冠を取らしめて之を著し、除るに暴行の理由を問ふ、一條天皇部を隔て、之を見、密かに其器宇の大なるに感じ給ひしが、會々藏人頭藤原俊賢參議に遷るに及び、天皇藏人の後任を俊賢に譲す、俊賢行成を勸めたるに、天皇は官階卑賤の故なるを以て躊躇し給ひしが、俊賢重ねて、行成の才能人に過ぎ、獻納を司るに足る、何ぞ資望の淺きを以て其登庸を沮まん、それ人君の務は人を知るにあり、人を知れば賢者益々徳を進め、小人自ら戒心を懷く、然らざれば、政事愈失なき能はず、陛下

フチハ

之を察し給へと奏上せるを以て、天皇また然りとし、即日行成を藏人頭に補せられたるなり、是より先行成成順日久しく、快々として樂まず、雍髮して世を遊べんと欲したりしが、俊賢素と其才能に服せるの故に、常にこれを慰藉し、力を竭して獎勵する處あり、而して藏人頭に任ずる、亦俊賢の推擧たるにより、行成深く徳とし、後ち中納言に任ずるや、班俊賢の上によりしも、毎座席を譲りたりといへり、尋で民部權大輔、左右中大辨等を経、大和權守を兼ね、長保三年參議從三位に任叙し、寛弘中皇太后宮權太夫を兼ね、兵部卿となり權中納言に任す、長和二年正二位に進み、寛仁三年太宰權帥を兼ね、四年大納言に轉じ、萬壽三年遷りて按察使を兼ねしが、明年十二月薨す、年五十六、行成、性直諒にして才藝多し、世に源俊賢、藤原齊信、同公任と共に四納言と稱せらる、又最も書法に長じ、當世に冠絶し、兼明親王、藤原佐理と名を齊す、はじめ行成連に職事に補し、辨官に任ぜるが故に、禮典失墜多かりしが、稍々練習するに及び、却りて等輩に優れり、時人以て學問の力なりといへり、長保中外祖源保光の舊宅を捨てて世尊寺を創む、後世行成の書法を傳へて、世尊寺流と稱するもの、蓋しこれに基く(セソシツリウ)入木道「ニフガクダウ」參看)權記、東宮年中行事(公卿補任、大日本史)

フチハラノヨシツネ

藤原良經 世に後京極殿と稱す(兼實の第二子、母は從三位季行女關原權中納言を歴て正二位に叙し、文治五年權大納言に轉す、建久六年内大臣となる、翌年十一月父兼實の關白を罷めらるゝや、良經坐して閉居す、然れども良經尤も和歌に長じたるを以て、後鳥羽上皇の推重する處となり、通親と共に常に和歌御

フチハラノヨシフサ

藤原良房 世に築殿大臣、また白河殿と稱す、忠仁公と勅諡す(冬嗣の二子)天長中藏人に補し、從五位下に叙し、累遷して左中將に任じ、從四位下に進み、承和申參議となり、從三位に陞り、また權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、尋で右大將を兼ね、大納言に任じ、更に民部卿を兼ね、嘉祥元年右大臣に拜し、明年從二位に叙し、仁壽元年正二位に進み、齊衡元年左大將に遷り、天安元年從一位太政大臣に任叙す、貞觀八年敕して萬機を攝行せしむ、人臣にして攝政たる、實に茲にはじまる、十四年九月薨す、年六十九、正一位を贈り美濃公に封じ、且其愛宕墓を以て、荷前例幣の數に列せしめらる、良房風韻俊拔、夙に嵯峨天皇の皇女源潔姫に尙す、而して其女明子(ソメドノノキサキ)參看)文武天皇の女御となり、惟仁親王を生む、親王生れて僅かに九閱月にして太子となる、時に天皇、女御紀名虎の女生む所の惟喬親王を愛し、太子と爲さんと欲したれども、外戚の勢力なきが故に、これを果すことを得給はざりしが、惟仁親王既に太子たるの後も、其なほ幼なるを以て、まづ惟喬親王を立て、惟仁親王の長するを待ちて位

フチハラノヨリナガ

藤原賴長 幼名葛蒲若、世に宇治左大臣、また悪左府と稱す(忠實の二子、忠通の弟)長承中正二位に叙し、權大納言となり、保延元年右大將を兼ね、二年内大臣に任じ、五年皇太子傅を兼ね、左大將に轉す、藤原通憲、これに學を勸む、賴長即ち通憲を師とし、又源師頼、藤原成佐に學び、傍ら同明を憎暁に受け、才名日に著る、忠實特に之を愛す、康治二年はじめて易を學び、更に家儀を通憲に受く、久安三年詔して賴長を以て一の上と爲す、五年左大臣に拜し、從一位に叙す、六年養女多子(藤原公能の女)を納れて、近衛天皇の女御と爲したりしが、時に兄忠通また藤原伊通の女皇子を子養ひ、以て皇后と爲さんとせり、皇子はもと美福門院の養女なり、然るに賴長は多子を皇后とせんと欲し、父忠實と共に鳥羽法皇に請ふ處あり、是に於て多子皇后となり、皇子尋で中宮となる、賴長大に喜ぶ、是より先賴長父の殊寵を受け、且つ才學に自負し、忠通と權力を争ひしが、此事ありてより益々相諍はざるに至れり、而して忠實また忠通を疎んじ、其授くる所の朱器盃盤を奪うて賴長に授け、長長者となす、七年文書内覽の宣旨を蒙る、時に忠通關白たり、而して更に此命ありしを以て人驚怪せざるはなかりき、茲に於て賴長の

フチハ

フチハ



フチハ

權、忠通の上に出づ、既にして天皇の崩するや、美福門院及び忠通等、以て忠實、賴長等の咒詛する所となし、法皇に説きたるが故に、法皇や、これを信じ、皇嗣を定むるに及び、獨り忠通に議し、賴長は與ることを得ず、尋で後白河天皇の立つや、詔して内覽を停む、賴長、忠通の用ひられて、己の疏外せらるゝを見て、不平の情を抱き、會々崇徳上皇が、法皇の追所となりて皇位を近衛天皇に傳へ、天皇の崩後、上皇の皇子重仁親王の立つを得ざりしを憾み、大に不平なるに乗じ、遂に上皇と結ぶ所あり、保元元年法皇崩するに際し、上皇は重仁親王を皇位に据ふんとし、賴長は其登極の後攝政たらんとし、相共に議して、上皇の旨を以て兵を集む、賴長實に其謀主たり、然れども事成らず、兵敗るゝに及び、賴長宮を出で、走るの途、流矢あり頸に中り、口言ふ能はず、藤原盛憲等扶けて車に上る、而して忠實の奈其に在るを聞き、往いて之に見えんとし、木津川に至り忠實に報ず、忠實拒んで納れず、賴長憤懣、自ら其舌を嚙みて、奈其阪に死す、年卅七、朝廷人を遣はして其墓を發掘せしむ(保元の乱ハウヅンノラン參看)後ち高倉天皇の治承元年詔して正一位太政大臣を贈る、賴長姿貌美麗なりと雖も、人となり醜陋深刻にして、朝會毎に諸卿或は喚く至り、或は譏異點なる者あらば、特に之を推辱し、甚しきは其第を燒焚するに至る、故に時人呼びて惡左府といへり、平季好みて經傳を講究し、強記人に過ぎ、未だ嘗て書を廢せず、また載籍を購求せること多く、書庫東西に棚を設け、陽棚陰棚と名づけ、經、史、雜記、本朝の四部に分ちて之を納め、其手書に係る物また多かりき

治郡府中、現今石岡町關原關原常陸大掾詮幹の築く所といふ、子孫世々に居住し、府中大掾と稱す、天正十八年豐臣秀吉關東を定め、佐竹義宣を常陸の守護と爲すや、府中の族人を滅ぼし、南義尚をして城を守らしむ、慶長七年佐竹氏出羽に遷るや、徳川家康、松平信吉に命じて、此城を守らしむ、同年七月六郷政乗を城主となし一萬石を賜ふ、元和九年皆川廣照を封す、正保二年成卿の時封除かれ、松平信綱府中に居る、子輝綱之を襲ぐ、元祿十三年水戸頼房の五子頼隆を封じ、二萬石を賜ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、石岡と改稱す(新編常陸國誌)

ふ、服とは喪服、紀とは節にして、即ち喪服を着する時期といふことなり、略して單に服ともいふ、後世といふこと起りてより、更に服忌または忌服など併稱することとなりたり○天皇が御父母の爲めに服喪し給ふを諒闇といふ、リヤウアン參看

フチユ

フツキ

フツキ

フチユウシヤウ

府中城 關原關原常陸國新

フツキ

佛 「ホドケ」を見よ、

服忌(服忌) 親屬の表に際し、謹慎して、舉哀の意を表する、一定の時期をい

フツキ

天皇、父母、夫、本主 服一年  
祖父、養父母 服五月  
曾祖父母、外祖父母、伯叔父姑、妻、兄弟、姉妹、夫之父母、嫡子 服三月  
高祖父母、舅、姨、嫡母、繼母、繼父同居、異父兄弟姉妹、嫡孫 服一月  
衆孫、從父兄弟姉妹、兄弟子 服七日

フツキ

ふ制ありて、服の間に、幼ありて、哀情を奪ひて本官に就かしむるなり、亦之を起服といふ、今の除服出仕に當る、奪情從公の制は、既に大寶令の制に見えれば、多くは起服したりしなり、其起服する者は、朝にありては美服を著くけれども、家にありては喪服を著く、また輕服に遇へる官人の爲めに、假を賜ふの制あり、假令によるに、夫及び祖父、養父母、外祖父、祖母は卅日、三月の服には廿日、一月の服には十日、七日の服には三日の休暇を賜ひ、假過ぎて出仕せしむ、但し衛士防人に於ては、上番の年即ち在京の間に、二親の喪に遇ふと雖も、官人の例と異なりて解官せしめざりき、後世に至りては、解官と賜暇とを混じて、重喪に遇へる官人にも五旬の暇を賜へり(前表對照)蓋し假に遇ひて、悲哀の情に堪へざるべしと、其情を察して休暇を賜へるものにして、後世の忌といへるものとや、相似たり、かくて服忌の制は、大寶令以來永く其制を傳へて、江戸時代のはじめに至るまで、皆これに據り、變更する處なし、而して幕府にては、五代將軍徳川綱吉の治世、即ち貞享元年二月卅日(はじめて)服忌令を頒り、公家を除くの外、天下一般にこれに従はしむ、服忌とは、前にいへるが如く、服忌と忌との合稱にして、忌は蓋し汚穢を嫌惡して、謹慎するの意に出でたるものに係り、もと神社より起りたるものなれど、また古への假の制を參酌せる處あり、なほ貞享以後に於ても、屢々改正を加へたり、また公家にては、古制を用ひたれども、其時に臨み白河家、もしくは吉田家等に問ひて之を行ひたり、而して忌の間は、門戸を閉ぢ、魚肉を食はず、鬘髮を剃らざる等のことありて、吏員は忌御免といへる命を受けて始めて出仕せり、また服の間は、神社に詣でざるを除くの外、殆

Table with columns for family relationships (e.g., 父, 母, 兄弟) and rows for different periods (貞享元年, 貞享三年, 元祿六年). It details the specific mourning periods (服忌) for various relatives.

Table with columns for family relationships (e.g., 夫, 妻, 兄弟) and rows for different periods (貞享元年, 貞享三年, 元祿六年). It details the specific mourning periods (服忌) for various relatives.

フツキ

フツキ

佛光寺 關原關原常陸國新

フツケ

親鸞山城山科に一字を建立し、順徳天皇より興隆正法寺の號を賜ひ、勅願所とし給ふ、乃ち略して興正寺と稱す、親鸞之弟子眞佛に附し、貞永元年七月親鸞の命により、眞佛之を近江荒木の僧源海に附し、源海は了海に附し、文應二年六月當寺第七世了海の時、東山渡谷に移轉したりと云ふ、然れども實は元應二年了源(空性)始めて山科に一字を建立し、正中元年に至りて落成し、興正寺と號したるものなりとも云ふ、嘉曆二年五月後醍醐天皇勅して阿彌陀佛光寺の號を賜はり、今の號に改む、寛正六年三月後土御門天皇勅して、第十三世光教を門跡になし給ふ、是れ眞宗門跡の始めなりと云へど確かならず、文明四年第十二世性善の長子經豪、故ありて別に一寺を建立し、當寺の舊號を用ひ興正寺と號す、是れ今の興正寺派の本山なり、天正十四年第十六世經範の時、豐臣秀吉渡谷に大佛殿を建立するに方り、秀吉の請により、五條坊門高倉に移轉す、即ち今の地なり、當時秀吉黄金若干、米五百石を寄附して移轉の用途に充つ、天明八年正月晦日火災に罹りて焼失す、寛政二年三月第二十三世隨應、兩堂の再建を経營し、同年三月三月梵鐘を改鑄す、文化八年二月に至りて落成す、元治元年七月再び兵燹に罹りて焼失し、慶應二年十一月第二十五世眞達再建を経營し、明治十三年七月第二十六世家教の時、再建に付朝廷より金百圓を下賜せらる、境内に、六院即ち光園院、大善院、長性院、久遠院、昌藏院、教音院あり、別院四ヶ所、説教所五ヶ所、末寺三百三十九ヶ所あり(佛光寺名所圖繪、平安通志、京華要誌)

フツケウツジハ

佛光寺を本山とす、シンシユウ、フツケウツジハ

佛光寺派

眞宗の一派

フツケ

フツケウ

佛敎 【上代】佛敎の我國に渡來せる年代詳かならず、思ふに三韓との交通は早くより開けたれば、僅少なる一部の國民中には、其頃よりしてこれを意得せるものなきにあらざりしなるべし、繼體天皇十六年に至り、梁の人、司馬達等といへる者大和に來り、草堂を結びて、佛像を安置し之を禮拜したりしが、時人唯目するに異域の神を以てし、之を信するものなかりしといへり、尋で欽明天皇十三年十月百濟の明王、金銅釋迦佛像一軀、并に經論幡蓋等を獻じ、表を上りて大法流通の徳を讃す、これを佛敎が公然我國に傳來したる始めと爲す、天皇大に喜び、禮佛の可否を群臣に議し給ひしに、大連物部尾與、及び中臣鎌子は、我國家既に天地社稷の神あり、今改めて蕃神を拜せば、恐らくは國神の怒を致さんと稱して反對し、大臣蘇我稻日、西蕃諸國既に皆之を禮す、本朝何ぞ受げざらんやといひて贊成したりしが、天皇は遂に禮佛を憚り、佛像を稻日に附與し給へるを以て、稻日は向原の家を捨て、寺となし之を禮拜せり、爾來崇佛派たる稻日及び其子馬子は、非崇佛派たる尾與及び其子守屋等の爲めに、屢々壓迫を蒙りたれども、佛敎の傳來は、同時にまた新文明の輸入を伴へるが故に、當時の社會は之を喜び迎へしを以て、佛敎興隆の氣運は、人力を以て防止する事能はず、用明天皇の時に至り、僧を宮中に召して、天皇の御病平癒を祈らしめ、尋で聖德太子も大に之を信仰し、遂に馬子と共に、守屋等を殺すに及び、天下また有力なる反對黨なかりしかば、太子と馬子とは専ら佛敎興隆に力を注ぎたり、既にして崇峻天皇の時百濟より學問僧并に寺工等を貢獻せる等のことありて、佛敎の發展は頓に著しかりき、推古天皇二年、三寶興隆の詔を下し、尋で太子は法隆寺、四天王寺を、馬子は法興寺を建立し、諸臣また相競ひて寺塔を興し、佛像を作りたり、なほ二十二年には、馬子の疾病の爲めに、千人を度して僧尼となし、三十一年には、寺四十六所、僧八百六十六人、尼五百六十九人の多きに至り、僧正僧都等の僧官をおきて、之を檢校せしめられき、而して佛敎の我國に入りたるは、獨り百濟よりせる而已ならず、之より先三年には、高麗の僧惠善歸化して、聖德太子の師となり、二十四年には、新羅より竹世士をして佛像を貢せしめ、三十年には、僧惠善、惠光、眞に唐に留學したりしが、此に至り業成りて歸朝せり、また三十三年には、高麗の僧慧灌三論宗を傳來し、我國の佛敎はじめて宗名あり、なほ齊明天皇の御宇に遺略はじめて俱舍法相の二宗を傳來し、文武天皇の御宇、百濟の僧道藏また成實論を講敷したるも、竟に盛んなるに至らざりき、これより朝廷にては、常に力を弘敎に用ひ、文武天皇の御宇には、諸國に詔して、家ごとに佛龕を置かしめ、持統天皇の御宇には、僧を大隅及び阿多に遣はして傳敎せしめ、蝦夷人にも、僧たるものありて、邊陲の地にも遍く行はるゝに至れり、既にして大寶令の制定あるや、僧尼令を立て、佛敎に關する制度を定め、僧正僧都律師の三綱を設けて僧侶を檢校し、また支那を置きて僧尼を總管せしめたり【奈良時代】聖武天皇に至り、尤も佛敎を好み、至尊の身を降して自ら三寶の奴と稱し、諸國に國分僧尼寺を置き、また東大寺を建て、大佛を鑄る、孝謙天皇も亦之を尊崇すること厚く、遂に僧道鏡をして、政治に參與せしむる等のことあり、加ふるに行基、玄昉等をはじめて名僧輩出し、なほ天平十二年には、新羅の僧密祥、華嚴經を講敷し、眞諦尤も其弘道に力を竭し、天平勝寶六年には、

フツケ

建久二年榮西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧鑿眞西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧道明、林邑の僧佛智、印度の僧菩提等も來朝して、布敎に移められたれば、佛法海内に瀰漫せり、後世三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の諸宗を古京の六宗と稱す【平安朝時代】桓武天皇の御宇、都を葛城に遷し、宮城を營み給ふに當り、羅生門の兩側に、西東二寺を興して鎮護の道場となし、諸國に講師讀師を置く、これより奈良の諸大寺は、堂塔の壯觀を留むるのみにして、帝京の移徙と共に其勢力を失ひ、以上の諸宗并に皆衰へ、天台眞言二宗の盛大を見るに至れり、是より先空海最澄の二僧、共に入唐して法を學び、歸朝の後、最澄は比叡山延暦寺にありて天台宗を開き、空海は東寺にありて(後ち高野山に移る)眞言宗を弘む、二僧は、我國古今を通じての名僧なりしを以て、天下の尊重する處となりたりしが、最澄の寂後には、空海の學徳一世を蓋ひ、朝野の崇敬を一身に集めたり、淳和仁明の二天皇また空海に歸依し、承和二年はじめて宮中に眞言の道場を開き、祕密法を講修せしめられ、永く恒例となる、所謂御七日の御修法これなり、此後天台宗にありては、圓仁、圓珍を出し、前者は延暦寺に、後者は園城寺に據りて、各々布敎に従事し、遂に二派に分る、世に延暦寺を山門、園城寺を寺門と稱す、其徒相争ふ事水火の如くなりき、また眞言宗は、眞雅、眞慧等後を繼ぎたりしが、鳥羽天皇の御宇覺饒あり、高野山内に傳法院を建て、新義を唱ふ、即ち新義眞言の祖なり、而して最澄空海二人の末實は、共に祕密敎の弘通に力を致したれば、所謂東台兩密相對して興隆繁衍し、且つ空海の末實は奈良の諸大寺に入出したれば、東密は東大寺等にも流傳し、東大寺別當は、東寺長者の兼任する處なりき、かくの如く天台眞言の二宗は、朝廷并に

フツケ

貴族の崇拜を受けたるより、漸く勢力を競ひ、東台兩密靈驗を争ふに至れり、なほ鳥羽天皇の御宇、眞忍出て、融通念佛を唱へ、高倉天皇の御宇法然源空淨土宗を立て、修驗道もまた天台眞言の兩宗に屬するものありて、山野を遍歴し修驗を事とせり、佛敎が著しく發展し、新宗また興隆せる事上述の如くなれば、寺院益々多し、僧尼益々夥しきを致し、田土正税は、帝室に屬するもの實に夥しきとして、多くは佛敎の有に歸し、天下涸々として佛を信せざるものなく、若し佛を謗れば世上の交際を爲す事能はざりしが如し、故に三善清行の如きは、僧の濫行を述べ、造寺の弊を極言したれども、なほ其子をして僧たらしめたり、又其身神に奉ずる職にありても、亦佛を尊べり、されば早に霖に疾病に、皆佛に祈る而已ならず、祝壽の筈にも結婚の前にも、經を讀み像を造り、孕婦の腹に纏ふ帯をも加持せしめ、土葬を謂ひて異常の葬儀となし、常人は火葬して墓を築かざるに至る、これを以て惑溺の甚しき、慨歎に堪へざるものあり、關寺に牛あり、稱して迦葉佛の化す所と爲し、攝政以下相率ゐて之を拜し、又身を焚き身を捨つるは、今の禁する所なるを、廣く人に告げて火に投ずる僧をも、亦相率ゐて之を拜したり、なほ僧侶は都て課役を免るゝことなれば、朝廷にて嚴に私度を禁じ、其業を試験し、之に度牒を授けて僧となす事なれど、延喜の頃には、妻を著へ腥を啖ひ、心屠兒の如く、聚りて群盜を爲すものも間々これあり、其弊害の甚しきや、興福、延暦、園城等諸大寺のとき、并に僧兵を擁して相争闘し、宮闕を犯す等の事あり【鎌倉時代】後鳥羽天皇の御宇源賴朝幕府を鎌倉に開きて、天下の形勢一變すると共に、佛敎も亦革新の端を發したり、即ち文治年中僧能忍始めて禪宗を傳へ、

フツケ

建久二年榮西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧鑿眞西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧道明、林邑の僧佛智、印度の僧菩提等も來朝して、布敎に移められたれば、佛法海内に瀰漫せり、後世三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の諸宗を古京の六宗と稱す【平安朝時代】桓武天皇の御宇、都を葛城に遷し、宮城を營み給ふに當り、羅生門の兩側に、西東二寺を興して鎮護の道場となし、諸國に講師讀師を置く、これより奈良の諸大寺は、堂塔の壯觀を留むるのみにして、帝京の移徙と共に其勢力を失ひ、以上の諸宗并に皆衰へ、天台眞言二宗の盛大を見るに至れり、是より先空海最澄の二僧、共に入唐して法を學び、歸朝の後、最澄は比叡山延暦寺にありて天台宗を開き、空海は東寺にありて(後ち高野山に移る)眞言宗を弘む、二僧は、我國古今を通じての名僧なりしを以て、天下の尊重する處となりたりしが、最澄の寂後には、空海の學徳一世を蓋ひ、朝野の崇敬を一身に集めたり、淳和仁明の二天皇また空海に歸依し、承和二年はじめて宮中に眞言の道場を開き、祕密法を講修せしめられ、永く恒例となる、所謂御七日の御修法これなり、此後天台宗にありては、圓仁、圓珍を出し、前者は延暦寺に、後者は園城寺に據りて、各々布敎に従事し、遂に二派に分る、世に延暦寺を山門、園城寺を寺門と稱す、其徒相争ふ事水火の如くなりき、また眞言宗は、眞雅、眞慧等後を繼ぎたりしが、鳥羽天皇の御宇覺饒あり、高野山内に傳法院を建て、新義を唱ふ、即ち新義眞言の祖なり、而して最澄空海二人の末實は、共に祕密敎の弘通に力を致したれば、所謂東台兩密相對して興隆繁衍し、且つ空海の末實は奈良の諸大寺に入出したれば、東密は東大寺等にも流傳し、東大寺別當は、東寺長者の兼任する處なりき、かくの如く天台眞言の二宗は、朝廷并に

フツケ

建久二年榮西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧鑿眞西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧道明、林邑の僧佛智、印度の僧菩提等も來朝して、布敎に移められたれば、佛法海内に瀰漫せり、後世三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の諸宗を古京の六宗と稱す【平安朝時代】桓武天皇の御宇、都を葛城に遷し、宮城を營み給ふに當り、羅生門の兩側に、西東二寺を興して鎮護の道場となし、諸國に講師讀師を置く、これより奈良の諸大寺は、堂塔の壯觀を留むるのみにして、帝京の移徙と共に其勢力を失ひ、以上の諸宗并に皆衰へ、天台眞言二宗の盛大を見るに至れり、是より先空海最澄の二僧、共に入唐して法を學び、歸朝の後、最澄は比叡山延暦寺にありて天台宗を開き、空海は東寺にありて(後ち高野山に移る)眞言宗を弘む、二僧は、我國古今を通じての名僧なりしを以て、天下の尊重する處となりたりしが、最澄の寂後には、空海の學徳一世を蓋ひ、朝野の崇敬を一身に集めたり、淳和仁明の二天皇また空海に歸依し、承和二年はじめて宮中に眞言の道場を開き、祕密法を講修せしめられ、永く恒例となる、所謂御七日の御修法これなり、此後天台宗にありては、圓仁、圓珍を出し、前者は延暦寺に、後者は園城寺に據りて、各々布敎に従事し、遂に二派に分る、世に延暦寺を山門、園城寺を寺門と稱す、其徒相争ふ事水火の如くなりき、また眞言宗は、眞雅、眞慧等後を繼ぎたりしが、鳥羽天皇の御宇覺饒あり、高野山内に傳法院を建て、新義を唱ふ、即ち新義眞言の祖なり、而して最澄空海二人の末實は、共に祕密敎の弘通に力を致したれば、所謂東台兩密相對して興隆繁衍し、且つ空海の末實は奈良の諸大寺に入出したれば、東密は東大寺等にも流傳し、東大寺別當は、東寺長者の兼任する處なりき、かくの如く天台眞言の二宗は、朝廷并に

フツケ

を蒙りしが故、次第に勃興して、宗風を擧揚し、就中毛利、大内、島津等の諸氏、主として外護の力を盡したれば、其地方にありて大に勢力を有したり、當時また真言宗には宥快、聖憲あり、共に學徳を以て聞え、前者は古義の教相を大成し、後者は新義の教相を大成せり、淨土宗には聖閣あり、常野武相の地を巡行して教化盛んなりき、而して真言宗には兼壽(蓮如)出て、本願寺に據り、眞慧出て、専修寺に據り、各々諸大名と結びて軋轢紛争を事としたりしが、兼如の後光如の時に及び、本願寺益々勢力あり、日蓮宗には、日隆、日親、日眞あり、共に本跡二門の勝劣を論議して一家の見を立て、極力諸宗を排したり、なほ眞日蓮二宗の徒、常に京畿に軋轢し、諸大名また數々彼等を教唆煽動して、紛亂闘争し、京畿并に北國の地方、特に其禍亂に罹る、所謂一向一揆など稱せるもの、即ちこれにして、いづれも強大なる武力を有し、布教の手段と爲したりき、また天台宗には眞盛あり、大に淨土教を鼓吹し、別立したるが如きは、同宗における一異形なり、然れども天台眞言共に類敗甚しく、比叡、高野、根來等は、惡僧の巢窟を以て目せられたり【安土桃山時代】織田信長兵權を執るに及び、僧侶が武力を以て、天下の事を左右するを憤り、元龜二年叡山を圍みて堂塔を燒燼し、後また本願寺を攻めたりとも、利なくして和を講じたりしが、豊臣秀吉の時、天正十三年根來の大傳法院を攻めて堂塔を燒き、また高野山を威服したるより、僧侶の武力大に衰ふ【江戸時代】元和元年徳川家康、五山十刹、大徳寺、永平寺、總持寺、眞言宗、高野山、淨土宗、淨土西山派等の諸法度を制して之を頒ち、寺院の等級、位階の上下、法衣法服の末に至るまで次第に整頓し、且つ寺領を寄附し

フツケ

て興隆を謀りたれば、諸宗共に大に宗風を振るに至れり、加之叡山、三井、高野、根來、白山、本願寺等、前代に至るまで、兵を蓄へ、武力を有したるもの、皆幕府の威に服従して之を解き、純然たる寺院僧侶の面目を保つこととなりしが、家康はなほ本願寺の勢力の大なるを憂ひ、其内訌に乗じ光壽(教如)をして東本願寺を分立せしめ、始めて東西の二派となる、時に天台宗に天海あり、臨濟宗に崇傳あり、并に一代の雄資を以て家康の信任を蒙り、政治に參與したりしが、天海は後輪王寺、寛永寺を開き、崇傳は金地院を開きたり、此外臨濟宗には嶺南、澤庵あり、なほ風澤が別に華嚴宗を興し、靈空が天台の宗義を中興し、記山が曹洞寺院の、師弟繼承の弊風を救ひ、有徳を選びて住持たらしめしが如き亦一時の傑なり、而して日蓮宗には、日重の弟子に日乾、日蓮の二人東下して、關東に談林を興し、後ち身延山の主となるに方り、日蓮宗亦大に關東に繁衍し、眞言曹洞、眞言三宗の僧侶も、各々東下して一宗の興隆を經營せり、淨土宗また徳川氏の歸依により、其盛んなる事諸宗に冠たり、且つ當時恰も、東には觀智國師存應あり、西には滿譽上人あり、同時に三縁花頂の兩山に住して、大に一宗の綱格を議定し、殊に存應は家康と相謀りて、關東十八檀林を興し、學事を獎勵し、名越の大澤は、またこれと等しく其學風を煽き、凡此時僧侶の輩出せる事は、淨土宗に比すべきもの甚多からず、眞言宗は、承應三年支那の僧隱元歸化して之を弘通し、山城に萬福寺を開き、延寶五年には心越また歸化して曹洞宗を弘め、後ち水戸に祇園寺を開く、これを曹洞宗心越派の祖と爲す、此外注意すべき宗派に、不受不施派及び曹化宗あり、并に前代に其起原を有すれども、江戸時代に至りて全

フツケ

く其形を爲したるものなり、蓋し不受不施派は日興、日講等の主唱に係りしが、幕府は之を目して邪宗と爲し、屢々令を布きて禁遏を加へしと雖も、遂に其跡を絶つこと能はざりき、而して此時代寺院僧侶を監したるは、最初崇傳、僧祿司の職を以て其任に當り、後には寺社奉行を置き、これを總べしめたり、且つ三代將軍徳川家光の時耶蘇教を嚴禁し、國を鎮するに及び、士庶をして悉く佛教の信者たらしめ、必ずその菩提寺を有すること、なしたるより、法は遂に死法となり、僧侶漸く安逸に耽り、元祿前後諸宗に、非凡の偉僧陸續として出づると共に、その隆盛の頂點は、却て腐敗の端を爲し、幕府が屢々令を發して戒諭する所ありしも、其功を奏せず、以て明治維新に至り【明治時代】明治のはじめ神佛の混同を禁じ、神祇官を設け、三年には宣教師をおき、神國の實を擧げんとしたるより、佛教の位置勢力全然失墜したりしが、五年教部省をおきて教導職を設くるに及び、便宜上神官僧侶を以て之に補したるが故に、諸宗の僧侶はじめて一分の地位を得たり、十年教部省廢せられ、十七年教導職また廢せらるゝや、諸宗は全然獨立し、各々其宗の經營をなし、教育傳道に力を致すこととなり、なほ宗派に付きていへば、四年に普化宗、五年に修驗道を廢し、法相、華嚴、律、融通念佛の四宗及び兼學宗をして他宗の本山に屬せしめ、七年に眞言宗を臨濟宗に併せ、九年に日蓮宗不受不施派の再興を許し、また融通念佛宗の獨立を聽し、更に十五年には法相宗、十九年には華嚴宗の獨立を聽し、其後更に釐正する所あり、いま三十六年の調査に係る宗名及び派名は左の如し(律は二十八年に、日蓮宗各派は三十一年に、眞言宗各派は三十三年に獨立せり)僧(ツツ)寺(テラ)僧位

フツケ

(ツツキ)僧官(ツツクワン)僧祿司(ツツクワン)寺社奉行(ツツキヤブギヤウ)五山(ゴサン)十刹(ツツサツ)并に各宗派及び名僧の傳、并に各寺院の條參看(日本佛教史綱、佛家人名辭書、日本教育史、日本歴史及地理要覽)

法相宗	淨土宗
華嚴宗	淨土宗西山派
天台宗	臨濟宗相國寺派
天台宗寺門派	臨濟宗建仁寺派
天台宗眞盛派	臨濟宗南禪寺派
眞言宗	臨濟宗妙心寺派
眞言宗高野派	臨濟宗天龍寺派
眞言宗仰室派	臨濟宗建長寺派
眞言宗醍醐派	臨濟宗東福寺派
眞言宗大覺寺派	臨濟宗大徳寺派
眞言眞言宗豐山派	臨濟宗圓覺寺派
眞言眞言宗智山派	臨濟宗永源寺派
眞言眞言宗	曹洞宗
融通念佛宗	眞言宗
眞言宗本願寺派	日蓮宗
眞言宗大谷派	本門宗
眞言宗高田派	法華宗
眞言宗佛光寺派	顯本法華宗
眞言宗正寺派	本門法華宗
眞言宗邊派	本妙法華宗
眞言宗出雲路派	日蓮宗不受不施派
眞言宗山元派	日蓮宗不受不施派
眞言宗照照寺派	日蓮宗不受不施派
眞言宗三門徒派	時宗

り、佛眼とは、一切佛眼大金剛吉祥一切佛母心尊の略なり、佛眼尊とも、佛母尊とも云ふ、大日如來の變化なり、身色月の暉の如く、兩目に微笑を帶び、二手を臍に當て、大白蓮の中に住す、諸法要略抄に「大原云、修此法者、現當所求成就、此尊以七曜衆爲使者、此七曜掌天地陰陽人間禍福故也」とあり【佛眼】佛眼尊起原詳かならず、天台宗の支那皇慶等此秘法を修し、一期持念の法となしたり(諸法要略抄、尊容抄)

**フツコガクハ** 復古學派 伊藤仁齋及び荻生徂徠の主唱せる經學の一派、前者を古義學派といひ、後者を古文辭學派といふ、コギガクハ、コゴソフツカクハを參看、

**フツサウ** 佛像 如來色心の摸形を云ふ、佛陀の形像を造立することば、釋迦牟尼の時既にあり、増一阿含經に「佛昇初利天以神通力制諸弟子、不令知處、二王憶佛因成三王、大臣白王造像供養、優曇王以梅檀香、作、匠王以紫磨金、作、悉高五尺、初召工匠與重價、無能作者、佛像初作化爲人爲王造像、下斧之聲、上至初利、聞者解脫云々」とあり、之を其始めとす、我國にては欽明天皇十四年五月菩提尊直を遣はし、茅渚海に漂流せる樟木を取らしめ、佛工に命じて佛像二軀を造らしめたるを始めとす、爾來佛教の興立と共に木像、銅像、塑像等を造ること甚盛なりき、彫刻(テフコク)參看(觀經、增一阿含經、書紀)

**フツシヤリ** 佛舍利 ヲシヤリを見よ、

**フツソクセキノヒ** 佛足跡碑 大和國添下郡郡跡村大字、砂礫師境内に在り、碑の盤石高一尺一寸餘、平面縱二尺五寸、横三尺二寸五分、足跡長一尺五寸七分、廣五寸三分、堅石高六尺餘、廣一

フツコ

フツツ

尺五寸、厚二寸あり、碑形及び其文左の如し、

(一)佛足圖中の文  
千幅輪相、鞞闍相、具足魚鱗相、金剛杵相、足跟亦梵王頂相、衆蓋相、

(二)佛足石前面の記  
釋迦牟尼佛跡圖  
按西域傳云、今摩揭陀國、昔阿育王方精舍中有大石、有佛跡、各長一尺八寸、廣六寸、輪相花文口相各異、是欲涅槃、北起拘尸、南望王城、足所踏處、近爲金耳國南迦王不信正法、毀壞佛跡、鑿已還生、采彩如故、又捐於河中、尋復本處、今現圖寫、所在流布、觀佛三昧經云、若人見佛足跡、內心敬重、无量衆罪、由此而滅、今俱非有之所致乎、又北印度烏伏那國東北二百六十里入大山、有龍泉、河源春夏冬、長夕飛雪、暴惡龍常雨水災、如來往化、令金剛神、以杵擊龍、開口伏、皈依於佛、惡心起、齋跡示之、於泉南大石上、現其跡、隨心淺深、量有長短、今丘慈國城北四十里、寺佛堂中玉石之上、亦有佛跡、齋日放光、道俗至時、同往慶修、觀佛三昧經、佛在世時、若有衆生、見佛行者、及見千幅輪相、即除千劫極重惡罪、佛去世後、想佛行者、亦除千劫極重惡罪、雖不行見佛跡者、見佛行者、步

フツリ

步之中、亦除千劫極重惡業、觀如來足下、平滿不...

(三) 跌石後面の文
至心發願、爲亡夫人從四位下美田郡王法名良式、

(五) 石碑倭歌

恭佛跡 一十七首
美阿止部久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利、部...

フツリ

豆、
舍加乃美阿止、伊波爾字都志於伎、字夜麻比豆、乃...

久須理師波、都彌乃母阿禮婆、麻良比止乃、伊麻乃...

フツリライ

物徂徠 获生徂徠(チキフソライ)を見よ、

フツチゼンシ

佛智禪師 慧雲(エウン)を見よ、

フツミヤウエ

佛名會 朝延及び諸國にて行ふ法會の一、諸佛の佛名を唱へて罪障を懺悔するの儀、

フツミ

一萬三千佛の圖像を安置す、延喜式御佛名會の條に御持佛一尊とあり、これは仁壽殿に安置せる天皇の御持佛を遷して安置するなり、その前に藤繪案花盤火爐等の如く陳す、一萬三千佛の圖像は、延喜式に一萬三千佛二鋪とあり、江家次第に太政官一鋪、圖書寮一鋪、各廣六幅、高二丈六尺とあり、これは佛說佛名經(十六卷本)に依りて圖したるものなり、然るに此經は、開元釋教目錄、貞元釋教目錄等皆辨じて偽經なりとするものにして、所說雜難鄙俗を極めたるものなり、後ち支鑿相應等導師となるに至り、此經を排斥し、延喜十八年に支鑿の奏請により、此十六卷本を廢して、三千佛名經(三卷本)を用ふる事となる、然れども前例に依りて、毎に一萬三千佛の圖像を用ふるなり、此に地盤繪の屏風を立つ、榮華物語さまゝのよるこびに、「御佛名とて、地獄のおぼんびやうぶなど、とうたて、しつらふもめとまり、あはれなるに云々」とあり、導師は内藏寮より、當時の名徳を請す、導師の次に、權導師、次第僧等あり、導師は初夜中夜後夜替るく勤め、被縮栴梨勒蓋等の賜あり、事果て、名調あり、所衆瀧口皆名のる、中夜には大將の宿直申あり、三日の畢に導師以下に布施あり、被縮は延喜の頃より始まる、帝王編年記に「延喜御宇、御佛名僧、寒夜不便也、御下襲切之被重横上、白其以降、摸被著白横、勅云左肩可寒、仍被師也、已爲流例不絶云々」とあり、江家次第、公事根源に、被縮を賜へる作法等見えたり、栴梨は甘糟の名なり、攝津栴梨の庄にて製造する故に此名あり、二日めの夜に賜はるなり、其始は、李部王記(政事要畧、江次第書所引)に「承平元年十二月十九日、依左相公消息、參向内裏御佛名、先參左近陣、左衛門督恒佐卿、先參陣差甘糟、目曰、栴

梨、余問其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在攝津國之庄寄、府名栴梨、以其地利、充官人以下酒醪料、于今傳其風、故目之」とあれば、古よりありし事を知るべし、委しきこと、江家次第、建武年中行事、同注釋、公事根源等に就て見るべし、佛說佛名經(十六卷本)に依りて圖したるものなり、然るに此經は、開元釋教目錄、貞元釋教目錄等皆辨じて偽經なりとするものにして、所說雜難鄙俗を極めたるものなり、後ち支鑿相應等導師となるに至り、此經を排斥し、延喜十八年に支鑿の奏請により、此十六卷本を廢して、三千佛名經(三卷本)を用ふる事となる、然れども前例に依りて、毎に一萬三千佛の圖像を用ふるなり、此に地盤繪の屏風を立つ、榮華物語さまゝのよるこびに、「御佛名とて、地獄のおぼんびやうぶなど、とうたて、しつらふもめとまり、あはれなるに云々」とあり、導師は内藏寮より、當時の名徳を請す、導師の次に、權導師、次第僧等あり、導師は初夜中夜後夜替るく勤め、被縮栴梨勒蓋等の賜あり、事果て、名調あり、所衆瀧口皆名のる、中夜には大將の宿直申あり、三日の畢に導師以下に布施あり、被縮は延喜の頃より始まる、帝王編年記に「延喜御宇、御佛名僧、寒夜不便也、御下襲切之被重横上、白其以降、摸被著白横、勅云左肩可寒、仍被師也、已爲流例不絶云々」とあり、江家次第、公事根源に、被縮を賜へる作法等見えたり、栴梨は甘糟の名なり、攝津栴梨の庄にて製造する故に此名あり、二日めの夜に賜はるなり、其始は、李部王記(政事要畧、江次第書所引)に「承平元年十二月十九日、依左相公消息、參向内裏御佛名、先參左近陣、左衛門督恒佐卿、先參陣差甘糟、目曰、栴

なる變相を有し、之を觀るものは千劫極重の罪障を消滅するの功德ありしと云へり、唐の貞觀の頃、王玄策、中天竺に使せし時轉寫し歸りしを、我が天智天武兩朝の頃、黃文連本實、唐に遣はさるゝに當り、これを唐の普光寺に於て轉寫し歸り、是佛足跡圖の我國に傳はりし始めなり、其寫本平城左京の禪院にありしが、天平勝寶年中文字智秀真人、故美田夫人の冥福を祈らんが爲め、更にこれを書寫し、石に刻し、且つその來由を勒せしものなり、其佛蹟の功德及び呵嘖、生死の倭歌十七の内、第二の歌は、拾遺和歌集にも収められて、歌の序に、山階寺にある佛跡にかき付侍る光明皇后云々と見えて、光明皇后の御製なり、一説に佛足跡の石は、もと山階寺(興福寺)にありしを、こゝに移し立つる所なりといへり(古京遺文、大和志料)

フテ

日より十七日までなるを改めて、十九日より二十一日まで三ヶ日夜とす、是れ二十一日が先帝の御齋日なるによりてなり、貞觀九年十二月靜安の弟子賢護の奏請により、一萬三千佛の圖像(高一丈八尺、廣一丈四尺)一鋪を豐前の八幡宮に、同七鋪を北陸道の諸國に頒布し、佛名懺悔の用に供し、同十八年六月同圖像二十九鋪を東海山陰南海三道諸國に頒布す、延喜の頃、支鑿、相應等毎に導師となり、益々盛んに修せられたり、平安朝時代の末年に至りて、諸國にて行ふこと漸く衰へたるも、朝廷にては盛に行はれたりしが、鎌倉時代より大に衰へ、南北朝時代を経て室町時代に及び、終に中絶せり(鷲尾順敬氏「佛名會考」、建武年中行事注釋)

フテ

鹿毫は殆んど常用となり、夏毛、冬毛の目あり、方今は鹿、狸、馬の三種を以て主用と爲す、中古また一種鹿毫あり、倭名抄に和良不美天と訓じ、夜鶴庭訓抄にも之を用ふることを載せ、且つ庭訓抄には、鹿毫をも用ひし事を載せたり、皆大字の用に供したるものごとし、なほ筆を造るには、都て紙を製ひて柱となしたりしが、江戸時代に、細井廣澤はじめて純毫を以て造る、蓋し水筆なり、これより此製に従ふ者多し、また當時書を學ぶこと大に行はれ、各國各所に於てこれを製造し、昔時のこと不便を感じざるに至り、其種類も數十百種の多きに及べり

フトーフトウ

が、後には多く竹管となれり、(一)毫を以て名とするもの、兎毛筆、狸毛筆、羊毛筆、鹿毛筆、馬毛筆、狸毛筆、虎毛筆、夏毛筆、冬毛筆等あり、(二)管を以て名とするもの、白管筆、黒管筆、斑竹筆、松筆、丹管筆等あり、(三)用を以て名とするもの、塀筆、繪筆、水筆等あり、(四)書法を以て名とするもの、(流名は入木道の條にあり、就きて見るべし)此外なほ開眼筆、佛像開眼の時に用ひたるもの、天平筆(天平時代に行はれしもの)、人形筆(色紙を以て筆の軸を巻飾り、内に木偶を作り入れたるもの、木偶筆ともいふ)宸翰筆(天皇の用ひ給ひしもの)、唐筆、朝鮮筆等、共に和筆に對しての稱)弘法大師筆等あり、また別に石筆、鉛筆あることは人の知れるかごとし、なほ挿繪を併せ見るべし(萬寶部事記、攝陽詳談、源平盛衰記、山槐記、米庵墨談、類聚名物考、江次第、和漢三才圖會、延喜式、後言、村庵稿、運歩色葉集、下學抄、類聚名義抄、文藝類纂、古事類苑文學部)

フトウホフ

不動倉 王朝時代、非常用の米穀を蓄ふる所をいふ、動倉に對しての稱、ドウサウウを參看、

フトウホフ

不動法 不動明王を本尊として修する法を云ふ、不動は心性常住、依て常住金剛とも稱す、忿怒の神にして、息災増益等に之を行ふ、延喜七年春疫病流行せしを以て、三月三日より豐樂院にて之を修せしむ、七日の内疫氣散す、十一年白鷺禁中に集まる、玄昭阿闍梨をして豐樂院に之を修せしむ、七日にして散す、天曆四年五月女御息災の爲め明達律師之を修す、十四日にして王子誕生す、圓融天皇天元四年八月、天皇御病癒并に邪氣の爲め慈惠僧正之を修す(諸法要抄)

フトウミヤウウウ

不動明王 佛經にて五大尊明王の一、大日如來の變化身、一切の惡魔を降伏するが爲めに、忿怒身を現はして、不動明王となると云ふ、大日經に「爲息一切障、住火王三昧、說此大摧障聖者不動主眞言」とあり、其形怒眼、口角に兩牙あり、赤色にして常に火焰中において石上に座す、右手に劍を持ち、或は五結若しくは一結を持つもあり、或は兩手定印を作り、輪を持ち、或は兩手を胸に當て、五結を横に持つもあり(尊容抄、佛語解釋)

フトクタイヘイラク

武德太平樂 皇帝破陣樂(ワウダイヘイラク)を見よ、

フトクデン

武德殿 朝廷にて武技を演ずる所、駒牽、御馬奏、騎射、寶馬等行はる、時、天皇臨御天覽し給ひ、皇太子以下之に陪す、もと馬埒殿、弓場殿、馬場殿等の稱あり、大内親殿富門内、右近衛府、右兵衛府の東、相距る僅に四丈、造酒司の北、圖書寮の南、東面す、廣き東西四間、南北十間、凡五十楹を以て成る、瓦屋鴟尾、四方各々石階あり、其西步廊を以て後殿に接す、四方に廊及び欄檻あり、中央高御座を設く、大極殿の式の如し、後殿は天皇親臨の時の便殿にして、大極殿の後房あるが如し、東に向ひ、南北七間、東西二丈、三方垣を設く、殿前の庭に埒を南北に立て、御馬奏を行ひ、騎射を演ずる所となす、弘仁九年五月五日嵯峨天皇臨御ありて騎射の天覽あり、此より武德殿の稱あり、爾後騎射、駒牽の奏、相撲司の事等を行ふ、中古此禮廢してより其遺法は上賀茂神社に存して、今の競馬となり、騎射は終に廢れたりといふ(内裏式、延喜式、拾芥抄、西宮記、大内親圖考證、平安通志)

フトマニ

太古(太兆) 上古鹿の肩骨を焼きて卜するを云ふ、又太町とも云へり、龜卜に對して鹿卜とも云ふ、フトは稱辭、マニはマの義にて、神慮に任せて神慮に隨ふ意なり、鹿骨を焼けば、其面に龜裂を生ずるが故に、其文によりて、之を判するなりといへり、左圖(正卜考所載)の中央部にある數種の線は即ち龜裂なり、右圖(正卜考所載)の古く書に見えたるは、伊非諾伊非冊二神大八洲國を生める時、其最初に蛭兒等の不具の子を生みしは、いかなる理由ならんと、天神の命を請ひ、太古に卜相しを始めとす、然れども其卜法詳かならず、後に鹿の肩骨を焼きて卜ふを、フトマニと稱したるを見るは、

フトマニ

蓋し上古の遺制ならんか、後天照大神天石屋に籠り給ひし時に、天兒屋命天香山の眞男鹿の肩骨を焼きて成否を占ひたり、これ鹿卜の見えたる始めなり、神武天皇以後、卜事、卜定、卜相、卜問等は皆書紀古事記に見えたる、鹿卜なるべし、此鹿卜の説は、支那にも傳はりしと見えて、魏志東夷傳にも見えたり、神功皇后三韓征伐の後、中臣島賊津の裔、支那龜卜の法を傳へて、鹿骨に代ふるに龜甲を以てし、卜部となり、壹岐伊豆等に一族ありて業を擡めしより、漸く上流社會に行はれて、鹿卜は自ら廢るゝに至れり、然れども民間にて鹿卜を行へること、萬葉集の東歌に「武藏野にうらかたやき云々」とあるにて知るべし、近代に及びても、武藏豐島郡卜方神社の神體は、鹿肩骨を約たるものにて、上野國一宮賀前神社にても、二月十一日鹿骨を焼き占ひしと云ふ、「ウツラ」キホク」參看(正卜考)

フナダ

船手頭 江戸幕府の職名、幕府の用船を保管し、運輸のことを掌る、又毎年二人づつ、交替して、四國九州邊の浦々を巡視せしめし事あり、若年寄の支配、躰躰問詰にして、はじめは役料を給せしが、後之を廢して七百石高と定む、五人又は六人を定員とす、水主同心ありてこれに屬す、頭一人につき、少なきも四五人、多きは八十人に及び、二十俵二人扶持を給す、延寶三年の江戸艦には、御船大將衆、貞享三年の武艦には、御船奉行とあり、寛政九年はじめて向井將監以下四人を補し、其後時に由りて人員に増減ありしと雖、獨り向井氏は代々此職を世襲し、祿高二千四百

フナギヤウ

船奉行 武家の職名、船頭水主等を指揮して軍船以下の事を掌る、又船大將、海船大將、海賊衆、舟手衆などいへり、安周防國在應船所五郎正利依爲當國船奉行云々と見え、平家物語通稱の條に「五艘の船と申すは、冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀江内忠俊とて舟奉行の乗たる舟なりけり」とあるを初見とす、されど其後久しく絶えて聞ゆることなきは、將軍以下諸將等が、洋海を渡り遠征する等のことなかりしを以て、此職を設けられざりしなるべし、室町時代にこれを海賊大將とも呼べり、これは海濱諸國の大名諸家、水戰に便なる者を扶持して、兵船をあづけ、敵國を脅かしたるよりの異名なり、天文永祿の頃に至りては、國々家々の稱一様ならず、船手衆、船奉行、船手奉行、船頭、船方頭、船大將、海賊衆など種々に唱へたれども、其職掌は、異なる所なし、而して其品秩は、

フナギヤウ

石を領して、常に船手頭の首位に在り、文久二年廢し、其船船及び水主同心を軍艦奉行の支配に遷したれり、然れども向井氏のみは、他の船手頭が免職せられしにも關らず、猶ほ軍艦奉行の指揮を受けて船手のことと與れり(東徴、江戸艦、武艦、古事類苑官位部)

フナバシウチ

船橋氏 清原氏の嫡統、大外記宣賢の支孫秀賢より船橋氏と稱す、秀賢、式部少輔從四位上となり、慶長十九年六月卒す、子孫世々明經博士に任じて其業を繼ぎ、大外記たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、清原系圖)

フナバ

親賢 木賢 則賢 師賢 在賢 起賢 秀賢 秀相 相賢 經賢 弘賢 尙賢

フトマ

フナダ

フナバ

フネ

物頭にあたりて、奥力同心なども附録せられしが、世治りて奥力同心なく、船頭水手ばかりを指揮する

フネ

船(舟) 人を載せて、水上を渡すべき具、和名抄に「方言云、關東謂之舟(音周關西謂之船(音旋布謂)と見え、同書箋註に「説文、舟、

フネ

前の關西主の祖熊鷹といへるもの、天皇を迎へんとして、九尋の大船を造る、九年天皇崩すの後、神功皇后は、諸國の船を西に集めて兵甲を練り、大

フネ

鶴首の舟を造りて關池に泛ぶ、既にして唐破風を用ひたる樓船を造る、是を唐屋形船といふ、後世朝廷

フネ

りし英人ウキリヤム、アダムス(三浦安針)徳川家康に寵遇せられて江戸に留まりしが、嘗て命を奉じ、伊豆の伊東にて西洋形船二隻を造る、一は八十噸にし

フネ

前の飽浦に設けたりしが、究美に至らざりしも、明治に及びて大に修築を加へ、更に船渠を設け、飽浦は民間に拂ひ下げたり、今長崎造船所と稱す、此外

フネ

許に、小關といへる字あり、蓋し大關は山田道の取締にて、小關は北園街道の取締として、之をおか

フマイ

風至に作り、フシと訓す、倭名抄に櫛、小屋、待野、餘戸等の郷あり、拾芥抄風至に作り、正保風氣至に作る、寛文中文を改めて、風至となし、以後之に仍る、郡名考「ホウシ」フゲシと唱へ、郡銘録「フゲシ」、地誌提要「フゲシ」フシと唱へ、訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フマイ

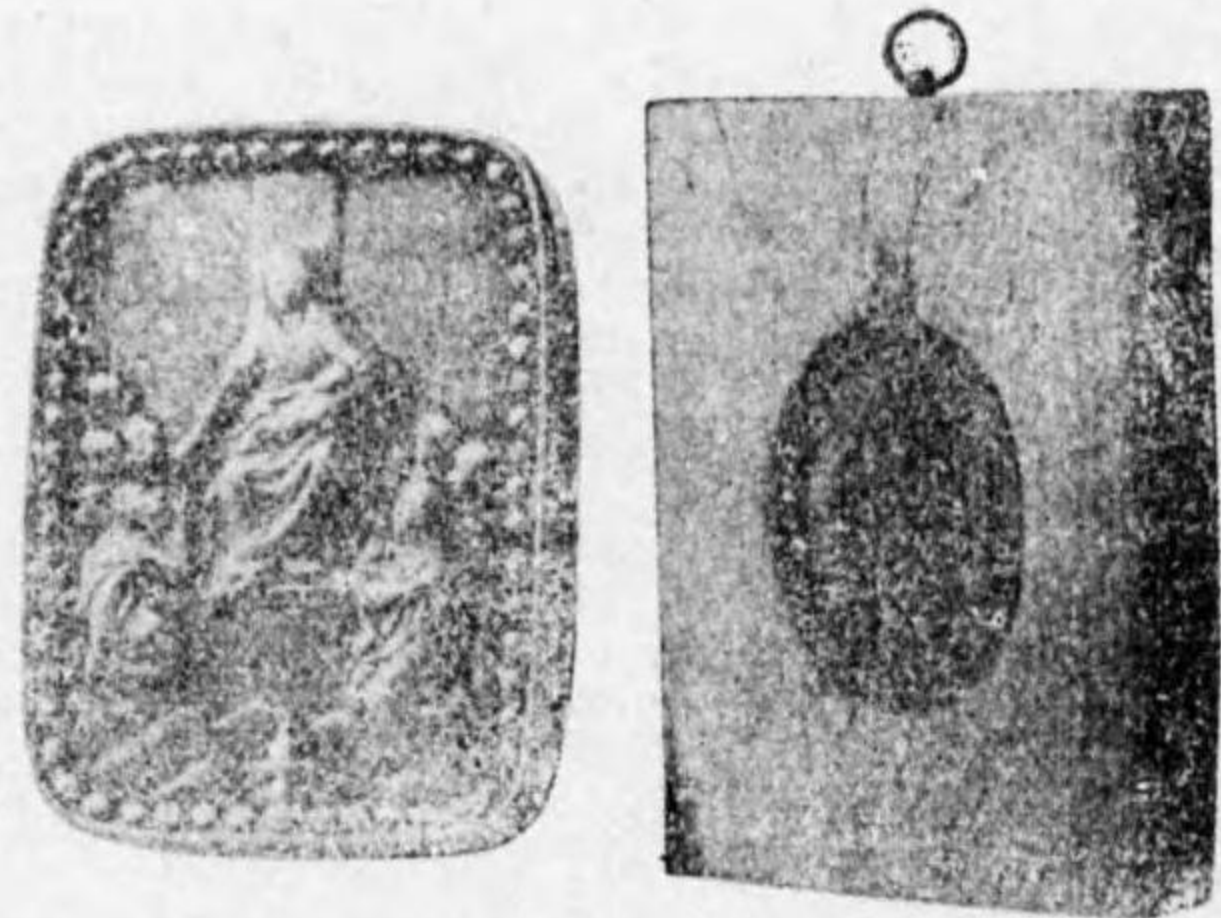
夫米 江戸時代、諸侯旗本等の領地知行所より出たす役夫の代りとして、納むる米をいふ、金にて納むるを夫金といふ、地方凡例録に「夫米、夫金は、御料には無之、私領計に有る也、往古は、領地知行所より人夫を呼び遣ひたる由、大番にて京都詰等有之節は、夫人を京都へ呼び遣ひ、又江戸屋敷にても、人夫とて遣ひたる處、遠方の村々、京江戸に永く詰ては、農業にも差支、人々入用も相掛り難儀を致し、又地頭の方にも、在郷の夫人用事の便宜からざる故、高に何程と夫米相納させ、人夫にて呼遣ふ事は止たり」と見ゆ、是れ其起りなれど、何時頃よりのことなるか詳かならず、納め高は家々によりて異なり、百石に二斗四五升かゝる所あり、又一斗四五升かゝる所もあり、若し私領の御料になる時、夫米を納むるが、六尺給米より額少なければ、六尺給米を納めしめて夫米を止む、【夫金】は米の代りに永にて納むるをいふ、是は、臨時入用の節、高百石に付き、金三兩宛取り立つる法なり、寛永三年、將軍上洛の時、百石に付三兩宛命ぜられてより、爾後行ふに至れり(農政座右、地方凡例録)

フミエ

踏繪 名義 江戸時代、耶蘇教信者にあらざるを證せしむる爲めに、庶人を踏ましめたる耶蘇の像をいふ、また繪版と稱す、なほ此踏繪を踏ましむる行爲を名付けて踏踏といへり(踏踏銅版(甲子夜話)には、印子金の純廣なる物を以て造

フミエ

れりといへり)木版の二種あり、銅版には、長方形と楕圓形との二種あり、共に長さ六寸許、横四寸許、高さ一寸有半、表面に縁彫あり、中に聖母耶蘇を抱くの體、耶蘇書を講じ、衆弟子群聽する様、耶蘇の十字架に刺せらる、狀等を隠起せり、木版にもまた長方形楕圓の二形あり、而して大小一ならずと雖、概ね銅版より大なる事二三寸なり、中央に耶蘇の事蹟を隠起せる小圓の銅版を嵌入す、恰も方匣に圓硯を



(列陳部史歷館物博室帝京東)

おきたるがごとし、いま帝室博物館に蔵するもの、銅版十箇、木版七箇あり(踏踏繪は長崎奉行所と江戸吉利支丹屋敷とのみに蔵し、之を行ふ範圍は、江戸吉利支丹屋敷の外、九州に限れり、其法は、毎年正月四日以後、奉行所より長崎の町々へこれを下附し(奉行所蔵する處、凡べて十七箇、其内一面を一町に受取ると翁草に見ゆ)庶民全體を通じ、老少男女悉く、踏足にて其上を兩足も踏み、病者は足踏に當

フミツ

てしむ、他國より來りて居合したる者も亦然り、一町終れば次の町に廻し、毎町かくのごとくして、終後に奉行所に返納す、これを掌るは各町の乙名、及び組頭にして、踏繪の事畢る時は、連名にて「何町男女合何百何十人、右一人も殘らず踏繪をふませ候、若し以來右之趣に、はづれ候者御座候に於ては、私共如何様の曲事に、仰付られ候共、御恨に奉存間敷」と記したる一書を、奉行に呈するを例とせり、また九州諸大名の領内には、奉行所より踏繪を貸し渡して、民衆に踏ましめたりき、而して此法を行ふは庶民に留まりて、士人に及ぼさざりき、なほ關人并に支那人の、貿易の爲めに長崎に來れる者、もしくは長崎に漂着したる内外國人に對しても、總て之を施行せり(踏踏繪)寛永五年長崎奉行水野河内守守信始めて、轉びの者(棄教者)の眞否を試みんが爲め、信徒の崇拜せる耶蘇の畫像を踏ましめたるに起る、翌年長崎奉行竹中兼女正重義、紙製畫像の破損し易きを以て、其畫像に據りて之を木版に彫刻し、爾來毎年一般庶民に行はしむる事となりたれども、久しからずして磨滅破損せしかば、寛文九年、同奉行松平甚三郎隆見、河野權右衛門通定相議して、更に銅版に鑄造せしめたり、安政四年に至り、和蘭人の請ひと、世界の大勢とに鑑みて遂にこれを廢す(内教外教衝突史、史學雜誌「徳川幕府吉利支丹宗門改考」)

フミツキ

文月 七月の別名なり、略して單にフツキともいふ、意義につき諸説あり(一)穡舎月の略、此月稻、穡を含めるが故に名く、語意、古事記傳、類聚名物考、古今要覽稿等に見ゆ(二)積見月の轉訛なり、稻穂の出そむる故に名く、十二月俵訓、和訓栞等に見ゆ(三)文披月の略、七月には曝書するの古俗なるがゆゑに名く、藏玉集、藻華草に見ゆ(四)

フミヤ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉

フシオウ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

フシエイノエキ

文永役 弘安役(コウア

執權北條時頼)の年號、正元二年四月十三日代始に因て改元す、一年を経て弘長と改む(出典 晋書に「大晋之行、或武興、文之應」とあるに據る、菅原在章之を勘申す(國朝年號譜)

フシエイノエキ

文能 名義 後柏原天皇御宇(將軍足利義澄)の年號、明應十年二月二十九日、代始にて革命あるを以て改元す、三年を経て永正と改む(出典 爾雅に「十明之龜者、一曰神龜、二曰靈龜、三曰攝龜、四曰寶龜、五曰文龜」とあるに據る、文章博士菅原和長之を勘申す(國朝年號譜)

フシエイノエキ

文久 孝明天皇御宇(將軍徳川家茂)の年號、萬延二年二月十九日改元す、三年を経て元治と改む、

フシエイノエキ

文久永寶 名義 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、文久年間の鑄造に係るを以て名づく(出典 唐銅にて作る、直徑四尺八分七厘より八分八厘まで、孔徑二分二厘より二分四厘まで、重量平均一匁、裏面の波文眞鍮錢と同じ、筆者は松平慶永(春嶽)板倉勝靜(松叟)小笠原長行の三名にして書體同じからず(出典 清書)文久三年二月、當四文の銅錢を鑄造し、一箇を以て他錢の四文に當つ(明治以後一厘五毛に通用)鑄造の總額八億九千五百五十一萬五千六百三十一枚、「セニ」の挿繪

フシエイノエキ

文久永寶 名義 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、文久年間の鑄造に係るを以て名づく(出典 唐銅にて作る、直徑四尺八分七厘より八分八厘まで、孔徑二分二厘より二分四厘まで、重量平均一匁、裏面の波文眞鍮錢と同じ、筆者は松平慶永(春嶽)板倉勝靜(松叟)小笠原長行の三名にして書體同じからず(出典 清書)文久三年二月、當四文の銅錢を鑄造し、一箇を以て他錢の四文に當つ(明治以後一厘五毛に通用)鑄造の總額八億九千五百五十一萬五千六百三十一枚、「セニ」の挿繪

文恭院 徳川家齊(トク

フシエイノエキ

光格天皇御宇(將軍徳川家齊)の年號、享和四年二月十一日改元す、十四年を経て、仁孝天皇文政と改む(出典 周易に「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下」後漢書に「宣文教、以章其化、立武備、以乘其威」とあるに據る(文化改元記)元祿別録には、文選に「文化内輯、武功外悠」とあるに據ると爲す、

フシエイノエキ

豊後國 東北は海、南は日向、西は肥後、筑後、筑前、北は豊前に至る、東西凡二十三里、南北凡二十七里、西海道に屬す(形勢)豊前の山麓北方より來り、綿亘屈折して西南二方を劃し、地勢險隘、肥後一ならず、東方岬瀨相錯し、港泊の便あり、其佐賀關遙に伊豫の御崎に對して内洋の一海門を爲す(出典 源治)「トヨクニノミチノシリ」とも訓む、上古豊前と共に一國にして豊國といふ、文武天皇の初年分て本國を置く、國府を大分郡に定む(今の古國府村)鎌倉幕府の初、大友能直を守護とし、鎮西奉行を兼ねしむ、子孫守護を世襲し、府内に治す、建武中興能直五世の孫貞宗、更に守護に補す、其子時足利氏に屬し、屢々肥後の菊池氏と戦ふ、永正中貞宗七世の孫義鑑、筑後の東境を略す、天文の末其子義鎮菊池氏を滅して、肥後を併せ、大内氏の亡ぶるに乗じて、兵を豊前筑前の間に出し、毛利氏と戦ひ、其豪族を壓服して二國を略取す、永祿中筑後を取り、肥前の龍造寺氏を降す、是に於て大友氏提封六國に跨がり、自ら九州探題と稱す、義鎮封を其子義統に傳ふ、既にして龍造寺氏先づ叛き、肥前筑後の諸族皆携貳し、疆域日に蹙まる、天正十四

フシエイノエキ

參看(大日本貨幣史、吹摩錄) 文恭院 徳川家齊(トクガハイヘナリ)を見よ、

フシエイノエキ

文恭院 徳川家齊(トクガハイヘナリ)を見よ、





フンド

賜せり、然れども其形製詳ならず、江戸幕府の分銅は、慶長六年の頃より、天下の鑛坑大に開け金銀を産出すること夥きを以て、大判千枚に滿つる毎に分銅一枚を造り、林道春に命じて一々之に款文を記さしめ(其銘は今詳ならず、萬治の時同一款)國家の大事あるにあらざれば、用ふることを得ずと定め、後世に傳へしもの、凡三十六枚あり、萬治二年正月、金銀分銅を鑄て、非常御備金と爲し「行軍守城用、勿作尋常費、萬治二年正月吉日」の款文あり、是より先明暦の大火に天守閣炎上之後、燒爛の金銀を以て、分銅に鑄立べしとの儀により、此事ありたるなり、金分銅貳拾枚餘、銀分銅貳百六枚餘を造れり、延寶四年金分銅の内七ツ、量目三百拾貫九百目餘を、慶長金に改鑄す、此通貨五萬七千八百兩餘なり、其後天和元年金分銅拾、量目四百三拾八貫百目餘を慶長金に改鑄す、此代金七萬六千六百拾兩餘なり、此他巨細の事記録開けて詳ならず、元禄中に金銀分銅悉く通貨に改鑄し、正徳に至りては已に一枚も存せざりしと云ふ、享保中に及び、將軍徳川吉宗新に金分銅三枚、銀分銅五枚を造り、其後寛政五年八月松平定信また金分銅三枚、銀分銅一枚を造る(征伐軍費用、勿爲尋常費、寛政五年癸丑八月吉日)の銘あり、筆者は御勘定吟味役佐久間甚八、影工後藤四郎兵衛なりと云ふ、其後天保十三年水野忠邦また金分銅三枚銀分銅貳拾三枚を鑄る「藏充軍費、泰平寶傳、天保十三年壬寅五月吉日」の銘あり、筆者御勘定奉行岡本近江守忠成、影工後藤四郎兵衛なり、其後外國の關係起りしより以來、國事多端にして經費支へ難く、終に右の金銀分銅を擧げて悉く通貨に改鑄せり(當代記、増補金銀錢譜、貨幣誌、江戸會誌)

フシノツカサ

書司「シヨシ」を見よ、  
**フシノツカサ** 文保 名義花園天皇御宇(鎌倉執權北條高時)の年號、正和六年二月三日、大地震に因りて改元す、二年を経て、後醍醐天皇天應と改むる、式部大輔菅原在輔之を勘申す(國朝年號譜)

**フシノツカサ** 分米 江戸時代一村内所々の田畑、畝歩石盛を記して、各畝の納高を區分するに云ふ、分錢の分と同じ(田制篇)田圃類説に「分米、斗代、石盛、皆同體異名なり」といひ、地方凡例錄に、畝歩の高をいふとあれども、孰れも誤なり、地方落穂集に「分米と云ふは、反別、其位切に石盛を掛け、上の分米何程、中の分米何程、下の分米何程と夫々の米を仕出すに付き之を分米といふ」といへり、

**フシノツカサ** 文明 後土御門天皇御宇(將軍足利義政)の年號、應仁三年四月廿八日改元す、十八年を経て長享と改む(開國)周易に「文明以建、中正而應」君子正「也」とあるに據る、大藏卿菅原長清之を勘申す(國朝年號譜)

**フシノツカサ** 文彌節 岡本文彌の創めたる淨瑠璃の一派、文彌は山本土佐操の門人にして、京都の人なり、天和貞享の頃大阪に下り、伊藤出羽掾に就て一派を語りはじめ、大に世に行はる、「シヤウ」ルリ」參看(聲曲類纂)

**フシノツカサ** 文曆 名義四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、天福二年十一月五日天變地妖に因て改元す、一年を経て嘉禎と改む(開國)文選に「皇王以親文承曆」とあるに據る、從三位淳高之を勘申す(國朝年號譜)

**フシノツカサ** 文祿 關原後醍醐成天皇御宇(前關白豊臣秀吉)の年號、天正二十年十二月八日改元す、

フシノツカサ

四年を経て慶長と改む(開國)杜氏通典に「凡京文武官、毎歲給祿」とあるに據る、權中納言菅原盛長之を勘申す(國朝年號譜)

**フシノツカサ** 文祿通寶 名義桃山時代に行はれたる錢貨の一種、文祿の年作りたるを以て此名あり(開國)銀と銅にて作りたる二種あり、銀錢は徑七分強、其量及び銅錢の徑量共に詳ならず(開國)後陽成天皇文祿元年之を鑄造す、銀錢は一般の通用なきが如しと雖も明かならず、錢(セニ)の挿繪參看(大日本貨幣史)

**フシノツカサ** 文和 名義北朝後光嚴天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後村上天皇)の年號、觀應三年九月二十七日、代始に因て改元す、四年を経て延文と改む(開國)唐紀に「觀智溫文、寬和仁惠」又吳志云「文和於內、武信於外」とあるに據る、菅原在淳之を勘申す(國朝年號譜)

**フシノツカサ** 普門 名義名は普門、字は無關、龜山天皇、佛心禪師と勅諭し、後醍醐天皇更に大明國師と勅諭す(開國)俗姓源氏、事蹟臨濟宗南禪寺派の宗祖にして、信濃保科の人なり、十三歳にして落髮し、十九歳にして受具す、はじめ聖一國師(辨圓)に東福寺に依止する事五年、辭して越後國華報寺に赴き住し、尋で宋に入り、荆叟に會稽に參じ、斷橋に淨慧に謁し、向上の大事悉く徹證せり、斷橋因りて製裝頂相を付與す、居ること十二年にして歸朝し、聖一國師を省觀し、攝津光雲寺に住したりしが、弘安四年の秋東福寺に移る、時に龜山上皇心を宗門に傾け、禪に歸し給へるを以て、龍山の離宮を率めて瑞龍山南禪寺を創め、普門を請じて開山始祖と爲す、正應



(集菟掛纂編料史)藏所寺禪南

四年冬東福寺にありて疾に罹る、上皇親臨して之を

訪ひ、遺傷を求め給へるが故に、疾を力めて傷を書し、筆を収めて寂す、年八十(佛教各宗綱要)

**フモン** 武門 武士(フシ)を見よ、

**フヤク** 賦役 王朝時代庸及び調をいふ、「ヨウ」テウ」參看、

**フヤク** 夫役 江戸時代庶民に課したる勞力をいふ、即ち勞力を政府へ供給するなり、王朝時代の庸(ヨウ)參看に相當す、地方凡例錄に「陣屋掃除人足、或は雪かき人足等、又は臨時の水夫等と呼び遣ふ、扱又城内普請等ある節、日雇人足計にては、費用多く要するを以て、領分より夫役として、高百石に何拾人と定め、差出して召し仕ふをいふ、この夫役は、夫米夫金を納る村方も出ず也」と見えたり、

**フユソデン** 不輸租田 租税を政府に輸せずして、其領主に輸する田をいふ、また不稅田とも云ふ、即ち神田、寺田、調急田、放生田、勅旨田、公麻田、御巫田、采女田、射田、學校田、勸學田等の類なり、なほ延喜式には、右の外布薩成木田、健兒田、馬寮田、飼戸田、節婦田、易田、職富戸田、着力婦女田、子憐獨田、船瀬功德田、造船瀬料田等、不輸租田となせり、(延喜式、田制篇)

**フヨゲ** フラケ

不與解由狀 「ゲユジ」ヲウ」を見よ、

**フライクワン** 武禮冠 「ライクワン」を見よ、

**フラク井** 豐樂院 名義大普會、節會、賜宴、饗宴、禮射等を行ふ所にして、元會の日、賀正を行ひし後、天皇及び皇后、皇太子本殿に臨御し、親王大臣以下位に陪し、賜宴の事あり、西臺また馬場殿とも謂ふ、所在大内裏朝堂院の西九丈の所に在り、北は中御門大路に、南は冷泉小路に當れり(開國)正殿を豐樂殿といふ、南北百三十六丈四尺、東西五十六丈、圍むに、本經六尺、末經四尺、高一丈三尺の牆を以てす、其構内に、九堂(顯陽、觀德、承觀、明義、清景、東華、西華、延英、招俊)二樓(桐霞、霽景)十七門(豐樂、禮成、崇賢、不老、義賢、高陽、嘉樂、延明、陽祿、舍利、開明、萬秋、立德、福來、陽德、青綺、白綺)あり、詳しくは各條に就きて見るべし、(大内裡圖考證、平安通志)

**フラクテン** 豐樂殿 名義豐樂院の正殿の名なり、もと乾臨閣と稱せしが、神泉苑正殿の名を乾臨閣と稱するより、今の名に改む(開國)大内裏豐樂院の北方に在り(開國)南面し、廣き九間四面、殿の南北四間、六丈六尺、東西十一間、十七丈六尺、五十二楹を以て成る、瓦屋東西、屋上鴟尾を置く、丹樓彩壁朱欄等の制作大極殿に同じ、東西の廊を経て、栖霞、霽景の二樓あり、北方には北廊を以て清暑堂に接し、南北各三箇所の石階ありて九級と爲し、中央に高御座の土壇あり、繼土壇三間を隔て、東に悠紀御帳、西に主基御帳あり、身舎五敷にて、時の儀式によりて各々裝飾あり(開國)桓武天皇延暦十三年大内裏造營の時、最終の建築にして、其後時々修理

**フヨゲ** フラケ

**フヨゲ** フラケ

ありしが、後冷泉天皇康平六年三月二十二日火災に罹り烏有となる、是より再造なく、舊來豐樂殿にて行ひし儀式は、朝堂院又は紫宸殿に於て行はるゝこととなり(大内裡圖考證、平安通志)

**フラクモン** 豐樂門 大内裏豐樂院十七門の一、院南面外の正中門なり、拾芥抄に、南面外大門といへり、各七間を距て、東に禮成、西に崇賢の二門あり、大さ五間、戸三間、南北の楹間一丈三尺、石階三級、凡て、八省院の應天門に其結構を倣へり、東西の築牆各々二十七間とす(大内裡圖考證)

**フラクモン井** 豐樂門院 名義藤原藤子(開國)從一位贈左大臣藤原教秀の四女、母は權中納言飛鳥井雅永の女(開國)寬正五年生る、後柏原天皇の妃、後奈良天皇の御母、大永六年四月從三位に叙す(本新大典)同六年五月三宮に准じ、天文四年正月院號を賜ふ、同日崩御、實は去衣子終結葬とすが、院號の後崩御の由を奏聞す、京都市上京區般舟院前町の般舟三昧院に葬る(門院傳、陵墓一覽)

**フラクヤク** 豐樂燒 大嘉豐助の創製したる燒物の一種、豐助は自然翁豐樂の子なり、筆札及び茶道を曲全に學び、俳句を吉原黃山に學ぶ、天保十三年尾張藩の陶器師となる、藩主徳川齊莊自ら豐樂の二字を揮毫して與へたるより、陶器の底に豐樂の二字を捺す、弘化元年陶器の外面に漆を塗り、種々の蒔繪を施し、裏面に樂燒の陶質を存することを發明し、豐樂燒として世にもはやさる、安政五年十一月十三日歿す(工藝鏡)

**フラン** 佛蘭西 歐羅巴の一國(開國)北は「ルキセンブルグ」大公國、自耳義及び英吉利海峽に、西は大西洋に、南は「ピレニース」山及び地中海に東は以太利及び瑞西、日耳曼帝國に接す、面積二十萬

**フラン** 佛蘭西

フモン

フヨゲ

フラク

フランス

四千九十二方哩、北緯四十二度二十分及び五十一度五分の間に横はり、西經四度四十六分より、東經七度三十六分に達す。もと三十四州に分れ、革命後八十六縣に分たる、尚ほ歐洲以外にも版圖を有せり、首府をパリといふ。國體紀元千二百年頃未だ佛國の隆盛ならざる時代に當り、西方には英王の領地諸曼的より「アキテン」に及びしが、千二百四年非立王立つに及びて、英領地「アキテン」の外皆佛王に歸す、然れど「バルカン」公は尚ほ佛國西の東部并に瑞西及び白耳義の部分を取れり、千四百七十七年に佛國は「バルカン」の過半を取り、千四百八十一年に「プロベンス」の王國を奪へり、斯くて佛王勢力を得てより、專制抑壓、下民を虐するに至り、終に千七百九十二年佛蘭西革命の亂生じ、路易第十六世斷頭機上の鬼となる、千八百四年拿破崙人望を得て皇帝の位に即き、英魯土の外全歐洲を蹂躪し、我意の好むに従ひ、何れの土地も皆之を佛蘭西と稱へたり、千八百十四年拿破崙俄に失敗を蒙り、佛國の境界忽ち舊狀に復し「ホルボン」家の王路易第十八世王位を踐むに至る、千八百三十三年また革命起り、ホルボン「家」國外に放逐せられ「ホルレン」家の路易非立國王となる、千八百四十八年にまた革命發生し、路易非立國外に追はれて後ち幾程もなくして拿破崙第三世皇帝となる、千八百七十年拿破崙第三世日耳曼と隙を生じ、兵を交へしが戦利あらず、佛人政體を變じて共和政府と爲す、是より現今に至る「佛蘭西」天保十四年十月佛船一艘琉球に渡來し、佛人一名を留めて去りたること、吾國へ渡來の初見となせど、本土へは、弘化三年六月、佛國軍船三艘長崎港に入り、書を長崎奉行に呈して薪水を請ひ、且つ日本海に於ける遭難漂流人に恩厚の待遇あらん事を請ひたるを始めとす、

フランス

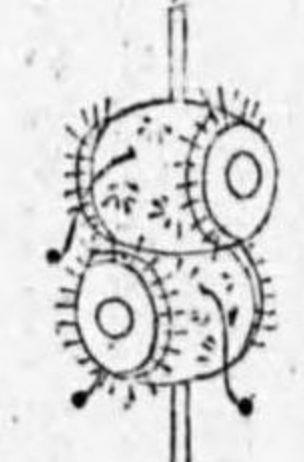
此時幕府は答書を與へず、佛艦またこれを待たずして去れり、是より先佛艦屢々琉球に迫りて貿易開始の事を促せるを以て、幕府は薩藩に訓令して、同藩手限りを以て、之を聽すことを默許したるが故に、尋で琉球は嘉永二年佛國と條約を訂結して貿易を開きたり、既に安政三年六月佛船下田箱館長崎の諸港に入津したるも、何等爲す處あらざりしが、五年八月同軍艦三艘品川に來り、九月假條約を訂結し、横濱長崎箱館の三港を開き、六年九月を以て本條約を交換せり、時に鎖港攘夷の論天下に喧しく、特に長藩の如きは、率先して激論を唱へ、遂に文久三年五月佛國郵船を下ノ關に砲撃したるを以て、水師提督シヨーンは二艘の軍艦を率ゐて六月四日下ノ關を侵し尋で英米蘭の諸國と連合し、大舉して更に下ノ關を襲へり（「シモノセキノタカヒ」參看）時に佛國皇帝拿破崙三世は東洋に於て爲す處あらんとせる際なりしを以て、訓令を日本駐在の公使レンナン、ロセツに與へ、幕府の甘心を買はしめしが故、外國文明の輸入に汲々たりし幕府の當事者は、また密に佛國に依頼する處あり、其兵制改革の如き、佛國の士官を聘して教師と爲したる等ありて、兩國の間大に親密を加へしかば、幕府が常に苦みたる開港延期の談判等の際に、ロセツは屢々諸國公使領事の間において調停の任に當れり、また彼の横須賀造船所も、佛國技師の手によりて畫策せられたるものなりき、慶應二年に至り、佛國は、明年を以て巴里大博覽會開設の擧あるが故、吾國もまた出品せんとを求め來りしかば、幕府はこれに應じて出品を勧誘し、更に翌三年外國奉行向山山人正（實村）を佛國駐劄公使に任じ、清水昭武と共に佛國に派遣せり、然るに薩藩は、琉球藩王と私稱し、一の獨立國として

フリッツ

博覽會に出品を求むるの事あり、爲めに日佛の間に葛藤を生じたるを以て、幕府は外國奉行栗本安藝守（勤雲）を特派大使として急行せしめ、向山公使と共に佛國政府と議し、紛議はじめて解く、幾もなくして幕府滅び、報佛國に達するや、ロセツまた任滿ちて本國にあり、密に栗本安藝守に説くに、兵士軍艦を借して薩長を討たんとを以てしたるも、栗本は退けて用ひざりき、然れども當時主戰論者の首領たりし小栗上野介の如きは、兵を佛國に借るの說を抱きしが、其事の成らざりしは、吾國の大幸なりき、明治元年正月高知藩士の堺を成れるもの佛人を斫り、九人を殺し六人を傷く、朝廷、高知藩主山内豐範に命じて犯人を刑せしめ、且十五萬金を佛國に賠償せしめたり、三十年舊條約を破棄し、新條約を訂結す、即ち現行條約是なり（外交志稿、砲艦十種、幕末外交談、懷舊紀事、有所不爲齋雜錄、海舟日誌）

フリッツ

一種、此器は振り動かして用ふるもの故に此名あり、普通の樂曲には、之を用ふるをなし「樂器」樂家録に據れば、二小鼓の參互せるを、鏝にて貫けるさまなり、而して兩鼓制を同じくし、柄を以て之を貫く、革の面積二寸五分許、銀地にて黒彩を爲し、筒に施すに、黄金の釘頭圓き物を以て之を堅む、釘頭圓六七分之を抜く筒の長三寸五分許、唐木を用ひ、柄も亦た唐木なり、筒及び柄は青貝を以て雲葉を爲す、柄の長一尺八寸許、鼓上に出づること三寸許、頭尖にして八角なり、金を以て之を包む（黄金）筒の兩旁に小銀を設け糸の四ツ打の緒をつく、長さ二寸許、緒の頭に小玉を施す、



フリッツ

フリヤ

小玉各々二兩、總て四五玉なり、大小小豆の如し、柄を搖せば、自ら撃て聲を爲すなり（和名抄、樂家録樂器考）

**フリヤウシ** 部領使 コトリツカヒを見よ、

**フルチノコホリ** 古市郡 所在河内國 起原 始めて、景行天皇紀、四十三年の條に見ゆ 沿革 日本紀舊市に作る、和名抄に新居、戸度、坂本、古市等の郷あり、拾芥抄以後又古市に從ふ、今は南河内郡に入りて、其名を失へり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

**フルチノタカヤノヲカノミササキ** 古市高屋丘陵 安閑天皇の御陵、河内國南河内郡古市村大字古市に在り、前方、後圓、高さ三丈、四周に隄あり、兆城東西一町、南北一町五段、陵戸一烟、守戸二烟を置く（禮樂志、陵墓一覽）

**フレガシラ** 觸頭 江戸時代、寺院にて、上下の命令進達を掌る役寺を云ふ、各宗にあり、其宗内に命令等を觸流することを務むるが故に名づく、即ち寺社奉行より出づる命令も、觸頭に達して其配下に通せしめ、寺社より訴訟ある時にも、之を經て申出づるなり（徳川百箇條講義）

**フレツテンワウ** 武烈天皇 名諱は小泊瀬雅鶴尊 仁賢天皇の皇長子、母は皇后春日大娘、第二十五代の天皇 仁賢天皇七年立ちて皇太子となる、十一年八月天皇崩す、大臣平群眞鳥驥横にして政を擅にし、潛に篡奪を謀る、其子輔また太子に無禮なりしかば、太子は太件金村に命じ、眞鳥父子を誅せしめ、十二月位に即き、泊瀬列城宮に都す、金村功を以て大連たり、六年天皇皇子なきを以て御子代（ミヨシロ）參看）として、小泊瀬舍人を置く、

フリヤ

八年十二月八日崩す、壽詳かならず、大和國葛下郡志都美村の傍丘磐林北陵に葬る。書紀に、天皇長じて刑理を好み、法令分明なり、日晏る、まで朝に坐し、幽柱必ず達し、斷獄情を得と記し、而してまた、類りに諸惡を爲し、一善を修めず、凡諸の酷刑視ら覽ざる事なく、國內の居人、咸く震ひ怖るといひ、或は人の指甲を解きて薯蕷を搗らしめ、或は人の頭髪を抜きて樹に昇らしめ、其樹を斬り倒して落ち死するを快とし、或は人を塘の械に入らしめ、外に流れ出づるを待ち、三刃の矛を持ちて刺し殺し、或は人を樹に昇らしめ、弓を以て射落して笑ひ、或は池を穿り苑を起して禽獸を畜ひ、田獵を好みて狗を走らし、馬を試み、出入時なく風雨を避けず、温なるを衣て百姓の寒を忘れ、美なるを食ひて天下の飢を忘れ、日夜宮人と酒に沈溺し、錦繡を席とし、衣るに綾紵を以てすなど載せたり、此文の如くば、暴君に似たり、されど既に法令分明に、斷獄情を得たりといへる君にして、又かゝる行ひあることは、頗る其意を得ざる處なり、因りて内山眞龍は、武烈紀二年より八年までに、無道奇偉の戯を記せるは、百濟王の無道暴虐を奏上したる百濟記の、轉りて本文となれるなり、此本文上代より誤り傳へて、武烈の證を奉りたるなりと論じ、齋藤彦麿は、此暴行は古事記に記さず、舊事紀は、書紀を踏襲せる書なるに關はらず、暴虐の事を載せず、又天皇の朝は、南齊の東晉侯の永元元年なり、東晉の強暴なども彼是相混じて、天皇の御惡行の由に誤り傳へしならんといひ、渡邊眞樸も、百濟末多王の紀事の混れるにて、孝謙紀に、安祿山の事を録せしに似たり、諺も幽厲などいはずして、武烈とし奉れるは嘉號なり、暴虐の君の謂れにあらずといへり、而して小中村博士、横山由清の兩氏は、天皇十歲即位、

フリヤ

十八歳崩御の事を證して、かゝる幼主にして慘忍の行爲あるまじき由を辯じ、御子代の民をおかせ給へるは、老成の御所爲のごとく思はれるれども、これ恐くは次の繼體天皇の御時などに、先代の爲めに置かせ給へる事の、誤り傳へなること、日本武尊の爲めに武部を置かれしと同じかるべしと論じたり、これらの説によれば、書紀に記せる天皇の暴行は、或は訛傳ならんも知るべからず、なほ後考を俟つ（大日本史、大日本通史）

**ヘイアングウ** 平安宮 京都（キヤウト）を見よ、

**ヘイアンジヤウ** 平安城 京都（キヤウト）を見よ、

**ヘイカ** 陛下 天皇に對する敬稱、獨斷に「陛下」者、階階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣于階側、以戒不虞、謂之陛下者、群臣與天子言、不敢指斥天子、故呼在陛下者、而告之、因卑達尊之意也」と見えたるにて、其義を知るべし、書紀顯宗天皇二年八月己未朔の條、皇太子億計王が天皇を諫むる語中に「陛下」を、徳行廣聞に於て天下云々あるを初見とす、儀制令の制には「陛下、上表所稱」とあり、蓋し唐六典の制に從へるなり、明治以後に至り、天皇、皇后及び三后の敬稱と、皇室典範に規定せられたり、

**ヘイガク** 兵學 軍學（ケンカク）を見よ、

**ヘイア** へイガ

ヘイク

ヘイクワンバンク 平關白 平時忠(タヒラノトキカド)を見よ、

ヘイケビハ 平家琵琶 「ビハ」を見よ、

ヘイケン 平絹 文なき絹布を云ふ、今の羽二重なり、装束の裏に用ふ、又五位以下の袴、表袴等にも用ふ、冬は練絹にて織目をすかさず、夏は生絹にて、織目を透かして織るなりと云ふ(倭訓栞、貞丈雜記)

ヘイケモノガタリ 平家物語 國書

通本十二卷、長門本二十卷、角倉本四十八卷あり、平治物語の後を受けて、二十餘年の治亂を録し、専ら事實に因りて文を成せり、而して平清盛の家を起してより、一族西海に滅ぶるまで、専ら平家の事を記したるより、名付けしものなるべし、されど源頼朝本曾義仲等の事蹟をも交へたり、文は當時に行はれたる漢字交りの假名文體にして、戦記物として頗る巧妙なるものなり、而して其記せる處附會粉飾せし處ありて誤謬少なからずと雖も、根本史料に至りては、正確なるものに據りしと見え、まゝ吾妻鏡増鏡等の誤を正すに足るもの多し、本書の成りし時代は、筆のすまみに、物怪の條に、源雅頼に仕へたる青侍の、夢を記して、或る上臈が、平家に組したる嚴島明神を逐ひ立てたる時、八幡大菩薩、平家に預けおきたる節刀を召しかへして、源頼朝に賜ふ由宣へば、傍に春日明神ありて、其後は、吾が孫にも賜り候へといへることを載せたるによりて、藤原將軍の時代とし、後人皆この説に従へり、異本極めて多し、参考源平盛衰記には、佐野本、鎌倉本、八坂本、伊藤本、如白本等十一本を引きたり、この外なほ角倉本、梵舞本、光悦本、堀田次郎氏藏本等あり、長門本は長門赤間宮(阿彌陀寺)に傳へたるものにして、

ヘイケ

て、文辭他本と異なる所多く、稍々源平盛衰記に類せり(國書)徒然草に、後鳥羽院の時、信濃前司入道行長本書を作りて、生佛と云ふ盲人に教へ、琵琶に合はせて語らせたりとし、尊卑分派葉室時長の條に「平家物語作者隨一也」と見え、臥雲日件錄に、警者最一の語を載せて、爲長卿の作とし、又蕭一の語を載せて、平時忠文事を録し、平景清武事を録し置けるを、三位爲長措撫して之を集め、支憲法師剪裁して一書となす、凡相共に評論するもの三十四人、但時忠景清は此外なりと云へり、また醍醐雜抄によれば、吉田實經、源光行、葉室時長の作とし、天地根元歴代圖には憲耀法師の作としたり、筆のすまみ及び那珂橋樓氏は、徒然草に行長を後鳥羽院の時の人としたるは、本文青侍の語と合はざるを以て否定したり、而して關根正直氏は徒然草に「後鳥羽院の御時とあるは、必ずしも在位の時を指したるにあらず、且つ五徳冠者ともいはれて青年の時なれば、此後堀河院の時まで存生して、平家を書きしとも見らるべく、又異本數種ありて、辭句の詳略すら同じからざれば、筆者を異にせる事必せり、按ふに最初の原本は、後鳥羽院の時、時長入道に發起し、順徳院の時憲耀法師十二卷に補綴し、後ち順教、實經、光行、時長等が、文辭の刪潤事實の敷衍をも爲し、隨うて本書を生ぜしものなるべし」と云へり、いま按ずるに行長は建仁年中信濃前司にして、詩歌に長じたりしこと明月記に見えれば、藤原將軍時代まで、僅に十數年なれば、徒然草の説に従うて、行長一人の作とするも差支なかるべく、その異本を生じたるは、蓋し物語として、口調の善き様に、各々之を語るもの、改めたるによるなるべし(國書)平家物語考證十二卷(松堂閑人四醉生編、洛陽源道格集、左近衛中將野宮定俊補)最も要

ヘイサ

ヘイサ 領を得たる頁書なり、此外、平家勅文録一卷、兵義器談二卷(伊勢貞丈)平家物語奥秘抄一卷、平家物語抄二十四卷、平家物語評判類五卷(逸竹居士)平家物語評判秘傳抄十二卷、平家物語標注十二卷、平家物語人名考、平家物語類語、同類字、同類標等多し(史學雜誌「平家物語考」、國史學の葉、國書刊行會本平家物語)

ヘイサツ 米札 江戸時代、諸藩にて、札遣の代りに、施行せる證券をいふ、名目は米札なれども、諸家の蔵屋敷より發せらる、拂米切手の類にあらず、米切手丁錢三貫文、米五升定價五百文など、記したるものにして、實際に於て、紙幣と同様の功力を有したり、起原詳かならず、寛政十年之が通用を停止す「ハンサツ」の挿繪參看(憲法部類、古事類苑泉貨部)

ヘイシ 兵士 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウヘイ)を見よ、

ヘイシ 兵氏 皇別(タヒラウケ)と訓むを正訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者の四流あり、「クローンムヘイシ」、「ニンメウヘイシ」、「モントクヘイシ」、「クワウカウヘイシ」の各條參看、

ヘイシ 平親王 平將門(タヒラノマサカド)を見よ、

ヘイシ 平氏 皇別(タヒラウケ)と訓むを正訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者の四流あり、「クローンムヘイシ」、「ニンメウヘイシ」、「モントクヘイシ」、「クワウカウヘイシ」の各條參看、

ヘイシ 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウヘイ)を見よ、

ヘイシ 兵氏 皇別(タヒラウケ)と訓むを正訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者の四流あり、「クローンムヘイシ」、「ニンメウヘイシ」、「モントクヘイシ」、「クワウカウヘイシ」の各條參看、

ヘイシ 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウヘイ)を見よ、

ヘイシ 兵氏 皇別(タヒラウケ)と訓むを正訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者の四流あり、「クローンムヘイシ」、「ニンメウヘイシ」、「モントクヘイシ」、「クワウカウヘイシ」の各條參看、

ヘイシ 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウヘイ)を見よ、

ヘイシ 兵氏 皇別(タヒラウケ)と訓むを正訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出づる者の四流あり、「クローンムヘイシ」、「ニンメウヘイシ」、「モントクヘイシ」、「クワウカウヘイシ」の各條參看、

ヘイシ 兵制(ヘイセイ)徴兵(チヨウヘイ)を見よ、

ヘイジャウテンワウ

平城天皇

御名は安殿、幼名小殿、日本根子天推國高彥天皇と謚す、世に奈良の帝とも云ふ(國書)桓武天皇の皇長子、母は皇后藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼の女、第五十一代の天皇(國書)寶龜五年八月降誕、延暦四年桓武天皇の皇太子となる、長するに及び聰敏にして、玄鑑宏達、博く經書を綜へ、文藻に工なり、大同元年三月桓武天皇崩すのち、五月位に即く、二年皇弟伊豫親王不軌を圖るに坐して、親王の號を削り、之を河原寺に幽し、飲食を通せず、親王其母藤原吉子と共に藥を仰ぎて薨す、連坐するもの多し、世以て冤となす、四年四月朔、病を以て位を皇太子に讓る、嵯峨天皇これなり、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、上皇在位四年の間、務めて冗官を沙汰し、中衛府近衛府の分府を改めて左右近衛府とし、又諸衛の兵士の數を改定し、國司の改定は、天平寶字以後、四考を期限としたるを、令條の六考に復し、春宮の職員、及び畫工、漆部、宮陶、鍛冶等の十餘司を併省し、又圖書内藏二寮以下、寮司の長上の員を減じ、諸司の史生の人員を加減し、大に政務の清簡を致したり、蓋し桓武天皇の遺志を承け給へるものなるべし、而して削滅の最も多きは、中務宮内の二省にあるを見れば、その克己勵精の非常なるを知る、然れども早く尙侍藤原藥子を寵し、藥子もまた巧に媚びて事を用ひ、政事にも關涉し、其兄仲成も勢を恃みて王公を凌侮し、兄弟威を弄し、大同四年に藥子從三位に陞れり、讓位の後に至り、藥子は密に上皇に重祚せしめ、己れ皇后たらんと欲し、弘仁元年九月遂に命を矯めて、平城に遷都せんことを謀る、都下爲に騒然たり、嵯峨天皇大に恐れ、仲成を捕へ、且詔を下して仲成藥子の罪狀を擧げ、其官位を奪ふ、上皇是に於て、畿内及び紀伊

ヘイジュウ

陪從

の兵を徵し、藥子と同東國に赴かんとし、添上郡越田村に至り、大軍前に遊ぶるを聞き、衆自ら潰えしかば、上皇事の成らざるを知り、宮に歸りて難髪し給ひ、仲成は誅に伏し、藥子は毒を仰ぎて死す、十二年空海に就きて入壇灌頂を受く、帝王の密灌茲にはじまる、既にして淳和天皇即位し、嵯峨上皇に太上天皇の尊號を上るに及び、平城上皇を先太上天皇といふ、天長元年七月七日崩す、壽五十一、大和國添下郡佐紀村の梅梅陵に葬る、「サカテンワウ」參看、(大日本史、陸奥一覽、大日本通史)

ヘイジュンショ

平準署

代の官衙、常平倉を諸國に置き、糶糶して利を取り、以て貢調運脚の飢寒を濟ひ、兼れて京中の穀價を平準することを得る、左右あり、左は東海、東山、北陸の三道、右は山陰、山陽、南海、西海の四道に關する事を掌る(國書)天寶三年五月、三冬の間諸國貢調の脚夫等、郷に歸るを得ず、或は病苦により、或は飢寒に迫り、路邊に餓死するもの多きを以て、諸國をして、公解を割き、常平倉を置き、出糶して利を取り、之を以て郷に歸る脚夫の飢寒の苦を救はしめんが爲めに、始めて之を置く、寶龜二年九月に至り、左右平準署を罷む(續紀、古事類苑官位部)

ヘイセ

而して禁内を警衛するに六衛府あり、近衛は常に天子の親衛となり、其兵は大抵官人の子弟を取り、大將、中將、少將、將監、將曹等ありて之を率ゐ、いづれも其任を重くす、衛門、兵衛をば外衛といひ、諸國徴發の兵士を取る、督、大少佐、大少尉、大少志等ありて之を率うるなり、六衛の兵員凡二千七百四十餘人あり、初め大寶の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五府なりしが、後ち中衛、近衛、外衛を増して八府となし、其後また沿革して、弘仁三年に始めて左右近衛、左右衛門、左右兵衛の名定まり、これを六衛府と稱することとなり、また諸國の守備に當つる爲軍團をおき、征討の役ある時は、更に軍隊を編成す、軍に三等あり、三軍を統ぶるに大將軍あり(カンケン)參看、西海には太宰府を置き、外蕃を控制し、防人ありて、防人の戎具教閱を掌る、其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹岐をば邊要の國となし、殊に警備を嚴にせり、陸奥には鎮守府を置き、蝦夷を鎮壓し、將軍、軍監、軍曹、醫師、醫師等あり、後ち出羽に秋田城を置き、守若くは介を遣はして專當せしむ、并に鎮兵兵士ありて、不虞に備へしむ【平安朝時代】延暦十一年、國司軍殺等が兵士を役使し、徒に公費を耗するを以て、勅して諸國の兵士を停廢せらる、唯陸奥、出羽、佐渡及び太宰府は、邊要の地なれば、舊に依りて配置せしめられたり、平城天皇の時に至り、檢非違使(ケビキシ)參看)を置き、後ちまた諸國にも置かれて、盜賊追捕の事を掌らしめ、漸く威權あり、貞觀より後、諸國の兵士衛府の官、いづれも廷尉にして、用にとらざりしかば、武備益々弛ぶ、此に於て禁中には瀧口武者、東宮には帶刀、院には北面の士を置き、源平の武士を以て宿衛の職となす、これより後ち武門遂に勢を得

ヘイセ

て、朝廷は兵馬の權を失へり【鎌倉時代】源頼朝幕府を鎌倉に開くに及び、侍所別當、所司等をおきて、軍務及び兵機を司らしめ、大番を徴して京都の番衛に宛て、諸國の大小名皆な幕府に服従して、頼りに兵武を修めしかば、承久の亂に朝廷の徴發に應ぜし者は、六萬人に過ぎざりしかども、北條泰時單騎にして鎌倉を發せし時は、關東の兵士集まるもの、忽に十九萬人に及び、以て兵制の備はれるを見るべし【室町時代】の制、またほこれに據りて、まゝ損益ありといへども、其代を終るまで争亂已む時なく、應仁以後に及びては、幕府の威令遂に行はれず、兵制見るに足るものなし【江戸時代】には將軍親征すれば諸大名皆従ふ、老中は方面の將となりて大名を指揮し、若年寄は旗下の將となる、大番頭は先鋒となり、先手弓銃頭之に屬す、書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等は將軍自ら率ゐて親衛となす、大目付、目付は、老中、若年寄の指揮を監し、使番は傳令を掌る、凡幕下の騎士千七百六十人、番頭組頭百二十人、歩從の士八百三十五人、頭三十一人、組頭六十二人、與力三百二十人、卒四百四十人、弓銃旗卒三千二百三十人、其將長六十一人、與力三百三十二人、その陪卒を合すれば九十萬人に過ぎ、而して諸大名に、其封領によりて軍役を課すること差あり、大抵一萬石の軍役兵四百人を出すを法とす(カンヤク)參看【明治時代】王政復古するや明治二年兵部省を置き、卿輔已下の職ありしが、後改めて陸軍海軍の二省とし、又參謀本部を置く、その徵兵法も屢々更正せられて兵農分れず、國民すべて服役の義務あり、師團はもと鎮臺と稱し、全國に七師團ありしが、廿九年改めて十二師團に増加し、日露戦争後更にまた六師團を増加したり、(リクガン)「カイガン」并に各細目の

ヘイチ

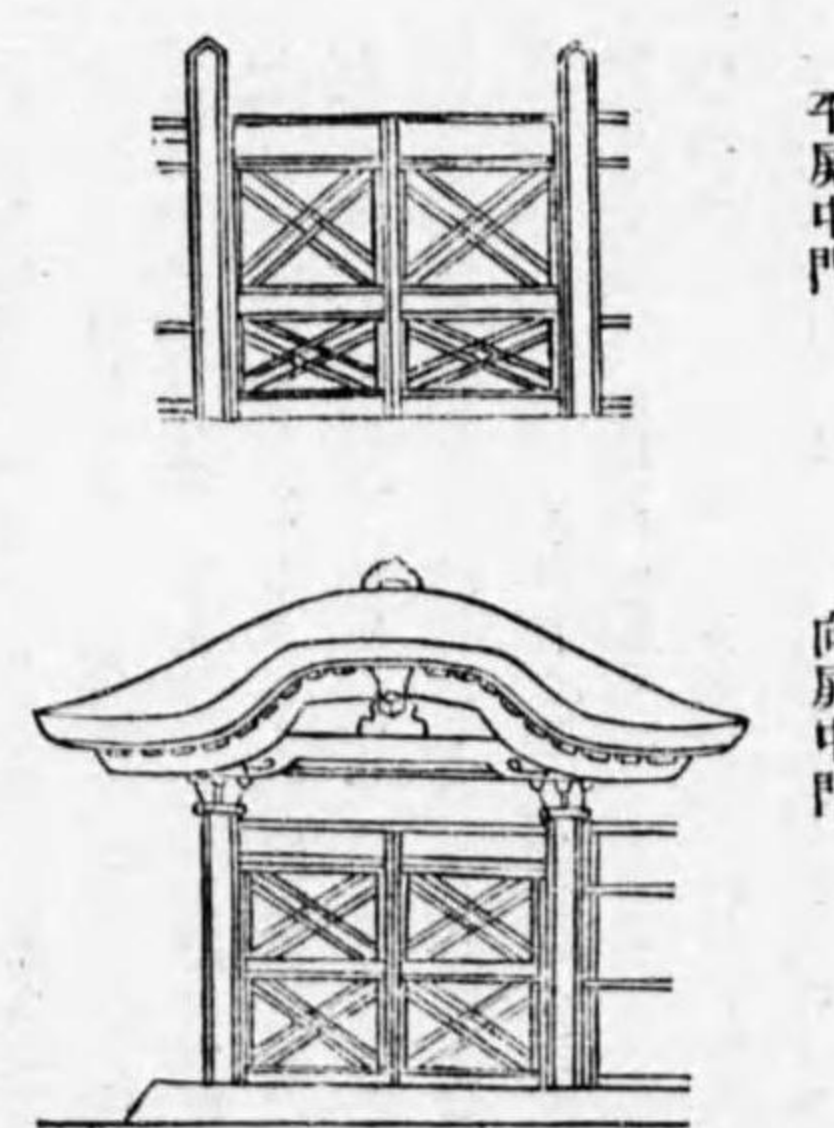
條參看(日本制度通、法令全書)
ヘイチ 平治 名義二條天皇御宇の年號、保元四年四月二十日、代始に因て改元す、一年を経て永曆と改む【出典】史記に「天下於是大平治」とあるに據る、治部權少輔兼文章博士藤原俊經之を勘申す(國朝年號譜)
ヘイチノラン 平治亂 藤原源義朝は保元の亂に軍功ありしこと、遙かに平清盛の上に在りしと雖も、其賞に至りて却て劣り、始め左馬權頭に任ぜられしが、從前左馬助たりしことあるを以て、名譽ならずとして不平の情を漏し、僅かに左馬頭たるを得たり、然るに清盛は、亂後播磨守となり、尋で太宰大貳に任じ、權威義朝の上に出づ、義朝是に於て藤原信西(通憲)に頼りて、榮達を謀らんと欲せしに、信西は之を卻て清盛と結託せり、故に源平の兩族は、互に勢力を争うて反目し、信西亦義朝と不和を生ず、時に藤原信賴といふものあり、中納言右衛門督に累進し、猶太將たらんことを望む、信西以て不可とし、後白河上皇を諫めて之を妨ぐ、信賴之を聞て大に怒り、病と稱して出でず、終に義朝を誘ひ、藤原經宗、同惟方と連合して信西に報いんとし、義朝はまた之を利用して、平氏の勢力を殺がんことを圖り、平清盛が熊野に赴きて不在なるに乗じ、平治元年十二月四日を以て兵を擧ぐ【經國】九日信賴義朝五百餘騎を率ゐて、内裏三條殿を犯し、後白河上皇を御書所に、二條天皇を黒戸御所に幽す、信西變を聞きて大和に走り、石堂山に於て捕へらる、信賴等即ち首を斬りて之を梟し、其諸子の官職を停めて諸國に配流し、信賴自ら大將を兼ね、義朝を播磨守と爲す、會々經宗、惟方等、信賴に與せるを侮ひ、密かに天皇を擁して、清盛の六波羅第に遁れ、上皇又慈徳宮を

ヘイチ

出で仁和寺に入り給へり、是より先、清盛報を得て大に驚き、馳せて京に歸り、天皇を六波羅第に奉ず、公卿百官等皆來り集まる、義朝即ち二千餘騎を率ゐて内裏に陣す、清盛、子重盛、弟頼盛、教盛等に三千餘騎を授けて之を討たしむ、重盛將士を勵まして曰く、年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏たり、三事相應ぜり、敵に勝つこと疑ふべからずと、其兵を分ちて三とし、陽明待賢郁芳の三門より進む、信賴時に待賢門を守り、觀波を聞きて大に恐れ、落馬して自ら傷く、重盛五百餘騎を以て急に待賢門に迫り、義朝の子義平と戦ひ、敗れて退き、頼盛亦郁芳門に於て、義朝の爲に破らる、義朝勝に乗じて追撃し、六波羅を攻めんとす、時に源賴政三百餘騎を六條河原に屯し、觀望して敢て戦はず、義平怒つて之を討つ、賴政敗績し遂に清盛に與す、既にして義朝等進んで六波羅を攻めて克たず、源軍遂に潰ゆ【經國】信賴通れて仁和寺に詣り、後白河上皇に就て罪を謝し、死を宥されんことを乞ふ、許さず、遂に六條河原に斬らる、平家の一族等皆功を以て榮達し、清盛は正三位に、子重盛は伊豫守に、二男基盛は大和守に、三男宗盛は遠江守に、弟頼盛は尾張守に任叙せらる、然して義朝は京の戦に破れ、八瀬を過ぎ龍華越を越えて堅田に出で、更に尾張に至り、長田庄司平忠致の家に潜居す、忠致貽きて義朝を殺し、首を京都に送る、即ち左獄に梟せり、清盛また大に源氏の與黨を探索し、義朝の子弟并に一族殆んど盡く、只頼朝義經等の數人免かる、ことを得たり、茲に於て源氏全く勢力を失し、平氏獨り盛んなり(平治物語、百練抄、愚管抄)○中根淑氏の説に「此亂は、蓋し後白河上皇と二條天皇と、御父子の間、相諧はざるに起因したるものなるべし、其故

ヘイチ

は、上皇は讓位の後も、白河鳥羽の例に倣ひ、院中に在りて政を聽かれ給へるを、主上甚御快く思召ざりし事は、盛衰記平家物語によりても明かに知られたり、是一つは經宗惟方、主上の御外戚又は御傳なるを以て、己れ早く權を專にせんが爲、頼りに院政を非難したるにもよるべし、而して二人の胸中、院政を止めん事は、先狂暴無智の信賴を嗾して、上皇の羽翼たる信西を除くに如かずと打算せる事疑なし、信賴は平生の確執より、信西を除くは尤願ふ處なるも、院政行はるゝにあらざれば、己れ其地位を保つ能はざるは自ら知る處なり、故に帝を幽したるは信賴の心、上皇を幽したるは經宗惟方の心なり、此三人の者、共に斗背の小人なれば、信西を除くに於て、一時の謀計は相投じたるも、其目的相反するが故に、終始一なる能はず、而して經宗惟方は頗る狡猾なれば、信賴の共に爲すに足らざるを察し、忽ち反對の地に立ちて、巧みに其形迹を暗ましたる也」といへるは卓見なり、(頭書平治物語)
ヘイチモノガタリ 平治物語 卷三 刊本一冊【經國】平治の亂を記したる戰記にして、記事の體裁全く保元物語に同じ【經國】保元物語に同じ【經國】參看平治物語、「ハウゲンモノガタリ」參看(史學雜誌「平治物語考」)
ヘイチユウモン 屏中門 寢殿造にて、廊なくして、築地のみなる中門を云ふ、壁中門とも屏重門とも書す、又廊下を切通したるをも、壁中門と云ふ、武家の第宅に用ふ、稀には屋根あれども、之なきを通常とす、是れ旗其他の武具出入に不便なる故なりと云ふ、後世書院造り起るに及びては、玄關の左右には必ず屏中門を設け、掛屏としたり、又片方を廊中門にし、片方を廊下にして切通を設くるもあ



平屏中門 向屏中門

ヘイチ

り、これに平屏中門、向屏中門の二あり(家屋雜考)
ヘイチン 幣殿 社(ヤシロ)を見よ、
ヘイハク 幣帛 「ミテアラ」を見よ、
ヘイモン 閉門 名義 江戸時代における士人の閨門、門扉を鎖し、窓を閉ぢ、晝夜共、當人并に外人の出入を禁するをいふ【經國】五十日、百日の二種あり【出典】閉門のことは、既に早く鎌倉時代の初めより、諸書に散見すれども、いづれも自ら門戸を鎖し、恐懼謹慎するものにして刑名にあらず、江戸時代に及んで、始めて刑名となりたり、なほ此刑は士人の刑なれども、時として公卿に行ひしことあり、寛政五年に中山前大納言愛親が、閉門を命ぜられしが如し(徳川政刑史料、歎歲餘錄、古事類死法律部)
ヘウ 標 朝廷公事の時、百官の列行を定むる標木を云ふ、シメとも訓む、建武年中行事元日節會の條に「外辨の公卿門の左の戸がらより入りて、次第に標につく、第一の人あるなり、異位重行、列定りて後、内辨仰せて云ふ云々」と見えたり、猶ほ「イキヤチュウギヤウ」の圖を参照すべし、

ヘウヘグリ

ヘウ 表 臣民より事を具して天皇に奉る文書
を云ふ、唐大典にては公文書としたれども、此はもと
儀式的のものなれば、我が大寶の令制にては、別に
規定を設けざりき、賀表辭表の類はなり、攝關大臣
たる人の職を辭するには、三度辭表を上る例にて、初
め二度目は勅許なく、三度目に至りて始めて勅許あ
りたり、

ヘウザウヤ

廟倉院 大學寮内
に在る一院にして、先聖先師九哲の影像、及び祭器
を納むる所をいふ、廟院、廟藏院とも稱す、大
内裡大學寮内、北、廟藏院の南、東西二十四
丈、南北九丈の地を占め、四面垣を周らし、南に門
あり、大學寮に通ず、西方に廟倉あり、東に面し、影
像を納む、南北五間、東西三間、瓦屋葺とす、東方に
倉庫あり、二箇所相並び、祭器を納む、各五間に二
間とす(江家次第、朝野群載、大内裡圖考證)

ヘキリウ

日置流 日置彈正正次の創めたる
射術の流派、正次は大和に生る、室町時代の中葉頃
の人なり、射術を好み、其妙を得、遂に一派を開き、
其術を興起せり、後世射を學ぶ者、日置流の法に據ら
ざるはなく、稱して中興の始祖となす、古より射術を
以て名顯はる、者多きも、其強弱審固持滿を詳にせ
ず、正次獨り其微妙を得、古今に傑出せり、正次諸國
に遊び、後紀州高野山に赴き、瑞光坊威徳
と號す、五十九にて死す、門人針野加賀守、吉田重賢、
日置右馬丞等傑出せり(武藝小傳、武術流祖錄)

ヘクリノコホリ

平群郡 大和國
郡名、蓋し古へ脩富の地に屬せしなるべし、景行天
皇紀、十七年春三月の條に始めて見たり、清和
和名抄に那珂、飽波、平群、夜麻、坂門、額田等の郷
あり、明治廿九年添下郡と合併して生駒郡を置く

ヘグリノコホリ

平群郡 郡名、蓋し古へ脩富の地に屬せしなるべし、景行天皇紀、十七年春三月の條に始めて見たり、清和和名抄に那珂、飽波、平群、夜麻、坂門、額田等の郷あり、明治廿九年添下郡と合併して生駒郡を置く

ヘツコサク

別小作 小作の一種、田畑を實
に取り、地主に構はず、金主より他の者へ小作を爲さ
しむるをいふ、證文は自分勝手に、年季、或は一
箇年と爲せり(田園類説、地方凡例錄)

ヘツジュンキフ

別巡給 親王に給ふ年給
(ネキフ參看) 別給により、即ち毎年二合して操を申
任するなり、別給給の略稱なり、后腹第一親王たる
方、この恩恵に預る、而して別給給に預る人は、巡給
の列に入りて申任するを得ず(除目大成抄)

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

ヘツタウ 別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ 別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ 別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ 別當 王朝時代以後、公私共にお
きたる職名、別に當ると云ふ意にて、各其本官本
職ある外に、別に當ると云ふ義なり、もと僧官より轉

ヘツタウ

ヘツタウ

ヘツタウ

ヘンカ—ヘンセ

尊勝、天王、法成の三寺及び東大寺の幹事となり、盛んに教禪を雙へ、唱ふ、京畿の禪宗これより大に起る、弘安三年秋常樂庵に寂す、年七十九、花園天皇勅して國師號を賜ふ、國師號に始まる(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

弁韓 三韓(サンカン)を見よ、  
冕冠 名義朝廷大儀の時、天皇が著し給ふ禮冠をいふ、又玉冠とも稱す、  
三條裝束抄、十二條條に、或記曰、天下の御冠巾子櫛、凡人の如し、但三山にあらず、前後に櫛形羅を以て是を立る、金筋ありて髪を押す、金を以て彫るなり、公卿巾子の上方へ物一枚を置く、其體打敷の如し、羅を以て是を作る、金の筋あり、方物の四面の端玉を立つる華あり、其前後に玉環路を垂る、各十二條、其頂の中央日形を立る、華あり、傍に向く、水精二枚を以て合せ作る、其中に三足の赤き鳥を立る、日形順光を形る」と見えたり、  
平四年正月乙巳の條に「御大極殿受朝、天皇始服冕服ことあり、これ冕冠の起原にして、爾來天皇の禮冠となれり、カヌムリ」及び同條の挿繪參看(續紀、西三條裝束抄、二條裝束抄、裝束集成)

辨財天 「ダイベンザイテン」を見よ、  
編衫 法衣(ホフエ)を見よ、  
返抄 後世の請取書に同じ、延喜民部式に「凡諸國大帳、正稅帳、損益者、主計主稅勘定畢、即可給返抄之狀申(省、省修解進)官、但調帳者、待收物訖乃送」と見えたり、今京都教王護國寺文書によりて一例を左に示す、全面に東寺の印を捺したり、  
東寺返抄 越中國

ヘンセ

檢納封戸雜物等  
康和元三年料  
調庸綿肆佰漆拾玖屯  
中男油壹斗肆升  
封丁貳人  
右封戸雜物、康和元三年料、所進檢納如件、故返抄  
康和肆年陸月日 權阿闍梨顯圓  
別當法印權大律師  
阿闍梨久助  
上座大律師快圓  
寺主大律師林照

遍昭 名義俗姓長峯宗貞、世に長少將といひ、出家の後花山僧正、また中院僧正、真僧正ともいふ、安世の子にして、桓武天皇の孫、素性法師の父なり、承和十二年從五位下に叙し、左兵衛佐となり、尋で備前守に轉じ、左近衛少將を兼ね、藏人頭に補す、最も仁明天皇の寵眷を蒙り、常に左右に侍したりしが、嘉祥三年天皇崩するに及び、哀慕の情に堪へず、叡山に登りて出家し、名を遍昭と改め、台教を慈惠僧正(圓仁)に學ぶ、貞觀中、常康親王、居る所の雲林院を以て遍昭に賜ひしより、移りて此處に住し、後法務に任ず、天台の法務並にばじまる、尋で元慶寺(世に花山寺ともいふ)を創めて座主となる、勅して定額寺に列し、年分度者三人を賜ひ、雲林院を別院と爲せり、元慶三年權僧正に進む、仁和元年、光孝天皇、遍昭の徳を慕ひ、近江國高島郡の荒廢田百五十三町を寺に寄せられ、幾もなくして僧正となり、また其七十賀宴を仁壽殿に賜ふ、二年更に封戸百を賜ひ、轎車に駕して宮門を出入することを許るされしが、寛和二年七月寂す、年七十五、遍昭、慈惠大師會下の上首として、

ヘンチ

高僧の譽高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、堪能を以て聞ゆ、彼の百人一首に入りたる「あまつ風雲の通ひ路吹きとぢよをとめの姿しほしとめん」の詠は、古今集雜上に入り、詞書に「五節の舞姫を見てよめる、長峰宗貞」とあれば、いまだ出家せざる前の歌なるを知るべし、嘗て紀貫之、遍昭の歌を評して「歌のさまは得たれども、まこと少し、たとへば繪にかける女を見て、徒らに心を動かすが如し」といへり(大日本史、百人一首一夕話、日本佛教史綱)

高僧の譽高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、堪能を以て聞ゆ、彼の百人一首に入りたる「あまつ風雲の通ひ路吹きとぢよをとめの姿しほしとめん」の詠は、古今集雜上に入り、詞書に「五節の舞姫を見てよめる、長峰宗貞」とあれば、いまだ出家せざる前の歌なるを知るべし、嘗て紀貫之、遍昭の歌を評して「歌のさまは得たれども、まこと少し、たとへば繪にかける女を見て、徒らに心を動かすが如し」といへり(大日本史、百人一首一夕話、日本佛教史綱)

高僧の譽高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、堪能を以て聞ゆ、彼の百人一首に入りたる「あまつ風雲の通ひ路吹きとぢよをとめの姿しほしとめん」の詠は、古今集雜上に入り、詞書に「五節の舞姫を見てよめる、長峰宗貞」とあれば、いまだ出家せざる前の歌なるを知るべし、嘗て紀貫之、遍昭の歌を評して「歌のさまは得たれども、まこと少し、たとへば繪にかける女を見て、徒らに心を動かすが如し」といへり(大日本史、百人一首一夕話、日本佛教史綱)

高僧の譽高きのみならず、在俗の時より和歌を好み、堪能を以て聞ゆ、彼の百人一首に入りたる「あまつ風雲の通ひ路吹きとぢよをとめの姿しほしとめん」の詠は、古今集雜上に入り、詞書に「五節の舞姫を見てよめる、長峰宗貞」とあれば、いまだ出家せざる前の歌なるを知るべし、嘗て紀貫之、遍昭の歌を評して「歌のさまは得たれども、まこと少し、たとへば繪にかける女を見て、徒らに心を動かすが如し」といへり(大日本史、百人一首一夕話、日本佛教史綱)

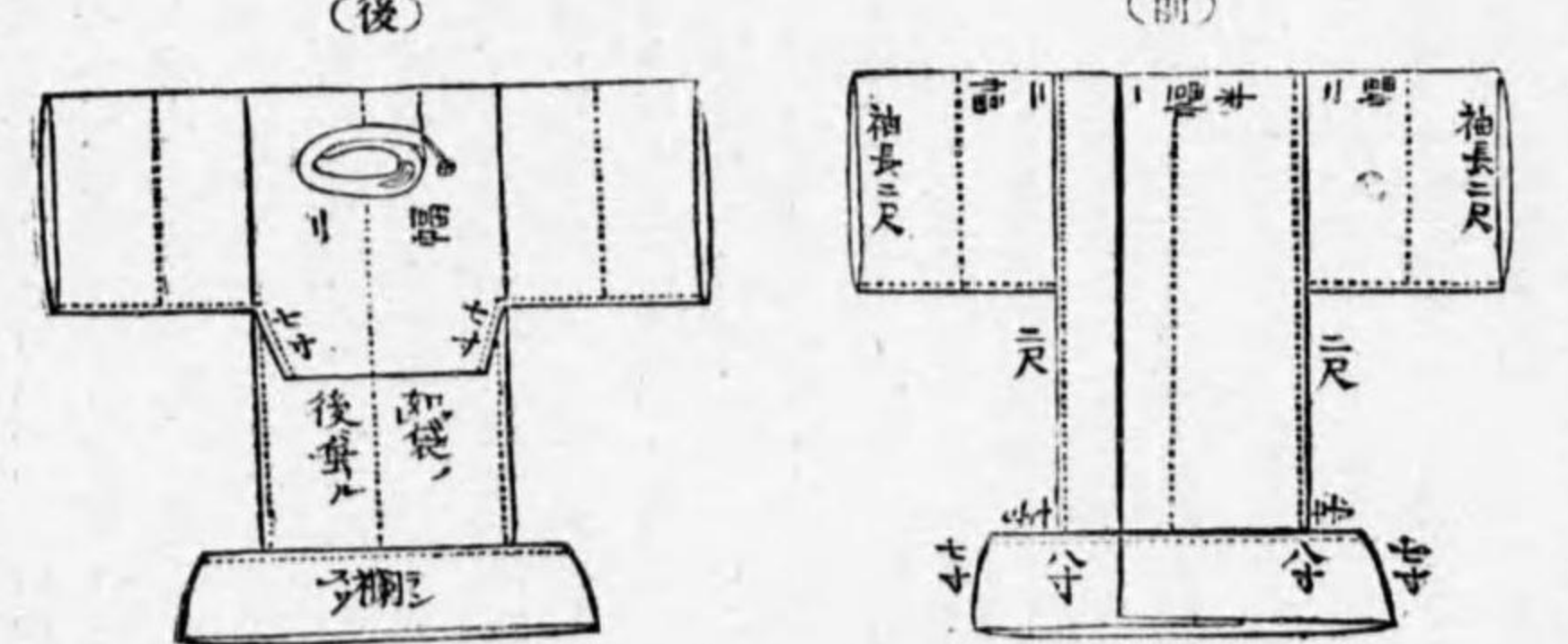
ほ

年筑後山本に一寺を創立して善導寺といふ、嘉祿四年二月二十九日、光明遍照の句を唱へ、安祥にして寂す、年七十七、臘六十四、  
反問 神拜又は貴人出御の時、陰陽家の行ふ作法、咒文を唱へて舞踏す、下學集に「反問、天子出御之時、陰陽家所行也、又謂之舞步也、香妻鏡要目集成に「反問は、安倍家の秘法也、邪氣を反覆して禁じ、閉塞して正氣を迎へ、幸の先を開くことなり」など見え、又貞丈雜記に「其の悪しき方角をふみ破る呪禁の方術を行ふ事、反問をふむと云ふなるべきか」と云へり、三足反問、五足反問、九足反問等あり、委しくは貞丈雜記、反問考等に就て見るべし、

篇目 條目といふに同じ、即ち或事實を箇條書にしたるを云ふ、事書(コトガキ)の條を見よ、吾妻鏡文治四年二月二日の條に「爲令披露彼訴條々載篇目於一紙可與公朝之由云々」と見えたり(武家名目抄)  
「ホワイ」を見よ、  
布衣始 太上天皇尊號の後、始めて御烏帽子を着し給ふ儀式を云ふ、  
布衣 鐵面(カナメン)を見よ、  
布衣 鐵面(カナメン)を見よ、  
布衣 鐵面(カナメン)を見よ、  
布衣 鐵面(カナメン)を見よ、  
布衣 鐵面(カナメン)を見よ、

にす、公家にてはこれに廣狹の二義あり、廣義の布衣は、狩衣の別名にて、狹義の布衣は、青侍の着用する場合に限りて狩衣のことをいふ、武家(徳川時代)にては、無位無官の人の着する狩衣をいひ、禮服とせり、  
奉加 神佛へ、財物の寄進施入をいふ、寄進施入の中へ、財物を加へ奉るの義、また知識とも云ふ、知音の交友にちなみて、この勸進を奉加せしより起る、奉加の時、其旨を記して財物に添へて送る文書を奉加狀、奉加の品目并に施入者の姓名等を列記せる帳簿を奉加簿といふ(類聚名物考)寶物集に「尾張國に、俊綱聖人として行業やんことなき聖在けり、一國これに歸し、ほとんど他國の歸依に及び、知識をすゝむることありて、熱田の大宮司がもとへ行て、奉加せよと云ひたるに、上人中間に推入て奉加せければ、大宮司辭のまされに腹を立て、水を沃て追出しつ云々」とあり、  
縫掖袍 名義朝廷にて文官及び四位以上の武官(四位已下)にても、節會、行幸等の外は、縫掖を着すが着用する袍をいふ、また

「マツハンソウノウノキヌ」とも訓ず、一種の絹を横リ、兩腋を縫ひふたぎ、下に襷と稱し一種の絹を横につけたり、  
奈長朝時代の袍は、丈も等身にして短く、幅も狭く、袖口の廣さも、八寸以上一尺乃至一尺二寸迄にてありしを、次第に華飾に流れて、平安朝時代以後は、身幅甚だ廣く、袖口も二尺程になり、丈も長くなり、殊に鳥羽天皇の時、花園右大臣有仁と仰せ合されて、裝束を華麗にし給ひ、一般に糊剛き衣を用ふる事となりて、裝束の風全く一變したること、今鏡はららの御子の段に其證あり、後世の裝束、皆此の時以後の作法に従ふ由、伊勢貞丈、大塚嘉樹、屋代弘賢等諸先輩の説に見えたり(四位五位裝束抄、裝束集成、裝束甲冑圖解、裝束圖式)



圖式(載所式圖裝)

鳳闕 皇居を云ふ、支那にて屋上に鳳凰を置きしより名づけしものなり、漢書郊祀志

ホウコ

に「風聞高二十丈」と見えたり、  
ホウコ 封戸 「フコ」を見よ、  
ホウコ 布袴 袴に下裳指貫を着し、

少納言等もこれを着用し、將軍家も用ひたることあり、夏は帷に重張單衣を着用し、夜陰は帷ばかりも着す、然して布袴を着したる時には、無文丸袴帯、及び野釧を帯くこと故實なりき(裝束集成、桃華業、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解)

ホウシユンモン 逢春門 大内親豐樂院十、七門の一、また東廊中門に作る、豐樂院東方の門にて、顯陽堂北廊を相去ること六間の所に在り、此門の北六間に桐雲樓あり(大内親圖考證)

ホウシユンモン 逢春門院 藤原隆子、御匣局また四條局と稱す、藤原隆子、御匣局また四條局と稱す、藤原隆子の女、後水尾天皇の後宮、後西院天皇の御母、慶長九年生れ、貞享二年五月從三位に叙し、尋で三宮に准す、同二年五月二十二日薨す、年八十二、京都市下京區今熊野町の泉涌寺に葬る、後院院號を贈る(執次諸所記、門院傳、陵墓一覽)

ホウシヨ 奉書 臣下が上意を承けて、命令を傳達する公文書を云ふ、奉はウケタマハルの意にして、奉る人より稱したる名目にして、もとは文書の正稱にあらず、即ち天皇の奉書は綸旨にして、辨、藏人等之を奉はり、上皇法皇の書は院宣にして、院司之を奉はり、春宮女院の奉書は令旨にして、坊官又は院司之を奉はり、三位以上の家にては御教書と稱す

ホウシ

し、家司これを奉る、多くは奉書の末なる奉行人の名の下に、奉の字を小さく書したり、室町時代に至り、幕府にて、御内書に添へて出す、側衆が將軍の旨を傳達せる文書を云ふ、これは前の奉書と異にして、正當なる文書の名目となりしなり、尋で江戸時代には老中が、將軍の旨を奉じて出す公文書を稱す、老中の署名花押あり、御内書に次ぎたる重き様式にして、之を諸侯に渡す時には、老中の使者を以てせりと云ふ、リヤウシ、リヤウシ、リヤウシ、ミケウシヨ(參看(貞丈雜記、武家名目抄))

ホウシヨ 謀書 官私文書を偽造する者はいふ、制王朝時代には、宣旨院宣を偽造せる者は遠流、詐りて人に官を與へしもの、并に之を受けしものは近流、官の文書を偽造せる者は杖一百、官私の文書を偽造し、もしくは増減して財貨を求むる者は盜を以て論じたり、鎌倉時代には、土は所領を没收し、所帯なくば遠流に處し、庶民は其面に火印を捺し、江戸時代には、引廻しの上獄門、情を知りて執筆せし者は、重追放に處せり、明治以後は、文書偽造と稱し、公私の別あり、刑法百九十四條乃至二百二十二條に其罪を規定せり(法曹至要抄、御成敗式目、御定書百々條、刑法)

ホウシヨガミ 奉書紙 檀紙の一種、職文なく、肌理美なるものを云ふ、中古以後多く奉書に用ふる故に名づく、單に奉書とも云ふ、大廣、御前廣、大中小の別あり、江戸時代にては越前國府より製出す、上品奉書は岩本氏、中奉書は大瀧氏、岩本氏、小奉書は定友氏にて、各別に之を漉きしと云ふ、大廣は縦一尺四寸五分、横一尺九寸五分、御前廣、又中廣とも五、五廣とも云ふ、縦一尺三寸五分、横一尺八寸五分、大奉書、本政とも云ふ、縦一尺三寸、横一尺

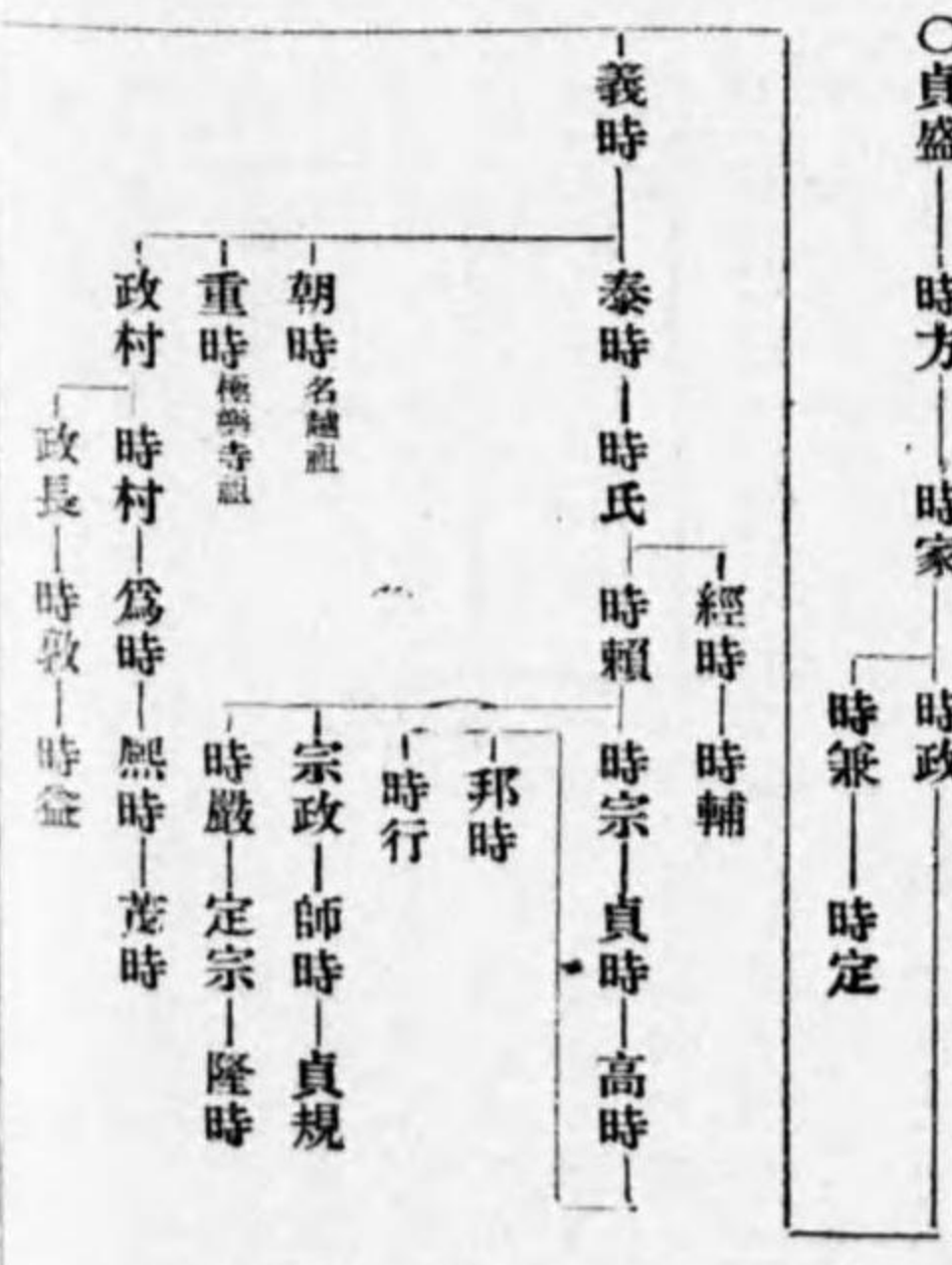
ホウシ

八寸、中奉書、間政とも云ふ、縦一尺二寸、横一尺六寸七分、小奉書、上判とも云ふ、縦一尺九寸、横一尺五寸五分なり(文藝類纂)

ホウシヨレンバン 奉書連判 江戸時代老中をいふ、奉書の連判に預るを以てなり、ラウチユウ(參看)

ホウタイカフ 豊太閣 豊臣秀吉(トヨトミヒデオシ)を見よ、

ホウテウウチ 北條氏 姓は桓武平氏、貞盛の二子維時より出づ、維時の曾孫維方、盛方聖範を生む、聖範の子時方、維方の養ふ所となる、伊豆介となり、子孫竟に伊豆北條に居る、因て氏とす、時方の子時家、時政を生む、北條四郎と稱す、源賴朝の興るに會し、其外舅を以て軍事を委盡し、顯業を翼成し、其權柄を執る、子義時の時、承久の變、後鳥羽、土御門、順徳の三院を海島に遷し、天下の大權盡く其家に歸す、六世の孫高時に及び、官軍の誅滅する所となる、其族に名越、江馬、田伏、極樂寺、赤橋、鹽田、普恩寺、金澤、甘繩、伊具、大佛、佐介等の諸氏あり(吾妻鏡、尊卑分脈、北條系圖、氏族志)



時房 時盛 政俊 時國 時元 房貞

ホウテウウチ

北條氏(河内狹山) 祖先詳かならず、長氏を祖とす、北條氏の系圖に、長氏は、北條高時四代の孫三郎行長が子にして、母は伊勢備中守貞國の女なり、足利氏の時代なれば、北條を憚りて、母方の姓を冒し、伊勢新九郎と稱したりしが、伊豆相模を領するに及びて、本性に復したりと云ひ、同系圖別本には、高時三代孫時盛の子なりとしたり、小田原記によれば、伊勢貞親の弟備中守貞藤、應仁の亂を避けて伊勢國に赴き、北高氏に因り、貞藤の息新九郎長氏また備中より來りて會したり、然るに、今川上總介義忠は、長氏の姉婿なれば、其縁によりて、長氏は駿河國に下り、今川氏親の時に、高岡城を領せり、長氏が母は、尾張國横井掃部助の女にして、横井はもと北條高時の後裔なり、其族伊豆國にあり、男子なきを以て長氏を女婿とし其家を譲る、長氏因りて高岡城より葦山城に移り、嫡男氏綱を生む、即ち養父の孫女を氏綱に娶はせ、北條新九郎と名のらせ、其身は入道して早雲庵と號すと云へり、然れども諸説皆信難し、現今にては古文書其他の舊記によりて、伊勢平氏の一族なることと確なるが如しと雖も、委しきことと明かならず、長氏匹夫より起りて、伊豆相模兩國を畧し、小田原城に居す、其子孫氏綱、氏康、氏政共に長氏の遺業を繼ぎ、關東八ヶ國を領し、武威を東海に奮ふ事凡百餘年、天正十八年七月豊臣秀吉に亡ぼさる、此時秀吉は、氏政の子氏直を高野に放ち、後ち所領を與ふるの意ありしが、氏直早く卒せるを以て、氏政の弟氏規を召出し、文祿元年河内國丹南郡にて二千石を賜ふ、尋で

ホウテウウチ

加封ありて一萬石を領し狹山に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらるる○世に鎌倉の北條に對し、後北條といふ(藩翰譜、續藩翰譜、武鑑)

ホウテウウチツナ

北條氏綱 北條氏康 北條氏直 北條氏規 北條氏信 北條氏宗 北條氏治 北條氏朝 北條氏彦 北條氏助 北條氏喬 北條氏久 北條氏燕

ホウテウウチツナ

名千代丸、通稱新九郎、法名を春松院快翁活公と云ふ、長氏の長子、小田原北條氏の第二世なり、大永四年正月豆相二州の兵を率ゐ、上杉朝興を江戸城に攻めて、これを陥れ、六年十二月里見義弘の鎌倉を侵すや、氏綱鶴岡に邀へ戦つて、これを破る、天文四年八月今川氏を救けて甲斐の武田氏と戦ひ、爾來屢々兵を甲斐の間に出せり、上杉朝興其隙に乗じ、邊邑を侵掠せるを以て、十月河越口を掠略して之に報ゆ、六年秋、上杉朝定と河越に戦ひ、河越松山の二城を拔く(カホエツヤウノタ、カヒ、參看)是より先後奈良天皇踐祚の後、用途なきの故を以て、久しく即位の大禮を擧げ給ふこと能はざりしが、氏綱慨歎し、天文二年御即位の料足五萬疋を獻じ、其功により從五位下左京大夫に任叙せらる、七年十月足利義明、里見義堯と共に大軍を擁して鴻臺に次するや、氏綱また二萬餘兵を率ゐ、邀へ討ちて義明を斃し、義堯を走らす、これよりして房總の豪族、氏綱に屬するもの多し、十年七月卒す、相模國箱根早雲寺に葬る、氏綱勇敢にして善く戦ひ、また仁慈の心に富み、相州の民譽りて其化に服すといふ(言

ホウテウウチナホ

北條氏直 名國王丸、通稱新九郎、法名を松慶院大圓徹公といふ、氏政の長子、小田原北條氏の第五世なり、左京大夫に任じ、陸奥守を兼ね、從五位下に叙す、天正元年父の讓を受けて家を繼ぐ、五年夏里見義弘、佐竹義重等、氏直と成を行ひ、質子を小田原に送り、時に武田信玄卒し、其子勝頼嗣立せしと雖も國勢振はず、上杉謙信また京畿を窺ふの志あり、故に山東八州兵革頗る收まりて、氏直父子志に統内を拓くを得たり、既にして六年謙信卒するの

後、嗣子いまだ定まらず、上杉景虎(氏康の子、氏直の叔父)同景勝の二人家督を争ふに及び、勝頼は景勝を援け、遂に景虎を殺せるを以て、甲相の二國これによりて再び隙を生じたり、氏直是に於て好を織田信長、徳川家康に通じ、相共に武田氏を滅ぼさんことを約し、爾來屢々勝頼と兵を交ふ、十年信長の害に遇ふや、瀧川一益變を聞いて四上せんとし、六月軍を出す、氏直もまた弊に乗じて上毛を併すの意ありしかば、撃ちてこれを破る、國人來附するもの多し、此月甲信大に亂る、氏直即ち兵を率ゐて侵略を圖り、景勝と戦ひしが、徳川家康の景勝を助くるに會し、遂に其意を果たすこと能はざりき、十一月家康と和を講じ、十一年八月その女を娶り、親戚の姻を結ぶ、既にして豊臣秀吉四海を討平するの志あり、屢々人を以て氏直父子の入京を促せりと雖も、氏直從はず、頻りに戦備を整ふ、秀吉即ち十八年大舉して小田原城を圍む、氏直等防ぎ戦つて利あらず、六月に至り遂に秀吉に降る、秀吉因りて氏政に自盡を命じ、氏直を高野山に放ち、悉く其封を没す(ナダハラセイバツ、參看)十九年秀吉命じて、氏直を城南

ホウテ

興應寺に寓さしが、久しからずして更に大阪に迎へ、康米三千袋を給して、厚くこれを遇し、豫約するに、明年を以て、伯耆一國に封せんことを以てしたりしが、會々痘を患ひ、十二月四日卒す、歳三十(野史)

ホウテウチマサ

北條氏政

務を氏直に譲るの後、載流齋と號す、法名を慈雲院勝嚴傑公といふ。康米の長子、小田原北條氏の第四世なり。左京大夫に任じ、相模守を兼ね、從四位下に叙す、永祿三年十二月父の讓を受け、家を繼ぐ、然れども軍國の機務なほ氏康に決せり、時に長氏より既に三世に及び、豆相武二總の諸國を併有し、威武山東に盛んなりき、五年三月氏康に從うて松山城を抜き、七年正月また父に從ひ、里見義弘を鴻壺に破る、十一年九月、武田信玄既に今川氏を滅し、氏康父子の督過を恐れ、人をして今川氏の罪を告げしめ、且つ富士川を境して、駿河を分領せんことを請ふ、氏康聞いて大に怒り、其使を拘ふ、はじめ氏政、信玄の女を娶り、氏直を生みしが、是に至りて遂に隙を生じり、十二年正月氏康と共に駿河に入り、信玄と兵を交ふ、五月今川氏眞來り投ず、即ちこれを諸戸倉城に措く、是歲屢々佐竹義重と戦ひ、互に勝敗あり、元龜元年九月、信玄の來り討つや、兵を督して箱根山中に防禦し、その先鋒を敗り、追撃して嶺を下り、三島に至りて陣を布く、信玄對抗して相挑み搦言して曰く、此役必ず氏政を斃して、小田原に入らんと、氏政危疑して軍を班す、十一月に至り和を講じ、明年氏政の弟忠忠、氏康を出して質とせり、二



(押花政氏)

年貞時、將軍惟康親王を廢し、其弟久明親王を迎へて將軍とす、五年高麗の使金有來りて、元に通信すべきを勸告し、若し其事なくば元兵の來襲あらんと告げたりしが、貞時は有成を拘留して歸國を許さざりき、而して元また遂に窺視の念を絶てり、正安三年從四位上となる、幾もなくして執權を辭し、尋で薨斃す、應長元年十月卒す、年四十一、貞時、祖父時頼の治迹を慕ひ、辭職の後、躬に僧衣を着し、郡國を遊歴して、風俗を觀察し、民の疾苦を問ひ、風賢露宿、備に艱難を嘗め、凡三年にして還る、時に前内大臣源通基冤によりて後宇多上皇の告を蒙り、食邑を奪はれて屏居す、貞時京都に至るの際偶々通基の廬前を過ぎ其閑寂なるを愛して徘徊すること久しかりしが、遂に人の慮を出づるものに就きて、主人の姓名を問ひしに、其人通基の名、并に登居の理由を具に語りければ、貞時大に之を憫み、東歸の後其事を上陳す、上皇大に慙ちて通基の食邑を復し給へり、大日本史に、貞時が朝廷の勢を割かんが爲め、兩統迭立の議を定めたりといへるは誤なり、委しくは兩統迭立(リヤウツウテツリツ)を見るべし(大日本史)

ホウテウタカトキ

北條高時

名成壽丸、法名崇鑑、世に日輪寺殿といふ。貞時の子、北條氏第十四代の執權。源從四位下に叙し、左馬權頭に任ず、正和五年北條基時に代りて執權となる、文保元年相模守に叙す、高時人となり、舉止度なく、特に宗嫡を以て世職を襲ふ、初め政を妻の父秋田時頼、内管領長崎圓喜に委ね、二人心を合せて、一に泰時の約束に違ひ、頗る無事なりしが、即喜罷めて其子高資代るに及び、高時の暗愚なるに乘じ、威福を専らにして憚る所なし、加ふるに高時昏亂甚しく、酒飲を事とし、鬪犬に耽り、田樂を

ホウテ

ホウテ

月常陸を侵して佐竹義重と戦ひ、其邑四郡を取り、天正元年國務を子氏直に譲りて閑所に卜居す、既にして天正十八年豊臣秀吉の來り討つに當り防戦して利あらず、七月十一日遂に自殺す(チダハラセイバツ)參看)年五十三、相模箱根早雲寺に葬る(野史)

ホウテウチヤス

北條氏康

稱新九郎、國を氏政に譲るの後萬松軒と號す、法名を天聖寺東陽僧公といふ。氏綱の子、小田原北條氏の第三世なり。相模守に任じ、從五位下に叙し、左京大夫となる、天文十三年四月、上杉憲政、足利晴氏の連合軍と川越に戦ひ(カハエツヤウノタマカヒ)參看)大にこれを破り、二十年三月更に憲政を平井城に攻め、火を縱ちて肉薄す、憲政遂に越後に走りて上杉謙信に據る、是に於て悉く上杉氏の食邑を併有し、威令關東に振ふ、二十三年二月駿河を侵し、十年更に古河を襲ひ、足利晴氏父子を波多野に移す、弘治二年三月屢々武田信玄と戦ひしが、既にして武田、今川、北條の三家の間に、媾和の議成り、氏康の子氏政を信玄の女婿と爲し、氏康の女を今川義元の子氏眞に妻すを約し、各々國に就く、三年十二月國を氏政に譲る、然れども軍國の機務、舊によりて氏康に決す、四年謙信大舉して小田原に迫るや、氏康敢て戦はずして曰く、彼れ人となり則輕なり、久しく屯する事能はず、日ならずして退去すべし、其期に臨みて尾撃せば、克を得る事必せりと、幾くもなく謙信果して兵を退く、氏康即ち兵を遣はし、その後營を火し、輜重を奪ふ、五年正月信玄と連合して松山城を抜き、六年春里見義弘を鴻壺に敗る、二總國人これよりして欺を送るもの多し、十二年に至り、謙信と成を行ひ、五男三郎を出して質となす、謙信養うて子とす、元龜二年、氏康の威

弄び、政を怠りしが故に、民心漸く北條氏を厭ふに至れり、正平元年後醍醐天皇、朝權の恢復を圖り、高時を討たんとして謀洩る、高時即ち廢立を行はんとしたるに、天皇宸筆の御書を賜ひて、他なきを誓ひ給ひしかば、其事已みたり、嘉曆元年疾に罹りて薨斃し執權を罷め、金澤貞顯、赤橋守時相繼ぐこれに代る、高資專斷なる事舊の如し、既にして元弘三年、天皇再び北條氏を圖り、兵を集め給ふや、高時諸將を遣はして官軍を破り、天皇を應岐に遷し、光嚴院を擁立し、與謀の廷臣以下を討せしが、幾もなくして勤王の軍所在並び起り、勢威頗る盛んなり、三年新田義貞また上野にありて兵を擧げ、遂に官軍に應じ、連戦高時の兵を破り、長驅して鎌倉に迫る、高時防戦して、利あらず、逃れて東勝寺に入り遂に自殺す、年卅一、鎌倉寶戒寺に葬る、建武中興(ケンムチユウコウ)參看(大日本史)

ホウテウトキマサ

北條時政

耶と稱す、法名明盛、世に淨福寺殿(或云願成就院)といふ。時家の子、北條氏初代の執權なり。源賴朝世々伊豆の豪族たり、源賴朝の伊豆に流さるや、時政、伊東祐親と共に、平氏の命によりて、これを監視す、賴朝はじめ祐親の家に居りしが、後ち遁れて時政に歸し、時政の女政子と通じたりしも、時政知らざるまねして、益々賴朝を厚遇せり、既にして以仁王、令旨を諸國の源氏に傳へて、平氏を討たんとするに及び、賴朝また令旨を奉じ、時政と議して兵を擧げんとするの際、以仁王以下敗死し、平清盛後患を恐れて、源氏の族類を殲さんとせるを以て、賴朝即ちこれに先して兵を起し、時政をして、まづ伊豆目代平兼隆を討たしむ、時政諸子を率ゐて兼隆を襲ひ、遂にこれを斬り、更に賴朝に從うて、石

ホウテ

ホウテ

武益々盛んにして、豆相武上の四州を併有したりしが、また屢々房總を侵し攻戦絶まず、而して下野、下總、常陸三國人未だ來服せざるを以て、遂に兵數萬を督し、下野に出で、佐竹義重と對抗する事二旬に及び、軍敗れて歸る、是年十月卒す、年五十七、相模箱根早雲寺に葬る、氏康陽菜にして陰剛なり、賞罰明かに斷じ、またよく人を識る、故に平素寸功を遺さず、褒稱勵勵、名稱調議、必ず士卒の功勞に、報いざるはなかりき、性和歌を好み、吟詠の見るべきもの尠なからず。武藏野紀行○此紀行は、古來より氏康の著と傳ふれども、田中文學博士は、これを疑書なりといへり、説は載せて歴史地理にあり、就いて見るべし(後鑑、野史)

ホウテウサウウン

北條早雲

(ホウテウナガウザ)を見よ、  
ホウテウサタトキ 北條貞時 幼名幸壽、相模太郎と稱す、法名宗演、世に最勝園寺殿といふ。時宗の子、母は安達泰盛の女、北條氏第九代の執權。弘安五年左馬權頭となり、七年父の後を襲うて執權となる、時に年僅に十四歳、明年相模守に任ず、時に外戚安達泰盛その子宗景と共に、恩を恃みて驕蹇なり、會々内管領平頼綱、泰盛父子と勢を争ひしが、隱に貞時に懇て曰く、宗景妾に右大將頼朝の胤と稱し、擅に源姓を冒す、是れ將軍たらんことを志すものなりと、貞時その言を信じ、泰盛及び、其一族等を殺せり、既にして頼綱は、中子安房守を以て將軍となさんとす、貞時之を知らず、後ち數年、頼綱の長子宗綱その謀を告ぐ、貞時乃ち頼綱及び安房守を誅し、宗綱を佐渡に流す、正應二



(押花時貞)

橋山に、大庭景親と戦うて破る、是に於て時政は土肥に歸り、嚴浦より舟行して安房に赴き、三浦義澄等と海上に相遇ふ、賴朝また尋で至る、幾もなくして時政、賴朝の命を奉じ、甲斐に赴き武田信義等精兵二萬餘を募り、駿河黃瀬川に於て賴朝と會す、賴朝鎌倉に入るに及び政子を北條より迎ふ、時政婦翁を以て益々親重せらる、文治元年賴朝將に、弟義經を京都に討たんとし、自ら兵に將として、黃瀬川に至りしが、義經出奔せるを以て、時政に兵一千を授け、京都に遣はして義經を搜捕せしめしむ、得るこゝと能はず、賴朝因て言を、義經を糾察するに托し、時政をして、守護地頭を置き、其所在に就いて之を擒にせん事を奏せしむるや、朝議頗る異論あり、時政往復論辯頗る勉め、遂に請の如くなるを得たり、功によりて七國の地頭職を領し、尋で之を辭す、時政京都に在ること歳餘、吏務繁劇なりしと雖も、飄敏にして滞ることなく、措置委く賴朝の算する所に合ひ、幹事を以て聞ゆ、鎌倉に歸るに及び、人、これを惜しむ、賴朝薨じ、其子頼家軍職を襲ふに當り、從五位に叙し、遠江守に任じ、政所別當となり軍事を總ぶ、頼家藩籬にして嬉戯度なし、然れども時政は、源氏を滅すに意ありしを以て、規諫を加へず、會々頼家の一子一幡の外祖父比企能員、時政の專横を憤り、密に北條氏を滅さんことを圖りしかば、時政佛事に託し、能員を招きてこれを殺し、また悉く其族を夷げ、併せて一幡を殺す、頼家これを聞きて平かなかず、時政を誅せんとせるを以て、更に頼家を伊豆修禪寺に幽し、其弟實朝を擁立し、明年頼家を伊豆に弑す、是に於て時政の勢威天下を傾け、諸將皆服從するに至れり、會々時政の妻牧の方、女婿平賀朝雅を愛し、其源氏の疎族たるの故を以て、時政を

ホウテ

年貞時、將軍惟康親王を廢し、其弟久明親王を迎へて將軍とす、五年高麗の使金有來りて、元に通信すべきを勸告し、若し其事なくば元兵の來襲あらんと告げたりしが、貞時は有成を拘留して歸國を許さざりき、而して元また遂に窺視の念を絶てり、正安三年從四位上となる、幾もなくして執權を辭し、尋で薨斃す、應長元年十月卒す、年四十一、貞時、祖父時頼の治迹を慕ひ、辭職の後、躬に僧衣を着し、郡國を遊歴して、風俗を觀察し、民の疾苦を問ひ、風賢露宿、備に艱難を嘗め、凡三年にして還る、時に前内大臣源通基冤によりて後宇多上皇の告を蒙り、食邑を奪はれて屏居す、貞時京都に至るの際偶々通基の廬前を過ぎ其閑寂なるを愛して徘徊すること久しかりしが、遂に人の慮を出づるものに就きて、主人の姓名を問ひしに、其人通基の名、并に登居の理由を具に語りければ、貞時大に之を憫み、東歸の後其事を上陳す、上皇大に慙ちて通基の食邑を復し給へり、大日本史に、貞時が朝廷の勢を割かんが爲め、兩統迭立の議を定めたりといへるは誤なり、委しくは兩統迭立(リヤウツウテツリツ)を見るべし(大日本史)



ホウテ

強て、實朝を害し、朝雅を將軍と爲さんとす、政子即ち實朝を北條義時の家に奉じ、更に實朝の命を矯め時政に迫りて別髪せしめ、牧の方と共に北條に徙す、建保三年卒す、年七十八、伊豆修禪寺に葬る(大日本史)

ホウテウトキムネ

北條時宗 名義幼 名正壽、相模太郎と稱す、法名道果、世に寶光寺殿といふ、時宗の子、北條氏第八代の執權なり、弘長元年左馬權頭となり、從五位下に叙し、文永元年連署となり、二年從五位下に進み、但馬權守を兼ね、尋で相模守に遷る、三年將軍宗尊親王の近習等、時宗を殺さんことを謀り、事覺はれしかば、時宗即ち、北條政村等と議し親王を廢して京都に遷し、其子惟康親王を將軍に擁立せり、五年左馬權頭を兼ね、初め時頼の薙髮するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を遣せんことを求めしも、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報ぜず、十一年の冬の兵西隅を侵す、鎮西の將士拒ぎ戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、悉く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て筑紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に鎮西の將士を簡み、邊海の鎮戍に當



(署自宗時)



(押花宗時)

に從うて伊勢に赴き、尋で駿河に行き、今川義忠に據る、會々文明八年義忠戦死し、氏親幼弱を以て嗣立するに及び、家臣中内訶ありて相戦ひしかば、足利政知、上杉定正等、各々部將を遣はして

ホウテ

て、豫め元兵の來襲に備ふ、明年春、將に兵を遣はして高麗を征せんとし、西海、山陰、山陽、南海の諸國に命じ戰艦を修め、器械を備へしめたり、既に肥後滿願寺所藏(史料編纂掛集)



して弘安四年、元大舉して太宰府を侵す、時宗宇都宮貞綱をして、中國の兵に將として之を禦がしむ、未だ至らざるに先ち、海風暴かに發り、元兵悉く覆没す(コウアンノエキ參看)七年卒す、年三十四、鎌倉圓覺寺に葬る(大日本史)

ホウテウトキヨリ

北條時頼 名義幼 名成壽、五郎と稱す、法名道崇、覺了坊と號し、世に最明寺殿といふ、時宗の二子、泰時の子、北條氏第五代の執權、建保三年首服を加へ、尋で左兵衛少尉に拜し、また左近衛將監に遷り、從五位上に叙す、寛元四年兄時氏に代りて執權となる、時に從父光時、將軍藤原賴經に寵あり、密に時頼に代りて其職を襲はん事を圖り、物情恟々たり、時頼即ち光時を伊豆に流し、遂に賴經を廢して、賴經の子賴朝を將軍に擁立せり、此時に當り三浦泰村、源氏の宿將として威望ありしが、心私に北條氏の跋扈せるを見て平かならず、會々弟光村、前將軍賴經を軍職

ホウテ

に復せしめんとし、兵備を整ふるや、泰村また之に參與せるが故に、時頼兵を遣はして泰村を殺し、悉くその黨與を刑す、北條氏の勢力是に於てか、更に盛大となる、寶治元年六波羅探題北條重時を召し、執權連署せしむ、建長元年相模守となり、三年正五位下に陞る、既に前將軍藤原賴經、時頼の廢する處となりしを怒り、兵を京都に聚めしが、事成らずして、其與黨悉く逮捕せらるに及び、時頼は更に將軍賴朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元元年病によりて薙髮し、其嘗て創立する所の最明寺に閑居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたれども、舊によりてなほ軍政を參決せり、而して時頼既に職を解くの後、諸國の吏、或は私を挾み民を害せん事を恐れ、身自ら服罪し、陽に遊僧となり、四方を問行し、潛に風俗を察したりといふ、弘長三年卒す、年廿七、鎌倉禪興寺に葬る、時頼深く禪教を信じ、粗々其旨に通ず、嘗て僧道隆を請じ、建長寺を鎌倉に創めてこれに居る、卒するに及び諸將士親疎となく、悲聲慟哭し、薙髮するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其苦心を得たることかくのごとし(大日本史)



(押花頼時)

ホウテウナカウチ

北條長氏 名義通 稱新九郎、初名氏茂、薙髮して宗端と稱し、早雲庵と號す、法名を早雲寺天嶽といふ、本姓伊勢氏、後ち北條と改む、北條時長、北條時義、伊勢貞親の弟貞藤、伊勢貞國、伊勢盛定等を以て其父となすの諸説ありて詳かならず、小田原北條氏の始祖なり、建長元年にして京都にありしが、應仁の亂に際し、伊勢貞藤



(押花署自氏長)

これを征せしむるに際し、長氏間に居て調停する所あり、諸士をして、和穆して幼主を輔翼するを誓はしめ、事漸く落着せり、氏親其功を賞し、月俸三百口を與ふ、即ち城を八幡に築いて居る、延徳中氏親更に興國寺城を授く、延寶三年足利政知其子茶々丸の弑する所となるや、長氏直に兵を伊豆に出し、茶々丸を殺して國內を平定す、六月髪を剃りて宗端と稱し、早



(集蒐掛纂編料史)藏所寺雲早機相

雲庵と號す、明應四年謀計を以て大森實頼の小田原城を陥れ、遂に徙りて、これに居る、文龜永正の間、屢々上杉顯定と兵を交へ、九年また三浦道寸を岡崎城

ホウテ

ホウテウマサコ

北條政子

名義世に

に改めて、其二三郎を披きしかば、道寸遂に逃れて住吉城に入りしを、追及して、これを圍みしを以て、道寸は更に新井城に走れり、幾もなくして道寸と鎌倉に戦うて住吉城を取り、十四年四月進みて新井城を襲ふ、明年七月に至りて城陷る、是に於て相豆二州の國人款を送りて服従し、武威山東に振ふ、十六年八月葦山に卒す、歳八十八、相模箱根早雲寺に葬る(野史)

ホウテ

ホウテウマサムラ

北條政村

名義四郎

及ぶ總守護を其子一幡に、關西地頭を實朝に分つ、時に一幡外祖比企能員、其分割を怨み、頼朝と謀り、實朝時政を殺さんとす、政子密に之を聞き、時政に告ぐ、時政、能員及び一幡を殺し、頼朝を伊豆修善寺に幽す、建保六年政子熊野に詣りて、京都に至り、從三位に叙す、尋で從二位となる、實朝頼朝の子公曉の爲めに弑せらるゝや、頼朝の姪阿野冠者時元、駿河に兵を擧ぐ、政子義時をして之を殺さしめ、義時と協議し、朝廷に奏して冷泉宮もしくは六條宮を奉じて將軍となさんことを請ふ、許されず、左大臣藤原道家の子賴經を迎へ立つ、年二歳、政子専ら政事を裁決し、また、菅原爲長に命じ貞親政要を譯して、以て法則となさしむ、嘉祿元年薙髮す、年六十九、政子殿殺果斷丈夫の風あり、建曆承久の間、軍務繁多なるに當り、常に群議を對酌して禍難を裁定せり、頼朝の胤絶ゆるの後、功臣宿將致て異心を挿ます、天下稱して、尼將軍と云ふ、北條氏が政權を得るに至れるもの、其力與りて多きに居る(吾妻鏡、大日本史)

ホウテ

ホウテ

氏が蒙古の使を却け、國體を辱しめざりしは、世皆其功を時宗に歸すれども、最初蒙古の使者の來りしは文永元年にして、時宗十八歳の時なれば、大事に關して幕議を動すべき意見あるべしと思はれず、又趙良弼の來りし時も、二十二歳にして、獨立の定見あるべしと思はれず、若しこれありとするも、關東評定衆は皆老功の人を以て組織したれば、かゝる年少の意見に服すべしと思はれざれば、斯る大事に處して、斷乎たる議決をなしたる功は、政村に歸せざるべからずと云へり、然るに三浦周行氏は之に反して、當時は早熟の人も多かりしを証として、舊説を以て可となしたり(大日本史、史學雜誌、史學界)

ホウテウヤストキ

北條泰時 幼名金剛、初名頼時、江馬太郎と稱す、法名觀阿、世に常樂寺殿といふ、關東義時の子、北條氏第三代の執權、建元元年修理亮となる、建保のはじめ和田義盛、北條氏を滅さん事を圖りて兵を擧げ、幕府及び義時并に大江廣元の邸を襲ふや、泰時は、弟朝時、足利義氏等と將士を率ゐて之を禦ぎ、遂に義盛を敗る、功により、陸奥國遠田郡地頭職を賜ふ、頃くして式部少丞に移り、讃岐守を兼ね、固辭して就かず、尋で從五位上に累進し、駿河守を歴、武藏守に轉じ、承久三年後鳥羽上皇、院宣を傳へて兵を集め、義時を討つに及び、泰時東海道の大将として、北條朝時、武田信光等と、三道より並進みて西上し、連戦官軍を敗り、遂に京都に入る、泰時即ち北條時房と共に六波羅に居りて政務を總理し、經神武士の官軍に屬するものを處罰し、遂に義時の意を承け、仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を隱岐土佐佐渡に移し奉り、泰時六波羅に居る事四歳、元仁元年義時卒するに及び、鎌倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿新に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内西海の軍事を總べしむ、爾來子弟の俊秀なる者を選みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅遂に常職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を兼決したりしが、其薨じてより、泰時はじめて政を執り、後ちまた評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ね、貞永年中、三好康連等と憲令五十條を議定す、御成敗式目また貞永式目と稱するもの即ち、これなり、既に仁治三年四條天皇崩じて、儲未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を諫め奉りしことを徳とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立て、これを後嵯峨天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、聽訟尤も公平なり、故に衆庶業を樂めり、而して自ら涯分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、今罪なくして討たるもの、蓋し議者の宸聽を諷るが爲のみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、悍然として王師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく關に詣りて、唯命これ聽くべし、天威なほ震れざれば、擧族刑に就くも、亦何ぞ憾みんと、義時却けて用ひず、尋で兵に將として東海道より西上したりしが、途より單騎馳せ歸りて、義時に見え、此行もし乘輿親征するに遇はば、如何なる舉動に出づべきか、謹みて指令を請ふといひし時に、義時もさるることあらば、胃を脱して、身を下吏に委ねべきなり、されど上皇都

ホウテ

倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿新に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内西海の軍事を總べしむ、爾來子弟の俊秀なる者を選みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅遂に常職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を兼決したりしが、其薨じてより、泰時はじめて政を執り、後ちまた評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、尋で左京權大夫を兼ね、貞永年中、三好康連等と憲令五十條を議定す、御成敗式目また貞永式目と稱するもの即ち、これなり、既に仁治三年四條天皇崩じて、儲未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を諫め奉りしことを徳とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立て、これを後嵯峨天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、聽訟尤も公平なり、故に衆庶業を樂めり、而して自ら涯分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、今罪なくして討たるもの、蓋し議者の宸聽を諷るが爲のみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、悍然として王師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく關に詣りて、唯命これ聽くべし、天威なほ震れざれば、擧族刑に就くも、亦何ぞ憾みんと、義時却けて用ひず、尋で兵に將として東海道より西上したりしが、途より單騎馳せ歸りて、義時に見え、此行もし乘輿親征するに遇はば、如何なる舉動に出づべきか、謹みて指令を請ふといひし時に、義時もさるることあらば、胃を脱して、身を下吏に委ねべきなり、されど上皇都

ホウテ

にましまして、諸將を派遣せられたれば、努力して必死を期すべしと訓示したりといへり、以て泰時の人となりを見るべし(大日本史)

ホウテウヨシトキ

北條義時 江馬小四郎と稱し、徳宗と號す、法名觀海、東勝院といふ、關東時政の二子、北條氏第二代の執權、沈深にして膽略あり、度量人に過ぐ、源頼朝の兵を擧ぐるや、父兄と共に軍に從うて石橋山に戦ひ、平宗盛西海に奔るに及び、源範賴に隸し、原田種直を豊後に討つ、既に平氏滅び、頼朝兵馬の權を握るに當り、夫人政子の弟たるの故を以て日に親任せらる、頼朝薨じ、子頼家立つの後、比企能員等頼家を奉じて、北條氏を倒さんとす、時政即ち能員を誘殺し、更に義時をして頼家の子一幡を殺さしめ、竟に頼家を廢し、尋でまた之を弑す、頃くして相模守となり、父に代りて執權となり、また正五位下に叙す、建保元年和田義盛、義時父子に平かならず、兵を擧げて、幕府及び義時の第を襲ふや、義時、子泰時等と奮闘して之を却け、時等と奮闘して之を却け、遂に義盛等を敗る、功により、相模國山内萬葉の二莊を賜ひ、侍所別當となる、五年左京權大夫に任ず、此冬將軍源實朝、僧公曉に弑せらる、蓋し義時の教に出づるなり、是に於て藤原頼經を鎌倉に迎へて將軍とす、頼經時に二歳なるを以て政、政子に出で、義時命を承けて施行す、會々後鳥羽上皇朝儀の恢復を思ひ、承久三年院宣を以て兵を集め、北條氏を討ち給ふに及び、義時は政子と議し、子泰時、弟時房等に大兵を授けて、京都を侵さしめ、連戦官軍を破り、遂に仲恭天皇を廢し、後堀河天皇を立て、また後鳥



(押花時義)

ホウテ

羽、土御門、順徳の三上皇を隱岐土佐佐渡に遷し、延臣以下を處刑す、是に於て義時の威勢天下を歴し、國の大柄悉く鎌倉に歸す、元仁元年卒す(吾妻鏡には雀亂にて卒すとあり、保曆間記、平氏系圖等には、近習に刺殺さるゝとあり)年六十二、鎌倉法華堂東山に葬る(大日本史)

ホウテウリウ

北條流 北條氏長の創めたる軍學の流派○氏長姓は平氏、安房守と稱す、其先遠州の人、高祖父を福島綱成といふ、北條氏綱に屬して姓を北條と改む、氏長慶長十四年に生る、六歳にて徳川家康に謁す、寛永十五年御徒頭と爲る、後ち足輕大将に轉ず、明暦元年大目附となり從五位下に叙し、安房守に任ず、寛文十年五月廿九日卒す、年六十二、氏長幼より兵書を好み、小幡景憲に從うて奥秘を究む、諸士其門に遊ぶ者多く、推して北條流といふ、師鑑抄、雄鑑抄、士鑑用法等の著作あり(武藝小傳、武術流祖錄)

ホウハン

謀判 官印及び私印を偽造するをいふ、關西王時代には私印なき故、官印偽造の刑のみなり、その罰は三代實録仁和元年十二月廿三日の條に「福慶形官印捺偽官符、其罪當近流」とあれば、近流に處せしことを知るべし、されど専ら謀書とのみ唱へて、謀判の熟字はなかりしものごとく、その初見は鎌倉時代たるに似たり、武家時代の利は、全く謀書と同じければ、茲に掲げず、「ホウシヨ」參看、

ホウベイ

奉幣 幣帛(ミテグラ 參看)を神祇に獻するをいふ、また大嘗會の時、伊勢大神宮を初め、五畿七道の大小神社三千百三十二座に、幣帛を奉るを大奉幣といふ、凡朝廷に於て幣帛を頒つには、掌侍まづ神祇官に往きて、これを裏み、主上こ

ホウテ

ホウベ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

ホウカ

れに臨み給へり、其使を奉幣使といふ、臨時の奉幣には、汎く五位以上の人を卜して、これに充つれども、或は其社によりて、姓氏の定まれるものあり、伊勢神宮の王氏に於ける、宇佐大神の和氣氏に於けるが如きこれなり、而して奉幣には宣命あり、又社によりて、其用紙を異にするものあり、伊勢大神宮には紅色を用ひ、賀茂神社には紅色を用ひ、其他は黄色を用ふるがごとし、要するに、奉幣には、諸社の奉幣あり、一社の奉幣あり、私家の奉幣ありて、其事たる實に夥しく、常祀に、臨時祀に、凡祈る所あり、祭る所あれば、輒ち奉幣せざるはなし、今は其中に就きて、一端を擧ぐるのみ、なほ奉幣の事の史に見えたるは、天武天皇の朱鳥元年七月癸卯に、紀伊國なる國懸神、飛鳥四社、住吉大神に獻じたるを初見とす(書紀、古事類苑神祇部)

ホウベイシ

奉幣使 「ホウベイ」を見よ、  
鳳輦 天皇乗御の輿の一、屋形の上に金鳳を据ゑたるより名づく、又鳳輿とも云ふ、御即位、大嘗會、朝親行幸等、尤も重大なる節會行幸等に用ふ、稀には御方違、野行幸等にも用ひたり、なほ牛車(ギツシヤ)の條の挿繪を見るべし(有職抄、輿車圖考)

ホウメン

募縁 佛教にて信施を乞ふことをいふ、勸化、募化、勸進と云ふに同じ、正家通に「僧衆乞ふ施檀越曰募縁」とあり、募縁の記簿を、募縁疏、化疏、勸化帳、勸進帳など云ふ(類聚名物考)

ボクカン

牧監 關西王時代の名職、諸國の牧場を監督し、専ら牧馬の調良貢獻の事を掌る、關西王時代、別當關西諸國開始詳かならず、天長元年信濃牧監二員を減じて一人となす、同四年甲斐に牧監を置く、天安二年信濃牧監を舊に復して二員と

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、  
ト傳流 塚原ト傳の創めたる劍術の流派○ト傳は常陸塚原の人なり、父土佐守、及び飯篠長威齋に就きて天真正傳を得たりしが、兄の蚤死を以て傳脈を繼ぎ、諸國を修行す、此時上泉伊勢守敏を以て名あり、就て其術の秘奥を研む、後ち京都に到り、將軍足利義輝及び其弟義昭に謁し、刀槍の術を授く、門に入りて學ぶ者多し、伊勢國司北畠具教特に傑出す、一ツの太刀を受く、松岡兵庫助また本旨の妙を悟り、其術を以て傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

ボクテンリウ

ト傳流 塚原ト傳の創めたる劍術の流派○ト傳は常陸塚原の人なり、父土佐守、及び飯篠長威齋に就きて天真正傳を得たりしが、兄の蚤死を以て傳脈を繼ぎ、諸國を修行す、此時上泉伊勢守敏を以て名あり、就て其術の秘奥を研む、後ち京都に到り、將軍足利義輝及び其弟義昭に謁し、刀槍の術を授く、門に入りて學ぶ者多し、伊勢國司北畠具教特に傑出す、一ツの太刀を受く、松岡兵庫助また本旨の妙を悟り、其術を以て傳ふ(武藝小傳、武術流祖錄)

ホクサ

北齋 葛飾北齋(カクシカホクサ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホクサ

北朝 南北朝(ナンボクテウ)を見よ、

ホケケ

ホケケノミヤ 北陸宮 本名詳かならず、木曾宮、選俗宮、孫王、今屋殿とも稱す。仁王の王子、後白河天皇の皇孫、以仁王が平氏を討たんとして兵を擧げ、事成らずして薨じ給ふや、王子薨髪して東國に逃れ、尋で前讃岐守重秀(姓關)に從ひ北國に匿る、源義仲これを奉ず、因て髪を薙へ、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安德天皇を奉じて西海に走り、京都主なし、後白河法皇即ち主を立てんことを議するに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせらるのみならず、これを卜するに、王子を立てんことを、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとく王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後ち嵯峨に移住す、寛喜二年薨す(大日本史)

ホケケヤウジ

法華經寺 下總國東葛飾郡中山村の山號正中山、日蓮宗、四大本山の第一祖、原國隆寺傳に、建長五年(一説に六年)日蓮下總に巡化して鎌倉に還らんとし、船橋の渡に至る時に土豪富木常忍太田乘明の二人亦鎌倉に赴かんとして同船し、船中日蓮の説を聽き、常忍先づ感歸し、文應元年宅地を捨て、一字を建立し、日蓮を請す、日蓮此に來りて法華堂と號し、一日の問法華經の功德を説く、乘明等皆感歸せり、尋で常忍出家して日常と號し法華堂に住し、後ち日高、日祐相承す、元應二年十二月、領主千葉胤胤、土地を寄附し、後ち土豪各々土地を寄附して、大に寺域を擴張す、文祿二年日蓮の時、始めて山城の本法寺、頂妙寺、和泉の妙國寺の三寺より、三年目に輪番交代して當寺に住し、日蓮以來の寶物等を守護すること、なる、日慈の時、日

ホケンタンフギヤウ

保險斷奉行 關東鎌倉幕府の職名、諸保即ち市中を巡察して、非違を檢し、是非を斷する事を掌る、地奉行(道路屋敷商賈を掌る、後世の里正に類せり)と共に、保々の本行人と稱し、相助けて事を行へり、保保は、月令に「戸皆五家相保、一人爲長、以相檢察、勿違、非違、如有違客來過止宿、及保内之人、有所行詣、并告同保、知といへる保の意にて、組合の類なり、源賴朝が幕府を開きたるの際に、五家一保の制既に崩れ、家數に關らず、戸の群聚せる所を、普通保と稱し、諸保を總べては、保々といひ、同保相呼びては、保内といへり、なほ後世町々といひ、町内といふがごとし、原國隆起原詳かならざれども、吾妻鏡仁治元年十一月廿一日、寛元三年四月廿二日等の條に、保々奉行人といふことあれば、當時既に此職ありしものなるべし、而して其正しく見えたれば、同書寛治元年六月四日の條に「保檢斷奉行入等、可被檢斷

ホケケ

ホケケノミヤ

北陸宮 本名詳かならず、木曾宮、選俗宮、孫王、今屋殿とも稱す。仁王の王子、後白河天皇の皇孫、以仁王が平氏を討たんとして兵を擧げ、事成らずして薨じ給ふや、王子薨髪して東國に逃れ、尋で前讃岐守重秀(姓關)に從ひ北國に匿る、源義仲これを奉ず、因て髪を薙へ、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安德天皇を奉じて西海に走り、京都主なし、後白河法皇即ち主を立てんことを議するに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせらるのみならず、これを卜するに、王子を立てんことを、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとく王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後ち嵯峨に移住す、寛喜二年薨す(大日本史)

ホケン

ホケン 來と云ふ者其制を破りしかば、日慈、徳川家康に訴ふ、幕府依て慶長十九年七月命を下して舊制を再興し、必ず三寺より三年目に輪番交代して、當寺に住すること、爲さしめたり、寺領五十二石あり、明治四年八月日因の時に至りて之を廢し、十二年日龜一山の制を改革し、諸堂の修繕等に力を致せり、祖師堂、正面に日龜筆德輝殿の額を掲ぐ、元祿十五年六月第五十三世日啓創立す、法華堂、一に四貫堂と云ふ、元は若宮(富木氏の宅地)と云ふ所に在り、日蓮一百日説法の遺蹟なり、後ち今の地に移轉す、安世院、淨光院、法宣院、本行院、智泉院、玉樹坊、陽雲坊、本光坊、淨鏡坊、清水坊、本妙坊、蓮行坊、正善坊等あり、寺域一萬四千七百七十四坪ありき(日蓮宗各本山名所圖會)

緩急罪之旨、及沙汰云々」とあるをばはじめとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中よりこれを奉行したりしが、將軍藤原頼經の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢斷のことは、凡侍所の掌る所にして、所司代以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢斷職をおきたり、「ケンダンシヨク」參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホコ

矛(戈、槍、稍、戟、鉞、鉞) 名義、刺撃に用ふる武器の一種、形、鎗と大差なし、後世専ら儀仗、標識等に用ふ、秀木の義、秀は、身の長くして、秀でたるの意、木は、柄に木を用ふるが故なり、一説に秀遣の義なりといへり、遣は令遣にて、突遣るをいふ、原國隆神代紀に天瓊矛の名見え、また細戈千足國の稱あるを以て、矛が古より存したりしことを知るべし、爾來矛を使用したること、紀記以下の書に散見すること多ければ、當時、刀劍弓矢と共に、重用なる武器たりしや明かなり、然れども専らこれを使用したりしは、王朝時代にありしがごとく、武家時代に入りては、書に見ゆること夥し、なほ王朝時代の末年、即ち源平の頃より以後は手戟(「テボコ」參看)のみ普通に行はれたりしが、室町時代に及び、鎗の盛んに行はるに至りて、遂に衰へたり、されど關八州古戦録に「上杉謙信が從者に手戟を持たしめしことを載せれば、其頃までは、稀には用ひられしものなるべし、なほ儀仗に用ひたることは、神武天皇が橿原に都し給へる時、饒速日命帥内物部造手備矛楯(中略)然後物部乃立矛楯、大伴來目建伏開門、令朝四方之國、以觀天位之貴」と古語拾遺にあることを始めとなせども、これは護衛の爲なりしと解せらるべし、尋で文武天皇の二

年十一月大嘗會の時に矛を飾りしことあり、儀制令には、儀矛は、太政大臣四等、左右大臣二等、大納言一等と見え、準人式にも、威儀用ふる所の木槍百八十竿(長一丈一尺)と見え、爾來即位、大嘗會等の大儀には、必ずこれを飾ることとなりたり、神幣に用ふることは、神祇合の義解に、矛を住吉神に奉ることあれば、古きよりの事にて、後世に至り、重なる神社の神寶には必ず此具あり、神輿出幸の時には儀仗として使用せり、標識に用ふることは、成務天皇の五年九月、國郡に造長を立て、縣邑に稻置をおき、并に楯矛を賜はり表となしたることあり、但し此例は右の外になきをおもへば、廣く行はれざりしなるべし、原國隆(玉を以て飾りたるもの)赤矛、黒矛(柄を塗れる色によりたる名なるべし)、三叉矛(矛の身が三又あるもの)木矛(木にて造りたるもの)鎌槍、鎗尾槍(并に矛の身の形によりたる名なるべし)花槍(武家名目抄に、儀仗の矛にて、鎌刃に花形を付けたるものならんといへり)平文鉞(竿の平文なるもの)長槍(鎌刃の長きもの、後世の鎌はこれより變化せり)手戟、其他なほ多し、詳しくは武家名目抄を見るべし(書紀、古事記、令義解、延喜式、古語拾遺、三代實錄、本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵事部)

ホサ

菩薩 佛經にて、佛の次に位する稱號、梵語、菩提薩埵の略、また菩薩摩訶薩、摩訶薩埵、摩訶菩提薩埵とも云ふ、大心衆生とも、大道心成衆とも譯す、大心有りて佛道に入る衆生の義、菩提は佛道、薩埵は大心衆とも云ふ、覺有情とも譯す、一切の有情を覺悟せしむる衆生の義なり、又開士、高士、大士とも譯す(翻譯名義集、釋氏要覽、佛敎いろは辭典)我國にては、奈良朝時代に行基菩薩あり、元亨釋書に、聖武天皇、天平二十一年正月落飾して戒

を行基大僧正に受く、依て勅して行基菩薩と號す、菩薩號の始めなりと云へども、續紀に「時人號曰行基菩薩」とあるを以て見れば、勅賜の號にあらざるべし、此後、神または高德の僧に、菩薩號を賜へることあり、即ち八幡神に大菩薩の號を賜ひたるが如し、なほ延喜式に、豐前宇佐八幡大菩薩とあり、正安二年西大寺の僧寂尊に、興正菩薩の號を諡り、其後弟子良觀に忍性菩薩、歷量に大悲菩薩を諡れり(續紀、興正菩薩傳、元亨釋書、本朝高僧傳)

ホサツカイ

菩薩戒 佛敎の戒律の一、菩提薩埵(大心衆生)の戒律にして、大乘の修行者の受持する戒律なり、梵網經に「十重禁四十八輕戒」を以てその戒律となせり、我國には最澄始めて盛んに之を主張し、比叡山に大乘戒壇の設立を企てたり、  
ホシカフト 星兜 鉢に星のある兜を云ふ(「カフト」を見よ)、この星の白く磨きたるを星白兜、又は白星兜と云ふ、  
ホシナウチ 保科氏 松平氏(陸奥會津)の條を見よ、  
ホシナウチ 保科氏(上總飯野) 肥後守正光を祖とす、慶長六年關ヶ原役の功を以て、貳萬石を加賜せられ、信濃、高遠に移封す、寛永七年弟正貞大番頭に補せられ、壹萬石を賜ふ、二十年正月義子正之、本姓松平に復し(松平氏陸奥會津の條參看)正貞保科の本記を繼ぐ、慶安元年大阪定番に補せられ、壹萬石加賜、上野國飯野に移る、前封と併せて貳萬石、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)  
○正貞 正景 正賢 正殿 正壽 正富  
正率 正徳 正丕 正益 正昭

ホコ

ホサツ

ホサツ

ホシナ

ホシナマサユキ

保科正之

幼名

幸松殿、私に土津靈神と諱す。關東德川秀忠の三子、家光の弟、保科正光の養子、母は淨光院阿靜の方、神尾氏... 慶長十六年五月生る、秀忠、夫人淺井氏を憚りて子とせず、武田見性院尼、これを田安邸に迎へて撫育せるを以て、武田氏を冒せり、元和二年、秀忠、保科正光に命じて子養せしむ、寛永八年十月家を...

ホリ井

ホリ井ヘイシウ

細井平州

通稱

たるが上に、更に此事あらんは、國用缺乏すべしとて異議を唱ふるものありしに、正之は、國家の用に、國家の財を施すこと、何の不可あらん、もし府庫にのみ儲蓄せん事の思はば、府庫の財途に無用のものとなるべしとて、大阪城庫の金銀を開きて賑救せしめ、また寛文十一年居城各所靈芝生じたるを以て、諸老臣正之に諷し、士民をして、祥瑞を獻せしめんとしたるに、祥瑞の事は、徒らに神怪の説を導くのみ、治道の助にあらずと稱してこれに應ぜず、なほ其領國の内に殉死を禁じ、國家禁令の基を開けり、而して少壯の際は、六韜三略を旦夕し、釋老書を好みたれども、中年以後は、聖人の道を尊崇し、山崎闇齋を聘して、伊洛の學に心酔し、學庸論孟の書を熟覽し、小學、近思錄、通鑑綱目等の書を講說せしめ、病臥と雖、抄讀を廢せず、晩年また吉川惟足の子道説を信じ、卜部家の秘奥を究め、生前に其説を撰み、土津靈神と稱す、關西輔養編、二程治教錄、伊洛三子傳心錄、玉山講義附錄、新編會津風土記、神社記(藩翰譜、徳川實紀、野史)...

ホリエー

ホリエー

細鳥帽子

立鳥帽子

歸る、其間治憲を補導し、教化に務めたる功最も多し、同九年尾張徳川侯平洲を召し、二十人扶持を賜ひ、尋で侍讀となり、明倫堂の督學を兼ね、慶長三百俵を加賜せられ、後更に祿四百石を賜ふ、享和元年六月二十九日卒す、年七十四、江戸淺草天岳院に葬る、關西詩經考、詩經古傳、毛鄭異同考、摩芥錄、平洲小語、嘯鳴節詩集、同遺稿、同和文集(先哲叢談)...

ホリエー

ホリエー

細鳥帽子

立鳥帽子

細長きをいふ、又細立鳥帽子とも稱す、關西柔かにして、堅く塗らず、へりなきもあり、又へりありもあり、一様ならず、關西鎌倉時代以前は、専ら武人の着せるものにして、後三年合戦繪巻を見るに、直垂に細鳥帽子を着けたるもあり、鑑に細鳥帽子着たるもあり、又鉢巻したるもあり、されど其以後には、公卿も着用し、室町時代には、堂上方にも、多くこの細鳥帽子を着したりき、「エホシ」の圖を見よ(貞丈雜記、裝束甲冑圖解)...

ホリエー

ホリエー

細川幽齋

細川藤孝

和源氏、源義長の長男、矢田判官代表清の孫、次郎義季、三河國八名郡細川庄に住す、因て家號とす、曾孫顯氏、足利尊氏を發して軍功あり、九世の孫輝經子なきを以て、長岡藤孝の長男忠興を養子となす、忠興父に従うて信長に仕ふ、天正八年信長、藤孝父子の功を賞し丹後を賜ふ、依て宮津城を築き之に居す、同十年信長試せらる、や、忠興豐臣秀吉と力を戮せて明智光秀を誅す、其後秀吉に従うて屢々戰功あり、慶長元年九月參議となり、從三位に叙せらる、秀吉の薨後、忠興、前田利家を説きて、徳川家康と相せし...

ホリエー

ホリエー

細川氏(肥後熊本)

姓は清

和源氏、源義長の長男、矢田判官代表清の孫、次郎義季、三河國八名郡細川庄に住す、因て家號とす、曾孫顯氏、足利尊氏を發して軍功あり、九世の孫輝經子なきを以て、長岡藤孝の長男忠興を養子となす、忠興父に従うて信長に仕ふ、天正八年信長、藤孝父子の功を賞し丹後を賜ふ、依て宮津城を築き之に居す、同十年信長試せらる、や、忠興豐臣秀吉と力を戮せて明智光秀を誅す、其後秀吉に従うて屢々戰功あり、慶長元年九月參議となり、從三位に叙せらる、秀吉の薨後、忠興、前田利家を説きて、徳川家康と相せし...

ホリカ

ホリカハウチ

細川氏(常陸谷田部)

細川

忠興の二男與元を以て祖となす、與元慶長十四年徳川秀忠に仕へ、十五年七月下野國芳賀郡内の一萬石を賜ひ茂木城に治す、元和二年六月大阪役の功を以て、六千石を常陸國谷田部に加賜せらる、前封と併せて壹萬六千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に...

ホリカハタダオキ

細川忠興

幼

名與一郎、薙髮して宗立といひ、三齋と號す、關西藤孝の子、輝經の養子、幼時、將軍足利義輝の命により、族輝經の家を嗣ぎ、室町家にては大外様衆に列し、足利氏の滅後、父と共に織田信長に屬し、近列とせられ、天正八年父子の功によりて丹波國を賜ひ、八幡山城に治す、十年明智光秀の信長を弑するや、忠興は光秀の女婿たりしを以て、之を招きしと雖も、應ぜず、父と共に京都に入りて薙髮し、異心なきを誓ひ、更に豊臣秀吉と協力して光秀を滅さんことを約せり、既にして光秀敗死するに及び、丹後の内光秀...

ホリカハフチタカ

細川藤孝

幼

の押領せし地を賜ふ、爾來豐臣氏に仕へ、賊ヶ嶽、小牧等の諸戰に従ひ、また紀伊の根來積善寺を襲ひて功あり、十三年七月從四位下侍從に進み、越中守と稱し、十六年左近衛少將となる、文祿の役朝鮮に渡航し、各地に轉戦し、慶長四年石田三成等徳川家康と隙を生じて相争ふや、忠興は、家康に屬したり、五年正月三男忠利を江戸に質と爲す、二月豊後國杵築五萬石を加封せらる、關ヶ原の役、三成の兵と戦うて之を敗り、功によりて三十九萬石を賜ひ、豊前中津城に治し、七年小倉城を築いて移住す、九年參議に陞る、元和元年大阪夏陣の時、家康の帷帳に參したり、六年閏十二月致仕入道し、正保二年十二月卒す、年八十三(藩翰譜、野史、徳川實紀)...



自筆花押

覺慶を本じ近江に葬り、佐々木義賢に依る、此時覺慶還俗して名を義昭と改む、然るに、義賢憂心せるを以て、更に轉じて越前に赴き朝倉義景に依りしが、義景も亦恢復の師を擧ぐるに躊躇せしを以て、藤孝自ら美濃に往いて織田信長に謀る、信長大に喜び、義昭を越前より迎へ、尋で兵を擧げて京都に入り、義昭を奉じて...

ホリカ

ホリカ

ホリカ

ホリカ